

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要項事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1001	1001010	42	郷ノ浦町	42421	離島農地特区	1	農地法第5条に定める一般専用作住宅建設に伴う転用許可権を農業委員会へ			農地法第5条に定める一般専用作住宅建設に伴う転用許可権を農業委員会へ	農地法第5条第1項中、第3条第1項本文の所有権移転について、農地は500㎡と定め無状な分譲を指導し、結果的に残地は荒廃地となっている。農地の有効利用の上からも許可権を農業委員会へ移譲されたい。	住宅等建築物の建設を伴う転用に限っては、現地の状況等がよく判断できる地元農業委員会が許可できるようにしたい。		農地法第5条に定める一般専用作住宅建設に伴う転用面積の上限を最高限度は500㎡と定めているが、条件が悪い環境、小さい農地の耕作放棄地は年々増加する中で、このような農地も500㎡以下に分譲を求められ、結果的にその残地は荒廃地となっている。	農林水産省	1001080	
1002	1002010	1	南幌町	1423	農的暮らし推進特区	1	農業に取り組みようとする個人または法人が小規模な農地を取得できるよう、農地の権利移動後の合計面積要件(都府県は50アール、道は2ヘクタール以上)の緩和	10106	C-2	南幌町は道都札幌市に隣接し、地理的条件にも恵まれていることから、近年自家消費用農地の購入希望者が増えている。しかしながら農家地区には離農跡地があるものの一部農地が空まれているため、売却不可能な農地が点在している。農業青年基金法では経営移譲を行う場合、必要最小限の農地(自留地-北海道では20aまで)を所有できることから、自家消費として一部農地を残している非農家世帯が増えている。これらの非農家世帯が高齢化等の事情で転居を余儀なくされた場合、一部農地(主に畑)については、水田地帯である本町の隣接農業者には購入意欲がなく、放棄された土地(農地余め)が増える傾向にあることから、離農跡地の荒廃を防ぎつつ、一般住民が農的暮らしに親しみを持ち、さらに地域農産物の活性化にも寄与するため再提案する。	一般住民が離農宅地を購入する場合、それに附帯する農地についても購入可能とする。	農地法第3条第2項第5号においての農地の権利移動後の合計面積要件(都府県50a、北海道2ha)の下限面積の制限について	下限面積の要件廃止	一般住民は小規模でも農地を購入できないため農村へ移住が来ず農的、自給的な小規模農業もできない。	農林水産省	1001090	
1002	1002020	1	南幌町	1423	農的暮らし推進特区	2	農地転用許可要件の緩和	10113	C-2	離農者が住宅新築または家族の住宅建設に当り、既存の宅地が狭小のため自己所有の農地(耕作地)に建設を計画しても一般住民(離農者)のため、農地転用は不可能(第1種農地)なことから、許可要件の緩和について再提案する。	離農者(一般住民)所有の農地(第1種農地)について一定条件のもとに農地転用を可能とする。	農地法施行令第1条の10第1項第2号のイと農地法施行規則第5条の2について	一般住民(離農者)に対する農地転用の制限緩和	離農者が住宅新築または家族の住宅建設に当り、既存の宅地が狭小のため自己所有の農地(耕作地)に建設を計画しても一般住民(離農者)のため農地転用は不可能である。	農林水産省	1001100	
1003	1003010	17	石川県小松市	17203	飛行場周辺経済振興特区	1	移転補償により買入れた土地(国有地)の使用制限の緩和			国有財産(行政財産)の処分等の制限により、土地の有効利用ができないため、規制の特例を設けることにより、国有地の集約などを図り、レクリエーション施設等を整備する。	国有財産法第18条において、行政財産の貸付、交換、私権の設定ができないことについて	貸付、交換、私権の設定を容認する		貸付、交換、私権の設定については、国有財産法第18条において認められていない。	防衛庁財務省	2100010	
1003	1003020	17	石川県小松市	17203	飛行場周辺経済振興特区	2	移転補償により買入れた土地(国有地)の使用制限の緩和			移転補償により買入れた土地の使用の制限により、土地の有効利用ができないため、規制の特例を設けることにより、移転跡地の集約などを図り、レクリエーション施設等の整備をする。	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条において、買入れた土地の利用については、地方公共団体に対して花壇、消防施設等定められた使用形態しか認められていないことについて	利用の制限を撤廃し、有償で民間等にも使用を認める		移転補償により買入れた土地については、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条において民間等への貸付は認められていない。	防衛庁	2100020	
1003	1003030	17	石川県小松市	17203	飛行場周辺経済振興特区	3	土地開発公社保有地と賃貸等制限の緩和	4470	A	土地開発公社保有地の使用制限があり、土地の有効利用ができないため、規制の特例を設けることにより、土地の賃貸による企業立地を図る。	公有地の拡大の推進に関する法律第17条において、業務の範囲が定められており、賃貸等が制限されていることについて	土地の賃貸を認め、賃貸土地に建築物の建築を容認する		土地開発公社用地の賃貸については、公有地の拡大の推進に関する法律第17条において業務の範囲が定められており、賃貸が一定範囲に制限されている。	総務省	0400610	
1004	1004010	1	小平町	1482	鉄道事業法改正特区	1	鉄道事業の受委託可能範囲の拡大			鉄道事業に関しては管理の受委託についての許可はあるものの、事業者自らが行う業務については委託を禁止していることからこれらについても許可がなされるよう提案する。	鉄道事業法第24条において名義の利用等を禁止している事項及び同法施行規則第59条第1項の管理等の受委託の範囲に関する事項について	鉄道事業の受委託を禁止している法令を改正し、民間企業による事業の実施を容認する		鉄道事業法第24条では名義の利用等を禁止しているほか、同法施行規則第59条第1項では受委託可能な範囲が決められている。	国土交通省	1207010	
1005	1005010	16	富山市	16201	農業用水ミニ水力発電特区	1	土地改良区が、売電可能な電気事業者となることへの規制の緩和			土地改良区が、自ら持つ資源(農業用水)を活用して「自ら(自由に)発電し、売電による利益を土地改良施設の維持管理費用に充当するなど、土地改良区の基盤強化を図るため、土地改良区が、売電可能な電気事業者となることへの規制緩和をお願いしたい。	土地改良法第15条の規定により、土地改良区が行う事業が制限されており、現状では、土地改良区が売電を目的とした発電を行うことができない。	土地改良事業(維持管理を含む。)として、水力発電事業ができることへの規制の緩和		自らの持つ資源(農業用水)を、自らが活用したくとも、非営利事業団体であることから売電を目的とした事業ができない。	農林水産省	1001110	
1005	1005020	16	富山市	16201	農業用水ミニ水力発電特区	2	発電水利権取得に係る規制の緩和			農業用水の水利権がある場合、発電水利権の取得許可を要せず、届出のみで取得できるように水利権の取得に係る規制の緩和をお願いしたい。	農業用水利権があっても、その水を使って発電を行うことができます。河川法第23条の規定により、新たに水力発電用の許可申請が必要となる。	農業用水の有効利用と発電水利権取得に係る規制の緩和		農業用水利権の地に発電の水利権が必要であり、再度、発電としての許可申請が必要である。	国土交通省	1204050	
1006	1006010	1	深川市	1228	農村生活推進特区	1	農業に取り組みようとする個人又は法人が小規模な農地を取得できるよう、農地の権利移動後の合計面積要件(都府県は50アール、道は2ヘクタール以上)の緩和	10106	C-2	食料の安定供給や多面的機能の発揮など地産地消を通じた安心・安全な食品の確保と農村地域の活性化のため、より多くの住民が小規模な農業生産や農的暮らしに親しみ、コミュニティの形成や農村の定住対策として必要となるため、	現行の農地法では、北海道においては2ヘクタール以上の農地を取得しなければ農業を営むことができないため、条件不利地では耕作放棄が進むことか、地産地消を通じた安心・安全な食品の確保、農村地域の活性化などに資するためには、より多くの住民が小規模な農業生産や農的暮らしに親しめるようにする必要がある。無秩序な農地の転用を招かない配慮をしつつ、農地の取得に対し規制の緩和を行い、地域の振興や適地における定住対策としても推進する必要があるため。	農地法第3条第2項第5号において定める農地の権利移動の制限について	農的暮らしができるよう下限面積を20アールに引き下げる。(農業青年基金法施行規則第25条に定める日常生活に必要な最小限度の面積を基準とする。)	中山間地域や耕作放棄地などの条件に適合する地域に限定する。	農地の取得制限については農地法第3条第2項第5号により北海道にあつては2ヘクタールと定められており、小規模の農地取得はできない。	農林水産省	1000420
1007	1007010	1	深川市	1228	アグリビジネス推進特区	1	農林漁家が民宿を行う場合の旅館業法上の規制の緩和又は放棄	9411	B	全国的に実施として簡易宿泊所の面積要件を適用しないこととすることについては、本市が提案している主旨とは違っています。本市の提案は、面積要件以下の事業を法の適用除外として扱うこととするものです。	現行の旅館業法では、基準以下の営業は認めないこととされており、都市住民の求めや受け入れる事業者が宿泊を副業として実施したいが、現行法では、現在の農家住宅では改善を必要とするもので、コストが高くなり取り組みがでない。一家族あるいは数名の宿泊対応であり、難しい条件農業経営の中で農業の理解と副業としての取り組みができるようにするため。	旅館業法第3条において定める旅館業法施行令第1条の構造設備の基準に適合しない基準以下の面積営業について	基準以下の面積営業については、届出のみで営業として容認する。		宿泊営業については、旅館業法第3条において定める旅館業法施行令第1条の構造設備の基準に適合しない基準以下の面積営業はできないとされている。	厚生労働省	
1008	1008010	1	沼田町	1438	雪氷冷熱エネルギー等活用推進特区	1	都市計画法に定める開発行為許可不要施設の範囲拡大			「省エネとCO2削減、また、低コストによる事業効率性の向上が期待される雪氷冷熱エネルギー等の活用推進を図る上において、都市計画法に定める開発行為の許可不要要件を拡大することによって、事業実施の迅速性を確保するとともに事業者の特区区内への投資意欲を高揚させるものとする。	都市計画法第29条第1項第9号において定められている「政令で定める公益上必要な建築物」について、 政令～都市計画法施行令第21条	「公益上必要な建築物」の対象範囲に「雪氷冷熱エネルギー等活用施設」を加える。	事業計画を精査し、左記の目的に適合すると判断される雪氷冷熱エネルギー等活用施設に限定する。	許可申請には多大な労力と時間、経費を要し、迅速な事業展開を阻害している。	国土交通省	1200080	
1008	1008020	1	沼田町	1438	雪氷冷熱エネルギー等活用推進特区	2	農地法に定める農地転用許可要件の緩和			「省エネとCO2削減、また、低コストによる事業効率性の向上が期待される雪氷冷熱エネルギー等の活用推進を図る上において、農地法に定める農地転用の制限を緩和することによって、事業実施の迅速性を確保するとともに事業者の特区区内への投資意欲を高揚させるものとする。	農地法第4条第2項において「前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合は、するがことではない。ただし、…その他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない」とされている規定。 政令～農地法施行令第1条の10	「雪氷冷熱エネルギー等活用施設」の設置に係るものについては、同項ただし書きにある「政令で定める相当の事由」に該当するものとする。	事業計画を精査し、左記の目的に適合すると判断される雪氷冷熱エネルギー等活用施設に限定する。	農地法第4条第2項の規定により農地の転用には厳しい制限が課せられており、地域の特性を生かした多様な取り組みを阻害している。	農林水産省	1000490	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要項事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1009	1009010	15	新潟県十日町市	15210	住居表示十日町方式	1	住居表示に関する法律により、その表示方式が種類に規定されているものの特例としての採用				『住居表示に関する法律』における住居表示の方式には制限があり、地域の草草に合った形式での住居表示が実現できないため、要望に応じた表示方式の採用を可能とする	『住居表示に関する法律』(住居表示の原則)第2条における、表示方式の制限について	『住居表示に関する法律』における街区方式・道路方式の他に、歴史的に形成されてきた単位である、行政区(当市の場合、町名)であり、町内自治組織でもある)を基本とした、市町村独自の方式を容認する事項を加える。		住居表示の方法については、『住居表示に関する法律』第2条において、街区方式・道路方式のみで定められており、地域の実態に合った表示方式での実施が不可能。	総務省	0400220
1010	1010010	1	長沼町	1428	幼児の給食特区	1	保育所の調理室設備設置義務の緩和				保育所の調理室設備設置義務の緩和を図り、学校給食センターで効率的な給食調理を行う	児童福祉施設最低基準 第32条 調理室 第5章 保育所(設備の基準)	調理室の設置義務の緩和		施設の有効利用が図れない	厚生労働省	
1010	1010020	1	長沼町	1428	幼児の給食特区	2	学校給食センターの弾力的運用				学校給食センターで幼児の給食調理を可とする弾力的運用		幼児期における学校給食の普及		幼児の給食調理ができない	文部科学省	
1011	1011010	10	群馬県	10000	土地開発公社保有地活用特区	1	公社の保有する土地の売却制限緩和及び建売分譲、定期借地権設定の容認				公社の所有する土地の処分及び賃貸の制限を緩和し、保有地を有効に活用することで、企業等の誘致及び定住人口の増加による、経済の活性化を図るとともに、市町村財政等の改善を図る。	公有地の拡大の推進に関する法律第9条第1項第3号の政令(公社の先行取得権)第5条第1項第3号及び同法第17条第1項第2号(公社の保有地の建売分譲、定期借地権の設定の制限)	1. 公社の保有している先行取得権の民間売却における制限緩和(宅地のみから商業・工業用地としての売却範囲拡大) 2. 公社による土地活用事業における建売分譲、定期借地権の設定を可能にすることによる業務の多様化	土地開発公社の先行取得用地は、民間売却するに宅地のみが認められていないため、商業及び工業用地として売却できず、企業等の誘致ができない。また、土地開発公社が分譲する住宅地には、建売分譲、定期借地権の設定が認められていないため、消費者のニーズに適合することができず、定住人口の増加を効果的に図ることができない。	国土交通省	0400620 0400630 1200010	
1012	1012010	10	群馬県	10000	環境調和型地域形成特区	1	再生利用されることが確実な一般廃棄物の利用に関する規制緩和				再生利用されることが確実な一般廃棄物について、都道府県知事の指定を受けることで、収集、運搬及び処分が行えるよう特例措置を講じる。	廃棄物処理法第7条第1項及び第4項、同法施行規則第2条第2号及び第2条の3第2号の規定により、市町村長の許可又は指定を受けた者以外一般廃棄物の処理等を行えない。	再生利用が確実な一般廃棄物の処理を行う者について都道府県知事の指定を制度化する。		一般廃棄物を収集等する場合は、市町村長の許可又は指定が必要。資源として一般廃棄物の円滑な物流を確保するためには、市町村の区域は狭小。	環境省	1300470
1012	1012020	10	群馬県	10000	環境調和型地域形成特区	2	未利用エネルギーを用いた電力、熱の供給に関する規制緩和と安定供給体制の確保				①未利用エネルギーを用いた電力を、既存の電力会社の配電線を利用して特定の地域の家庭等に容易に供給できるよう特例措置を講じる。また、併せて供給電力の安定を確保するための措置を講じる。②未利用エネルギーから得た熱を、一定地域の家庭等に容易に供給できるよう特例措置を講じる。	特定規模電気事業者は、一定規模の需要に応じる電気の供給を行う者と定められている。小規模の地域内電力は安定供給性に劣り、大規模電力会社によるバックアップが必要。経済産業大臣の許可がなければ、熱供給事業を営めない。	①未利用エネルギー起源の電力を一般電気事業者の配電線を利用して特定の地域の家庭等に供給する者。②特定規模電気事業者に加え、③未利用エネルギーから得た熱を一定地域の家庭等に供給する事業を容易に行えるようにする。	地域における電気・熱エネルギー供給事業の実施に対する制約が大き。	経済産業省	1130110 1130140 1130150	
1013	1013010	10	群馬県	10000	アグリピア特区	1	農業協同組合が農業経営を行う場合の規制緩和				JJAが主体的かつ直接的に、農産物生産活動を含む農業経営その他農地を活用した事業に取り組みるよう、JJAの事業範囲の制限を緩和する。	農業協同組合法第11条の十五の二第一項により、JA自らが耕作し農産物を販売することは出来ない。	JJAによる農業経営を容認する	※農地保有合理化法人格の取得では、①保有する農地に対しては管理保有と研修目的の生産しか認められていないこと ②手続き・要件等が煩雑なこと等により、不満足。 ※農業生産法人の子会社化ではなく、直営による事業拡大を求めている。	JAは、自ら農産物を生産し、販売すること等によって、利潤を追求することが出来ない。	農林水産省	1001190
1013	1013020	10	群馬県	10000	アグリピア特区	2	農業協同組合が農業経営を行う場合の規制緩和				総会の3分の2以上の同意を得たうえで後日組合員全員に通知により決定する。この方法に準じて議決する。	農業協同組合法第11条の十五の二第三項により、同条第一項の規定により組合員又は総会委員又は総会委員の3分の2以上の書面による同意を得なければならない。	法律で規定されている組合員の書面同意要件を緩和する。		手続きに時間がかかる	農林水産省	1001200
1013	1013030	10	群馬県	10000	アグリピア特区	3	農業協同組合に対する農地所有制限の緩和				JJAが主体的かつ直接的に、農産物生産活動を含む農業経営その他農地を活用した事業に取り組みるよう、JJAの農地取得制限を規制緩和する。	農地法第3条第2項(二号、二号の二、四号、五号、八号)によって、JAは農地の所有を認められていない。	JJAによる農地所有を容認する	提案事項番号01に同じ	JAは、自ら農産物を生産し、販売すること等によって、利潤を追求することが出来ない。	農林水産省	1000040
1014	1014010	41	伊万里市	41205	伊万里サステイナブルフロンティア知的事業特区	1	再生可能な自然エネルギーの研究開発及び実証研究の推進、新技術の創出を図るため、海洋温度差をはじめとする自然エネルギーによる発電実験における電気事業法の規制を緩和				エネルギー及び環境に関する研究を行う際に発電を行う場合、電気事業法の規定に基づき発電実験を実施しなければならない。海洋温度差発電の研究開発及び技術開発を行うには、高圧電圧や加熱器などを試作しながら研究開発を行うが、試作した発電用の機材を設置し実際に発電試験を行う場合は、電気事業法で工事計画の認可、保安規定の届出、主任技術者の選任、安全管理措置などの種々の規制があり、試作した機材を設置し発電試験を実施する際に、そのつど各種の規制をクリアするために時間を伴い、国際的に競争可能な技術開発の機軸性、スピード、コストパフォーマンスに支障をきたしている。そこで、研究のスピードを速めるため、海洋温度差をはじめとする自然エネルギーによる発電の実験においては、単体で発電出力100kW以下の工作物、電気事業法第3条第2項に規定する「小出力発電設備」として一般用電気工作物と位置づけ、自己責任のもと自己管理のみで対応できるように規制を緩和するものである。	対象となる電機工作物は、海洋温度差をはじめとする自然エネルギーによる発電の実験に使用されるもので、単体での発電出力が100kW以下で、実験施設内の電氣的に閉鎖された区域の中で電力が消費されるものに限定する。	海洋温度差をはじめとする自然エネルギーによる発電の実験に使用されるもので、単体で発電出力が100kW以下で、実験施設内の電氣的に閉鎖された区域の中で電力が消費されるものに限定する。また、タービンと発電機を接続する前に、トルクメータによる試験を行い、十分に安全性について実証できた後に発電の実験を行う。	燃料、機械、電気等の専門家等が、運転状況の監視や点検・メンテナンスを実施するとともに、機器故障時や災害等の非常時の保安体制を整備するとともに、これらの事項を明確にルール化する。また、タービンと発電機を接続する前に、トルクメータによる試験を行い、十分に安全性について実証できた後に発電の実験を行う。	海洋温度差発電の研究開発及び技術開発を行うには、高圧電圧や加熱器などを試作しながら研究開発を行うが、試作した発電用の機材を設置し実際に発電試験を行う場合は、電気事業法で工事計画の認可、保安規定の届出、主任技術者の選任、安全管理措置などの種々の規制があり、試作した機材を設置し発電試験を実施する際に、そのつど各種の規制をクリアするために時間を伴い、国際的に競争可能な技術開発の機軸性、スピード、コストパフォーマンスに支障をきたしている。	経済産業省	1160010
1015	1015010	40	福岡県田川市	40206	産業地域開発規制緩和特区	1	不動産登記法第81条の3第1項において、証書担保登録は合筆の禁止事由とならない緩和措置				証書担保登録令第18条による申請、すなわち同一の申請で数箇の不動産に登記を行った場合であって、個々の不動産に別々に支払いを行わず、一括して支払いを行った場合、当該申請に係る土地の合筆を行ったとしても、支払いを行った土地の範囲は確定しており、位置関係も明確であるため、支払いの事実関係が明確不明確になるものではない。従って、不動産登記法第81条の3において先取特権、質権または抵当権に関するものについて、登記原因、日付、登記の目的、受付番号が同一の登記については合筆が認められていることから、証書担保登録令第18条による申請の場合は合筆を可能とするよう明記する必要がある。また、証書担保登録令第18条による申請以外の証書担保登録がなされている土地の合筆が可能とするため、一度抹消し再登録できる方法の確立を講じる必要がある。	不動産登記法第81条の3第1項 地役権以外の権利の登記がある場合の土地の合併を禁止	不動産登記法第81条の3第1項で規定している先取特権等に関する緩和措置		証書担保登録において、登録された範囲において証書担保は証書担保を免責されるが、原則的に合筆を許せば予定担保を行った範囲以外の土地について登録がなされる結果となる恐れがあるので、支払いの事実関係が明確不明確になることが予見される。そこで、証書担保登録令第18条による申請、すなわち同一の申請で数箇の不動産に登記を行った場合であって、個々の不動産に別々に支払いを行わず、一括して支払いを行った場合(支払いの原因、日付、目的、登録番号が同一のもの)に限り、不動産登記法第81条の3第1項で規定している先取特権、質権、抵当権に準じて合筆ができるよう関連その他に明記する特例措置を講じる必要がある。	法務省	0500120 1160010

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(分類コード)	規制の特例事項(分限番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1025	1025010	12	千葉県君津市	12225	君津インターチェンジ周辺産業活性化特区	1	市街化調整区域内優良農地の開発規制の緩和				市街化調整区域の農業用地であるため開発規制があり、商業施設等が立地できず、インターチェンジを活用した産業の活性化が図れないため、開発規制に係る特例を要望する。	都市計画法第34条の運用について、優良農地については厳しく運用することとなっている。	都市計画法第29条第1項の、開発許可権者を特区内については市町村長とする。	鉄道新駅や高速道路沿道など、地域開発に大きなポテンシャルを生じる区域で、かつ、市町村の基本構想等で計画的な開発が位置づけられた区域とする。	市街化調整区域内の開発行為については、都市計画法第34条に規定される要件に該当しなければ許可してはならないとされており、優良農地の開発については厳しく制限されている。	国土交通省	1200140
1026	1026010	1	増毛町	1481	歴史的遺産校舎保存継承特区	1	教育施設建設に関する寄附行為の緩和				市町村立の小学校の維持修繕に対して寄附金を募ることを禁止した地方財政法の規制を緩和を求め提案です。本市には、北海道産産に選定された築66年の増毛小学校の大型木造校舎があり、増毛町内は無数の古民家・校舎を後継活用する方が多くあります。北海道産産選定時には北海道内や全国から多くの支持が寄せられました。本市においてもその歴史的価値を再認識するとともに、将来にわたり現校舎を保存活用していくと作業を進めているところです。しかしながら、校舎の維持改修費用には多額の財源が必要となるために財政的に厳しい地方自治体としては、その負担に苦慮しているところです。そこで、歴史的遺産として教育施設の維持改修を推進し、将来にわたり小学校校舎として使用していくとともに北海道産産としての歴史的価値を高め、更に歴史的観光資源として有効利用を図られ都市との交流に寄与できることや施設を活用した文化活動も推進できることから、先に述べた費用負担の規制緩和を進めることで地域社会活動及び地域経済の活性化につながるものと。	「地方財政法第27条の4項」及び「地方財政法施行令第16条の3項の2」において「市町村立の小学校及び中学校の建物の維持及び修繕に要する経費」を市町村が住民にその負担を転嫁する制限について	歴史的遺産として選定された教育施設(学校校舎)の保存活用を図る場合に対する財源調達と有志の方より寄附金を募ることができるようにする。	歴史的遺産などに指定された学校施設に限定する。	市町村立の小学校及び中学校の建物の維持修繕に要する経費については、地方財政法第27条の4項及び「地方財政法施行令第16条の3項の2」により、住民に対し、直接であると同様であると問わず負担を転嫁できない。	総務省	0402010
1027	1027010	12	千葉県鎌倉市	12213	交通安全特区	1	交通規制に関する公安委員会の権限を市道に限り警察署長に委任				公安委員会の交通規制の権限を、市道に限り警察署長に委任し、市民からの要望に迅速に対応できるようにするため。	道路交通法第4条第1項により、公安委員会のみが実施できるとされる事項について	市道に関する部分のみ警察署長が実施することを容認する。		交通規制については、道路交通法第4条第1項により、公安委員会が行うこととされており、迅速な対応ができない。	警察庁	0100160
1028	1028010	12	千葉県鎌倉市	12213	グリーン・エミッション特区	1	植物系廃棄物のリサイクル施設の設置促進・環境緑化産業の振興のための能力基準の緩和				植物系廃棄物処理施設を設け、環境緑化産業の振興を図るため。	廃棄物処理法施行令第5条の処理施設の定義における能力基準について	廃棄物処理施設の能力基準を引き下げる。		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条で、日量トン以上の処理能力を有する施設は県の許可が必要とされている。	環境省	1300580
1029	1029010	12	千葉県鎌倉市	12213	市民農園特区	1	市民農園の開発者の農業生産法人や民間企業への拡大				市民農園事業への参入自由度を増やすことにより、利用者ニーズに合った良質な市民農園整備促進と農地の有効利用を図るため。	市民農園整備促進法第3条に規定する基本方針及び同法7条第1項で規定する市民農園の認定要件について定められている事項について	基本方針については、市民農園を整備を認定できる地域として市民農園特別区域を指定できるものとする。市民農園の認定要件については、市民農園特別区域を加える。	「市民農園区域又は市街化区域」以外の区域では、市民農園を整備できない。	農林水産省 国土交通省	1000830 1203150	
1030	1030010	12	千葉県鎌倉市	12213	まちづくり推進特区	1	①都市計画法の開発許可の基準に関する制限緩和				①開発許可に関する基準制があることから、民間の開発が行いにくい状況にある。	都市計画法第33条において開発許可の基準が設けられており、道路幅員の確保や公園の設置、及び排水施設の設置が義務づけられている事項について	道路の最小幅員や公園の面積要件を緩和したり、公共施設整備費用の一部を行政が基金として管理し一定の時期に基金により整備できるようにする。	まちづくりの基本方針を住民、行政で決定した地区に限定	開発許可に関する基準制については、都計法第33条において基準が設けられており、道路幅員の確保や公園の設置、及び排水施設の設置が義務づけられており行政に委託できない。	国土交通省	1200090
1030	1030020	12	千葉県鎌倉市	12213	まちづくり推進特区	2	②土地区画整理法の技術基準に関する制限緩和				②まちづくりに関する土地区画整理法技術基準に関する制限があるため、魅力的で特色ある自主発足のまちづくりに弾力があるため	土地区画整理法施行規則第9条により上記と同様な技術的基準が定められている事項について	道路の最小幅員や公園の面積要件を緩和したり、公共施設整備費用の一部を行政が基金として管理し一定の時期に基金により整備できるようにする。	まちづくりの基本方針を住民、行政で決定した地区に限定	土地区画整理法については法規則第9条において基準が設けられており、道路幅員の確保や公園の設置、及び排水施設の設置が義務づけられており行政に委託できない。	国土交通省	1203260
1030	1030030	12	千葉県鎌倉市	12213	まちづくり推進特区	3	③都市計画法の用途地域の決定、変更に関する手続きの緩和				③都市区画整理法の用途地域の決定、変更については事務手続きが複雑なため柔軟に対応していくため	都市計画法第19条において都市計画の決定、また同第21条で都市計画の変更をするのに必要な手続き事項について	③当該要件を撤廃し市町村に権限を委譲すると共に手続きを簡便化し、まちづくり条例に権限を委譲する。	③まちづくりの基本方針を住民、行政で決定した地区に限定し、事前に地域住民等と合意形成をすることが前提。	③一度きり決定をする土地利用がされにくく、逆に進めるとハラスの懸念も出てまいります。また、部分的に用途を変更したい時に柔軟な対応ができない。	国土交通省	1203580
1030	1030040	12	千葉県鎌倉市	12213	まちづくり推進特区	4	④建築基準法の用途地域の制限の緩和				④建築基準法の用途地域の適用に柔軟に対応し、土地利用の増進を図っていくため	建築基準法第48条で用途地域の用途が定められている事項について	④当該要件を緩和しまちづくり条例に権限を委譲する。	③まちづくりの基本方針を住民、行政で決定した地区に限定し、事前に地域住民等と合意形成をすることが前提。	④用途地域の設定を部分的に緩和するためには、特別用途地区を設定する必要があり柔軟な対応には無理がある。	国土交通省	1203630
1031	1031010	12	千葉県鎌倉市	12213	公共施設目的外使用特区	1	補助金適正化法による財産処分制限の緩和並びに事務手続きの簡略化				本来補助金を受け取得した土地・家屋については、補助金交付対象の目的以外の使用は基本的に認められていないが、補助金交付対象の目的以外の目的であっても一定期間活用(貸付)することが認められることにより、そこで福祉支援サービスの提供や一時的資材置き場や駐車場として利用することにより、周辺地域の福祉サービスの向上や経済活動を助成することができるようにするため。	補助金適正化法第22条並びに同法施行令第13条と第14条の規定による財産処分制限について	本来補助金を受け取得した土地・家屋に限りは、補助金適正化法の規制により補助金交付対象の目的以外の使用は基本的に認められず、もし許可を受けようとする手続きに時間がかかり、またその許可期間が狭い。そこで補助金交付対象の目的以外の目的であっても一定期間活用(貸付)することが認められることにより、その資産をより効率的に活用することができるようにする。	認められる他の目的とは、地域活動活性化に繋がるものに限定する。	補助金を受け取得した土地・家屋については、補助金適正化法第22条、同法施行令第13条及び第14条で、補助金交付対象の目的以外の使用は基本的に認められておらず、また正規の手続きによる他の目的への利用も可能になる場合もあるが、その手続きには時間がかかり、その範囲も制限されている。	財務省	0700010
1032	1032010	11	上尾市	11219	アンビークJ特区	1	当せん金付証券法第4条の規制緩和				宝くじの発行を、中核市、特別市まで拡大するよう規制を緩和し、地域限定の「アンビークJ」地域限定のミニ宝くじを発行することにより、地方分権に資する地方独自の事業に資することができる。また、地域の核となる都市を中心に広域で発行できるようにすることにより、地域の一体感の醸成と市町村合併の推進にもつながる。	上尾市 または、上尾市・横川市・伊奈町	上尾市で「アンビークJ」を発行し、福祉、教育などの独自事業や公共事業の財源とすることができ、併せて市民の市政への参加意識を醸成させることができる。	当せん金付証券法により宝くじの発行は、一般市町村には許可されていない。	総務省	0402080	
1033	1033010	11	上尾市	11219	コミュニティFM広域化特区	2	コミュニティFMの放送エリア広域化特区				災害時のほか、地域に即した情報を伝え、地域経済の活性化と、地域のポラリティによる市民参加が図られ地域の活性化が期待できる。しかし、放送エリアが市域に限られているため、スポンサーも限られており、運営は自治体の補助金や市政債の広告収入に頼るところが多く、厳しい経営となっているので、放送エリアを拡大することによりスポンサーも増え、新たなFM局を開局し、指定電波強度、被干渉、与干渉の許容範囲で広域的な放送エリアへの緩和を行う必要がある。	上尾市・横川市・伊奈町	従来、市内だけのスポンサーしかつかないことが、コミュニティFMを推進していったが、放送エリアを拡大することにより、今まで以上にスポンサーがつかえること、また、隣接する市町村でのグループの活動が活発になり、在任外国人への市政情報の提供や、外国人と日本人とのコミュニケーションの展開などへも影響し、聴取者の増加など、相乗効果が期待できる	1 放送エリア拡大に伴う法定電波強度の相違 2 放送エリア拡大に伴う、与干渉、被干渉			
1034	1034010	11	上尾市	11219	臨時職員の長期任用特区	3	地方公務員法の臨時職員の任用期間の緩和				臨時職員の任用に関する期間の制限があるため、能力のある臨時職員を継続して雇用することができない。任用期間を延長することにより、慣れた業務を続けられ、円滑な業務を行うことができる。	地方公務員法第22条第5項より、臨時的任用期間が1年とされている制限について	3年まで育児休業が認められ、労働基準法の改正により期間付き雇用期間も年になったことを受け、地方公務員法においても数長3年まで代替職員を継続して任用できるよう緩和する。	臨時職員の任用に関する期間の制限については、地方公務員法第22条第5項において、臨時的任用は1年をこえられない。	総務省	0401060	
1035	1035010	11	上尾市	11219	特設保育士「保育園ヘルパー」特区	4	地方公務員法の臨時職員の保育士資格の緩和				臨時職員にも保育士の資格が必要となるため、即戦の臨時職員臨時職員の任用については、市町村長で認定を行い特設保育士が、児童の保育に関することのみを行うことができるようにする。	時間外保育にかかる保育士の資格取得要件	延長保育の実施により、短時間勤務の臨時職員を任用しているが、今後安定した人材の確保と、安定した雇用形態にするため、保育士の業務の拡大、児童の保育について対応できる市町村の特設保育ヘルパーとして保育を行うことができるよう保育士の資格を緩和する。	平成16年11月から保育は保育士の資格が必要となっているが、時間外保育までこの資格要件があると、時間外保育のサービスが提供できなくなる恐れがある。	厚生労働省		
1036	1036010	11	上尾市	11219	登記簿原本オンライン特区	5	登記簿原本のオンライン化				事務手続きの簡素化を図るため。	土地・建物の登記簿原本	法務局で管理している土地・建物の登記簿原本を法務局と地方公共団体のオンライン化により閲覧を可能にする。	パスワードを設定する。	業務の中で土地・建物原本を確認したいとき、法務局出張所まで行かなければならず、時間、労力、経費の無駄である。	法務省	0500150
1037	1037010	11	上尾市	11219	居室の採光特区	6	居室の採光に関する規定の廃止				建築計画の自主性や自由度が向上する。	居室の開閉部	居室の採光に関する規定の廃止	なし	1. 近年では照明設備の技術の発達があり、法で制限する必要がなくなった。 2. 工業地域に住宅が多く建築されている現状を見ると、用途地域による採光制限をすることは矛盾している。	国土交通省	1206270
1038	1038010	11	上尾市	11219	既存不適格建築物の更新特区(区画整理地内)	7	土地区画整理事業の推進に既存不適格建築物の更新がネックとなっている				土地区画整理事業の円滑な進捗を図るため	建築基準法施行令第137条の4	条文 敷地内を移転先地にも広げ 1. 2倍を従前と同一規模に	移転については建築基準法第3条、同施行令第137条の4により規制されており建築できない。	国土交通省	1206400	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要項事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1054	1054060	12	千葉市	12100	環境リサイクルスポーツ特区	1	関税法の保税地域の指定要件の緩和				・国際試合における対戦相手国の酒類を保税扱いとし、消費を促進 ・国際交流に寄与 ・話題性を高める。	外国産酒類の保税の場所・条件の緩和	球技場を保税施設地域に指定		集客性や話題性、国際交流の視点も必要ではないか。	財務省	0700380
1055	1055010	12	千葉市	12100	中心市街地活性化特区	2	空き店舗を用途変更して再利用する場合の建築確認手続きの緩和				・申請図書作成等の事務負担軽減、起業家支援 ・いわゆる「シャッター通り」化の防止・解消 ・「賑わい感」の創出	現行では、用途変更を不要とする範囲は100㎡以下に限定されているが、これを拡大する。	1階部分のみの再利用の場合は、建築確認申請は不要とする。		再利用までに時間がかかる。	国土交通省	1206160
1055	1055020	12	千葉市	12100	中心市街地活性化特区	2	屋外でのイベント開催時における仮設建築物の設置手続きの緩和				・手続きの緩和と時間短縮 ・中央公園等オープンスペースでのイベント開催促進 ・賑わいの創出	屋外でのイベント開催時における仮設建築物の設置手続きを許可制から届出制とする。	許可制を届出制に変更する。		手続きが煩雑	国土交通省	1206530
1055	1055030	12	千葉市	12100	中心市街地活性化特区	2	業務核都市制度における中核的施設の要件緩和				・業務施設の集積、多様な都市機能の充実、首都圏の広域的な拠点形成 ・業務核都市制度そのものの利活用の向上	業務核都市制度における中核的施設の要件の見直しを行う。	第3セクター要件の撤廃、中核的施設の対象の拡大(教育、福祉、商業等も追加)		地域の中心として必要な施設が制度の対象外となっている。	財務省 国土交通省	0701030 1201010
1055	1055040	12	千葉市	12100	中心市街地活性化特区	2	土地開発公社保有地の民間事業者への賃貸等の制限緩和				・先行取得用地の有効活用 ・公社の価値額の軽減等、公社経営の健全化	公法協法第17に基づき「土地開発公社の保有土地の賃貸等の運用方針について(5も2、10、2、2自治省自治法第106号)1(2)により制限されている土地開発公社保有地の民間事業者への賃貸等について、その制限を緩和し、有効活用を促進する。	公社の経営の健全性及び公益性を侵害しない範囲で、左記の規制を緩和する。	先行取得用地等の有効活用が図られず、塩漬けになってしまう。	総務省	0400640	
1055	1055050	12	千葉市	12100	中心市街地活性化特区	01.02	国立大学教員等の時間内兼業の緩和				・産学官連携の推進 ・環境リサイクル、まちづくり、産業育成等に関する行政・民間との共同研究等の支援	特区推進プログラムでは、職務専念義務を一部緩和したが、条件設定が抽象的 ・「特別の公益性の存在」 ・「時間内兼業でなければ研究成果活用が行えない事情の存在」 ・条件認定の主体は誰か	職務専念義務の緩和条件をより具体的に、自治体等の必要性により配慮した内容とする。		職務専念義務の緩和条件が抽象的	総務省 文部科学省 【人事院】	2000100 400020
1056	1056010	35	下関市	35201	東アジアロジスティクス特区	01	強制水先必要な船舶の範囲の見直し	12203	C-1	水先制度は、広域的船舶交通の安全確保のためのものであるが、巨額な高コストを要する。現行制度では定期的に下関港に入港し、水域特性を熟知している船舶であっても外国籍であるという理由のみで強制に水先人の支援を受けることを求められ、高コスト負担を強いられる。安全面で問題ないと判断される船舶は、外国籍であっても強制水先の対象外とし、不合理なコスト負担を軽減すべきである。	下関港は、高速輸送体制を利用した高付加価値貨物を中心とした日本一広い貨物圏を有する特徴がある。その特徴を最大限に活かすため、船舶予定の乗合人工員・設備運搬車・モーターの整備等の事業を成功させるためには、強制水先制度の緩和に係る特例を導入することによりコスト面での競争環境を整え、下関港の特徴を活かした事業展開を図る民間の自由な活動を支援することにより、現在の下関利用貨物の競争力をアップさせることが必要であるため。	水先法第13条第1項本文ただし書きの地方運輸局長が認めるものが、日本船舶又は日本船舶を所有することができる者が借入れ期間満了後船舶を所有するに日本船舶以外の船舶の船長を対象としていることについて	水先法第13条第1項本文ただし書きの地方運輸局長が認めるものとして、一定要件を満たす外国籍の外国人の船長にも対象を拡大する。	下記条件を備えた外国籍船は、水先法第13条第1項本文ただし書きの対象とする。 1. 国土交通省令で定める一定回数(現行規定とは異なる回数でも可)以上の航海従事経験として地方運輸局長(運輸管理部長を含む)が認定した外国籍船の船長であること 2. 日本語または英語を理解できる船舶職員が、操舵室に常駐できる勤務態勢を整えること 3. SOLAS条約に基づくSMC(安全管理証書)を常備しておくこと	水先法第13条第1項により、日本船舶又は日本船舶を所有することができる者が借入れ期間満了後船舶を所有するに日本船舶以外の船舶の船長が運転する船舶は、強制水先の対象となっている。	国土交通省	1209000
1057	1057010	1	北海道	1000	農村再生特区	1	酒類の製造の免許要件の緩和	7201	D	酒類の品質の安全性やスケール・メリットを生かした製造コストの低減の観点から、当該特区内の農産物を集約し、既存製造業者に製造を委託することが適当であり、現行法上、特に制約はないとあることから、提案の趣旨は酒類の製造免許の緩和により、農業者が行うレストランやファームインで、自ら製造した農産物を用いた酒類を醸造・販売するため、酒税法による製造免許を受けるのに必要な年間酒類製造見込数量基準を緩和するもの	小規模製造に対する酒類免許を提案しているのではなく、小規模であっても相当の酒類を醸造・販売すること、また、農業者が行うレストランやファームイン等で自ら栽培する農産物を用いた酒類を醸造・販売すること、生産量は少量であったとしても地域特性のある商品として、その地域の農産物を用いた酒類は地域特性のある商品として、当該農産物の活性化を図る要素となるもの	酒税法第7条第1項、第2項における、酒類の製造免許を受けるに当たっての年間製造見込数量の下限の制限について	農業者や農産物生産者がアグリビジネスとして行うワイン等酒類の加工・販売を促進するため、酒税法による酒類製造見込数量基準要件を緩和し、酒類を製造することを容認	特例の対象となる範囲を農業者や農産物生産者が自ら栽培する農産物を用いた酒類の製造のみに限定	酒類の製造免許は、酒税法第7条第2項に規定する酒類製造見込数量に達しない場合は許可されない。	財務省	0700030
1057	1057020	1	北海道	1000	農村再生特区	2	農業生産法人の事業要件に係る農業関連事業の範囲の拡大	10102	C-1	提案の趣旨は、農業生産法人の経営多角化を促進する観点から、法人の営業と関連の深い農業関連・アウトドア施設の運営や平成13年の改正以前の農地法で法人が営むことのできる付帯事業とされていたファームイン等を関連事業の範囲に含めてほしいという内容であり、現在検討中の農地法改正に先駆け、特区での特例措置を検討することが必要	農業生産法人が行うファームイン等アグリビジネスの取組を通じ、所得の確保や都市住民との交流による農地の活性化、雇用の場の創出を図るため	農地法施行規則第1条の2における農業生産法人の農業関連事業の範囲について	同条項に規定される農業関連事業の範囲に、「ファームイン、市民農園、アウトドア施設の設置、除雪作業などの事業」を追加	農業生産法人が行う事業については、売上高の50%以上を農業(関連事業含む)が占めることが必要であるが、ファームインやアウトドア活動などの事業は農業関連事業と見なされないため、こうしたアグリビジネスの拡大に限界がある。	農林水産省	1000010	
1057	1057030	1	北海道	1000	農村再生特区	3	地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和	10104	C-1	農地保有合理化法人の機能は、売り渡すことを前提に買い入れた農地を、売り渡しまでの期間より長めに限定されていることから、市町村が取得した農地を長期にわたって新参入者に貸し付ける仕組みが必要	農外からの新規参入者は、農家子弟とは異なる経営や生活の基盤がなく、農地の取得や機械施設の整備に要する資金の確保など、経済的な負担が極めて大きいことから、こうした初期投資のうち、農地に係る負担を軽減して経営の早期安定を図るため	農地法施行令第1条の6における農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外について	同条項に規定される、市町村が取得できる農地の範囲拡大(公用・公共用に加え、「新規参入者等へ貸し付ける農地」の追加)	市町村が取得できる農地の範囲を、公用・公共用に供するもの、試験田、展示田、採取ほ場に限定されており、市町村が新規参入者に長期に貸し付けることを目的とした農地の取得はできない。	農林水産省	1000160	
1057	1057040	1	北海道	1000	農村再生特区	4	農業に取り組みとうする個人または法人小規模な農地を取得できるよう、農地の権利移動後の合計面積要件の緩和	10107	C-2	集積計画の対象は市町村の基本構想に基づく効率的・安定的な農業経営であり、所得目標の達成をめざす主業的農業経営であることから、本提案で想定している、農業所得に多を依存しない小規模経営を含めた、多様な農業に適用される制度ではないと判断されるため、特区での特例措置が必要	近年の都市住民の農業・農村に対する関心の高まりを背景として、より多くの住民が小規模な農業生産や農的な暮らしに関与できるよう、知事等の推進による農地法等の規制緩和や行い、機械等農地の転用や耕作放棄地化を招かないなどの配慮を行いつつ、多様な担い手の参入を容易にする環境づくりを進めるため	農地法施行規則第3条の4における都道府県知事が定める別段の面積基準について	同条項に規定される下限面積基準(40/100要件、10aの整数倍要件)を撤廃し、市町村長が独自の基準で下限面積を設定できるように緩和	農地法の権利取得に係る許可要件として、取得後の下限面積基準が設定されており、小規模な農業経営を志向する者の参入が阻害されている。	農林水産省	1000420	
1057	1057050	1	北海道	1000	農村再生特区	5	農地転用に係る許可不要となる事由の範囲の拡大	10114	D	現行法においても、販売施設や農家レストラン等への取組に係る農地転用の許可が可能となるが、許可を得るに当たっては手続きの煩雑さなどから時間と労力がかかり、農業者の取組意欲を阻害するものとなっている。提案の趣旨は、農業者や農産物生産者が行う、農産物の加工・販売やレストラン、ファームインなどのアグリビジネスは、農業と密接な関係があり、新しい農業の形態として農家の所得向上、雇用の創出などに寄与し、農業者の活性化が期待できることから、農業者による農地転用に適用することを通じ、農業・農村の活性化が期待できることとお、農地転用の許可が不要な農業用施設として追加することによりアグリビジネスの取組を促進しようとするもの	農業者や農産物生産者が行う、農産物の加工・販売やレストラン、ファームインなどのアグリビジネスへの取組が促進されるよう、これらアグリビジネス関連施設を農地法における農業用施設に追加し、農地転用から除外することにより、農業者の取組意欲を阻害するものとなっている。提案の趣旨は、農業者や農産物生産者が行う、農家レストラン、ファームインなどのアグリビジネスへの取組が促進されるよう、これらアグリビジネス関連施設を農地法における農業用施設に追加し、農地転用から除外することにより、農業者の取組意欲を阻害するものとなっている。提案の趣旨は、農業者や農産物生産者が行う、農家レストラン、ファームインなどのアグリビジネスへの取組が促進されるよう、これらアグリビジネス関連施設を農地法における農業用施設として追加することにより、農業者の取組意欲を阻害するものとなっている。	農地転用の許可が不要な農業用施設の範囲を拡大し、農家レストランやファームイン等のアグリビジネス関連施設を追加するとともに、許可不要面積を引上	特例の対象となる範囲を農業者や農産物生産者が行う、農産物の加工・販売、農家レストラン、ファームイン等のアグリビジネスのみに限定	農地の転用許可が不要な場合として、農地法第4条第1項第6号及び農地法施行規則第5条第1項により、「2アール未満」の農作物の育成等は農業者の事業のための農業用施設とされているが、農産物加工・販売施設、農家レストラン、ファームイン等は許可不要施設にはなっていない。また、農業用施設であったアール以上のものは許可が必要となっていることから、アグリビジネス関連施設の円滑な整備が進まない。	農林水産省	1000640	
1057	1057060	1	北海道	1000	農村再生特区	6	農用地域内設置できる農業用施設の範囲の拡大	10117	D	現行法においても、農家レストランやファームイン等の建築については、市町村の農業振興地域整備計画を変更して農用地域から除外することが可能なことは承知しているが、除外するための要件全てを満たすためには手続きの煩雑さなどから時間と労力がかかり、農業者の取組意欲を阻害するものとなっている。提案の趣旨は、農業者や農産物生産者が行う、農家レストランやファームインなどのアグリビジネスは、農業と密接な関係があり、新しい農業の形態として農家の所得向上、雇用の創出などに寄与し、農業者の活性化が期待できることから、農業者による農地転用に適用することを通じ、農業・農村の活性化が期待できることとお、農地転用の許可が不要な農業用施設として追加することによりアグリビジネスの取組を促進しようとするもの	農業者や農産物生産者が行う、農家レストラン、ファームインなどのアグリビジネスへの取組が促進されるよう、これらアグリビジネス関連施設を農地法における農業用施設に追加し、農用地域からの除外を行わずに迅速に設置できるようにするため	農地法第4条第1項第6号の省令で定める農地転用許可不要とする場合、農地法施行規則第5条第1項における、農地転用者が「2アール未満」の「農作物の育成等」は農業者の事業のための農業用施設」と定められている事項について	農用地域内に設置できる農業用施設の範囲を拡大し、農家レストランやファームイン等のアグリビジネス関連施設を追加	特例の対象となる範囲を農業者や農産物生産者が行う、農家レストラン、ファームイン等のアグリビジネスのみに限定	「農業振興地域の整備に関する法律」の規定では、農業用施設に農家レストラン、ファームイン等は含まれておらず、農用地域内の土地に設置することはできないため、農用地域からの除外が必要となっており、アグリビジネス関連施設の円滑な整備が進まない。	農林水産省	1000650

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的な要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1057	1057070	1	北海道	1000	農村再生特区	7	農用地域内における開発行為の許可不要となる事由の拡大	10126	D	現行法においても、農業レストランやファームイン等の建築については、市町村の農業振興地域整備計画を要受して農用地域から除外することが可能であることが承知しているが、除外するための要件全てを満たすためには手続きの煩雑さなどから時間と労力がかかり、農業者の取組意欲を阻害するものとなっている。提案の趣旨は、農業者や農業生産法人が行う、農業レストランやファームインなどのアグリビジネスは、農業者と密接な関係があり、新しい農業の形態として農家の所得向上、雇用の場の創出などを通じ、農業・農村の活性化が期待できることから、農用地域内における許可不要の開発行為(農業物加工・販売施設、ファームイン、農業レストラン等の新築等)を追加することによりアグリビジネスの取組を促進しようとするもの	農業者や農業生産法人が行う、農産物加工・販売や農業レストラン、ファームインなどのアグリビジネスへの取組が促進されるよう、農用地域内におけるこれらアグリビジネス関連施設の新築等を許可不要の開発行為に追加し、農用地域からの除外を行わずに迅速に設置できるようにするため	農用地域における許可不要の開発行為に、農産物加工・販売施設や農業レストラン、ファームイン等のアグリビジネス関連施設を追加	特別の対象となる範囲を農業者や農業生産法人が行う、農産物加工・販売や農業レストラン、ファームイン等のアグリビジネスのみに限定	「農業振興地域の整備に関する法律」の規定では、農用地域内で行われる開発行為について制限が設けられており、農地転用許可を受けたものについては許可不要とされているが、農地転用許可不要施設であっても、90㎡を超えるものについては、農振法第15条の15による開発行為の許可が必要となっていることから、農産物加工・販売施設や農業レストラン、ファームイン等アグリビジネス関連施設の円滑な整備が進まない。	農林水産省	1000820	
1057	1057080	1	北海道	1000	農村再生特区	8	市街化調整区域内における開発許可対象の拡大(許可要件の緩和)	12501	D	市街化調整区域において、都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経たもの及び当該市街化調整区域内で生産される農産物の加工に必要な建築等の開発行為は可能である旨を承知しているが、提案の趣旨は農業者や農業生産法人が行う農産物販売や農業レストラン、ファームインなどのアグリビジネスは、農業者と密接な関係があり、新しい農業の形態として農家の所得向上、雇用の場の創出などを通じ、農業・農村の活性化が期待できることから、市街化調整区域における許可不要の開発行為に、これらアグリビジネス関連施設の建築を追加することによりアグリビジネスの取組を促進しようとするもの	農業者や農業生産法人が行う、農産物加工・販売や農業レストラン、ファームインなどのアグリビジネスへの取組が促進されるよう、市街化調整区域におけるこれらアグリビジネス関連施設の建築等を許可不要の開発行為に追加し、開発許可を得るための煩雑な手続きや時間・労力をかけずに迅速に設置できるようにするため	都市計画法第20条第1項に規定される市街化調整区域内の開発行為の規制に、許可不要の開発行為として定められた事項について	市街化調整区域における許可不要の開発行為に、農産物加工・販売施設や農業レストラン、ファームイン等のアグリビジネス関連施設を追加	特別の対象となる範囲を農業者や農業生産法人が行う、農産物加工・販売や農業レストラン、ファームイン等のアグリビジネスのみに限定	「都市計画法」の規定では、市街化調整区域内において開発行為の許可が不要な施設は、畜舎、温室など農産物の生産又は業務の用に供する建築物や埋蔵骨、種畜貯蔵施設など生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設等としている。また市街化調整区域において、農産物加工施設の建築の許可は可能であるが、農産物の販売施設、ファームイン、ファームレストラン等の建築等は許可可能な開発行為とされていない。しかしながら、これらの建築についても一定の要件を満たす開発行為で都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経たものは開発許可が可能となっているところであるが、許可を得るに当たっては手続きの煩雑さなど時間と労力がかかり、農業者の取組意欲を阻害し、農産物加工・販売施設や農業レストラン、ファームイン等アグリビジネス関連施設の円滑な整備が進まない。	国土交通省	1200130
1057	1057090	1	北海道	1000	農村再生特区	9	開発許可を受けた土地以外における建築規制の緩和	12502	D	市街化調整区域の開発許可を受けた土地以外の土地において、都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経た開発行為の許可は可能である旨を承知しているが、提案の趣旨は農業者や農業生産法人が行う農産物販売や農業レストラン、ファームインなどのアグリビジネスは、農業者と密接な関係があり、新しい農業の形態として農家の所得向上、雇用の場の創出などを通じ、農業・農村の活性化が期待できることから、市街化調整区域の開発許可を受けた土地以外の土地における許可不要の開発行為の範囲に、これらアグリビジネス関連施設の建築を追加することによりアグリビジネスの取組を促進しようとするもの	農業者や農業生産法人が行う、農産物加工・販売や農業レストラン、ファームインなどのアグリビジネスへの取組が促進されるよう、市街化調整区域の開発許可を受けた土地以外の土地において、これらアグリビジネス関連施設の建築等を許可不要の開発行為に追加し、開発許可を得るための煩雑な手続きや時間・労力をかけずに迅速に設置できるようにするため	都市計画法第43条に規定する市街化調整区域の開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限に、許可不要の建築等として定められた事項について	市街化調整区域の開発許可を受けた土地以外の土地における許可不要の建築等に、農産物加工・販売施設や農業レストラン、ファームイン等のアグリビジネス関連施設を追加する。	特別の対象となる範囲を農業者や農業生産法人が行う、農産物加工・販売や農業レストラン、ファームイン等のアグリビジネスのみに限定	「都市計画法」の規定では、市街化調整区域の開発許可を受けた土地以外の土地において、建築等の許可が不要な施設は、畜舎、温室など農産物の生産又は業務の用に供する建築物や埋蔵骨、種畜貯蔵施設など生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設等としている。また市街化調整区域の開発許可を受けた土地以外の土地において、農産物加工施設の建築の許可は可能であるが、農産物の販売施設、ファームイン、ファームレストラン等の建築等は許可可能な開発行為とされていない。しかしながら、これらの建築についても一定の要件を満たし都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経たものは開発許可が可能となっているところであるが、許可を得るに当たっては手続きの煩雑さなど時間と労力がかかり、農業者の取組意欲を阻害し、農産物加工・販売施設や農業レストラン、ファームイン等アグリビジネス関連施設の円滑な整備が進まない。	国土交通省	1200130
1058	1058010	1	函館市	1202	特別史跡五稜郭跡の観光活用特区	1	特別史跡五稜郭跡内における、文化財保護法の現状変更の制限の緩和			特別史跡五稜郭跡内で開催される「函館外廓」の水舞台等の設置が文化財保護法により制限され、容積による設置・撤去を繰り返しており、経費の負担増や非効率的な運営を余儀なくされている。	-文化財保護法第80条の現状変更の制限の緩和	-文化財保護法第80条の現状変更の制限の緩和	文化財保護法第80条の現状変更の制限を緩和し、水舞台等を常設化することにより、史跡活用の文化活動を促進させる。	史跡の現状変更は、歴史的な景観に制したものの制限されているため、容積制限のない施設の設置について、容積は認められない。	文部科学省		
1058	1058020	1	函館市	1202	特別史跡五稜郭跡の観光活用特区	2	特別史跡五稜郭跡内における、国有財産法の行政財産処分等の制限の緩和			特別史跡五稜郭跡は国有地であり、施設設置主体のNPO法人は国有財産法の行政財産処分等の制限の対象範囲には含まれていない。	-国有財産法第18条の行政財産処分等の制限の対象範囲の拡大。	-国有財産法第18条の行政財産処分等の制限の対象範囲をNPO法人まで拡大。		特別史跡五稜郭跡は国有地であり、国有財産法第18条ではNPO法人は加算対象となっていない。	文部科学省 財務省		
1058	1058030	1	函館市	1202	特別史跡五稜郭跡の観光活用特区	3	特別史跡五稜郭跡内における復元建築物に関する建築基準法適用			特別史跡五稜郭跡内の箱館奉行所復元には、建築基準法が適用され、建築コストが高くなるなど、当時の木造建築工法による復元形態を採らざるを得ない。	-建築基準法第3条の適用除外の建築物の対象範囲の拡大	建築基準法第3条に該当する範囲を、史跡を露天塔記念物の指定区域内に存在した建築物に拡大し、迅速に復元された建築物も基礎構造が保存されているに該当する。	史跡等の指定を受けた時点で、建築物が存在しなければ対象とならない。改正前の建築基準法第30条では建設大臣の特認により、伝統的工法での建築が可能であったが、現行法ではこの事項はなくなった。	国土交通省	1206240		
1059	1059010	23	愛知県	23000	国際自動車特区	1	車両の高さ制限の緩和(完成車積載トレーラー、9.6tコンテナなど)及び特殊車両許可手続の緩和	12401	C-1	自動車企業が集積する三河湾地域において、交通渋滞の緩和、CO2の削減及び流通コストを削減するために自動車積載用トレーラーの高さ制限を現行の3.8メートルから4.1メートルに緩和するし積載容量の向上を図るもの。	車載トレーラーの高さが3.8メートルに制限されているため、近年の車種の多様化に伴い積載容量が低下するとともに、制限内に収めて積載するために作業効率も低下しており、結果的に物流コストの低下、高コスト化による地域経済の活力の低下を招くとともに、交通渋滞やCO2発生の原因にもなっていることから、	自動車積載用トレーラーの高さを3.8メートルから4.1メートルに緩和し、積載容量を増やすこととする。	構造改革特別区域において事業所を有する事業者が当該市町村が定める構造改革特別区域計画において規定する事業所を有する場合については道路交通法施行令第2条第3号ハにおいては「4.1メートルからその自動車の積載する場所の高さを減じたもの」と規定され、自動車の高さについて道路運送車両の保安基準第2条第1項において「自動車は、高さ3.8メートルを超えてはならない。」と規定され、車両の高さについて車両制限令第3条第3号において「高さ3.8メートル」と規定されていることとする。	-走行経路の指定 -走行経路の遵守 -高さ制限の遵守 -特定車両であることの明示 -一般車両に対する周知(別紙参照)	近年青高車種が増加したことにより、現行の高さ制限である3.8メートル以内で車両を車載しトレーラーに積載する場合には、車種を運搬するなど積載方法が複雑となり、作業効率も低下している。構造改革特別区域に指定されたため、交通渋滞の増加、CO2の増加や物流コストの増加となり、経済の活力が低下している。	警察庁 国土交通省	0100130 1205130
1059	1059020	23	愛知県	23000	国際自動車特区	1	車両の高さ制限の緩和(完成車積載トレーラー、9.6tコンテナなど)及び特殊車両許可手続の緩和	12401	C-1	自動車企業が集積する三河湾地域において、交通渋滞の緩和、CO2の削減及び流通コストを削減するために自動車積載用トレーラーの高さ制限を現行の3.8メートルから4.1メートルに緩和するし積載容量の向上を図るもの。	車載トレーラーの高さが3.8メートルに制限されているため、近年の車種の多様化に伴い積載容量が低下するとともに、制限内に収めて積載するために作業効率も低下しており、結果的に物流コストの低下、高コスト化による地域経済の活力の低下を招くとともに、交通渋滞やCO2発生の原因にもなっていることから、	自動車積載用トレーラーの高さを3.8メートルから4.1メートルに緩和し、積載容量を増やすこととする。	構造改革特別区域において事業所を有する事業者が当該市町村が定める構造改革特別区域計画において規定する事業所を有する場合については道路交通法施行令第2条第3号ハにおいては「4.1メートルからその自動車の積載する場所の高さを減じたもの」と規定され、自動車の高さについて道路運送車両の保安基準第2条第1項において「自動車は、高さ3.8メートルを超えてはならない。」と規定され、車両の高さについて車両制限令第3条第3号において「高さ3.8メートル」と規定されていることとする。	-走行経路の指定 -走行経路の遵守 -高さ制限の遵守 -特定車両であることの明示 -一般車両に対する周知(別紙参照)	近年青高車種が増加したことにより、現行の高さ制限である3.8メートル以内で車両を車載しトレーラーに積載する場合には、車種を運搬するなど積載方法が複雑となり、作業効率も低下している。構造改革特別区域に指定されたため、交通渋滞の増加、CO2の増加や物流コストの増加となり、経済の活力が低下している。	警察庁 国土交通省	0100130 1205130
1059	1059030	23	愛知県	23000	国際自動車特区	10	小出力発電設備となる出力範囲及び対象の拡大	11509	A	対象を燃料電池やマイクロガスタービン発電設備のほかガスエンジンシステムも小出力発電設備とする。	推進プログラム別表裏において「小出力発電設備となる出力範囲及び対象の拡大」とされていることとする。	電気事業法施行規則第4条第4項の対象を、天然ガスを燃料とするガスエンジンも対象とする。	燃料電池やガスタービンに関する保安対策を講ずる。	ガスエンジンが含まれるが不明である。	経済産業省	1160080	
1060	1060010	30	和歌山市教育委員会	30201	幼保一元化特区構想	1	「幼保一元化に伴う、行政上の権限範囲の緩和」			幼稚園と保育所を一元化し、運営していくにあたって、指導権限が、教育委員会、市長部局それぞれに及ぶよう、地教行法第19条第3項の緩和とすること。また、地教行法第19条第3項の緩和とすること。また、地教行法第19条第3項の緩和とすること。また、地教行法第19条第3項の緩和とすること。	地教行法第19条第3項(指導主事は、上司の命を受け、学校(学校教育法第1条に規定する学校をいう。以下「学校」という。)における教育課程、学習指導その他の学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。)、の中の学校に、保育所を含めて(ほ)一元化を効果的にするため、幼稚園と保育所を統合することが望ましく、そのため公立学校施設整備費国庫補助要項の緩和とする。	指導主事が、幼稚園に指導する場合、保育所と一元化していることにおいては、保育所にも指導権限がおよびなければ、権限に、これい、保育所側からも同様のことがいえる。公立学校施設整備費国庫補助要項第5項第2号の「工事費の算定方法」を緩和してほしい。	指導主事は、幼稚園に指導する場合、保育所と一元化していることにおいては、保育所にも指導権限がおよびなければ、権限に、これい、保育所側からも同様のことがいえる。公立学校施設整備費国庫補助要項第5項第2号の「工事費の算定方法」を緩和してほしい。	一元化した幼稚園保育所に限定した措置ではない。	指導主事の権限は、地教行法第19条第3項により、保育所には及ばない。	文部科学省	
1061	1061010	29	奈良県香芝市	29210	幼稚園保育所一元化の推進	1	幼稚園の入園資格の年齢制限の撤廃			幼稚園保育所を完全一元化し、就学前のすべての児童を受け入れるには、入園資格の年齢撤廃が必要。	学校教育法第80条の幼稚園入園資格(満3歳から)の年齢制限について	入園資格を撤廃し、就学前のすべての児童が入園できるよう、幼稚園保育所一元化施設とする。		学校教育法第80条において、入園資格が満3歳からとされているため、幼稚園保育所を一元化することができない。	文部科学省		
1061	1061020	29	奈良県香芝市	29210	幼稚園保育所一元化の推進	2	幼稚園の施設整備基準の緩和			幼稚園保育所を完全一元化するには、幼稚園の設備基準について保育所と合致させることが必要。	幼稚園設置基準第8条および第9条の幼稚園施設整備基準について	幼稚園・保育所の設備基準を統一化、幼稚園保育所一元化施設とする。		幼稚園設置基準第8条および第9条の施設整備基準が保育所の設備基準と異なっており、幼稚園保育所を一元化することができない。	文部科学省		
1061	1061030	29	奈良県香芝市	29210	幼稚園保育所一元化の推進	3	幼稚園の教職員配置基準の緩和			幼稚園保育所を完全一元化するには、現行の幼稚園教諭、保育士資格を同一化することが必要。	学校教育法第81条および幼稚園設置基準第5条の幼稚園への教職員配置基準について	幼稚園教諭、保育士の資格を同一化し、教諭・保育士に関わらずすべての児童を保育することのできる幼稚園保育所一元化施設とする。		学校教育法第81条および幼稚園設置基準第5条において、幼稚園への教職員配置基準が定められているため、保育士を配置できず、幼稚園保育所を一元化することができない。	文部科学省		
1062	1062010	29	奈良県香芝市	29210	幼稚園保育所一元化の推進	1	保育所への入所資格の撤廃			幼稚園保育所を完全一元化し、就学前のすべての児童を受け入れるには、入所資格の撤廃が必要。	児童福祉法第39条の保育所の施設目的(保育に欠けるその乳児又は幼児を保育する)および同法施行令第9条の3の保護者が児童を保育することができないと認められる場合について	入所資格を撤廃し、就学前のすべての児童が入園できるよう、幼稚園保育所一元化施設とする。		児童福祉法第39条において、保育所の施設目的が保育に欠けるその乳児又は幼児を保育する。また同法施行令第9条の3において、その場合が明示されており、入所資格が決められているため、幼稚園保育所を一元化することができない。	厚生労働省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1062	1062020	29	奈良県香芝市	29210	幼稚園保育所一元化の推進	2	保育所の設備基準の緩和			幼稚園保育所を完全一元化するには、保育所の設備基準について幼稚園と合致させることが必要。	児童福祉施設最低基準第32条に保育所の設備基準が示されていることについて	幼稚園・保育所の設備基準を統一化し、幼稚園保育所一元化施設とする。		児童福祉施設最低基準第32条に保育所の設備基準が定められているが、施設内調理の原則など幼稚園との基準の違いがあり、幼稚園保育所を一元化することができない。	厚生労働省		
1062	1062030	29	奈良県香芝市	29210	幼稚園保育所一元化の推進	3	保育所の保育士配置基準の緩和			幼稚園保育所を完全一元化するには、現行の保育士、幼稚園教諭資格を同一化することが必要。	児童福祉施設最低基準第33条に保育所の保育士配置基準が示されていることについて	保育士、幼稚園教諭の資格を同一化し、保育士・教諭に関わらず、すべての児童を保育することができる幼稚園保育所一元化施設とする。		児童福祉施設最低基準第33条に保育所の保育士配置基準が示されており、幼稚園教諭を配置することができず、幼稚園保育所を一元化することができない。	厚生労働省		
1063	1063010	29	奈良県香芝市	29210	土地開発公社会計基準の緩和および地方債制度の改正	1	土地開発公社会計基準の緩和			土地開発公社経理基準要綱では、保有地は取得原価で計上しなければならず、低価主義は認められない。低価法による資産評価により、資産状況が実態に近づけ、内在する評価額を反映に備え、損失処理を適正化する。	土地開発公社経理基準要綱第44条に「資産の評価は、取得原価を基礎としなければならぬ」と定められていることについて	現行の原価主義を緩和し、一定部分に限り企業会計原則の貸借対照表原則5のAのみを低価主義を採用する。		土地開発公社経理基準要綱第44条により保有地は、原価主義で計上しなければならないため、低価主義は認められず、大きな含み損を抱えながら、みずから、適正な決算となっており、健全化が進みにくい状況である。	総務省	0400660 0402050	
1063	1063020	29	奈良県香芝市	29210	土地開発公社会計基準の緩和および地方債制度の改正	2	地方債制度の改正			土地開発公社長期保有地は、地価下落により、簿価を大きく下回り、公社の財務悪化も進んでいるが、地方財政の悪化も深刻で、改善が進まない状況である。このため土地開発公社保有地評価額による特別損失の補填についての特例制度および特別償還金への交付税入制度を創設する。	地方財政法第5条および特例法により地方債の発行が制限されていることについて	地方財政法第5条の起債発行制限を緩和し、土地開発公社保有地評価額による特別制度および特別償還金への交付税入制度を創設する。		地方財政法第5条およびそれぞれの特例法にのみ掲げられた経費のみが地方債を起すことができず、財政悪化の中、土地開発公社の長期保有地問題の解決にめどが立たない。	総務省		
1064	1064010	1	札幌市	1100	交流・創造特区	1	NPO法人に係る新たな信用保証制度の導入	11476	E-1	信用保証協会法上は、1次提案における経済産業省の回答にあたり、信用保証協会が自らの判断で特定非営利法人の債務保証を行うことは可能である。しかし、特定非営利法人は中小企業信用保証法で定める中小企業者に含まれていないことから、信用保証協会が保証しようとする融資の資金的な裏付けが確保されないため、現実にはあり得ないものとなっている。	本市で設立の動きがある研究開発型産学連携特定非営利法人が、効果的な活動を行うためには、資金調達を行う必要がある。しかし、特定非営利法人が中小企業信用保証法で定める中小企業者に含まれていないことから、事業上、信用保証協会の信用保証を受けることができず、資金調達が困難な状況にあるため。	中小企業信用保証法の信用保証が、同法第2条に定められている中小企業にのみ該当するとされている事項について	中小企業信用保証法第2条の中小企業の定義に特定非営利法人を加える。	特定非営利法人間に不公平が生じないように、市内に拠点を有する全ての特定非営利法人へ適用する。	特定非営利法人は、中小企業信用保証法第2条の中小企業の定義に該当しないため、信用保証の対象とならず、事業上、信用保証協会の信用保証を受けることができない。	経済産業省	1104050
1065	1065010	23	高浜市	23227	知的障害児・者の短期入所事業実施施設の規制緩和	1	知的障害児・者の短期入所事業実施施設の規制緩和			知的障害児・者の短期入所事業の実施施設は、児童福祉施設等又は知的障害者更生施設等に限定されているが、知的障害児・者が身近な介護保険施設である短期入所施設を利用できるようにするため	・子育て支援短期利用事業の実施について(47.4.3第374号)別紙第3の1の(1)趣旨において、児童の短期入所事業の実施施設が児童福祉施設等とされている制限について ・知的障害者福祉法第15条の3第3項において知的障害者の短期入所事業の実施施設が知的障害者更生施設等とされている制限について		知的障害児・者の短期入所事業の実施施設は、児童福祉施設等又は知的障害者更生施設等に限定されているが、これを数量的にも多存在する。身近な介護保険施設である短期入所施設での短期利用を認めることにより、支援体制に対応した福祉サービスの整備を促す。	・知的障害者の短期入所事業の実施施設は、知的障害者福祉法第15条の3第3項において知的障害者更生施設等となっており、介護保険施設である短期入所施設を利用できない。 ・知的障害児の短期入所事業の実施施設は、厚生省児童家庭局長通知によって児童福祉施設等となっており、介護保険施設である短期入所施設を利用できない。	厚生労働省		
1066	1066010	1	富田郡町	1551	富田郡町地域通貨特区	01	地域通貨の発行の禁止規定の撤廃	7119	E-2	第1次提案は①紙幣類似証券取締法を改正し、②当町の地域通貨を地域通貨とし、その複数回流通を認めよとの提案であった。その結果、①は不可との回答があったので、第2次提案においては①を撤回する。第2次提案においては②「前払式証券の規制等に関する法律」では、商品券の複数回流通を禁ずる事項はないから、この趣旨と旧大蔵省の「プリペイド…報告(右記)」の傍線部分削除と②自治体が発行する地域通貨が、紙幣類似証券取締法及び前払式証券の規制等に関する法律「違反とはならない旨の「通貨」定義の確認を求める。	自治体発行の地域通貨の合法性の明確化を求める。今後、右記「通貨」定義の変更によっては自治体発行の地域通貨が違法とされる可能性もあり、それにより当町地域通貨の複数回流通も違法とされる危険があり、商品券購入希望消費者及び商品券取扱登録事業所に対し、複数回流通を認めてほしい。	旧大蔵省「プリペイドカード等に関する研究会報告」における「通貨」の定義において、地域通貨の容認が明確化されていないことについて。	当町地域通貨の流通範囲は、富田郡町に限り、決済の手段として利用できることであるとする見解を示しております。例えば、消費活動のうち相当部分をカバーしうるまでの汎用性に乏しいものの、汎用であっても単一店舗又は単一建物内等に限らず、一施設内においてのみ使用できるに過ぎないもの、譲渡が禁止され、それが紙幣等よりより本人確認によって担保されるものに換金性が確保されたものについては、私人間の決済に利用せず、	当町は、上記定義のうち、傍線部分を削除するとともに、「自治体が発行する地域通貨は、紙幣類似証券取締法及び前払式証券の規制等に関する法律」違反とはならない旨の定義の追加を要する。	町内「種で述べたとおり、か」に第2次提案で当該提案が容認されたとしても、今後財務省利権で定義が変更され、当町の地域通貨特区が違法とされる危険があるため、	財務省 金融庁	0700420
1067	1067010	11	朝霞市	11227	キャンパス朝霞返還地帯指定有効特区	1	国の普通財産を暫定利用する際の使途及び期間等の要件の緩和			当市にはキャンパス朝霞返還地帯の未利用地が市内に約2haあるといた特性により、すべての基地跡地の払下げを受けるまでの財政負担が莫大なものとなり、長期にわたることが予想されることから、それまでの間、現在のままの状態にしておき、しる暫定利用することにより地域及び経済の活性化のために有効であった。	国有財産特別措置法第10条に規定されている普通財産の管理委託の用途及び期間を定めた「普通財産の管理を委託する場合の取扱いについて」大蔵省理財局長通知により、管理委託の範囲と期間が定められている事項について	普通財産の暫定的利用としての管理委託ができる期間を長期間にわたることができるようにする。		旧軍関係財産等の普通財産の暫定利用については、国有財産特別措置法により使途及び期間についての規制があるため、長期的な暫定利用が難しい。	財務省	0700430	
1068	1068010	11	朝霞市	11227	民間管理委託特区	1	第三セクター以外の民間企業による地方公共団体の設置する「公」施設の管理			市民会館コミュニティ施設等の公共施設を民間企業へ委託を可能とすることにより、施設の経費削減が図れる。	地方自治法第244条の2第3項の私人への委託の制限	私人(民間企業)に公の施設を管理委託する。		公の施設の委託先が地方自治法施行令第173条の3、施行規則第17条に定める法人に限定されている。	総務省	0400320	
1069	1069010	11	朝霞市	11227	英会話早期学習推進特区	1	1. 学習指導要領の総則、総合的な学習の時間の趣旨やねらいの緩和 2. 教育職員免許法の緩和			1. 市内全小学校における総合的な学習の時間において英会話活動を実施したいため。 2. AET等が英会話活動の主たる授業者になり得るようになりたいため。	1. 学習指導要領の総合的な学習の時間の趣旨やねらい。 2. 免許を持たない非常勤講師は単独では授業ができない。		1. 総合的な学習の時間の趣旨やねらいを拡大して、市内全小学校において英会話活動を実施できるようにしたい。 2. AET等が英会話活動の主たる授業者になり得ることを認めていただきたい。	現状では、学習指導要領や教育職員免許法により実施が難しい。	文部科学省		
1070	1070010	13	板橋区	13119	産業活力支援特区	1	中小企業信用保証法に基づく中小企業総合事業団との保険契約の範囲拡大			本区が設立した団体により独自に行っている信用保証業務を中小企業信用保証法第3条から第3条の9における中小企業総合事業団と保険契約をすることが出来るようにすること。	中小企業信用保証法第3条から第3条の9における中小企業総合事業団の保険契約の相手方	中小企業信用保証法第3条から第3条の9における中小企業総合事業団が保険契約の相手方となることにより、市区が設置した同様の団体で相当の実績を有する団体も定める。このことにより、信用保証の事業基盤が強固になる。		中小企業者に対し信用保証を行ったものに対する代位弁済の費用の一部を中小企業事業団から受けることのできる団体は、信用保証協会に認められており、各自自治体が発行する団体は、その適用を受けられない。	経済産業省	1104100	
1071	1071010	13	板橋区	13119	児童相談所特区	1	児童福祉法における児童相談所に関する設置主体の拡大			板橋区において、児童虐待かつ深刻化が懸念される児童を速やかな問題に対し、地域を活かした施策を通し、一元的に、より迅速かつ適切な対応を行うために	児童福祉法第十五条により、都道府県が設置しなければならないとされている児童相談所事項について	区が設置することを容認する。		児童相談所の設置については、児童福祉法第十五条において、都道府県と定められており、また、人口50万人以上を有しながらも第59条の四における大都市等の特例から除外されているため、特別区は児童相談所を設置できない。	厚生労働省		
1072	1072010	13	東京都板橋区	13119	環境改善対策特区	1	大気汚染防止に関する交通規制の実施			大和町交差点周辺の自動車による大気汚染に対して、交通規制を実施にする	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第3条により、東京都と定められていることについて	板橋区が特定地域である大和町交差点の窒素酸化物による大気汚染の防止に対して、交通規制を実施する措置を講ずる		交通規制等を講ずるのは東京都と板橋区では実施できない	環境省 警察庁	0100240 1300200	
1073	1073010	13	板橋区	13119	東武上野東武線駅前広場整備	1	都市計画に基づく駅前広場整備にかかる国庫補助採択基準の緩和			都市計画に基づく駅前広場整備を実施するにあたり、街路事業にかかると国庫補助採択基準について、道路改良は、事業費が10億円未満の事業を対象としており、現在事業費(整備面積約1440㎡含むデッキ約1140㎡)は、概算3億円であり国庫補助の対象に該当しない。円滑な事業実施にあたっては、板橋区としては特定財源が不可欠であり、検討を求めたい。	国庫補助採択基準		国庫補助採択基準によると広場整備に係る道路改良2種については、事業費10億円未満と定められている。<街路事業 道路改良 第2種改良(1)(イ)>なお、本件街路補助239号は、幅員11mであり、第1種改良に該当しない。	国土交通省	1203010		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1074	1074010	26	亀岡市	26206	緑と共生のまち推進特区	1	市街化調整区域内における開発許可要件の緩和	12501	D	市街化調整区域内の開発行為の許可権限は、府との協議により市への権限委譲が実現することができるが、権限委譲ではなく、許可要件の緩和により実現しやすくなることとするもの	市街化調整区域内の開発行為により、集落を農地を宅地化する。府開発審査会の付議基準が厳しく、簡単に許可が得られない。これを迅速かつ容易に開発許可が得られるようにするため、	都市計画法第34条第10号により、都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経たものと定められている事項について	特区認定を受けた市町村は、開発審査会の議を経る必要がないことを容認する。	市町村独自の付議基準による、市開発審査会を設け、審議を行う。	都市計画法第34条第10号により、都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経たものと定められており、開発審査会の基準により、容易に開発許可が得られない。	国土交通省	1200140
1075	1075010	18	和泉村	18342	過疎地域における教育、保育特区	1	過疎地域における学校関連施設における運営等の規制の特例及び緩和			過疎地の特性から学校関連施設等を効率的に利用することにより、有効活用、経費削減、地域コミュニティ及び生涯学習の推進を図ることが可能	厚生省児童家庭局長通知による保育所における調理業務の委託について(但し施設外の学校給食施設利用)	施設外の学校給食施設における調理の実施することを容認する。		施設外調理については厚生省児童家庭局長通知により認められていないため学校給食施設を使用できない。	厚生労働省 文部科学省		
1075	1075020	18	和泉村	18342	過疎地域における教育、保育特区	2	過疎地域における学校関連施設における運営等の規制の特例及び緩和			過疎地の特性から学校関連施設等を効率的に利用することにより、有効活用、経費削減、地域コミュニティ及び生涯学習の推進を図ることが可能	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の目的に反しての使用をしてはならないと定められている事項について	山村振興農林漁業対策事業における健康増進施設の農林漁業従事者以外(学校授業等)の利用を容認する。		目的以外の使用については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条により、できないことと定められており学校授業等の利用ができない	農林水産省 財務省	0701140 1001120	
1075	1075030	18	和泉村	18342	過疎地域における教育、保育特区	3	過疎地域における学校関連施設における運営等の規制の特例及び緩和			過疎地の特性から学校関連施設等を効率的に利用することにより、有効活用、経費削減、地域コミュニティ及び生涯学習の推進を図ることが可能	過疎地域自立促進特別措置法第12条による学校統合と定められている事項について	過疎地における小学校、中学校の併設の場合も統合と同様の財政措置をする。		過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項第2号で学校の統合の場合のみと定められており併設の場合は認められていない	総務省	0400510	
1076	1076010	18	和泉村	18342	流域最上流部にダム湖が在る山村の森林バイオマス資源化の特例	5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律のバイオマス事業の原材料として使用する再生資源については、「廃棄物」の定義から除く。また、バイオキシン対策特別措置法の測定要件の緩和。			廃棄物の処理及び清掃に関する法律のバイオマス事業の原材料として使用する再生資源については、「廃棄物」の定義から除くことにより、円滑な事業を推進する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条「廃棄物」の定義に定められている事項について	バイオマス事業の原材料として取り扱うこととし、「廃棄物」と定義されていることから除外する。		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条の「廃棄物」と定められているため、処理、収集運搬やバイオキシン対策等の規制がかかる。	環境省	1300420	
1077	1077010	21	多治見市	21204	住民参加型の教育特区	1	学校予算の執行に関する会計諸法規の弾力化			より効果的な予算執行を行うために、歳出予算の目録区分によることなど一定額の範囲内で学校の数量により予算執行ができるようにする。また、単年度収支ではなく、いわゆる「貯金」として後年度に繰り越すことができるようにする。	地方自治法施行令第150条第1項第3号により、歳出予算の各項を目録に区分し、その区分に従って予算執行することと定められている事項について。地方自治法第208条により、会計年度独立の原則が定められていることについて	歳出予算の目録区分にとらわれず執行できるようにする。また、歳出予算額を後年度においても執行できるようにする。		歳出予算の目録区分は地方自治法施行規則で定める区分を基準として定めなければならないとされており、学校の数量により弾力的な予算執行ができない。また、歳出予算の繰越しについても事由が限られており後年度に予算を返すことができない。	総務省	0400270 0400280	
1077	1077020	21	多治見市	21204	住民参加型の教育特区	2	学校施設の管理権の付与			教育委員会に属している学校の管理権限を住民参加組織(ガバナー制)による学校運営委員会。以下「学校運営委員会」という。)に付与する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号において、教育委員会の職務権限とされている学校の管理について	学校が市民の財産として多機能な使用ができるようにするため、その管理権限を住民参加組織に付与する。		学校施設の管理権限については地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号において、教育委員会の職務権限とされており、住民参加組織にはその権限がない。	文部科学省		
1077	1077030	21	多治見市	21204	住民参加型の教育特区	3	校長の公募と任免権の付与			特色ある教育の実現のために、校長を公募し、その任免権限を学校運営委員会に付与する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項により、県費負担教職員の任命権は都道府県委員会に属すると定められている事項について	校長を公募し、任免ができるよう学校運営委員会に権限を委譲する。		地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項、第38条により県費負担教職員の任命権は都道府県委員会にあり、また、その内任権は市町村委員会のみであり、これらのほか任免の方式がない。	文部科学省		
1077	1077040	21	多治見市	21204	住民参加型の教育特区	4	教職員の任免権の付与			住民参加による地域の学校の個性を経営を目指すために、均一化主義の人事行政ではなく、教員資格の有無にとらわれない教員採用の権限を学校運営委員会に付与する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項により、県費負担教職員の任命権は都道府県委員会に属すると定められている事項について	県費負担の教職員の任免ができるよう学校運営委員会に権限を委譲する。		同上	文部科学省		
1077	1077050	21	多治見市	21204	住民参加型の教育特区	5	教職員の勤務評定実施権の付与			教職員の任免権の前提として、学校運営委員会が勤務評定を行うことができるようにする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第46条により、県費負担教職員の勤務成績の評定は、都道府県委員会の計画の下に市町村委員会が行うと定められている事項について	学校運営委員会が教職員の勤務評定を実施することとする。		地方教育行政の組織及び運営に関する法律第46条により、県費負担教職員の勤務成績の評定は市町村委員会が行うとされており、住民参加組織ではこれが行えない。	文部科学省		
1077	1077060	21	多治見市	21204	住民参加型の教育特区	6	教職員の研修実施権の付与			必要ときに、教職員のニーズや課題に応じた内容の研修が実施できるように、また、教職員が受け身の立場で受講する研修ではなく、学校・教職員の主体的な研修を支援できるようにするため、研修実施権を学校運営委員会に付与する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第45条により、県費負担教職員の研修は、都道府県委員会のほか市町村委員会も行うことができる定められている事項について	学校運営委員会が教職員の研修実施主体者となることとする。		地方教育行政の組織及び運営に関する法律第45条により、県費負担教職員の研修実施は都道府県委員会及び市町村委員会が行うとされており、住民参加組織ではこれが行えない。	文部科学省		
1077	1077070	21	多治見市	21204	住民参加型の教育特区	7	学校の指定権の付与			保護者及び児童生徒が「学校を選ぶこと」(学校選択の自由化、統合教育の希望)を前提に、学校運営委員会にこれらに関する入学決定権を付与する。	学校教育法施行令第5条第2項及び第14条第2項により、就学予定者の就学すべき学校の指定については市町村委員会及び都道府県委員会が行うと定められている事項について	学校運営委員会が当該学校の入学に関する決定権を有することとする。		学校教育法施行令第5条第2項及び第14条第2項により、就学予定者の就学すべき学校の指定については市町村委員会及び都道府県委員会が行うと定められており、住民参加組織ではこれを行うことができない。	文部科学省		
1077	1077080	21	多治見市	21204	住民参加型の教育特区	8	校内組織の決定権の付与			教務主任、学年主任、生徒指導主事などの校内組織については、制度化された学校ではなく、コミュニティのなかに位置づけた学校としてとらえ、その決定権限を学校運営委員会に付与する。また、学級編制権限についても同様とする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第5号、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第4条及び第5条により、学校の組織編成や学級編制は市町村委員会が行うと定められていること。また、学級編制については都道府県委員会に協議し、その同意を得なければならないと定められていることについて	学校運営委員会が校内組織及び学級編制を決定することを容認する。		地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第5号、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第4条及び第5条により、学校の組織編成や学級編制は市町村委員会が行うとされており、また、学級編制については都道府県委員会に協議し、その同意を得なければならないとされており住民参加組織はこれを行うことができない。	文部科学省		
1077	1077090	21	多治見市	21204	住民参加型の教育特区	9	学期及び休業日の決定権の付与			学校の教育活動や経営方針に基づいた学期、休業日、児童生徒の休暇について、学校運営委員会にその決定権限を付与する。	学校教育法施行令第29条により、学校の学期、休業日は市町村委員会が定めるとされていることについて	学校運営委員会が学期及び休業日を決定することを容認する。		学校教育法施行令第29条により、学校の学期、休業日は市町村委員会が定めるとされており、住民参加組織ではこれを行うことができない。	文部科学省		
1077	1077100	21	多治見市	21204	住民参加型の教育特区	10	学習指導要領の枠外の教育課程の編成権の付与			児童生徒の学習機会に対する選択の幅の拡大のため、また、児童生徒自身が知的好奇心をもって自ら選んで取り組むことができるようにするため、学習指導要領の枠外教育課程の編成権を学校運営委員会に付与する。	学校教育法施行規則第25条、第54条の2により定められた教育課程の基準以外の教育課程の編成について	学校運営委員会が、基準以外の教育課程編成を行うことができるようにする。		住民参加組織が教育課程の編成ができる旨の権限がない。	文部科学省		
1077	1077110	21	多治見市	21204	住民参加型の教育特区	11	教科用図書採択権の付与			小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択権を学校運営委員会に付与する。	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項により、採択地区内の学校において使用する教科用図書は採択地区内の市町村委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないことについて	学校運営委員会が教科用図書の採択権を有するよう容認する。		義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項により、採択地区内の学校において使用する教科用図書は採択地区内の市町村委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないこととなり、住民参加組織にはその採択権がない。	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1086	1086010	46	川内市	46202	川内市土地高度利用特区	1	土地登記に関する権利者の撤廃				共有地や相続分について、不動産登記法第40条により民法上(民法第903条に規定)の全ての権利者の証書提出が義務付けられているために迅速な所有権移転登記ができず、効率的に所有権移転登記事務を行うことができない状況にあることから。	民法第903条において、全ての権利者の証書提出が義務付けられていることについて	行政財産として永年使用されている未登記土地に限り、納税管理者の同意だけで所有権移転登記できることを容認する。	地方税法の納税管理人の同意のみとする。	公共用地以外の権利にまで波及し証書を取る必要がある。	法務省	0500080
1087	1087010	1	乙部町	1364	農業委員会特区	1	農業委員の定数に関する緩和				農業委員の定数を市町村の判断により定めることができるように	農業委員会等に関する法律第7条第1項において、10人から40人まで定められている事項について 農業委員会等に関する法律第12条において、選任しなければならないと定められている事項について	選挙委員については、市町村条例において定める定数とする。選任委員については、選任することができること緩和する。		選挙による農業委員の定数は、農業委員会等に関する法律第7条第1項により下限が規定されておりすることができない。委員として推薦された選任委員は農業委員会等に関する法律第12条により選任することが義務付けられており拒否することはできない。	農林水産省	1001220
1088	1088010	11	東松山市	11212	家電リサイクル特区	1	家電4品目に関する指定引取場所の緩和				家電4品目の不法投棄の防止と資源の有効活用の促進を図る。指定引取場所の指定方法を変更し、引取場所の統一ができるよう法律を改正する。	特定家庭用機器再商品化法第29条第1項に規定する指定引取場所について正す。	指定引取場所の配置等について、「製造業者等」に相互協力を義務づけ、統一指定引取場所が設置できるようにする。	特定家庭用機器再商品化法第29条第1項に、製造業者等の指定引取場所の適正配置義務が規定されているが、指定引取場所は、指定法人を除きメーカー系列でA-Bグループに分かれている。埼玉県内には11箇所(AグループをBグループを箇所しかなく、Aグループの指定引取場所が市内にない)から、市長は遠方での処理を強いられ不法投棄などによる環境の悪化が懸念される。	経済産業省 環境省	1101020 1300680	
1089	1089010	12	鴨川市	12223	鴨川市棚田農業特区	1	非農家が、小規模な農地を利用・取得できるよう面積要件の緩和			水源かん養や国土保全などの多面的機能を有する棚田は、農業環境等の変化により、地荒れなどの発生に引き起こされている。一方では、日本人のこのころの故郷として、棚田保全に対する気運が高まっています。食糧自給率の問題もあり、より多くの都市住民(消費者)が、農業生産の現場に接することにより日本農業の将来を考えて買付けたいと考えています。ここは、「農林水産省が検討している「都市と農村の共生及び対立を促進するための農地等の保全及び利用」の先駆けとなるもので、成功事例としての棚田農業特区を、鴨川市全域での棚田で実施したいもの。	田舎暮らし志向の非農家(都市住民)が、小規模な農地を利用及び取得できるよう、農家となるべき面積要件の緩和。	農地法第3条第2項第5号	現在、農業者の要件は50aとなっていますが、棚田農業特区においては、面積を問わない。また、利用指定は農業者以外認められていませんが、棚田農業特区では面積を問わず、借方及び貸方の意向を尊重するからと認める。	借方及び貸方の関係だけで実施するのはなく、農業委員会の承認のもとで実施する。	棚田オーナー制度は、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律により、市(団体)が事業主体となり、特定の農地を農家から借り受け、農業委員会の承認を受けた後に公募し、利用者が個人又は団体に貸付する形態となっている。委員として推薦された選任委員は農業委員会等に関する法律第12条により選任することが義務付けられており拒否することはできない。	農林水産省	1004420
1090	1090010	27	東大阪市	27227	モノづくり経済特区	1	建ぺい率の緩和				現在、市ではモノづくり経済特区構想の策定にあたり、本市がこれまで取り組んでいなかった企業誘致事業を盛り込むことを検討している。インセンティブとして、市内工場跡地への立地促進補助制度を予定しているが、建築物の容積率の建築規制について規制緩和についてご検討いただきたい	東大阪市の工業専用地域、工業地域	建築基準法第53条第3項 現在、建築基準法第53条第1項に基づき、用途地域に応じた建ぺい率の上限が定められているものの、同条第3項において①近隣商業地域及び商業地域外で、かつ、防火地域内にある耐火建築物 ② 街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するもの内にある建築物のいずれか(両方に該当した場合は、建ぺい率の上限に10分の1(10分の2)を加えたものをもって当該各号の数値とする、とされている。 上記下線部分の法を、いずれかに該当した場合、建ぺい率の上限に10分の1(工業地域、工業専用地域)に建築される工場にあっては10分の2)を加えたものをもって当該各号の数値とする、という形の規制緩和を検討いただきたい。			国土交通省	1206470
1090	1090020	27	東大阪市	27227	モノづくり経済特区	2	容積率の緩和				現在、市ではモノづくり経済特区構想の策定にあたり、本市がこれまで取り組んでいなかった企業誘致事業を盛り込むことを検討している。インセンティブとして、市内工場跡地への立地促進補助制度を予定しているが、建築物の容積率の建築規制について規制緩和についてご検討いただきたい	東大阪市の工業専用地域、工業地域	建築基準法第52条第11項において、同項第3号として「同一敷地内の建築物の生産に関する機械・設備その他これに類する部分の床面積の合計が建築物の延べ面積に対する割合が大きい場合に於けるその敷地内の建築物」を新たに追加する検討をいただきたい。			国土交通省	1206430
1091	1091010	1	上土岐町	1633	国立公園エコミュージアム特区	1	国立公園内エコミュージアム認知地区内に関する連携事業優先採択 国立公園内構造物に関する規制緩和				・当地の国立公園内などの自然環境や自然地域の住民や自然体の中から導き出される地産地消を促進するため、国はエコミュージアム推進地区として認定する制度を創設する。 ・エコミュージアムのみならず事業を進めるにあたりは、当該認定地区に対し関係する事業支援を優先する。 ・国立公園内における規模構造物の設置認可権限について、当該地方公共団体に移譲する。	・現状、エコミュージアム推進地区などの認定制度がないため創設について ・国立公園内における建築物については自然公園法第17条第3項に規定されているが、この許可権限を緩和することについて	・エコミュージアム推進地区の認定 ・国が行う当該エコミュージアム認定への支援 ・国立公園内での小規模構造物許可権限の移譲	国立公園及び国有林野が2分の1以上の面積を占める条件の地方公共団体に適合した地域に限定する	・自然環境を知り、保全する目的は国により示されているが、エコミュージアムとしての整備を行うには地方公共団体では困難である。このことから新たな法制度を創設し自然教育のフィールドづくりが必要である。 ・施設構造物の設置権限がないことから小規模施設設置業務に支援がある	環境省	1300060
1092	1092010	1	上土岐町	1633	環境共生循環型特区	2	国有林野みどり資源循環型活用に対する規制緩和 ・地域循環型環境対策推進の創設				・国と地方公共団体において「地球温暖化対策協力活用計画」の実現に対する協力を「国と地方公共団体による連携事業」を行う。 ・上記計画を締結した地方公共団体に対し、国有林野の一部をモデルの委託管理区域として設定し、業務の委託を受ける。 ・当該地方公共団体の国有林野区域で伐採により生産された木材等に、国は当該地方公共団体にに対し、伐採し、みどり資源循環型保全交付金を交付する。	・国有林野について、地域活性化と結びつけた管理体制を検討することが必要であり、この管理に対して地方公共団体に対する委託管理区域を設けることについて ・地域森林資源保護及び環境保全を進めるための財源確保に対する制度について	・国の二酸化炭素排出防止の森林活用実践 ・国有林野の一部地方公共団体への委託管理 ・みどり資源循環型保全交付金の創設	国有林野が2分の1以上を占める条件の地方公共団体に適合した地域に限定する	・森林資源を活用するまちづくりのために国有林野の業務などの結びつきが循環であり地域の業者が作業委託などを受けられるに制限がある ・地球温暖化対策とみどり資源を確保するための地域循環型の仕組みづくりを進めるには、この創設が必要	農林水産省	1003300
1093	1093010	1	上土岐町	1633	公共牧場土地利用特区	3	遊休農地保全管理及び農有地保有緩和の制限緩和 ・土地等融資資金制度の緩和 ・農林漁業金融公庫資金の貸付に対する地方公共団体特への緩和				地方公共団体が運営管理する公共牧場に当該公共団体の20%以上の対象面積が預託されている場合の特例創設 ・当該地方公共団体に対する国直轄の農地保有推進支援 ・農業経営基盤強化促進法に基づく農用地保有合理化事業による農地確保に対する農地確保合理化基金として、当該地方公共団体への規制緩和及び譲渡などに生じる税の緩和 ・農林漁業金融公庫資金の貸付に対する地方公共団体特への緩和	・農地流動化対策における地方公共団体の地域内農地貸し出しなどに対する調整機能の緩和について ・地方公共団体が運用できる土地流動化対策資金融通の緩和について	・公共牧場の土地利用への特例創設 ・地方公共団体に係る土地保有への緩和 ・農林漁業金融公庫資金の対策拡大	公共牧場における預託が地域内の対象面積の20%以上を占めている地域とする	・積量などによる遊休農地を活用する施設が必要であるが地方公共団体に財源が乏しい等の実効的農地活用が困難であり、農地の遊休化は進行する	農林水産省	1001160 1001170
1095	1095010	22	豊田町(特別農)	22484	高速道路を生かした地域経済再生特区	1	市街化区域設定の規模要件の緩和				これまで町を分断する東名高速道路は騒音や排ガスを出す速度施設として考えられてきた。しかし、高速自動車国道等の改正により、サービスエリアやパーキングエリアなどの運輸施設が可能となったことから、人、物、情報が集まる交通結核をうんと地域活性化を促す環境が整ってきました。そこで、経済環境が厳しい中で東名高速道路、パーキングエリアとの連携施設を利用し周辺開発をすることで、雇用創出の促進や地域の活性化、取組の推進、等々をい地域経済の活性化を図ろうと計画しています。しかし、実際に手続きを進めると、パーキングエリアがあるような地域は都市計画法の市街化調整区域であるため規制が厳格で建てられません。おおむね50ha以上の市街化区域(都市計画)を計画すれば、市街化調整区域を市街化区域に変更することが可能で、商業系の集客施設が建てられるようになりますが、パーキングエリアを活用した集客施設だけで50haを計画することは困難です。都市計画法はインターチェンジ周辺の幅員、20ha以上であれば、工場以外も建設可能な農地の市街化区域を設定できる基盤になっています。4)既成市街地と連続しない新市街地(計画的開発の見通しのある住宅地、工業用地等と一体的な集積地等を含む。)は、1つの独立した市街地を形成するに十分な規模の区域とし、その規模はおおむね50ha以上であり、周辺における農業等の土地利用に支障のない区域とするべきである。ただし、次に掲げる土地の区域については、1つの住区を形成する最低限の規模で、おおむね50ha以上を目途として農地の市街化区域を設定することができる。a)インターチェンジ、新たに設置される鉄道の駅又は大学の公共施設と一体となって計画的に整備される住居、工業、研究業務、流通業務等の適地。	パーキングエリアを活用した集客施設をつくり地域の活性化を図ろうと計画しております。集客施設等の建築物を建てた場合には、おおむね50ha以上の市街地(農地の市街化区域)の設定をする必要があり、集客施設等のためには規模が大きすぎます。(都市計画法の都市計画運用指針の中の都市計画制度の運用のあり方のIV-2 都市計画の内容の中のB 区域区分の中の1.(3)③4項) 同項のただし書きの中では、インターチェンジや新駅周辺は20ha以上からの設定が認められているのでパーキングエリアやサービスエリアを拡大し、書きの範囲に拡大していただきます。都市計画運用指針の修正後 4)既成市街地と連続しない新市街地(計画的開発の見通しのある住宅地、工業用地等と一体的な集積地等を含む。)は、1つの独立した市街地を形成するに十分な規模の区域とし、その規模はおおむね50ha以上であり、周辺における農業等の土地利用に支障のない区域とするべきである。ただし、次に掲げる土地の区域については、1つの住区を形成する最低限の規模で、おおむね50ha以上を目途として農地の市街化区域を設定することができる。a)インターチェンジ、新たに設置される鉄道の駅又は大学の公共施設と一体となって計画的に整備される住居、工業、研究業務、流通業務等の適地。	該当する条文 都市計画法の都市計画運用指針の中の都市計画制度の運用のあり方のIV-2 都市計画の内容の中のB 区域区分の中の1.(3)③4項 同項のただし書きの中では、インターチェンジや新駅周辺は20ha以上からの設定が認められているのでパーキングエリアやサービスエリアを拡大し、書きの範囲に拡大していただきます。都市計画運用指針の修正後 4)既成市街地と連続しない新市街地(計画的開発の見通しのある住宅地、工業用地等と一体的な集積地等を含む。)は、1つの独立した市街地を形成するに十分な規模の区域とし、その規模はおおむね50ha以上であり、周辺における農業等の土地利用に支障のない区域とするべきである。ただし、次に掲げる土地の区域については、1つの住区を形成する最低限の規模で、おおむね50ha以上を目途として農地の市街化区域を設定することができる。a)インターチェンジ、新たに設置される鉄道の駅又は大学の公共施設と一体となって計画的に整備される住居、工業、研究業務、流通業務等の適地。	特になし	パーキングエリアを活用した集客施設をつくり地域の活性化を図ろうと計画しております。集客施設等の建築物を建てた場合には、おおむね50ha以上の市街地(農地の市街化区域)の設定をする必要があり、集客施設等のためには規模が大きすぎます。(都市計画法の都市計画運用指針の中の都市計画制度の運用のあり方のIV-2 都市計画の内容の中のB 区域区分の中の1.(3)③4項)	国土交通省	1203570
1096	1096010	17	石川県	17000	グリーン・ツーリズム促進特区	1	消防法の緩和による消防施設整備の簡素化				4740	A			自宅を改装して農家民宿を開業したいとの要望は多いが、現行の制度では投資が多額となる	総務省	0404020

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(分類コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード	
1096	1096020	17	石川県	17000	グリーン・ツーリズム促進特区	2	食品衛生法における、厨房等の設備基準の適用除外	8404	D						自宅を改装して農家民宿を営業したいとの要望は多いが、現行の制度では投資が多額となる	厚生労働省		
1096	1096030	17	石川県	17000	グリーン・ツーリズム促進特区	3	建築基準法における、増改築の建築確認基準(100m)の緩和			農家は家屋や園取りが広い。農家民宿営業のための増改築が建築確認基準(100m)を超えてしまうことが多く、農家には申請手続き等の負担が増え、開業のネックの一つになっている	建築基準法第6条の1第1項に該当する特殊建築物(ホテル、旅館、下宿等)の床面積の合計が100mを超えていることについて	農家民宿に係る増改築の建築確認基準面積の引き上げ		自宅を改装して農家民宿を営業したいとの要望は多いが、現行の制度では投資が多額となる	国土交通省	1206140		
1096	1096040	17	石川県	17000	グリーン・ツーリズム促進特区	4	農業体験ツアーを行う場合の、旅行業法における大臣登録の緩和		12801	B					現行では登録した旅行業者以外は認められていない	国土交通省	1200310	
1096	1096050	17	石川県	17000	グリーン・ツーリズム促進特区	5	富山客の乗降送迎への道路運送法の適用除外		12315	B					中山間地域での利便性の確保が必要	国土交通省	1208140	
1096	1096060	17	石川県	17000	グリーン・ツーリズム促進特区	6	特定農地貸付法による貸付面積要件(10a未満)の撤廃		10131	C-2	新規就農者の育成の場としての活用も期待される	特定農地貸付法第2条2項第1号の政令で定める面積未満の農地に係る農地の貸付とされていることについて	貸付農地面積の上限(10a)を撤廃する		都市との交流による地域の活性化、農業の担い手の確保等に効果大	農林水産省	1000950	
1096	1096070	17	石川県	17000	グリーン・ツーリズム促進特区	7	特定農地貸付法における収穫農産物の販売行為の容認		10133	C-2	新規就農者の育成の場としての活用も期待される	特定農地貸付法第2条2項第2号の意旨を目的としない農作物の栽培の用に供する農地の貸付であることについて	収穫物の販売行為を容認する		都市との交流による地域の活性化、農業の担い手の確保等に効果大	農林水産省	1001010	
1096	1096080	17	石川県	17000	グリーン・ツーリズム促進特区	8	特定農地貸付法の貸付期間(5年)の延長				果樹や花木を栽培したい構りの意向に沿った農園づくりが出来ないため	特定農地貸付法第2条2項第3号の政令で定める期間を超えない農地の貸付とされていることについて	期間(5年)を延長する		都市との交流による地域の活性化、農業の担い手の確保等に効果大	農林水産省	1001040	
1097	1097010	17	石川県	17000	干拓地農業活性化特区	1	企業による農地取得の直接取得を可能とする規制の緩和				企業の農業参入については、特区法で農地の使用貸借又は賃借は可能とされたが、農地の購入は未だ認められていないため	農地法第3条第2項第2号において、農地取得に関する農業生産法人以外の法人は農地取得出来ないことについて	農業生産法人以外の法人でも農地を直接取得可能とする		特区法により使用貸借又は賃借により、取得可能となったが、直接、購入は未だ認められていない	農林水産省	1000050	
1097	1097020	17	石川県	17000	干拓地農業活性化特区	2	農産加工に関連する農業用施設用地に係る規制の緩和	C-2	10108		食品関連企業と農業者との連携による干拓地農業の活性化を促進するもの	主として自己の生産する農産物を原材料として使用する加工・販売施設以外の農業用施設と認められず、施設を設置する場合は農地地域の除外手続きが必要であることから	農産加工施設については、農産物を原材料として使用する施設であれば、これを認める		農村地域において、農産加工場やレストラン等の設置には、農地法、農産法の規制が多い	農林水産省	1000660	
1097	1097030	17	石川県	17000	干拓地農業活性化特区	3	趣味的農業で常時従事者がいない場合の農地取得の許可	C-2	10108		都市住民や高齢者等の趣味的農業の拡大を図り、干拓地農業の活性化と農業への幅広い理解を深めるもの	趣味的に農業を行いたい都市住民や高齢者が多く、常時従事者がいない場合は、農地の取得許可が下りないことから	農地の有効活用を図る必要な地域においては、常時従事者に該当しなくても、農地の取得希望者には農地取得を可能とする		都市住民等、趣味的農業を希望する者は農地上の対象とならない	農林水産省	1000300	
1097	1097040	17	石川県	17000	干拓地農業活性化特区	4	農地取得の下限面積の緩和	C-2	10106		都市住民や高齢者等の趣味的農業の拡大を図り、干拓地農業の活性化と農業への幅広い理解を深めるもの	干拓地の農地を有効活用するためには、都市住民や新規就農者等幅広い農地取得を希望する者を対象とする必要があることから	農地法第3条2項第5号において、取得後の農地面積の合計が都府県では50㎡に達しなければ、取得許可が下りない(下限面積の引き下げは都道府県の裁量である程度は可能であるが、大きくは引き下げられないことについて)	農地の有効活用を図る必要な地域においては、新規就農者も幅広い農地取得を希望する者にも農地取得を可能とする		都市住民等、趣味的農業を希望する者は農地上の対象とならない	農林水産省	1000420
1098	1098010	17	石川県	17000	サーモンフィッシング特区	1	内水面におけるサケの採捕の一定基準下での禁止の解除		10703	C-1		県内外から多数の釣り客が見込まれ、地元への経済効果が期待される。また、一定の基準下での実施により、サケの増殖事業にも寄与する。	水産資源保護法第25条において、内水面におけるサケの採捕禁止の解除	一定基準(地域、期間等)の下で、釣りに採捕可能とする		農林水産省	1004020	
1099	1099010	7	福島県いわき市	7204	リサイクル産業中心とした産業再生特区	1	リサイクル施設の設置に関する建築基準法上の手続の簡素化		12617	D	リサイクル施設(産業廃棄物処理施設)については、都市計画で支障がないことと確認にあたって、都市計画審議会の議を経ることとしているが、本市は、中核市として産業廃棄物処理に係る権限を有していること、県の産業廃棄物処理計画を踏まえた自治体の産業廃棄物処理計画(方針)を有していること、更に小規模な県と同規模の面積を有する広域都市であり、その中で東北第一位の製造品出荷額を有する施設産業から様々なリサイクル資源が排出されていること、市の都市計画審議会により広域の見地から都市計画を決定していることから、その権限委譲を提案し、地域の特性や実態を反映した環境産業振興と循環型社会形成を図るもの	リサイクル施設(産業廃棄物処理施設)の都市計画に係る手続の権限委譲を行うことにより、事業者の迅速な事業化を支援しながら、地域の特性や実態を反映した環境産業振興と循環型社会形成を促進するため	都市計画法施行令第9条第2項第9号により、産業廃棄物処理施設を都市計画として定める権限を都府県としている事項について	都市計画法施行令第9条第2項第9号により、リサイクル施設(産業廃棄物処理施設)の設置については、都道府県の都市計画審議会の議を経て決定されることとなっているため、本市においては、再生利用促進制度の対象品目(自主型リサイクル施設)の特例において産業廃棄物処理の手続きが簡素化されても、リサイクル産業振興にあたって次のような問題点がある。 ○独自の産業廃棄物処理計画を有していること ○広域都市であること ○一定の産業種類があり域内からも産業廃棄物が排出されていること ○自らも産業廃棄物処理計画(方針)を有するにもかかわらず、都道府県レベルでの審議によるため、地域の特性や実態を十分に反映した、自主的な環境産業振興と循環型社会形成促進の取組みが不十分となる	都市計画法施行令第9条第2項第8号の定めにより、リサイクル施設(産業廃棄物処理施設)の設置については、都道府県の都市計画審議会の議を経て決定されることとなっているため、本市においては、再生利用促進制度の対象品目(自主型リサイクル施設)の特例において産業廃棄物処理の手続きが簡素化されても、リサイクル産業振興にあたって次のような問題点がある。 ○独自の産業廃棄物処理計画を有していること ○広域都市であること ○一定の産業種類があり域内からも産業廃棄物が排出されていること ○自らも産業廃棄物処理計画(方針)を有するにもかかわらず、都道府県レベルでの審議によるため、地域の特性や実態を十分に反映した、自主的な環境産業振興と循環型社会形成促進の取組みが不十分となる	参入事業者の資格要件やリサイクル施設の維持管理に対する厳格な審査、廃棄物公開や説明責任の徹底などを行い、市民の安全・安心を確保する	国土交通省	1203590
1100	1100010	23	豊根村	23563	自然エネルギー活用特区	1	同一主体が同一場所で処理する添加物の無い木くずの廃棄物の除外				木材をカットしただけ木くずであっても、廃棄物の取扱いを受け、木質資源の有効利用がでないため。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第2項において木くずは廃棄物とされている。	廃棄物とは占有者が自ら利用できないために不要になった物と定義されているが、現在同一主体が同一場所で処理する場合において必要とされているが、国産材であり、かつ産地処理等されていない材木において、材木の製造過程で生じる木くずは、木と同様の資源と捉え、そうした木くずを同一主体が同一場所で処理する場合についてのみ、木くずを廃棄物から除外。	材木をカットしただけの木質材材であっても廃棄物として取り扱われる。	環境省	1300380		
1100	1100020	23	豊根村	23563	自然エネルギー活用特区	2	木くずの破砕処理にかかると的緩和				木くずの処理に関する量的規制があることから、木くずの処理が促進できないため。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第8項の2において木くずの破砕は1日当たりの処理能力が5t/日を超えるものを処理施設としている。	木くずの破砕処理について処理能力が5t/日を超えるものは許可が必要とされているが、材木からの一次処理により発生する純粋な木材については処理能力を10t/日と量的規制を緩和。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において知事の許可が要らない施設は処理能力が5t/日と定められており、それ以上の処理が難しい。	環境省	1300590		
1100	1100030	23	豊根村	23563	自然エネルギー活用特区	3	風力発電施設の立地の容認				自然エネルギーを活用しようとした場合、自然公園地が地勢上、適地であるが、自然公園地には施設整備が制限されており、施設の整備ができない。山荘という不利な地勢的条件を最大限に生かすためには、法的規制の緩和が必要である。	自然公園法第17条第3項により施設整備が制限されている。	国立公園2種地域における開発を自然エネルギー利用施設や地球環境向上に寄与する施設に限り緩和。	自然公園法摘要地内には施設整備が制限されている。	環境省	1300070		
1101	1101010	1	湧別町	1559	ゼロマシ地域循環型社会特区	1	同一性状の産業廃棄物の一般廃棄物扱い		13110 13111 13112 13113 13120 13150	C-1	1次提案では、特定の物質について、一般廃棄物を産業廃棄物と一緒に処理する内容であった。本提案は、一般廃棄物と一緒に処理を行えるようにするものである。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項において「産業廃棄物とは事業活動によって生じた廃棄物のうち、動植物性残さ等の廃棄物をいふもの」とされている点について	一般廃棄物と一緒に処理を行えるようにする。	環境影響評価等において関係機関と十分協議を行う対象物は地域で発生した自然由来のものに限る	同一性状の物質でも排出量により廃棄物の区分が異なり、処理・再生の促進を阻害している	環境省	1300280	
1101	1101020	1	湧別町	1559	ゼロマシ地域循環型社会特区	2	再生利用を目的とした廃棄物の収集運搬許可の容認		13110 13111 13112 13113 13120 13150	C-1	1次提案では、特定の物質について、廃棄物からの除外を求める内容であった。本提案は、再生利用を目的とした廃棄物の収集運搬の許可に関する規制の緩和を提案するものである。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の8、第15条の4の2において「再生利用業者は収集運搬業の許可が不要としている点について	当該条件の場合は、排出者または再生利用業者(国、地方自治体等を含む)から運搬を委託された者についても収集運搬業の許可を不要とする。	特区域内で完結する運搬に限る	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」等により定められた再生利用等の場合、産業業者が再生利用できる場合が多いが、これらの者は運搬のための車両や運転人員がいらないため、運搬は委託せざるを得ない。しかし、このような再生利用の場合は、必ずしも産業廃棄物の収集運搬業者であっても適切に運搬が可能と考えられる場合が多いにもかかわらずこうした運搬料の高額、許可業者に委託しなければならぬ現状であり、運搬料コストが事業の効率性ならびに再生利用の拡大に支障を来しているといえる	環境省	1300300	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1101	1101030	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	3	建築基準法に関するリサイクル施設(中間処理施設、再生施設)設置要件の緩和	12617	D	1次提案では、建築基準法51条に関連するごみ焼却場その他の処理施設の位置についての内容であった。 本提案は、建築基準法48条(用途地域)の規制に関する設置要件の緩和を提案するものである。	動植物性残さを再生利用するにあたり	建築基準法48条において建築物の建築可能地域を限定している点について	用途地域の規制を緩和し、有効利用にかかる施設の設置を促進する。	環境影響評価等において関係機関と十分協議を行う 対象物は地域で発生した自然由来のものに限る	処理施設の規模や性能等に関わらず、政令によって施設の目的別に分類し、建築が制限されている	国土交通省	1206370
1101	1101040	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	4	自然公園内でのリサイクル施設(中間処理施設、再生施設)設置の容認	13006 13007	D	1次提案では、自然公園法施行規則第11条30項に関する適用基準や風致を維持する限度、公園利用に供される施設に関する内容であったが、本提案は全く別の提案である。 本提案は廃棄物について埋立て処分等の実施ではなくリサイクルの実施を目的としているため、規制の緩和を提案するものである。	動植物性残さを再生利用するにあたり	自然公園法第17条第3項第一号及び同法第18条第3項第一号並びに同法20条第3項第一号において工作物の新築等については定められた高さ制限、総建築面積、敷地面積等に適合しなければならないとしている点について	許可基準を緩和し、施設の設置を可能とする。	環境影響評価等において関係機関と十分協議を行う 対象物は地域で発生した自然由来のものに限る	自然公園内での工作物の新築は、環境への配慮如何によらず制限されている	環境省	1300070
1101	1101050	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	5	一般廃棄物の陸上処理の原則の緩和				動植物性残さ(一般廃棄物)の海洋投入を行うにあたり	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第5項において「一般廃棄物であっても、埋立処分が支障がないと認められるものは海洋投入処分を行わないようにすること」としている点について	陸上処理の原則を緩和し、海洋投入できる廃棄物とする。	運搬及び処分を行う者は、漁業協同組合もしくは当該漁協から委託された組合員(漁業者)に限る	法律により、海に物を投入することが根本的に否定されている	環境省	1300600
1101	1101060	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	6	一般廃棄物としての動植物性残さの海洋投入処分基準の容認				動植物性残さ(一般廃棄物)の海洋投入を行うにあたり	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4項において「動植物性残さを海洋投入処分を行うことができない廃棄物」としている点について	海洋投入できる廃棄物として加える。	地域内で発生した動植物性残さに関する海洋汚染の防止と水産資源保護が担保できる方法により行う	同一性状の物質であっても、一般廃棄物に区分されると、海洋投入が可能な廃棄物として指定されていない	環境省	1300610
1101	1101070	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	7	一般廃棄物としての動植物性残さの海洋投入処分基準の緩和				動植物性残さ(一般廃棄物)の海洋投入を行うにあたり	海洋汚染及び海上災害の防止の防止に関する法律施行令第7条別表第三において「排出海域をD海域」としている点について	排出基準(指定海域)を別に定められることとする。	地域内で発生した動植物性残さに関する海洋汚染の防止と水産資源保護が担保できる方法により行う	政令で定められた海洋投入の排出海域は沿岸から極めて近く、実質的には排出は不可能である	環境省	1300220
1101	1101080	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	8	産業廃棄物の陸上処理の原則の緩和				動植物性残さ(産業廃棄物)の海洋投入を行うにあたり	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第5項において「産業廃棄物であっても、埋立処分が支障がないと認められるものは海洋投入処分を行わないようにすること」としている点について	陸上処理の原則を緩和し、海洋投入できる廃棄物とする。	地域内で発生した動植物性残さに関する海洋汚染の防止と水産資源保護が担保できる方法により行う	法律により、海に物を投入することが根本的に否定されている	環境省	1300620
1101	1101090	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	9	産業廃棄物としての動植物性残さの海洋投入処分基準の緩和				動植物性残さ(産業廃棄物)の海洋投入を行うにあたり	海洋汚染及び海上災害の防止の防止に関する法律施行令第7条別表第三において「排出海域をD海域」としている点について	排出基準(指定海域)を別に定められることとする。	地域内で発生した動植物性残さに関する海洋汚染の防止と水産資源保護が担保できる方法により行う	政令で定められた海洋投入の排出海域は沿岸から極めて近く、実質的には排出は不可能である	環境省	1300230
1101	1101100	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	10	産業廃棄物に関する許可制度の簡素化	13140	E-2	1次提案では、公園事業として行うことについての内容であった。 しかし、本提案では、公園事業を想定したものでないため、再度提案するものである。	動植物性残さ(産業廃棄物)の海洋投入を行うにあたり	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条において「産業廃棄物処理業の許可は都道府県知事」としている点について	運搬および処分を行う事業者の許可の種類を市町村長に委譲する。	運搬及び処分を行う事業者は、原則として提案者である漁業協同組合もしくは当該漁協から委託された組合員(漁業者)に限る	同一性状の廃棄物であっても、廃棄物の区分により処理等を行える者が異なるため、二重に許可を受けなくてはならない	環境省	1300510
1101	1101110	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	11	水底土砂の廃棄物からの除外	13110 13111 13112 13113 13120 13150	C-1	1次提案では、特定の物質について、廃棄物からの除外を求める内容であった。 本提案は、1次提案とは異なる物質である家畜土砂について提案するものである。また、廃棄物か否かの基準が不明確であることに起因するものであり、従って規制の緩和を提案するものである。	サロマ湖の水底を海洋や土壌に還元するにあたり	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条において「事業活動により生じたもの」としている点について	炭化した底泥については廃棄物とせず「土砂」として取り扱う。	海洋汚染の防止と水産資源保護が担保できる方法により行う	廃棄物か否かの基準が不明確であるため、廃棄物として取り扱われ、必要以上の処理が求められている	環境省	1300370
1101	1101120	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	12	河川流水の占用に関する許可制度の緩和	12414	D	1次提案では、水の高度利用、有効利用を目的としたが、今回の提案は全く別の内容である。 具体的には、水利権自体が事実上意味を成していない地域であるため、この要件を緩和する事を提案する。	サロマ湖の湖水の利用を円滑にするため	河川法23条において「河川流水を占用しようとするものは河川管理者の許可を受けなければならない」としている点について	一定量に満たない取水量は届出制とする。	一定量の基準は河川管理者と協議して設定する。	当該水域は管理上河川であるが、実質海面であるため、規制が意味を持たない	国土交通省	1204060
1101	1101130	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	13	河川区域内の工作物の新築許可手続きの簡素化	12409	D	1次提案では、河川区域内の工作物新築等は、河川管理者との協議により実施可能であることを提案していた。 本提案では許可に関する検討事項の簡素化を求める内容である。	サロマ湖の湖面の利用を円滑にするため	河川法26条において「河川区域内に工作物を新築しようとするものは河川管理者の許可を受けなければならない」としている点について	設置場所や規模、構造等、一定条件を満たす工作物の場合は、治水・利水に関する検討を簡略化する。	条件や検討の簡略化の内容は河川管理者と協議して決定する	当該水域は管理上河川であるが、実質海面であるため、河口付近等を除き、治水・利水に関する規制が意味を持たない	国土交通省	1204010
1101	1101140	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	14	自然公園内における工作物の新築等に関する規制の緩和	13006	D	1次提案では、風力発電施設を公園事業として行うことについての内容であった。 しかし、本提案では、公園事業を想定したものでないため、再度提案するものである。	サロマ湖および湖岸において、自然エネルギー施設を設置するにあたり	自然公園法第17条第3項第一号及び同法第18条第3項第一号並びに同法20条第3項第一号において工作物の新築等については定められた高さ制限、総建築面積、敷地面積等に適合しなければならないとしている点について	許可基準を緩和し、施設の設置を可能とする。	戦略的アセスを実施した上で、十分な環境保全対策を実施する	自然公園内での工作物の新築は、環境への配慮如何によらず制限されている	環境省	1300070
1101	1101150	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	15	使用する動力漁業船の総トン数の規制の緩和				小型底引き網漁業(15トン未満の漁船)の効率的な漁獲を促すにあたり	漁業法66条において「総トン数15トン未満の漁船の使用」としている点について	使用船舶基準の緩和により大型船舶(沖合底引き網漁業相当)の使用を可能にする。	操業を行う漁場及び漁業はこれまでどおりとするほか、行政や近隣漁協等の関係者との合意の上で実施する	小型底引き網漁業に用いる動力漁船の総トン数は15トン未満と制限されているため、大型漁具の積載や多量の漁獲物の運搬ができない	農林水産省	1004030
1101	1101160	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	16	ホタテガイの処理加工に関する規制の緩和				貝毒発生時期におけるホタテガイの処理加工において	食品衛生法第4条に関連する「病原体発生時期におけるホタテガイの処理加工等管理要領」(平成11年7月改正)の2(3)において「処理加工できる製品の形態と加工原料質の中腸毒性検査」を対象としている点について	製品となる部位を対象とし、毒性検査を基準値と比較し、処理加工の適否の判断を行う。	水揚げから処理場までの荷捌や運搬、処理加工場での処理方法ならびに製品の検査には、新たな規定を設けるなど、厳密な管理を行うものとする	当該地域での加工時の貝毒検査実施からは、貝毒発生時期においても製品となる部位(貝柱)からは、基準値を超える貝毒は検出されていないが、表記の要領のために水揚げも規制されるため、操業ができず、ホタテ産量が基幹産業である地域経済に大きな打撃を与えている	農林水産省 厚生労働省	1004040
1101	1101170	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	17	ホタテガイの処理加工に関する規制の緩和				貝毒発生時期におけるホタテガイの処理加工において	食品衛生法第4条に関連するホタテガイの生産及び流通について(10水産第1758号)において54号貝毒濃度の2の2)又は3の2)によるホタテガイの出荷の適否の判断は、次の表に掲げる生産海域の区分により行うものとする」としている点について	生産海域の区分及び出荷の適否の判断は、ホタテガイを生産する漁業協同組合を区分の単位として行うものとする。	水揚げから処理場までの荷捌や運搬、処理加工場での処理方法ならびに製品の検査には、新たな規定を設けるなど、厳密な管理を行うものとする	現在の海域は広く、海区内に複数の漁協が含まれるが、漁協によって貝毒濃度が基準を下回っているにもかかわらず、同一海域内の地産地消での発生により生産できないことがある。このことがホタテ産量が基幹産業である地域経済に深刻な打撃を与えている	農林水産省 厚生労働省	1004050
1102	1102010	23	津島市	23208	子育て支援特区	1	保育園の調理室及び調理員の必要規制の緩和				保育行政の合理化、効率化、重点化を図るため、学校給食センターにて集中的に調理業務を行うことができるように	児童福祉施設の最低設置基準32条及び第33条で規定されている調理室及び調理員の必要規制について	給食の調理をセンター方式で行う場合には、当該規定を除外できるようにする。	最低設置基準の背景たる「食育」の思想を踏襲しない範囲において行うことができる旨を認める。	児童福祉施設の最低設置基準32条及び第33条の規定により、給食の調理は園外で行うことができない。	厚生労働省	
1102	1102020	23	津島市	23208	子育て支援特区	2	低体重児出生の届出先及び未熟児訪問指導の容認				安心して子育てができる環境整備の一環として、乳幼児の指導を包括的に行うことが出来るように	母子保健法18条及び第19条で規定されている低体重児の報告及び未熟児の訪問指導について	市が実施することを確認する。		母子保健法18条及び第19条の規定により、市による乳幼児期の包括的指導ができない。	厚生労働省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的な要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1103	1103010	23	津島市	23208	学生インターンシップ特区	1	職業経験目的による無給の労働提供による任用の容認				インターンシップ制度を行政及び学生にとって実効性及び便益の高い制度とするため	地方公務員法における任用の一形態において	インターンシップ制度による任用を盛り込む。	行政及び学生双方の研修・指導内容について暫定する。	地方公務員法上においてインターンシップ制度による任用が想定されていないが、被災時にはその機能を補償する保険がないが、職務の習得も兼ねていないため、与える職務が空欄状態にも関わらず。	総務省	0401080
1104	1104010	6	山形県天童市	6210	田園集落再生特区	1	市街化調整区域における専用住宅開発の容認				都市計画法の開発制限があることにより、市街化調整区域内においては地域の居住者の分家住宅等以外に建設できない状況にある。それにより、地域コミュニティの維持が難しくなっており、本提案により地域コミュニティの活性化を図る。	都市計画法第34条第8号の3において、「市街化区域」に隣接し、…市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域」という要件について	当該要件を撤廃する。	特例の対象となる範囲を集落毎に限定し、スプロール化を防止する。	都市計画法第34条第8号の3は、市街化区域に隣接する集落における開発の緩和を規定したものであるが、その地域は市街化区域の拡大によって開発が促進される区域である。しかし、本市が提案している地域コミュニティが衰退している地域、かつ一定のインフラ整備が済んでいる地域で市街化区域から離れた集落においては、この条文を適用できない。また、市街化区域第8号の4に基づき提案する内容について条例を制定することも考えられるが、条文の中の「市街化区域」について行うことが困難又は不適当」に抵触しないと思われる。さらに、農の土地利用方針は農業域または広域的な方針であるため、農の土地利用方針は農業域が中心であり、市独自の条例制定や提案期間がでない状況にある。	国土交通省	1200140
1105	1105010	27	大阪府羽曳野市	27222	介護保険料収納円滑特区	1	私人による介護保険料の収納事務の容認				コンビニエンスストアでの収納事務を可能とすることによる収納機会の拡大を図るため、私人による介護保険料の収納事務を容認する。	地方自治法第243条の規定による私人の公金取扱の制限について	介護保険法において特別の定めをすることによる私人による公金取扱の容認		私人の公金取扱は地方自治法第243条において制限されておりコンビニエンスストアでの収納取扱ができない。	総務省 厚生労働省	0400290
1105	1105020	27	大阪府羽曳野市	27222	介護保険料収納円滑特区	2	口座振替領収証書の発行の省略				事務効率化及び経費削減を図るため、口座振替領収証書の発行を省略する。	地方自治法施行令第155条の規定による口座振替の方法に係る自治省通知において、歳入の納付の場合の指定金融機関等の領収証書発行取扱が定められている事項について	国通知の変更による口座振替に係る領収証書の省略の実施	市による年1回の口座振替済通知書の発行	口座振替領収証書の省略は自治省通知により指定金融機関等が当該領収証書を発行することとしており省略できない。	総務省	0400350
1106	1106010	23	弥富町	23428	生活福祉推進特区	1	「高齢者と身体障害者に係る短期入所事業の相互利用の容認」				現在では65歳未満の身体障害者が介護保険法による短期入所生活介護を利用することが可能であるが、平成15年4月1日から施行の身体障害者の支援制度になると利用できなくなる現行利用している身体障害者がサービスが受けられなくなるため特例として相互利用の容認を申しこす。	身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第78号)の身体障害者短期入所(第64条から第80条)の部分の緩和(介護保険法第70条第1項により指定された事業所は身体障害者福祉法第17条の17第1項で規定する指定された事業所とみなす)について	65歳未満の身体障害者が介護保険法による通所介護施設及び短期入所生活介護を利用する場合の取扱いについて(平成12年3月31日付)第16号、老第16号、老第16号(課長通知)を平成15年4月1日以降も容認してほしい。	平成15年4月1日以降は身体障害者の短期入所事業は身体障害者福祉法第17条の17で定められており、介護保険法上の指定短期入所生活介護事業者ではない。	厚生労働省		
1107	1107010	40	大川市	40212	木くずリサイクル特区	1	リサイクル推進のため、木くずを廃棄物処理法の廃棄物から除外				家具関連事業所から排出される木くずが産業廃棄物であり、処理に対する規制があるため、効率的なリサイクル事業を行う事が出来ない状況にあること。	法施行令第2条第4項第1号の規定による木くずの木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む)の除外について	木くずについて廃棄物処理法の廃棄物より除外し、リサイクルを推進できるようにする。			環境省	1300380
1108	1108010	43	産山村	4305	ハウス業農特区	1	農業に取り組みとする個人または法人が小規模な農地を取得できるよう、農地の権利移動後の合計画構築(都市計画は50アール、道は2ヘクタール以上)の緩和	10106	C-2		退休農地の効率的利用を実現するためには現行の50アール以下の規制がハードルとして高すぎるため緩和が必要である。	村が出資した第3セクターが、退休農地所有者から農地を賃借借りに集約し、その農地にハウス施設農地を建設する。建設したハウスを新規就農者等に貸し出し、農業を推進する。	就農した場合、作付品目による概ね3,000千円/10a当の売り上げ、利益率が55%と想定し、20a程度の規模があれば農業による生活が成り立つと考えます。その際、農地法第3条に規定する農業基準により規制の対象となり、また、設置の困難化によるため、規制の特例事項を設定していただきたい。	農地法第3条第10項第2号の3により都府県では50アールに達しない場合は、新たに農地における権利を取得することができないと定められており、小規模農家としての就農ができない。	農林水産省	1000240	
1109	1109010	15	新潟県柏崎市	15205	新エネルギー環境特区	1	電気料金の算定を供給者が原価を下らない範囲で料金設定ができることの容認				当市は、世界最大規模の原子力発電所が立地し、電気を生産(供給)しているにもかかわらず消費地(受給)でないという、ある意味での「原発立地の恩恵」を受けていない実態がある。近年、電気事業法の一部改正によって、一部分での自由化が進められているが、電気事業特有の構造から安定供給の責任等、公共性、公益性確保を口実に具体的に、既存事業者による寡占状態が続いている。これは、電気料金は多少の差はある、全国ほぼ同一に定められ競争原理が働いていない。また、電気事業者の「縄張り」によって供給区域が定められ、各事業者の経営の安定が保証されている形となっているためである。今後とも競争するであろう電力需要を賄うこの事業分野は、意欲あるものによる新規参入や新規起業とそれに伴う関連産業の活性化のみならず、電力市場を競争的に機能させていく上においても、正當で真の自由競争原理による電気料金の低廉化が必要である。その機微性による企業誘致の実現など、地域産業活動全体の再生・活性化が期待できるとともに「地産地消」という実態により地域効果も期待もてることからこの特例を導入することが必要である。具体的には、発電所(供給区域外事業者)から直接的に電力供給を供給区域内事業者が受け、少しでも低廉な料金で需要家へ供給できるようにするものである。	電気事業法第19条第2項(一般電気事業者の供給約款等)において、電気料金が競争的な競争の下における適正な原価に適正な利益を加えたもので、将来の電気供給を行うために定むる原価と利益の予測値である供給原価に基づいて料金を設定する、いわゆる総括経費方式とされている事項について	料金設定の基となる算定要件を引き下げ、原価を下らない範囲内での料金算定とすることを容認すること。また、当事者間(相対取引)で決定できることを容認すること。	原子力発電所の立地地域に限定する。原価を下らない範囲とする。	料金算定の基となる算定方法では、電気事業を競争的に機能させていく上でも自由競争原理による料金の低廉化が進まず、料金の低廉化という機微性に伴う地域産業活性化による電立立地地域の振興が図れない。	経済産業省	1130000
1109	1109020	15	新潟県柏崎市	15205	新エネルギー環境特区	2	電気料金の算定を供給者が原価を下らない範囲で料金設定ができることの容認				当市は、世界最大規模の原子力発電所が立地し、電気を生産(供給)しているにもかかわらず消費地(受給)でないという、ある意味での「原発立地の恩恵」を受けていない実態がある。近年、電気事業法の一部改正によって、一部分での自由化が進められているが、電気事業特有の構造から安定供給の責任等、公共性、公益性確保を口実に具体的に、既存事業者による寡占状態が続いている。これは、電気料金は多少の差はある、全国ほぼ同一に定められ競争原理が働いていない。また、電気事業者の「縄張り」によって供給区域が定められ、各事業者の経営の安定が保証されている形となっているためである。今後とも競争するであろう電力需要を賄うこの事業分野は、意欲あるものによる新規参入や新規起業とそれに伴う関連産業の活性化のみならず、電力市場を競争的に機能させていく上においても、正當で真の自由競争原理による電気料金の低廉化が必要である。その機微性による企業誘致の実現など、地域産業活動全体の再生・活性化が期待できるとともに「地産地消」という実態により地域効果も期待もてることからこの特例を導入することが必要である。具体的には、発電所(供給区域外事業者)から直接的に電力供給を供給区域内事業者が受け、少しでも低廉な料金で需要家へ供給できるようにするものである。	供給約款料金算定規則第2条(認可料金の原価等の算定)において、料金の算定方法が定められている事項について	料金設定の基となる算定要件を引き下げ、原価を下らない範囲内での料金算定とすることを容認すること。また、当事者間(相対取引)で決定できることを容認すること。	原子力発電所の立地地域に限定する。原価を下らない範囲とする。	料金算定の基となる算定方法では、電気事業を競争的に機能させていく上でも自由競争原理による料金の低廉化が進まず、料金の低廉化という機微性に伴う地域産業活性化による電立立地地域の振興が図れない。	経済産業省	1130000
1109	1109030	15	新潟県柏崎市	15205	新エネルギー環境特区	3	即供給料金の算定を供給者が原価を下らない範囲で料金設定ができることの容認				当市は、世界最大規模の原子力発電所が立地し、電気を生産(供給)しているにもかかわらず消費地(受給)でないという、ある意味での「原発立地の恩恵」を受けていない実態がある。近年、電気事業法の一部改正によって、一部分での自由化が進められているが、電気事業特有の構造から安定供給の責任等、公共性、公益性確保を口実に具体的に、既存事業者による寡占状態が続いている。これは、電気料金は多少の差はある、全国ほぼ同一に定められ競争原理が働いていない。また、電気事業者の「縄張り」によって供給区域が定められ、各事業者の経営の安定が保証されている形となっているためである。今後とも競争するであろう電力需要を賄うこの事業分野は、意欲あるものによる新規参入や新規起業とそれに伴う関連産業の活性化のみならず、電力市場を競争的に機能させていく上においても、正當で真の自由競争原理による電気料金の低廉化が必要である。その機微性による企業誘致の実現など、地域産業活動全体の再生・活性化が期待できるとともに「地産地消」という実態により地域効果も期待もてることからこの特例を導入することが必要である。具体的には、発電所(供給区域外事業者)から直接的に電力供給を供給区域内事業者が受け、少しでも低廉な料金で需要家へ供給できるようにするものである。	即供給料金算定規則第3条(料金の原価等の算定)において、即供給に係る料金の算定方法が定められている事項について	料金設定の基となる算定要件を引き下げ、原価を下らない範囲内での料金算定とすることを容認すること。また、当事者間(相対取引)で決定できることを容認すること。	原子力発電所の立地地域に限定する。原価を下らない範囲とする。	料金算定の基となる算定方法では、電気事業を競争的に機能させていく上でも自由競争原理による料金の低廉化が進まず、料金の低廉化という機微性に伴う地域産業活性化による電立立地地域の振興が図れない。	経済産業省	1130000
1109	1109040	15	新潟県柏崎市	15205	新エネルギー環境特区	4	廃食用油を再生した動力燃料を軽油引取税の課税対象から除外				廃食用油を再生した動力燃料を軽油引取税の課税対象外とし、事業化を進めるため。	地方税法第100条の3第4項において、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し(軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された)を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量を課税標準とする定められている事項について	廃食用油を再生した動力燃料を軽油引取税の課税対象外とする。	(必要なし)	100%再生油の場合は課税されないが、軽油と混和した場合、混和した再生油に対してのみ課税される。このため、販売価格が上がり販路が拡大しにくく事業化が難しくなり、結果として環境にやさしい低公害燃料の需要が伸びない。	総務省	0403270

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要項事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1109	1109050	15	新潟県柏崎市	15205	新エネルギー一環特設区	5	保安林解除要件の拡大			風況の良い沿岸域での風力発電施設建設を容易にするため。	保安林解除にあたっての公益上の必要性の判断は、保安林を土地収用法その他の法令により土地を収用もしくは使用できるときとされ、民間事業者による風力発電施設の設置が困難とされていることについて	保安林においては、立木の伐採や土地の形質の変更等について制限があり、風力発電施設を設置する場合、保安林の解除が必要となるが、新エネルギーの導入の推進の観点から、民間事業者が行う事業についても、公益性を認めて設置できるようにすること。	(必要なし)	保安林解除にあたっての公益上の必要性の判断は、保安林を土地収用法その他の法令により土地を収用もしくは使用できるときとされ、民間事業者による風力発電施設の設置が困難。	農林水産省	1003050	
1110	1110010	15	新潟県柏崎市	15205	海洋空間活性化特区	1	臨港地区内における目的外建築物建設要件の弾力化			臨港地区内における目的外建築物の建設制限の弾力化により、物流機能のみの施設から、観光遊覧船、物販、風力発電等、観光・レジャーを中心とした機能に併せ臨港地区に観光区としての機能も持たせ、「港」を中心とした地域経済の活性化を図るため。	新潟県が管理する港湾の臨港地区内において、規制される建築物の指定に関する条例第3条(禁止建築物の指定)において、各区分の目的を著しく阻害する建築物その他の建築物について定められている事項について	「港」を中心とした地域経済の活性化を図るため、臨港地区内において目的外建築物建設要件を弾力的に認め、物販、風力発電等、観光・レジャー関連建築物の建設を容認すること。	臨港地区内の利用状況等に応じて範囲を限定する	新潟県が管理する港湾の臨港地区内において規制される建築物の指定に関する条例第3条(禁止建築物の指定)において、各区分の目的を著しく阻害する建築物その他の建築物の建設制限があるため、物流機能のみの施設から、物販、風力発電等、観光・レジャーを中心とした機能に併せ臨港地区に観光区としての機能も持たせ、「港」を中心とした地域経済の活性化を図る上で支障となっている。	国土交通省	1210150	
1110	1110020	15	新潟県柏崎市	15205	海洋空間活性化特区	2	港湾区域内における占有する場合の許可要件の弾力化			港湾区域内における占有する場合の許可制限の弾力化により、物流機能のみの施設から、観光遊覧船、物販、風力発電等、観光・レジャーを中心とした機能に併せ港湾内に観光区としての機能も持たせ、「港」を中心とした地域経済の活性化を図るため。	港湾法第37条第2項(港湾区域内の工事等の許可)において、港湾管理者の長は、前項の行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を生じ、又は第3条の3第9項若しくは第10項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を及ぼすものであるときは、許可をしないものとする。また、政令で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について前項第1号の水域の占用又は前項第4号の行為の許可をしないものとする。	「港」を中心とした地域経済の活性化を図るため、港湾区域内において占有する場合の許可制限を弾力的に認め、観光遊覧船の航路と関連施設とならぬい置施設等の建設を容認すること。	港湾区域の利用状況等に応じて範囲を限定する	港湾法第37条第2項(港湾区域内の工事等の許可)において、港湾管理者の長は、前項の行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を生じ、又は第3条の3第9項若しくは第10項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を及ぼすものであるときは、許可をしないものとする。また、政令で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について前項第1号の水域の占用又は前項第4号の行為の許可をしないものとする。	国土交通省	1210100	
1110	1110030	15	新潟県柏崎市	15205	海洋空間活性化特区	3	漁港施設用地内における利用規制の弾力化			漁港施設用地内における漁業活動以外の利用規制の弾力化により、近年の「自然」や「健康」に対する関心への高まりとともに自然志向やアウトドア志向によって、地域の漁業や自然景観、伝統文化等の資源を活かした多様な余暇活動を提供する漁村滞在型余暇活動(ブルー・ツーリズム)への取り組みを進め、漁村地域の活性化を図るため。	水産庁長官普通(改正・平成10年9月1日水産省3081号)「漁港施設用地等利用計画の策定について」において、漁業活動以外の利用が制限されている事項について	地域の漁業や自然景観、伝統文化等の資源を活かした多様な余暇活動を提供する漁村滞在型余暇活動(ブルー・ツーリズム)に認めること。	漁村滞在型余暇活動(ブルー・ツーリズム)を進める条件に適合した漁港地域に限定する	漁港施設用地内では漁業活動以外の利用に制限があるため、漁村滞在型余暇活動(ブルー・ツーリズム)への取り組みと漁村地域の活性化を図る上で支障となっている。	農林水産省	1004000	
1111	1111010	15	新潟県柏崎市	15205	知的障害児福祉特区	2	知的障害児施設における職員の一般的事業の緩和			児童福祉法により、施設における職員の資格要件が規定されているが、有資格者には女性職員が多いため、近年増加傾向にある過剰児の生活指導が難しい現状にあることから、知的障害児施設における職員の一般的事業の緩和が必要である。	児童福祉法・児童福祉施設最低基準第49条(職員)において、児童指導員及び保育士の措置とその総数が定められている事項について	知的障害児施設における児童指導員及び保育士の資格者総数の要件を引き下げる。	特例の対象とする範囲である資格者総数の要件を引き下げる。 現行基準を下回った人員は実務経験のある介助員によって対応は可能である。	近年、知的障害児施設数の不足により、知的障害児施設に入所した児童が、在籍期間の延長の特例により、満年齢を超えても入所を続けているものが多くなってきている状況にあり、児童指導員、保育士の資格者の多くの女性職員であることから生活指導面での対応に限界があるため。	厚生労働省		
1112	1112010	4	田原町農政商工課	4502	農地制度における交換耕作の活用促進規制緩和特区	1	効率的な土地利用から、作物の高品質・高収量生産により農業所得を確保し水田農業を確立するため、また、交換耕作者への転作助成金直接交付の問題や水稲具活加入の問題等を解決するため。			交換耕作利用促進の規制、並びに手数料・費用のかかる申請形態	転作集団化等にもとより土地利用の効率化を図るため、交換耕作の利用促進を行う場合に、①未転作地等の交換耕作規制を緩和すること。②水田農地転作等農業者資格の緩和、③交換耕作の利用促進が、小作人の取得種とならないよう期間の限定により配慮する。④集団化に伴う交換耕作は、当事者の申請書1枚に簡略化する。⑤既に長期の利用権設定が行われている場合でも、転作集団化にかかる利用権設定は重複して行えるようにする。	転作を含めた、効率的な土地利用ができ、集約化が進まない、作物の生産性が悪く農業所得の向上につながらない。	農林水産省	1003310			
1113	1113010	1	上磯町	1335	上磯町リサイクル推進工業特区	1	廃棄物中間処理に当たり、産業廃棄物の許可を取得し処理が行われている品目について、一般廃棄物と分類される廃棄物についても処理可能とし、廃棄物処理の合理化を図る。			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第4項及び第8条において規定されている一般廃棄物の処分に係る許可について	一般廃棄物でもって産業廃棄物処理の許可を受けている処理品目について処理を容認する	産業廃棄物処理の許可の取得に伴い、技術面、施設等の安全性は確保される	浄化槽汚水については浄化槽法において一般廃棄物と定められており、同一性状であっても産業廃棄物処理施設で処理できない	環境省	1300280		
1114	1114010	15	紫雲寺町	15309	新エネルギー一環特設区	1	保安林内作業許可要件緩和			新エネルギーの普及については国を挙げて推進しているが、当該地域は海岸線のほぼ全域が飛砂防備保安林となっているため、良好な風況で電力会社との系統連携が可能であるが、民間企業が保安林内で設置できる可能性はないのが現状である。枯れ、枯れしていない海岸部の保安林区域での事業展開が可能になることを要望する。	森林法第34条第2項の許可要件について	飛砂防備保安林内で行なう民間の風力発電事業について実施することを容認する。	風力発電機の設置については保安林内の伐採を伴わない海岸部(潮に近い海上発電のイメージ)とし完成後は農道等に必要な植栽を行なう。	民間企業が進める新エネルギー(風力発電)については保安林内での設置が難しい。	農林水産省	1003060	
1115	1115010	1	余市町	1408	観光・産業交流特区	1	農道離着陸場の設置目的の農産物補助金適正化に関する法律の緩和			農道離着陸場利用目的の農産物の空輸利用の空時間を利用した多面的利用を図る。	対象①「農産物の空輸利用以外」を撤廃し、「同施設を地域振興の利便に供する」と改正 また「補助金適正化に関する法律」の特を除外することによる他の資金導入を図ることを可能とする。	観光・産業・交流特区(農道空港)については、①一般土壌改良事業の受益地の拡大に伴う補助金の返還措置及び②平成6年6月27日付農林水産省構造改善局建設部開発課農道第1班通第2項の利用制限 ③補助金適正化に関する法律第5章第22条(財産処分制限)定められており活用が制限されている。	0701130 1001050 1001060 1001070				
1116	1116010	34	広島県世羅町	34462	広島中部台地農業改革特区	1	農外企業が直接農地を保有し農業経営を可能とするための地域限定規制緩和 ・農外企業へ農地の使用貸借を行うために「町」が「農地保有合理化法人」となり広大な農地を取得する財政力はあり得ない。 (詳細は様式1-1の10-11に記載)	管理コード 10103(詳細は様式1-1の11に記載)	A	(詳細は様式1-1の10-11に記載)	・農外企業が直接農地を保有し農業経営を可能とするための地域限定規制緩和 ・農業生産法人以外の法人は原則として農地取得の権利を有しない。 ・農業生産法人であっても権利を取得するには農業委員会又は都道府県知事の許可が必要。 【理由】前記(目的)と同じ 【詳細は様式1-1の10-11に記載]	・当該地区における特区想定エリアは行政施策によって創出された地域(農家・国営農地)に限られており、従来から耕作されてきた農地に特例措置が波及することはないが、地方自治体としての土地利用政策の観点から、独自の土地利用条例の整備を行い地方自治体の自己責任の明確化を図るとともに、行政のチェック、監視体制の仕組みを整備する。	農外企業が直接農地を保有し農業経営を可能とするためには農地法第3条に抵触する	農林水産省	1000600		
1117	1117010	47	名護市	47209	金融テノロジー開発特区	1	①「保険会社が出資(再保険)する場合には、保険会社の責任準備金の積立を免除することによって、再保険を受ける者が適切な情報や監督を受けていること」が必須となることであるが、適切な監督を行うことで、保険会社の責任準備金の積立を免除する。 ②「特定」の者を対象として保険業を行うキャピティブは、保険業法の規制の対象外であり、現在でも設立することが可能との回答であるが、現業には制度上のメリットがないため、我が国の企業は海外でキャピティブ保険会社を設立せざるを得ない状況にある。現に、平成14年10月に大手電力会社が海外でキャピティブ保険会社を設立し、その他の企業の動向が注目されている。そこで、特区において国際的に認められていると同様のキャピティブ保険制度を導入する。	3200	C-1	現在、海外でしか設立されていないキャピティブ保険会社を国内で設立できるようにし、我が国の企業にとって保険料の安定化やリスクマネジメントを効率的に行うことができるようになる。	①「保険会社が出資(再保険)する場合には、保険会社の責任準備金の積立を免除することによって、再保険を受ける者が適切な情報や監督を受けていること」が必須となることであるが、適切な監督を行うことで、保険会社の責任準備金の積立を免除する。 ②「特定」の者を対象として保険業を行うキャピティブは、保険業法の規制の対象外であり、現在でも設立することが可能との回答であるが、現業には制度上のメリットがないため、我が国の企業は海外でキャピティブ保険会社を設立せざるを得ない状況にある。現に、平成14年10月に大手電力会社が海外でキャピティブ保険会社を設立し、その他の企業の動向が注目されている。そこで、特区において国際的に認められていると同様のキャピティブ保険制度を導入する。	①キャピティブ保険会社に対する出資(再保険)について、保険会社の責任準備金の積立を免除する。 ②責任準備金を積立免除することができるキャピティブ保険(親会社または関連会社のみを被保険者とする保険)を構造改革特区法において明文化する。	国または地方公共団体等で適切な規制や監督を行うこととする。	保険業法施行規則第71条(1)により、キャピティブ保険会社に対する出資(再保険)について、保険会社の責任準備金の積立を免除する。 ②責任準備金を積立免除することができるキャピティブ保険(親会社または関連会社のみを被保険者とする保険)を構造改革特区法において明文化する。	金融庁		
1117	1117020	47	名護市	47209	金融テノロジー開発特区	2	責任準備金を積立免除することができるキャピティブ保険会社の適正な最低資本金額の設定	3201	C-1	現在、海外でしか設立されていないキャピティブ保険会社を国内で設立できるようにし、我が国の企業にとって保険料の安定化やリスクマネジメントを効率的に行うことができるようになる。	キャピティブ保険の最低資本金額については国際的に採用されている1000万円とする。	国または地方公共団体等で適切な規制や監督を行うこととする。	国際的に認められているキャピティブ保険会社の最低資本金額は3,000万円程度であるが、保険業法第6条2項では10億円と高くあり、我が国でキャピティブ保険会社を設立するメリットがなく、海外へ企業が流出している。	金融庁			

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的な要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1117	1117030	47	名護市	47209	金融テクノロジー開発特区	3	責任準備金を積立免除することができるキャブティブ保険の適正なソルベンシー比率の設定	3250	C-1	特定の者を被保険者とするキャブティブ保険の特性から、不特定の者を対象とする保険に適用されるソルベンシー基準を適用することは合理的ではなく、国際的に採用されているキャブティブ保険のソルベンシー基準を導入し、キャブティブ保険会社の設立を容易にする。	現在、海外でしか設立されていないキャブティブ保険会社を国内で設立できるように、我が国の企業にとって保険料の安定化やリスクマネジメントを効率的に行うことができるようにする。	平成11年金融監督庁・大蔵省告示第3号において、保険金等の支払能力の充実に状況が適当かどうかの基準について	キャブティブ保険のソルベンシー比率については国際的に採用されている基準である。資本金+剰余金の合計が次のいずれの金額を上回ることをとする。 ⅰ. 正味保険料の20% ⅱ. 支払準備金総額の15%	国または地方公共団体等で適切な規制や監督を行うこととする。	国際的に認められているキャブティブ保険会社のソルベンシー基準が我が国では適用されていないため、我が国でキャブティブ保険会社を設立する魅力が少なく、海外へ企業が流出している。	金融庁	
1117	1117040	47	名護市	47209	金融テクノロジー開発特区	4	英文での情報開示及び書類の提出	3320 3321 3325	C-1	当該提案は海外取引所で取引されている外国証券へのアクセスを容易にするものであり、結果として本邦投資家の投資機会の拡大につながる。また1次提供において、特区内に限り英文を使用した情報開示及び情報提供は可能という回答を待っている。従って特区内における英文開示を認める制度の創設を要する。	名護市は我が国で唯一の金融特区を活用し、高度な金融業務を展開する目的で「バスクン東型」を掲げている。本構想はアジアにおける証券ハブ市場を目指すものであり、そのためには国際金融市場における標準である英語での情報開示が必要となる。本構想の実現により本邦投資家の投資機会増大に貢献できると考える。	日本語のみでの情報開示を定める ①「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条～130条 ②「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第63条～66条 ③「企業内容等に関する開示に関する規則」第8条、9条の3第3項、9条の4第1項、10条2項、15条1項2号、17条2号」について	外国企業が株主割増資に伴う新株発行を行う場合、当該企業が準備している外国の証券取引所へ提供している英文での届出書・目録書等が情報開示を行えば、日本語での情報開示を不要とする。	当該国際証券取引所に上場する企業については、日本語または英語の選択とする。現状においては、オフライン取引のように英語で行われる取扱いを、投資家は翻訳ソフトなどにより日本語環境に変更可能であるとする。	外国企業が株主割増資に伴う新株発行を行う場合、日本語での届出書・目録書等の作成が求められるが、現行は日本語による開示書類を作成する外国企業はなく、株主割増資に伴って投資家は新株引受けを放棄せざるを得ず、現行制度では却って投資家保護に反する結果となっている。	金融庁	
1117	1117050	47	名護市	47209	金融テクノロジー開発特区	5	投資法58条(外国投資信託の届出)の改正または運用の緩和及び投資法、同施行令によるETFにおける指数指定制度の廃止			グローバルETF(指数連動型上場投資)市場を創設し、その取扱を国内投資法によることにより我が国における投資対象を拡大する。	グローバルETFの上場により、名護市金融特区をアジア地域におけるグローバルETFの中心市場として位置付け、株式と比較して個人投資家によって投資しやすい新たな投資信託市場を創設することにより、投資機会の増大につながることを考える。	グローバルETFについて規定整備がなされていない ①投資信託及び投資法人に関する法律58条(外国投資信託の届出) ETFにおける指数指定制度を定めた投資信託及び投資法人に関する法施行令第8条第2号イ	グローバルETFの取扱が国内投資法並となるように既存の関連法規との整合性を図る。また、ETFにおける指数指定制度の廃止し、多様な商品開発・提供が可能にする。	投資法、同施行令によるETFにおける指数指定制度の廃止。具体的には①投資法58条(外国投資信託の届出)へ「特定株式投資信託(ETF)を除く」を追加することにより、ファンドの運用目的による指数指定を不要とする。	平成14年に日本証券業協会の通知によりグローバルETFが証券法上の有価証券として認められたが、「投資法58条 外国投資信託の届出」などの規定整備がなされていない。また現行ETFについては指数指定制度となっているが、指定を不要とすることにより、ファンドの運用目的による指数指定を不要とする。	金融庁	
1117	1117060	47	名護市	47209	金融テクノロジー開発特区	6	流動性の高い市場創設のために当該市場に参加する外国証券業者に対して「証券業登録手続きの簡素化」の措置をとる。			当市はアジアにおけるハブ機能を果たす「国際証券市場創設」構想を掲げている。この場合アジア各国の証券取引所の会員である外国証券業者の参加が不可欠であることから、当該市場参加者に対する「証券業登録手続きの簡素化」の措置が必要であると考え。	現在海外取引所株主に対する法整備が検討されているが、家では設置済みの使用者が証券会社等に限定されている。現行でも外国証券業者が国内証券会社を相手とする取引が可能であるが、各国証券取引所の株主設置の場合、株主設置のみならず証券業登録を求められることと想定されるため、一定の制限のもとで登録手続きの簡素化が必要と思われる。	外国証券業者に対する規制を定めた「外国証券業者に関する法律」第3条1項について	(1)設置済みの使用者として登録を行っていない外国証券業者の株主使用を認める。あるいは (2)外国証券業者に関する法律の第3条1項において支店の登録を求めているが、支店がなくても登録を認め、この場合は業務の限定を条件として同法15条から20条までを適用除外とする。	外国証券業者に関する法律の第3条1項において国内支店の登録を求めているが、業務を取り所株主の使用のみに限定し、支店がなくても証券業登録を認める。	現行でも日本で支店開設すれば規制緩和の必要はないが、支店開設の代わりに特区内の市場に株主設置をする外国証券業者においては、株主設置するための証券業登録が必要となるケースが考えられ、外国証券業者にとって負担が大きい。	金融庁	
1118	1118010	11	葛尾町	11446	農地流動化推進特区	1	農業者への転売を目的とした民間事業者の農地取得			農業の後継者不足における対策として、耕作されない農地を農業者の農地転用から円滑に移転が行える条件を整備する。	農地法第3条による農地の権利移動制限の緩和	民間事業者の農地取得について、農業者への転売(貸借及び売却)を目的とした場合において、その取得を認める。	安易な転売等を防止するため、農地が取得できる民間事業者は、農業委員会による審査を要する。	農地法第3条の規定により、農地の移転に関しては、制限が多く、農業者間における農地の譲渡等に関する需要と供給のバランスがとれない。	農林水産省	1000360	
1119	1119010	11	葛尾町	11446	農産物直売所設置特区	1	農地等に農産物の販売を目的とした施設の設置を容認			農産物直売所の設置を容易にするため、農地等における農産物の販売を目的とした施設の設置を容認する。	農産物直売所の設置を容易にするため、農地法第4条及び5条に規定する転用許可制度を緩和する。	幹線道路沿い等において、一定規模までの農産物直売所と駐車場の設置を容認	計画書等の提出を求め、無秩序な設置を抑制する。	個人での直売所の設置は認められない。	農林水産省	1000700	
1119	1119020	11	葛尾町	11446	農産物直売所設置特区	2	農地等に農産物の販売を目的とした施設の設置を容認			農産物直売所の設置を容易にするため、農地法第4条及び5条に規定する転用許可制度を緩和する。	農産物直売所の設置を容易にするため、農地法第4条及び5条に規定する転用許可制度を緩和する。	幹線道路沿い等において、一定規模までの農産物直売所と駐車場の設置を容認	計画書等の提出を求め、無秩序な設置を抑制する。	個人での直売所の設置は認められない。	農林水産省	1000510	
1119	1119030	11	葛尾町	11446	農産物直売所設置特区	3	建築確認制度の緩和			農産物直売所の設置を容易にするため、建築基準法第6条に規定する建築確認制度を緩和する。	農産物直売所の設置を容易にするため、建築基準法第6条に規定する建築確認制度を緩和する。	幹線道路沿い等において、一定規模までの農産物直売所と駐車場の設置を容認	計画書等の提出を求め、無秩序な設置を抑制する。	個人での直売所の設置は認められない。	国土交通省	1206130	
1119	1119040	11	葛尾町	11446	農産物直売所設置特区	4	開発許可等の緩和			農産物直売所の設置を容易にするため、都市計画法第29条に規定する開発行為の許可制度を緩和する。	農産物直売所の設置を容易にするため、都市計画法第29条に規定する開発行為の許可制度を緩和する。	幹線道路沿い等において、一定規模までの農産物直売所と駐車場の設置を容認	計画書等の提出を求め、無秩序な設置を抑制する。	個人での直売所の設置は認められない。	国土交通省	1200080	
1120	1120010	11	葛尾町	11446	複合用途地域指定特区	1	都市計画法における用途地域制度の緩和			既存の用途地域による用途制限を柔軟にすることで、近年の民間事業者の企業活動の多様化に対応できる。	都市計画法第8条により定める用途地域における弾力化について	1の地域において、商業及び工業系の用途地域を重複して設定できるように緩和する。	既存制度を基本とするが、特区制度によって建築可能なものについては、地域性に応じて説明会等を実施し、コンセンサスの得られたものに限って実現可能とする等の措置を講ずる。	近年の企業活動の複合化によって、既存の用途地域指定の特で、企業活動が制限されている状況があり、都市開発事業による企業への分譲に支障をきたしている状況にある。	国土交通省	1203530	
1121	1121010	24	三重県地域再生特区協働プロジェクトグループ(三重県、四日市市、四日市港管理組合)	24000	技術集積活用型産業再生特区	1	9.6t国際海上コンテナの陸上輸送に係る規制の緩和	1010	C-1	自動車等を荷々に運搬用トレーラに固定し輸送する「自動車運搬用トレーラ」の運行においては、特区内積出港(四日市港)を目的地とする指定経路における通行及び優良な事業者、車種に限定することにより、積載物が分割可能な自動車であっても、背高海上コンテナ用セミトレーラ運搬車と同様の安全性を確保することができ、経済性と両立が可能であることから再提案する。	高さ制限の特例が認定されることにより、四日市臨海地域に近接する地域域基幹産業の一つである自動車産業の物流効率の強化、競争力向上につながる。これは、四日市臨海地域の産業再生に貢献するものであり、また、通行量縮小等による道路交通環境の向上、CO2排出量の削減が図られ環境負荷の低減に貢献することが可能となることから、	道路交通法第57条第3項において、「貨物が分割できないもの」が高さ制限の「制限外許可」の条件と定められている事項について	積出港(四日市港)を目的地とする指定経路を運行する自動車運搬用トレーラについては、優良な事業者、車種に限り、特例として認められる背高海上コンテナ用セミトレーラ運搬車と同様に、高さ4.1mまで通行を容認する。	〇交通の安全性を確保するため、特区内積出港(四日市港)を目的地とする指定経路、事業者、車種に限定する。 〇三重県は、関係市町村等と協働し、「自動車運搬用トレーラ安全通行調査委員会(仮称)」を設置し、道路・空路等、運行事業計画等の調査を行い、その安全性を確認し、許可権者に報告するものとする。	近年自動車の車高が高くなっており、各種の車種を混載し輸送する自動車運搬用トレーラについては、高さ制限の基準を背高海上コンテナ用セミトレーラ運搬車と同様に4.1mにすることで、現状より多い車両の積載が可能となり、搬送効率の向上、交通環境の向上にもつながるが、道路法第4条の第1項、車両制限令第12条において、混載自動車については貨物が分割可能な理由から、交通の安全性が確保される場合であっても、高さ3m以内の自動車運搬用トレーラしか運行できない。	警察庁 国土交通省	0100130 1205130
1121	1121020	24	三重県地域再生特区協働プロジェクトグループ(三重県、四日市市、四日市港管理組合)	24000	技術集積活用型産業再生特区	2	車両の高さ制限の緩和(完成車種別トレーラー、9.6tコンテナなど)及び特殊車両許可手続の緩和	12401-001	C-1	自動車等を荷々に運搬用トレーラに固定し輸送する「自動車運搬用トレーラ」の運行においては、特区内積出港(四日市港)を目的地とする指定経路における通行及び優良な事業者、車種に限定することにより、積載物が分割可能な自動車であっても、背高海上コンテナ用セミトレーラ運搬車と同様の安全性を確保することができ、経済性と両立が可能であることから再提案する。	高さ制限の特例が認定されることにより、四日市臨海地域に近接する地域域基幹産業の一つである自動車産業の物流効率の強化、競争力向上につながる。これは、四日市臨海地域の産業再生に貢献するものであり、また、通行量縮小等による道路交通環境の向上、CO2排出量の削減が図られ環境負荷の低減に貢献することが可能となることから、	道路交通法第47条の2第1項及び車両制限令第12条において、特殊な車両の特例として、「車両の構造又は車高に該当する貨物が特殊であるためやむを得ない場合」のみ、通行の許可が認定される事項について	積出港(四日市港)を目的地とする指定経路を運行する自動車運搬用トレーラについては、優良な事業者、車種に限り、特例として認められる背高海上コンテナ用セミトレーラ運搬車と同様に、高さ4.1mまで通行を容認する。	〇交通の安全性を確保するため、特区内積出港(四日市港)を目的地とする指定経路、事業者、車種に限定する。 〇三重県は、関係市町村等と協働し、「自動車運搬用トレーラ安全通行調査委員会(仮称)」を設置し、道路・空路等、運行事業計画等の調査を行い、その安全性を確認し、許可権者に報告するものとする。	近年自動車の車高が高くなっており、各種の車種を混載し輸送する自動車運搬用トレーラについては、高さ制限の基準を背高海上コンテナ用セミトレーラ運搬車と同様に4.1mにすることで、現状より多い車両の積載が可能となり、搬送効率の向上、交通環境の向上にもつながるが、道路法第4条の第1項、車両制限令第12条において、混載自動車については貨物が分割可能な理由から、交通の安全性が確保される場合であっても、高さ3m以内の自動車運搬用トレーラしか運行できない。	警察庁 国土交通省	0100130 1205130
1121	1121030	24	三重県地域再生特区協働プロジェクトグループ(三重県、四日市市、四日市港管理組合)	24000	技術集積活用型産業再生特区	3	工場棟の建て替えやコンテナ地区の再開発等における石油コンビナート等危険物施設上のレイアウト規制等の見直し(区分、地区要件の緩和)	4754 4759 4760 4770	B	全国において実施していただいたが、対象となる「多品種・少量プラント等」の具体的な内容や、緩和される「施設地区の区分、地区要件」の具体的な方向性が不明確であり、本案が1次提案において地域の特色を踏まえて提案した内容が反映されることとなるかどうか不明である。	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業等々の施設地区の配置等に際しては、石油コンビナート等特別防災区域に隣接する石油コンビナート等危険物施設上のレイアウト規制等の見直し(区分、地区要件)の具体的な方向性が不明確であり、本案が1次提案において地域の特色を踏まえて提案した内容が反映されることとなるかどうか不明である。	製造施設地区については、敷地面積の50%未満で保安上特設する石油コンビナート等特別防災区域に隣接する石油コンビナート等危険物施設上のレイアウト規制等の見直し(区分、地区要件)の具体的な方向性が不明確であり、本案が1次提案において地域の特色を踏まえて提案した内容が反映されることとなるかどうか不明である。	規制の特例対象を製造施設地区に限定する。また、現在できる施設を当該地区に設置してある製造施設に隣接する施設及び安全対策上の施設に限定する。	既存の施設地区において、事業の構造転換を促進する。新設等の計画の届出に係る審査業務の簡素化・透明化・迅速化を図る(「製造施設地区」に隣接する施設及び安全対策上の施設に限定する)。	経済産業省 国土交通省	0404100 1150080	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1121	1121040	24	三重県地域再生特区協働プロジェクトグループ(三重県、四日市市、四日市市港管理組合)	24000	技術集積活用型産業再生特区	4	再生利用認定制度の対象品目の拡大	13160	A	特区において対応していただいたが、想定対象地域及び同意の要件と関係している「構造改革特別区域」において、次に掲げる行政指導等法令を上回る規制を行っている「構造改革特別区域」に限り、関連リサイクル企業の新規立地が期待されることから、	この地域に集積する化学技術や既存設備、多様な生産プロセスを活かした、環境への負荷の低減や資源の有効利用に貢献し、リサイクル産業への構造転換に資する、関連リサイクル企業の新規立地が期待されることから、	想定対象地域及び同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)に掲げられている構造改革特別区域に係る基準について	想定対象地域及び同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)に掲げられている構造改革特別区域に係る基準から、廃棄物の再生利用等に関する同意の要件については除外する。	申請に関しては、県及び関連市町村等による「検討委員会(仮称)」を設置し、事前生活環境の保全確保、リサイクル処理施設の安全確認、再資源化内容等について委員が確認し、環境省へ報告する。	行政指導等が廃棄物の再生利用等の阻害要因となっていない場合でも、再生利用認定制度の対象品目の拡大が認められないため、リサイクルの推進が妨げられる。	環境省	1300520
1122	1122010	10	前橋市	10201	特定公共賃貸住宅利用促進特区	1	特公賃の入居者資格の緩和及び公営住宅等への転用基準の緩和			中間所得者向けの需要が見込めず空家となっている特公賃住宅を活用し、中心市街地活性化や高齢者の居住の安定を図るなど、住宅需要に柔軟に対応し、地域の活性化を推進したいため、	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条により入居資格が定められていること。また、特定優良賃貸住宅供給促進事業補助要領第17により、特定優良賃貸住宅等の転用可能な用途が公営住宅または高齢者向け優良賃貸住宅とされ、用途転用する場合にはそれぞれの整備基準に適合するよう、定められていることについて、	事業実施主体による入居者資格の緩和を可能とするともに、公営住宅や高層ビルに転用する際の整備基準の緩和を容認することで、容易に特公賃住宅の空家活用ができるようにする。	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条により特公賃の入居者資格は中間所得者と定められている。また、特定優良賃貸住宅供給促進事業補助要領第17により空家の用途転用が制限されており、地域の住宅需要に応じた迅速かつ柔軟な特公賃の空き活用が困難である。	国土交通省	1206050		
1123	1123010	10	前橋市	10201	中等教育学校後期課程の学級数を弾力化する特区	1	中等教育学校後期課程における学級数増の容認			前期課程からの入学を希望しつつも後期課程からでなければ進学できない状況にある生徒の入学を可能とし、新しい人間関係の中で生徒の豊かな人格形成を促すことにより、中等教育学校の教育効果をさらに高め、魅力ある学校の創造と活性化を推進したいため、	学校教育法第52条の2により、中等教育学校の目的は、6年間一体的に中高一貫教育を施すものとされていることについて、	後期課程からの生徒の受け入れを容認することで、学級数の増を実現できるようにする。	後期課程から入学する生徒を考慮した教育課程の編成を行う。	学校教育法第52条の2により、中等教育学校の目的は、6年間一体的に中高一貫教育を施すものとされ、後期課程からの学級数増が認められない。	文部科学省		
1124	1124010	10	前橋市	10201	都市計画決定手続き特例特区	1	市街化区域編入時に要する大臣同意までの事務手続きの簡素化			市街化区域編入に要する手続き期間を短縮し、編入後の建築行為や公営の整備の着手等を早めることにより、地域経済の活性化を促進させるため、	都市計画法第18条により区域区分に関する都市計画決定について大臣同意が必要とされ、また、同法第23条により大臣同意に先立ち他の関係行政機関との協議が必要とされていることについて、	農林調整等の関係行政機関との調整手続き及び大臣同意に要する協議の簡素化を容認する。	都市計画法第18条により区域区分に関する都市計画決定について大臣同意が必要とされている。都市計画の広域的見地の必要性から大臣同意の必要性は理解できるが、同意までに長い期間を要している。	国土交通省	1203640		
1125	1125010	10	前橋市	10201	行財政改革推進特区	01	市の関与が大きい公益法人の設立許可に関する許可種類の移譲			市民サービスの向上を目指した行財政改革の一環として、市の外郭団体である公益法人の整理・統合を円滑に進めるため、	民法第34条により、公益法人の設立については主務官庁(県)の許可が必要とされていることについて、	市が資本金の4分の1以上出資する等、市行政と密接な関係を有する公益法人の設立許可に関する権限を市に移譲する。	民法第34条により、公益法人の設立については主務官庁(県)の許可が必要とされており、主務官庁による許可基準等が細かく定められている。	法務省	0500730		
1126	1126010	10	前橋市	10201	大学の研究者(教員等)の知的財産権活用特区	01	大学の研究者の特許権取得に係る特許料等の軽減措置の拡大			大学の研究者による研究活動の活性化やレベルの向上をさらに促し、これらの成果である特許等の知的財産を地域に還元すること、新技術の起業を促すとともに地域経済の活性化を実現したいため、	産業技術力強化法第16条により大学研究者に対する特許料等の特例が定められ、同法施行令第2条により大学研究者の特許料の軽減が2分の1のみとされ、かつ、軽減期間が1〜3年分についてのみとされていること。また、同施行令第5条により、審査請求料の軽減が2分の1のみとされていることについて、	審査請求料及び特許料の軽減割合の拡大、並びに特許料の軽減期間の延長を容認する。	産業技術力強化法施行令第2条により、大学研究者の特許料の軽減が2分の1のみとされ、軽減期間が1〜3年分についてのみとされていること。また、同施行令第5条により、審査請求料の軽減が2分の1のみとされている。	経済産業省	1140080		
1127	1127010	10	前橋市	10201	無線局再免許申請弾力化特区	1	陸上移動無線局の有効期間の延長並びに有効期間満了日の弾力化			陸上移動無線局の再免許申請手続きに係る申請業務の簡素化により、経費の削減とともに事務の効率化を図りたいため、	電波法施行規則第7条第6号により陸上移動無線局(その他の無線局)の有効期間が5年と定められていること。また、電波法施行規則第8条第1項に基づき平成5年11月26日付郵政省告示第601号第3号により「6月1日」と定められた有効期間満了日及び無線局免許手続規則第17条第1項に定める再免許申請手続期間について、	消防及び緊急業務の持つ市民生活に密着した高い公益性と重要性を考慮して、陸上移動無線局の有効期間をさらに5年延長し、また、有効期間満了日及び再免許申請日程を自由に設定できるように容認する。	無線機器の精密点検実施結果による報告の徹底	陸上移動無線局の有効期間は電波法施行規則第7条第6号により5年とされ、期間が短いことから頻繁な再免許申請手続きを求められている。また、平成5年11月26日付郵政省告示第601号第3号において無線局有効期間の満了日が6月1日とされ、無線局免許手続規則第17条第1項により申請期間が7月からの7月前とされているため、同一年度内に再免許申請から交付まで終了せず事務の煩雑さが認められる。	総務省	0405030	
1128	1128010	10	前橋市	10201	双翼農機推進特区	01	宝くじ発売団体に関する許可対象の拡大			前橋・高崎両市は市民サービスの向上と効率的な行政運営を図るため、様々な連携事業を実施しているが、今後税収の先取りが懸念される中でも、行政と市民が知恵を出し合い、魅力ある地域の創造のため必要と認められる連携事業を円滑に実施するため、	地方財政法第32条及び宝くじ金付証券法第4条により、都道府県及び政令指定都市等が宝くじの発売団体として認められていることについて、	都道府県や政令指定都市に限らず、相当規模の人口や地域拠点性を有する都市または連帯する都市地域等に対しても宝くじの発行を容認することで、財政資金の調達手段を確保できるようにする。	地方財政法第32条及び宝くじ金付証券法第4条により、都道府県や政令指定都市が宝くじの発行による財政資金の調達が認められていない。	総務省	0402080		
1129	1129010	3	岩手県	7201	日本のふるさと再生特区	1	酒類の製造の免許要件の緩和	7201	D	財務省の見解では、地域の農産物を集めて、既に免許を取得している酒造メーカー等に製造委託すれば可能とのことであるが、提案の趣旨は、農家長宿等においてその農家自らが自作する、その家ならではの食文化としての酒類を味わってもらうことにある。製造委託では、そうした個々の農家独自の味や特徴を生み出すことができない。	民権等を営む農家等が宿泊客等に対して、自ら製造した酒類を提供できるようにするため、	酒税法第7条により、一定規模以上の製造量があれば製造免許が受けられないことについて	製造規模要件を撤廃し、登録制とする。	酒税法の規定により、一定量以上を製造できる、免許を得た酒造メーカー以外は、一切酒類を製造できない。	財務省	0700040	
1129	1129020	3	岩手県	7201	日本のふるさと再生特区	2	酒類の製造の免許要件の緩和	7201	D	財務省の見解では、地域の農産物を集めて、既に免許を取得している酒造メーカー等に製造委託すれば可能とのことであるが、提案の趣旨は、農家長宿等においてその農家自らが自作する、その家ならではの食文化としての酒類を味わってもらうことにある。製造委託では、そうした個々の農家独自の味や特徴を生み出すことができない。	民権等を営む農家等が宿泊客等に対して、自ら製造した酒類を提供できるようにするため、	酒税法第22条により、清酒の税率がそのアルコール度数ごとに細かく定められていることについて	農家の自家製造酒においては、一律の税率とする。	清酒についてはアルコール度数1%ごとに詳細な税率が定められており、一般農家等では、管理が不可能である。	財務省	0700050	
1129	1129030	3	岩手県	7201	日本のふるさと再生特区	3	酒類の製造の免許要件の緩和	7201	D	財務省の見解では、地域の農産物を集めて、既に免許を取得している酒造メーカー等に製造委託すれば可能とのことであるが、提案の趣旨は、農家長宿等においてその農家自らが自作する、その家ならではの食文化としての酒類を味わってもらうことにある。製造委託では、そうした個々の農家独自の味や特徴を生み出すことができない。	民権等を営む農家等が宿泊客等に対して、自ら製造した酒類を提供できるようにするため、	酒税法第30条の2及び第30条の4により、毎月の報告、納税が義務付けられていることについて	年一回の申告納税とする。	酒類の製造者にはその製造、在庫、移出等の状況についての報告及び納税が毎月必要だが、一般農家等では対応できない。	財務省	0700060	
1129	1129040	3	岩手県	7201	日本のふるさと再生特区	4	酒類の製造の免許要件の緩和	7201	D	財務省の見解では、地域の農産物を集めて、既に免許を取得している酒造メーカー等に製造委託すれば可能とのことであるが、提案の趣旨は、農家長宿等においてその農家自らが自作する、その家ならではの食文化としての酒類を味わってもらうことにある。製造委託では、そうした個々の農家独自の味や特徴を生み出すことができない。	民権等を営む農家等が宿泊客等に対して、自ら製造した酒類を提供できるようにするため、	酒税法第40条により、製造者が原材料の仕入れから、製造量、移出量等について詳細な記録管理を義務付けられていることについて	農家の自家製造酒においては、消費又は販売の時点で数量把握の徹底が求められることについて	酒類の製造においては、原材料仕入れから製造、製品移りまで詳細な記録管理が必要であり、一般農家等では対応できない。	財務省	0700070	
1130	1130010	32	江津市	32207	新エネルギー開発	1	風力発電施設建設に伴う保安林の解除に係る代替施設の設置等の要件の緩和			風力発電施設の立地条件として年間を通して良好な風力が得られることが必須条件であるが、これらの有望箇所は保安林の指定区域であることが多く、変更の計画にあたっては、保安林の解除手続きが大変な上、しかし、これにはきびしい規制があり、手続きが非常に困難である上、相当の日数を要することから、この規制を緩和することにより、施設の建設可能箇所も増え、一層、施設建設が促進される。	森林法施行規則第15条第2項第2号及び保安林の取除に係る取除の要件(平成2年6月11日付付2林野法第1868号林野庁長官通達)において定められていること。また、この規制を緩和することにより、施設の建設可能箇所も増え、一層、施設建設が促進される。	計画にあたっては保安林の解除区域を最小限にとどめ、保安林としての機能を極力失わないよう配慮するため、代替施設の設置等の事項を緩和していただきたい。	計画にあたっては保安林の解除区域を最小限にとどめ、施設建設後は可能な限り、周辺への補償を実施し、保安林としての機能を極力失わないよう配慮する。また、風力発電施設は強風を弱める効果もある。	代替施設の設置等の条件がきびしく、施設建設の有望箇所であっても、実際には建設ができていない。	農林水産省	1003070	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	規制の特例事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード	
1131	1131010	1	鳥牧村	1391	市町村立学校職員旅費の一部市町村負担特例	1	修学旅行に関する市町村立学校職員旅費の一部市町村負担の容認			村立中学校の修学旅行については、中学校学習指導要領の特別活動のねらいを踏まえ計画・実施していることあり修学旅行の範囲(目的地)等に際する法的規制は特に無い事から、海外への修学旅行を計画しているが、遠教委においては県費負担教職員の修学旅行に係る旅費の負担者として、あるいは市町村教育委員会を指導・助言する立場から「市町村立学校修学旅行引当費執行要領」及び「修学旅行引当費負担分基準」を策定し修学旅行引当費負担を定め、この旅費範囲以内での修学旅行の範囲(目的地)・日数等の計画・実施を市町村に求めており、修学旅行の範囲等の制限もなっている。このことから、引当費の差額(旅費不足額)を市町村が負担することが可能となれば、遠教委が策定した要領・基準の範囲(目的地)・日数等を超えた、海外修学旅行を村で計画・実施できるようになる。	市町村立学校職員給与負担法第1条において、市町村立中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭等の旅費は都道府県の負担と定められている事項について容認する。	修学旅行引当費等の旅費が、都道府県の旅費負担額を越える場合、その不足額を市町村が善意の行為として負担することを容認する。	市町村立学校職員の旅費については、市町村立学校職員給与負担法第1条により、都道府県が負担する事と定められており、市町村が修学旅行引当費の負担の一部を負担することができない。現行の法令制度下で引当費の負担の全額を市町村が負担した場合は、市町村の単独行事となり学校行事としての修学旅行ではなく社会教育関連事業となる。	厚生労働省				
1132	1132010	35	柳井市	35212	農産加工特区	1	農産加工における営業条件の緩和			春先から初夏にかけてはイチゴジャム、秋から冬にかけては漬物作り、真冬はミカンジュースという具合に、1つの製造場所で複数の農産加工品を作れるようにするため、	食品衛生法第20条に基づく営業許可に係る基準について	複数の農産加工品が作れるように緩和し、農産加工への取組みを活性化するため。	特例は、期間営業で、なおかつ、営業時期が明確に区分されているような場合に限定する。	通年営業が前提となっており、期間営業については考慮されていない。	文部科学省			
1133	1133010	35	柳井市	35212	農業経営合理化特区	1	農地の権利移動(交換)の規制緩和			農地の権利移動に係る会計書類要件があるために、農地交換が成立しないケースがあることから、	農地法第3条において、都府県の場合で50aとされている会計書類要件について	農地交換のみ緩和(適用除外)する。	自己所有農地の面積拡大を目的としている場合に限定する。	50a以下の農地しか保有していない農家は、農地交換ができない。	農林水産省	100230		
1133	1133020	35	柳井市	35212	農業経営合理化特区	2	租税特別措置法の適用拡大			農地を相続した不在地主が賃借等もろわずに不耕作のままにしている農地の売買を促進するため、	租税特別措置法第33条の4(収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除)について	その適用を拡大し、不在地主に起因する耕作放棄地の縮減を図る。		租税特別措置法では、農地保有の合理化等を目的とする特別控除もあるが、大規模な農地をもつ不在地主や利便性の良い農地を持つ不在地主にとっては、控除額が低くなる。	財務省	0700530		
1134	1134010	35	柳井市	35212	国際物流拠点特区	1	開港条件の緩和			開港指定を受け、それを機に国際物流拠点としての可能性を模索するため、	関税法に基づく開港条件のうち、	施設条件を緩和する。		開港指定を受けるためには、現状では、民間企業の専用バス以外に、公共バスを備える必要がある。	財務省	700150		
1135	1135010	35	柳井市	35212	廃棄物収集・運搬特区	1	一般廃棄物の収集・運搬に係る許可制の緩和			コミュニティ団体、リサイクル活動団体、シルバー人材センター、NPO法人等が行う公益的な環境保護活動を支援するため、	これらの団体が行う一般廃棄物の収集・運搬については、	許可制ではなく、届出制で実施できるように、廃掃法の許可制限を緩和する。		現状では、市町村長の許可が必要	環境省	1300490		
1136	1136010	42	長崎県	42000	しま交流入口拡大特区	1	海外からのビザなし渡航の特例		5350	C-1	○韓国との距離が約50kmの距離の島「対馬」において、韓国観光客のノービザ化による観光客増加による観光客の増加や不法就労等の問題の検証を行う実験、特区として実施することを要する。 ○韓国人の短期滞在ビザの免除措置が、FIPカードが有効期間中に全額で実施され、対馬島での韓国人の入国が、前年比(5月-6月)で1.66倍となっており、地域振興への有効性は高いと期待できる。 ○我が国においても外国人観光客を積極的に、雇用確保・創出を目指すための方策の検討がなされる予定である。 対馬では、地域振興の大きな柱として韓国との国際交流の促進を掲げ、400万人都市である釜山と対馬間の観光客誘致に全力で取り組んでいる。平成12年からは、対馬韓国遊覧山間に定期航路ができ、週5日(夏場には毎日)取組んでいる。 このような対馬において、韓国観光客のノービザ化を実施して実施することで、将来の韓国人のノービザ化の問題点等の検証を行うことができると考える。 ○外務省の回答では、「査証免除の実施には慎重な対応が必要」との懸念があるが、一定の地理的条件を設け、段階的な対応を講じていく構造改革特区制度の活用が最適である。 ※一定の地理的条件 (例) ・離島であること ・直接、査証免除にかかると相手国との定期航路を有すること	対馬における韓国との国際交流の促進により同地域の雇用維持・創出に資するため	出入国管理及び難民認定法第6条第1項但し書きにより、国際的若しくは日本国政府が外国政府に対して行った通告により日本国領事館等の査証を必要としないこととされている外国人の旅客等に、日本国領事館等の査証を必要としない事項について	韓国観光客に、短期滞在(30日間)については査証を要しないこととすることを容認する。		韓国については、出入国管理及び難民認定法第6条第1項本文により、日本への入国に関しては査証を所持しなければならない。	外務省	0600020
1136	1136020	42	長崎県	42000	しま交流入口拡大特区	2	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和		5202	A	○「医療」の在留資格について、医師の確保が困難な離島において、日本の医師免許を有する外国人医師が、現在認められている「診療所」に加え、「病院」に勤務できるようにすることができると特例措置を要する。 ○本件については、法務省回答では、「医療業務を所管する省庁においてその必要性が検討されるべきで、その意見を踏まえ検討していく」とされており、早急に結論を出していただけない。 ○本県では、長崎県離島医療圏組合立の対馬3病院において、医師が7名不足しており、外国人医師の確保が期待されている。外国人医師の在留資格については、医師又は歯科医師の確保が困難な地域にある「診療所」では認められており、これを「病院」にまで拡大しても支障がないと考えている。	韓国との国際交流の促進による外国人の増加に対して、外国人医師による医療の実施が可能になるとともに、医師の確保が困難な離島において医師の充実に資するため	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令で定める「医療」に係る活動について	日本国の医師免許を持つ外国人に、医師の確保が困難な離島にある病院での診療に係る業務を容認する。		外国人医師については、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令により、医師等の確保が困難な地域にある診療所に限られている。	法務省 厚生労働省 (医政総指 導課)	0500430
1136	1136030	42	長崎県	42000	しま交流入口拡大特区	3	特別地域内での事業実施要件の緩和		13006	D	○都道府県知事が許可権限を持っている認定公園の特別地域内における工物の設置等行為に対する許可について、特区の創設を活かし、地方の責任において地域の実情に応じた柔軟かつ迅速な対応が可能となるよう、自然公園法第17条第4項の適用を除外し、特区において許可基準を知事が定めることができる特例措置を要する。 ○自然公園法第17条第3項によって認定公園特別地域内での開発行為等の許可が知事の権限とされているにもかかわらず、同法施行規則によって詳細な基準が定められ、知事の裁量の余地はほとんどない。 ○自然公園法第17条第3項の知事の許可については、都道府県の自治事務である。地方分権の基本的考え方は、国と地方公共団体との役割分担を明確にすること、並びに、地方公共団体の自主性及び自立性が確保され十分に発揮されることである。環境省は、上記のような知事権限事項の取り扱いを行っており、地方分権に反し、事業上の規制が存在していると考えている。 ○また、基準の特例が可能となる自然公園法施行規則第11条第3項の適用について、環境省の回答では、「許可基準については、地域の自然的、社会経済的条件を踏まえ、全国的な基準の適用が適当でない場合に特例を定めることができる」とされているが、特区はその制度の重要な要素とならず、知事による目的・特例の指定がなされるか現時点で明らかになっていないことから、現時点では特区の指定が「社会経済的条件」に該当すると判断することはできない。とされ、特区での特例措置は、否定されている。 ○対馬は、400万人都市である韓国釜山と約50kmの距離にあり、韓国との交流を地域活性化の柱としている。観光誘致のために宿泊施設の整備が急務であるが、長期的には市町村建設計画として平成14年だけで、市町村選定委員会建設費による建設計画、韓国資本による建設計画、JTBからの建設候補地の打診があったが、道地が特別地域内であることから、審議要件や高さ制限等が障害となっており、計画が中止となっている。	認定公園特別地域内において、自然との調和を図りながら、特殊な地域づくりを進めるため	自然公園法第17条第3項の認定公園特別地域内での開発行為に伴う知事の許可については、同法第17条第4項により同法施行規則で定める詳細な基準に該当する場合には許可を要しないこととされている事項について	自然公園法第17条第3項による知事の許可については、自然公園法施行規則第11条の基準によらず、知事が定める基準によることを容認する。		認定公園特別地域内での開発行為等への許可は知事権限であるが、裁量の余地は少ない地域の自治性ほとんど確保できない。 ○自然公園法施行規則第11条によって詳細な基準が定められている。 ○また、同法第30項で、都道府県知事が、社会経済的条件からこれらの基準によることが適当と判断する場合には別途基準を定めることができるとしているが、環境省の解釈で社会経済的条件が限定的に示されている。	環境省	1300080
1136	1136040	42	長崎県	42000	しま交流入口拡大特区	4	認定公園の公開計画の随時見直し		13001	E(内閣府) 環境省が存在しない A(環境省) 特区として 両省判断不能	○認定公園の公開計画について、現行5年ごとの見直しとされているが、随時見直しが可能となるよう要する。 ○内閣府においては、本件について規制は存在しないといわれているが、環境省の内閣府への回答では、「(1)特区で実施」、「(2)特区で実施」、「(3)規制あり」との認識を示している。このように政府内閣で認識に大きな違いがあり、早急に統一をお願いしたい。環境省の回答のままで、事業上の規制があるから実施にできないのである。 ○環境省の通知によらず、事業上公開計画の見直しは5年ごととされており、これを随時見直しとすることで、随時見直しを可能にするのであれば、環境省によって随時見直しが可能となる通知等の担保が必要である。 なお、環境省の回答では、「(特区)における柔軟な運用の担保については、特区制度の全体が明らかになった時点で検討したい」とされているが、早急な統一した見解を示して欲しい。	公開計画の随時見直しを可能とし、地域の実情に併せ、公開事業を迅速に実施することで、地域振興を進めるため	令和5年1月22日付け環境省自然保護局計画課長通知により、5年ごと実施することとされる認定公園の公開計画の見直しについて	認定公園の公開計画の見直しについては、都道府県の申し出により随時行うことを容認する。		○自然公園法第13条第3項により、認定公園の公開計画の変更については、環境大臣が行うこととされているが、令和5年1月22日付け環境省自然保護局計画課長通知により、5年ごとと定められている。	環境省	1300020

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代償措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1136	1136050	42	長崎県	42000	しま交流人口拡大特区	5	酒類の製造の免許要件の緩和	7201	D	<p>○酒税法による酒類製造免許取得に必要な一年間の製造見込数量の緩和を要望する。</p> <p>○財務省の見解が、酒類保全の立場を主張するものであり、これが特区で実施できないとする理由となつては考えられない。内閣府において、地方からの意見と財務省の見解を、よく吟味し、適切な判断をお願いします。</p> <p>○財務省の回答では、小規模の酒類製造については、酒類製造業者に委託することが適当であり、従来での酒類販売は実行可能とあるが、実取上、小規模の酒類製造を酒類製造業者に委託することは、それぞれ製造規模、コストなどの面から困難である。</p> <p>○酒類保全の観点から、特区で実施不可能ということであるが、特区自体実態と考えると、小規模酒類製造を可能とすることで、製造業者の淘汰がおき、酒類の健全な保全が図られるなどの酒税法上の問題や、これによる地域活性化の効果などとの比較検討を行うべきである。</p> <p>なお、酒類保全という面については、既に酒類製造業者間で激しいシェア競争や、外国産品との競争などにさらされており、農産品のような小規模製造による影響は少ないと考えられる。</p> <p>○農産品等で提供しようとする「地酒」等は、「もてなす」という意味合いから農産品で作ることが重要であり、魅力となり得る。</p> <p>○地域性については、原料として同じ米、麦等であっても、地元で生産した、あるいは、地元で採れた原料ということが重要である。</p> <p>なお、対馬においては、地元産の甘藷、米、麦、そば、粟などを使った焼酎やヤマブドウを使ったヤマブドウワインなどの製造について要望がある。</p>	小規模酒類製造をみとめることで、より魅力ある農産品等とすることが可能となり、都市と地方の交流を促進するため	酒税法第7条第2項により、酒類の製造免許を受けるためには、一定の製造見込数量が必要とされている事項について	農産品等での小規模の酒類製造を容認する。	酒類製造免許所得のためには1年間の一定数量の製造見込が必要であり、農産品等で提供するような少量の「地酒」の製造ができない。	財務省	0700080	
1136	1136060	42	長崎県	42000	しま交流人口拡大特区	6	教育課程の弾力化(小・中・高等学校)	8032	A	<p>○対馬高校において、平成15年度から開始した高校生の難易度学習制度にあわせ、国際文化交流コースを設置し、韓国語の講座や韓国の歴史・文化に関する講座、その他地域の特色を生かした講座を開設する予定であり、さらに対馬の特色を活かしたカリキュラムの編成ができれば、国際化等の効果も期待される。</p> <p>○研究開発学校制度の中で、新たな「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)」を作るとのことには、新たな規制を設けようとするものである。</p> <p>実態的な制度の文部科学省原案をみると、「具体的かつ詳細な計画」作成が義務づけられており、詳細については、「学校設置者と協議して定める」とされるなど、文部科学省に新たな規制の構築を設けようとするもので、構造改革特区制度の趣旨に反するものあり、内閣府において特区制度に則った判断をお願いしたい。</p>	教育課程の柔軟な編成を可能とすることにより、対馬地区高等学校における特色ある学校づくりを進めるため	学校教育法施行規則第57条、第57条の2、高等学校学習指導要領総則及び各教科編に定める事項について	学校設置主体が、自主的に特色ある教育を実施するため、 ①各科目の単位数を標準単位数にしばられることなく設定すること ②普通科において、卒業に必要な単位数に含めることのできる学校設定科目の単位数を20単位を超えて設定することを容認する。	学校教育法施行規則及び高等学校学習指導要領より柔軟な教育課程の編成ができない。	文部科学省		
1137	1137010	1	北海道東川町	1458	幼保一元化特区	1	幼保合築施設における幼稚園、保育所の運営にかかる助成の一元化			幼稚園、保育所の幼保一元化を進めるために、過渡期の対応について、現行一元化している幼稚園、保育所の運営にかかる助成を一元化する。	本町のように、幼稚園、保育所が合築されている施設である幼児センターにおける幼稚園運営費(普通交付税算入)、保育所運営費(負担金)の助成について。	本町のように、幼稚園、保育所が合築されている施設の場合に、都道府県段階で、文部科学省の普通交付税と厚生労働省の保育所運営費を一本化し、市町村へ一元的に助成をする。	幼稚園については、普通交付税算入、保育所については厚生労働省の保育所運営費となり、二元化しているため、運営面における一元化ができない。	文部科学省 厚生労働省			
1137	1137020	1	北海道東川町	1458	幼保一元化特区	2	幼保合築施設における保育所運営費保育単価における所長の設置基準の特例			幼稚園、保育所の幼保一元化を進めるために、混合保育(混合クラス)を実施したいが、普通交付税算入、保育所運営費という財源の違いがあるが、おのおの別な制度であるため、施設の共有化の指針は出ているものの、財源面での一元化は図られていない。混合保育(混合クラス)を行っても、財政的な支援が従来どおり受けられるよう規制緩和が必要である。	本町のように、幼稚園、保育所が合築されている施設である幼児センターにおける保育所単価の取り扱い。	本町のように、幼稚園、保育所が合築されている施設の場合に、保育所長が幼稚園長と兼務であっても、所長設置単価ではなく、所長設置単価が適用となる規制緩和を受けたい。	所長の設置の保育単価については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について通常の施設に比べてより規定されており、兼務では適用できない。	文部科学省 厚生労働省			
1137	1137030	1	北海道東川町	1458	幼保一元化特区	3	幼保合築施設における幼稚園教諭、保育所保育士の配置基準の緩和			幼稚園、保育所の幼保一元化を進めるために、混合保育(混合クラス)を実施したいが、幼稚園教諭基準、児童福祉施設基準において、幼稚園保育士の配置が定められており効率的な運営が行えないため、混合保育(混合クラス)を行っても、財政的な補助制度が従来どおり受けられるような規制緩和が必要である。	本町のように、幼稚園、保育所が合築されている施設である幼児センターにおける幼稚園、保育所における教諭、保育士の配置基準の規制緩和。	幼稚園教諭、保育所保育士の資格の両方の資格を持っている場合は、混合保育(混合クラス)を行っていく場合、専任の配置と2名配置ではなく、1名で兼務として認められるような規制緩和を受けたい。	幼稚園設置基準及び児童福祉施設最低基準において幼稚園教諭および保育士については、専任と定められており兼務ができない。	文部科学省 厚生労働省			
1137	1137040	1	北海道東川町	1458	幼保一元化特区	4	幼保合築施設における幼稚園教諭、保育所保育士の経過的な特例措置			幼稚園、保育所の幼保一元化を進めるために、混合保育(混合クラス)を実施したいが、幼稚園教諭、保育所保育士という資格が必要であるため、混合保育(混合クラス)を行っていく上で職員配置が効率的に行えないよう、一定期間の経験者には、経過年数に応じて、もう一方の資格を特例的に認める暫定措置を講じる必要がある。	本町のように、幼稚園、保育所が合築されている施設である幼児センターにおける幼稚園教諭、保育所保育士について、もう一方の資格を特例的に認める暫定措置。	本町のように幼稚園、保育所が合築されている施設の場合に、幼稚園教諭、保育所保育士の資格の両方を有していない者に対して、一定期間の経験者には、経過年数に応じてもう一方の資格を特例的に認める措置を望む。	幼稚園教諭、保育所保育士については、教職員免許法及び児童福祉法施行規則において別々に資格が定められており同一の業務ができない。	文部科学省 厚生労働省			
1137	1137050	1	北海道東川町	1458	幼保一元化特区	5	幼保合築施設における幼稚園と保育所の施設の共有化等に関する指針の緩和			幼稚園、保育所の幼保一元化を進めるために、施設の共有化を行っているが、「幼稚園と保育所の施設の共有化等に関する指針」において共有部分については、原則として幼稚園、保育所の各々の専有面積により区分して管理するとなっているが、全てを共有化する。	本町のように、幼稚園、保育所が合築されている施設である幼児センターにおける幼稚園、保育所の各々の専有面積により区分して管理するとなっているが、全てを共有化する。	幼児センターは、幼稚園、保育所、専有部等施設の全ての共有化を行う。	幼稚園と保育所の施設の共有化等に関する指針について、原則として幼稚園、保育所の各々の専有面積により区分して管理するようになって運営面の幼保一元化できない。	文部科学省			
1138	1138010	1	斜里町	1545	北海道立斜里高等学校総合学科特別科目(特別学科)の設置	1	道立高等学校に、市町村員担での常勤職員の任命の容認			都道府県立高校の教諭の任命については、都道府県教育委員会が行うこととされているが、市町村が独自に地域のニーズに応じた教諭の任命ができないことから、市町村が独自に地域のニーズに応じた教諭の任命を管理することについて	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第3項により、当該地方公共団体が職員の任命を管理することについて	都道府県立高等学校が行う教育上、特に配慮が必要な事情がある場合、市町村員担で市町村独自の常勤職員の任命を可能にするようにする。	都道府県立高等学校の職員について、市町村が独自に職員を採用する事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律23条第3項に、都道府県教育委員会が行う事とされておりできない。	文部科学省			
1141	1141010	1	札幌市	1100	交流・創造特区	1	校舎以外の場所において特定の学部教育が可能となる規制の緩和			交通の利便性の良い都心部にサテライト教室を設置し、職業人対象の学部教育及び単位互換を目的とする学部教育を実施することとした。	大学の学部教育を校舎以外の場所で行うことを認める規定がない。	学部教育について、社会人を対象とした教育あるいは他大学の学生も受け単位互換授業等を校舎以外の場所で行うことを認める。	大学設置基準、大学設置審査基準事項、大学設置審査基準事項に、学部教育を校舎及び付属施設以外の場所で行うことを認める旨の規定がないため、社会人対象の学部教育及び単位互換を目的とする学部教育をサテライト教室で行うことが出来ない。	文部科学省			
1142	1142010	12	狹路市	12222	ボランティア・NPO・市民事業推進特区	01	NPO等による小・中学校施設の管理・運営			学校教育上影響のない限り、夜間・休日の学校施設をより効率的・効果的に活用できるよう、学校施設の管理をNPO等、市が認める団体が行うことができることで、ボランティア活動・NPO・コミュニティセンター等を推進する。	学校教育法第85条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等における管理項目	学校教育上影響のない限り、夜間・休日の学校施設をより効率的・効果的に活用できるよう、学校施設の管理をNPO等、市が認める団体が行うことができる。	学校長が学校教育施設の管理の総務を行っていることから、学校教育分野以外において、教室等を含め、効率的・効果的な利用がなされていない。	文部科学省			
1142	1142020	12	狹路市	12222	ボランティア・NPO・市民事業推進特区	02	NPO等による行政財産の管理・運営			NPO(任意団体)等、市が認める団体において、行政財産を市民の視点において運営することにより、より効果的・効率的な運用を図る。	地方自治法第229条(4)において市が認める市民活動団体を追加する。	財産の管理を、市が認める市民活動団体が行うことができる。	行政財産における管理・運営は特定の分野(公共団体・公共的団体)のみが管理ができるが、NPO(任意団体)などには行えない状況がある。	総務省	0400310		
1142	1142030	12	狹路市	12222	ボランティア・NPO・市民事業推進特区	03	NPO法人における法人関係税における免除			NPO法人の法人関係税の非課税	法人税法第4条(納税義務者)第3項に特定非営利活動法人を追加する。	NPO法人の法人関係税の非課税	特定非営利活動法人にも関わらず、介護保険が開始されたことにより課税とみなされ収益事業扱いとなり法人税の対象となるのは本来の法の趣旨を鑑みると非常に問題である。	財務省(国税庁)	0700850		
1143	1143010	3	岩手県宮古市	3202	国立公園内特別地域における行為等の規制緩和特区	01	自然公園法第17条及び第24条の規制緩和による特別地区でのイベント開催及び工作物の設置の容認			自然公園特別地区における利用のための規制があることからイベント等の開催ができず過密観光地からの脱却ができない状態である。	自然公園法第24条第1項第2号からイベント等の開催が規制され、第17条第3項の許可が受けられない。	臨時的なイベント・催事会場としての活用できるようにする。	利用する場合、自然公園法第24条第1項第2号の規定を適用されイベント等の開催ができない。	環境省	1300100		
1144	1144010	26	向日市	26208	長岡京跡史跡指定地活用特区	01	史跡名勝天然記念物の現状変更等の規制の緩和			史跡名勝天然記念物については、原則、現状変更が認められていないことから、史跡名勝天然記念物の現状変更を認めるための施設・サービスを提供するためには、施設の使用許可事務をも委託の対象とすることとし、市の職員を引き継ぐことにより市の関与を少なくしていくことが適切であるため。	文化財保護法第80条第1項において、史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないとされている事項について	史跡指定用地内に掘削工事等を伴う場合は、文化財保護法第80条の史跡名勝天然記念物の現状変更等の制限に抵触する。従って、この規制を緩和し、当該史跡指定用地内での掘削(観光案内施設、土産物施設、トイレ施設、喫茶施設など)等の建設場所については、遺構の復元等以外の移築や建造物の建築であっても現状変更の許可が得られるような特例の創設。	史跡名勝天然記念物の現状変更については、文化財保護法第80条において、「現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」とされており、史跡の有効な活用を図るうえで妨げになっている。	文部科学省			
1145	1145010	26	京都府向日市	26208	民間活力向上特区	01	公の施設の管理委託に関する委託事務の範囲の特例			公の施設の管理委託に關して法解釈上使用許可事務が委託できないとされていることから、管理委託している公の施設には市の職員を配置しているが、民間の経営的・能力的により効率的に実施させるための施設・サービスを提供するためには、施設の使用許可事務をも委託の対象とすることとし、市の職員を引き継ぐことにより市の関与を少なくしていくことが適切であるため。	地方自治法第244条の2第3項の委託事務の範囲に関する有権解釈(昭和38年12月19日自治庁行典第3号各都道府県知事長官現行行政長通知)において、委託事務の範囲には、条例規定事項や行政処分等が含まれないとされていることについて	特に高度な判断を要しない公の施設の使用許可事務について、行政処分と解釈せず、管理委託事務の範囲内であることを容認する。	公の施設の使用許可事務に關する委託事務の範囲には、昭和38年12月19日自治庁行典第3号各都道府県知事長官現行行政長通知により、条例規定事項や行政処分等が含まれないとされており、施設の使用許可事務が委託できない。	総務省	0400340		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1146	1146010	13	八王子市	13201	コマースル特区	1					市財政が厳しい中、市所有のごみ収集車等に車体広告をすることにより、自主財源の増加を図る。	屋外広告物法第3条から第5条に都道府県で定めると規定している部分	屋外広告物の条例による設置制限を本市の固有事務にする。		ごみ収集車の車体広告については、屋外広告物法第3条から第6条の規定により都道府県の条例で定められており、条例施行規則について認められていない。	国土交通省	1203110
1147	1147010	13	八王子市	13201	八王子市	1					新産業の創造と雇用の創出の担い手となる中堅サービス業が各種支援策の活用を図ることで、活力ある成長発展を遂げることを目的とする。	中小企業基本法第二条第1項第3号において、「サービス業に係る中小企業者の定義が、資本金が3千万円以下並びに従業員数100人以下と定義されている」に 基づいている。	製造業その他の業種と同等の資本金3億円以下並びに従業員数300人以下まで上限を引き上げる。(中小企業金融公庫法におけるソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下並びに従業員数300人以下と規定されている)	中小企業基本法第二十六条に規定されている「中小企業政策審議会」が行う調査対象としてチェックする。	中小企業法等で実施している各種支援策を活用するには、中小企業基本法第二条の中小企業者の定義に該当することが求められる。現在、「製造その他」に「サービス業」は分けて定義されているが、その相違はなくなりつつあるのが現状と見える。	経済産業省	1104070
1148	1148010	13	八王子市	13201	活き活き業務核圏わい特区	1					総合的な都市機能の強化と集積を図るため。	多極分散型国土形成促進法施行令第4条及び第7条において規定されている中核的施設について	医療、福祉等の生活関連施設や、アミューズメント、商業等の都市の賑わいに資する施設を、中核的施設に追加する。	中核的施設の範囲が限定されている。	国土交通省	1201010	
1148	1148020	13	八王子市	13201	活き活き業務核圏わい特区	2					事業主体となる第3セクターの設立が困難になっているため。	租税特別措置法の第43条の3及び地方税法施行令第54条の13の2 4 ロにおいて規定されている法人について	一般民間企業による業務施設集積への立地を促進するため、中核的民間施設に施設及び地方税の特例措置の適用について、第3セクター要件を撤廃する。	該当する法人が限定されている。	財務省	0700540	
1148	1148030	13	八王子市	13201	活き活き業務核圏わい特区	2					事業主体となる第3セクターの設立が困難になっているため。	租税特別措置法の第43条の3及び地方税法施行令第54条の13の2 4 ロにおいて規定されている法人について	一般民間企業による業務施設集積への立地を促進するため、中核的民間施設に施設及び地方税の特例措置の適用について、第3セクター要件を撤廃する。	該当する法人が限定されている。	総務省 財務省	0403030 0700840	
1148	1148040	13	八王子市	13201	活き活き業務核圏わい特区	3					事業主体となる第3セクターの設立が困難になっているため。	日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の第3条第1項に規定される法人について	業務核都市中核的施設整備事業の適用について、第3セクター要件を撤廃する。	該当する法人が限定されている。	財務省		
1149	1149010	13	八王子市	13201	緑化推進特区	1					市域周辺部の豊かな自然を生かすため、中心市街地の公園・緑地の適正配置を図るため	都市計画法第33条、同施行令第25条の開発区域内に3%以上の公園等を設けることについて	3,000㎡以上6,000㎡までの開発行為については、市が地域の実情に応じて、次の選択ができるようにする。 ① これまでと同じ(ポット・バーナー的)開発区域面積の3%以上の公園の設置 ② 都市のオープンスペースなど、多角的に利用できる公共空間の確保 ③ 公園整備協力金(仮称)の納付 上記の③の「協力金は、基金等に繰り入れ、中心市街地の公園や緑地の用地確保に使用できるようにする。	現行都市計画法では、開発区域内に3%以上の公園等を設置することが絶対条件となっている。	国土交通省	1200100	
1150	1150010	13	八王子市	13201	まちなみ再生特区	1					現在、都市計画事業を進めていく中で、都市計画変更が生じた場合、変更理由が都市計画上の理由以外での変更が難しい状況にある。都市計画上の理由以外での変更が難しい状況にあるが、事業を進める上で、事業費の圧縮や、事業の進捗を図る等、事業施工上の理由での変更が必要が生じることが多々あることから、都市計画変更理由の柔軟性を考慮願いたい。	都市計画法第19条第3項において、市町村決定に際して必要とされる東京都知事同意について	都市計画変更については、「計画上」の理由によるもののみがその対象であるとして、指導を受けている現状であるがいわゆる「事業上」の理由による計画変更についても、その必要性、有益性に鑑み、固々弾力的に対応していただきたい。	市町村の決定する都市計画についても東京都知事の同意が必要とされているため、現実の諸事情に対応するための柔軟な都市計画変更が、「事業上」の理由による変更は不可とされ、承認が得られない。	国土交通省	1203650	
1151	1151010	23	一宮市	23203	中心市街地にぎわい特区	1					当市の中心市街地において、道路交通法の許可により七夕祭を始め各種イベントを行っているが、こうしたイベントの中で、オープンカフェを開きたいという要望が強くある。中心市街地の活性化、にぎわいの創出のためには、そのような演出も必要であると考えている。しかしながら、テーブルとイスなどは道路法第32条の占有物にあらず。また、同33条の許可基準における同法施行令において占有の場所は歩道内の車道等となっており、店前での道路占有は同規定により許可されない状況にある。また、イベント参加者の休憩、交流の場として、占有対象物であるベンチや反置などを置きたいが、設置する場所について同様の制限を受けるため、道路区域全体の中で交通状況等を考慮した占有ができるようにしたい。こうした占有物の拡大や許可基準の緩和により、イベント等の一層のにぎわいを図りたい。	イベント等における道路法第32条の占有物の拡大、同法第33条に係る同法施行令第10条の緩和	中心市街地のイベント等におけるオープンカフェやベンチ・反置などの道路占有を緩和する。	特例となる措置を道路交通法の77条許可が得られるイベント等などに限定する。事業者実施主体による計画書の提出義務	道路占用については、道路法第32条第1項により道路占有の許可物件が列挙されており、これ以外に占有の対象にはならないととくに、同法第33条の許可基準(施行令第10条の占有の場所)により、イベント時における道路空間の一体的利用が図れない。	国土交通省	1205050
1152	1152010	21	柳津町	21304	岐阜流通・物流関連事業推進特区	1					地域において、流通・物流業と連携、又は支援機能を有する施設立地を可能とするため	都市計画法第34条により、市街地調整区域における開発行為として、許可される要件が規定されている事項について	流通・物流業と連携、又は支援機能を有する施設にかかわる開発の場合は、許可要件として容認する	開発行為許可申請協議を通じて法の趣旨を担保	一定規模に満たない流通・物流業と連携、又は支援機能を有する施設は、都市計画法第34条での規定された要件によって、市街地調整区域へは立地できない	国土交通省	1200140
1153	1153010	22	浜松市	22202	外国人との地域共生特区	1		8412	B	第1次提案により全国で緩和が盛り込まれたが、具体的な内容については、中央教育審議会で検討中であり、詳細が不明なため再提案するもの	外国人学校の児童・生徒の学習環境の改善と経営の安定化を図るため	・学校法人の寄付行為及び寄付行為変更の認可に関する審査基準第1-2(2)により、「学校法人は、学校を設置することを目的とする法人であることから、継続的、安定的に学校を運営するためには必要な資産を有していなければならない」(校地・校舎の自己所有)について	外国人学校を学校法人として認定するに当たり、校地及び校舎の自己所有要件を緩和する。	「学校法人は、学校を設置することを目的とする法人であることから、継続的、安定的に学校を運営するためには必要な資産を有していなければならない」とされている。	文部科学省		
1153	1153020	22	浜松市	22202	外国人との地域共生特区	2					外国人学校の児童・生徒の学習環境の改善と経営の安定化を図るため	・学校教育法の一部を改正する法律等の施行について第2-1-(4)(昭51.1.23文部事務次官通達) ・非学校法人の認可基準の解釈および運用について1(昭55.6.20文部審議第27号)における「学校を経営するための資産を有する」について	外国人学校を各種学校として認定するに当たり、校地及び校舎の自己所有要件を緩和する。	「各種学校の設立認定にあたっては、継続的、安定的に学校を運営するための必要な資産を有していなければならない」とされている。	文部科学省		
1153	1153030	22	浜松市	22202	外国人との地域共生特区	3					外国人労働力の継続的・安定的な雇用のための重要な要件である外国人児童生徒の教育について、習熟度に応じた学習を通して、日本語をはじめとする基礎教育を学ぶことにより、学校・社会生活への適応を高めるため	「就学させる義務における就学年齢並びに就業年限」について	外国人児童生徒の習熟度に応じ、学年編入において小中学校の枠を超える柔軟な対応を容認する。	日本語レベルや習熟度にかかわらず、年齢に応じた学年で学ぶこととされている。	文部科学省		
1153	1153040	22	浜松市	22202	外国人との地域共生特区	4					永住を前提としない外国人の年金加入の弾力的な取り扱いにより、外国人の健康保険加入を促進し、労働環境の向上、安定的な雇用の確保を図るため	「国民年金は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者、厚生年金保険は、適用事業所に使用される65歳未満の者は、被保険者とする」について	永住を前提としない外国人の年金加入の弾力的な取り扱いをすることで、外国人の健康保険加入を促進する。	永住を前提としない外国人についても、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者は年金加入が義務とされている。	厚生労働省		
1153	1153050	22	浜松市	22202	外国人との地域共生特区	5					年金返還一時金の取り扱いを改善することにより、外国人の年金及び健康保険加入を促進し、労働環境の向上、労働力の確保を図るため	「日本国籍を有しない者に対する返還一時金の支給」について	現在、3年を限度としている年金返還一時金の納付金返還適用期間の延長並びに返還の率を緩和する。(60月以上5.0)	「日本国籍を有しない者に対する返還一時金の支給」において、36月以上は3.0の率を乗じた額とされている。	厚生労働省 社会保険庁		
1153	1153060	22	浜松市	22202	外国人との地域共生特区	6					外国人登録証明書代理受理の要件を緩和し、申請者の利便性の向上を図るため	外国人が16歳に満たない場合又は疾病その他身体の故障により自ら申請若しくは登録証明の受領若しくは提出することができない場合」について	代理受理の理由「外国人が16歳に満たない場合又は疾病その他身体の故障により自ら申請若しくは登録証明の受領若しくは提出することができない場合」の緩和並びに代理受理できる者の要件を緩和する。	「外国人が16歳に満たない場合又は疾病その他身体の故障により自ら申請若しくは登録証明の受領若しくは提出することができない場合」の緩和並びに代理受理できる者の要件を緩和する。	「外国人が16歳に満たない場合又は疾病その他身体の故障により自ら申請若しくは登録証明の受領若しくは提出することができない場合」の緩和並びに代理受理できる者の要件を緩和する。	法務省	0500580
1153	1153070	22	浜松市	22202	外国人との地域共生特区	7					外国人登録の円滑な申請を進め、外国人労働者や雇用の利便性の向上を図るため	「外国人登録申請書」について	外国人登録申請書のポルトガル語版や中国語版を作成する。	現行申請書は、日本語、英語併記のものだけでなく、申請頻度の多いポルトガル語、中国語等の正式なものがない	法務省	0500590	
1154	1154010	20	更埴市	20216	あんずの里活性化特区	1					観光産業として定着している「あんずの里」が、農業従事者不足により、衰退化が進むなど、その存続が危ぶまれている。このため、市が農地を取得できるようにするとともに、農地取得の下乗要件を緩和・撤廃する規制の特例を導入し、あんずの里の活性化を図る。	市が耕作目的で農地を取得できるのは、農地法施行令第1条の6第1項第2号に定められているのみである。その範囲の拡大、また、農地法第3条第2項第5号の下乗要件の緩和・撤廃	市が農地を取得できる範囲の拡大及び、農地取得下乗要件の緩和・撤廃	市が農地を取得できるのは、農地法施行令第1条の6第1項第2号により限定されており、これ以外の場合には取得できない。また、農地法第3条第2項第5号で下乗要件が定められており、これに達しない場合は取得できない。	農林水産省	1000030	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード	
1155	1155010	38	東予市	3908	住宅・産業	1	農業振興地域の除外に関する特例の拡大	10120	C-1	前回は手続きの簡素化について回答をいただいた、今回は除外について特例の範囲の拡大を検討いただきたい。	未利用地を有効利用する目的で、都市計画法に基づく地区計画を定めるため、農用地区域からの除外の特例を要望する。	農業振興地域整備に関する法律施行規則の第四条の四 二十九号として「地区計画が策定された場合」を追加したい。	地区計画は、関係機関と十分協議して策定されるものであり、農業上の土地利用に支障を及ぼすおそれがないと考えられるので、市町村が地区計画を策定した場合は、農用地等とすることが適当な土地には含まれないものとしていただきたい。	市町村が策定する地区計画に限定する。	農用地区域から除外できるものは、農振法第十条第三項及び第四項に該当するもののみとされている。	農林水産省	1000710	
1156	1156010	7	金津若松市	7202	金津若松市新緑農支 援特区	1	農業に取り組みようとする個人が小規模な農地を取得できるよう、農地の権利移動後の合計面積の緩和				農地の権利移動後の合計面積を緩和することにより、地域に根ざし地域定着を継続的に行うとする都市住民等による新規就農希望者の確保に努める。	農地法第3条第2項第5号の下限面積制限について	都府県については、下限制限面積を6aとする。	対象者については関係機関で認定する	農地の権利移動後の下限面積については、農地法第3条第2項第5号により定められており、それが農業を主業としないような新規就農者の就業機会の阻害要因となっている。	農林水産省	1000260	
1157	1157010	12	館山市	12205	原動機付自転車等 ナンバー地域イメージ表示 特区	1	原動機付自転車等の規制についての規制緩和				観光が主要産業である館山市として、市民を挙げて観光振興に取り組み館山市のPRと地域のイメージアップを図ることを目的とする。	昭和60.4.1自治市第三十号自治省務局長通知	昭和60.4.1自治市第三十号自治省務局長通知により、標識の様式を示しているが、内容を追記しない範囲で地域性を反映した標識を「市町村長が決定できる。」項目を追加する。		昭和60.4.1自治市第三十号自治省務局長通知により、地域のイメージアップに関する工夫が大きい。	総務省	0403110	
1158	1158010	12	館山市	12205	海辺活用特区	1	民間事業者等が海岸保全区域等を使用収益する際の条件の緩和				地元民間資本による交流施設建設・運営により、地域交流を活性化させるための国有財産法の規制緩和、特例の創設。	国有財産法第18条	国有財産法第18条の行政財産にあたる海岸保全区域について民間事業者の長期排他的占有等について、地域経済振興を目的とする建物等を建設する際、PFI事業以外でもこれを行うことができるような規制緩和をお願いしたい。		特定の民間事業者等の交流施設建設等(収益性あり)に関する財産賃付等のハードルが高い、又は不可能	国土交通省	1204220	
1159	1159010	40	福岡県大牟田市	40202	環境創造産業特区	1	「リサイクルを目的とする廃棄物の処理に関する廃棄物処理法の規制緩和」	13110	C-1		環境・リサイクル分野に新規参入する事業者にとって、廃棄物の資源化施設を設ける必要があることから、同様の性状を有する廃棄物処理施設の認可の簡素化等の措置を先行的に実施したいとするもの。	廃棄物処理施設の設置については、一般廃棄物及び産業廃棄物それぞれ個別の認可手続きが必要なこと及び一般廃棄物処理施設の認可対象について	大牟田エコタウン等へのリサイクル施設の立地に際し、一般廃棄物・産業廃棄物に問わず同様の性状を有する一定の廃棄物処理施設の設置が可能な一方で行うこととする。また、一般廃棄物処理施設の許可の対象となる施設を生活環境への影響が懸念される施設に限定する。	処理施設設置の企業から一般廃棄物の対象となる性状が産業廃棄物と同等の成分とわかる資料の提出を義務付ける	現行の廃棄物処理法ではリサイクル事業を行う者は、一般又は産業廃棄物の処理業の認可、一般又は産業廃棄物処理施設の設置については、それぞれの許可手続きが必要で煩雑なことから、施設の立地に相当の期間を要する。	環境省	1300250	
1160	1160010	21	大垣市	2108	IT文化特区	1	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ※「技術」資格に関する審査基準の緩和	5202	A		IT関連産業が国際的な競争力を持つためには、国内で不足している高度な技術力を有する人材を外国から確保する必要がある。	出入国管理及び難民認定法7条第1項第2号の関係省令における「技術」資格の審査基準について ※「従事しようとする業務」について、これに必要な技術若しくは知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けようとする者として認める。	専修学校の卒業生(専士及びこれと同等以上の者)を「これと同等以上の教育を受けようとする者」として認める。	特区内の企業に就業した場合とする。	現在、外国の一部の情報関連試験の合格者を「同等以上」の者として認める運用がなされているが、高度な教育を行っている専修学校の卒業生(専士及びこれと同等以上の者)を認める制度がない。	法務省	0500440	
1160	1160020	21	大垣市	2108	IT文化特区	2	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ※「技術」資格に関する審査基準の緩和	5202	A		IT関連産業が国際的な競争力を持つためには、国内で不足している高度な技術力を有する人材を外国から確保する必要がある。	出入国管理及び難民認定法7条第1項第2号の関係省令における「技術」資格の審査基準について ※「10年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻して期間を修む。)」について	実務経験期間の基準を短縮する。	特区内の企業に就業した場合とする。	情報関連分野においては、短期間の実務経験者であっても、高度な技術又は知識を修得することができる。	法務省	0500450	
1160	1160030	21	大垣市	2108	IT文化特区	3	外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長) ※「技術」資格に関する在留期間の延長	5201	A		IT関連産業が国際的な競争力を持つためには、国内で不足している高度な技術力を有する人材を外国から確保する必要がある。	出入国管理及び難民認定法2条の2第3項の関係省令における「技術」資格の在留期間について ※「3年又は1年」について	在留期間を5年とする。	特区内の企業に就業した場合とする。	技術者が従事する業務の継続性を考慮し、在留期間の延長が必要である。	法務省	0500380	
1161	1161010	8	里美村	8363	里美牧場自然エネルギー 活用特区	1	国立・国定公園の普通地域における届出を要しない行為の拡充	13009	A		風力発電施設を建設するためには、緩和の対象を永久工作物にまで範囲を拡大するとともに、実態に風力発電施設建設を規制している風力発電施設を届出を要しない行為とするため、自然公園法施行規則で定める届出対象に風力発電施設を含める必要がある。	自然公園法施行規則第14条第1号第1項のハ、鉄塔 高さ30メートル	風立自然公園普通地域への工作物の建設にあたり、風力発電施設は届出が免除されるよう、自然公園法施行規則を改正してほしい。		自然公園普通地域への風力発電施設の建設は、自然公園法により届出が「研究用」にのみ認められていないので、大規模に建設することができない。	環境省	1300110	
1162	1162010	3	遠野市	3208	日本のふるさと再生特区	1	酒類の製造免許の適用除外	7201	D		第1次提案に対する回答において、既存事業者に製造を委託することが適当との見解が示されたが、当地域の酒造業者では、地元で行われる限りで提供される酒類の製造は既に行われている。これと併せて、農家民権で提供される少量の自家製の酒類と地元の祭りやみやげ物などで購入される地元の酒造業者が製造する酒類との組み合わせを当地を訪問する人々に楽しんでほしいと考えているものである。地元の酒造業者が製造する酒類と、農家の自家製による酒類との共存関係を前提として、地域特有の食文化を育み、都市と農村との交流を推進するため、再提案するものである。	酒造法第7条第1項及び第2項について	酒造法第7条第1項及び第2項について	適用除外とすること。	酒類の少量製造については、市町村への届出制とする。また、酒税当額額は、市町村で徴収し、所管する税務署へ納付するしくみを構築する。	酒類の製造免許を取得するためには、酒税法に規定する数量制限があり、少量製造することができない。	財務省	0700090
1162	1162020	3	遠野市	3208	日本のふるさと再生特区	2	酒類の製造免許の数量規制の緩和	7201	D		博物館で昔の食文化を学ぶ機会を提供する一環として、酒類の製造免許を受けた者が、免許を受けた製造場でない場所において、当時の製造方法を再現し、実演を行うことができるようにすることで、多様化する学習目的に適宜対応するとともに、製造方法の保存を行うため。	酒造法第7条第1項及び第2項について	酒造法第7条第1項及び第2項について	適用除外とすること。	酒類の製造免許を取得するためには、酒税法に規定する製造場ごとに数量制限があり、少量製造することができない。	財務省	0700100	
1163	1163010	3	遠野市	3208	ふるさと学校体験留学特区	1	区域外就学の弾力的な運用範囲の拡大				区域外就学の弾力的な運用を図ることで、都市部の児童生徒が農村部の学校で授業を受けることを可能とすることで、都市と農村との交流を推進するとともに、子どもたちの創造性を育むため。	学校教育法施行令第9条及び文部省初等中等教育局長通知により示されている事項について	運用範囲を拡大すること。	あらかじめ、関係市町村教育委員会の間で、児童生徒の留守措置に関する協定を締結しておくこととする。また、国内学校への短期留学として取り扱うため、児童生徒の産休と入学とで、当該児童生徒の出発前、指導要領に関する情報交換を行う措置を構築する。	区域外就学は、保護者の家庭的な事情やいじめ問題への対応など、その運用目的が課題解決のものに限定されており、都市と農村との交流や児童生徒の創造性を育むなどの目的では、これを行うことができない。	文部科学省		
1164	1164010	21	白川村	21604	白川郷文化・環境・教育特区	1	白川「村」の名称を特区については「白川郷」を正式名称とする。				・地方自治体に適用される「市・町・村」の名称を、特区については歴史的・文化的かつ世界的知名度の高い「白川郷」を正式名称とし、村民の郷土意識の向上を図る。	地方自治法の第1条から第3条までの「市町村」を特区に限り、自由な名称とすることができるようになる。	・地方自治体に適用される「市・町・村」の名称を、特区については歴史的・文化的かつ世界的知名度の高い「白川郷」を正式名称とする	地方自治法で普通地方公共団体は都道府県及び市町村となっている。	総務省	0400210		
1164	1164020	21	白川村	21604	白川郷文化・環境・教育特区	2	PFI法人への補助事業適用と税制上の優遇措置の拡充				・地方自治体に適用される各種補助事業を、PFI方式の法人についても同等の補助対象として適用することにより民間の参入を容易にする。・PFI方式の法人への公的公債の優遇措置を設けることにより民間の参入を容易にする。	・国土交通省や、総務省などの各種補助事業が対象。今のところ適当な補助事業がないためPFI方式をとらざるを得ないが、補助事業が新規にできたときには、是非対象としたい。	・地方自治体に適用される各種補助事業を、PFI方式の法人についても同等の補助対象として適用することにより民間の参入を容易にすることにより民間の参入を容易にする。	PFI法人について各種支援・配慮が法律で「できる」ことになっているが、各省の補助事業対象に未だっていない。	内閣官房			
1164	1164030	21	白川村	21604	白川郷文化・環境・教育特区	3	歴史的・文化的な「どぶろく」について、特区内限定の一般販売許可				地域の特産品「どぶろく」を自由に販売できることで、地域経済を盛り立てる。	・財務省の酒税法	・現在神社のお布施に対する「お下がり」として神社内でしか飲めない「どぶろく」を特区内に限って一般販売することにより地域特産品をより普及させ、地域経済に資する。		「日本酒」に規定されない「どぶろく」は飲用として特許に許可され、境内からの持ち出しはできない(販売できない)	財務省	0700110	
1164	1164040	21	白川村	21604	白川郷文化・環境・教育特区	4	遊休農地の自治体の買い上げとその貸し付けを認める。				・歴史的・文化的な地域については遊休農地を自治体が買い上げ、やる気のあるものに貸与して耕作を認め、環境景観の保全(特に世界遺産地域の遊休農地)をおこなう。	・農地法	・自治体が農地を所有することができない法律を特区に限って特例措置として認め、世界遺産の景観を保全する。	まず、世界遺産地区とそのバッファゾーンから行いたい。	第三セクターや集落協定を作って買い上げることができるが、事務が複雑かつ地域合意が難しいので進んでいない。	農林水産省	1001180	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1164	1164050	21	白川村	21604	白川郷文化・環境・教育特区	5	無線LANの拡大・強化による情報発信を促す。				・特区内(離れ集落)において、拡大・強化された無線LANにより、F・M・テレビの周波数帯域を使つて、地区住民・観光客に防災・交通規制・観光案内・駐車場案内を発信することにより、防災、避難経路、ピークカット、観光等の地域への回遊化を促す。	・電波法等	・電波法により厳しく制限されている電気通信事業者の免許を離れ、無線LANについて自治体が無線LANを使つて地域限定で発信できるようにする。	光ファイバーが整備されている自治体の行う放送に限る。	小さい村で第1種電気通信事業者の審査、許可を受けることは困難だが、無線LANを使うことにより簡便な放送放送ができる。	総務省	0405040
1164	1164060	21	白川村	21604	白川郷文化・環境・教育特区	6	転入・転出のない学級編成と同一村内小学校の就学と卒業				・集落が二極化している人口分布の中で、特に小学校卒業児童数が10名以下の少人数になるので、一時・一度又は二年程度同一村内の小学校に就学し、学年を修了でき、卒業は入学校とする。そして小学校自体の運営は現行を維持することにより、防災、避難経路、ピークカット、観光等の地域への回遊化を促す。	・学校教育法、同施行令・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、同施行令・へき地教育振興法・地方教育行政の組織及び運営に関する法律	・白川村の地形・地理的な地域特性を考えたとき、村内に「平瀬」「白川」の二校があり、両校は約15kmはなれている。「同一小学校での就学に卒業の形態を、ある年に生じた少人数(数名程度)を併用し、同一村内の他の小学校の学年に就学させて、複式解消を図りつつ、卒業等は、入学校とする方式等の弾力的な運用で、ただし、それぞれの学校は独立した小学校として運営する。特別な学校教育制度の法的適用を要する。	左記の目的・内容に沿った運用ができていない。少人数学級は複式になるが、村予算で教員を補充してはならず、村予算が圧迫されている	文部科学省		
1165	1165010	47	平良市	47206	国際海洋リゾート特区	1	観光振興地域における特定民間観光関連施設の対象拡大				観光振興地域における参入企業の誘致を促進することを目的とする。	沖振法第16条に規定する特定民間観光関連施設の対象施設の拡大	観光関連施設に宿泊施設これに付随する施設を追加	沖振法第16条に規定する特定民間観光関連施設の対象施設において、宿泊施設これに付随する施設が設定されていないことから積極的な企業誘致が促進できない。	内閣府	2000030	
1165	1165020	47	平良市	47206	国際海洋リゾート特区	2	沖振法における自由貿易地域、特別自由貿易地域の特別措置の適用により参入企業の誘致を促進することを目的とする。				観光振興地域指定に加えて、自由貿易地域、特別自由貿易地域の特別措置の適用により参入企業の誘致を促進することを目的とする。	沖振法第41条の1第42条の1における地域指定の拡大	総合保税地域の特別措置の適用	現在沖振法に於ける自由貿易地域及び特別自由貿易地域は2カ所にとどまっております。特別措置が受けられない。	内閣府 経済産業省	1110070 2000040	
1166	1166010	47	平良市	47206	緑のダム特区	1	土地所有権の範囲における地下水部分の適応除外				地下水については、宮古島地下水保護管理条例で運用しているが、法整備がなれておらず、紛争の未然防止を図るため土地所有権の範囲から地下水部分を除外する。	民法第207条の1土地の所有権の範囲	限行の法律では、地下水に関する総合的な整備がなれておらず、民法でも土地の所有権者の所となっている。公である地下水を私的な所有権の範囲におくことは、今後紛争の種にもなりかねず、これを未然に防止する為にも地下水部分を除外する必要がある。	「土地の所有権は…其土地ノ上下ノ下及リ」とあり、地下水のような公水となるべき資源にも私的所有権が及んでいる。	法務省 環境省	0500740 1300190	
1166	1166020	47	平良市	47206	緑のダム特区	2	水道事業に関する定義の拡大、				宮古島では、宮古島水道企業団が水道事業の一環として地下水保護管理条例に基づき、水源涵養林造成の為に土地購入を行っており、水道事業の定義を拡大して頂きたい。	・土地収用法第2条及び第3条の18における水道事業の位置づけ ・水道法第3条における水道事業に涵養林造成を含める。	宮古島では飲料水の全てを地下水に依っており地下水源および地下水流域内の水質保全は、水道事業の中で不慮一体のものである。従って、水道事業の定義を拡大し、水源涵養林造成のための不動産取得も同様活動を位置づける。	土地を収用、使用できる事業に水道法による水道事業があるが、現行では水源涵養のための土地の取得が含まれていない。	厚生労働省 国土交通省		
1166	1166030	47	平良市	47206	緑のダム特区	3	農業者以外の者の農地取得の容認				緑のダムづくりは、行政、上水道企業団、企業、個人など島内外から参加しての新しい事業であり、土地の取得から造林活動などが可能となるよう農地の取得条件を緩和してほしい。	農地法第3条の2	地下水流域および農地周辺などにグリーンベルトを推進にも達成する一大事業を推進するため、シビルトラスト運動(一歩運動)を推進する。そのため農地以外の者への参加を促すよう農地取得の条件を緩和してほしい。	農地取得後水源涵養林造成を速やかに行う。	農地等の権利取得のためには、一定の条件を満たす農業生産法人に限定されており、民間企業などに開かれていない。	農林水産省	1000470
1167	1167010	10	桐生市	10203	産学官連携による共同研究促進のための規制上の高度化特区	1	共同試験研究における租税特別措置法の法上の法上の控除上限額を引き上げる。				現状では、法人税額並びに所得税額の特別控除にかかると平成17年2月17日付文科第250号(通知)による増加試験研究税制における共同試験研究の特例措置があるが、中国やベトナムへの海外から低賃金格差による企業の空洞化や流行の不良債権処理のありを受けた先行の貸付、また企業増資の増加等による、今日の厳しい経済情勢に鑑み、新産業育成に向けた新製品開発を更に拡大して行くために本税制の抜本的な改善が必要である。については、既設の法人税・所得税の優遇措置等の設置により、産学共同研究への普及・振興が図られることを目的とするものである。	租税特別措置法第42条の4第1項、同条第3項第1号から第6号まで、同法施行令第27条の4第3項、同条第4項第5号及び第6号、同条第5項第3号及び第4号、同法施行規則第20条第3項から第6項まで(法人税)並びに租税特別措置法第10条第1項、同条第3項、同法施行令第5条の3第5項、同条第6項第5号及び第6号、同条第7項第3号及び第4号、同法施行規則第20条第3項から第6項まで(所得税)の税額の特例控除の適用範囲は、法人税及び所得税(以下「法人税等」といふ。)の14%相当額あるいは法人税等の12%相当額に共同試験研究に要した研究費の15%の少ない方を上限としておられるのを「法人税等」の一律5%相当額とする。	共同試験研究を進める上で中小企業にとって大きな動機付けになるものであり、研究開発費がかかる不便を解消し多くの研究成果が期待できることから、左記に掲げた関連事項の法人税等の税額上限額を引き上げる。	共同研究に参画する企業の技術開発にかかると、研究開発の期待度を上げる。	財務省	0700550	
1168	1168010	10	桐生市	10203	産学官連携による共同研究促進にかかるとした特許出願及び保有の額にかかるとした特許料の減額措置	1	共同試験研究における現行特許法上の特許料の減免・猶予に加え、大学との共同研究に関する成果をもとにした特許出願及び保有の額にかかるとした特許料の減額措置				現状では、特許法第109条で特許料の減免または猶予の規定はあるが、今日の経済情勢に鑑み、新産業育成に向けた新製品開発を更に拡大して行くために特許法及び特許法上の特許料の減免・猶予の規定にかかわらず、既設法令の抜本的な改善が必要である。については、既設の特許法及び特許法上の特許料の減免または特許出願・保有等にかかるとした特許料の減額措置の特例適用範囲の拡大を目的とする。	特許料については、特許法第107条第1項の規定に基づき特許料の各年の区分にかかるとした特許料の減免または猶予の規定は、毎年13,000円(一請求項につき1,600円を加えた額、第7年から第9年までは毎年40,600円(一請求項につき2,000円を加えた額、第10年から第12年までは毎年11,200円(一請求項につき4,000円を加えた額)の特許料として規定している。この特許料については、特許法第109条で特許料の減免または猶予の規定があるが、この規定に加え産学共同研究による特許出願・保有等に対して中小企業等への特許料の減免を加えようとするものである。	産学官共同研究を進める上で中小企業にとっては特許出願及び保有にかかるとした特許料の負担が大きい。共同研究の促進に向けた動機付けを図るうえで、こうした特許料の減額が必要であり、特許法第107条に規定する特許料を2分の1に減額する。	共同研究に参画する企業の技術開発にかかると、研究開発の期待度を上げる。	経済産業省 特許庁	1140090	
1169	1169010	10	桐生市	10203	農産物の被害防止と市民生活の安全を確保する構想	1	有害鳥獣駆除における従事者の容認				イノシシによる被害地域は全市までおよび、道路・水路・宅地にまで広がっており、駆除活動が市民生活に支障を及ぼす恐れがある。市民生活が脅かされている。被害が増加する反面、高齢化や経済不安などによる駆除活動で、毎日の駆除活動に対する駆除隊員の負担が年々大きくなっていることから軽減することを目的とする。	平成15年4月16日に施行される「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に併用される「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、捕獲者に特許免許を所持しない者が、狩猟免許所持者(駆除隊員)の同行のもとに従事することが容認されていることについて、	捕獲者に狩猟免許所持者(駆除隊員)の同行のもとに従事することが容認されているが、農地や住居地内などの生活圏に設置した捕獲器により、農田や住宅への補助活動を、住民活動として住民活動ができるようになるため。	・設置されていることが容易に確認できる捕獲器であること ・設置場所が農地、住居地内などの生活圏内であること ・狩猟免許所持者(駆除隊員)との連絡、連携が可能であること等の条件に適合した場所に限定する。	平成15年4月16日に施行される「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に併用される「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、捕獲者に特許免許を所持しない者が、狩猟免許所持者(駆除隊員)の同行のもとに従事することが容認されているが、単独による従事は考えられない。	環境省	1300120
1170	1170010	10	桐生市	10203	行政が農用地を取得(借地)し、育苗事業を行なえる構想	1	農地又は採草放牧地の権利の制限、権利取得における公目的の緩和				本市市有林の公益的機能の回復と増進を目的に実施している育苗事業において、大目に必要とされる苗木を生産するため、農用地の効率的な活用を目的とする。	農地法第3条(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)、同施行令第1条の6(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の例外等)に規定される公目的について	・育苗事業で生産された苗木は市有林を求めた公有地に限定 ・民有林においては区分契約等の締結を行なうとする。	農地法施行令第1条の6(農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外)に規定される公目的が育苗事業にも認められることにより、森林が該当していない	農林水産省	1000170	
1171	1171010	10	桐生市	10203	地産産業振興センターの一部使途変更申請の簡素化	1	国の補助及び高度化資金等により設置した施設の使用変更等制限の緩和				現状では、補助金については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条の規定に基づき、高度化資金については、「高度化資金の運用及び高度化資金助成法」第2条の規定に基づき、農産物等の販売促進に活用しているが、今後、地産産業振興センターの施設の高度化資金等を利用する必要性があり、施設をベンチャービジネス等の拠点として多目的に活用し、センター内にある「北関東産学官学術研究センター」の施設に活用し、ベンチャー企業総合支援センターとの連携により、起業化や企業振興に努めることが期待でき、これを促進するための規制の緩和が必要である。	建設費補助金については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条の規定により、その使用、譲渡、交付等については、関係者と協議することとなっているが、これを地産産業振興センターの寄附行為に反しない範囲で、高度化資金助成法は、農産物等の販売促進に活用しているが、今後、地産産業振興センターの施設の高高度化資金等を利用する必要性があり、施設をベンチャービジネス等の拠点として多目的に活用し、センター内にある「北関東産学官学術研究センター」の施設に活用し、ベンチャー企業総合支援センターとの連携により、起業化や企業振興に努めることが期待でき、これを促進するための規制の緩和が必要である。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、その使用、譲渡、交付等については、関係者と協議することとなっているが、これを地産産業振興センターの寄附行為に反しない範囲で、高度化資金助成法は、農産物等の販売促進に活用しているが、今後、地産産業振興センターの施設の高高度化資金等を利用する必要性があり、施設をベンチャービジネス等の拠点として多目的に活用し、センター内にある「北関東産学官学術研究センター」の施設に活用し、ベンチャー企業総合支援センターとの連携により、起業化や企業振興に努めることが期待でき、これを促進するための規制の緩和が必要である。	経済産業省 農林水産省 国土交通省 中小企業総合振興センター	1104030 1104110		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要項事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1172	1172010	23	愛知県豊田市	23211	富農支援特区	1	地方公共団体(市町村)の農地取得(農地に係る権利の取得)の要件緩和	10104	C-1	豊田市が無条件に農地取得が認められることは、遊休農地の活用の観点より、農地貸付け事業の推進に有効なため	豊田市を中心とした(仮)富農支援センターにおいて、農地に係る権利を取得し、市民農園等の貸付事業を実施するため	農地法施行令第一条の六第一項第二号において、公用又は公共用目的について認められている地方公共団体による農地取得について	地方公共団体における農地取得の容認	遊休農地の解消及び農地の保全を目的とすること	地方公共団体による農地取得については、農地法施行令第一条の六第一項第二号において、公用又は公共用目的について限定されている	農林水産省	1000180
1172	1172020	23	愛知県豊田市	23211	富農支援特区	2	農業に取り組みようとする個人または法人が小規模な農地を取得(農地に係る権利の取得)できるよう、農地権利移動後の合計面積要件の緩和(下限面積制限の緩和)	10106	C-2	「就農」目的で農業に従事した方も、現行の最低40アールの耕作は、資金的又は高齢化による体力的な面からも厳しいと予測されるため	(仮)富農支援システムによる農業従事者において、「就農」目的者が農地を取得する場合、現行規定面積では広すぎ、負担が大きいため	農地法第三条第二項第五号における、農地取得の下限面積について	下限面積制限の緩和	遊休農地の解消及び農地の保全を目的とすること	農地取得の最低面積については、農地法第三条第二項第五号において定められている	農林水産省	1000270
1172	1172030	23	愛知県豊田市	23211	富農支援特区	3	農業に取り組みようとする個人または法人が小規模な農地を取得(農地に係る権利の取得)できるよう、農地権利移動後の合計面積要件の緩和(下限面積制限の緩和)	10107	C-2	「就農」目的で農業に従事した方も、現行の最低40アールの耕作は、資金的又は高齢化による体力的な面からも厳しいと予測されるため	(仮)富農支援システムによる農業従事者において、「就農」目的者が農地を取得する場合、現行規定面積では広すぎ、負担が大きいため	農地法施行規則第三条の四において、面積要件十アールの整数倍、及び事業に供している者の百分の四十要件について	面積要件及び事業に供している者の百分の四十要件の緩和又は撤廃	遊休農地の解消及び農地の保全を目的とすること	農地取得の最低面積については、農地法施行規則第三条の四において特例が定められている	農林水産省	1000290
1172	1172040	23	愛知県豊田市	23211	富農支援特区	4	特定農地貸付法における貸付面積要件の引き上げ	10131	C-2	今後急増する定年退職者等で、「生きがい」目的を選択した市民農園利用者は、現行10アール以上で従事することが、健康面、農地保全の見地からも好ましいため	(仮)富農支援システムによる農業従事者において、「生きがい」目的者は、主に市民農園の利用となり、現行規定よりも広い面積に従事することにより、栽培意欲・栽培技術増進のため	特定農地貸付法に関する農地法等の特例に関する法律施行令における、貸付面積の上限について	貸付上限面積10アールを引き上げる	遊休農地の解消及び農地の保全を目的とすること	貸付面積の上限は、特定農地貸付法に関する農地法等の特例に関する法律施行令で定められている	農林水産省	1000960
1172	1172050	23	愛知県豊田市	23211	富農支援特区	5	特定農地貸付による市民農園により収穫した農産物の販売行為の容認	10132	C-2	高齢者の生きがいづくり、及び遊休農地の有効活用の観点から、条件付き営利行為を市民農園に認めることが好ましいため	(仮)富農支援システムによる「生きがい」目的の農業従事者は、主に市民農園の利用となり、自ら消費するよりも販売することにより、栽培意欲・栽培技術を増進し、生きがいへと繋がっていくため	特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第二条第二項第二号における、貸付目的について	「営利を目的としない」という条件を撤廃して、営利目的も一部認める方向での緩和	遊休農地の解消及び農地の保全を目的とすること	特定農地貸付目的については、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第二条第二項第二号において定められている	農林水産省	1000980
1172	1172060	23	愛知県豊田市	23211	富農支援特区	6	市民農園整備促進法による市民農園により収穫した農産物の販売行為の容認	10133	C-2	高齢者の生きがいづくり、及び遊休農地の有効活用の観点から、条件付き営利行為を市民農園に認めることが好ましいため	(仮)富農支援システムによる「生きがい」目的の農業従事者は、主に市民農園の利用となり、自ら消費するよりも販売することにより、栽培意欲・栽培技術を増進し、生きがいへと繋がっていくため	市民農園整備促進法第二条第二項第一号における、市民農園の定義について	「営利以外の目的で」という条件を撤廃して、営利目的も一部認める方向での緩和	遊休農地の解消及び農地の保全を目的とすること	市民農園の定義については、市民農園整備促進法第二条第二項第一号で定められている	農林水産省 国土交通省	1001020 1203160
1173	1173010	23	豊川市	23207	環境保全型農業推進特区	1	畜糞等の有機肥料の原材料に関する廃掃法の規制緩和				家畜の糞尿、街路樹の剪定枝等の有機肥料の原材料については、廃掃法で一般廃棄物又は産業廃棄物とされているため、施設、処分場、収集・運搬についての許可制限が適用される。このため、許可の行政区域を越えての収集運搬については、個別許可が必要となる。また、農家が相互に協力を進捗する機会についても、業の許可やマニフェストの発行が必要となる。特に畜糞系有機肥料施設は、農業経営に都合が合わない状況がでてきたため、マニフェスト交付の経費の抽出が困難であることから施設の円滑な運営ができない状況にある。このため、地域農業の環境保全型農業の推進のために畜糞等の有機肥料の製造施設とその原料となる家畜の糞尿、街路樹の剪定枝などの原料については、有償、無償を問わず廃掃法の廃棄物から除外されたい。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項ただし書きの規定による同法施行規則第9条について	地域の環境保全型農業を推進する目的で、地域から排出される畜糞等の有機資源を活用して有機肥料を製造する施設において発生する畜糞の糞尿、街路樹の剪定枝、緑ごみ等の廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用について、一定の条件を付した上で、その対象から除外するものとする。		現状、農産物の処理及び清掃に関する法律において、同法の適用を受け廃棄物か否かの基準は、収集運搬・処分が基準として、反復継続して行われることを想定している。このため、環境保全型農業を推進するために自治体又は農業協同組合が地域の有機資源を活用して有機肥料を製造する場合についても、施設及び原料が同法の規制対象となり円滑な事業手続と収集運搬などの運営に支障がある。また、これらの結果、畜糞等の最適処理が円滑に進まず、居住化が進む地域における環境負荷の改善に支障をきたす。	環境省	1300390
1173	1173020	23	豊川市	23207	環境保全型農業推進特区	2	総合有機センターの設置に係る開発許可の規制緩和				開発行為に関する開発許可について厳しい基準があり、推進条件を満たすために取付道路の建設など多大な費用が必要となるとともに用地確保が困難となる。これにより総合有機センターの建設事業を円滑に推進できない状況にあることから、事業主体の一定の制約のもと、都市計画法第29条第1項第2号の政令で定める建築物に総合有機センター(農業資材が専らであり、地域の環境保全型農業の推進のための有機肥料製造施設)を含めていただきたい。	都市計画法第29条1項第2号の政令で定める建築物	地域農業について環境保全型農業の推進を図るために地方公共団体、農協等事業実施主体に制約を設け、都市計画法第29条1項第2号の政令で定める建築物に含めるものとする。		現状、総合有機センターが都市計画法第29条1項第2号の政令で定める建築物に含まれていないため、施設の性格上開発行為の許可基準を満たす候補地の選定が困難である。	国土交通省	1200080
1173	1173030	23	豊川市	23207	環境保全型農業推進特区	2	総合有機センターの設置に係る特殊建築物の規制緩和				有機肥料の製造施設については、建築基準法51条の規定により都市計画においてその敷地の位置が決定しなければならないとされていることから、都市計画の実施手続又は都市計画審議会の議を経なければ、建設できない。円滑な事業の推進のため、有機肥料製造施設について、一定の条件の下に特殊建築物から除外されたい。	建築基準法第2条1項第2号に規定する特殊建築物	地域農業について環境保全型農業の推進を図るために地方公共団体、農協等事業実施主体に制約を設け、建築基準法第2条1項第2号に規定する特殊建築物から除外するものとする。		現状、総合有機センターが建築基準法第2条1項第2号の特殊建築物に含まれているため、円滑な事業手続が困難である。	国土交通省	1206420
1174	1174010	43	熊本県八代市	43202	交通・環境特区	1	検査対象外軽自動車の使用に関する地方運輸局長への届出の撤廃				検査対象外軽自動車の使用に関する地方運輸局長への届出を撤廃し、これを市町村長への届出とすることにより、請求手続きを簡便にし、効率的な行政サービスの向上を図るため(住民サービスの向上)	道路運送車両法第97条の3第1項により、検査対象外軽自動車の使用に関する届出先が地方運輸局長と定められている事項について	当該要件を撤廃し、市町村長への届出とする。	検査対象外軽自動車の廃止等の届出先が1箇所であるため、廃止等の届出が円滑に行われない。軽自動車税の効率的な徴収業務の支障となっている。	国土交通省 財務省	1208090	
1174	1174020	43	熊本県八代市	43202	交通・環境特区	2	軽自動車の継続検査用納税証明書の交付手数料の徴収				軽自動車の継続検査用納税証明書の交付手数料は、当該証明書の交付が軽自動車税の徴収の確保の必要性から行なわれるため、これを徴収しないこととされている。一方、市町村では、納税証明書を納税通知書に添付し印明しており、欠付を徴収。当該証明書の必要とされているにもかかわらず、交付手数料が徴収される。あるいは手数料がかかるなどから、事業者等が安易に請求している。このようなことから、当該証明書を交付する事業者は、もっぱら、地方公共団体の行政上の必要のためだけでなく、いわゆる「特定の個人のためにする事務」であると判断されることがあり、これを徴収することにより、行政の効率化と住民の意識改革を図るため	昭24.3.14行政事例により、「特定の個人のためにする事務」とは、個人の要求に基づき主としてその者の利益のために行なう事務の意であり、その事務は一人の利益又は行為のために必要であることを必要とし、もっぱら地方公共団体自身の行政上の必要のためにする事務については手数料を徴収できない、とされている事項について	軽自動車の継続検査用納税証明書の交付手数料の徴収を容認する。		軽自動車の継続検査用納税証明書の交付手数料については、昭24.3.14行政事例により、当該納税証明書の交付は軽自動車税の徴収確保の必要と行われる。いわゆる、もっぱら地方公共団体自身の行政上の必要のためとする事務であるとしてされているため、これを徴収できないこと安易に請求され、これが事務量の増大につながるのと同時に、他の納税証明書のサービス低下にもつながっている。	総務省	0400380
1174	1174030	43	熊本県八代市	43202	交通・環境特区	3	滞納の特別徴収義務者の指定解除				特別徴収義務者が特別徴収税額を徴収して納入しない場合は、当該特別徴収義務者に対する滞納処分をすることができるとされているが、徴収上の便宜を図るには徴収費の軽減等の必要がある。むしろ特別徴収の指定解除の方が適切であると判断されるから	市町村税務課(市町村税務研究会編集)により、個人の住民税を毎月の給与支給の際に天引きしているにもかかわらず、特別徴収義務者から市への納入がない、「滞納の特別徴収義務者」であっても特別徴収の指定解除はできない、とされている事項について	特別徴収義務者の指定を解除することを容認する。		給与所得に係る個人の住民税は特別な事情の場合には特別徴収の方法によらないことができる(地方税法第321条の3)とされているが、給与天引きしているにもかかわらず、市へ納入しない「滞納の特別徴収義務者」であっても、特別徴収の指定解除を容認する。当該特別徴収義務者への滞納処分を行っても納入されないが、これには相当な事務量と経費がかかる。また、個人から納税証明書の請求があっても事業の継続がなれないため、実情として証明せざるを得ないなど、一方で、住民サービスの低下につながっている。	総務省	0403100
1175	1175010	42	長崎県小浜町	42367	小浜総合自然エネルギー特区	1	特定供給の活用による一般電気事業者及び特定電気事業者以外の事業者が一定範囲内で自費で電力供給できる事業範囲の拡大				環境負荷の小さいエネルギーの需要は高まっており、電気事業においても再生エネルギー(水)を電力を供給する際の需要が高まっている。その需要に対応すると同時に、地球温暖化ガスや化石燃料消費等の削減に貢献する地域密着型の事業創生のため、小規模分散型バイオリニア発電で発生する電力の供給を望む需要家に対しての供給を可能とする。	特定供給制度を活用して電力を供給する場合には、両者に生産工程、資本関係、人的関係等の密接な関係を生ずる。	需要家保護措置を要しない、供給者と需要家との間に密接な関係に代わる供給契約関係がある場合にはその関係について通知する。	特定供給の要件である密接な関係とは、生産工程、資本関係、人的関係等となっており、特区内での需要家への供給を行えない。	経済産業省	1130040	
1175	1175020	42	長崎県小浜町	42367	小浜総合自然エネルギー特区	2	新エネルギー等を用いた小規模分散型発電で発生した電力を自費で電力供給できる事業範囲の拡大				環境負荷の小さいエネルギーの需要は高まっており、電気事業においても再生エネルギー(水)を電力を供給する際の需要が高まっている。その需要に対応すると同時に、地球温暖化ガスや化石燃料消費等の削減に貢献する地域密着型の事業創生のため、小規模分散型バイオリニア発電で発生する電力の供給を望む需要家に対しての供給を可能とする。	小規模分散型発電で発生した電力の販売を可能にすることについて	自然エネルギーを用いた小規模分散型発電装置で発生した電力の販売を特定供給制度で実施する場合には、既設の送電線の利用が可能にしたい。	送電線を利用するに当たっては、一般電気事業者との間で需要家保護措置を要しないよう措置をとる。	特定供給の要件である密接な関係がある場合とされており、多くの場合は送電線に需要家の供給を行っている。既設の送電線を利用できないことが自然エネルギー等による発電の経済性が成り立たない要因の一つである。	経済産業省	1130110

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1175	1175030	42	長崎県小浜町	42367	小浜総合自然エネルギー特区	3	新エネルギー等を用いた小規模発電装置におけるボイラータービン主任技術者や電気主任技術者等の要件の緩和			新エネルギー等を用いた小規模発電装置において、ボイラータービン主任技術者や電気主任技術者等の要件を緩和する。	電気事業でのバイナリー発電装置におけるボイラータービン主任技術者や電気主任技術者等の選任が必要とされていることについて	小規模なバイナリー発電装置を利用する場合は、選任の必要がない規模を自家発電と同様の1000kWまで緩和	新エネルギー等を利用する小規模バイナリー発電装置での実用試験等が明らかならされている。	環境負荷の小さな小規模分散型バイナリー発電装置を利用して発電を行う場合、主任技術者への出費が支出で大きな比重を占めるため、経済性の確保が困難となる。	経済産業省	1160090	
1175	1175040	42	長崎県小浜町	42367	小浜総合自然エネルギー特区	4	新エネルギー等を用いた小規模発電装置について検査を小出力発電設備と同程度とする緩和			新エネルギー等を用いた小規模発電装置は、規模が小さくその維持管理費用の負担が経済性が成り立たない要因となっているので、維持管理費を軽減して普及を促進する。	小規模バイナリー発電装置における検査等の実施を小出力発電と同程度にすることについて	温水を利用した小規模バイナリー発電装置については、自主に検査等の実施を小規模発電と同程度にする。その規模の上限については500kW程度とする。	小規模バイナリー発電装置で500kW以下に抑えることで小出力発電と同様の検査の取組が実現する。	小規模バイナリー発電装置については、規模が小さくても大型の装置等と同様の検査が必要とされている。そのため、維持管理費用が支出で大きな比重を占めることになっている。	経済産業省	1160070	
1175	1175050	42	長崎県小浜町	42367	小浜総合自然エネルギー特区	5	地方公共団体から国、独立行政法人又は公団等に対する寄付金等の支出制限の緩和(寄付金の許可、当事者間の協議の緩和、総務大臣への協議の緩和)	4201	B	地域活性化への新規創生事業の産学連携を進めて行く上で必要な研究開発費について、国立大学に対して地方公共団体が援助の手続きに関して迅速に対応できるようにする必要がある。	地方公共団体による国立大学への寄付行為禁止の緩和	地方公共団体は、国等に対して、施設の移管、実質的交換等の場合以外の寄付金等は支出できないことについて	地方公共団体で国立大学等が公共性の高い地域活性化事業等に活用する研究や研究開発に活用する事業の促進を図るうえから寄付を可能にして、事業における資金の効率的運用をおこなう。	特区内の地方公共団体が、研究開発に関する大学への寄附は一定額を基準に認める。	地方公共団体による国立大学への寄付行為が認められていないために、形式的な第三者を迂回するために、資金の無駄な運用、時間の浪費が生じている。	総務省	0402040
1175	1175060	42	長崎県小浜町	42367	小浜総合自然エネルギー特区	6	補助金の交付目的外的使用に関する制限の緩和	7110	D	総合自然エネルギー特区では、核となる事業と核となる事業周辺の研究開発事業とを並行して進めている。核となる事業で用いる小規模分散型バイナリー発電装置を中心として他の温泉地の特性を活かした研究開発を促進しようとしている。また、核となる事業についても研究開発費が強く、研究開発補助金での機器の導入を想定している。そのため、研究開発に係る機器についての多目的な利用を可能にして、地域活性化に繋がる研究開発期間の短縮や周辺研究の促進(早期実現)が可能になるので、再度提案した。	目的外的利用については、各省各長の承認を受ける必要がある。	研究開発補助金で購入した機器であっても特区内の地域活性化事業と密接に関連している場合には、その他の研究開発事業での利用が可能になるようにする。また、研究開発事業中に電力の販売によって得た対価については、関連する地域活性化事業等への使用を可能とする。	利用する研究機器や施設については一連の研究開発であると想定し、さらに利用物の品目については各省各長から承認を事前に受ける。これらの利用物については事業終了時等に利用内容を通知する。また、研究開発事業中に発生した対価は清算時に周辺の一連の研究開発事業への使用を明らかにする書類があることとする。	地域に密着した設備を利用した計画でも、補助金等によっては利用目的が特定の研究開発となるため、企業等が他の目的での利用ができない。研究開発設備を購入した場合に、関連する研究開発分野での利用が制限されるため、研究開発の幅が当初計画した範囲内に限られるため、類似した分野の研究開発での利用等が制限される。また、設備の利用に関して相当の経費が発生する場合には周辺の一連の研究開発事業への使用を断念せざるを得ないことになり、開発期間を逃すことになっている。	財務省		
1175	1175070	42	長崎県小浜町	42367	小浜総合自然エネルギー特区	7	温泉掘削許可の免除	13070	D	事業を行う場合に掘削等の行為について、事前に温泉審議会との調整が必要であるが、地域別の開発では、主体である地方公共団体を中心に調整することが事業を円滑に行うのに適切である。	掘削の温泉審議会での許可が必要である。	温泉井の改修を行う場合次の項目についての緩和 ・口径 ・掘削深度の浅直し ・温泉審議会の設置時期を事業工程に合わせて実施 ・申請から許可までの期間短縮 特に、掘削地盤崩壊の危険を伴う場合には迅速な対応が必要であり、事業の円滑な運営のため手続き等の簡素化をお願いする。	特区においておこなう科学的なデータ採取に基づき、一定基準を満たす場合は特区内で実施できるようにし、通知を行う。	現状では泉の温泉審議会での許可となっており、審議会での許可後、掘削等の行為を想定しており、最大で審議会開催期間程度の期間を要しているのが現状である。	環境省	1300130	
1175	1175080	42	長崎県小浜町	42367	小浜総合自然エネルギー特区	8	温泉水熱利用施設発生スケールの温泉施設発生スケールと同様の取り扱い	13103	C - 1	事業施設の多くの部分で、スケールが付着するので、そのスケールの有効利用を図るようになっていることと、環境調和と取組を促進するため、スケールについてはリサイクルとして取り上げられているので、特区内で先行的に実施していた。	温泉水の熱を未利用エネルギーとして利用する際に温泉水から沈殿するスケールを既存の温泉施設で発生するスケールと同様の扱いにできるように取り扱う。	現状においても少量の場合は一般廃棄物として処理している場合もあり、全体に温泉成分から沈殿したものであり無害で安全な固形物が生成している。	組成が基準を満たすスケールはその再処理が許可される。	スケールとして生成する物質は熱水質質として自然降も発生する物質である。物質に含まれる成分は温泉成分に含まれていない物質であり直ぐに人体に影響を及ぼす物質は含まれていない。	環境省	1300240	
1175	1175090	42	長崎県小浜町	42367	小浜総合自然エネルギー特区	9	兼業の申請手続きの簡素化・許可の基準の緩和	8602		地域活性化につながる新規創生事業において、国立大学教員が常任期間等の役員を兼業した場合に、期間中の兼業を行う場合の手続き簡素化の緩和を希望しており、別表1の202と同旨の内容であり、地域活性化事業での兼業について考えており、再度提案した。	国立大学教員が勤務時間を割くこととする場合には、日時を特定して承認者の承認を得なければならないこと。	大学教員による営利企業の役員・地方公共団体の公式アドバイザー(各種委員会の委員ではなく、常任期間的な職務)等の業務を容易なものとする。	特区内においては教員からの事後の報告も可能として手続きの簡素化を図る。	技術移転事業を行う国立大学教員等は、四月から九月まで及び十月から翌年三月までの期間ごとに、技術移転事業状況報告書により、所轄庁の長等に報告する義務があり、煩雑となっている。	文部科学省 総務省 【人事院】	0200020 0400100	
1175	1175100	42	長崎県小浜町	42367	小浜総合自然エネルギー特区	10	温水を利用した小規模分散型バイナリー発電での電力を近隣の電力会社の配電線(6.6kV)を利用した送電の容認	11541		電気事業法においては、一般電気事業、特定規模電気事業以外は自家発電となることから、地域活性化や新エネルギー等の促進のために地方公共団体が主体となり実施する電気事業において自己発電等の新たな設備を設けている。また、民民ベースの契約であり、法規との関連性がないとの回答がなされたが、民間契約の電気事業の発電規模の制約等に準じたものとならざるを得ないのではないか。	自家発電した電力を近隣の電力会社の配電線(6.6kV)を利用して送電できない。	小規模分散型バイナリー発電でも費用対効果が得られて、普及が促進されるように自家発電した電力を近隣の電力会社の配電線(6.6kV)を利用して送電できるようにする。	特区内では、温泉地域での需要家や供給量の増加、そのための送電上の課題が生じることを想定して一般電力事業者とは異なる情報を交換しつつ、今後の50kW程度の設備の普及は新たな設備負担が発生するなどの制約を受けている。	経済産業省	1130110		
1175	1175110	42	長崎県小浜町	42367	小浜総合自然エネルギー特区	11	温水を利用した小規模分散型バイナリー発電の供給電力の下限(500kW以上)の緩和	11542	同上	自然エネルギー(含新エネルギー)での発電を促進するために、小規模分散型バイナリー発電において、発電電力の供給を容易にすることで、事業の費用対効果が得られるように、供給電力は300kW未満でも可能とする。	自家発電した電力を近隣の電力会社の配電線(6.6kV)を利用して送電する場合の供給電力の制限の引き下げをお願いする。	自家発電した電力を近隣の電力会社の配電線(6.6kV)を利用して送電する場合の供給電力500kWを自由化の可能性がある50kW以下までとする。	特区内では、温泉地域での需要家や供給量の増加、そのための送電上の課題が生じることを想定して一般電力事業者とは異なる情報を交換しつつ、今後の50kW程度の設備の普及は新たな設備負担が発生するなどの制約を受けている。	経済産業省	1130110		
1175	1175120	42	長崎県小浜町	42367	小浜総合自然エネルギー特区	12	排水水の汚染状態測定及び結果記録の緩和	13401		事業の主体の係わりによって解釈が異なる規制であり、今回の回答は発電事業が該当しないことについてであり、温水利用全般についての回答と解釈すべきかが疑問であり、再度提出した。	温泉水の熱を未利用エネルギーとして利用する際に施設から流出する熱利用後の温泉水を、既存の温泉規制と同様の扱いにして海洋への排出ができるよう取り扱う(汚染状態測定の緩和)。	現在でも自然状態で海洋に流出しているなどしている温泉水であり、定期観測等はなされていない。温泉水の有効利用のために熱供給について研究を行う施設を設置するが、主な洗浄は温泉水からの沈殿物の洗い出しであり、汚染状態の記録については、免除をお願いする。	特区内に設置する熱供給に関する特定施設については届け出を行うが、熱供給にのみ関連する施設の場合は排水水の汚染状態測定および結果記録については、免除を行う。	研究施設での洗浄施設等は特定施設となるが、その温泉水は現在でも海洋に流出している温泉水であり、未利用エネルギーとして海洋に流出しており、部分的に規制を行う必要性はないと想定される。	環境省	1300180	
1176	1176010	23	犬山市	23215	都市と農地の共生特区	1	農用地区域に含まれない土地の範囲の拡大			農用地区域内において、開発事業を行う場合は、農用地を除外する必要があるが、除外の見通しが見えない状況には農地事業者の事業参入は困難である。したがって、事業実施の見通しを高めるためにも、都市的な土地利用を促すことと区域について農用地等に含まれない土地とする必要があるため。	農地振興地域の整備に関する法律施行令第7条において、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地と定められている事項について	市町村条例により都市開発を促すとして定めた区域内の農用地区域の農地については、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地とする。	都市的利用を促す区域の施設の建設計画を定める段階で農地部局との協議を行う。	農地振興地域農用地区域内では、農業以外の土地利用が制限されている。このため、農業以外の土地利用を行う場合は、事業参入前に事業計画書の提出により市町村が農用地利用計画の変更を行い、開発事業計画書を農用地区域から除外する必要がある。この除外に当たっては、法定要件が定められており、市町村は事業計画書からの申出内容に照らして可否を審査している。	農林水産省	1000790	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1176	1176020	23	大山市	23215	都市と農地の共生特区	2	市街化調整区域における許可要件の特例			開発許可については、現行法で対応可能とされているが、許可業者である際は、全般的な適用を考えた運用をしており、その中でも9ha以上の大規模開発における商業施設の開発行為は市街化編入すべきとして許可は認められないとの見解を示している。これにより、市の活性化を目指した都市と農地が共生するまちづくりを進めるための中核をなす大規模商業開発施設の開発行為が進められない状況にある。このため、市町村の自主性を尊重したまちづくりが進められるよう開発許可の特例措置を求めるものである。	市のインシアティブによる都市と農地が共生したまちづくりを推進することにより、市全体の活性化を図っていき、市街化調整区域における開発許可要件の特例措置が必要不可欠であるため。	都市計画法第34条において、都道府県知事(指定都市、中核市又は特別市)にあってはそれぞれの長)の許可を受けなければならない事項について	都市開発する区域と農業を保全する区域を明確にした市町村土地利用条例により、区域、目的又は特定建築物の用途を限定されたものについて、許可を容認する。	都市開発する区域及び用途は、市町村マスタープランの内容に即したものととし、都市計画、農林部局と協議する。また、マスタープランを見直す場合は、農に業の申し出を行い協議を図る。無秩序な都市化を防止し、農地を保全するため、条例に基づき、農地保全協定を権利者との間で締結する。(立地制限の強化)	市街化調整区域内で、開発又は建築行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事(指定都市、中核市又は特別市)にあってはそれぞれの長)の許可を受けなければならないとしており、許可基準の中で開発又は建築行為を制限している。	国土交通省	1200140
1177	1177010	1	佐島町	1552	保育所私的契約型の受入特設大特区	1	保育所の定員を上回る私的契約型の受入の容認			少子化の影響及び町財政負担が厳しい状況から、幼稚園園児や保育所の統合を進める上で、特例措置を講ずることにより幼稚園園児の児童の受け入れ、保育所運営の効率化を図ることができる。	厚生省児童家庭局保育課長通知により、私的契約型は定員に空きがある場合に、既に入所している児童の保育に支障を生じない範囲で入所させることが可能と定められている事項について	私的契約型においても保育所対象と同様に、年度当初は認可定員に15%を超えて得た人数、年度途中は認可定員に25%を超えて得た人数の範囲内で受入できることとする。	厚生省児童家庭局保育課長通知により、私的契約型の受入は定員の範囲内と定められており、認可定員を超えた入所は認められていない。	厚生労働省			
1178	1178010	34	広島県沼津町	34482	中国語圏研究特区	1	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大			漢方の食事療法が生活習慣病や健康維持に及ぼす効果を研究してその効果を生かすことにより、中国との貿易拡大と投資の導入、地域雇用・消費の拡大を進める。	中国人漢方医学研究者には経験豊富な研究者が研究に携わっている場合がある。この研究者を在留させるとともに、併せて事業化した場合業務に従事することが可能となること	研究者が出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号及び第2号の基準を定める省令(法別表第1)の2の2の表の研究の項の下欄に掲げる活動中に、「大学(短期大学を除く。)を卒業する(又はこれに同等以上の教育を受けた)とあるが、中国漢方研究者の中には経験豊富な研究者により研究を行っている者もおり、この者を研究者として在留すること、事業化された場合は業務に従事することを特例として認められたい。	当該規制による代替措置の要否、及び必要な場合の具体策は検討中	学歴等の資格要件の緩和が必要で、事業段階で業務に従事できることが必要	研究者が	法務省	0500280
1179	1179010	26	京都市	2606	国際文化観光特区	1	「歴史都市再生地区」制度の新設による建築基準(耐震、防火)の適用除外	12628	D	歴史的な都市の再生を図るためには、市民に分かりやすく総合的な効果を示すことが可能な制度的特例が必要であり、そのためには、個別事項の制度ではなく、総合的・総合的な制度が効果的であると考えることから、都市再生特別措置法に基づく都市再生特別地区の歴史都市版ともいえる「歴史都市再生地区(仮称)」の新設が必要	伝統的な町並みの喪失に歯止めをかけ、「京都市らしい」空間の創出による歴史的なまちづくりを行うため。	歴史的なたたずまいを有するまちなどで、その再生を図るにあたり、地区の特性に応じたきめ細かな制限を設け、それと連動した総合的な支援が必要な場合に、	建築基準法の規定に基づく既存の用途制限、形態規制、防火構造規制等を一旦適用除外し、地区の特性に応じた制限を必要に応じて自治体が行うことにより、都市計画で定めることができる「歴史都市再生地区(仮称)」制度を創設する(下記02~04記載の「スポーツ・ダウンツーニング」などきめ細かな運用も併せて行う)。	歴史的な町並みについては、連続的な保存策以外には、歴史的ストックを活かした再生のビジネスとなる総合的な地区指定ができない。	国土交通省	1203540	
1179	1179020	26	京都市	2606	国際文化観光特区	2	「スポーツ・ダウンツーニング制度」の新設と運動した。固定資産税及び相続税の評価額の引き下げのための基準見直し			「歴史都市再生地区(仮称)」内において、一定期間保全することを目的とした歴史的ストックの敷地についての登録率の上昇を引き下げる(「スポーツ・ダウンツーニング制度」の新設と運動した。固定資産税及び相続税の評価額の引き下げのための基準見直し)	土地の評価は、路線価方式等によることとされるため、個々の敷地の土地利用が柔軟に活用できなくなっており、特に歴史的な木造建築物の土地利用とは乖離が大きく土地利用転換の一回となっているので、これに対し、	歴史的ストックとして位置づけられる建築物(町家等)を、そのまま定期利用活用することを前提に、敷地単位で利用可能容積率をダウンツーニングすることにより、固定資産税・相続税等の評価額を下げ。	「歴史都市再生地区(仮称)」で地割りの容積率の指定、一定期間の用途変更の禁止	土地の評価は、路線価方式等によることとされるため、個々の敷地の土地利用状況が柔軟にできなくなっている。	財務省	0403010 0701040	
1179	1179030	26	京都市	2606	国際文化観光特区	3	京町家等歴史的ストック活用促進税制の新設			「歴史都市再生地区(仮称)」内において、京町家の利活用の際に発生する不動産の売買、贈与又は交換に対する所得税、法人税等の軽減措置の新設	京町家等歴史的なまちに資するストックの売買等にかかる税については、現在特設の措置が取られていないが、	歴史都市の再生に資する不動産売買・贈与・交換等に係る特例措置を設ける。	条例等による認定と一定期間の転用制限を設ける。	歴史的ストックと位置づけがいない建築物の損失が進んでいる。	財務省	0700980	
1179	1179040	26	京都市	2606	国際文化観光特区	4	建築行為に際し、地域のコミュニティとの調和が促進されるような仕組みの新設			「歴史都市再生地区(仮称)」内において、建築行為に際し、地域の意見を反映し、地域のコミュニティとの調和が促進される仕組みの新設	地区計画の方針等、一定の地域まちづくり方針が定められたエリアについて、特区法に基づく条例化を行うことにより、建築基準法における建築確認手続の前-	条例に基づいて地方公共団体に認定された地域団体と地域まちづくり方針に基づく協議の義務付けと協議期間の確保、協議未了の際の手続き等を建築確認手続の前に設ける。	認定する地域団体について定期的に審査を行う。また、協議事項を地域まちづくり方針に基づく内容のみに限定する。	建築行為に際し、地域の意見を反映や地域のコミュニティとの調和を促進させる仕組みがない。	国土交通省	1203660	
1179	1179050	26	京都市	2606	国際文化観光特区	5	まちづくり活動を行う公益的団体等に対する寄付金控除制度の拡充			まちづくり活動を行う公益的団体等に対する地方自治体による認証制度の新設と寄付金控除制度の拡充	まちづくり活動や歴史都市の保全・再生に資する公益的活動を行う市民団体については、十分な活動を行うには寄付金控除の仕組みなど支援のための制度が不十分なので、	地方自治体による認証制度を設けるとともに、当該認証団体を寄付金控除の対象とする。	市民団体に対する事前審査を行うとともに、会計報告を定める。	寄付金控除の仕組みが不十分であることから、民間による公益的なまちづくり活動が阻害されている。	財務省	0700990	
1179	1179060	26	京都市	2606	国際文化観光特区	6	芸伎業(歴史)、芸伎周旋業(お茶屋)の中小企業経営者等による信用保証の対象化			芸伎業(歴史)、芸伎周旋業(お茶屋)を中小企業信用保証の対象業種とすることにより、融資を受けやすく、失われつつある芸伎業、芸伎周旋業を活性化させるとともに、お茶屋の町並みの存続を図るため	保険の対象となる中小企業の判定の中で、サービス業に係る保証については、芸伎業、芸伎周旋業を対象としない事項について	芸伎業、芸伎周旋業を保険の対象とし、他の中小企業と同じ条件で融資を受けられるようにする。	平成12年2月17日付け中小企業庁金融課長通知により芸伎業、芸伎周旋業者が十分な融資を受けられない。	経済産業省 中小企業庁	1104120		
1179	1179070	26	京都市	2606	国際文化観光特区	7	現在資格外活動とされている活動が資格内で可能となるよう、活動範囲の拡大		C-1	アーティスト・イン・レジデンス事業において、来日した芸術家が地域の芸術家や市民と交流する機会をより多く持つことが望まれることであるが、在留資格外活動についての制限があるために、報酬を得るべきの活動ができない状況にあることから、	出入国管理及び難民認定法第19条第1項第2号により収入を行う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行ってはならないとされている事項について	アーティスト・イン・レジデンス事業に係る有償の公衆活動を容認する。	アーティスト・イン・レジデンス事業の実施主体である自治体からの届出のあるものに限定する。	在留資格外の報酬を得る活動については、出入国管理及び難民認定法により、許可を要する定められており、3ヶ月以内の短期滞在を前提としたアーティスト・イン・レジデンス事業においては、当該許可手続を完了するための期間的な猶予がほとんどなく、事業上、1、2度の公演やワークショップを行うにとどまらず、招聘に係る芸術家の能力を有効に活用することができない。	法務省	0500280	
1179	1179080	26	京都市	2606	国際文化観光特区	8	文化財に関する書類等の提出について、都道府県教育委員会経由から市町村教育委員会経由への移行	8808	C-1	国家、重要文化財を始めとする国指定文化財は、京都市の重要な構成要素であり、これらの文化財の管理、修理、公開、更には現状変更の許可などその全額にわたって指導することにより初めて、京都に所在する文化財の保護を行うことができる。また、それを効果あるものにするためには、国指定文化財の指定、登録、管理及び修理の補助などについての情報を直接入手する必要があることから、	文化財保護法第103条により都道府県の教育委員会を經由すべきとされている事項について	都道府県教育委員会を經由する。また、市町村教育委員会を經由して行うこととする。	書類等の提出については文化財保護法第103条により、都道府県の教育委員会を經由すべきと定められており、十分な文化財保護施策が行えない。	文部科学省			
1179	1179090	26	京都市	2606	国際文化観光特区	9	文化財保護法99条に規定されている政令中に委任できる文化庁長官の権限に属する事務の範囲の拡大	8809	C-1	国指定の重要文化財に関しては、高度な専門性が必要とされることであるが、全国の国宝の約20%、重要文化財の約14%が所在する本市は、昭和7年12月に文化財保護法を制定して以来、400を超えた文化財の指定、登録を行い、その保護を行ってきた。国家、重要文化財の取り扱いと異なる高度な専門性を持って対応している。また、文化財の調査にあたっては、本市に数多く立地する大学や研究機関などとの連携のみならず、その調査・管理・保存・研究・展示・教育に関する専門的な人材も豊富に揃っている。従って、権限とその責任の範囲を拡大し、十分な対応ができる。	文化財保護法施行令第103条において市の教育委員会が処理することのできる事務が限定されていることについて	文化財保護法第99条に規定されている。文化庁長官の権限に属する事務のすべてを地方自治体に委任する。	文化財保護法施行令第5条により、輕易な現状変更の許可などに規定されているため、十分な文化財保護施策が行えない。	文部科学省			
1180	1180010	26	京都市	2605	知の創出・活用特区	1	学校教育法第1条「学校」の範囲の拡大(インターナショナルスクールを「学校」とみなす等)	8001	C-1	平成15年度の税制改正において、寄付金控除の対象となる特定公益増進法人の範囲に、一定のインターナショナルスクールの設置を主たる目的とする学校法人又は単学級法人が追加されるが、インターナショナルスクールのみならず、民族学校、母国教育を行う学校についても対象とする。	外国人学校に対する法人や個人からの寄付を促進し、外国人子女の教育環境を整備・充実することにより、海外からの優秀な研究者等の受入拡大や投資環境の整備を図るため	法人税法施行令第77条及び所得税法施行令第217条において、公益の増進に著しく寄与する法人の範囲を定めている事項について	インターナショナルスクールの設置を主たる目的とする法人のみならず、民族学校及び母国教育を行う学校の設置を主たる目的とする法人を追加する。	外国人学校は、法人税法施行令第77条及び所得税法施行令第217条による特定公益増進法人とされていないため、寄付金に対する免税措置がない。	財務省 文部科学省	0700560	
1180	1180020	26	京都市	2605	知の創出・活用特区	2	中学校を卒業した者と同年以上の学力が認められる者の規定の緩和	8040 8042	B	高校入学資格の規定の緩和については、外国人学校の範囲が明確にされていないが、インターナショナルスクールのみならず、民族学校及び母国教育を行う学校についても適用したいとするもの。	外国人子女の教育環境を整備・充実することにより、海外からの優秀な研究者等の受入拡大や投資環境の整備を図るため	学校教育法第47条において、高等学校に入学できる者を定めている事項について	インターナショナルスクールのみならず、民族学校及び母国教育を行う学校の卒業生についても入学資格を認める。	外国人学校は、学校教育法第83条で各種学校と位置付けられており、卒業生に日本の高等学校の入学資格がない。	文部科学省		
1180	1180030	26	京都市	2605	知の創出・活用特区	3	大学入学資格の緩和	8041 8043	B	大学入学資格の規定の緩和については、外国人学校の範囲が明確にされていないが、インターナショナルスクールのみならず、民族学校及び母国教育を行う学校についても適用したいとするもの。	外国人子女の教育環境を整備・充実することにより、海外からの優秀な研究者等の受入拡大や投資環境の整備を図るため	学校教育法第56条において大学に入学することのできる者を定めている事項について	インターナショナルスクールのみならず、民族学校及び母国教育を行う学校の卒業生についても入学資格を認める。	外国人学校は、学校教育法第83条で各種学校と位置付けられており、卒業生に日本の大学の入学資格がない。	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(分類コード)	規制の特例事項(分限番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード		
1180	1180040	26	京都市	2605	知の創出・活用特区	4	国立大学教員等の役員等の兼業の承認(株式会社等の監査役)の緩和	2208	C-1	特区においてTLOの役員兼業、研究成果活用企業の役員兼業についての制限が緩和されるが、大学が保有する様々な知識を特権を造ることなくスムーズに企業へ還元し、先端産業の振興を図るためには、株式会社等の監査役の兼業についても容認することが必要	株式会社等の監査役の兼業に係る制限により大学が保有している知識をスムーズに企業へと還元できず、新産業の創出が図りにくい状況となっていることから、	国家公務員法第101条において、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその専ら遂行のために用い、政府がなすべき責を負うべき官職にのみ従事しなければならないとされている事項について	TLOの役員兼業や研究成果活用企業の役員兼業の際の制限の緩和と同様、時間内の兼業を容認する。		兼業については、国家公務員法第101条により制限されており、人事院規則14-19に基づき兼業を行う場合でも時間内兼業ができない。	文部科学省【人事院】	200030		
1180	1180050	26	京都市	2605	知の創出・活用特区	5	国立大学の施設の利用企業による設備使用の要件(時限の5割以上の緩和・手続の簡素化)	8443-002	C-1	最先端の研究施設の活発な利用を促進し、新産業・新技術の創出を図るためには、各大学における自由な料金設定が可能であることが必要	設備使用の際の減額割合の制限があるため、活発な施設の利用が進まず、企業と大学との共同研究体制の構築や新産業・新技術の創出が図りにくい状況にあることから、	研究交流促進法施行令第9条により、国有の試験研究施設を時価から5割以下に減額した対価で使用させることができるとされている減額の制限について	各大学の判断で使用対価を決定し、最先端の研究施設をより安価に利用できるようにする。		減額の割合については、研究交流促進法施行令第9条において、時価の5割以下とされており、各大学の判断によるより安価で自由な料金設定ができない。	文部科学省			
1181	1181010	14	川崎市	1302	国際物流特区	1	通関・検査の24時間・365日化	7305	A	通関・検査の24時間・365日化の取り組みの一つとして、通関業務の臨時開行手数料の見直しが行われたが、今後、早急に本格的な港湾の24時間フルオープン化を実現すべきである。	通関・検査に係る行政手続きを、24時間・365日化することにより、リードタイムが短縮され、迅速な対応が可能となるため	関税法第19条、第99条第1項及び検査法第10条における、行政機関の休日又はこれ以外の執務時間外の届出・承認手続き及び日没後に入港した船舶に対する検査について	税関に対する休日等に係る手続きの廃止及び検査に対する執務時間外への対応を図る。		海外主要港湾では、グローバルスタンダードである港湾の24時間フルオープン化の進捗が国際競争力低下の一因である。	財務省	0700160		
1181	1181020	14	川崎市	2302	国際物流特区	2	輸出入・港湾関係の手続きの合理化(フットパサー・ビジネス・シングル・ウィンドウ化等)	7301	B	関係省庁において、平成15年度からのシングルウィンドウ化に向け、準備が進められているが、今後、官民間の港湾物流情報の共有化が求められており、それに対応した新システムを構築する。	民間事業者のシステム間で物流情報を共有化するためには、港湾物流情報プラットフォームの構築を推進する必要がある。また港湾関係の手続きに係るシステムのシングルウィンドウと接続することにより、手続きの迅速な対応ができるようになるため	関係省庁、港湾管理者及び民間事業者による新に必要なシステム構築について	推進する。		官民間や民間間のデータ交換が困難であるため、貨物情報の共有化が実現し、港湾物流の効率化の妨げになっている。	国土交通省	1210110		
1181	1181030	14	川崎市	1408	国際物流特区	3	水先料金制度の弾力的・効率的運用	12201	B	水先料金制度の合理化については、第1次措置として、本年1月1日から一部を引き下げ、今後もし引き続き見直しを検討してされているが、なお一層の見直しを推進する。	水先料金は水先法により、夜間等の割増料金が設定されているが、特にこの割増料金については、特区における通関業務の時間外手数料である臨時開行手数料の見直し及び通関・検査の24時間・365日化が検討される中、早急に見直しを図ることにより、更なる港湾コストの低減につながるため	水先法施行規則第23条関係の水先料金のうち、日没から日没までの間において水先を定める場合の水先料金の割増について	当該料金を廃止する。		水先料金については、夜間割増料金が定められているなどから、国際的に比較して港湾コストが割高になっている。	国土交通省	1209080		
1181	1181040	14	川崎市	1302	国際物流特区	4	強制水先の対象船舶の範囲の見直し	12203	C-1	横浜川崎区における強制水先対象船舶の見直しについては、平成17年度までに検討することとされているが、現在東京湾内の広域的な港湾運賃が求められている中で、早期見直しを要する。	強制水先対象船舶は、横浜川崎区及び東京湾内では、総トン数の取扱いに差異があり、当該区域により水先料金が違ってくる。湾内運賃の差を縮減する上で公平な取扱いの推進とともに更なる港湾コストの低減につながるため	水先法施行令第3条において、横浜川崎区にあっては総トン数三千トン以上の船舶とされている強制水先の特例について	総トン数1万トン以上の船舶とする。		強制水先の特例において、対象船舶の範囲に差異を設けることは、結果としては水先料金の高止まりの原因となっている。	国土交通省	1209090		
1181	1181050	14	川崎市	1302	国際物流特区	5	カポタージュ(国内輸送に係る規制→自由運送業者へ開放)の緩和	12205	C-1	外国籍船舶による定期コンテナ貨物の沿岸輸送は、新着陸上輸送の代替として環境にやさしい物流体系(モーダルシフト)を推進する。	川崎港を経由する国際コンテナ貨物について、歴史的に規制を緩和することにより、国内地港間のフィーダー輸送を活発にするとともに、トラック輸送から内陸フィーダー輸送のモーダルシフトが推進され、環境対策としての影響も大きい	船舶法第3条において、日本国内の港間で貨物・旅客運搬は日本船舶に限るとされている船舶の範囲について	外国籍船舶にも拡大する。		日本国内の港間で貨物・旅客運搬は日本船舶に限るとされていることから、環境対策の進展に影響を及ぼす可能性がある。	国土交通省	1209030		
1181	1181060	14	川崎市	1419	国際物流特区	6	総合保税地域の許可要件の緩和	7325	D	総合保税地域の層の活用のため、管理主体に係る一つの地方公共団体の出資比率を見直す。	総合保税地域の管理主体に係る一つの地方公共団体の出資比率を見直し、通関業務の層の効率化を図ることにより、ロジスティクス機能を強化するため	水先法施行令第51条の11における、一つの土地等を管理する法人の出資比率が100分の3以上について	100分の3以上とし、当該要件を緩和する。		通関業務の層の効率化のための対応が必要である。	財務省	0700170		
1181	1181070	14	川崎市	2603	国際物流特区	7	継続輸入貨物の通関申請事務の簡素化	7335	D	現行の簡易申告制度を活用すれば、通関処理が簡素化されることができ、継続的な適正申告要件を緩和することにより、本制度の利用を促進し、輸入コストの低減と迅速な対応を実現する。	保税地域にかかる輸入貨物について、通関申請事務に係る手続きを簡素化し、輸入者の輸入コストの低減と迅速な対応を図ることにより、ロジスティクス機能を強化するため	関税法第7条の5、7条の6等における、特例輸入者の承認の要件及び特例申告に係る貨物の指定の申請について	当該要件を緩和する。		簡易申告制度における継続適正申告要件の厳格性を確保することは承認するが、本制度の手続きを簡素化することにより、利用促進を図る必要がある。	財務省	0700320		
1181	1181080	14	川崎市	1302	国際物流特区	8	保税地域搬入前の通関処理の実施	7343	D	海上貨物を保税地域に搬入することなく、早期の引き取りを可能にする制度を平成15年度の早い時期に導入することにより、通関の層の効率化を図る。	予備審査制度を利用した海上貨物の輸入申告において、貨物を保税地域に搬入することなく、早期の引き取りを可能とする到着即時輸入許可制度を導入することにより、ロジスティクス機能を強化するため	関税法施行令第59条の3における、輸入申告の特例について	海上貨物にも拡大する。		現在、航空貨物においてのみ認められている到着即時輸入許可制度と同様の措置を海上貨物に対しても実施すべきである。	財務省	0700180		
1181	1181090	14	川崎市	1408	国際物流特区	9	夜間入港制限の緩和	12211	D	川崎港に搬入する船舶は、総トン数500トン以上は港長の許可を受けなければならないとされているが、入港船舶に係る現在の総トン数500トン以上を1000トン以上に緩和することにより、夜間入港に要する手続きを簡素化し、迅速な対応できるようにする	川崎港に入港する船舶は、総トン数500トン以上は港長の許可を受けなければならないとされているが、入港船舶に係る現在の総トン数500トン以上を1000トン以上に緩和することにより、夜間入港に要する手続きを簡素化し、迅速な対応できるようにする	港則法施行規則第4条において、京浜港にあっては総トン数500トン以上の船舶とされている夜間入港の制限について	総トン数1000トン以上の船舶とする。		現行の包括許可制度を活用するとしても、継続的な適正要件などがあり、手続きが簡素化されていない。	国土交通省	1214040		
1182	1182010	2	青森県	2000	津軽・生命科学活用食料特区	1	中小企業支援法による新事業創出促進法の一部改正により、株式会社の最低資本規制が設立後5年適用されない特例が認められることとなるが、同法では設立後5年間に規定の最低資本を確保できない場合は解散しなければならないとされており、農業事業者が安定した形で農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	5001	C-1	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの
1182	1182020	2	青森県	2000	津軽・生命科学活用食料特区	2	有限会社設立に関する最低資本金額の引下げ	5050	C-1	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	
1182	1182030	2	青森県	2000	津軽・生命科学活用食料特区	3	農業に取組もうとする個人または法人が小規模な農地を取得できるように、農地の権利移動後の会計面要件(都府県50アール、道は2ヘクタール以上)の緩和	10106	C-2	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	
1182	1182040	2	青森県	2000	津軽・生命科学活用食料特区	4	特定農地貸付けによる市民農園により収穫した農産物の販売行為の容認	10132	C-2	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	農産物の販売や加工に取組むための会社設立・運営に取り組めるようにするもの	
1183	1183010	2	青森県	2000	ITER国際教育特区	1	「就学義務規定の弾力的運用」			海外の研究機関からITERに参加する日本人研究者の子女について、我が国の学校に転入する際の負担を軽減するため、小中学校への就学義務を緩和する	海外の研究機関からITERに参加する日本人研究者の子女について、我が国の学校に転入する際の負担を軽減するため、小中学校への就学義務を緩和する	学校教育法第二十二條及び第三十九條に定める就学義務について	対象となる子女について、我が国の学校に転入する際の負担を軽減するため、一定期間義務教育学校への就学義務を緩和する	猶予期間内の代替教育手段として、別途、県が認定する各種学校等の施設へ通学させる等の条件を満たす場合に限り、我が国において、日本国籍を持つ年齢児童・生徒を義務教育諸学校に通学させない場合、保護者は就学義務を果たしていることにならない	文部科学省				
1183	1183020	2	青森県	2000	ITER国際教育特区	2	「学校法人の校地・校舎の自己所有要件の緩和」			当該地域におけるニーズに応じた教育活動を行う私立学校を、地方公共団体と民間が連携して設置することを容易にする	当該地域におけるニーズに応じた教育活動を行う私立学校を、地方公共団体と民間が連携して設置することを容易にする	私立学校法第二十五條第一項に定める学校法人の校地・校舎の自己所有要件について	構造改革特区において、地方公共団体が土地や建物を提供する場合には、学校法人は私立学校の校地・校舎を借用することができる	特区の設立目的に合致した学校の設置を行うための学校法人の設立を行う場合に限り、我が国において、日本国籍を持つ年齢児童・生徒を義務教育諸学校に通学させない場合、保護者は就学義務を果たしていることにならない	私立学校法第二十五條第一項では、「学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びに、その設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない」とされており、校地や校舎について借用が認められていない	文部科学省			

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1184	1184010	2	青森県	2000	環境・エネルギー産業創造特区	1	独立電気事業者から安価な電力供給の推進のための最大電気使用量の下限制限(2,000kw以上)の緩和	11511	B	平成14年10月11日構造改革特区推進プログラムによれば、「一般の需要家に対する電力小売の規制については、構造改革特区に限定せず、全国において実施する規制改革事項に分類され、その実施時期は次期通常国会に法案を提出するとされているところ。一方、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会では、平成17年4月を目途に高圧需要家に対する自由化範囲を拡大し、平成19年4月頃から、小口需要家を含めた全面自由化について、具体的な検討を開始するとしている。しかしながら、本特区において想定している事業は、小口需要家までの自由化が不可欠である。	系統を活用した売電を前提として、小口需要家を含めた地域エネルギー最速モデル事業等の実施のため、	電気事業法施行規則第2条の2において、特定規模需要の要件「特別高圧電線路から受電するものであること、使用最大電力が原則として2,000kw以上の者の需要」とされている使用最大電力の下限制限について	特区内においては、撤廃する。	新規参入電気事業者の経営状況のデフレ化を抑制するとともに供給不能時における一般電気事業者からのバックアップ供給を実施することにより消費者保護を図る。 また、あらかじめ県が設置する技術評価委員会が系統運用上の技術的課題を検討し、系統コントロール及びアンチラリーサービスを担える事業者及び業績プロジェクトに認定するとともに、こうした新規参入事業者の供給量は一般電気事業者の供給量の一定割合に抑制することにより、系統運用上の技術的課題を解消する。	本特区構想で想定する事業は、いずれも、系統を介して小口需要家への売電を含む系統コントロールの実証等を想定しており、当該系統には新規参入電気事業者からの電力の供給を受ける事業者と一般電気事業者からの供給を受ける事業者が存在することとなる。しかしながら、現行の規制では、こうした事業が実施できない。また、こうした事業を「特定供給による系統を介して実施する事業、新たに建設される送配電線の建設コストが地域全体で二重投資となってしまう。	経済産業省	1130110
1185	1185010	6	山辺町	6301	農ある暮らし特区	1	農地法(第3条、第4条、第5条)、農業振興地域の整備に関する法律(第13条、第17条)の緩和	10106 10107 10111 10108 10113	C-2	中山間地域において過疎化が進み、集落機能の維持が困難になりつつある。都市部の人口集中と農業者の生活環境を提供することによって地域活性化と農地の有効利用を図る。	都府県の農地権利取得要件(50a以上)があるために、新規に農地取得することが困難である。農ある暮らしを実現するため、小規模農地(10a以上50a未満)の権利取得と農地転用要件の緩和、	農地法第3条において、都府県の農地権利移動の制限60aについて、同法第4条において、農地転用要件。	集落機能を有する区域で、特定農山村指定地域又は同等の地域。	農地法第3条において農地権利取得要件が厳しく、農地転用も難しい。	農林水産省	1000430 1000440 1000450	
1186	1186010	21	岐阜市	21201	まちなかにぎわい特区	1	イベント開催時等の道路使用簡素化			中心市街地への集客効果が見込まれるイベント開催は、道路交通法第7条の道路使用許可が必要となり制約を受けている。これを簡素化することで、イベント開催及び臨時的なオープンカフェなどの出店が容易になり、集客効果も高まり、中心市街地の活性化に役立つ。	道路交通法第7条において、当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を所轄する警察署長の許可を受けなければならないと定められている事項について、	道路交通法第7条の道路使用許可のうち、地方公共団体又は商店街振興組合が主催または共催するイベントにおいては、開催主催者の届出をもって道路使用を認める。	道路の使用については、道路交通法第7条の道路使用許可を受けなければならない。	警察庁 国土交通省	0100180 1205060		
1187	1187010	21	岐阜市	21201	伝統文化ふれあい観光特区	1	五ト未満の船舶に関する規定の緩和			本市における観覧船事業の推進を図り、かつ臨機応変な事業展開を図ることができるようするため	海上運送法第43条ただし書き、及び第2号により、適用除外と定められている事項、並びに同法施行規則第42条の2の準用規定について	当該要件を緩和し、湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業については、人の運送をする船舶事業であり、かつ船積付の船舶を使用する事業であっても、海上運送法の適用除外とする。	漁協との意見調整を図り、地方自治体の権限内で処理する。	現状、本市の観覧船事業については、海上運送法第43条ただし書き及び第2号により、海上運送法の適用除外事業とされていない。	国土交通省	1209010	
1187	1187020	21	岐阜市	21201	伝統文化ふれあい観光特区	2	河川浚渫工事に関する規定の緩和			本市における観覧船事業実施には、安全運航、更には、安定的な航路の確保が必要かつ絶対条件であり、迅速及び的確に、河川浚渫工事を行うことができるようにするため	河川法第27条第1項により、土地の掘削等の許可が必要な行為と定められている事項について	現状復旧に際しても、河川改修工事を行うためには、詳細な測量の実施、図面の作成、更に所轄官庁との協議が必要であり、迅速な対応ができない。したがって、当該要件を緩和し、浚渫時に必要な航路確保、及び浚渫後の航路回復のための浚渫工事は容認する。	現状復旧を原則とする。漁協との意見調整を図り、地方自治体の権限内で処理する。	現状、工事を行う際に、河川法第27条第1項ただし書きの軽微な行為となるか、否かは、所轄官庁の決定事項である。また、管理上の問題から、軽微な事業とされ、許可事業の適用除外とされても、浚渫工事前に作業届けを提出している。	国土交通省	1204100	
1188	1188010	21	岐阜市	21201	児童短期入所事業の人員と施設設備の基準の緩和特区	1	児童短期入所事業の実施施設を、法定施設又はそれに付随した専用施設以外にNPO法人等の民間団体の運営により、地域の居住市民等が同程度の運営においても事業実施可能とする。人員配置も法定のものではなく、実際の事業を実施する時間の利用人数の状況に応じた基準に規制緩和する。			児童短期入所事業の実施施設を、法定施設又はそれに付随した専用施設以外にNPO法人等の民間団体の運営により、地域の居住市民等が同程度の運営においても事業実施可能とする。人員配置も法定のものではなく、実際の事業を実施する時間の利用人数の状況に応じた基準に規制緩和する。	(ア)児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第82号)第65条第2項 (イ)民間事業者による日帰り介護(アイサービス)事業指針及び短期入所生活介護(ショートステイ)事業指針について(平成9年12月17日 閣議第163号・老健第139号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長・老人保健福祉局長発令通達)	1 対象(ア)の基準に、従来員数は「当該施設として必要とされる数以上とする。」とある。この規定を「当該施設において実際の事業実施時間における利用人数に必要とされる数以上とする。」に緩和する。 このことにより、短期入所利用者がいない時間の従来員数の削減を図れる。もともと採算ベースにのりくい短期入所事業を入手施設を確保しない事業者が事業参入する上で、人件費の削減は重要である。 2 対象(イ)の指針の内、(1)①に規定されるそれぞれの職種の職員配置ア～キを「管理者、サービス提供責任者、必要十分な資格を有する職員、研修員、研修員等」に改定し、(1)②及び(1)③を「管理者」と職員配置の時間を規制されるものを「実際の事業実施時間」と緩和し、必要な時間に職員が配置されれば可とする。 また、3(1)に規定される施設設備等の内、①事務室、⑤機能訓練室、⑧医務室、⑨看護・介護員室、⑩汚物処理室は設けなくても可とし、②居室と③食堂の兼用若しくは③食堂と④調理室の兼用のいずれかを可と規制緩和する。	短期入所することにより児童は住み慣れた地域から隔離されることから、不安定になることがあるため、保護者は短期入所を必要とする場合であってもぎりぎりまで控えることが多いため、児童の短期入所施設数は数が少ないため遠方にあることが多く、送迎にも時間を要する。施設数として多く、多人数で送迎可能な施設を、10人以上の児童を1回の短期入所受け入れは、さまざまな点で困難とすることが多い。いきおい、保護者にとっては、極めて利用のしづらい制度として、形骸化した制度となっている。	厚生労働省			
1189	1189010	21	岐阜市	21201	屋外広告物の簡易除却要件の緩和特区	1	屋外広告物の簡易除却要件の緩和			簡易除却対象の素材に制限があり、同じ路などに設置されている、簡易除却対象と類似しているが対象外の違法広告物については対応することができず、効果的に簡易除却事業ができない状況にあるため。	屋外広告物法第7条第4項において、はり札(ペニヤ板、プラスチック板その他これらに類するもの)に紙をはり、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているものに限る。>立看板(木枠に紙張り若しくは布張りし、又はペニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもの)と定められている事項について	「はり札(ペニヤ板、プラスチック板その他これらに類する板状のもので、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの)・立看板(木枠、鉄枠その他これらに類するもの)に、紙、布、紙類その他の状のものをはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられ、あるいは容易に移動可能なブロックの土台に設置されているもの)のはり札(半状のものに布をはり取り付け、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの)・その他容易に取り外すことができる状態で設置されているものとする。	特例措置の対象となる範囲を、回遊性の高いJR岐阜駅から御ヶ瀬を中心とした地域に限定する。	はり紙以外の簡易除却対象については、屋外広告物法第7条第4項により、はり札(ペニヤ板、プラスチック板その他これらに類するもの)に紙をはり、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているものに限る。>立看板(木枠に紙張り若しくは布張りし、又はペニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもの)のみとされているため、容易に取り外せるが素材や形状が異なるものについては簡易除却ができない。	国土交通省	1203130	
1189	1189020	21	岐阜市	21201	屋外広告物の簡易除却要件の緩和	2	屋外広告物の簡易除却要件の緩和			形状によっては簡易除却の実施までに一定の期間を定めているため、同じ違法広告物であっても即時に対応できるものとできないものとの差が生じ、効果的に簡易除却事業ができない状況にあるため。	屋外広告物法第7条第4項において、はり札又は立看板が表示されてから相当の期間を経過し、かつ、管理されずに設置されている異常がかなもの と定められている事項について	緩和する。	特例措置の対象となる範囲を、回遊性の高いJR岐阜駅から御ヶ瀬を中心とした地域に限定する。	屋外広告物法第7条第4項で、はり札・立看板を簡易除却する要件の1つとして、「表示されてから相当の期間を経過し、かつ、管理されずに設置されていることがかなもの」と定められているため、発見した時点で簡易除却することができない。	国土交通省	1203140	
1190	1190010	21	岐阜市	21201	地域の実情に応じた道路構造適用特区	1	全国一律の道路構造規格適用の緩和			地域の実情に応じた道路整備を行い、便利で安全な活力あるまちづくりの形成を推進するため、全国一律の道路構造規格の適用から、柔軟な道路構造令の適用を可能とするローカルルール方式への転換		・自動車の日交通量により決まる車線数について、 ・交通需要の変化に応じて方向別に車線数を変更できる、方向別に車線数を決定する等、柔軟な対応を可能とする。 ・大型車の通行が少なく交差点の多い道路においては、車線幅員を柔軟に選択可能とする。 ・片側は自動車道で片側は歩道、道路の片側だけの設置等、柔軟な対応を可能とする。	・道路構造令により、車線の数は計画交通量(日交通量)に基づき定めるものとされている。(交通の状況により必要がある場合を除き、2の指定) ・道路構造令により、道路区分毎に車線の幅員が決まっている。	国土交通省	1205200		
1191	1191010	21	岐阜市	21201	街中緑いっぱい特区	1	建築基準法第59条の2に規定する総合設計の適用要件を緩和し、法第52条に規定する容積率を緩和			市街地に緑地等の創出を誘導し、緑や涼のある都市環境を構築するため、法59条の2を柔軟に適用して、特定行政庁の責任(権限)で特例優遇措置として容積率を緩和する。	岐阜市の市街化区域	特定行政庁の権限で、敷地内に設けた緑地(水辺)面積を高く評価し、指定容積率を削減するもの。	緑地等の計画を示した配置図の提出義務	市街地に緑地等が少なく、都市の魅力が不足しているため、緑地等の創出誘導の施策が望まれている。	国土交通省	1206440	
1192	1192010	21	岐阜市	21201	地域医療支援病院認定特区	1	地域医療支援病院の認定による患者へのサービスの向上と医療施設の充実			「地域医療支援病院」の認定基準の内、紹介率を緩和する。	医療法第4条に定める「地域医療支援病院」の認定基準、同法施行規則第6条および平成10年5月19日付健発639厚生省健康政策局長通知第2の(1)④に定める紹介率の緩和措置を、(例)当初60%→40% 2年後60%→5年後60%	「地域医療支援病院」の認定により、地域連携が進むことにより、医療機関の棲み分けが進み、患者への木目の細いサービスが展開でき、患者の社会復帰が早まる。	「地域医療支援病院」の認定基準の内、紹介率が厳しすぎることにより、岐阜県下の認定病院がない。	厚生労働省			

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1193	1193010	21	岐阜市	21201	循環型社会形成特区	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項			バイオマス施設は、生ごみを焼却するのではなく、資源として活用し、さらに環境に負荷を与えない施設であることから、「ごみ処理施設」から除外されたい	5条1項の本文に続き「ただし、一般家庭から分別収集する生ごみを処理する施設については除外する」という規定を設ける。	ごみごととして処理するのではなく、資源化するものについては、不適切な処理につながるような十分な審査と監視を行いつつ、再生利用の基準をみたすものについては、「ごみ処理施設」から除外する。		現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、「廃棄物」について処理を行うものは原則として一般廃棄物については特別許可の許可、産業廃棄物については都道府県知事の許可を得なければならず、また、産業廃棄物処理施設を設置する者は一日あたりの処理能力が9以上の施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の中で、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を添えて都道府県知事に届け出なければならぬという規定があるため、速やかな事業実施ができない。	環境省	1300460	
1194	1194010	21	岐阜市	21201	駐車場運営特区	1	駐車場利用料金変更手続きの簡略化			駐車場を管理運営する地方自治体の意思で、駐車場の立地特性や利用者ニーズに応じた利用料金の設定が可能となるよう	有料道路整備資金貸付制度に基づく融資を受け、既に供用している駐車場の利用料金の変更について	許可を受ける料金を一定幅(上下限の設定)を持たせ、その範囲内であれば地方自治体の意思で(変更許可手続きをすることなく)料金変更ができるよう、弾力的な料金設定が可能となるようにする		-駐車場の料金に関しては、例えば単価を10円変更する場合でも、国の変更許可が必要である。	国土交通省	1205210	
1195	1195010	4	仙台市	4100	国際知的産業特区	1	短寿命放射性同位元素廃棄物の「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」適用除外化	8709	C-2	第一次提案においては、動物に関する事項を中心として申請したため、動物に限定した適用除外という観点で、獣医療法に限った規制緩和について検討がなされた。本提案は、『第17期 日本学術会議 科学技術総合研究連絡委員会 原子力基礎研究専門委員会報告における短半減期放射性同位元素の利用の促進について』にあるように、動物への飼育に限らず、そもそもPETに用いる短半減期放射性同位元素の半減期を過ぎたものそのものの安全性を認め、それを法令で定める放射性同位元素から除外するよう求めるものであるため、再提案するものである。	実現性が現在高い 動物用的小型PET(陽電子断層撮影装置)によるPET検査の診断、健康管理が可能になるほか、小型PETを使用する際に発生する検査衣、検査用消耗品等の廃棄物を一般廃棄物とすることにより、PET利用が促進され、より高度な検査、研究が図られる。	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第1条に規定する放射性同位元素として取り扱う同位元素の数量及び濃度について定められている放射線を放出する同位元素の数量等を定める(平成12年10月23日 科学技術庁告示第5号)において、短半減期放射性同位元素の利用の促進についてにおいて安全量が報告されている短半減期放射性同位元素を用いたPET使用に関するものについて、告示第5号において施行令第1条に規定する放射性同位元素からの除外規定を盛り込む。	特になし	放射線同位元素等を定義する「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成12年10月23日 科学技術庁告示第5号)」において、PET使用に伴い発生し、短半減期放射性同位元素に汚染されたものの、半減期を過ぎた安全上の問題のない物を廃棄処分する項目が設けられておらず、放射線を放つ動物を連れてくることのできるため、動物への検診に便さないほか、検診、研究上でPETを使用した際に汚染された器具、検査衣等を廃棄する放射性同位元素として特別の処理を行う必要があり、PET使用の大きな妨げとなっている。	文部科学省 厚生労働省		
1195	1195020	4	仙台市	4100	国際知的産業特区	2	診療録等の電子媒体による保存(電子カルテ)について費用への特定療養費(特定療養)適用制限(不適用)の撤廃			診療録等の電子媒体による保存を促進し、患者の医療情報を医療機関が共有することにより、初診における診療が簡素化されると共に、診療履歴を確実に把握することで、より確かな医療サービスの提供が実現できる。しかし、電子保存化の必要経費が特定療養費の適用対象には含まれておらず、システムの運用には、各医療機関の費用負担が伴い、電子保存化の促進を大幅に阻害しているため、診療記録を電子保存化することを、特定療養費の項目に含めるよう求め、患者選択の個人負担による電子カルテの利用を目指すもの。	「健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養(平成6年9月5日 厚生省告示第236号、平成12年5月6日改訂)」で特定療養費の適用を定める項目を定め、ここに診療記録を電子化して保存する項目が含まれていないことに対して。	初診および再診時に、診療記録の電子保存にかかる行為を、特定療養費として規定し、対価として相当金額を加算できるようにすること。	患者の診療情報については、特に厳重に取り扱う必要があるため、セキュリティについて必要な措置を講ずる。	これまでの紙による診療記録の保存よりも経費率の大きい電子保存に代わり、必要経費が健康保険法第44条の特定療養費の適用対象として取り入れられていない。	厚生労働省		
1196	1196010	16	富山県	1601	くすりリバイオ研究産業特区	1	新しい和漢薬製剤や漢方剤の臨床研究(治験としないもの)への特定療養費の導入	9209	B	新しい和漢薬製剤や漢方剤の臨床研究については、患者により投与するものが異なるなど小規模なものが多く、かならずしも治験に結びつくとは考えがたい。和漢薬製剤や漢方剤の基礎や臨床研究が可能な場合は、特定療養費制度の適用対象とならない。	健康保険法第43条第2項、第44条第1項により、特定療養費制度が適用できると定められている事項について	新しい和漢薬製剤や漢方剤の臨床研究(治験としないもの)に特定療養費制度を適用する。	医療機関を限定する。	厚生省告示「健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生大臣の定める療養を定める件」で治験としない臨床研究は、定められていない。	厚生労働省		
1197	1197010	40	北九州市	4004	北九州市国際物流特区	1	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和	5202	A	本市の構想する特区において、外国人・外国企業が優れた技術・ノウハウを有する建築物や製品の旅行・製造を当該外国人を招聘して行い、いとの要望が複数寄せられている。技術・ノウハウを持つ外国人を集団で招聘するため、全員が長期の実務経験者である必要はない。そこで、現行10年となっている実務経験年数を年程度に緩和し、招聘を円滑に進めたい。また、報酬についても「日本人と同様以上」とされているが、優秀な技術・ノウハウで日本人よりも効率的・低コストで旅行・製造が可能なものについては、当該要件の例外とし、産業競争力向上の一助としたい。	「出入国管理及び難民認定法第1項第2号の基準を定める省令」によって定められている「技能」活動の基準 ①外国人特有の建築又は土木に係る技能について10年(当該技能を要する業務に10年以上の実務経験を有する外国人に指導監督を受けて従事する場合にあっては、5年)以上の実務経験 ②外国人特有の製品の製造又は修理に係る技能について10年以上の実務経験 ③日本人が従事する場合に受ける報酬と同額以上の報酬を受けること	③年以上の実務経験(括弧内は削除) ②3年以上の実務経験 ③次の文章を追加「ただし、我が国に優れた技術又はノウハウ等により、結果として日本人より低い報酬で旅行又は製造が可能となる場合はその限りでない。」		①実務経験の要件が厳しすぎ、またまた数の招請が困難 ②この要件のために、せっかくの優れた技術・ノウハウが国内で活用されず、国際競争力強化を妨げている。	法務省	0500480	
1197	1197020	40	北九州市	4004	北九州市国際物流特区	2	外国人の在留資格申請書類の簡素化及び審査の迅速化			外国人技能者の招聘にあたって、その資格申請の事務負担の軽減及び審査の迅速化を図るため	①資格申請のために提出する書類 ②資格審査の期間	①必要書類の削減やコピーによる代用 ②期間の明確化(書類受理から1ヶ月以内)		審査書類の種類が多く、かつ原本の提出が求められるため、書類の作成・収集の事務負担が重く、また、審査にも時間がかかり、時には1年程度かかることもあることから、ビジネスチャンス逃す危険性も高い。	法務省	0500600 0500610	
1197	1197030	40	北九州市	40100	北九州市国際物流特区	3	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和	5202	A	特区において実施可能な特例措置として、「研究」資格での「投資・経営」活動が認められることとなったが、外国企業の国内進出のための準備活動についても、在留資格要件(審査基準)を緩和したい。	特区における外資導入を促進するため、	出入国管理及び難民認定法第2条第2項及び別表第1の2、出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令において、「投資・経営」資格の審査基準が「当該事業がその経営又は管理に従事するもの以外に二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであることと定められていること、及び「短期滞在」資格については滞在期間が90日又は15日と定められていることについて、	外国企業の国内進出のための準備活動については、「投資・経営」資格の審査基準を緩和する。または、「短期滞在」資格に定められた滞在期間を延長する。	地方公共団体の職員が代理人として在留資格認定証明書申請を行うこと、及び地方公共団体の職員がその外国人の活動に実質が生じた場合等には地方入国管理局へ連絡することを条件とする。	特区における特例措置として、「特定活動」の在留資格を付与され、特区において事業を遂行することが認められるのは、「研究」在留資格を持つものに限られている。	法務省	0500500
1197	1197040	40	北九州市	40100	北九州市国際物流特区	4	電気事業法に関する第17条の緩和			特定供給制度において、各々のケースにおける需要家と供給者との関係をより具体的に確認、且つ迅速に判断するため、	電気事業法第17条において、経済産業大臣とされている部分について、	認可者を特区申請者でありかつ特区内の重要家と供給者との関係に基づきより迅速かつ適切に判断できる地方自治体首長とする。		特区において、特定供給制度の認可条件が緩和された場合、各々のケースが緩和と該当するかどうかを確実且つ迅速に判断することが難しくなる。	経済産業省	1130030	
1197	1197050	40	北九州市	4004	北九州市国際物流特区	5	食品に係るIQ品目の先着順割当てにおける輸入実績の緩和等			特区内への食品加工産業の集積を図るため	経済産業省告示の輸入公表における食品の輸入割当品目について、輸入発表で定める輸入前当量率(申請者の資格)に係る事項について	特区内の事業者により、食品の全てのIQ品目について、先着順割当てに係る食品の輸入実績を緩和するとともに、農社割当てB(新規実績割当て)を適用することで、新規事業者の参入を促進する。		先着順割当てに必要な過去の食品の輸入実績や農社割当てA(実績割当て)に必要な過去の割当実績が、新たな事業者の参入障壁となっている。	経済産業省 農林水産省	1004010 1170010	
1197	1197060	40	北九州市	4004	北九州市国際物流特区	6	保税工場において使用する輸入燃料等の使用・消費の規制緩和	7000		保税地域は加工貿易の促進を目的に設置されたものである。域内での生産活動に使用される燃料、機械等についても関税を免除することは、その制度の趣旨から妥当である。	国際物流・加工組立産業拠地の形成を図るため、加工貿易に係る製造コストを抑制する必要があることから	関税法又は関税法第1条において	給付保税地域内に限り、外国貨物の域内消費について免税を認める。		外国貨物の保税地域内消費については、特設の免税規定がなく、製造コストの面で諸外国に対抗できない。	財務省	0700190
1197	1197070	40	北九州市	4004	北九州市国際物流特区	7	保税地域許可手数料の見直し	7344	E-2	総合保税地域の許可手数料は、毎月一定額を徴収することになっているが、税関の通常業務の対応として毎月の手数料を考えているのであれば、公的機関の通常業務で対応を求めることが妥当であるが検討が必要がある。よって、この許可手数料の見直しを行う。	国際物流・加工組立産業拠地の形成を図るため、物流関連コストを抑制する必要があることから	関税関係手数料令第4条に規定されている総合保税地域の許可手数料について	廃止又は減額する。		申請時のみならず毎月、一定額、許可手数料を徴収することは、社会通念上、不当なものと考えられる。	財務省	0700200
1197	1197080	40	北九州市	40100	北九州市国際物流特区	8	高速自動車国道活用施設(開放型)の連結許可手続きの緩和			新北九州空港、響灘大水深港湾、高速道路網等が一体となった物流ネットワークの形成による物流拠点都市の形成に向けて、高速道路活用施設(開放型)の連結許可にあたっては、整備計画に適合するものとされている事項について、	高速自動車国道法第11条及び同条の2により、高速自動車国道活用施設(開放型)の連結許可にあたっては、整備計画に適合するものとされている事項について、	高速自動車国道活用施設(閉鎖型)と同様に連結位置に関する基準及び技術の基準に適合すれば連結許可をすることを認める。	開放型は交通結節機能を持つこととなるため、国土交通省等において、地域への社会的・経済的影響について検討する必要がある。	国土交通省	1205160		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード	
1197	1197090	40	北九州市	4004	北九州市国際物流特区	9	大学設置基準の緩和(施設・設備)	8417	C-1	施設の利用については一般的には認められないもの等であるが、同一キャンパス内に複数の大学(学部)を設置する場合、その規模や目的に相応しい施設環境が確保されるならば、各大学(学部)ごとに同様の施設を重複して整備するよりも、共同利用施設とした方が効率的であるとともに、各大学の交流促進や競争的環境の創出により、より質の高い教育研究環境が生まれるものと考えられる。	同一キャンパス内に複数の大学(学部)を設置する場合、その規模や目的に相応しい施設環境が確保されるならば、各大学(学部)ごとに同様の施設を重複して整備するよりも、共同利用施設とした方が効率的であるとともに、各大学の交流促進や競争的環境の創出により、より質の高い教育研究環境が生まれるものと考えられる。	大学設置基準第36条及び38条において、大学が備えなければならない施設が定められている事項について	適切な学習・教育研究が確保されると認められる場合は図書館等の施設の利用も可とする		大学設置基準第36条及び38条において、大学が備えなければならない施設について共同利用が認められていない	文部科学省		
1197	1197100	40	北九州市	4004	北九州市国際物流特区	10	国立大学の施設の民間企業による廉価使用の要件(時価の5割以内)の緩和・手続きの簡素化	8443-002	C-1	研究交流促進の観点から、財政法の特例措置として廉価使用が認められており、減額割合は他の行政財産等のバランズを考慮していることであるが、創業期もない大学ベンチャーや大学における研究内容に関連した民間独自の研究開発型企業から、例えば期間を限定した全額免除の希望があるため、減額割合の上限を撤廃し、個別の事情により柔軟に対応できるようにするもの。	一律の上限を設けず、例えば特に有益と認められる研究については期間を限定して全額免除とするなど、個別の事情により柔軟に対応し、産学連携や新産業創出をより一層促進するため。	研究交流促進法施行令第9条第1項において、減額割合が時価の5割以内と定められていることについて	減額割合の上限の撤廃		研究交流促進法施行令第9条第1項において、減額割合は、その時価の5割以内に制限されている	文部科学省		
1197	1197110	40	北九州市	40100	北九州市国際物流特区	11	航空機の内装・外装手続きの緩和				航空機の国際・国内の運航の変更利便性を図り、路線の就航を促進するため、	航空法第25条において、航空機の国際・国内の資格変更をする際にはあらかじめ税関に届出を行い、税関の検査を受けなければならないことについて、	国際・国内の資格変更手続きを簡素化する。		航空機の国際・国内の資格変更の際には、あらかじめ税関に届出を行った上、積載貨物について必要な検査を受けなければならない。	財務省	0700210	
1197	1197120	40	北九州市	40100	北九州市国際物流特区	12	外国航空機の国内使用の許可申請の緩和				国際チャーター機(旅客・貨物)の路線就航を促進するため、	航空法第126条、第130条の2及び航空法施行規則第230条、第234条において、外国籍航空機の航行及び本邦に発着する運送に係る許可申請は、予定日10日前(本邦内に事務所又は代理人を置いていない場合の運送許可については30日前)までにしなければならないことについて、	緊急の際は緩和するよう特例措置を設ける。		-外国人国際航空運送事業用以外の外国籍航空機は、10日もしくは30日前までに申請しなければならないため、国際チャーター機の柔軟な運航が行いにくい。	国土交通省	1211020	
1197	1197130	40	北九州市	40100	北九州市国際物流特区	13	保税運送手続きの不要化				保税運送の許可を受ければ、当該地域内においては、保税運送の手続きは不要なことであるが、国内の複数の空港間における外国貨物の保税運送もこれと同様の扱いとし、手続き不要としたため。	国内の他空港(関西国際空港など)と連携して航空物流拠点化を促進するため、	航空法第63条において、外国貨物は税関長の承認を受けて開港、税関空港、保税地域等の相互間に限り、外国貨物のまま運送(保税運送)できるとされている事項について、	構造改革特区に含まれる空港空港等、特定された空港相互間においては、保税運送にあつての承認を不要とする。(複数の税関空港を一部保税地域とみなすことにより、総合保税地域と同等の扱いとする。)	わが国の空港において国際航空の物流拠点化を図ろうとする際、国内の空港相互間を輸送することに保税運送手続きが必要となる。	財務省	0700220	
1197	1197140	40	北九州市	40100	北九州市国際物流特区	14	保税設置場の保管期間の延長				輸入承認手続を行うことにより、2年間置留することが可能とのことであるが、保税期間自体を短縮もしくは期間延長したいため。	航空物流拠点化を促進するため、	航空法第43条の2により保税期間が原則2年とされていることについて、	保税期間に関する規定を短縮もしくは緩和する。	保税設置場に保管している外国貨物は、保税期間を過ぎれば備蓄・輸入・再輸出が必要となり、在庫リスクが大きくなる。	財務省	0700240	
1198	1198010	35	山口県	35000	コンパクトエネルギー自由化による環境特区	1	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に関するプラスチック製容器包装の再商品化手法の緩和				容器包装リサイクル法に関するプラスチック製容器包装の再商品化手法に、「選択・選別による材料リサイクル、製造前によるフラスチックリサイクル、製造後セメント原料原料リサイクル等の総合的リサイクル手法」が位置付けられていないため、経済性が高く、環境負荷の低減等にも繋がるプラスチック製容器包装リサイクル事業を行うことができない状況にあることから、当該再商品化手法の追加を要望するものである。	容器包装リサイクル法第7条第1項に規定する再商品化計画において、プラスチック製容器包装の再商品化手法として次の手法以外認められていない事項について 原材料化(優先)、油化、ガス化、高炉還元剤製造、コークス炉化学原料化	プラスチック製容器包装の再商品化手法として、「選択・選別による材料リサイクル、製造前によるフラスチックリサイクル、製造後セメント原料原料リサイクル等の総合的リサイクル手法」(特区内において、廃プラスチックの全量をリサイクルする手法)を位置付ける。	特区内でプラスチック製容器包装の処理済までのリサイクルができ、高炉還元剤リサイクルに係るエネルギー有効利用率が80%以上の地域 原材料化(優先)、油化、ガス化、高炉還元剤製造、コークス炉化学原料化		容器包装リサイクル法第7条第1項に規定する再商品化計画において、プラスチック製容器包装の再商品化手法として、次の手法以外認められていないため、選択・選別による材料リサイクル、製造後セメント原料原料リサイクル等の総合的リサイクル手法が実施できない。	経済産業省	1102010
1199	1199010	35	山口県	35000	宇部地域産業連携研究開発促進特区	1	短分割限期間の緩和				第1次提案における国の検討状況(9月25日各府庁回答、10月1日各府庁再回答)を見る限りにおいては、補助金所管府庁の定める短分割限期間に関する検討が十分なされていないものと考えられるため、内容を改めて再提案するもの。	国の補助事業(地域活性化創造技術研究開発事業及び創造技術研究開発事業)で取得した研究開発に関する財産を、補助期間終了直後から事業化目的で利用させることにより、中小企業の研究成果の事業化を円滑に進められるため。	昭和53年8月5日通商産業省告示第360号で定められている、補助事業により取得した財産の目的使用制限期間について、	当該期間を短縮し、補助事業期間終了直後から当該財産を事業化目的にも利用できるようにする。	特になし。	補助事業により取得した財産については、昭和53年8月5日通商産業省告示第360号で定める期間においては、事業化目的に使用することができない。この制限を緩和し、補助事業終了直後から当該財産を事業化のために利用できれば、資金力に限界のある中小企業の円滑な事業化に繋がる。	経済産業省 財務省	0701060 1120010
1199	1199020	35	山口県	35000	宇部地域産業連携研究開発促進特区	2	大学、公設試験研究機関の特許料、審査請求料の減免				第1次提案における国の検討状況(9月25日各府庁回答)においては、「一定の要件を満たす公設試験に対して、全面的な対応としての軽減措置を平成16年度から実施する方向で検討」の上のことであるが、本特区構想の中核的研究機関の一つである山口県産業技術センターにおける先行実施は重要視のものと考えられるため、特区地域での先行実施ができるよう、内容を改めて再提案するもの。なお、本特例措置は、産業技術力の強化を図る目的で制定された産業技術力強化法の趣旨に基づいた提案であり、「既存の財政措置」には該当しないものと考えている。	公設試験研究機関を中心とした産官連携による共同研究開発事業をより一層推進するため、	産業技術力強化法第16条及び第17条において定められている「大学及び大学教員」及び「研究開発型中小企業」と同様に、「地方公共団体が設置する公設試験研究機関の研究員等、その権利を承継した地方公共団体が特許出願する場合」についても、	特許料及び審査請求料の軽減措置を講じる。	特になし。	産官共同研究開発を推進し、産業技術力の強化を図る上で、公設試験研究機関の役割が重要となっているにもかかわらず、産業技術力強化法においては、特許料等の軽減措置の対象とはなっていない。	経済産業省	1140130
1199	1199030	35	山口県	35000	宇部地域産業連携研究開発促進特区	3	中小ベンチャー企業等の特許料、審査請求料の減免				第1次提案の趣旨は「大学等との共同研究成果を踏まえ、民間企業が特許出願する場合における特許料及び審査請求料の減免措置の創設」を求めたものであるが、第1次提案における国の検討状況を見る限りにおいては、本特区の趣旨について、十分な検討がなされていないものと考えられるため、内容を改めて再提案するもの。なお、本特例措置は、産業技術力の強化を図る目的で制定された産業技術力強化法の趣旨に基づいた提案であり、「既存の財政措置」には該当しないものと考えている。	大学等(高等学校、公設試験研究機関を含む)との共同研究成果を踏まえた民間企業の特許出願を促進するため、	産業技術力強化法第17条において定められている「研究開発型中小企業」と同様に、「大学等との共同研究成果を踏まえ民間企業が特許出願する場合」についても、	特許料及び審査請求料の軽減措置を講じる。	特になし。	産業技術力強化法においては、民間における技術の実用化に向けた環境整備を図るため、第17条において「産業技術力の強化を図るため特に必要」な場合には、特許料等の軽減措置が認められるが、その対象が「試験研究費等の収入に対する割合が5%を超える者(いわゆる研究開発型企業)」に限られており、かつ、その適用実績については必ずしも多くないとしている。	経済産業省	1140100
1200	1200010	10	群馬県太田市	10205	太田外国語教育特区	1	学校教育法第1条(「学校」の範囲)の拡大				特区研究開発校制度という枠組みではなく、学校としての位置づけを明確化することにより、外国語等の専門的な教育を実施する場合の教育効果を高めると共に、学校としての地位の確立を図るもの。	学校起業家による小中高一貫校の特区学校の設置、運営を行うため、	学校教育法第1条(「学校」の範囲)の拡大について	学校教育法第1条においては、「学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園」と規定されており、小中高一貫教育を行う(仮称)「初等中等教育学校」を同法第1条に追加する。	特区認定自治体の長は、特区学校長に対してその教育成果、目標の達成についての検証結果の報告を求め、その内容が適切と認められる場合は、改善勧告を行う。	学校教育法第1条では、小中高一貫教育学校を想定していないため、初等中等教育を一貫して行える(仮称)初等中等教育学校を設置することができない。	文部科学省	
1200	1200020	10	群馬県太田市	10205	太田外国語教育特区	2	学校設置主体の緩和並びに地方公共団体の長の権限の拡大				特区認定自治体の長が、学校法人、株式会社やNPO法人を「学校起業家」として認出し、併せて「学校起業家」による学校の設置を、認可できるようにし、これまで学校の設置主体が認められていなかった企業等に門戸を開くと共に、特区学校の設置を容易にするもの。	特区申請により認可された特区学校について、認定自治体の長が、学校法人、株式会社やNPO法人に対し、学校を設置できる「学校起業家」として認可できるようにする。	学校教育法第2条の学校の設置者の対象の拡大について	特区認定自治体の長は、特区学校長に対して、各年度における特区学校の経営状況の報告を求め、その内容に経営状況の悪化等の著しい変化が認められた場合は、改善勧告を行う。	学校教育法第2条において学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人(以下「学校法人」と称する。)のみが、これを設置できると規定し、株式会社やNPO法人に対して、学校の設置を認可していない。	文部科学省		
1200	1200030	10	群馬県太田市	10205	太田外国語教育特区	3	「学校起業家」の認可に関して、施設、設備、経営に必要な財産等の特例措置				学校の設立認可基準を緩和し、新規に学校を設置する学校起業家の負担軽減を図るもの。	学校起業家による特区学校の認可基準に関して、特例措置を講ずることが必要となるため、	私立学校法第25条の要件緩和について	特区認定自治体の長は、特区学校長に対して、各年度における特区学校の経営状況の報告を求め、その内容に経営状況の悪化等の著しい変化が認められた場合は、改善勧告を行う。	私立学校法第25条は、学校法人に必要な「施設・設備」が経営に必要な財産を求めており、各都道府県の学校法人認可の基準においても、①施設・設備が「普通でないこと」②経営経費が「寄付金で充てること」③経営経費は「開校年度の経常経費の1/2の寄付金」が収められていることという厳しい要件が課せられている。その上、私立学校法第25条の要件が厳格であるため、新規に学校法人の認可を得ることが非常に困難になっている。	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1200	1200040	10	群馬県太田市	10205	太田外国語教育特区	4	小・中・高等学校設置基準(設備内訳)の緩和			特区学校の設置に際し、必要な設備内容の緩和を行うもの。	学校起業者による特区学校の設置基準に際して、特例措置を講ずることが必要のため。	学校教育法施行規則第1条の要件緩和について	特区学校に対しては、以下の規制は適用しない趣旨の文言を当該箇条文に追加する。学校教育法施行規則第1条。	特区認定自治体の長は、特区学校長に対して、各年度における特区学校の経営状況の報告を求め、その内容に経営状況の悪化等の著しい変化が認められた場合は、改善勧告を行う。	学校教育法施行規則第1条において、学校に必要なものとして校地、校舎、運動場等その他の設備を設けなければならないとの規定があるが、学校設置の際一律にこの規程を求めるとは、過大な負担となっている。	文部科学省	
1200	1200050	10	群馬県太田市	10205	太田外国語教育特区	5	教育職員は、教育職員免許法上の各専攻の免許状を有する者でなければならぬ規制の緩和	8201	D	外国の教員免許状を有する者が、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により日本の教員免許状を授与されることは、非常に難しく、また、教員免許がないという理由で専門的な知識を持つ者なども教員になることはできない。しかし、これらの者に教員となる道を開くことが、教育の成果を高めるためには必要であるので、教育職員の免許要件の緩和を行うもの。	特区学校の学校長並びに教職員は、必ずしも教員免許状を有することを要しないこととする。外国人教師が日本の免許状がなくとも授業を行えるようにするため。	教育職員免許法第2条 同法第3条 学校教育法施行規則第8条に規定する教員資格の緩和について	特区学校に対しては、以下の規制は適用しない趣旨の文言を当該箇条文に追加する。教育職員免許法第2条、同法第3条、学校教育法施行規則第8条。	特区認定自治体の長は、特区学校長に対して、その教育成果、目標の達成についての検証結果の報告を求め、その内容が著しく目標を下回る時は、改善の勧告を行う。	教育職員免許法においては、同法により授与する各専攻の免許状を有するものでなければならないとの規定があり、外国で取得した教員免許状を日本の免許状に読み替えるとの規定ができていないため、日本の教育免許状を持たない外国人は、教員資格を得ることができない。	文部科学省	
1200	1200060	10	群馬県太田市	10205	太田外国語教育特区	6	教科用図書制度の弾力化(小・中・高等学校)	8008 8037	D	教科用図書の規制をなくし、英訳版の教科用図書の使用を可能とするもの。	学校起業者による特区学校において、検定教科書の英訳版を教科用図書・教材として使用することにより、教育目標の達成と効果的な学習を促進するため。	学校教育法第21条 同法第40条、同法第51条、同法第51条の9の教科用図書に関する規制の緩和について	特区学校に対しては、以下の規制は適用しない趣旨の文言を当該箇条文に追加する。学校教育法第21条 同法第40条、同法第51条、同法第51条の9	特区認定自治体の長は、特区学校長に対して、その教育成果、目標の達成についての検証結果の報告を求め、その内容が著しく目標を下回る時は、改善の勧告を行う。	学校教育法及び義務教育諸学校・高等学校教科用図書検定基準に於いて、英語で編纂された図書は、教科用図書として認められていないので、主たる教科用図書として使用できない。	文部科学省	
1200	1200070	10	群馬県太田市	10205	太田外国語教育特区	7	学校起業者による特区学校への私立学校振興助成法の適用			特区学校の運営基盤の確立を図るために、明確化が必要であるため。	学校起業者による特区学校の安定した経営のための財源確保を行うため。	私立学校振興助成法第2条の「学校」の範囲について	私立学校振興助成法第2条の「学校」の定義を「この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第1条並びに、学校教育法第2条第4項、第5項で規定する特設学校を含む。」に改める。さらに、憲法89条の附則から、「第9条、第9条、第10条および第12条から第15条までの規定中学校法人には、学校教育法第2条第4項の事業者を含むものとする。」との規定を、私立学校法附則第三条として追加する。	特区認定自治体の長は、特区学校長に対して、各年度における特区学校の経営状況の報告を求め、その内容に経営状況の悪化等の著しい変化が認められた場合は、改善勧告を行う。	私立学校振興助成法において学校起業者が設置する特区学校に関する規定がないため、現状では助成金を受け取ることができない。	文部科学省	
1201	1201010	13	足立区	1305	生活創造特区(福祉・雇用分野)	1	地方自治体による無料職業紹介事業の実施	9121	B	障害者の雇用は、特に切実な課題である。全国的な規制緩和の内容が不明確なため、再度、特区として要望する。	障害者センターで障害者に対する職業訓練から就労後のアフターケアまでの一貫したサービス提供を実施する事から、同センター内に設置する障害者雇用支援センターによる無料職業紹介事業の特例を容認された。	民間職業紹介事業の業務運営要領では、地方自治体での無料職業紹介事業が認められていない。	地方自治体で設置する障害者雇用支援センターによる障害者への無料職業紹介事業を解禁し、障害者への就労に関するワンストップサービスを実現する。		無料職業紹介事業を障害者センターで行えないため、働きたい障害者の情報を直接企業とやりとりできない。	厚生労働省	
1201	1201020	13	足立区	1305	生活創造特区(福祉・雇用分野)	2	小規模特別養護老人ホームの設置・運営法人の拡大	9302-001	A	当区では、①介護保険事業者を指導・監督する保険者の立場、②介護保険制度の目的として民間活力を最大限活用し(競争原理)によるサービスの質の向上を図ることなどから、介護保険事業は民間に任せるとした。したがって、PFIや委託方式による株式会社参入では、当区の目的を達成できない。	都市部においては、大規模な土地の確保が困難なことから、小規模な特別養護老人ホームの建設を促進し、競争原理によるサービスの質の向上を図るため、小規模特別養護老人ホームに限っては、設置法人を株式会社にも拡大していただきたい。	現在の老人福祉法では、株式会社特別養護老人ホームを設置できない。	50人以下の小規模な特別養護老人ホームについては、設置法人を株式会社にも拡大し、競争によるサービスの質の向上を図っていく。	株式会社による特別養護老人ホームの設置・運営ができないことから、競争原理によるサービスの質の向上が図れない。	厚生労働省		
1201	1201030	14	足立区	1306	生活創造特区(福祉・雇用分野)	3	株式会社による小規模特別養護老人ホーム設置の際の施設整備費補助金の特例			株式会社による小規模特別養護老人ホーム設置が可能となった場合には、施設整備費補助金交付の適用をされたい。	株式会社	株式会社による小規模特別養護老人ホーム設置が可能となった場合には、施設整備費補助金交付の適用をされたい。		現状では、株式会社による特別養護老人ホームの設置が認められていないが、老人福祉法第22条の趣旨から株式会社による設置が認められれば、当然施設整備費が出ると思われる。	厚生労働省		
1201	1201040	13	足立区	1305	生活創造特区(福祉・雇用分野)	4	商店街の空き店舗を活用した保育サービス提供施設の設置促進に関する指針の特例			商店街の空き店舗を活用して保育サービス提供施設の設置をした場合、中小企業庁から施設改修費及び賃料の3分の1、都道府県から3分の1補助が出る	営利民間法人、および地方公共団体による設置主体	現行制度では、社会福祉法人、商店街組合振興会、財団法人、NPO法人等非営利民間活動法人の設置主体のみで支弁が認められている		保育園の運営は株式会社でも可能となっているが、空き店舗活用の際は除外されている。	経済産業省(中小企業庁) 厚生労働省	1104130	
1202	1202010	13	足立区	13121	生活創造特区(福祉・雇用分野)	1	児童福祉施設最低基準の緩和	9323 (8111)	C-1 (D)	①幼稚園・保育園を一体化した施設の実現のため ②多様な子育てニーズに応えるべき保育サービスの運営事業者への民間事業者の参入を容易にするため	保育所設置基準による「調理室の設置」義務を廃止し、新規事業者参入への設備経費を削減することにより、多様な展開を促す。	幼稚園を活用して保育を行う際の保育園に必要な調理室設置規制の緩和	保育所設置基準による「調理室の設置」義務を廃止	共同調理方式、センター方式等、公共の場合は、学校給食場の利用や近隣保育所との共同利用など	新規事業者参入する場合、付置義務による施設整備費の増や労働安全衛生規則等への規制	厚生労働省	
1202	1202020	13	足立区	1305	生活創造特区(教育・雇用分野)	2	「保育に欠ける児童」とされる保育所入用要件の緩和	9320	C-1	保育一元化を実現するため、保育所を「保育に欠ける」子どもも範囲を拡大して「保育が必要な子」に対して開放する事により住民のニーズに応える	専業主婦の子どもも、勤労主婦の子どもも保育所に入ることができ	足立区内のすべての希望する就学前児童		対象児童が幼稚園(いわゆる、幼稚園という名称の認可保育所)を利用できるようにすること	「保育に欠ける子」のみと児童福祉法にて規定されている	厚生労働省	
1202	1202030	13	足立区	1305	生活創造特区(教育・雇用分野)	3	民間企業等が認可保育事業を行う際の施設整備補助金の特例			「(企業、NPOなど社会福祉法人以外の主体による幼稚園)に対する国庫補助金の支弁を社会福祉法人と同様に認めることが経済的観点から本特区実現に不可欠な要素である」	「(企業、NPOなど社会福祉法人以外の主体による幼稚園)に対する国庫補助金の支弁を社会福祉法人と同様に認めること	企業、NPOなど社会福祉法人以外の主体による幼稚園(認可保育所)	「(企業、NPOなど社会福祉法人以外の主体による幼稚園)に対する国庫補助金の支弁を社会福祉法人と同様に認めること	企業等社会福祉法人以外の主体に対して施設整備費補助金がない。区内における社会福祉法人以外の主体による私立保育所が設置されない状況があり、待機児童を増やしている	厚生労働省		
1202	1202040	13	足立区	1305	生活創造特区(教育・雇用分野)	4	保育所運営費国庫補助金使途の明確化			(保育所運営費国庫補助金は、すでに施設賃借料、配当などに対しての拠出が認められていることを改めて確認したい)	足立区は東京23区という土地の高い地域に立地することから賃借方式の保育所設置のほか社会福祉法人の新設方式よりも可能性がある。賃借方式の認可保育事業者に対して、当該事業者が社会福祉法人であるかを問わず家賃への補助金の充當を認めるものであることを正式に解釈し、通達などの手段で発出を求めるとする	同左	同左	賃借方式の認可保育所に対する、家賃補助金の国庫支弁制度の新設	企業等社会福祉法人以外の主体に対して国庫補助金助成金の会計処理が自由であるとの周知が不徹底であることから、社福以外の主体による私立保育所が設置されない状況が生まれており、区民の保育所利用希望を困難にし、待機児童問題が解決しない	厚生労働省	
1202	1202050	13	足立区	1305	生活創造特区(教育・雇用分野)	5	民間企業が幼稚園における預かり保育を行う際の運営費国庫補助金の特例			(公立や私立の幼稚園において預かり保育を民間企業等が行う際に国庫補助金を得、社会福祉法人と同等の私立保育所として認める特例、すなわち幼稚園全てに保育所運営費国庫支弁金の支弁を認める特例)	「保育所保育指針」「幼稚園教育指針要領」によらない「幼稚園」に対しては、通常の保育所運営費と同等の運営費補助を認める事を求める。	幼稚園	公立や私立の幼稚園において預かり保育を民間企業等が行う際に国庫補助金を得、社会福祉法人と同等の私立保育所として認める特例、すなわち幼稚園全てに保育所運営費国庫支弁金の支弁を認める特例		民間企業が幼稚園における預かり保育を行う際の運営費国庫補助金の特例	文部科学省 厚生労働省	
1202	1202060	13	足立区	1305	生活創造特区(教育・雇用分野)	6	民間企業が幼稚園における預かり保育を行う際の施設使用の特例			(上記目的のために学校(文教施設)としての幼稚園の施設(建物・設備)を使用する特例)	文教施設を収益目的の企業等による預かり保育事業などにも開放することで、当該幼稚園を潤滑に運営するため	公立学校、私立学校の施設を借用して保育事業(当該幼稚園事業)を実施する企業、NPO等	現在でもど/教室などでの使用は認められており、制度問題ではない。また、同法89条や補助金適性化法17条(1)18条にも抵触せず、地方自治体の意思の問題にすぎないことを確認していただきたい。		文部科学省		
1202	1202070	13	足立区	1305	生活創造特区(教育・雇用分野)	7	賃借方式による幼稚園に対する家賃補助金の新設			(幼稚園の定員数増のため)	自己所有方式の保育所に施設整備費が出るのと同様賃借方式にも施設賃借料補助を行う	幼稚園	国庫2分の1、都道府県4分の1施設整備費と同率の賃料補助金支弁制度を新設する	制度新設提案につき、規制ではない	財務省 厚生労働省		
1203	1203010	13	足立区	13121	生活創造特区(環境・雇用分野)	1	水高ステーションが設置できる用途地域の拡大	12615	D	現行でも条例等で対応可能ということであるが、法定化されていないものを条例で定めることは、住民とのトラブルのもととなるため、特区として容認されることが不可欠である。	水素供給スタンド等の可能性ガス及び圧縮ガスの製造を行う建築物は、用途地域の規制があり、燃料電池普及拡大のために水素供給ステーションを設置できない状況にあることから、	建築基準法48条別表2において、工業地域・工業専用地域だけに認められているもの。	圧縮天然ガススタンド並へ制限を引き下げる(準工業地域、商業地域、近隣商業地域、準住居地域、第2種住居地域、第1種住居地域での建設を可能にする)	水素供給スタンド等の可能性ガス及び圧縮ガスの製造を行う建築物は、建築基準法48条別表2において、工業地域・工業専用地域以外に建設できない。	国土交通省	1206360	
1204	1204010	1	石狩市	1235	サハリン石油・天然ガス開発プロジェクト(海外)特区	1	外国人熟練工の就労拡大			限られた工期から、モジュール(組立)やコーティングなどの特殊作業に経験豊富な外国人熟練工の就労を可能とし、工期内工事の完成を図る。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動)の項の下欄に掲げる基準において、「外国に特有の製品の製造又は修理」と定められている事項について	当該要件を引き下げ、外国人熟練工の就労を可能とする。	特例となる事業をサハリン石油・天然ガス開発プロジェクト関連事業のみに限定する。	外国人熟練工については、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動)の項の下欄に掲げる基準において、「外国に特有の製品の製造又は修理」と定められており、就労できない。	法務省	0500360	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1216	1216010	33	岡山県	33000	児童福祉特区	1	児童福祉施設で調理業務を担う者の外部からの派遣の容認			調理員に関する必要規定がある児童福祉施設において、効率的な施設運営を行い、児童の保護、養育機能を強化するため、	各児童福祉施設に調理員を必要としていることについて	調理員の外部からの派遣を容認する。	雇い主側からの要請が食料の提供が行われるよう適切な配慮が行われること	各児童福祉施設の調理員について必要規定があり、調理員の外部からの派遣が認められていない。	厚生労働省		
1217	1217010	33	岡山県	33000	幼保連携特区	1	幼保合同保育を行う保育所の職員配置基準の緩和			保育所と幼稚園を併せて設置し、保育所入所児童と幼稚園児との合同保育を行う場合、職員の配置基準を緩和し、合理的な人員配置を行うことにより、効率的な施設運営及び施設全体の処遇の向上を図るため、	児童福祉施設最低基準(厚生労働省令)第33条により専任の保育士をもって当該こととされている保育所の処遇職員配置基準について	幼保併設施設で行われる合同保育については、幼稚園の教諭又は保育所の保育士による、幼保合計の園児全体の数に合わせた数の職員配置で実施できるようにする。	・保育所と幼稚園の設置者が同一である場合に限る。 ・保育士資格を有する幼稚園教諭の場合に限り。	児童福祉施設最低基準の他にも文部・厚生両省の局長連名通知により、幼・保の共同施設においても職員の数はそれぞれの基準により算定することとされている。	厚生労働省		
1218	1218010	2	三沢市	2207	三沢にぎわい創造特区	1	沖縄型特定免税店の三沢地域への出店容認			特定免税店の出店に、沖縄県でのみ立地が認められているため、中心市街地活性化の起爆剤としてその立地を図ることができない状況にあるため、その立地を可能にする。	開税措置法第10条の4において、沖縄特別措置法第26条に規定する物品に開税を免除すると定められている事項について	開税の免除について、三沢地域で購入したのものについても容認する。		開税措置法第10条の4において、沖縄特別措置法第26条に規定する物品について開税を免除すると定められており、三沢地域では開税を免除できない。	財務省	0700570	
1218	1218020	2	三沢市	2207	三沢にぎわい創造特区	2	国有財産である移転跡地に関する利用形態の拡大			移転跡地の無償使用に当たり、地方公共団体が広域及びその他政令で定める施設を整備と限定されているため、その対象範囲を拡大する。	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条第1項において、広域及びその他政令で定める施設に供するとき、当該土地を無償で使用することについて	広域及びその他政令で定める施設以外についても土地の無償使用を認める。		防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条第1項において、広域及びその他政令で定める施設以外、土地の無償使用ができない。	防衛庁	2100030	
1218	1218030	2	三沢市	2207	三沢にぎわい創造特区	3	国有財産である移転跡地に関する利用形態の拡大			移転跡地の無償使用に際し、国有財産法の規定により、利益をあげる場合には、これを行うことができないため、これを可能とする。	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条において、国が買入れた土地の無償使用において、利益がある場合について	国が買入れた土地について、利益が上がる場合についても、無償使用とする。		国有財産法第22条第2項において、利益をあげる場合には、無償賃付ができない。	防衛庁 財務省	2100040	
1218	1218040	2	三沢市	2207	三沢にぎわい創造特区	4	国有財産である移転跡地に関する利用形態の拡大			移転跡地の利用に際し、民間の使用を想定していないため、これを可能とする。	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条において、地方公共団体へのみ使用を認めていることについて	移転跡地の民間への賃付については、国有財産法の普通財産とみなし、賃付を可能とする。		防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律において、民間への賃付を想定していない。	防衛庁	2100050	
1219	1219010	28	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	2802	先端光科学技術特区	1	数次ビザの発給要件の緩和	6001	C-1	不法就労・不法滞在の防止、公安維持の観点から不適当とするのが外務省の見解であるが、一律の規制緩和措置の導入を特区内の機関に限定すれば、不法就労等の問題に対応できる。	外国人就労を円滑化し、企業集積や外国人研究者・技術者の集積を促すため、	数次ビザ発給については、外務省内規により特定国の一定以上のポストのものに限定されている事項について	特区における外国人就労者には、国籍等を問わず数次ビザの発給を認める。	数次ビザ発給については、外務省内規により特定国の一定以上のポストのものに限定されている。	外務省	0600030	
1219	1219020	28	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	2802	先端光科学技術特区	2	短期滞在ビザ取得手続きの簡素化	6003	C-1	不法就労・不法滞在の防止、公安維持の観点から不適当とするのが外務省の見解であるが、一律の規制緩和措置の導入を特区内の機関に限定すれば、不法就労等の問題に対応できる。	ロシア・NIES諸国等からの外国人研究者の受け入れを容易にし、国際的な研究交流を促進するため、	外務省内規により定められた短期滞在資格取得のために必要な手続きについて	審査の簡素化、審査期間の短縮を図る。	国籍に応じた審査を実施。	外務省	0600040	
1219	1219030	28	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	2802	先端光科学技術特区	3	任期付研究員(若手研究員型)の任期延長			任期付研究員(若手研究員型)の任期延長	一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律において、原則5年以内とされている若手研究員型の任期の制限について	原則5年以内に期間延長する。		任期付研究員の任期設定は若手研究員型が原則5年以内、若手研究員型が原則3年以内となっている。	文部科学省 【人事院】	200040	
1219	1219040	28	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	2802	先端光科学技術特区	4	Spring-8の産業利用促進のための民間参入の拡大	8713	D	現状でも分析測定サービスは実施可能であるというが、受託研究や分析測定サービス等の具体的な規定等が未だ整備されていないため、このような利用形態が普及しにくい。	Spring-8を利用した高度な解析・評価は企業の製品開発等において重要な役割を果たすものであり、自ら放射光利用能力を持たない企業等のSpring-8の活用を可能にする受託研究や分析測定サービスの実施等の利用形態の普及を促進するため、	(財)高輝度光科学研究センター等の規定について	受託研究規定等の具体的な規定を整備する。	受託研究や分析測定サービスに係る規定等が未整備のため、これらの利用形態が普及しにくい。	文部科学省		
1219	1219050	28	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	2802	先端光科学技術特区	5	国立大学の教員等の役員等の兼業の承認規定(研究成果活用企業)の緩和	202	A	兼業規制の緩和を特区内に立地する国立大学等の場合のみ限定するのではなく、特区内の起業促進への効果が高くなる。	特区内の起業促進、新事業創出のため、	特区内の国立大学等の教員等の役員兼業の場合に加え、特区外の国立大学等の教員等が特区内に立地する企業へ役員兼業等する場合について	勤務時間内の兼業を容認する。	産学連携を推進する大学等企業は必ずしも同一地域内にあるわけではない。	内閣官庁	3000010	
1219	1219060	28	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	2802	先端光科学技術特区	6	会社設立の簡素化	5005	C-1	特区内の研究成果等の早期事業化や起業化を促進するには、会社設立時の手続きの簡素化を図り、起業家の負担軽減を行う措置が必要である。	企業設立の迅速化と費用軽減を図り、創業を促進するため、	商法第167条により定められている公証人による定款の認証制度について	認証手続きを廃止する。	現行の定款認証制度では定款認証手数料として5万円(更に4万円の印紙貼付)が必要である。	法務省	0500160	
1219	1219070	28	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	2802	先端光科学技術特区	7	信託業の業種参入の容認	3040	C-2	信託業への業種参入が検討されており、特区内で実験的な取り組みを行い、効果を検証する必要がある。	特区内で生まれ出る知的財産の事業化、普及等を加速するため、	実態として金融機関しか認められていない信託業への参入について	金融機関以外の業種企業への参入を容易にする。	信託業務は、金融機関が「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき兼営する形で行われており、信託業法に基づく信託会社は存在しない。	金融庁		
1219	1219080	28	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	2802	先端光科学技術特区	8	知的財産権の流通促進	3020	C-2	知的財産権の流通促進が検討されており、特区内で実験的な取り組みを行い、効果を検証する必要がある。	知的財産権の流通を促進し、特区内のベンチャー企業等の創業時の資金調達を容易にするため、	信託業法上の受託可能な財産に認められていない知的財産権について	知的財産権を信託した場合の信託受益権の有価証券化を可能にする。	現行、証券取引法上の「有価証券」は、第2条第1項、第2項で掲げられたものに限定される。	金融庁		
1220	1220010	28	兵庫県	2801	国際経済特区	1	外国人の在留期間(3年又は1年)の延長	5201	A	特区内「研究者」には、在留期間の特例措置が認められたが、その他の優秀な技術や技能、専門知識等を有する外国人ビジネスマンに対しても在留期間を一律3年に延長することが求められる。	国際的なビジネス交流の拠点を形成するために、外国の高度な技術や経営ノウハウ等をわが国に伝承する外国人経営者や技術者、ビジネスマン等が安心して働く事業環境を創出する必要があるため、	出入国管理及び難民認定法施行規則第3条別表第2の「在留期間」「投資・経営」「法律・会計業務」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」「技能」の規定について	一律3年間とする。	現制度では、定記の在留期間は1年又は3年と定められており、1年の場合は毎年更新手続きを行わなければならない。	法務省	0500390	
1220	1220020	28	兵庫県	2801	国際経済特区	2	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和「投資・経営」	5202	A	「投資・経営」に関する在留資格要件の緩和が実現していない。	国際的なビジネス交流の拠点を形成するために、外国の高度な技術や経営ノウハウ等をわが国に伝承する外国人経営者や技術者、ビジネスマン等の移動の円滑化を図るとともに、投資・経営に対する障害を除去する必要があるため、	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令における「基準」「投資・経営」の2人以上の常勤職員採用要件の規定及び「新規事業の場合投資額が年間500万円以上必要とするガイドライン」について	撤廃する。	現制度では、外国からの創業や企業内転勤による優秀な人材の移動が円滑に行われていない。	法務省	0500510	
1220	1220030	28	兵庫県	2801	国際経済特区	3	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和「企業内転勤」	5202	A	「企業内転勤」に関する在留資格要件の緩和が実現していない。	国際的なビジネス交流の拠点を形成するために、外国の高度な技術や経営ノウハウ等をわが国に伝承する外国人経営者や技術者、ビジネスマン等の移動の円滑化を図るとともに、投資・経営に対する障害を除去する必要があるため、	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令における「基準」「企業内転勤」の1年以上の勤務要件の規定について	撤廃する。	現制度では、外国からの創業や企業内転勤による優秀な人材の移動が円滑に行われていない。	法務省	0500510	
1220	1220040	28	兵庫県	2801	国際経済特区	4	数次ビザ発給要件の緩和	6001	C-1	国際的なビジネス交流を円滑に行うためには、頻りに当該地域を訪れる外国人ビジネスマンの入国に関する規制緩和が必要。	国際的なビジネス交流の拠点を形成するために、査証、仮留期間等で頻りに当該地域を訪れるビジネスマン等に対して、入国に関するビザ発給手続きの簡素化(数次ビザの発給)を図る必要があるため、	外務省の内部規定について	現在、相手国や対象者の地位等により認められている数次ビザ発給(「理由書、身元保証書」)について、特区内の企業等を訪れる外国のビジネスマン等に対して発給できるようにする特例を設ける。	現制度では、相手国や対象者が限定されている。	外務省	0600050	
1220	1220050	28	兵庫県	2801	国際経済特区	5	短期滞在査証取得要件の緩和及び手続きの簡素化	6003	C-1	国際的なビジネス交流を円滑に行うためには、頻りに当該地域を訪れる外国人経営者やビジネスマンの入国に関する規制緩和が必要。	国際的なビジネス交流の拠点を形成するために、会社設立手続きや商売等を目的に来日する外国人経営者やビジネスマン等に対して、入国手続きの簡素化を図る必要があるため、	外務省の内部規定について	短期滞在査証を取得する際に求められる添付書類(「理由書、身元保証書」)について、特区内の企業等を訪れる外国のビジネスマン等の移動が円滑に行われたい。	現制度では、短期滞在査証の取得に時間と労力を要し、外国人ビジネスマンの移動が円滑に行われていない。	外務省	0600060	
1220	1220060	28	兵庫県	2801	国際経済特区	6	建築物の容積率の特例	12623	D	都市部の再生、業務系機能の集積を図り、国際的なビジネス交流の拠点を形成するために、オフィスビル等の建築規制を緩和するため、	都市部の土地の有効活用を図ることにより、都市再生を推進し、国際的なビジネス交流の拠点を形成するため、オフィスビル等の建築に係る制限を緩和するため、	建築基準法第52条(容積率)の規定について	建築基準法第52条の規定に関わらず、特区内においては、都市再生特別措置法により創設された都市再生特別地区と同様、一般の容積率制限を適用しない特例を設ける。	容積率は建築基準法により各用途地域ごとに都市計画において定められることとされており、建築物の容積率はその範囲内に限られる。	国土交通省	1203500	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1220	1220070	28	兵庫県	2801	国際経済特区	7	公有水面埋立地の用途変更の制限期間(10年)の短縮化、撤廃	12101	C-1	公有水面が国民の貴重な財産であればこそ、その埋立地の有効活用を図るための措置については、より柔軟に効果的に進めていくことが必要。	近年の急速な経済・社会情勢の変化により当初計画した使用目的に合致しなくなった埋立地を有効に活用し、内外からの投資を促進するため。	公有水面埋立法第27条第1項、第29条第1項の規定「10年」の規制について	用途変更及び権利の設定等に係る制限期間を撤廃する。		埋立地は、計画段階においてその用途及び権利を定めておかなければ、竣功より10年以内については用途及び権利の変更が困難である。	国土交通省	1210040
1220	1220080	28	兵庫県	2801	国際経済特区	8	労働者派遣における派遣期間の延長(物の製造の業務)	9105	B	物の製造の業務は、労働者派遣の対象として措置されることとなったが、派遣期間は3年と明記されず、不十分であるため。	国際的なビジネス交流の拠点形成のために、欧米各国同様の労働市場の流動化を可能とするようなビジネス環境整備が求められるため。	労働者派遣事業適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2第1項「派遣期間1年」の規定について	「物の製造の業務」も「3年」の延長する対象業務に加える。		労働者の選択及び、雇用機会の創出・拡大を促進が妨げられているため	厚生労働省	
1220	1220090	28	兵庫県	2801	国際経済特区	9	都市計画手続きにおける大臣又は知事の同意の簡素化	12510	C-1	港湾地区等の有効活用を図るための措置については、より柔軟に迅速に行っていくことが必要。	近年の急速な経済・社会情勢の変化により当初計画した使用目的に合致しなくなった港湾地区等を有効に活用し、内外からの投資を促進するため。	都市計画法第18条第3項、第21条第2項の規定について	都市計画法第18条第3項、第21条第2項に規定されている大臣への協議、同意を不要とする。		大臣との協議、同意を得るために相当の期間を要する。	国土交通省	1203670
1220	1220100	28	兵庫県	2801	国際経済特区	10	「短期滞在」の在留資格から「就労可能な在留資格」への変更の容認			国際的なビジネスの交流拠点形成のために、本邦に短期滞在の資格で入国した外国人ビジネスマン等においても、本邦に滞在し、在留資格の変更を可能とするようなビジネス環境整備が求められるため。	出入国管理及び難民認定法第20条第3項のただし書き「短期滞在」の在留資格の変更を可能とするようなビジネス環境整備が求められるため。	撤廃する。		短期滞在から就労可能な在留資格を取得する際は、一旦出国するなど、改めて手続きを開始する必要がある。	法務省	0500640	
1221	1221010	28	兵庫県、淡路町、北淡町、東播町	2804	自然産業特区	1	民間企業等の農地取得の容認	10103	A	構造改革特別区域法では、農業生産法人以外の法人による農地の保有が出来るよう規制緩和されたが、意欲ある企業等の参入機会を広げるため、さらなる規制緩和が必要。	大企業も含めて、意欲ある企業等の農業分野への参入機会を広げ、遊休農地の有効活用を図る。	構造改革特別区域法第16条において、農業生産法人以外の法人が農地を保有し得ようとする場合、「その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事するものであることが認められること」と規定されていることについて	地方自治体と参入希望法人が締結する協定の中で、法人が行おうとする農業経営内容等を審査し、責任者を明確にすることで、意図される投資目的での農地保有等を防止する効果がある	農業生産法人以外の法人による農地の保有については、構造改革特別区域法で認められたが、参入できる企業については一定の条件がある。	農林水産省	1000140	
1221	1221020	28	兵庫県、淡路町、北淡町、東播町	2804	自然産業特区	2	特定農地貸付けによる市民農園により収穫した農産物の販売の容認	10132	C-2	体験農園事業が新規就農するための販売体験や、生きがい農業として販売するなど農産物販売できるような特定農地貸付けによる市民農園収穫した農産物の販売を認める。	特定農地貸付けに関する農地等の特別に関する法律第2条第2項第2号において、「営利を目的としない農産物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること」と規定されていることについて	構造改革特別区域法において、構造改革特別区域内として内閣総理大臣の承認を得た農地で特定農地貸付けを行う農地については、農業委員会又は農地等に関する法律第2条第2項第2号の規定を適用しない。	構造改革特別区域内で特定農地貸付けによる市民農園で、地方公共団体と締結する協定において販売方法等の内容を規定する。	特定農地貸付けは10アールまでの農地の貸付けが認められているが、こうした農地で生産された余剰農産物を販売したいという意向があるが、現状制度では販売できない。	農林水産省	1001000	
1221	1221030	28	兵庫県、淡路町、北淡町、東播町	2804	自然産業特区	3	農業に取り組みようとする個人または法人が小規模な農地を取得できるよう、農地の権利移動後の合計面積要件などの緩和	10107	C-2	全国で実施する方向で引き続き検討することとされているが、実施内容、時期が不明確であり、特区において規制緩和を先行的に実施したいとするもの。	兵庫県が提唱するアグリライフを推進するため、「ひょうご型データ」を整備し、「農」のある暮らしを実践したい人に農地の保有を認める。	農地法第3条第2号に規定されている農地の権利を取得する場合の要件について	地方自治体等が「ひょうご型データ」として整備した農地に関し、農地法第3条第2項の規定を適用しない。	地方自治体等が「ひょうご型データ」として整備した農地に関し、特例を認める。	現行農地法では、農地の権利を取得する場合、最低経営面積制等があり、近年退職後の遊休農地を利用して生きがい的に農業経営を始めたい人などが、農地を保有することが困難。	農林水産省	1000460
1221	1221040	28	兵庫県、淡路町、北淡町、東播町	2804	自然産業特区	4	農地の権利移動に係る許可不要となる事由の範囲の拡大	10109	C-1	全国で実施する方向で引き続き検討することとされているが、実施内容、時期が不明確であり、特区において規制緩和を先行的に実施したいとするもの。	「ひょうご型データ」を整備するため市町等が農地を中間保有し、分譲又は貸付することを認める。	農地法第3条第1項において、「農地の所有権を移転し、又は地上権、永小作権、賃権、使用賃借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合」には、政令で定めることにより、当事者が農業委員会(又は都道府県知事)の許可を受けなければならないと規定されていることについて	構造改革特別区域法において、地方公共団体等が構造改革特別区域内として内閣総理大臣の承認を得た農地で「ひょうご型データ」の整備に供するもの所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合に、農地法第3条第1項の規定を適用しない。	地方自治体等が「ひょうご型データ」を整備する場合に限り、特例を認める。	現行農地法では、市町が農地を取得することができるのは、「公用または公共用に供する場合」に限られる。	農林水産省	1000190
1222	1222010	28	兵庫県豊岡市、高岡町、城崎町	2803	グリーンツーリズム特区	1	農林漁家が民宿を行う場合の旅館業法上の規制の緩和又は撤廃	9411	B	厚生労働省は農林漁業体験民宿に係る要件の緩和について平成15年3月までに結論を出すとしているが、豊かな自然のもと、滞在型「体験型」ツーリズムを促進していく上で、受け入れ施設の拡充は不可欠であり、面積基準を含む構造基準全体の除外を、特区において先行的に実施したいとするもの。	農業者等が副業的に経営し、かつ専ら自然体験を提供する小規模(旅館業法に満たない規模)な民宿等に利用されている施設については、旅館業法上の構造設備基準を適用除外とし、多様な投資を促すことなど、民宿形態での宿泊を可能とするため。	旅館業法施行令第1条第3項第1号により、風呂宿所営業の施設の構造設備基準における客室の延床面積が33平方メートル以上と定められている制限について	当該要件の撤廃を、特区において容認する。		風呂宿所営業の施設の構造設備基準中、客室の延床面積については、旅館業法施行令第1条第3項第1号において、33平方メートル以上と定められているので、現状の農家民宿等を宿泊施設として活用することができない。	厚生労働省	
1223	1223010	28	兵庫県市島町	2810	環境保全型農業等推進特区	1	民間企業等の農地取得の容認	10103	A	本町の提案している特区については、特定非営利活動促進法により「環境の保全」を図る活動を目的に設立された法人で、有機農業(環境保全型農業)を推進する活動を特定非営利活動に係る事業とするNPO法人について、農地の権利取得の容認を求めるものとする。したがって、農地の多面的・公益的機能の維持・保全を含む環境保全や地域農業の振興を図る事業を行うNPO法人による新規就農希望者の支援や環境保全型農業推進のための農地の権利取得は、一般企業の場合と性質が全く異なるため、耕作放棄地や遊休農地及び農業従事者等の判断基準の適用はしない。	特定非営利活動促進法により「環境の保全」を図る活動を目的に設立された法人で、有機農業(環境保全型農業)を推進する活動を特定非営利活動に係る事業とするNPO法人が、新規就農希望者の実習・研修支援のための農場及び、環境保全型農業技術の研究・実証等のモデル農場等として、直接的にNPO法人が農地の権利取得を認められるようにする。	構造改革特別区域法第16条において、「その設定する構造改革特別区域内に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他の効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在する」と認められ、「その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるものであること」と規定されていることについて	耕作放棄地等が相当程度存在しなければ、特区としての認定が成立したとされているが、農と農の両方による環境保全型農業を推進することは地域の環境を守り、持続可能な農業・農村の構築につながるものであるため、有機農業(環境保全型農業)を推進する活動を特定非営利活動に係る事業とするNPO法人の場合は、耕作放棄地等の認定要件及び、常時従事者の認定要件は適用除外とすべきである。	地方公共団体とNPO法人が締結する協定の中で、NPO法人が行おうとする特定非営利活動に係る事業内容等を審査し、責任者を明確にすることで対応可能。また農地法第3条第3項の規定による条件を附すことも可能。	農業生産法人以外の民間法人を対象としているため、有機農業(環境保全型農業)を推進する活動を特定非営利活動に係る事業とするNPO法人については、一般法人とは区別すべきである。	農林水産省	1000150
1224	1224010	28	兵庫県	2801	産業集積特区	1	労働者派遣における派遣期間の延長(物の製造の業務)	9105	B	物の製造の業務は、労働者派遣の対象として措置されることとなったが、派遣期間は3年と明記されず、不十分であるため。	産業集積の拠点形成のために欧米各国同様の労働市場の流動化を可能とするようなビジネス環境整備が求められることから	労働者派遣事業適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2について	「物の製造の業務」も「3年」の延長する対象業務に加える		労働者の選択及び、雇用機会の創出・拡大の促進が妨げられているため	厚生労働省	
1224	1224020	28	兵庫県	2801	産業集積特区	2	建築物の容積率の特例	12623	D	構造改革特区に指定された場合、都市再生特別地区と同様に、土地利用の高度化を図るため、一般の容積率を適用しない特例措置が必要。	特区内の産業用地の有効活用により、工場の高層化や工場アパートの建設を推進し、産業集積拠点を形成するために、建築物の容積率の緩和が求められることから	建築基準法第52条において容積率は建築基準法により用途地域ごとに都市計画で定められており、建築物の容積率はその範囲内に限られることとされていることと	建築基準法第52条の規定に関わらず、特区においては、都市再生特別措置法により創設された都市再生特別区域内と同様、一般の容積率制限を適用しない特例を設ける		容積率は建築基準法により各用途地域ごとに都市計画において定められることとされており、建築物の容積率はその範囲内に限られる	国土交通省	1203500
1225	1225010	28	兵庫県播磨市、川町	28301	教育特区	1	(幼)小中一貫教育施設に伴う補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同施行令に基づき文部省教育助成局長通知の納付金の国庫への納付を要しないようにする項目についての規定の適用除外			不適格判定を受けた2小学校と同一区域の中学校と幼稚園を一貫教育校と整備することにより、魅力ある教育環境の整備を可能とするため、必要施設を利用し地域コミュニティの活性化を図ること、地域住民と行政が協働で検討するため	統廃合となる施設について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条及び22条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条に基づき「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分等の取扱い」(文部省教育助成局長通知)の納付金の国庫への納付を要しないようにする項目について	2 納付金の取扱い (1) 財産処分の承認に際しては、原則として、処分する部分の残存価値に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。 (2) 上記(1)にかかわらず、次の事項のいずれかに該当する場合には、納付金の国庫への納付を要しないものとする。 ① 国庫補助金交付後10年を超えない期間を経過した建物及びこれに付随する建物以外の工物及び設備の無償による財産処分のうち次のいずれかの場合 ア 同一地方公共団体における公用及び公用に供する施設への転用(営利を目的とし又は利益をあげる場合を除く。) イ 他の地方公共団体への譲渡又は譲与(営利を目的とし又は利益をあげる場合を除く。公用又は公用に供する場合に限る。) ウ 学校法人又は社会福祉法人への譲与(期間を限定し、学校施設又は社会福祉施設のように供する場合に限る。)と規定されていますが、構造改革特区においては地域の活性化を目的としていたため、適用除外を認めることができるとする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条及び22条、同施行令第14条、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等についての文部省教育助成局長通知で財産処分について、目的外転用等の場合、納付金の国庫への納付が必要である。	文部科学省 財務省	0701160		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要項事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1231	1231010	33	上臈原村	33604	エコエネルギー発電所特区	1	自然公園法施行令第1条(エコエネルギー発電事業の追加)				国立公園特別地域内で大規模なエコエネルギー発電事業を行う場合、現行法では公園事業の執行として行う行為に含まれていないので、現行制度では許可されない状況にある。	自然公園法施行令第1条の公園事業となる施設の追加について	公園事業となる施設の種類のエコエネルギー発電事業を追加する	事前に住民の同意を得るとともに環境影響評価を実施し風致の維持に努める	国立公園特別地域内で大規模なエコエネルギー発電事業を行う場合、現行法は公園事業の執行として行う行為に含まれていないので、現行制度では許可されない状況にある。	環境省	1300040
1232	1232010	26	京都府	2603	きょうと舞鶴港・国際交流ビジネス特区	1	海外からのビザなし渡航の特例	5350	C-1	不法滞在懸引への懸念があるという点であるが、既に代替措置も併せ提案した本音を踏まえ、舞鶴港のノービザポート実現への再考をお願いするもの。	舞鶴港が地理的優位性をもつが岸壁狭く、とりわけ韓国との「ひと」の往来を拡大し、現日本海交流時代に対応した関係経済圏の門戸開拓としての活性化を図るとともに、国際クルーズ時における京都府北中部等の国際観光振興を進めるため。	「出入国管理及び難民認定法」における相互査証免除措置の原則により、韓国からの出入国に関するノービザ特例措置	W杯開催等による日韓国民交流の促進と来るべき日韓国交正常化35年を踏まえ、歴史的にも韓国との関係の深い舞鶴港での出入国に限定して、韓国からの修学旅行者等の団体旅行者を対象に、15日以内のノービザ観光(短期滞在)を認める。	不法滞在への懸念のない修学旅行者等の団体旅行者に限定する。	不法滞在を理由に短期滞在にビザを交流帰国となっていない。韓国では日本人の入国に対しノービザ特例を実施(93年8月～)。	外務省	0600080
1233	1233010	26	舞鶴市	26202	きょうと舞鶴港・国際交流ビジネス特区	1	多様なメディアの活用による教室以外での履修単位認定制限の緩和	8453	D	●本市では、これからの地域づくりには大学が有する知的資源の活用が欠かせないと考え、立命館大学、京都府立大学等、市内内外の様々な高等教育機関と連携して、我が国で初めて地域全体と複数の大学との一丸な連携の仕組みづくりであり、共通のプラットフォーム(「大学連携センター」)の設立を計画している。その主要な事業の一つとして、大学の単位取得可能な授業を、遠隔方式で実施できるように予定している。●本市としては、「大学連携センター」構築にあたっては、連携先大学の現有資源やニーズを前提とすることを基本的な考え方であり、遠隔授業についても、例外ではない。連携先大学が遠隔制を認めている。また遠隔制位置に必ず遠隔制が存在する現状の下で、本市が「大学連携センター」を通じて、市民の様々なニーズに積極的に対応していくためには、既に大学が開講している授業方式で実施していくのが、効果的であると考えている。●また、ITの発達で、遠隔授業でも対面授業に近い効果が得られるようになっているなど、その本質が大きく向上している中、本市が従来の光ファイバー網を利用すれば、一層質の高い両方向の遠隔授業が可能となる。●「大学連携センター」のような新たな仕組み(インターフェイス)と遠隔授業の活用は、本市および大学の両方において、高等教育を享受していることである。●このため、大学設置基準において、卒業に必要な124単位中、遠隔方式では60単位を上乗せしている規定を廃止、ないしは上乗せを大幅に引き上げることによって、質で差を生じながら卒業し、卒業に必要な単位のほとんどを教員でできるような環境を整え、市民の高等教育への強い意欲に応えていきたい。	大学設置基準(文部省令)第32条第4項において、「卒業の要件として修得すべき単位のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。」とされている上層について	遠隔方式では60単位を上乗せしている規定を廃止する、ないしは上乗せを大幅に引き上げる。	なし	大学設置基準(文部省令)第32条第4項において、「卒業の要件として修得すべき単位のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。」とされている	文部科学省		
1233	1233020	26	舞鶴市	26202	きょうと舞鶴港・国際交流ビジネス特区	2	社会人対象大学院教育の一部を行う本校以外の場所の要件の緩和		(新規提案)	上記の遠隔授業の特にも関連するが、舞鶴市において開設予定の「大学連携センター」において、大学の正規授業を実施していることにより、同センターの施設を、連携先大学院に係る、「大学院設置基準等基準案(新案)」に規定することの「本校以外の場所」(いわゆる「サテライトキャンパス」)として位置付けられれば、大学院本校から離れた本市の様々な地域においても、高度な情報通信システムを利用して、遠隔システムによる授業を受けることが、制度に則った形で可能となるものである。また、現行制度にはない、社会人以外も対象とした大学院の「サテライトキャンパス」の設置、並びに大学本部の「サテライトキャンパス」の制度設計についても、地方都市の事情を考慮いただき、ご検討いただければ幸いです。	「大学院設置基準等基準案(新案)」第11-1に「本校以外の場所は、教員等の移動等を考慮し、教育研究上支障がない距離にあること。」と規定されていることについて	「本校以外の場所は、教員等の移動等を考慮し、教育研究上支障がない距離にあること。」との規定を廃止する。	高度な情報通信の活用により、教育研究指向上支障がないこと	「大学院設置基準等基準案(新案)」第11-1に「本校以外の場所は、教員等の移動等を考慮し、教育研究上支障がない距離にあること。」と規定されており、舞鶴市に開設予定の「大学連携センター」が、社会人対象とした大学院教育の一部を行う「本校以外の場所」として正式に認められる。	文部科学省		
1234	1234010	26	京都府	26000	京の高校教育改革特区(課程(全・定・通)の枠を超えた新しいタイプの単位制高校の設置)	1	全日制や定時制、通信制といった課程の枠を超えて学べる新しいタイプの単位制高校の設置			生徒や保護者の高校教育に求めるニーズの多様化に対応するため	学校教育法第44条及び第45条で、高等学校には、全日制の課程のほか、定時制、通信制の課程を置くことができることについて(※この3つの課程以外のものは設置できない。)	全日制、定時制、通信制の呼称を廃して、昼間コース、夜間コース、通信教育コースの区分により入学する。夜間コース、通信教育コースに在籍するには、定時制学習奨励制度を適用できるものとする。	「構造改革特区研究開発学校」に限定	▼今日の府立高校には、様々な学習ニーズを持った生徒が在籍している。全日制においては、学習時間や学校生活において自分なりの在り方を求める生徒、もっと自由に自分のペースで学習したい生徒なども在籍している。また、定時制は、元来勤務青年に高校教育の機会を保障する趣旨で設けられているが、最近では様々な労働や学習意欲を持って入学してくる生徒の割合が高まっており、定職や自営業に従事していない者は、在籍者の90%以上を占めている。通信制においても、同様(勤務青年だけでなく様々な労働や学習意欲を持って入学してくる生徒の割合が高まっており、定職や自営業に従事していない者は、在籍者の90%以上を占めている。このように、社会の変化に伴って、意識や価値観も変化しており、それぞれの興味・関心・進路希望等に応じて科目を選択したり、希望する時間帯や時間割で自分のペースに合わせて学習するなど、課程にとらわれず、生徒の多様なニーズに的確に対応する高校が必要となっている。こうしたことから、従来の全日制、定時制、通信制の枠を超えた柔軟なシステムを追求した高校の設置が望まれている。	文部科学省		
1234	1234020	26	京都府	26000	京の高校教育改革特区(課程(全・定・通)の枠を超えた新しいタイプの単位制高校の設置)	2	修業年限の柔軟な設定			生徒や保護者の高校教育に求めるニーズの多様化に対応するため	学校教育法第46条により全日制課程は3年、定時制及び通信制課程は3年以上に限定されていることについて	各コースとも修業年限は3年以上に柔軟に設定する。	「構造改革特区研究開発学校」に限定	▼今日の府立高校には、様々な学習ニーズを持った生徒が在籍している。全日制においては、学習時間や学校生活において自分なりの在り方を求める生徒、もっと自由に自分のペースで学習したい生徒なども在籍している。また、定時制は、元来勤務青年に高校教育の機会を保障する趣旨で設けられているが、最近では様々な労働や学習意欲を持って入学してくる生徒の割合が高まっており、定職や自営業に従事していない者は、在籍者の90%以上を占めている。通信制においても、同様(勤務青年だけでなく様々な労働や学習意欲を持って入学してくる生徒の割合が高まっており、定職や自営業に従事していない者は、在籍者の90%以上を占めている。このように、社会の変化に伴って、意識や価値観も変化しており、それぞれの興味・関心・進路希望等に応じて科目を選択したり、希望する時間帯や時間割で自分のペースに合わせて学習するなど、課程にとらわれず、生徒の多様なニーズに的確に対応する高校が必要となっている。こうしたことから、従来の全日制、定時制、通信制の枠を超えた柔軟なシステムを追求した高校の設置が望まれている。	文部科学省		
1234	1234030	26	京都府	26000	京の高校教育改革特区(課程(全・定・通)の枠を超えた新しいタイプの単位制高校の設置)	3	学校間連携(同一校の課程間相互の併修)に関する単位認定に関する制限の弾力化			生徒や保護者の高校教育に求めるニーズの多様化に対応するため	学校教育法施行規則第63条の3及び51により、学校間連携(同一校の課程間相互の併修)に関する単位認定については20単位までに制限されていることについて	いずれのコースに在籍しているも、他のコースでの履修を可とし、併修コース以外のコースでの履修単位数の制限を弾力的なものとする。	「構造改革特区研究開発学校」に限定	▼今日の府立高校には、様々な学習ニーズを持った生徒が在籍している。全日制においては、学習時間や学校生活において自分なりの在り方を求める生徒、もっと自由に自分のペースで学習したい生徒なども在籍している。また、定時制は、元来勤務青年に高校教育の機会を保障する趣旨で設けられているが、最近では様々な労働や学習意欲を持って入学してくる生徒の割合が高まっており、定職や自営業に従事していない者は、在籍者の90%以上を占めている。通信制においても、同様(勤務青年だけでなく様々な労働や学習意欲を持って入学してくる生徒の割合が高まっており、定職や自営業に従事していない者は、在籍者の90%以上を占めている。このように、社会の変化に伴って、意識や価値観も変化しており、それぞれの興味・関心・進路希望等に応じて科目を選択したり、希望する時間帯や時間割で自分のペースに合わせて学習するなど、課程にとらわれず、生徒の多様なニーズに的確に対応する高校が必要となっている。こうしたことから、従来の全日制、定時制、通信制の枠を超えた柔軟なシステムを追求した高校の設置が望まれている。	文部科学省		
1234	1234040	26	京都府	26000	京の高校教育改革特区(課程(全・定・通)の枠を超えた新しいタイプの単位制高校の設置)	4	技能連携による単位認定の弾力化			生徒や保護者の高校教育に求めるニーズの多様化に対応するため	学校教育法第46条の2により、技能連携による単位認定は、定時制及び通信制課程に限定されていることについて	各コースにおいて技能連携による単位認定を可とする。	「構造改革特区研究開発学校」に限定	▼今日の府立高校には、様々な学習ニーズを持った生徒が在籍している。全日制においては、学習時間や学校生活において自分なりの在り方を求める生徒、もっと自由に自分のペースで学習したい生徒なども在籍している。また、定時制は、元来勤務青年に高校教育の機会を保障する趣旨で設けられているが、最近では様々な労働や学習意欲を持って入学してくる生徒の割合が高まっており、定職や自営業に従事していない者は、在籍者の90%以上を占めている。通信制においても、同様(勤務青年だけでなく様々な労働や学習意欲を持って入学してくる生徒の割合が高まっており、定職や自営業に従事していない者は、在籍者の90%以上を占めている。このように、社会の変化に伴って、意識や価値観も変化しており、それぞれの興味・関心・進路希望等に応じて科目を選択したり、希望する時間帯や時間割で自分のペースに合わせて学習するなど、課程にとらわれず、生徒の多様なニーズに的確に対応する高校が必要となっている。こうしたことから、従来の全日制、定時制、通信制の枠を超えた柔軟なシステムを追求した高校の設置が望まれている。	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1234	1234050	26	京都府	26000	京の高校教育改革特区(課程「全・定・通」の特を越えた新しいタイプの単位制高校の設置)	5	大学入学資格検定受験資格及び合格科目の単位認定の弾力化			生徒や保護者の高校教育に求めるニーズの多様化に対応するため	大学入学資格検定規程(文部科学省令)第2条により、全日制在籍者は大検受験資格なしとされていることについて及び大学入学資格検定合格科目の単位認定は定時制又は通信制在籍者に限られていることについて	各コースにおいて大学入学資格検定の受験を可とする。各コースにおいて大学入学資格検定の合格科目の単位認定を可とする。	「構造改革特区研究開発学校」に限定		▼今日の府立高校には、様々な学習ニーズを持った生徒が在籍している。全日制においては、学習時間や学校生活において自分なりの在り方を求める生徒、もっと自由に自分のペースで学習したい生徒なども在籍している。また、定時制は、元来勤労青年に高校教育の機会を確保する趣旨で設けられているが、最近では様々な勤労や学習意を持って入学して来る生徒の割合が高まっており、定職や自営業に従事していない者は、在籍者の90%以上を占めている。通信制においても、同様勤労青年だけでなく様々な入学期間を持つ生徒が増え、在籍者も増加している。このように、社会の変化に伴って、意欲や価値観も変化しており、それぞれの興味・関心・進路希望等に応じて科目を選択したり、希望する時間帯や時間数で自分のペースに合わせて学習するなど、課程にとらわれず、生徒の多様なニーズに的確に対応する高校が必要となっている。こうしたことから、従来の全日制、定時制、通信制の特を越えた柔軟なシステムを追求した高校の設置が望まれている。	文部科学省	
1234	1234060	26	京都府	26000	京の高校教育改革特区(課程「全・定・通」の特を越えた新しいタイプの単位制高校の設置)	6	授業時間帯の拡大			生徒や保護者の高校教育に求めるニーズの多様化に対応するため	文部科学省見解により、全日制課程は、昼間の学校であり、夜間授業を行う全日制課程というものは想定していないことについて	朝から夜間まで、最大12時間の授業展開を可とする。	「構造改革特区研究開発学校」に限定		▼今日の府立高校には、様々な学習ニーズを持った生徒が在籍している。全日制においては、学習時間や学校生活において自分なりの在り方を求める生徒、もっと自由に自分のペースで学習したい生徒なども在籍している。また、定時制は、元来勤労青年に高校教育の機会を確保する趣旨で設けられているが、最近では様々な勤労や学習意を持って入学して来る生徒の割合が高まっており、定職や自営業に従事していない者は、在籍者の90%以上を占めている。通信制においても、同様勤労青年だけでなく様々な入学期間を持つ生徒が増え、在籍者も増加している。このように、社会の変化に伴って、意欲や価値観も変化しており、それぞれの興味・関心・進路希望等に応じて科目を選択したり、希望する時間帯や時間数で自分のペースに合わせて学習するなど、課程にとらわれず、生徒の多様なニーズに的確に対応する高校が必要となっている。こうしたことから、従来の全日制、定時制、通信制の特を越えた柔軟なシステムを追求した高校の設置が望まれている。	文部科学省	
1235	1235010	14	鎌倉市	14204	緑地保全特区	1	① 緑地保全地区の山林の相続税納税猶予制度の創設 ② 緑地保全地区の山林の贈与税納税猶予制度の創設			市街化区域に残された山林は、環境や景観に対し、貴重な資源の一部となっているが、相続税の支払いのため、故人や相続人の意思に関わらず処分せざるを得ない状況があり、市街化区域に残された貴重な山林を喪失してしまう事に懸念が強い。そこで良好な山林の保全のために、税の軽減を行うことにより、開発の圧力を軽減することが必要である。	都市緑地保全法により指定した緑地保全地区内の山林	緑地保全地区内の山林を相続特別措置法第70条4～6(農地に係る納税猶予)同等の緩和		相続税納税猶予の制度がないため、緑地保全地区指定拒否や、相続税を納付するための資産処分が恣意に行われ、貴重な緑地を失う。	財務省 国税庁	0701020	
1236	1236010	14	鎌倉市	14204	国有地暫定利用特区	2	国有財産のうち未利用又は遊休土地の自治体等への賃貸の緩和			駐輪場の整備促進により、放置自転車や抑制することにより駅周辺等の通行の移動円滑化を図るため。	国有財産法第22条及び国有財産特別措置法第2条により無償貸与ができると規定されている事項について	公共駐輪場整備のための無償貸与ができるようにする。		無償貸与の条件については、国有財産法第22条及び国有財産特別措置法第2条に規定がないため借用できない。	国土交通省 財務省		
1237	1237010	19	山梨県富士吉田市	19202		1	公益法人解散の緩和			現下の低金利時代においては、財団法人の運営は極めて厳しい。公益法人の解散は民法に定められているが、効率的な財政改革のため、法人の解散について簡素化する。	民法第72条、残余財産の帰属	残余財産を他の類似団体等への帰属ではなく、出捐団体への返納		民法第72条により、出捐団体等への返納はできない。	法務省	0500750	
1238	1238010	4	宮城県	401	みやぎIT特区	01	株式会社設立に関する最低資本金の引き下げ	5001	C-1	特区においてIT関連企業の起業を促進するため	特区において、IT関連事業を行う企業(株式会社)を設立する場合には	5年間は、株式会社の最低資本金の規定を適用しない	改正新事業創出法の確認株式会社と類似するよう手順を踏むこととする	最低資本金額により一定額以上ないと株式会社で設立できず、起業に対する障壁となっている	法務省	0500720	
1238	1238020	4	宮城県	401	みやぎIT特区	02	外国人IT技術者(労働者)の在留期間の延長	5201	A	「特定活動」という在留資格が、外国人IT技術者を対象としたものとはならないため、外国人IT技術者の在留資格に関して、緩和で欲しい。緩和措置の悪用を防止するため、滞在期間の「5年」に関しては、それを最長期間とし、それまでの滞在状況に応じて期間を決定することとする。また、在留資格に該当しなくなった場合のチェックに関しては、「特定活動」の在留資格を付与する場合と同様な条件を付すことで、その妥当性を確保しようとする。	特区内のIT関連企業が優秀なIT技術者を確保しようとするために	特区内のIT関連企業が外国人IT技術者を雇用する場合には	「技術」に関する在留期間を延長する(「1年又は3年」から「1年、3年又は5年」)	「特定活動」と同様の条件を課すこととする。	外国人IT技術者の在留資格に関する手順が煩雑である	法務省	0500380
1238	1238030	4	宮城県	401	みやぎIT特区	03	外国人IT技術者(労働者)の在留資格要件の緩和	5202	A	「特定活動」という在留資格が、外国人IT技術者を対象としたものとはならないため、外国人IT技術者の在留資格に関して、緩和で欲しい。緩和措置の悪用を防止するため、滞在期間の「5年」に関しては、それを最長期間とし、それまでの滞在状況に応じて期間を決定することとする。また、在留資格に該当しなくなった場合のチェックに関しては、「特定活動」の在留資格を付与する場合と同様な条件を付すことで、その妥当性を確保しようとする。			実務経験年数の緩和(10年以上～5年以上)	現状では要求される実務経験年数が長く、柔軟な発想を持った若い外国人IT技術者を雇用できない。	法務省	0500450	
1239	1239010	4	宮城県	4000	次世代半導体生産特区	01	地域振興整備公園の保有地の賃貸の容認			次世代ディスプレイなどの次世代半導体関連企業が世界競争に打ち勝つためには、初期の設備投資を極力抑えて、世界に先駆けて量産工場や研究所の立ち上げが必要である。また、次世代半導体関連企業の集積には関連ベンチャー企業の立ち上げられるので、用地を賃貸し、企業は初期投資を軽減する必要があるから。	地域振興整備公園法第19条第3号 工業の集積の程度が低い地域において、工業の再配置を促進するため必要な工場用地(これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。)を造成し、当該工場用地の利用に供する施設を整備し、並びにこれらを管理し、及び譲渡すること。定められている事項について	地域振興整備公園の保有地の賃貸を容認する。		地域振興整備公園法第19条第3号により、工業の集積の程度が低い地域において、工業の再配置を促進するため必要な工場用地(これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下同じ。)を造成し、当該工場用地の利用に供する施設を整備し、並びにこれらを管理し、及び譲渡すること。定められていること。容認できない。	経済産業省	1111060	
1240	1240010	4	宮城県		教育特区(スーパーイングリッシュティーチャー特区)	01	「県立高等学校英語教諭に外国籍を持つ者を採用」			本県英語教育充実のために様々な事業を展開している。その中で、各学校に配置されているALTとJTE(日本人の英語教員)によるチームティーチングの指導方法の開発、ALT研修会での研修内容の改善、本県英語教員研修会等へのアドバイス等を行うことができるALTチームアドバイザーを任用している。その活躍はめざましく、顕著な業績を上げている。このようなALTチームアドバイザーやALTの場合には、外国籍を持ち、本県での教員の経験もあり、日本への理解や教育への情熱にあふれている人物も含まれている。このような、実績を持つ外国籍の者を本県県立高等学校英語教諭に採用し、本県の英語教育充実事業の一層の展開を図りたい。	「国家公務員法」「地方公務員法」での国籍条項に関する「公務員に関する当然の法理」という解釈及び平成3年3月22日文部省教育助成局長通知「在日韓国人など日本国籍を有しない者の公立学校の教員への任用について」による公立学校教員採用合格者の常勤講師採用	「国家公務員法」「地方公務員法」での国籍条項に関する「公務員に関する当然の法理」という解釈及び平成3年3月22日文部省教育助成局長通知「在日韓国人など日本国籍を有しない者の公立学校の教員への任用について」による公立学校教員採用合格者の常勤講師採用を教諭採用まで緩和	「スーパーイングリッシュランゲージハイスクールの対象校」及び本県独自の「学校活性化プロポーザル事業指定校」にのみ限定する。	平成3年3月22日文部省教育助成局長通知「在日韓国人など日本国籍を有しない者の公立学校の教員への任用について」により、公立学校の教育採用試験の受験資格が認められ、合格すれば、教諭としてではなく、常勤講師としての採用が認められるものとされた。これまで、「公務員に関する当然の法理」として公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員とならなければならない日本国籍を必要とするものとの政府が解釈していることから、公立学校の教諭については、校長が行う校長の選定に参画することにより公の意思の形成への参画に携わるとを職務として認められるものであり、日本国籍を有しない者の教諭への任用は認められない。大学においては、教授等への任用がすでに認められており、義務教育ではない高等学校においても公務員に関する法理の特例を認め、教育水準の一層の向上を図ることが期待されることから、教諭への任用を公立高等学校の設置者にも委ねることは問題はないと考える。本県で、英語立県を目指す英語教育充実事業推進のためには、外国籍を有する者が本県地産を理解する者が県立高等学校英語教諭として校長が行う校長の選定に参画することにより公の意思の形成への参画に携わることが職務とすることが是非とも必要であり、規制緩和が必要であること。現在のALT配置事業では、全県全ての高等学校にALTを配置できないため、ALTの経験を持つ優れた英語教諭の採用が必要であること。	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1241	1241010	4	大田町	407	アグリビジネス特区	01	農業生産法人に関する要件の緩和	10101	C-1	不良債務処理や経営者の高齢化、後継者不足、採算の取れない農業農家により、農地を売却して現金又は大規模経営規模のものを保有しない農家が多くなっている。認定農業者等の担い手農家は昨今の農業事情から買収して経営規模を拡大する例は少なく、担い手農家等とも調整が可能な公平性が保てられず新たな担い手が承継している。市内に買収相手がない農地は近隣市町村より安価であることも影響して他市町村に居住する農業者に流動化(8年間で19ha)し、巨額の投資をした優良農地の分散化等が深刻な問題になっている。既存の第三セクター(町70%・農協29%・商工会2%)が農業生産法人として農地を保有できれば大田町の農業をリードする核が形成され、今後増加するこれら農家の経営が支えられ、法人の構成員として企業選択も可能になることから意欲ある農業者が抽出されると農業に関する意識改革を促進できる。また、町との間で、農業に他産業並みの企業経営手法を導入することで統一性のある生産体制が構築され、担い手農家等と連携した市場競争に有効な独自のブランド化が確立でき、法人としての取引信用力・資金調達力をめざましく向上させることとなる。これにより、生産・加工・流通・販売までの一連の行程をシステム化し、大都市や異業種と連携した産業方式による自己完結型農業を展開するものである。さらに、アグリ・チャレンジ事業等の補助金を活用して農業施設等の光を確保し、都市住民との交流を深めることで信頼関係を築き、法人を中心に大田町農業のあり方を広くPRし、将来的には都市圏に農畜産物を兼ねた大田町の低コスト農業を確立するなど新たな農業スタイルの実現を目指す。	「地方公共団体が経営」に主導的な地位を確保する行政補完第三セクターであり、農業振興等に実績のある株式会社は一般の株式会社と区別して農業生産法人になれるように追加する。・地方公共団体が経営に主導的な地位を確保する第三セクターの農業生産法人に限り、農業に一次的な関連を持ち農業生産の安定発展に役立つものであれば、農業に関連する事業に限らずに農業振興に実績があっても現状のままで農業生産法人になれる。	「第三セクターでも地方公共団体の出資比率が50%以上で、管理株主など主導的な地位を確保するものに限定する。・事業内容が地域振興に関するものであり、農業振興に貢献するものとする。・事業内容等に制限が多く、これまでに農業振興に実績があっても現状のままで農業生産法人にならない。	農林水産省	1000151			
1242	1242010	4	豊沢町	4527	環境調和型地域産業振興特区	01	補助金の交付目的外の使用に関する制限の緩和	7109	D	補助金の交付目的外の使用に関する制限の緩和により、過剰により処分は可能であるが、処分の際に処分する部分の残存価値に対する補助金相当額を削減することとなるため、財政状況が緊縮な自治体にとっては、現実的に、建設の処分(転用)が実現できない状況にある。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条第5項において、その他の各各庁の長が補助金等の交付の目的を達するため必要と認められている事項について	農林に限り用途指定となつた場合において、民間事業者に貸与する場合には、補助金の返還を要せずに当該建設費を貸与できるようお考えしたい。	処分制限の対象となる財産についても各各各庁の長の承認を受けなければならないが、処分は可能な限り、処分の際に処分する部分の残存価値に対する補助金相当額を削減することとなるため、財政状況が緊縮な自治体にとっては、現実的に、建設の処分(転用)が実現できない状況にある。	財務省 文部科学省	0701110		
1243	1243010	4	矢本町	4562	騒音区域内の宅地開発特区	01	騒音区域内の宅地開発に関する規制の緩和	-	-	土地整理事業による住宅用地の確保により、需要に対しての住宅用地の提供が図られ、同時に市街地の形成においても均質な開発が図られる。このことにより、地元商店会での消費拡大や増収の増加が見込める。	環境基本法の第16条(環境基準)により規制を受ける開発や建物の建設	国道45号沿いやJR石巻線沿線周辺は、開発可能な地域が少なく、市街地を形成するまで時間を要する状況となっている。特に航空自衛隊松島基地の周辺(環境基準「騒音」に準じた第一種騒音指定地域)、「騒音」の存在が優良宅地としての活用が図れない。	住宅用地に供される地域は、環境基本法の第16条の基準によりTWECPNL以下であることが望ましいこととなるため住宅用地としての活用が図れない。	環境省	1300210		
1244	1244010	4	宮城県東和町	4543	幼稚園と保育所の一体的運用などを促進する特区	01	1.保育所・幼稚園合同クラスを一人の担任での保育を可能とすること。			幼稚園設置基準第五条、児童福祉施設最低基準第三三三二項等が保育所・幼稚園合同クラスを一人の担任での保育が可能な且つ低コストで幼稚園が推進できないため。	幼稚園設置基準第五条において専任の教諭一人を置くことについて、同法第三三三二項の保育士数の規定について。	専任教諭一人(保育士の規定)をはずし保育所、幼稚園合同クラスにおいても担任一人での保育ができるようにする。	幼稚園と保育所の一体的運用を促進する。幼稚園と保育所の一体的運用を促進する。幼稚園と保育所の一体的運用を促進する。	保育所合同クラスについては幼稚園設置基準等により一人での担任できない。	文部科学省 厚生労働省		
1244	1244020	4	宮城県東和町	4543	幼稚園と保育所の一体的運用などを促進する特区	02	2.保育所に兄弟入所の場合軽減措置を幼稚園にも適用可能なこと。			兄(姉)が幼稚園児であるが、弟(妹)が保育所に入所しても、保育所に減額措置がなく、同じ減額でありながら、不平等が生じ幼稚園と保育所の一体的運用に支障が生じるため。	昭和51年4月16日厚生事務次官通知「児童福祉法による保育所運営費負担金について」第4徴収金基準表の備考欄4について。	保育所入所児童だけが対象になっている保育料負担軽減措置を幼稚園も対象となるようにする。	幼稚園と保育所の一体的運用を促進する。幼稚園と保育所の一体的運用を促進する。	昭和51年4月16日の厚生事務次官通知の児童福祉法による保育所運営費負担金については幼稚園には適用されない。	厚生労働省 文部科学省		
1244	1244030	4	宮城県東和町	4543	幼稚園と保育所の一体的運用などを促進する特区	03	3.幼稚園・保育所の公募を統一可能とすること。			幼児一体事業を進める上で、各簿を統一したものにしないと、不都合が生じるため。	「学校教育法施行規則第12条の3第1項及び、平成9年9月25日付厚生省児童家庭局長通知(児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の施行について)」について。	幼児一体事業の条件に適合した地域に限定する。	幼児一体事業の条件に適合した地域に限定する。	文部科学省 厚生労働省			
1244	1244040	4	宮城県東和町	4543	幼稚園と保育所の一体的運用などを促進する特区	04	4.「保育に欠ける」をはずし入所可能なこと。			養和町における幼児一体事業の推進のため。	児童福祉法第39条第1項の保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とすることについて。	入所希望者は入所できるようにする。	幼児一体事業の条件に適合した地域に限定する。	保育所入所児童については児童福祉法30条第1項において、保育所は自ら保護者の委託を仰ぐ。保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設と定められているため、入所希望者が全員が入所できない。	厚生労働省 文部科学省		
1245	1245010	4	塩竈市	4203	外国産水産物の(身・スケウ、たら等)入札特区	01		-	-	外国の生産者が輸入者とならないことから、保証措置できず、日本国内の入札ができないため、日本の水産物輸入業者は、現地で買付け、入札(買付け)に参加している。このことは、必ずしも効果的ではないので、国内で入札(買付け)できるようにしたい。	輸入に関する関税法第6条において、納税義務者は輸入者となり、非居住者(関税法第117条)である外国生産者は、保証措置内での保証者の入札を確保できない。	非居住者である外国生産者を輸入者となし、日本で入札できるようにする。	外国の生産者が日本で入札できないのは、関税の納税義務とならず、保証申請もできないため。	財務省	0700400		
1246	1246010	8	茨城県	8000	国際物流特区	01	CIQの業務委託による一元化			CIQに要する時間を短縮し、コスト削減を図るため	CIQの業務について	国の関係省庁が、共同で業務委託を行うことにより、手続きが一元化され、時間短縮、コスト削減が図れる。	検査など専門性の必要な分野については国を退職した職員の採用等で対応する。	CIQの手続きを行う場合、所管官庁が違つため、それぞれの官公署へ行かなければならぬため、時間的ロスやコスト増などの問題がある。	財務省 法務省 厚生労働省 農林水産省	0500940 0700970 1002042	
1246	1246020	8	茨城県	8000	国際物流特区	02	保税地域搬入前の通関処理の実施	7343	D	船上において通関することにより、物流の時間短縮、コスト削減が図れるため。	輸入申告は原則として関税法第67条の2により、貨物を保税地域に搬入した後に行うことになっていることについて	保税地域の搬入前にFAX等により船上通関ができるようにする。	実績のある信頼性の高い貨物に限定する。	現状では、関税法第67条の2により保税地域搬入後に通関を行うことになっている。	財務省	0700180	
1246	1246030	8	茨城県	8000	国際物流特区	03	保税運送に係る手続きの免除			保税運送に係る申告、承認等の手続きについて簡素化し、時間短縮が図れるように	保税運送については、関税法第63条により、税関長への申告、承認等の手続きが必要とされていることについて	個別の保税運送に係る手続きを廃止する。	保税地域において貨物を管理する者が帳簿を設け、管理する。	保税運送については、税関長に申告し、その承認を受けなければ外国貨物のまま運送することができない。	財務省	0700220	
1246	1246040	8	茨城県	8000	国際物流特区	04	指定保税地域で扱える貨物や期間の規制の緩和			港湾物流のコスト低減や円滑な取扱いを図るため	関税法第37条により、指定保税地域において扱える貨物は外国貨物に限定されており、また関税法第79条により搬入期間は1ヶ月とされていることについて	内国貨物の取扱いについて規制を緩和し、設置期間についても延長を認める。	指定保税地域では、取り扱える貨物が限られ、また、搬入期間は1ヶ月となっている。	財務省	0700350 0700360		
1246	1246050	8	茨城県	8000	国際物流特区	05	カポターージュ(国内輸送の自国運送業者への留保)に係る規制の緩和	12205	C-1	常陸那珂川は輸入経過の状況にあり、カポターージュ規制の緩和により、空コンテナの有効活用や新たな航路開設が見込めるため。	外国船舶による空コンテナ輸送ができるようになるため	船舶法第3条により、国内の輸送は、自国船舶に限られていることについて	空コンテナ輸送について外国船舶による輸送ができるようになる。	空コンテナ輸送に限って規制を緩和する。	現状では、船舶法第3条の規定により、外国船舶による輸送はできない。また、空コンテナ輸送は、内国貨物運送法第66条(関税法第66条)を行えば可能であるが、手続きが煩雑であり、税関へのコンテナリストの提出のみで認められるよう規制を緩和する。	国土交通省	1209030
1246	1246060	8	茨城県	8000	国際物流特区	06	車両の高さ制限の緩和	12401-001 12401-002	C-1 B	国際海上コンテナの輸送を円滑に行えるようするため	車両制限令第3条により、道路を自由に走行できる車両の車高は原則3.8mに制限されていることについて	国際海上コンテナの輸送について、4.1mまで高さ制限を緩和する。	特区内及びあらかじめ指定した特区と特区を結ぶルートに限るものとする。	車高が3.8mを超える場合には、道路管理者の許可を受けなければならない。	国土交通省 警察庁	0100130 1205130	
1246	1246070	8	茨城県	8000	国際物流特区	07	返還財産の留保地の処分先への民間業者の追加	7107	E-2	「税の減免、補助金等の交付要件に関するもの等」に該当することなく、競争原則に基づいた処分(企画提案により選定された候補者による競争入札方式等)により、民間業者への用途制限を緩和しようとするもの	ひたちなか地区への物流機能集積を促進するうえで、民間業者による第44回国有財産中央審議委員会からの留保地利用に関する公用・公共用の用途指定について	公用・公共用の用途指定を解除し、民間業者による民間利用を認める。	留保地については、「留保地利用計画(今後策定)」に基づき事業を行い、企画提案により候補者を決定し、候補者による競争入札を行う。	留保地については、国有財産中央審議委員会により、利用目的が公用・公共用に限定されており、民間業者による民間利用が認められていない。	財務省	0700870	
1246	1246080	8	茨城県	8000	国際物流特区	08	返還財産の留保地の処分先への民間業者の追加(買付け可能化)	7107	E-2	「税の減免、補助金等の交付要件に関するもの等」に該当することなく、競争原則に基づいた処分(企画提案により選定された候補者による競争入札方式等)により、民間業者への用途制限を緩和しようとするもの	ひたちなか地区への物流機能集積を促進するうえで、民間業者による留保地の民間利用(民間活力の導入)が不可欠であることから	普通財産取得指針第30条第5項により、普通財産の新規の有償買付けを公用・公共用の用途に限定している事項について	事業用地権などによる民間業者への新規買付、または三分割をした民間業者への新規買付を導入し、民間業者が留保地を利用し易いようにする。	留保地については、「留保地利用計画(今後策定)」に基づき事業を行い、企画提案により候補者を決定し、候補者による競争入札を行う。	普通財産の民間への新規有償買付けは、材料置場等としての短期間使用に限定されており、民間業者の利用ニーズに合わない。	財務省	0700880

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1246	1246090	8	茨城県	8000	国際物流特区	09	工業団地造成事業で造成された敷地の賃貸の可能化	12814	D	土地の譲受人について、SPC(特別目的会社)やリース業者についても対象としたため	土地の譲受人の資格を認めるため	首都圏整備法においては、分譲先は自ら工場を運営する者に限られていることについて	土地の譲受人の資格をSPC(特別目的会社)、リース業者等に拡大する。	リース先は自ら工場を運営する者に限る。	分譲先は自ら工場を運営する者に限られているため	国土交通省	1203080 1203090
1246	1246100	8	茨城県	8000	国際物流特区	10	保税蔵置場の距離要件の緩和			保税蔵置場に係る場所的要件があるため、立地態をもつ企業のニーズに応じることができない状況にあることから	保税蔵置場内において、当該施設の所在地を管轄する税関官署からの距離がおおむね254mメートル以内とされている距離要件について	税関官署から2.5km以上離れた場所でも保税蔵置場が設置できるようにする。	保税蔵置場の許可基準については、関税法基本通達43-1(2)により、税関官署からおおむね25km以内とされており、既存の流通業務団地内等において保税蔵置場が設置できないなどの支障がある。	財務省	0700310		
1246	1246110	8	茨城県	8000	国際物流特区	11	森林法に基づく林地開発許可要件の緩和			流通業務団地造成事業に当たり、林地開発許可基準(工場、事業場の設置の場合)により概ね2.5%以上の森林を確保する必要があることから、進出企業にも相当程度の高齢林(適宜森林)の確保を求めざるを得ず、また、造成コストが属むことから	流通業務団地造成事業に対する林地開発許可基準について	森林率(概ね2.5%以上)を引き下げる。	特別の対象となる範囲を特区内の流通業務団地に限定する。	林地開発基準を高たすため、流通業務団地内の進出企業にも企業内緑地(造成森林)の確保を求める必要があるため、購入用地の有効活用に支障が生ずる。	農林水産省	1003080	
1246	1246120	8	茨城県	8000	国際物流特区	12	「流通業務団地」内における施設建設規制の緩和	12522	D	立地施設が「流通業務団地の都市計画」に適合しない場合は、都市計画変更より対応すべきとの見解であるが、流通業務団地造成事業として租税特別措置法の適用を受けており、区域の変更は事実上困難である	流通業務団地に立地できる施設が流通業務施設(法第5条第1項第1-6号)に限定されているため、最近の物流業界の増設施設(流通過程での流通加工、販売機能等を併設した施設)等のニーズに対応できない状況にあることから	流通業務団地内において立地できる施設が公益施設及び公益施設以外は流通業務施設に限定されていることについて	・流通業務施設に付随する施設(流通過程での流通加工、販売機能等を併設した施設)の立地を認める。 ・流通業務に付随する施設(小売店舗、リサイクル施設等)についても、流通業務団地面積の一定割合(40%程度)まで流通業務施設用地に立地を認める。	法第5条但し書きを準用し流通業務団地の機能を有するおそれがないと都道府県知事が認めた場合に限定する。	流通業務団地内に立地できる施設(公共施設、公益施設以外)は、流通業務施設に限定されており、流通加工等の複合施設や小売施設等の流通業務の立地ニーズに対応できない。	国土交通省	1203300
1246	1246130	8	茨城県	8000	国際物流特区	13	「流通業務団地」の分譲方法の緩和			流通業務団地の造成敷地の処分方法に制限があるため、最近の物流業界の初期投資の抑制と投資リスクの軽減を図るための賃貸方式及びリース方式の用地提供ニーズに対応できない状況にあることから	流通業務団地の造成敷地の処分方法に当たって、処分計画として処分方法及び処分価格に関する事項を定めることとされ(処分=売却)とされること、造成敷地の譲受人のみならず流通業務施設を運営しようとする者とされていることについて	処分計画中に公事による賃貸を認めるとともに、譲受人の資格の緩和を認めることによりリース方式の用地提供方法を認める。	造成敷地が流通業務施設として使用されるよう担保措置を講ずる。	流通業務団地の造成敷地の譲受人のみならず流通業務施設を運営する者としており、賃貸やリース方式の用地提供ニーズに対応できない。	国土交通省	1203310	
1246	1246140	8	茨城県	8000	国際物流特区	14	医薬品の保管場所における薬剤師の配置の撤廃			医薬品卸売業者(卸売一般販売業の許可を受けた者)又は同者から委託した物流企業が、許可店舗以外に配送施設を設置する場合は、独立した店舗として薬剤師を配置して許可を受ける必要があり、医薬品の物流コストの上昇につながるから、	医薬品卸売業者等が許可店舗以外の場所に配送施設(搬入、仕分け、保管等)を設置する場合の許可基準について	薬剤師の配置を撤廃する。	特別の対象となる範囲を特区内に限り、かつ適正な保管方法等の代替措置を講ずる。	医薬品卸売業者等が配送施設を設置する場合は、独立した店舗として薬剤師を配置し卸売一般販売業の許可を受ける必要があり、物流コストの上昇要因となっている。	厚生労働省		
1246	1246150	8	茨城県	8000	国際物流特区	15	高速道路の短区間特別低料金制	12402	E-2	物流コスト低減化や利用拡大を図るため	高速料金が低いため、輸出入貨物を運搬するトラックなど輸送車両の利用が進んでいない状況にあることから	高速道路の料金について	割引制度を導入し、国が通行料を引き下げに伴う減収分の補填を行う。また低料金を導入する。	特定の区間、特定の車種について実施する。	高速道路の料金が低いため、トラック等の利用が進んでいない状況にある。	国土交通省	1205190
1247	1247010	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	01	他の防油(液)堤配管の通過制限の撤廃	4810	C-1	当要望については、前回要望時に高圧ガス関係(経済産業省)では緩和を了承して頂いていることから、危険物関係について再度要望するもの。	タンク・敷設配管等の効率的かつ最適な設備配置による、工場用地の効率的活用及び配管等建設コストの低減を図る。	防油(液)堤内を他の防油(液)堤の配管が通過することを規制していることに関して、	高圧ガス関係(経済産業省)と同様に、危険物関係についても「特区内対応」として当該規制を撤廃する。	危険物漏洩を防ぐための二重配管構造等防油堤の内外に設備を設置する等安全が確保される代替措置を講ずる。	防油堤内の配管設置については、危険物の規制に関する規則第22条第2項第11号により、他屋外貯蔵タンクの配管の通過を制限されており、タンク等の非効率な設備を余儀なくされ、結果として配管迂回等による用地の非効率的な配管建設費の増加が生じている。	総務省(消防庁)	0404120
1247	1247020	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	02	合同事業所内の危険物配管通過制限の撤廃			合同事業所を構成している事業所(合弁会社)であれば、自社の敷地内と同様に配管通過を可能とすることにより、迂回用パイプブロックの設置等の必要をなくし、敷地の効率的利用やコスト削減を図る。	危険物の規制に関する政令第3条第3項第3号により規定されている移送取扱所の取扱いについて	合同事業所であれば、他社敷地(100mを超える)を通過する配管を新設する場合であっても、敷設の配管と同じように一般取扱所として取扱えるようにする。	保安体制が一元化されており、	他社敷地(100mを超える)を通過する配管は、危険物の規制に関する政令に定める移送取扱所に該当してしまいうため、合同事業所内であっても、パイプブロック等で迂回させたりして、非効率的な配置にせざるをえなくなっている。	総務省消防庁	0404130	
1247	1247030	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	03	過酸化水素(第6類酸化性液体)の保有空地の縮小			保有空地の縮小により、危険物施設の有効かつ効率的な配置が可能となるとともに、付帯設備費用の圧縮を図る。	危険物の規制に関する規則第15条において、空地の幅を減らすことのできる危険物は引火点が70度以上の第四類危険物に限定されている範囲について、	過酸化水素については、引火性も可燃性もなく、濃度60%の取り扱いは、非常に安定した物質であることから、昭和39年の規制改正前と同じように、過酸化水素(第6類酸化性液体)についても、空地の幅を減らすことのできる特別の対象とする。	鹿島コンビナートは、建設当初から工業専用と住居地域を分離する形で計画的に配管されており、施設レイアウトも防災上の考慮が行われている。	空地の幅を減らすことのできる特別については、危険物の規制に関する規則第15条により、引火点70度以上の第四類危険物に限定されているため、過酸化水素については、空地の幅を減らすことができない。	総務省(消防庁)	0404140	
1247	1247040	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	04	危険物移送取扱所に関する規制緩和(①耐圧試験基準の緩和)	4807	E-2	前回要望時に一般取扱所並の規制緩和を要望したところ、より具体的な内容での要望を指示されたため再度要望するもの。	コンビナート(特区)の有機結合強化・促進、性能規定化の促進を図る。	危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第42条において、配管等の耐圧試験について24時間水圧試験を必要としているところを、	不燃性気体(窒素等)による漏洩検出での代替を認める。	溶接部門の非破壊検査を100%実施する。	配管の耐圧試験については、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第42条により、水を用いた24時間水圧試験となっているため、試験中の外気温変化による圧力変動、試験後の水分除去に時間と費用を要している。	総務省(消防庁)	0404150
1247	1247050	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	05	危険物移送取扱所に関する規制緩和(②配管等材料規格の緩和)	4807	E-2	前回要望時に一般取扱所並の規制緩和を要望したところ、より具体的な内容での要望を指示されたため再度要望するもの。	コンビナート(特区)の有機結合強化・促進、性能規定化の促進を図る。	危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第5条において、日本工業規格G3454「圧力配管用炭素鋼管」と定められている危険物移送取扱所に採用できる配管等の材料規格に関して、	日本工業規格G3452「配管用炭素鋼管」の使用を容認する。	・オーバーラック ・地下のボックスカウル ・一定規定圧力以下の設計による場合に限る。	配管の材料については、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第5条により、日本工業規格G3454「圧力配管用炭素鋼管」以上の使用が要求されており、土圧等がからず規定圧力の場合であっても必要以上の規格使用を容認されている。	総務省(消防庁)	0404160
1247	1247060	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	06	コンビナート内における副産物の非課税化			コンビナート内における留分の有効活用(コンビナート競争力強化)を図る。	石油税法第3条及び揮発油税法第1条において課税対象とされているコンビナート(特区)内の製造過程で副産する副産品について、	コンビナート内で消費される場合は、用途の如何にかかわらず、石油税及び揮発油税を非課税とする。 [コンビナート・ルネサンス事業で実施されているC7留分のMT酸化の際に石油税がかけられている。]	なし	コンビナートにおいて製品製造過程で副産する副産品については、石油税法第9条及び揮発油税法第1条により課税対象とされており、コンビナート内で消費されるにもかかわらず性状(カーボン数、比重等)・用途等によっては、課税対象となる場合もあるため、留分有効活用の妨げとなっている。	財務省	0700890	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(分類コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的な要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1247	1247070	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	07	配管の第1種圧力容器適用に係る緩和				第1種圧力容器を接続する配管を第1種圧力容器の適用除外とすることにより、建設コストの低減(=コスト競争力の強化)を図る。	昭和50年度全国工作責任者大会「問9」に対する回答により、第一種圧力容器として取り扱われている第一種圧力容器と第一種圧力容器とを接続する内径300mmを超える配管(バルブ無し)について、	第一種圧力容器の適用除外とする。	なし	当該連絡管については、昭和50年度全国工作責任者大会において、第一種圧力容器の取扱とされたため、消滅検査及び構造検査を実施し最終確認後全体として構造検査を受ける必要がある。	厚生労働省	
1247	1247080	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	08	高圧ガス保安検査期間の弾力的な運用				高圧ガス保安検査実施日を、県と事業所の調整事項とし、前年度受検日から1年を超えた日であっても実施できるようにすることにより、プラント全体で受検日の調整ができ、顧客・市場の要求に応える製造供給が可能となる。	コンビナート等保安規則第34条で、1年に1回と規定されている都道府県知事が行う高圧ガス特定施設の保安検査の周期について	県と事業所との調整事項とし、前年度受検日から1年を超えた日であっても受検できるようにする。[「コンビナートの定期整理の平準化が課題となっている。」]	なし	高圧ガス特定施設の保安検査は、コンビナート等保安規則第34条より1年に1回1回行われるが、必然的に検査日程が繰り上がり、生産日程に支障が生ずるケースがある。	経済産業省	1150140
1247	1247090	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	09	鉄鋼スラッグの輸出にかかる弾力的な運用				エージングor水砕処理した優良なスラッグについて「質材(鉄鋼材・セメント材)」として認可頂き、量増大による「産物を輸送する際の越境審査」(FOB<0の場合)の手続きを簡便化することにより、当該スラッグの円滑な輸出を促進する。	廃棄物処理法第2条で、FOB<0の場合、廃棄物として取り扱われているエージングor水砕処理した優良なスラッグについて、	鉄鋼スラッグは有効にリサイクル利用されている実績があり、グリーン購入の調達項目にも指定されている製品でもあるので、FOB<0であっても産物ではなく、「質材(鉄鋼材・セメント材)」として認めたい。(それが困難な場合であっても、産物の輸出にかかる運送コストの増大)について、簡便な手続きのみで、海外へ輸出可能としてほしい。	なし	鉄鋼スラッグは造路用路盤材やセメント原料等として有効にリサイクル活用されている。鹿島製鉄所の場合、粗鋼生産量が年間700万トンとすると、高炉スラッグが約200万トン、製鋼スラッグが約70万トンと発生する。約200万トンの産物として、製鉄工程に再利用率100%となっている。しかし、公共工事の減少やセメント生産量の減少等に併し需要が減少してきており、近い将来は輸出に頼らざるを得ない状況も予測される。	環境省	1300400
1247	1247100	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	10	再生利用認定制度の拡大(梱包木(木くず)の有効活用)				再生利用認定制度の品目に梱包木(木くず)を追加することにより、産物会社の梱包木について、転炉での使用(有効なリサイクル利用(炭素調整材))を図る。	再生利用認定制度の品目について	再生利用認定制度の品目に関連会社の梱包木(木くず)を詳細に調べてほしい。(チップ化等の加工処理を行うことなく転炉でのしようを可能とする。)	なし	梱包用側板、パレット等が年間約9千トン発生。現状では、木材チップへの加工処理後(年間約3-5千トン)、転炉使用時サイズが小さくなり集塵機に吸引され、炉心の積中に入っていない事情もある。転炉で利用する場合には、加工処理しないまま利用するの最も有効である。	環境省	1300560
1247	1247110	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	11	高圧ガス施設の停止検査の自主基準化		11658	D	農指導のリスクマネジメント委員会による企業の自主基準の審査並びに継続審査を実施することにより、先行的に先進諸外国並みの停止検査周期に合わせるための審査(規制なし:米、英、蘭、シカネール、1回/4年:他、1回/4年:仏)	原則年1回のプラントを停止して行う保安検査を、自主基準をベースとした周期で停止もしくは運転時の保安検査として、コンビナート全体の運転運転を可能として、生産性向上(コンビナートの競争力の強化)を図る。	高圧ガス保安法第35条において、都道府県知事が行うとされている高圧ガス特定施設における保安検査について、	農指導のリスクマネジメント委員会による企業の自主基準の審査並びに継続審査	現行制度は一定の保安管理並びに技術レベルを満たす企業への「認定制度」となっている。しかし、コンビナートには技術的な問題ではなく、体制面で「現行の認可条件を満たさない」規程事業者もあることから、認定事業者も、一部の企業の停止検査のために、その稼働率を下げた運転を余儀なくされ、コンビナートとしての総合効率が発揮できない状況にある。	経済産業省	1150010
1247	1247120	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	12	ボイラー-第1種圧力容器の停止開放検査の自主基準化		9139	B	農指導のリスクマネジメント委員会による企業の自主基準の審査並びに継続審査を実施することにより、先行的に先進諸外国並みの停止検査周期に合わせるための審査(規制なし:米、英、蘭、シカネール、1回/4年:他、1回/4年:仏)	原則年1回のプラントを停止し、開放して行う性能検査を、自主基準をベースとした周期で停止時の開放検査(もしくは運転時の開放による性能検査)として、コンビナート全体の運転運転を可能として、生産性向上(コンビナートの競争力の強化)を図る。	労働安全衛生法で定めるボイラー及び第一種圧力容器の性能検査について	農指導のリスクマネジメント委員会による企業の自主基準の審査並びに継続審査	現行制度は一定の保安管理並びに技術レベルを満たす企業への「認定制度」となっている。しかし、コンビナートには技術的な問題ではなく、体制面で「現行の認可条件を満たさない」規程事業者もあることから、認定事業者も、一部の企業の停止検査のために、その稼働率を下げた運転を余儀なくされ、コンビナートとしての総合効率が発揮できない状況にある。また、ボイラー等は、毎年、停止時、運転時に労働基準監督署又は「性能検査代行機関」による性能検査を受けなければならない。その性能検査代行機関は、日本ボイラー協会、日本ボイラー・トレーラー	厚生労働省	
1247	1247130	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	13	レイアウト新設・変更審査を、コンビナートの実情を把握している市町村消防本部が行うことにより、より効果的な指導と迅速な審査を行うことが可能となる。また、審査に要する期間を短縮され、事業者が効率的な事業展開を図ることができる。				レイアウト新設・変更審査を、コンビナートの実情を把握している市町村消防本部が行うことにより、より効果的な指導と迅速な審査を行うことが可能となる。また、審査に要する期間を短縮され、事業者が効率的な事業展開を図ることができる。	石油コンビナート等災害防止法第7条で主務大臣と定められているレイアウト新設・変更届出先について	その権限を市町村長に委譲する。	鹿島コンビナートは、建設当初から工業専用と住居地域を分離する形で計画的に配置されており、施設レイアウトも防災上の考慮が行われている。	総務省(消防庁) 経済産業省	0404110 1150100	
1247	1247140	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	14	第20号タンクの完成検査適用除外範囲の拡大				指定数量未満かつ1,000リットル未満の危険物を取り扱うタンクについては、第20号タンクの規制を除外することにより、施設完成までのスピードアップを行うことにより、ファイナクミカル事業においては極めて重要な製品化までの時間短縮を図る。	危険物の規制に関する政令第9条第1項第20号の適用除外とされている指定数量の5分の1未満という基準について、	[企業] 指定数量未満かつ、000リットル未満とする。 [企業] 第20号タンクの基準で作製し、市町村長へ届け出を行う。	なし	危険物を取り扱うタンクの基準については、危険物の規制に関する政令第9条第1項第20号により、指定数量の1/5以上が適用となるが、多量少量生産のファイナクミカル事業においては、小容量タンク(指定数量未満)がほとんどであることにより、取扱危険物の変更も多く、完成検査等に非常に時間を要している。	総務省(消防庁)	0404170
1247	1247150	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	15	仮設実験施設における実証試験にかかわる危険物仮取扱い制度の新設				仮設実験施設における実証試験にかかわる危険物仮取扱い期間を最大60日とすることにより、鹿島地区をつくば・東海地区等での研究開発の実証試験の場として推進し、研究・開発のスピードの向上及び安全を確保しつつ実証試験設備の経済合理性を図り、国際競争力強化の一助とする。	消防法第10条第1項ただし書きで、10日間と定められている仮取扱い期間について	仮設実験施設における実証試験にかかわる危険物の仮取扱い期間を最大60日とする制度を新たに設けてほしい。	・SA(セーフティエスマン)の実施 ・実証試験計画書の提出 ・地 ・実証試験後速やかに撤去	一般的に研究結果の実証試験については、数週間から数ヶ月を要する事が多いが、仮取扱い認められれば期間は10日間であるため、実証試験設備は、危険物仮取扱いの設置許可申請が必要となり、手続きのみならず構造基準等についても一律本格的設備対応が必要とされる。	総務省(消防庁)	0404180
1247	1247160	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	16	産業活性化のための特例税制(加速度償却制度の導入、残存価格制度廃止)の設置				素材産業の国際競争力強化や高付加価値化に向けたプラントの構造転換の推進 合理的な保安規制の緩和を図り、生産性の高いプラントへの転換を進めるとともに、最新の(フライング)プラント等に合わせた「急進的な技術革新」のなかで、実験期間が短い減価償却制度を整えることが重要である。例えば、海外の税法(米国等)では、機械・設備の種類を問わずに分けて定額法の1.5-2倍程度のスピードで償却できる。我が国の減価償却制度は長期にわたっており、国際的なコスト競争のなかで、特に、素材産業(装置産業)には、致命的な問題となっており、	現行の減価償却制度について	特区に立地する企業の事業構造改革や新たな企業の特進出を促進するため、特区内において建設されるすべての設備を対象として、加速度償却制度の導入(事業構造に合わせたフレキシブルな償却期間の設定)、残存価格制度の廃止、法人税法上の欠損金における前期繰戻金及び翌期以降20年間の繰越控除、内容をとした減価償却制度に改める。	地域(県・市町村)でも真に海外と同等レベルの国際競争力の有する産業拠点(=経済特区)とするため、新規立地に対する優遇的措置(法人事業税・不動産取得税・固定資産税)導入を検討している。	鹿島臨海工業地帯等は、国際競争に晒されている投資意欲型企業が多く立地している。こうした企業から競争力を回復し成長するためには、課外課外でのスケールアップと研究開発を促進する税制の下で事業構造改革を進めることが不可欠となっている。	財務省	0700900
1248	1248010	8	茨城県	801	つくば・東海・日立知の特	01	入札参加者の統一の資格付与の簡便		7106	D	「第一次提案の回答では、予算決算計令第73条に基づき、技術力がより重要な調達案件については、契約担当官等の判断により、すべての事業者を入札参加対象とし、技術力の条件を付与することが可能としている。しかしながら、関係に関しては明確な判断基準がなく、各公的機関では履行の確保のために国の統一の基準を適用しているのが実態であり、ベンチャー企業等の技術力ある企業の入札参加機会拡大を図るためには、当該統一の基準の特例が必要である。	官民合わせて、世界有数の研究拠点を擁しているつくば地区、我が国を代表する原子力研究拠点となっている東海地区の研究開発の実用化を図り、新産業の創出等を目的とする「つくば発新産業創出プログラム」(東海地区)、「東海地区」事業を推進し、我が国、公的研究機関の高度化を推進し、ベンチャー企業や中小企業等の受注機会の増大、経営安定、起業意欲促進を図る。	研究開発に係る調達において、ベンチャーや研究開発型企業など技術力ある企業に対しては、現行の統一の資格ランクによる入札参加制限を適用せず、個別案件ごとに実力に基づき、企業規模等を問わない新たな評価基準を適用し、入札参加機会を拡大を図る。また、ベンチャー企業や研究開発型企業などの経営安定、起業意欲の促進を図ることにより、特定分野での技術力ある企業の育成、新産業の創出を促進する。	統一の資格基準に変わる技術力の評価を行う信用保証システムの導入 一般的に調達ではなく研究開発に関する調達に限定する	平成13年1月10日各府省庁長官計課長公示「競争参加者の資格に関する公示」において統一の入札参加資格基準が定められており、それに基づき、会計担当官の判断により参加資格ランクが決定されているのが現状であり、参加力があっても最下ランクに分類されているベンチャー企業等の入札参加機会を狭めている。	財務省	0700910
1248	1248020	8	茨城県	801	つくば・東海・日立知の特	02	返還財産の留保地の処分先への民間業者の追加		7107	E-2	「税の減免、補助金等の交付要件に関するもの」に該当することなく、競争原則に基づいた処分(企画提案により選定された候補者による競争入札方式)により、民間利用への用途制限を緩和しようとするもの	第44回国有財産中央審議会答申の留保地利用に関する公用・公共用の用途限定について	公用・公共用の用途限定を解除し、民間業者による民間利用を容認する	「留保地利用計画(今後策定)」に基づき事業を行い、企画提案により候補者を決定し、候補者による競争入札を行う	留保地については、国有財産中央審議会答申により、利用目的が公用・公共用に限定されており、民間業者による民間利用が認められていない	財務省	0700920

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代償措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード	
1248	1248030	8	茨城県	801	つば、東海・日立知の特	03	返還財産の留保地の処分先への民間業者の追加(貸付け可能)	7107	E-2	「税の減免、補助金等の交付要件に関するもの等に該当することなく、競争原則に基づいた処分(企画提案により選定された候補者による競争入札方式等)により、民間業者への用途制限を緩和しようとするもの	ひたちなか地区への研究基盤・産業集積を促進するうえで、民間業者による留保地の民間利用(民間力の導入)が不可欠であることから	普通財産取戻規則第30条第5項により、普通財産の新規の有償貸付けを公用、公共利用への用途に限定している事項について	事業用地増地権などによる民間業者への新規貸付、または三七七を介した民間業者への新規貸付を導入し、民間業者が留保地を利用し易いようにする	「留保地利用計画(今後策定)」に基づき募集を行い、企画提案により候補者を決定し、候補者による競争入札を行う	普通財産の民間への新規有償貸付けは、材質置場等としての短期間使用に限定されており、民間業者の利用ニーズに合わない	財務省	0700930	
1248	1248040	8	茨城県	801	つば、東海・日立知の特	04	大学(学部・学科を含む)等の設置及び廃止にあたっての手續の簡素化(文部科学大臣等の認可を届出制へ移行)	8401	C-1	産学の課題に即応して、柔軟で実践的な教育研究を行うため、学位の種類・分野の拡大を伴う学部・学科等の新設・廃止を許可制から届出制とする(完全自由化)が必要である。本提案では、研究独法と既設の大学が一体となって大学院を設置・運営することを想定しており、これらは形式的にもきわめて高い公共性、安定性、継続性を有していることから、大学の国際的通用性、質の確保の観点から支障はない。	研究独法を中核とし、産学官が連携して設置する大学院において、その主体的な判断により、機動的性の高い教育研究を行うための	大学の学部、大学院及び大学院の研究所の設置廃止、設置の変更その他政令で定める事項は、文部科学大臣の認可を受けなければならない(一定の要件(学位の種類・分野の変更を伴わないの場合)に、学部・学科等の新設・廃止を許可から届出へ緩和することとしており、これを越える完全自由化は、大学の国際的通用性、質の確保の観点から不適切であるとして)ることについて	大学の学部、大学院及び大学院の研究所の設置廃止、設置の変更その他政令で定める事項は、文部科学大臣の認可を受けなければならない(一定の要件(学位の種類・分野の変更を伴わないの場合)に、学部・学科等の新設・廃止を許可から届出へ緩和することとしており、これを越える完全自由化は、大学の国際的通用性、質の確保の観点から不適切であるとして)ることについて	学位の種類・分野の変更を伴う学部・学科等の設置・廃止は、文部科学大臣の認可を受けなければならないと定められており(学校教育法第4条)、大学の主体的な判断による、機動的性の高い教育研究の推進となる。	不変	学位の種類・分野の変更を伴う学部・学科等の設置・廃止は、文部科学大臣の認可を受けなければならないと定められており(学校教育法第4条)、大学の主体的な判断による、機動的性の高い教育研究の推進となる。	文部科学省	
1248	1248050	8	茨城県	801	つば、東海・日立知の特	05	学校設置主体の要件の緩和(株式会社等による学校経営等)	8002	C-1	有望分野に資源を集中し、実用化に重点をおいた教育研究を行うため、研究独法を中核とし、産学官が連携して大学院を設置する必要がある。このほか、特に大学院レベルでの社会人の職業実務教育は、各分野の特性に応じた柔軟で実践的な教育を展開することが重要であり、企業の参加が必要である。	従来の組織や研究分野の枠組みを超えた融合教育と、産業界の分野における研究者や高度で専門的な職業能力を有する技術者の養成を充実させるため	学校は、国、地方公共団体及び学校法人のみが、これを設置することができる(学校教育法第68条の2、学位規則第3条～第4条)。また、私立学校法第2条第1項第1号に規定されていることについて	学校は、国、地方公共団体及び学校法人のみが、これを設置することができる(学校教育法第68条の2、学位規則第3条～第4条)。また、私立学校法第2条第1項第1号に規定されていることについて	学校法人と関係の認可時における審査(審査の項目と内容は相当程度簡略化)	学校は、国、地方公共団体及び学校法人のみが、これを設置することができる(学校教育法第68条の2、学位規則第3条～第4条)。また、私立学校法第2条第1項第1号に規定されていることについて	文部科学省		
1248	1248060	8	茨城県	801	つば、東海・日立知の特	06	大学院教育を行う独立行政法人等による学位授与	-	-	本提案は、産業界育成の新たな枠組みとして、既設の大学院のなかに、研究独法を主体とする研究科・専攻を設置し、その独自の判断により教育研究を行うことが可能にしようとするものであり、その場合の学位授与は当該研究独法が行うことが適当である。	研究独法を中核とし、産学官が連携して設置する大学院において、その主体的な判断により、機動的性の高い教育研究を行うための	大学は、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を授与するものとされていることについて	大学院の研究科・専攻の設置主体である研究独法が、学位を授与することができることとする必要がある。	不変	学位の授与は、大学院を置く大学が行うことと定められており、(学校教育法第68条の2、学位規則第3条～第4条)、本提案において、既設の大学院のなかに研究科・専攻を設置する研究独法を追加する必要がある。	文部科学省		
1249	1249010	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	01	外国人の在留資格要件の緩和(留学生の在留資格取得要件の緩和)	5202	A	今回の政府の対応については、「研究」資格の外国人のみを対象とされていない。また、福岡での就職、起業を希望する留学生が多いが、留学生在が大学等を卒業後、福岡において就職、起業するまでの期間の活動に相当する在留資格がなく、また、それらの活動は、福岡に滞在して行なう必要がある。	福岡はアジアと地理的、経済的な結びつきが強く、アジアのビジネス拠点としてのポテンシャルを有しており、「不動産所有が在留資格要件となる」というシンプルで柔軟な在留資格の創設や、企業内転勤その他の投資・経営に依る在留制限の緩和により、外国資本の導入を促進し、日本経済不況の大きな要因の一つとなっている不動産市場の低迷を打破し、アジアを中心とする外国との往来を活性化させる。	出入国管理及び難民認定法において、留学生の卒業後の就職活動が認められていないことについて	「留学」の在留資格の活動に特区内の大学等を優秀な成績で卒業した学生の就職活動等に加え、卒業後1年間の滞在を認め、優秀な外国人の就職を促進する。	留学生の卒業後の滞在に伴う懸念については、大学や自治体等の公的機関が身元保証も兼ねた支援措置を講じる。	日本での就職を希望する留学生が、卒業後スムーズに日本で就労できない。また、卒業後、福岡で就職、起業を希望する留学生は多いが、卒業後すぐに就職等が決められないことが多く、福岡と海外の経済交流の担い手として、卒業後の留学生がそのまま福岡で就職、起業できるような仕組みをつくることによる企業の意見がある。	法務省	0500410	
1249	1249020	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	02	外国人の在留資格要件の緩和(技術者の在留資格取得要件の緩和)	5202	A	今回の政府の対応については、「研究」資格の外国人のみを対象とされていない。また、外国人で高度な技術をもった人材をスムーズに受け入れることは福岡への産業・環境の集積を促進し、地域経済の活性化につながるものである。	福岡は情報関連産業が集積し、高度情報通信基盤の整備やアジアのシステムLSI設計開発拠点化を目指すシリコンシリコンシリコンプロジェクトの推進など、産業・環境集積を活用した知の拠点を創出しており、高度な技術を持った外国人技術者の導入を促進する。	出入国管理及び難民認定法において、技術者の在留資格取得にあたっては、理科学の分野の学部卒業又は10年以上の実務経験が必要などの制限があることについて	特区内で従事する外国人技術者への「技術」の在留資格取得に必要な「10年以上の実務経験」を「3年以上」に短縮する	当該技術者の就労状況等について当該自治体への定期的な報告を義務づける	外国人技術者で、高い技術を持っていて、理工系の大学卒業又は10年以上の実務経験がない「技術」の在留資格を取得できない。	法務省	0500450	
1249	1249030	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	03	外国人の在留資格要件の緩和(「投資・経営」企業内転勤)の在留資格取得要件の緩和)	5202	A	今回の政府の対応については、「研究」資格の外国人のみを対象とされていない。外国人が日本で事業を立ち上げた後、数年間は利益が出にくいこともあり、その場合、利益の更新が困難である。また、企業内転勤のために海外での必要な勤務期間等は、当該企業の業務内容理解等のための必要最小限の前開以外は、当該企業に任せなければならない。	福岡はアジアと地理的、経済的な結びつきが強く、アジアのビジネス拠点としてのポテンシャルを有しており、「不動産所有が在留資格要件となる」というシンプルで柔軟な在留資格の創設や、企業内転勤その他の投資・経営に依る在留制限の緩和により、外国資本の導入を促進し、日本経済不況の大きな要因の一つとなっている不動産市場の低迷を打破し、アジアを中心とする外国との往来を活性化させる。	出入国管理及び難民認定法において、経営開始時の従業員数、事業管理者の経験年数、企業内転勤のための経験年数等に制限があることについて	外国人が、日本において事業を開始しようとする際に必要な従業員の雇用や、事業管理を行う外国人についての経営、管理経験等不要とし、企業内転勤に必要な直前の継続勤務期間を6ヶ月に短縮する。また、事業開始及び継続のための要件に、一定以上の特区指定区域内の不動産所有を加入する。	特区指定区域内の不動産所有について、土地の所有、事業所の確保等について当該自治体への定期的な報告を義務づける。	外国人が会社を設立する場合、2人以上の本邦居住常勤職員雇用が必要であるなどの制限がある。また、利益が出ていないと変更の更新は困難である。	法務省	0500950 0500980 0500970	
1249	1249040	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	04	就労時間制限のない「夜間MBA留学生」用ビザの創出			管理コード「6343」の類似の要請に対して、法務省は、「現行の包括許可に係る就労可能な時間をこれ以上伸長することは、学業と就労の主従の逆転につながる」が、ビジネススクール留学生在が学業を並立して行うことにより日本の企業を体験するということは、かつてビジネスを学ぶことには有益である。また、MBA在籍を前提としているため、無秩序な外国人労働者の流入につながることも考えられない。	国際競争力を持った産業を育成するためには、産業界の基盤を支える研究人材やアジアビジネスを担う新たな人材を育成することが必要である。そのため、九州大学では、平成15年4月にビジネススクールを開設する予定である。これは、広く社会人からも学生を集めるため、夜間及び土曜日に開講することとしている。世界に通用するビジネス・プロフェッショナル育成に向けて、海外からも優秀な学生を集めることとしており、留学生在が優秀な人材として活躍するためのアルバイトの時間制限の緩和を要請するもの。	出入国管理及び難民認定法第19条第2項により、留学生の就労が制限されていること	特区内では、夜間開講のビジネススクールで修学する留学生对し、昼間も時間短縮できるようにし、アジアを主とする世界から優秀な留学生の確保を促進する。	規制緩和の対象とする大学を限定。大学は、対象留学生の住居、出席状況等を定期的に入国管理事務所へ報告し、入国管理事務所が行う調査に大学は協力することとする。	夜間大学、大学院は昼間就業している社会人を対象にカリキュラム等が組まれている。外国人が昼間働いても修学に支障を来すことはなく、特にビジネススクールの場合には就労しながら学ぶことは有益である。しかし現行の入国管理法では、原則として1週28時間以内の就労に制限されており、これを越える場合は個別申請となり手続きが煩雑である。	法務省	0500990	
1249	1249050	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	05	公募増資の際の有価証券届出書の提出義務要件の緩和(発行・売却価額)	3350	C-1	投資家保護の観点から重要であるが、現在の規制では有望な技術シーズを持った企業では開発費も賄えない現状を踏まえ、再提案	国のスキームを活用した創発的中小企業創出支援事業(投資事業)の活用実績が全国有数であるなど、ベンチャー企業の資金調達ニーズが旺盛な本県においては、時宜に応じた十分な資金調達が必要不可欠であることから	証券取引法第4条において、公募増資の際に必要な有価証券届出書の届出義務が発生する資金調達額が1億円以上とされていることについて	3億円以上まで引き上げる		ベンチャー企業にとって大きな負担で、結果2年間で1億円の調達が必要とならなくなり、円滑な資金調達が阻害されている	金融庁		
1249	1249060	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	06	公募増資の際の有価証券届出書の提出義務要件の緩和(発行期間)	3351	C-1	投資家保護の観点から重要であるが、現在の規制では有望な技術シーズを持った企業では開発費も賄えない現状を踏まえ、再提案	国のスキームを活用した創発的中小企業創出支援事業(投資事業)の活用実績が全国有数であるなど、ベンチャー企業の資金調達ニーズが旺盛な本県においては、時宜に応じた十分な資金調達が必要不可欠であることから	特定有価証券の内容の開示に関する内閣府令第2条において、公募増資の際に必要な有価証券届出書の届出義務が発生する資金調達額が2億円以上とされていることについて	1年以内に短縮する		ベンチャー企業にとって大きな負担で、結果2年間で1億円の調達が必要とならなくなり、円滑な資金調達が阻害されている	金融庁		
1249	1249070	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	07	投資事業有価証券発行に際する組合員人数制限の緩和			ベンチャー企業とビジネスパートナーとのマッチング事業が盛況であるなど、ベンチャー企業の資金調達ニーズが旺盛で、支那の創業も本県においては、100人以上の投資家により構成される投資事業有価証券発行の成立も可能になり、ベンチャー企業の資金調達環境を整備するため。	中小企業等投資事業有価証券発行に関する法律第4条及び施行令第5条において、組合員の数が合計が100人以下とされていることについて	制限を撤廃する		組合員人数制限により、1口当たりの金額が大きくなるため、小口の投資家を募りにくい	経済産業省(中小企業庁)	1104080		
1249	1249080	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区	08	投資法人の能力の制限の緩和			市民の重要なベンチャー支援施策の展開を図る本県においては、投資法人を活用した地域密着型ハンズオン部隊を組み込んだ地域ファンドの創設が検討課題となっているが、その効率的な運用を図る必要があることから	投資信託及び投資法人に関する法律第198条において、登録投資法人の資産運用に係る業務委託を定めていること及び第63条第2項において、使用人の雇用を禁止していることについて	制限を撤廃する		投資法人自身がファンドマネージャーの派遣によるハンズオンでの指導を行うことができない	金融庁			
1249	1249090	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区	09	投資顧問業者の営業保証金供託要件の緩和及び認可の審査基準の緩和			投資法人を活用した地域密着型ハンズオン部隊を組み込んだ地域ファンドの創設が検討課題となっているが、資産運用を行う投資信託委託業者として、新たな投資顧問会社の設立を考えていること	有価証券に係る投資顧問の規制等に関する法律第10条及び第27条において、営業保証金の供託及び設立資本金が1億円以上とされていることについて	営業保証金の供託を撤廃するとともに、設立資本金を通常の株式会社設立と同額の1千万円以上に緩和する	悪徳な投資顧問業を排除するため、行政関与の投資顧問業に限定するなどの措置	経済規模が比較的小さい地方での投資顧問会社の活用が難しく狭められている	金融庁			

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的な要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1249	1249100	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区	10	投資顧問業者の取締役の兼職の制限撤廃			投資法人を活用した地域密着型ハンズオン部隊を組み込んだ地域ファンドの創設が検討課題となっているが、資産運用を行う投資信託委託業者として、新たな投資顧問会社の設立を考えていることから	有価証券に係る投資顧問業者の規制等に関する法律第30条において、認可投資顧問業者の常務に就任する取締役の兼職を禁止していることについて	制限を廃止する	悪徳な投資顧問業者を排除するため、行政関与の投資顧問業に限定するなどの措置	大都市ほど金融人材に恵まれない地方での投資顧問会社の活用が著し(狭められている)	金融庁		
1249	1249110	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	11	大学院生が夜間開講している他の大学院に在籍する制限の緩和			国際競争力を持った産業を育成するためには、産業技術の基礎を支える研究人材やアジアビジネスを担う新たな人材を育成することが必要である。そのため、九州大学では、平成15年4月にビジネススクールを開講する予定である。これは、広く社会からも学生を集めることもあり、夜間及び土曜日に開講することとしている。技術と経営両面がわかる人材の育成や大学先ベンチャーを促進するためには、理工系の大学院生等が在籍中に、ビジネススクールにおいてMBA資格を取付できるような兼職を可能とする規制の緩和が必要。	法令等の禁止規定はないが、二つの大学院に同時に在籍することは当然あり得ないと解されている。	特区内では、昼間開講の大学院生が夜間開講のビジネススクールで修学できるようにし、大学先ベンチャーの創出の促進を図る。	特に必要なし。	夜間開講予定のビジネススクールは、昼間就業している社会人を対象にリッチプログラムが組まれている。夜間開講している大学院生が夜間開講のビジネススクールに在籍することで支障を来すことはない。法令等の禁止規定はないが、実質上、二重在籍は認められていない。	文部科学省		
1249	1249120	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	12	国立大学の施設・敷地等の民間企業による使用の手続きの簡素化(行政処分の使用・収益の許可要件)	7401, 7403	A	現在検討中の規制緩和では、「産学連携を促進する活動」との限定がある。「研究開発の支援とそれに伴う事務処理の効率化を図る活動」も緩和対象に含めたいとする事業の実施を可能とするため。	現在、九州大学において、学内の研究活動の支援とそれに伴う事務処理の効率化を図り、研究開発及び教育の新たなインフラを構築することを目的として、同大学08の手により、学内における研究開発や研究、部会などを日常的かつ迅速な協議を要するベンチャービジネスを計画し進捗中である。この期間限定での使用に際しては、許可の範囲が限定されているため、事業の実施が大学構内において行うことが困難な状況となっているため基礎の緩和を要するもの。	「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について(昭和33年1月7日付蔵管第1号大臣官庁長官通知)」における「使用又は収益を許可する範囲」の拡大	「大学における研究・教育活動の円滑化に資する資材・機器・サービス(設計、製作、加工等)を供給させるための施設を投資する場合」を「使用又は収益を許可する範囲」に定める。	「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について(昭和33年1月7日付蔵管第1号大臣官庁長官通知)」における「使用又は収益を許可する範囲」についていない。	文部科学省		
1249	1249130	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	13	国立大学等の任期付き任用における給与等の弾力的運用	8605	C-1	国立大学等において任期付き採用制度を活用して優秀な人材を確保できること、給与等の待遇面で弾力的運用ができるようにすること。	大学の教員等の任期に関する法律第8条により、一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する法律の規定は、国家公務員では適用しないという制限。	給与等の処遇面の改善により、個々の能力を最大限に発揮できる環境を整備でき、外国人も含めた優秀な高度人材が集結し、「短の短点」の構築が促進されるようにする。	特に必要なし。	研究者は、一つの組織に長期所属することが一般的であり、前からの創造性を最大限に発揮できないことも多い。平成9年に大学教員の任期付任用制度が導入されたが、国立大学では長年が過ぎない。これは、任期付大学教員の給与等についても、一般教員と同様に人事規則等により一律に処遇され、給与等の面で能力に欠け、優秀な研究者が進んで任期付教員になることを阻害し、	人事院 文部科学省	200050	
1249	1249140	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	14	大学以外の教育施設における学修の学長裁量による単位認定	8448	E-1	一次提案では、文部科学省は事業承認とし、単位認定は可能としているが、その根拠が不明であり、現行では単位認定はできないと判断されるため再提案するもの。本費では、財団が開講している半導体の設計開発の実習講座等を学長裁量により、大学の単位として認定できるようにしたい。認定対象は、平成28年文部省令第68号による「単位を与えることできる学修」のどの条項に該当するのか不明である。	国際競争力を持った産業を育成するためには、産業技術の基礎を支える研究人材やアジアビジネスを担う新たな人材を育成することが必要である。そのため、福岡県では、地域が独自の学修連携によるシステムLSI設計人材を養成する教育機関「福岡システムLSIカレッジ」を全国で初めて創設し進捗中を行っている。また、地元、大学単位として認定できるようにしたい。認定対象は、平成28年文部省令第68号による「単位を与えることできる学修」のどの条項に該当するのか不明である。	大学投資基準(昭和31年10月22日文部省令第28号)第29条第1項の単位認定については、「その他文部科学大臣が別に定める学修」とされ限定されている。	特区内では、任意の教育機関でも単位認定ができるようにすることにより、学生に対し教育機会を拡充し、多様な教育ニーズに応えることができるようにする。	特に必要なし。	大学・短大との相互の連携及び短大・大学とその他の教育機関との連携により、教育内容の充実及び、即戦力となる人材を育成する必要がある。しかし、現在は、大学投資基準により任意の教育機関における学修を、大学の単位として認定することができない。	文部科学省	
1249	1249150	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	15	国際海上コンテナの外国船舶による国内二次輸送の容認	12205 12206	C-1	博多港への国際基幹航路の寄港頻度を増加させ、物流コストの削減、物流リードタイムの縮小を可能ならしめるため、我が国の内航海運事業の構造改善が進み、競争力を取り戻すまでの臨時的・限定的な措置として、外航海運事業者が博多港において国際基幹航路の国際海上コンテナ貨物を母船と自社の子船(近距離国際航路との間で積み替えを行い、当該近距離国際航路により博多港と国内諸港の間を二次輸送することにより、船舶法第三条の国土交通大臣の特許が与えられるよう制度上明確化する。また、特許の申請は輸送の都度、船積地を管轄する地方運輸局長に	博多港への国際基幹航路の寄港頻度を増加させ、物流コストの削減、物流リードタイムの縮小を可能ならしめるため、我が国の内航海運事業の構造改善が進み、競争力を取り戻すまでの臨時的・限定的な措置として、外航海運事業者が博多港において国際基幹航路の国際海上コンテナ貨物を母船と自社の子船(近距離国際航路との間で積み替えを行い、当該近距離国際航路により博多港と国内諸港の間を二次輸送することにより、船舶法第三条の国土交通大臣の特許が与えられるよう制度上明確化する。また、特許の申請は輸送の都度、船積地を管轄する地方運輸局長に	船舶法第3条、船舶法施行細則第3条の2	博多港における外貨コンテナターミナル内の港湾貨物の積卸し若しくは運搬又は荷役を使用し公道を走行しない貨物搬送機(以下「搬送機」という)の管理・運営者等については、搬送機を公道を走行する自動車として管理・運営者等についても免状適用を容認する。	外運船舶船給による、国内積み替え港、国内諸港間の国際海上コンテナの二次輸送は船舶法第3条により国土交通省の特許を要することとされているが、特許の要件については法令上明確化されていない。実際には、国際海上コンテナの二次輸送に限り特許が認められた事例が無く、本条を指す内航海運事業者に競争力がないため、我が国を発着地とする国際海上コンテナ貨物の多くが釜山港、高麗港など近距離諸港において母船に積み替えられる(国際基幹航路の日本からの取扱量が減少し、物流コストの削減、物流リードタイムの縮小を困難ならし	国土交通省	1209000	
1249	1249160	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	16	外貨コンテナターミナル内荷役機械に対する免税給付の適用			第1次提案においては、港湾運送事業協同組合が使用する荷役機械を軽油引取税の免税対象として提案したが、税制優遇として捉えられ、特区としての検討項目から外されてしまった。今回、外貨コンテナターミナル内において公道を走行しない荷役機械について軽油引取税の免税対象とし再提案するもの。なお、本規は、道路特定制度であり、公道を走行しないコンテナターミナル内の荷役機械を課税対象とするのは、税の趣旨に反しているものも考慮する。	公道を走行しない11t貨物コンテナターミナル内の荷役機械を管理するコンテナターミナルの管理・運営事業者を軽油引取税の免税適用者として拡大認許することが必要。なお、これにより、外貨コンテナターミナル内における荷役機械の共同利用をはじめとする共同荷役作業体制の確立による作業の効率化、港湾コストの削減を図る。	地方税法施行令第96条の9 海上運送事業法第4条の4 港湾において専ら港湾の運送のために使用されるブルドーザーその他これらに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力用途と定められている事項について	港湾における外貨コンテナターミナル内の港湾貨物の積卸し若しくは運搬又は荷役を使用し公道を走行しない11t貨物搬送機(以下「搬送機」という)の管理・運営者等については、搬送機を公道を走行する自動車として管理・運営者等についても免状適用を容認する。	軽油引取税の課税趣旨が道路財源の確保を目的とするものであるが、外貨コンテナターミナル内の荷役機械については、もとより一般道路を全く利用しないものである。しかし、港湾施設に於ける軽油引取税の免税適用は地方税法施行令第96条の9により港湾運送業者としており、外貨コンテナターミナルの管理・運営事業者によるコンテナターミナル内の荷役機械の使用については免税の適用対象外となっている。	総務省	0403280	
1250	1250010	40	福岡県・久留米市	4001	福岡アジアビジネス特区(久留米アジアバイオ地区)	01	外国人の在留資格要件の緩和(留学生の在留資格取得要件の緩和)			今回の政府の対応については、「研究」資格の外国人のみが対象とされていないため	アジアビジネス拠点形成に向け優秀な外国人の地区内への就職を促進するため	出入国管理及び難民認定法において、留学生の卒業後の就職活動が認められていないことについて	「留学」の在留資格の活動に特区内の大学等を優秀な成績で卒業した学生の就職活動等を含め、卒業後1年間の滞在を認める。	留学生の卒業後の滞在に伴う懸念については、大学や自治体等の公的機関が身分保障も含めた支援措置を講じる。	日本での就職を希望する留学生在が、卒業後スムーズに日本で就労できない。	法務省	0500410
1250	1250020	40	福岡県・久留米市	4001	福岡アジアビジネス特区(久留米アジアバイオ地区)	02	外国人の在留資格要件の緩和(技術者の在留資格取得要件の緩和)			今回の政府の対応については、「研究」資格の外国人のみが対象とされていないため	アジアビジネス拠点形成に向け、外国からの投資を促進するため	出入国管理及び難民認定法において、技術者の在留資格取得にあたって、理科系の大学の学部卒業又は10年以上の実務経験が必要などの制限があることについて	特区内で従事する外国人技術者への「技術」の在留資格取得に必要な「10年以上の実務経験」を「3年以上」に短縮する	当該技術者の就労状況等について当該自治体への定期的な報告を義務づける	外国人技術者で、高い技術を有しているも、理工系の大学卒業又は10年以上の実務経験がない「技術」の在留資格を取得できない。	法務省	0500980
1250	1250030	40	福岡県・久留米市	4001	福岡アジアビジネス特区(久留米アジアバイオ地区)	03	外国人の在留資格要件の緩和(「投資・経営(企業内転勤)」の在留資格取得要件の緩和)			今回の政府の対応については、「研究」資格の外国人のみが対象とされていないため	アジアビジネス拠点形成に向け、外国からの投資を促進するため	出入国管理及び難民認定法において、経営開始時の従業員数、事業管理者の経験年数、企業内転勤のための経験年数等に制限があることについて	外国人が、日本において事業を開始しようとする際に必要な従業員の使用や、事業管理を行う外国人についての経歴、管理経験等不透明し、企業内転勤に必要な資力の証明が困難を伴うヶ月に短縮する。また、事業開始及び継続のための要件に、一定以上の特区指定区域内の不動産所有を加える。	外国人が会社を設立する場合、2人以上の本邦居住者常勤職員雇用が必須であるなどの制限がある。また、利益が出ていない差益の更新は困難である。	法務省	0500950 0500970	
1250	1250040	40	福岡県・久留米市	4001	福岡アジアビジネス特区(久留米アジアバイオ地区)	04	公募増資の際の有価証券届出書の提出義務要件の緩和(発行・売出価格)	3350	C-1	投資家保護の観点では重要であるが、現在の規制では有望な技術シーズを持った企業では開発費も無い現状を踏まえ、再提案	国のスキームを活用した創発的中小企業創出支援事業(投資事業)の活用実績が全国有数であるなど、ベンチャー企業の資金調達ニーズが旺盛な本県においては、時宜に応じた十分な資金調達が必要不可欠であることから	証券取引法第4条において、公募増資の際に必要な有価証券届出書の届出義務が発生する資金調達額が1億円以上とされていることについて	3億円以上にまで引き上げる	ベンチャー企業にとって大きな負担で、結果2年間で1億円の調達が必要とならなくなり、円滑な資金調達が阻害されている	金融庁		
1250	1250050	40	福岡県・久留米市	4001	福岡アジアビジネス特区(久留米アジアバイオ地区)	05	公募増資の際の有価証券届出書の提出義務要件の緩和(対象期間)	3351	C-1	投資家保護の観点では重要であるが、現在の規制では有望な技術シーズを持った企業では開発費も無い現状を踏まえ、再提案	国のスキームを活用した創発的中小企業創出支援事業(投資事業)の活用実績が全国有数であるなど、ベンチャー企業の資金調達ニーズが旺盛な本県においては、時宜に応じた十分な資金調達が必要不可欠であることから	特定有価証券の内容の開示に関する内閣府令第2条において、公募増資の際に必要な有価証券届出書の届出義務が発生する資金調達額が2年以内とされていることについて	2年以内に短縮する	ベンチャー企業にとって大きな負担で、結果2年間で1億円の調達が必要とならなくなり、円滑な資金調達が阻害されている	金融庁		
1250	1250060	40	福岡県・久留米市	4002	福岡アジアビジネス特区(久留米アジアバイオ地区)	06	医師主導治療の電子届出			久留米大学等の医療機関で、新薬開発のための医師主導治療を数多く円滑に実施するため	久留米大学等の医療機関で、新薬開発のための医師主導治療を数多く円滑に実施するため	薬事法施行規則第66条の3による厚生労働大臣への治療計画の届け出について	届け出書類の電子化を容認する。	特になし	医師主導の治療が薬事法の改正により認められたが、治療計画の届出については、今後、省令改正により定められる。	厚生労働省	
1250	1250070	40	福岡県・久留米市	4002	福岡アジアビジネス特区(久留米アジアバイオ地区)	07	第1相臨床試験用ベッドの基準病床数からの除外			健常者を対象にした試験データが容易に集める体制を構築し、新薬開発事業を促進するため。	第1相臨床試験用のベッドを医療法第30条の3第2項第3号に定める基準病床から除外する。	除外する。	特になし	医療法第30条の3第2項第3号により、第1相臨床試験用のベッドも基準病床に含まれるため、医療機関の治療用ベッドの一部を使用することになる。	厚生労働省		
1251	1251010	40	福岡県・飯塚市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアバイオ地区)	01	国立大学等の施設内で事業を行う者に対する要件の緩和			大学先ベンチャー等起業化の促進を図るためには、研究シーズを大層に保有している大学の学生・教員に対する起業化活動に係る異なる規制緩和措置が必要である。そのため、大学内で設置されるインキュベーション施設等において起業化を行う際の学生・教員に対する規制緩和を要するもの。九州工業大学において、大学内に「リッチェリー」機能を併せ持つベンチャーセンターの設置を予定していること。	「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について(昭和33年1月7日付蔵管第1号)」により国立大学等の研究成果等に限定されていること(当該大学に在籍している学生・教員については、当該大学等の研究成果に係るもの以外であっても当該大学内で起業化活動を可能とする)	特区内において、大学等の研究成果を活用しない場合であっても、当該大学に在籍する学生、教員については、国の事務、事業に支障のない範囲内で国立大学等の研究成果に係るもの以外に対象とならない。	特になし	「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について(昭和33年1月7日付蔵管第1号)」により国立大学等の研究成果等に限定されていること(当該大学に在籍している学生・教員については、当該大学等の研究成果に係るもの以外に対象とならない。	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(分類コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1251	1251020	40	福岡県・飯塚市	4001	福岡アジアビジネス特区(飯塚アジアIT地区)	02	大学の研究者及び中小ベンチャー企業に対する特許料の免除			新産業の創出を推進するためには、特許取得による企業税務が不可欠である。そのため、特区において、大学の研究者及びベンチャー・中小企業、が、安定営業期に至るまでの3年間は、特許料等を無料とするよう要望する。	産技術力強化法第16条及び同法17条により、現行半額軽減措置となっていること	特区において、大学の研究者及びベンチャー・中小企業が、安定営業期に至るまでの3年間は、特許料等を無料とする。	特になし	産技術力強化法第16条及び同法17条により、現行半額軽減措置となっていること。	経済産業省(特許庁)	1140110	
1251	1251030	40	福岡県・飯塚市	4001	福岡アジアビジネス特区(飯塚アジアIT地区)	03	公営住宅に係る外国人に対する入居者資格要件の緩和			福岡アジアビジネス特区において新産業の創出を推進するためには、九州工業大学等に在籍するアジア諸国等からの留学生による起業化は特区推進のためには、不可欠である。しかし、大学卒業後等起業化した留学生等の住居については、一般の日本人に比べて、非常に困難な状況である。そのため、特区において起業化する外国人に対して、単身であっても公営住宅に入居できるようにするよう要望する。	公営住宅法第23条の入居者資格要件において、単身入居者に対する特例措置に入っていない。	特区において、単身入居者資格に際して、起業化する外国人研究者、留学生に対して単身者であっても、公営住宅に入居できるようにする。	特になし	公営住宅法第23条における単身の入居者資格要件に起業化する外国人に対して入居対象となっていない。	国土交通省	1206030	
1252	1252010	40	福岡県	40130	ロボット実証実験特区	01	歩道等におけるロボットの歩行等の容認			ロボット関係事業者が、歩道等でロボットの実証実験(歩行等)をする際に、歩道等を通行させるために必要な手続きを簡素化し、迅速に対応できるように	道路交通法施行令第1条及び施行規則第1条において、歩行者が通行させることができる(歩行補助車等)の定めについて	当該範囲を拡大することによりロボットが歩道等を通行することができるようにする。	特例を受けるロボットについては、福岡市の認定行為により特定する。	歩行者が通行させることができる(歩行補助車等)については、道路交通法施行令第1条及び同法施行規則第1条において定められているもののみとされている。	警察庁	0100120	
1252	1252020	40	福岡県	40130	ロボット実証実験特区	02	5GHz帯無線局開設の免許不変化			ロボット関係事業者が無線局を開通して、ロボットを実証実験(無線操作等)する際に、免許取得に必要な手続きを簡素化し、迅速に対応できるように	電波法第4条及び電波法施行規則第6条において、無線局の開設にあたり免許が必要とされている事項のうち	5GHz帯の無線局開設については免許不要化する	特例を受けるロボットについては、福岡市の認定行為により特定する。	無線局の開設にあたり免許が必要である要件は、電波法第4条及び電波法施行規則第6条において定められているものとされている。	総務省	0405050	
1252	1252030	40	福岡県	40130	ロボット実証実験特区	03	特定公益増進法人認定基準の緩和			産学官連携のもとロボット研究開発を推進させるため、企業寄付金の積立参入を可能にすべく推進母体である特定公益増進法人についての認定基準を引き下げるもの。	特定公益増進法人を認定する場合の基準の定めについて	・大蔵省主税局税制第1課通知(昭和62年1月19日)における認定基準「主たる目的に係る事業費が総事業費(管理費は除く)の70%以上等」を緩和すること。 ・特定公益増進法人とは(法人税法施行令第77条、所得税法施行令第270条該当部分) ・科学技術に関する試験研究を主たる目的とする民法法人 ・科学技術に関する試験研究を行うものに対する助成金の支給を主たる目的とする民法法人 ・学生若しくは生徒に対する学資の支給・・・修学援助のための寄宿舎の設置運営を主たる目的とする民法法人	ロボットの研究開発等を推進している財団法人は、その事業項目が多岐にわたることや管理運営に係る事業費の総事業費に占める割合が高いため、大蔵省主税局税制第一課通知(S52.1.19)に定める「主たる目的に係る事業費が総事業費の70%以上」の認定基準をクリアすることが出来ない。そのため、企業の法人に対する寄付金についての積立参入が認められず、ロボットに関する研究開発・学術研究、研究開発助成等を柔軟かつ迅速に執行することが困難な状況にある。	財務省	0700940		
1252	1252040	40	福岡県	40130	ロボット実証実験特区	04	総合保税地域の規制緩和(1)総合保税地域内において使用する輸入燃料等の使用・消費に係る関税等の免除(2)総合保税地域許可手数料の廃止又は減額)			ロボット産業の生産性の向上、海外競争力を高めるため、総合保税地域内の燃料、機械などロボット関連部品の関税等を免税扱いするとともに、総合保税地域手数料を廃止又は減額するもの。	関税法又は関税率法及び税関関係手数料令第4条に規定されている総合保税地域の許可手数料について	総合保税地域内に限り、ロボット関連外国貨物の地域消費について免除を認めること及び総合保税地域の許可手数料を廃止又は減額すること。	ロボット関連外国貨物の保税地域内消費については、特段の免税規定がなく、製造コストの面で諸外国に対抗できない。また、総合保税地域の許可にあたっては、所定の保税地域許可手数料の納付が必要であり、企業コスト負担が強いとされている。	財務省	0700190 0700200		
1253	1253010	46	鹿児島県	46000	歴久島水資源活用特区	01	河川の流水に関する使用目的の緩和			河川の流水に私権を設定することができないため、河川の流水を供給販売することができず、歴久島の豊富な河川の流水を有効利用することができない状況にあることから、	河川法第2条第2項において、私権の目的となることができないとされている河川の流水について	私権の設定を認めるとし、販売供給を目的での水利使用許可を認める。	水利使用許可にあつては、洪水等により、水が緊急的に必要とされる場合は、使用を制限する等の条件を付す。	河川の流水については、河川法第2条第2項において、私権の目的となることができないこととされており、河川水を販売供給を目的のための水利使用許可は認められていない。	国土交通省	1204110	
1254	1254010	13	墨田区	1307	産業活力創生特区	01	地方公共団体における無料職業紹介事業の実施	9120	B	制度の見直し・緩和により、新たに地方公共団体が無料職業紹介事業を実施できる見込みとなったが、都道府県だけでなく、区市町村においても実施できるようにしてほしいとするもの。	新たな知恵の交流・融合による産学官の連携を推進することにより、既存企業の活力の再生を図るため。	制度の見直し・緩和(予定)により新たに実施主体となる、無料職業紹介事業の都道府県だけでなく、区市町村においても、無料職業紹介事業を実施できるようにする。	要領案が示されていないので明らかではないが、新たに無料職業紹介事業の実施主体となる地方公共団体を都道府県に限定するのは不十分である。	厚生労働省			
1254	1254020	13	墨田区	1307	産業活力創生特区	02	株式会社設立に関する最低資本金額の引下げ	5001	C-1	新事業創出促進法の一部改正により、新たに創業する者について最低資本金規制の適用を受けない会社の設立が認められることとなったが、国への確認申請時に、ベンチャー支援を目的とした特区であれば手続きの簡素化等後述的な取り扱いを実現したいとするもの。	「ものづくりのまちすみだ」のさらなる発展に向けて、新事業創出支援事業を積極的に推進するため。	改正された新事業創出促進法第10条における国の確認について	国への確認申請時に、ベンチャー支援を目的とした特区に位置付けられた創業者であれば、手続きの簡素化等後述的な取り扱いを受けられるようにする。	省令が定められていないので明らかではないが、大規模緩和がされたといえ、国の確認の審査には相当な手続き・期間を要することが想定される。	経済産業省	1105030	
1254	1254030	13	墨田区	1307	産業活力創生特区	03	有限会社設立に関する最低資本金額の引下げ	5050	C-1	新事業創出促進法の一部改正により、新たに創業する者について最低資本金規制の適用を受けない会社の設立が認められることとなったが、国への確認申請時に、ベンチャー支援を目的とした特区であれば手続きの簡素化等後述的な取り扱いを実現したいとするもの。	「ものづくりのまちすみだ」のさらなる発展に向けて、新事業創出支援事業を積極的に推進するため。	改正された新事業創出促進法第10条における国の確認について	国への確認申請時に、ベンチャー支援を目的とした特区に位置付けられた創業者であれば、手続きの簡素化等後述的な取り扱いを受けられるようにする。	省令が定められていないので明らかではないが、大規模緩和がされたといえ、国の確認の審査には相当な手続き・期間を要することが想定される。	経済産業省	1105040	
1254	1254040	13	墨田区	1307	産業活力創生特区	04	破産時における個人資産の一定割合の確保(自由財産の拡大)			中小企業経営者が企業融資の連帯保証債務を主たる原因として個人破産に至った場合、及び、個人事業主が個人破産に至った場合、免責が相当であることの一応の証明があること等を条件とし、少なとも50万円までの金融資産については、これを自由財産としてほしいとするもの。	中小企業経営者等が企業・事業破産時においても経済的再起や再起業等の再チャレンジが可能となるような環境を整備することにより、中小企業の新業種・業態への展開を推進するため。	免責が相当であることの一応の証明があること等を条件とし、少なとも50万円までの金融資産については、これを自由財産とする。	中小企業経営者等が企業・事業破産した後に、新業種・業態への展開など経済的再起や再起業等の再チャレンジを行うとしても、金融資産の割合による資金不足や生活不安等により困難である。	法務省	0500710		
1254	1254050	13	墨田区	1307	産業活力創生特区	05	破産時における個人資産の一定割合の確保(持ち家についての配慮)			中小企業経営者が企業融資の連帯保証債務を主たる原因として個人破産に至った場合、及び、個人事業主が個人破産に至った場合、持ち家については、土地建物・画積等の合理的な制限の下、持ち家などの担保が設定されている場合を除き、破産財団から除外されるようにしてほしいとするもの。また、企業・事業破産時の中小企業経営者に対しては、従前における納税等の一定要件が満たされることを前提に、公営住宅の提供など住環境について配慮してほしいとするもの。	中小企業経営者等が企業・事業破産時においても経済的再起や再起業等の再チャレンジが可能となるような環境を整備することにより、中小企業の新業種・業態への展開を推進するため。	土地建物画積等の合理的な制限の下、持ち家などの担保が設定されている場合を除き、破産財団から除外する。	中小企業経営者等が企業・事業破産した後に、新業種・業態への展開など経済的再起や再起業等の再チャレンジを行うとしても、持ち家の割合による資金不足や生活不安等により困難である。	法務省	0500760		
1254	1254060	13	墨田区	1307	産業活力創生特区	06	財団法人が設置・運営する専門職大学院に関する用地・校舎の自己所有要件の緩和			専門職大学院設置基準案によると、専門職大学院については大学の設置要件である用地・校舎の自己所有要件が適用されない見込みであるが、専門職大学院としての要件を満たせば、財団法人が設置・運営するものでも同様のものであるようにしてほしいとするもの。	財団法人ファッション産業人材育成機構が設置・運営するI.F.E.ビジネススクールを専門職大学院として認定することにより、遊歩するビジネス環境が求められる高度専門能力を有する人材を育成し、新産業創出及び既存企業の新たな取り組みを積極的に推進するため。	専門職大学院としての要件を満たせば、財団法人が設置・運営するものでもその対象とする。	美学的教育は、教室だけでなく事業の現場において実施する必要性が高く、また、少人数で行う必要があることから、用地・校舎の自己所有要件とすることは設置・運営主体の経営に必ずしも必ずしも適切ではない。	文部科学省			

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1254	1254070	13	豊田区	1307	産業活力創生特区	07	財団法人が設置・運営する専門職大学院に関する必要専任教員の要件の撤廃			専門職大学院設置基準案による、専門職大学院の必要専任教員が大学のそれよりも多いものとなっているが、専門職大学院の必要専任教員に関する要件を撤廃してほしいとするもの。	財団法人ファッション産業人材育成機構が設置・運営する「F.I.B.ビジネススクール」を専門職大学院として認定することにより、運営するビジネス環境が求める高度な専門能力を有する人材を育成し、新産業創出及び既存企業の新たな取組みを積極的に推進するため。	専門職大学院の要件である必要専任教員に関する規定を撤廃し、実務家による兼任教員のみにより構成されるものもその対象とする。	専門職大学院の要件である必要専任教員に関する規定を撤廃し、実務家による兼任教員のみにより構成されるものもその対象とする。	現状(制度)の問題点	文部科学省		
1255	1255010	22	天城湯町島町	328	保健医療連携推進型温泉療養法特区	01	健康増進施設認定規定第4条(認定基準)第1項の設備に関する認定要件			従来の医療費の増大を考えると、温泉の中で軽度の後遺症・不定愁訴・腰痛・膝痛・四十肩・五十肩をP.T.、スポーツトレーナー、指圧、マッサージ師、ポディローカーによる保健医療連携型温泉療養施設、及びセルフケアのセミナーで症状を軽減させ、健康回復を促すことで、医療費削減とQOLを高めることを目的として、健康増進や地域振興に寄与するものとする。	温泉療養を行うための温泉利用型健康増進施設の認定緩和の具体的な内容として、右記のとおり認定要件である設備要件の緩和を要望するものです。①トレーニングジム、②運動フロア、③プール	認定要件(簡称) トレーニングジム・概ね250㎡以上を120㎡以上に、運動フロア・概ね120㎡以上を60㎡以上に、プール・概ね250㎡以上を120㎡以上に緩和されることを要望します。	認定基準のハードルが高いため施設ができない、地理的に規模の大きいものがない、また、医療費削減の対策にしている(保健適用の範囲)については、医療費削減に準ずる。	厚生労働省			
1256	1256010	43	熊本県熊本市	43210	九州地域における韓国入国査証(ビザ)の短縮免除	01	「九州地域を訪問する韓国入国査証(ビザ)の短縮免除」			九州地域と韓国は、飛行時間にして30分の近距離にあり、国際交流と経済効果を図るために入国査証(ビザ)の短縮が大きな効果が得られるため。	出入国管理及び難民認定法第6条で定められている、本邦に上陸しようとする外国人は、有効な査証で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならぬと定められている事項について	九州地域相互査証免除措置を導入し、韓国が九州地域に入国する場合は入国査証(ビザ)の免除をする。	現状、韓国人の入国には出入国管理及び難民認定法第6条において、査証が必要な国と定められており、査証がないと入国できない。	外務省	060090		
1257	1257010	15	村上市	15212	ふるさと振興商品券発売特区	1	当せん金品として付与するものに商品券を容認			当せん金をすべて消費に充て、地域経済が活性化するように、当せん金品として付与するものに地域限定の商品券を容認する。	宝くじ運営方針において、当せん金品として付与するものは、原則として金銭によるものとされていることについて	原則としてであるので、商品券とすることも容認する	当せん金品の多様性を指している	総務省	0402090		
1257	1257020	15	村上市	15212	ふるさと振興商品券発売特区	2	当せん金付証券を発売することができる特定市の拡大			地域経済を活性化しよとする市が当せん金付証券を発売することができるように特定市の範囲を拡大する	当せん金付証券法第4条第1項において、当せん金付証券を発売することができるのは、都道府県並びに指定都市及び被災した市のみとされている制限について	当せん金をその地域の商店業連合会が発行する商品券に限定して、当せん金付証券を発売する市を特定市に加える	特定市以外の市は、当せん金付証券を発売できず、それを活用した地域活性化施策を実施できない	総務省	0402080		
1257	1257030	15	村上市	15212	ふるさと振興商品券発売特区	3	当せん金付証券金額の種類を拡大			くじ印刷のコスト軽減、紙資源の保護及び枚数確認等の手間を省くために、当せん金付証券金額の種類に、購入者が1回あたり購入する平均的な金額である1000円、2000円、3000円を追加する	宝くじ運営方針において、証券金額は、100円、200円、300円又は500円のみとされていることについて	当せん金付証券金額の種類に1000円、2000円、3000円を追加する	例えば1回2000円分の宝くじを購入したら500円、1枚100円なら20枚も印刷しておかなければならぬ、コストや資源の無駄である	総務省	0402100		
1258	1258010	23	名古屋港管理組合	2311 2312	産業ハブ特区	1	港頭地区で積み込まれた貨物のコンテナ扱いの適用	7339	D	前回の神戸市の提案への回答として、港頭地区における輸出貨物は、CFS(コンテナフレートステーション)に搬入した後で輸出申告、許可を受けた後、コンテナ詰めずれば十分であるとの回答であったが、港頭におけるロードタイムの短縮が求められる現状においては、港頭地区における輸出貨物の拡大を考慮している。また、例外的な取扱いについては、その都度判断することであるが、この件については、特に民間企業からの要望が強い種別と項目であり、度々の事例によって、法(及び通関)のその時の解釈によって判断されるべきものではないため、再度提案をすすめるものである。	輸出貨物の通関において、内陸の工場での輸出貨物はその工場でコンテナに詰め、CV(コンテナヤード)まで搬入し、そこでコンテナに輸出貨物を詰められた状態のまま輸出通関が行なえる。(＝「輸出貨物のコンテナ扱い」が適用されている) 一方で、港頭地区における輸出貨物は、同じ輸出貨物であるにもかかわらず、「輸出貨物のコンテナ扱い」が適用されず、貨物をコンテナに詰めながら輸出通関する事となっている。 本特区においては、CVとその背後内陸(CFSを含む)を総合保税地域として一体化して保税・通関業務を管理し、効率的な物流を実現しようとするものであり、港頭地区におけるコンテナ扱いによりロードタイム短縮が図られる等、利便性が向上するもの。	「輸出貨物のコンテナ扱い」に関する通関について、「当該貨物が港頭地区においてコンテナに詰め込まれるものではない」との記述を、	削除する。	当該措置によって、港頭地区でコンテナ詰められた輸出貨物が、輸出通関で受検査と判断された場合、すぐ、またコンテナから取り出し検査に耐える必要が出てくる事が考えられるが、この点については業者側は当然の措置として協力するものである。また、貨物管理の点においても、総合保税地域内ということで税関の指導の下で法に基づいて行なわれているものであり、特段の代替措置を必要としない。	内陸の工場で生産された輸出貨物について、工場でコンテナに詰められた場合、そのままCVまで搬入コンテナに輸出貨物を詰められたまま輸出通関ができる。一方、内陸の工場と同じように生産された輸出貨物であってもモロによつては、コンテナ詰めされずそのまま港頭地区の倉庫に搬入され、そこでコンテナ詰めされることもある。ところが港頭地区でコンテナ詰めされる場合、コンテナ詰めする前に輸出通関する事が求められる。輸出通関後、コンテナ詰め、CVまで受検査と判断された場合、すぐ、またコンテナから取り出し検査に耐える必要が出てくる事が考えられるが、この点については業者側は当然の措置として協力するものである。また、貨物管理の点においても、総合保税地域内ということで税関の指導の下で法に基づいて行なわれているものであり、特段の代替措置を必要としない。	財務省	0700250
1258	1258020	23	名古屋港管理組合	2311 2312	産業ハブ特区	2	保税地域の(外国貨物の承認なし)の保管(積置)期間の延長	7321	D	前回の石狩市の提案は、保管期間の延長の提案であったが、今回提案するのは、保税貨物を置く事の承認申請無しに保管できる期間(3月)の延長であり、主旨が異なるため再提案するものである。	現状で承認無しに外国貨物を保税地域における期間は3月とされ、3月を超えて設置する場合承認申請を待って、2年間設置する事ができる(＝輸入承認)が、この承認申請を緩和し、最初から承認無しで2年間設置できるようにする。	外国貨物を置く事の承認に関する、保税法第43条の3及び保税法第62条の10について	輸入承認により認められる「2年」程度に拡大する。	当該措置によって、貨物管理の自主管理が必要となるが、これは既に保税地域に適用されているものであり、その確認(輸入承認)によって行なわれているものであり、特段の代替措置を必要としない。	外国貨物を保税倉庫に置く場合、3月までは承認を必要としないが、これを越える場合、保税倉庫においては保税法施行令第39条の4に基づき「承認を受けずに保税貨物を置く事が出来る期間の延長申請」をするか、保税法第43条の2に基づき申請手続(期間2年、延長可能)が必要となる。また、総合保税地域については保税法第22条の9に基づき申請手続(期間2年、延長可能)が必要となる。これらの手続は、貨物管理を行なうために必要とされている手続と解されるが、一方で貨物管理は保税により義務づけられており、手続が無くとも既に満たされているとも言える。言い換えると、保税申請による2年間の貨物管理手続(保税法第43条の2)よりも保税貨物を置く事に伴う承認手続が満たされているため特段の代替措置は必要ない。	財務省	0700260
1258	1258030	23	名古屋港管理組合	2311 2312	産業ハブ特区	3	車両の高さ制限の緩和(完成車積載トレーラー、9.6mコンテナなど)及び特殊車両許可手続の緩和	12401-001	C-1	高さに関する事故が相次いでおり、当該事業は認められることが出来ないとの回答であったため、今回の再提案にあたり、安全性の担保を図るべく更に詳細な代替措置を再検討した。高さに関する事故も過去10年の件を維持しているとの調査結果もある。海上コンテナでは4.1mが認められている現状を踏まえ、分割出来る・出来ないにかかわらず、高さが4.1m未満であれば、道路の構造上において問題ないと考える。	車両制限令等において、車両の高さは、3.8mに制限されているが、海上貨物コンテナ積載車両と同様4.1mで上限を緩和することで、自動車輸送の効率化が図れ、輸送コスト軽減、環境負荷軽減の効果がある。特に、名古屋港は完成車の輸送出数が多い日本一の港であり、日本の代表企業から自動車産産との関係が深く、地域産業、また日本の産業の活性化につながる事業と考える。	道路交通法施行令第22条第9号ハ、道路運送車両の保安基準第2条第1項、車両制限令第3条3において車両の高さの最高限度が3.8mとされている上限の制限について	完成車積載トレーラーについて、特殊車両の扱いを認め、高さ制限について4.1mで上限を引き上げる。	1. 走行経路の指定 2. 走行経路の遵守 3. 高さ制限の遵守 4. 特定車両であることの明記 5. 一般車両に対する周知(別途資料参照)	近年、海外では車高が高いモデルが人気があり、日本からの完成車も、車高が高い車種の輸出が増加の傾向にある。4.1mの背高コンテナ積載車両が通行可能な道路について、4.1mまでの通行の安全性が確保されているにもかかわらず、完成車積載トレーラーの通行は3.8mに制限されている。現行の3.8mの高さ制限の完成車積載トレーラーを後述した通り、効率が低下し、交通渋滞の増加、環境への悪影響、コストの増加につながっている。	警察庁 国土交通省	0100130 1205130
1258	1258040	23	名古屋港管理組合	2311 2312	産業ハブ特区	4	高圧ガス製造施設の連続運転認定受入制度の変更手続の簡素化			高圧ガス保安法に基づき高圧ガス施設等は認定保安検査実施事業者認定により、最高で4年間の連続運転が可能となる。同認定期間中においても、「認定保安検査実施事業者検査員」に記載した内容に変更があった場合、その都度、所管経済産業局長の変更認定が必要となるため、それに伴う事業者の負担を軽減することを目的とする。	認定保安検査実施事業者の記載内容の変更時はその都度、所管経済産業局長への相談事項となることについて	「軽微な変更」の範囲の拡大化、明確化を行う。	「認定保安検査実施事業者認定申請書」に記載した事項について変更があった場合、「軽微な変更」があるか否かは、その都度経済産業局長への相談事項とされており、判断基準が明確化されていない点	経済産業省	1150150		
1258	1258050	23	名古屋港管理組合	2311 2312	産業ハブ特区	5	ポイラー等の連続運転認定制度の変更手続の簡素化			ポイラー設備は、現在、一定の手続きに基づき認定がなされた場合、4年間の連続運転が可能となる。同認定期間中において、ポイラー等の連続運転に係る認定制度に基づき、申請内容に変更があった場合、その都度、所管労働基準監督署長の変更認定が必要となるため、それに伴う事業者の負担を軽減することを目的とする。	ポイラー等の連続運転に係る認定制度についてに基づき、一定の変更があった場合、その都度、所管労働基準監督署長への相談事項となることについて	「軽微な変更」の範囲の拡大化、明確化を行う。	連続運転認定検査項目について変更がある場合、「軽微な変更」であるか否かはその都度、所管労働基準監督署長の相談事項とされており、判断基準が明確化されていない点	厚生労働省			
1258	1258060	23	名古屋港管理組合	2311 2312	産業ハブ特区	6	石油コンビナート等の施設の新設・変更に係る届出先の都道府県への移管			石油コンビナート等特別防災区域内において、事業所の新設・変更を行う場合、その計画を主務大臣に届出、適正審査を受ける必要があり、それら手続きに関する事業者の負担を軽減することを目的とする。	石油コンビナート等災害防止法及び石油コンビナート等災害防止法及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業等の施設地区の配座等に関する省令(イテック省令)により、事業所の新設・変更の届出先が都道府県及び経済産業省扱いとなる事項について	当該要件を撤廃し、都道府県知事に権限を委譲する。	届出後の審査期間は3ヶ月から46日へと改善されているが、届出に際しては、総務省、経済産業省はもとより、国土交通省等の多岐に亘る審査が必要とし、申請段階の郵送が多い等事業者の事務負担が大きい点	法・省令に基づき、地方自治体においても十分に管理・監査可能であると考えられる	総務省(消防) 経済産業省	0404090 1150110	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1260	1260050	45	宮崎県	4501	リゾート宮崎IT特区	5	外国人の転職等に伴うビザ取得時の一時出国の緩和			外資系企業を含む外国人材の誘致・定着を推進し、地域経済活性化を図るため。	同一査証で改めて日本に滞在する場合、「在留資格認定証明書」交付後、一旦出国することが義務付けられているビザ発給について		国内での交付を認める。	同一査証で改めて外国人が日本に滞在する場合、ビザを新たに申請する必要があり、在留資格認定証明書の取得後、一旦在外日本使領館においてビザ申請を行う必要があり、手続きが煩雑である。	法務省	0500660 0501000	
1261	1261010	45	宮崎県	4502	国際観光コンベンション特区	1	コンベンション専用ビザの創設	6004	C-1	「短期滞在査証は比較的迅速かつ簡単に発給している」とあるが、一部アジア諸国などにおけるビザ取得には手間がかかり、コンベンション等の円滑な開催やその誘致促進の弊害となっている。	グローバル化やアジアの経済発展等により、国際会議や企業インセンティブ(観光旅行)等コンベンションの需要増加が見込まれる。 日本が、国際的コンベンション施設等に際する際には、より訪問しやすい国とするための特例措置が必要。	国際会議や企業インセンティブ(観光旅行)等参加者を対象とした	より不法残留等の危険性の低い者に対するコンベンション参加者専用ビザを創設する。	現在、各国においてビザの発給要件が異なるため、同じ会議に参加する場合でも、国によってはビザが必要となる一方、ビザ取得に多くの日数を要するところもある。また、一定規模の国際会議になると、その開催準備のために開催国と自国との行き来が何回となく必要となり、さらにはビザ取得の負担がかかっている。 コンベンションやインセンティブ等の誘致促進を図る上で、国際的な競争において不利な状況にある。	外務省	0600100	
1261	1261020	45	宮崎県	4502	国際観光コンベンション特区	2	一部海外からのビザなし渡航の特例	5350	C-1	「得策の課題として検討したい」とあるが、それは、これから海外旅行ニーズの増加が見込まれる東アジアにおいて、国際観光地問題において、日本が取り残されることと見られる。そこで積極的に、特区内に限定し、適切な代替措置を講じ、特例措置を実施すべきである。	東アジアに近いという地理的条件や観光地としてのポテンシャルを生かし、日本全体における東アジア地域からの誘客増加へ繋げるため、	韓国、台湾、香港からの宮崎空港インアウトを対象とした	日本へのビザなし渡航の特例を設ける。	現在、各国においてビザの発給要件が異なるため、同じ会議に参加する場合でも、国によってはビザが必要となる一方、ビザ取得に多くの日数を要するところもある。また、一定規模の国際会議になると、その開催準備のために開催国と自国との行き来が何回となく必要となり、さらにはビザ取得の負担がかかっている。 コンベンションやインセンティブ等の誘致促進を図る上で、国際的な競争において不利な状況にある。	外務省	0600110	
1262	1262010	45	宮崎県	45000	神話・伝説のふるさと特区	1	農林漁家民宿に対する旅館業法上の面積要件の適用除外	9411	B	現在、国において検討されている方向では「農林漁家民宿」に限り規制緩和することとしているが、歴史資源を活用した地域振興や観光振興を図るためには、「滞在型余暇活動を伴わない農林漁家民宿」についても規制緩和が必要がある。	本県の特例構想においては、本県固有の歴史資源を広域的に活用し、地域振興、観光振興を図ることとしており、「神話・伝承の地や周辺農耕地の案内」、「神話・伝承・伝統・文化の語り」等を売りとした農林漁家民宿も、規制緩和の対象とする必要があることから、	旅館業法施行令第1条第3項第1号に規定する簡易宿泊所の面積要件について、	滞在型余暇活動を伴わない農林漁家民宿について、適用除外とする。	現在、国において検討されている方向では「農林漁家民宿」に限り規制緩和することとしており、「滞在型余暇活動を伴わない農林漁家民宿」については対象となっていない。	厚生労働省		
1262	1262020	45	宮崎県	45000	神話・伝説のふるさと特区	2	農林漁家民宿が主催するツアーに係る旅館業法の適用除外	12801	B	現在、国において検討されている方向では「農業・農林体験への参加を付加して販売することを条件として規制緩和することとしているが、歴史資源を活用した地域振興や観光振興を図るためには、この条件をはずす必要がある。	本県の特例構想においては、本県固有の歴史資源を広域的に活用し、地域振興、観光振興を図ることとしており、「神話・伝承の地や周辺農耕地の案内」、「神話・伝承・伝統・文化の語り」等を売りとした農林漁家民宿も、規制緩和の対象とする必要があることから、	農林漁家民宿が主催する神話・伝承の地等のツアーに取り組めるよう、	旅館業法の適用除外とする。	現在、国において検討されている方向では「農業・農林体験への参加を付加して販売することを条件として規制緩和することとしており、農業・農林体験を伴わない農林漁家民宿は対象となっていない。	国土交通省	1200320	
1262	1262030	45	宮崎県	45000	神話・伝説のふるさと特区	3	農林漁家民宿が実施する旅客運送に係る道路運送法上の規制緩和	12315 12323	B	現在、国において検討されている方向ではグリーンツーリズムに限り規制緩和することとしているが、歴史資源を活用した地域振興や観光振興を図るためには、「滞在型余暇活動を伴わない農林漁家民宿」についても規制緩和が必要がある。	本県の特例構想においては、本県固有の歴史資源を広域的に活用し、地域振興、観光振興を図ることとしており、「神話・伝承の地や周辺農耕地の案内」、「神話・伝承・伝統・文化の語り」等を売りとした農林漁家民宿も、規制緩和の対象とする必要があることから、	自家用自動車等を有償で運送の用に供することは、災害のため緊急を要するときなどの理由で大匠許可を受けた時以外禁止されているが、	農林漁家民宿が自家用自動車による有償運送を行うことが可能であるような運用を行う。	現在、国において検討されている方向ではグリーンツーリズムに限り規制緩和することとしており、「滞在型余暇活動を伴わない農林漁家民宿」については対象となっていない。	国土交通省	1208150	
1262	1262040	45	宮崎県	45000	神話・伝説のふるさと特区	4	農林漁家民宿に対する消防法上の規制緩和	4740	A	現在、国において検討されている方向では「農村滞在型余暇活動に必要な民宿事業」に限り規制緩和することとしているが、歴史資源を活用した地域振興や観光振興を図るためには、「滞在型余暇活動を伴わない農林漁家民宿」についても規制緩和が必要がある。	本県の特例構想においては、本県固有の歴史資源を広域的に活用し、地域振興、観光振興を図ることとしており、「神話・伝承の地や周辺農耕地の案内」、「神話・伝承・伝統・文化の語り」等を売りとした農林漁家民宿も、規制緩和の対象とする必要があることから、	旅館、飲食店等の一定の防火対象物の関係者は、消防法令で定める技術上の基準に従って、消防用設備を設置し、維持しなければならないが、	農村滞在型余暇活動を行う農林漁家民宿以外の農林漁家民宿にあっても、消防法施行令第26条の規定を適用除外とする。	現在、国において検討されている方向では「農村滞在型余暇活動に必要な民宿事業」に限り規制緩和することとしており、「滞在型余暇活動を伴わない農林漁家民宿」については対象となっていない。	総務省	0404020	
1263	1263010	45	宮崎県	45000	畜産リサイクル推進特区	1	鶏糞ボイラーで肉骨粉を燃料として使用するための規制緩和			鶏糞ボイラー施設など、バイオマス資源活用施設の整備・利活用により、バイオマス資源である肉骨粉等を化石燃料等に代わるエネルギー資源として有効利用するとともに、焼却灰を肥料として再生利用し、資源循環型畜産の推進を図る。また、補助金に頼らない円滑な肉骨粉処理システムの確立を図る。	肉骨粉は、一般廃棄物として位置付けられており、一般廃棄物処理場へ焼却処理した後、最終処分場に埋め立てることが義務付けられていること。 牛由来の肉骨粉の焼却灰の利用は規制されており、肥料として利用できないこと。	鶏糞・肉骨粉等の畜産関連バイオマス資源を豊富に有するという本県の特長を生かし、これらの資源を鶏糞ボイラーで焼却処理し、エネルギー(電気、蒸気等)として有効活用するとともに、焼却灰を肥料として再生利用するため、肉骨粉を燃料として使用し、かつその焼却灰を肥料として利用できるようにするための規制緩和を行う。	燃料として焼却した肉骨粉は、肥料として販売する。	肉骨粉は、一般廃棄物として位置付けられており、一般廃棄物処理場へ焼却処理した後、最終処分場に埋め立てることが義務付けられているため、鶏糞ボイラーで燃料として使用することができない。また、肉骨粉の焼却灰については、現在、利用が規制されているため、焼却灰にプリオン(Prion)の汚染の懸念が指摘されていることと併せて、肉骨粉の焼却灰を肥料として利用できるように規制緩和を行う。	農林水産省 環境省	1002000 1300430	
1264	1264010	45	宮崎県 木材振興課	45000	地域材活用活性化特区	1	低層建築物への軸組構造体としての板材制限の緩和			500㎡未満の低層建築物に対するスギ板材の活用	建築基準法施行令第46条の2の構造体としての適用外の緩和	スギ板材を500㎡未満の低層建築物へ使用する。	現在適用外	国土交通省	1206560		
1264	1264020	45	宮崎県 木材振興課	45000	地域材活用活性化特区	2	中層建築物の構造体としての木材使用制限の緩和			500㎡を超える大規模建築物におけるスギ材の構造材への活用	建築基準法施行令第46条の2の構造体としての適用外の緩和 建築基準法施行令第129条で2階以上の木造使用を規制	スギ材を500㎡を超える中層建築物に使用する。	現在適用外	国土交通省	1206560		
1264	1264030	45	宮崎県 木材振興課	45000	地域材活用活性化特区	3	特殊建築物(学校)の木造化制限の緩和			木造3階建ての学校について、耐火性能検証法、防火区画検証法による耐火構造及び防火設備とみなす規定について、スプリンクラー設置による効果を促進	平12建告1433号の耐火性能検証法に関する算出方法を定める件の緩和	スプリンクラー設置による火災継続時間を低減し、屋内火災保有耐火時間に反映させる。	スプリンクラーの設置	現在スプリンクラーの自動消火設備を設けても、耐火検証法では考慮されていない。木造は天井高さのたのれ大空間にしか適用が困難。	国土交通省	1206120	
1264	1264040	45	宮崎県 木材振興課	45000	地域材活用活性化特区	4	特殊建築物(病院)の木造化制限の緩和			木造3階建ての病院について、耐火性能検証法、防火区画検証法による耐火構造及び防火設備とみなす規定について、スプリンクラー設置による効果を促進	平12建告1433号の耐火性能検証法に関する算出方法を定める件の緩和	スプリンクラー設置による火災継続時間を低減し、屋内火災保有耐火時間に反映させる。	スプリンクラーの設置	現在スプリンクラーの自動消火設備を設けても、耐火検証法では考慮されていない。木造は天井高さのたのれ大空間にしか適用が困難。	国土交通省	1206120	
1264	1264050	45	宮崎県 木材振興課	45000	地域材活用活性化特区	5	構造材としての丸太材の活用制限の緩和			スギ丸太の構造体としての活用	建築基準法施行令第46条の2の構造体としての適用外の緩和	等級区分したスギ丸太の構造材としての活用	現在適用外	国土交通省	1206560		
1264	1264060	45	宮崎県 木材振興課	45000	地域材活用活性化特区	6	木造住宅に対する融資基準(返済期間)の延長			融資償還期間の延長	木造住宅融資に対する償還期間	最高35年である償還期間を最低R2に達し、出来れば50年程度とし、2世代継続が可能な方策をとる。	現在35年	国土交通省 財務省	1206060		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1264	1264070	45	宮崎県木材振興課	45000	地域材活用活性化特区	7	地方職員共済組合不動産投資資金における融資条件の緩和				地方職員共済住宅に対する建設融資条件の緩和	地方職員共済住宅建設の木造住宅への融資基準	職員住宅の構造に関する事務取扱要領の見直し	現在適用外		総務省	0401010
1264	1264080	45	宮崎県木材振興課	45000	地域材活用活性化特区	8	公立学校共済組合住宅に対する建設融資条件の緩和				公立学校共済住宅に対する建設融資条件の緩和	公立学校共済住宅建設の住宅事業事務処理基準	公立学校共済住宅(3階以上)への構造条件の見直し	現在適用外		文部科学省	
1265	1265010	27	大阪府	27000	バイオメディア・クラスター創成特区	1	治験専門職員(CRC)のうち、任期付職員に限定し、国家公務員の定員数から除外				新薬開発を円滑に実施するためには、治験の拠点となる国立病院や国立大学病院において治験専門職員(CRC)の雇用確保が必要であるが、「行政機関の職員に關する法律」により、常勤の職員数が規制されており、製薬会社からの受託による新薬の臨床試験を迅速に実施できない。このため、CRCのうち任期付職員に限定して、国家公務員の定員数から除外し、施設の数により配置が可能となるよう緩和を図る。	「行政機関の職員に關する法律第1条第1項」に規定されている定員の総数の最高限度について	「行政機関の職員に關する法律第1条第2項」(法による国家公務員の定員数からの除外職員)に「国立病院、国立大学病院において医薬品の臨床試験に關する受託業務に従事する任期付職員」を追加し、CRCの確保を図るものとする。このことから、「行政機関の職員に關する法律第1条第2項」(法による国家公務員の定員数からの除外職員)に「国立病院、国立大学病院において医薬品の臨床試験に關する受託業務に従事する任期付職員」を追加し、CRCの確保を図るものとする。なお、治験専門職員の任期付任用という、職種及び期間を限定して定数外とし、受託業務にかかるとしてCRC(任期付職員)の雇用については、研究を委託する製薬会社が経費を負担するもので、行政の負担につながらないものではない。また、国営企業の国家公務員(企業の収入に充当して給与が増減)については、定数から除外されており、製薬会社の委託費用による治験専門職員の雇用についても、国の財政負担を伴うものではないことから定数外扱いとすることが適当である。CRC業務は非常勤職員でも対応可能ではないかという意見もある。		総務省 厚生労働省	0400000	
1266	1266010	46	加世田市	46211	砂丘地域再生振興特区	1	市等による農業生産法人以外の法人への農地売り渡し規制の特例				特区認定後に実施を計画している農村文化公園整備事業の円滑な推進を図るためには、遊休農地の円滑な流動性を確保し、必要があることから、	構造改革特区推進のためのプログラムの中で、特区において実施することができる規制の特例措置として認められた。実施主体が取得した遊休農地の農業生産法人以外の法人への買付行為に加え、	農地の売り渡しもできるようにする。	農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応では問題解決にいたらないと認められた地域	農地法第3条2項の規定により市による農地の売り渡しはできない。	農林水産省	1000070
1266	1266020	46	加世田市	46211	砂丘地域再生振興特区	2	特定農地貸付法における貸付面積要件の引き上げ	10131	C-2		特区認定後に整備計画する農村文化公園は、農業生産機能を具備する計画であることから、	特定農地貸付法により10アールとされている貸付制限について、	30アールまで貸付上限を引き上げる。	農村文化公園の運営規定等に沿うものに限定する	特定農地貸付法に基づく利用者への貸付面積の上限は、10アールである。	農林水産省	1000970
1266	1266030	46	加世田市	46211	砂丘地域再生振興特区	3	特定農地貸付法による市民農園により収穫した農産物の販売行為の容認	10132	C-2		特区認定後に整備計画する農村文化公園では、イベント等での販売について、農業者以外にも、市民農園参加者等へも参画してもらうため、	特定農地貸付法による市民農園では営利を目的としない作物の栽培に限定されているのを、	作物については、販売できるようにする。	農村文化公園の運営規定等に定めた品目に限定する	営利を目的としない作物の栽培に限定されている。	農林水産省	1001010
1267	1267010	12	千葉県	12000	国際空港・港湾特区	1	輸出入自動車の回送運行許可期間の延長・申請料の低減化				千葉港中央地区の公共ふ頭では、年間約6万台規模の完成自動車を輸出しているが、積卸場所、回送ルート、保管場所が特定されていることから、回送運行許可制度の強化が図られれば、申請手続に関する処理や費用が軽減でき荷役効率も向上するため、輸出入自動車の取扱増加が見込まれる。	完成自動車を輸出入において、積卸場所から保管場所まで一部公道を通過(又は検閲)する際の、回送運行許可証(仮ナンバー)申請に当たって、回送運行許可の有効期間が短縮期間(6ヶ月)のため、6ヶ月毎に再申請しなければならず、再申請に要する時間や申請費用が運送事業者の負担となっていることから、仮ナンバー許可期間の延長・申請料の低減化を認めれば荷役効率の向上や申請手続費用が軽減できる。	千葉港中央地区の公共ふ頭では、年間約6万台規模の完成自動車を輸出入しており、積卸場所から保管場所まで一部公道を通過(又は検閲)する際の、回送運行許可証(仮ナンバー)申請が必要であるが、回送運行許可の有効期間が短縮期間(6ヶ月)のため、6ヶ月毎に再申請しなければならず、再申請に要する時間や申請費用が運送事業者の負担となっていることから、仮ナンバー許可期間の延長・申請料の低減化を認めれば荷役効率の向上や申請手続費用が軽減できる。	回送運行許可証の有効期間を6ヶ月としているため、再申請手続き処理や申請手数料が荷役業者の負担となっており、現在の千葉港中央ふ頭での自動車輸出入の確率となっている。	国土交通省	1208060	
1267	1267020	12	千葉県	12000	国際空港・港湾特区	2	総合保税地域内で消費される食品等についての関税の免除				総合保税地域内への国際物流関連企業などの集積を進めるためには、ドラッグストア、外国人及び日本人を総合保税地域内に誘導することが必要であり、地域内で消費される食品等については、関税を免除し、一般市民の利便を図ることにより、海外の珍しい産物を輸入して、その場で調理する飲食店の設置を行う。そのことにより、外国産の食材の消費による地域の食料の振興や地元産の食材の消費拡大を図る。	関税法施行令第1条の2により、使用又は消費を輸入とみなさない場合とされている事項について	総合保税地域内で消費される食材などの輸入品については、関税を免除するものとし、関税法施行令第1条の2において、新規事項を追加し第4項として別例規定を明示する。	日本国内で消費される輸入貨物には、関税を課する定められている。	財務省	0700270	
1267	1267030	12	千葉県	12000	国際空港・港湾特区	3	保税蔵置場、保税工場、総合保税地域に外国貨物を置く場合の期間の要件の緩和		D	7320	このことについて、所要の事項を記載した照会書により延長が可能とされているが、ケータリング(店内食用加工)業務では、保税蔵置場に航空機内積用の酒、スカーフなどの小物類等を置いており、種類によっては2年以上経過する品目があることとあり、延長手続きの事務量の削減及び物流コストの低減を図るため、期間の要件の緩和を望んでいる。	関税法第43条の3、関税法第56条並びに関税法第62条の10により、3ヶ月を超えて外国貨物を置く場合、税関長の承認が必要とされている事項について	3ヶ月の要件を大幅に改善し、再延長の手続きの簡素化を図る。	3ヶ月を超えた場合、また、再延長の2年を超えた場合に税関長の承認が必要となり、物流企業はその都度再延長の書類を作成している。財務省からは再延長の手続きは簡易な書面により可能であり、現行法に対応可能なこととあり、簡易な書面であっても、書類作成業務は生じており、事務量並びに物流コストの増大となっている。	財務省	0700280	
1267	1267040	12	千葉県	12000	国際空港・港湾特区	4	税関区域を超えたクロス申告の実施				輸出入申告に当たって、他の税関管内の営業所に設置された電子情報処理端末から申告ができないシステムとなっており、成田空港(東京税関)と千葉港・木更津港(横浜税関)への申告を同一の営業所で行うことができず、航空貨物と海上貨物の選択に不便なため、税関区域を超えたクロス申告を認める。	税関管轄の異なる営業所に設置された電子情報処理端末からの輸出入申告が行えないシステムについて	特区内の営業所に設置された電子情報処理端末から、管轄の異なる税関への輸出入申告が行えるようシステムを変更する	通関業法第9条の営業区域の制限等から、他税関への申告が行えない電算システムとなっている。	財務省	0700280	
1267	1267050	12	千葉県	12000	国際空港・港湾特区	5	通関業務の時間外手数料である臨時開行手数料の廃止	7302	7303	A	特区において、通関業務の時間外手数料である臨時開行手数料について、2分の1に軽減されることとあるが、物流企業の国際競争力を確保するためには、コストの削減とリードタイムの短縮を図ることが最も重要であり、そのためには、通常手続きの24時間サービスを原則とすべきである。この観点から、臨時開行手数料については、軽減ではなく、廃止すべきである。	「通関業務の時間外(夜間及び土日祝日)手数料である臨時開行手数料の廃止」を行うことにより、物流コストの低減とリードタイムの短縮を実現し、成田空港及び千葉港・木更津港における通関サービスの充実を図る。	関税法第100条により、通関業務の時間外手数料である臨時開行手数料について法令で定める額の手数料を税関に納めなければならない事項について	通関業務の時間外手数料である臨時開行手数料の廃止	通関業務の時間外に通関手続きを希望する場合には、臨時開行の承認と臨時開行手数料の納付が必要となっており、税関職員が執務する時間ごとに7,800円～8,300円の臨時開行手数料を納付する必要があることとあり、物流業者は、物流コストの低減とリードタイムの短縮を図るため、時間外に業務を依頼している。結果として、早朝並びに休日明けに通関手続きが集中する傾向となっている。	財務省	0700290
1267	1267060	12	千葉県	12000	国際空港・港湾特区	6	危険物荷役・運送許可申請の休日受付の実施				港湾における危険物荷役及び運送許可申請の受付は平日に限られているが、港湾荷役が休日業務とされることとあわせて、危険物荷役及び運送許可申請の受付を土・日・祝日に拡大することにより、荷主ニーズに対応した効率的な荷役が期待できる。	危険物荷役許可申請の受付について、平日に限られており、土・日・祝日には受付が行われていないことについて	現行の港湾における危険物荷役許可申請については、作業の種類、期間、場所並びに危険物の種類及び数量を申し立てる申請することとなっている。申請時間は平日の9:00から16:30に限られており、変更申請は期間の変更のみが認められているため、荷役の遅れ等による使用船舶、使用岸壁の変更については、新たに申請する必要がある。土・日・祝日に変更が生じた場合は保留できないため、船舶運航や港湾荷役効率に支障がある。このため、海上保安部の窓口が土・日・祝日も開庁となれば、効率的な荷役体制が図られ荷主ニーズに対応した効果が期待できる。	現行の受付時間が平日に限られていることから、許可申請がこれに間に合わなかった場合は、入港・荷役を月曜日まで延期せざるを得ないことから、船舶荷役の効率的な運用を助けている。	国土交通省	1214010	
1268	1268010	12	千葉県	12000	健康福祉千葉特区	1	痴呆高齢者グループホーム設置促進のための介護保険法第13条及び国民健康保険法第116条の2の住所特例対象施設の拡大				千葉県では、誰もが住み慣れた地域で生活できるよう痴呆性高齢者グループホーム(以下GH)の設置促進を図っているが、GHの絶対数の不足を解消するためには、他の市町村(県外を含む。)の住民も受け入れやすくなる住所特例の拡大が必要である。	介護保険法第13条及び国民健康保険法第116条の2について、介護保険法第13条及び国民健康保険法第116条の2の対象施設に「痴呆性高齢者グループホーム(千葉県内に限る。)」を追加する。	住所特例適用者の報告を義務づける。	他市町村(県外を含む。)住民の転居により、GH設置自治体の介護保険・国民健康保険の負担が増加することから痴呆性高齢者グループホーム(GH)の設置に消極的な市町村がある。	厚生労働省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1268	1268020	12	千葉県	12000	健康福祉千葉特区	2	知的障害者地域生活支援のための指定居宅事業者の指定基準の緩和				知的障害者が住み慣れた地域で生活を送れるよう、痴呆性高齢者グループホーム(介護保険法、痴呆対応型共同生活介護)以下「GH」として、共同利用しながら家事・介護の補助等を行うことで一つの居宅の備えと可能性を確保すると、及び社会福祉資源の不足している地域ではその資源を有効活用できるよう、知的障害者のGH利用が必要である。	知的障害福祉法第15条の17に係る「指定居宅事業者等の人員設備及び運営に関する基準」について、知的障害者が痴呆性高齢者グループホーム(GH)を利用できるよう、当該GHを知的障害者地域生活援助事業所に指定する。	第83条「世話人の員数は、専ら当該助の提供に当たる世話人が1人以上」を、「混合利用の場合は介護従事者を世話人と見なしに、専ら4名(入居定員4人以上7人以下)を「混合利用の場合は人数指定を要しない」等に限り混合利用の特例を設ける。	介護保険法による痴呆性高齢者グループホーム(介護保険法、痴呆対応型共同生活介護)の基準を満たすこと。	少人数の知的障害者が介護保険法による痴呆性高齢者グループホームを使用する場合、その事業者は指定基準を満たすことができないため、知的障害者への支援費が支給されない。	厚生労働省	
1269	1269010	12	千葉県	12000	個性が輝く教育推進特区	1	相当免許状所有者以外の異職種への任用に関する教育職員免許法の緩和				現行の免許法では、中学校免許所有者が小学校の学級担任を行ったり、小学校免許所有者が中学校教科担任を行ったりできるのは相当免許状を取得している者に限られているため、それ以外の者については、本来免許法認定講習で対応すべきであるが、免許取得に係る期間及び予算上の課題もあり、緊急性及び必要性のある地域においては、特区として弾力化をはかることが適切であることから。	教育職員免許法第3条により、教育職員は、各相当の免許状を有する者でなければならないと定められている事項について	小・中学校再免許所有者が十分な数に達するまでの特例として、現職教員のうち、中学校免許所有者を小学校学級担任に、小学校免許所有者を中学校教員に任用できるようにする。	教育職員免許法第16条の5第1項において、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、小学校の専科教員と定められているが、学級担任となることはできない。	文部科学省		
1270	1270010	32	鳥取県松江市	32201	幼保一元化特区	1	学校設置者以外の学校管理・運営の容認	8101	C-1	学校(管理・運営)について、社会福祉法人などの公共的団体であれば委託可能となるよう要望する。	本市には、市内中心部の幼児数の多い地域と周辺部の幼児数が極めて少ない地域があるが、幼児数が少ない地域においても幼稚園教育に対する市民ニーズが存在する。このような市民ニーズに応えるために、社会福祉法人が設置した保育所に併設幼稚園を併設し、社会福祉法人へ管理運営を委託する方法が効果的である。このような制度の担保は、民間活力の導入、効率性の財政運営を可能とする。また、幼稚園が異年齢児を含めた多くの園児の中で教育を受けることが可能となる。	教育基本法第6条第1項、学校教育法第2条、第5条第1項において、学校設置者以外の学校管理・運営は認められていないこと	社会福祉法人などの公共的団体であれば幼稚園の管理運営を委託することができるよう要望する。(幼稚園設置者である社会福祉法人は、管理運営も行うことが認められている)	市内周辺部の幼児数が極めて少ない地域においては、民間が幼稚園を設置することは経費上困難である。このような状況のなかで幼稚園を運営するためには、①公立による幼稚園設置運営と保育所の定員枠内で保育に欠けない児童を受け入れる②私立に対する運営費補助金の支出が考えられる。③については、保育所施設運営の転機を求めている状況下では困難であり、③については、一行政区域内で他の私立幼稚園が存在する状況下では、公平性の観点から困難である。以上のことから教育基本法第6条第1項、学校教育法第2条第5条第1項の規定により、民間活力の導入が阻まれている。	文部科学省		
1270	1270020	32	鳥取県松江市	32201	幼保一元化特区	2	幼稚園と保育所の設置基準の統一	9323	C-1	(管理コード8107)については、一部特例措置として認められたが、現実に保育所と幼稚園を一体的に運営する際には、更なる柔軟な対応が必要であり、設置基準の統一を要望する。	本市では、幼保一体型施設を計画中であるが、今後幼保一元化を具体的に設計するなかで、できる限り規制のない自由な発想で、子どもの育ちを大切にしたい。また、市民ニーズにあった子育て支援ができるようシステムを構築したいと考えており、このためには基準の一元化が必要である。	児童福祉法第45条、児童福祉施設最低基準 第32条、第33条 学校教育法施行規則 第74条 幼稚園設置基準の双方に設置基準があること	幼稚園と保育所を一体的に運営する場合、幼稚園・保育所が統一された幼稚園独自の設置基準により、教育・保育活動を行うことを可能とする。	幼保一体型施設のみ対象	人員配置については、それぞれの設置基準・最低基準に合わせ別々に算出するものの、合理的で明確な人員配置が難しい。また、合同保育をした場合の責任の所在について、幼稚園のクラスに入った保育所児童は今回の特区事項で明確になったが、保育所のクラスに入った幼稚園児については明確ではなく、それぞれの責任分野が不明確となっている。施設については、保育所は定員の弾力化等による年度途中入所の増加で入所児童数や年齢が常に変動するため柔軟な対応が必要であるが、幼稚園保育所が別々の基準のままで、地域の実情に応じた弾力的な運営が難しい。また、幼稚園・保育所に縛られる子どもの育ちに合わせた施設よりも制度に合わせた施設にならざるを得ない。	厚生労働省	
1270	1270030	32	鳥取県松江市	32201	幼保一元化特区	3	幼保一元化の推進のための特例	8107	A	(管理コード8107)については、一部特例措置として認められたが、現実に保育所と幼稚園を一体的に運営する際には、更なる柔軟な対応が必要であり、設置基準の統一を要望する。	本市では、幼保一体型施設を計画中であるが、今後幼保一元化を具体的に設計するなかで、できる限り規制のない自由な発想で、子どもの育ちを大切にしたい。また、市民ニーズにあった子育て支援ができるようシステムを構築したいと考えており、このためには基準の一元化が必要である。	児童福祉法第45条、児童福祉施設最低基準 第32条、第33条 学校教育法施行規則 第74条 幼稚園設置基準の双方に設置基準があること	幼稚園と保育所を一体的に運営する場合、幼稚園・保育所が統一された幼稚園独自の設置基準により、教育・保育活動を行うことを可能とする。	幼保一体型施設のみ対象	人員配置については、それぞれの設置基準・最低基準に合わせ別々に算出するものの、合理的で明確な人員配置が難しい。また、合同保育をした場合の責任の所在について、幼稚園のクラスに入った保育所児童は今回の特区事項で明確になったが、保育所のクラスに入った幼稚園児については明確ではなく、それぞれの責任分野が不明確となっている。施設については、保育所は定員の弾力化等による年度途中入所の増加で入所児童数や年齢が常に変動するため柔軟な対応が必要であるが、幼稚園保育所が別々の基準のままで、地域の実情に応じた弾力的な運営が難しい。また、幼稚園・保育所に縛られる子どもの育ちに合わせた施設よりも制度に合わせた施設にならざるを得ない。	文部科学省	
1270	1270040	32	鳥取県松江市	32201	幼保一元化特区	4	幼保一元化の推進のための特例	8104	D	(管理コード9318-002)については、全国的に実施することとされたが、幼稚園教諭の資格・保育士資格いずれの所有であっても、幼稚園・保育所での教育・保育が可能となるよう要望する。	幼稚園・保育所いずれの幼児も同じ就学前の子どもとして位置づけ、より多様な教育保育ニーズに対応するため、幼保の一元化や幼稚園保育所の人事交流が必要であり、幼稚園教諭と保育士の資格の統合を希望するもの。	学校教育法第81条、学校教育法施行規則 第74条、幼稚園設置基準 児童福祉法第18条6、児童福祉施設最低基準第33条の双方に基準があること	幼稚園と保育所を一体的に運営する場合、幼稚園教諭の資格・保育士資格いずれの所有であっても、幼稚園・保育所での教育・保育が可能となるよう要望する。	幼稚園・保育所	幼稚園保育所では、市民ニーズが多様化し加えて子育て支援の必要性も増大しており、幼稚園や保育所の運営のあり方を見直す必要がある。また、幼稚園教諭や保育士も今まで以上に様々な対応が求められるため、幼稚園教諭や保育士も人事交流をして様々な経験をすることが必要である。このような状況のなかで、相互の資格の有無によって、スムーズな幼稚園の職員配置や人事交流が阻まれる。	文部科学省	
1270	1270050	32	鳥取県松江市	32201	幼保一元化特区	5	幼稚園教諭保育士資格の相互取得の容易化	9318-002	B	(管理コード9318-002)については、全国的に実施することとされたが、幼稚園教諭の資格・保育士資格いずれの所有であっても、幼稚園・保育所での教育・保育が可能となるよう要望する。	幼稚園・保育所いずれの幼児も同じ就学前の子どもとして位置づけ、より多様な教育保育ニーズに対応するため、幼保の一元化や幼稚園保育所の人事交流が必要であり、幼稚園教諭と保育士の資格の統合を希望するもの。	学校教育法第81条、学校教育法施行規則 第74条、幼稚園設置基準 児童福祉法第18条6、児童福祉施設最低基準第33条の双方に基準があること	幼稚園と保育所を一体的に運営する場合、幼稚園教諭の資格・保育士資格いずれの所有であっても、幼稚園・保育所での教育・保育が可能となるよう要望する。	幼稚園・保育所	幼稚園保育所では、市民ニーズが多様化し加えて子育て支援の必要性も増大しており、幼稚園や保育所の運営のあり方を見直す必要がある。また、幼稚園教諭や保育士も今まで以上に様々な対応が求められるため、幼稚園教諭や保育士も人事交流をして様々な経験をすることが必要である。このような状況のなかで、相互の資格の有無によって、スムーズな幼稚園の職員配置や人事交流が阻まれる。	厚生労働省	
1271	1271010	11	八潮市	11234	リサイクル推進特区	1	古物営業法において、古物営業を行う場合、公安委員会の許可を受けなければならない等の規制があるが、地方自治体については、この法律の適用外とする。			古物営業法において、古物営業を行う場合許可を受けることとなっているほか、取り売りの届け出、営業の制限があるが、行政の参入により自由な取引を可能とするため	地方自治体が古物の営業を行う場合、古物営業法の適用除外となることについて	古物営業法の適用除外となることにより、事業運営が円滑になる。	古物営業法第3条により、古物営業の許可を受けなければならない。第10条により取り売りの場合事前に届出なければならない。第14条により、営業の制限がある。	警視庁	0100050		
1272	1272010	11	埼玉県八潮市	11234	職業安定所(ハローワーク)の増強(雇用あっせん業務等)の一部を市に委譲	2	職業あっせん事業に関する実施主体の拡大			国が専任している職業あっせん事業の主体者を市町村まで拡大し、地域における求人・求職のニーズにより迅速に対応できるようにするため	雇用対策法第4条、第5条、第18条及び職業安定法第5条により、職業あっせん業務が国(給付事務)については国と都道府県との専任事務と定められている事項について	当該要件を改正し、市町村に権限を委譲する。	市町村は、当該市町村のみを対象とし、利用する住民の方は公共職業安定所と併用する市町村のどちらでも利用可能とする。	職業紹介等の事業については、雇用対策法第4条及び職業安定法第5条により、国の行う職務と定められており、市町村は雇用対策法第27条により国に協力するものと定められている。	厚生労働省		
1273	1273010	44	大分県	44000	大分県環境・産業活性化・物流特区	1	高圧ガス製造設備のレイアウト基準の緩和			高圧ガス製造設備外周から特定製造事業所境界線まで20mの距離が必要だが、一律20mの規定を性能規定に基づいて高圧ガスプラント所要敷地面積を減少させ、土地の活用を図ることにより、既存設備の増強や新規展開が可能となる。	高圧ガス製造設備のレイアウト基準	合同事業所間境界線の場合や各事業所(配管)により接続された場合に限るレイアウト状況により安全性が確認された場合、安全性の程度に応じた距離緩和を可能とするものとする。	隣接事業所の合同事業所構築による担保 ・現行の設置基準が担保する安全性と同等の安全性が確認される。高圧ガス設備位置の基準見直し(安全性の程度に応じた見直し)による総合的安全性の担保	高圧ガス製造設備建設時により広い土地を必要とする。	経済産業省	1150020	
1273	1273020	44	大分県	44000	大分県環境・産業活性化・物流特区	2	高圧ガス製造設備のレイアウト基準の緩和			保安区画内の高圧ガス設備外周から隣接保安区画内の高圧ガス設備まで30m以上の距離が必要だが、一律30mの規定を性能規定に基づいて高圧ガスプラント所要敷地面積を減少させ、土地の活用を図ることにより、既存設備の増強や新規展開が可能となる。	高圧ガス製造設備のレイアウト基準	各事業所のレイアウト状況等を踏まえた安全性が確認された場合、安全性の程度に応じた距離緩和を可能とするものとする。	・現行の設置基準が担保する安全性と同等の安全性が確認される。高圧ガス設備位置の基準見直し(安全性の程度に応じた見直し)による総合的安全性の担保	同上	経済産業省	1150030	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(分類コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要項事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1273	1273030	44	大分県	44000	大分港環境・産業活性化・物流特区	3	危険物製造所の保安距離の緩和				危険物製造所は高圧ガス製造施設まで20m以上の距離が必要だが、一律20mの規定を性能規定に変更する事によって危険物製造所や高圧ガスプラント所要敷地面積を減少させ、土地の活用を図ることにより、既存設備の増強や新規展開が可能となる。	危険物製造所の保安距離	各事業所のレイアウト状況等を踏まえた安全性が確認された場合、当該距離は自主基準によるものとする。	・現行の設置基準が担保する安全性と同等の安全性が確認される。危険物製造所位置の基準見直し(自主基準による見直し)による総合的安全性の担保	危険物製造所建設時に広い敷地を必要とする。	総務省(消防庁)	0404050
1273	1273040	44	大分県	44000	大分港環境・産業活性化・物流特区	4	危険物屋外貯蔵タンクの保有空地の緩和				屋外貯蔵タンクの周囲には、危険令や危規則によって定められた保有空地が必要だが、これらの一律規定を性能規定に変更する事によって危険物屋外貯蔵タンク貯蔵所所要敷地面積を減少させ、土地の活用を図ることにより、既存設備の増強や新規展開が可能となる。	危険物屋外貯蔵タンクの保有空地	各事業所のレイアウト状況等を踏まえた安全性が確認された場合、当該距離は自主基準によるものとする。	・現行の設置基準が担保する安全性と同等の安全性が確認される。危険物屋外貯蔵タンク位置の基準見直し(自主基準による見直し)による総合的安全性の担保	危険物屋外貯蔵タンク建設時に広い敷地を必要とする。	総務省消防庁	0404060
1273	1273050	44	大分県	44000	大分港環境・産業活性化・物流特区	5	ボイラー・第1種圧力容器の性能検査の緩和	9139	B	コンビナート企業群の活性化のため、追加メニューとして提案	ボイラー・第1種圧力容器は現行法では毎年1回の運転を停止しての性能検査を行う必要があるが、この検査頻度を緩和し生産効率を向上させる。	ボイラー・第1種圧力容器の性能検査	各事業所の当該設備の安全性が確認された場合、先進諸外国並に自主基準による。上限は1回/5年とする。	・現行の検査基準が担保する安全性と同等の安全性が確認される。ボイラー・1種設備の性能検査基準見直し(先進諸外国並に自主基準による見直し)による総合的安全性の担保(現行認定制度より経済的な内容)		厚生労働省	
1273	1273060	44	大分県	44000	大分港環境・産業活性化・物流特区	6	環境影響評価の手順等の簡略化				現在、環境影響評価の実施に際し、評価のためのデータ取得や観測日数及び説明会開催等について多大な時間と費用を要しているため、これを削減する。	環境影響評価手順、評価項目及び評価の為に利用できるデータの種類と期間等の基本	評価用データの取得方法の簡略化や環境影響評価手順の時間短縮(観測日数短縮、事前評価に用いる採用可能なデータ利用期間延長等)が可能となる。	左記のとおり	環境影響評価の実施に際し、評価の構築、説明会開催及び評価のためのデータ取得等多大な時間と金額を要する。	環境省	1300150
1273	1273070	44	大分県	44000	大分港環境・産業活性化・物流特区	7	瀬戸内海環境保全特別措置法の事前評価に関する事項の緩和				特定施設を設置又は構造等を変更する場合は、原則として事前評価が必要であるが、現在、事前評価等を要しない場合の例として、第7条の2において自動車の排気水の量が減少していること等によって、わずかな水量の増加でもCOD等の測定等多大な時間と費用を要しているためこれを削減する。	事前評価を要しない場合の基準	排水水量がわずかに増大しても水質環境への影響が許容できる範囲である場合(例えば、10%未満の水量増加の場合)には、事前評価を要しないとする。	事前評価等を要しない場合の項目に併し書きを付す。	わずかな水量の増加で排水水域のCOD等の多地点測定が必要で、多くの時間と経費を要する。	環境省	1300170
1273	1273080	44	大分県	44000	大分港環境・産業活性化・物流特区	8	危険物荷役新規申請が土、日、祝日できるように				現状、危険物荷役の新規申請は土、日、祝日はできない。これを、土、日、祝日も可能にすることにより生産活動の効率化と船舶料費用の削減を図る。	危険物内航船の土、日、休日の荷役許可(海上保安庁)	危険物荷役の新規申請を土、日、祝日でもできるようにする。(船の変更、遅れなどによって急ぎ土、日、祝日に出荷する場合に対応できない。)		急ぎ土、日、祝日に出荷せざるを得ないときに対応できないので選明け出荷となることや船舶料経費が発生する。	国土交通省	1214010
1273	1273090	44	大分県	44000	大分港環境・産業活性化・物流特区	9	危険物積載タンカーの船舶距離基準の緩和				「危険物積載タンカーの船舶距離30m以上」を短くすることにより船舶の航行自由度を向上させる。	危険物積載タンカーの船舶距離基準	危険物積載タンカーの船舶距離を30m以上としなければならないことになっているが、安全が認められた場合、その距離をもっと短く(例えば20m以上)とする。	相隣接するバースの同時着岸機作業がないこと及び気象条件が当該バースの気象限界内であることで安全を確認する。	入港する船に制限が生じる	国土交通省	1214030
1274	1274010	44	大分県	44000	留学生特区	1	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大	5200	A	法案では、活動範囲の拡大が可能な外国人の対象が、「研究」資格を有する者に限られていることから、その対象を拡大する	対象を「研究」資格に限ったのでは人文系の留学生在対象となり、卒業後の就職が促進されないことから、留学生の専攻学問と業務内容との関連を問わず、どのような業務にも従事することを可能にする	出入国管理及び難民認定法第19条第1項第1号において、別表第1の1の表、2の表及び5の上欄の上欄の在留資格をもって在留する者が当該在留資格に併せられの表の下欄に掲げる活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行ってはならないと定められている事項について	人文系学部卒業の留學生に対し、広く雇用機会を提供するため、特に「人文知識・国際業務」の在留資格で一般事務職等の業務に従事することを可能にする	対象については、域内大学を卒業し、域内に就職する留學生に限定する	外国人の在留資格については、出入国管理及び難民認定法第19条第1項により、別表第1の表に掲げられている在留資格に応じた活動に属しない活動を行ってはならないと定められており、「人文知識・国際業務」資格で、一般事務職等の業務に従事することができない	法務省	0500270
1274	1274020	44	大分県	44000	留学生特区	2	外国人の在留期間(3年又は1年)の延長	5201	A	法案では、在留期間の延長対象が特定研究活動等を行う外国人に限られていることから、その対象を拡大する	域内留學生の就職後の在留期間を5年間に延長することにより、域内定住、地域住民との交流が進展し人々の「情熱の交流」が促進される。また、留學生については、在留期間を4年間に延長することにより、在学中の更新手続きが不要となる。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項において、外交、公用及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、3年を超えなければならないと定められている事項について	域内大学を卒業後、就職した留學生の在留期間を5年間に延長するとともに、4年制大学に在学する留學生につき、在留期間を4年に延長する	対象については、域内大学を卒業し、域内に就職する留學生に限定する	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項により、各在留資格には3年を超えない範囲で在留期間が定められているが、現状では短期間であるために外国人の定着が促進されない。また、留學生の場合、在留期間が2年又は1年であり、在学中に必ず更新手続きを行う必要がある	法務省	0500400
1274	1274030	44	大分県	44000	留学生特区	3	外国人の「短期滞在」資格の制限緩和(上限90日の延長)				留學生が、就職先が決まらないうちに卒業した場合、在留資格を短期滞在に切り替えても滞在期間は最大90日しかなく、3月末または9月末に卒業した留學生が以後90日以内に採用される可能性は極めて低いことから、その期間を180日に延長する	出入国管理及び難民認定法施行規則第3条及び別表第2において、「短期滞在」の在留期間を90日、30日、または15日と定められている点について	域内大学を卒業し、滞在資格を「短期滞在」に切り替えた留學生の滞在期間を最長180日に延長する	域内留學生が卒業後、就職活動を行う場合に限り	我が国の採用形態は4月一斉採用であるため、3月末または9月末に卒業した留學生が滞在資格を短期滞在に切り替えたとしても、滞在期間を最長90日に制限されているため、期間中に採用される可能性は極めて低い	法務省	0500670
1274	1274040	44	大分県	44000	留学生特区	4	留學生の資格外活動の制限緩和(週28時間の延長)				資格外活動を行う場合に制限される週28時間の規定を週40時間に延長することにより、留學生の有償長期インターンシップへの参加が可能となり、留學生の経済的支援が果たされるときは、域内留學生の卒業後の地元就職が促進される	出入国管理及び難民認定法第19条、同法施行規則第19条、第19条の2及び法務省通達で、「留学」の在留資格を有する外国人が資格外活動をする場合に、その上限を週28時間と定められている事項について	域内留學生が有償長期インターンシップに参加する場合に限り、上限を週28時間から週40時間に延長する	域内留學生が域内企業の有償長期インターンシップに参加する場合に限定する	留學生が有償長期インターンシップに参加する場合、上限週28時間では継続した活動ができず、十分な成果をあげられない。また、留學生の経済状態も改善されない	法務省	0500680
1274	1274050	44	大分県	44000	留学生特区	5	留學生の公営住宅入居制限の緩和				公営住宅の入居に際し、広く域内留學生に開放することは、空き室の入居促進が果たされるほか、その豊富な家賃は留學生の経済的援助にも十分つながるものである。	公営住宅法第23条に入居者資格として「現に同居し、又は同居しようとする親族がある」とする要件が定められている事項及び公営住宅法施行令第6条において、公営住宅への入居資格に年齢制限(60歳以上)、身体障害者、取債債務者、原簿破産者、生活保護受給者であること等の要件が定められている事項について	域内留學生の公営住宅への入居を可能とする	対象を域内留學生に限定するものとし、入居応募者多数の場合には一般国民(市民)と同様の条件下で抽選等を実施	留學生数が100人に2人という割合に達しようとしている別府市であるが、留學生の住環境整備については未だ十分とはいえず、未活用となっている公営住宅の空き室入居に限り弾力的な運用が求められる	国土交通省	1206030
1275	1275010	42	佐世保市	42202	国際観光交流特区	1	ハウステンボス内における免税店の設置				ハウステンボスへの海外からの観光客の増加による、佐世保市の国際観光交流の促進	関税法第43条において制限されている保税設置場の許可の要件	税関空港等でしか認められていない外国貨物の保税販売を、国際交流を目的とする施設内でも認める。ハウステンボス内を保税設置場として許可施設内において販売する輸入品並びに国内産品(タバコ等)の免税店を併設し、併設しているものについては免税とする。	・バスポート等による海外観光客である確保 ・税関空港での商品の受け渡し	関税法第43条及び関税法基本通達43-1の要件により税関空港等でしか認められない。	財務省	0700300
1276	1276010	14	秦野市	14211	民間企業による「秦野ふるさと村」の創出	1	・農地の権利移動等に係る許可要件の緩和	10109	C-1	・民間企業が行なう従業員のための福利厚生場の提供	・農地法第3条の農地の権利移動等の規制緩和 ・荒廃する農地の解消と里山の整備	・民間企業が農地を所有及び使用する際の農地法第3条の規制緩和	・市が介在し、農地の権利移動等に際し協定を結ぶ。	・民間企業の農地所有及び使用については、農地法第3条により制限が定められ農地所有及び使用ができない。	農林水産省	1000080	
1276	1276020	14	秦野市	14211	民間企業による「秦野ふるさと村」の創出	2	・農地転用の許可要件の緩和	10113	C-2	・民間企業が行なう従業員のための福利厚生施設としての加工施設、実験施設、体験施設など多様な農地利用の拡大	・民間企業ニーズに応じた農業や森林保全活動の場の提供 ・荒廃する農地の解消と里山の整備	・農地法第4条及び第5条の農地転用の規制緩和	・民間企業が農地を使用する際の農地法第4条及び第5条の農地転用の規制緩和	・市が介在し、農地の使用について協定を結ぶ。	・民間企業が転用目的を持って農地を取得する場合、農地法第4条及び第5条により制限が定められ農地転用ができない。	農林水産省	1000550
1276	1276030	14	秦野市	14211	民間企業による「秦野ふるさと村」の創出	3	・市街化調整区域内における開発許可対象要件の緩和	12501	D	・民間企業が行なう従業員のための福利厚生活動の拠点としての開発の拡大	・民間企業が展開する農業生産及び林業活動の場の提供 ・荒廃する農地の解消と里山の整備	・都市計画法第34条第10号の口及び第29条第1項2号の市街化調整区域の開発の規制緩和	・民間企業が市街化調整区域内において行う農業及び林業活動の拠点施設の開発にかかわる都市計画法第34条第10号の口及び第29条第1項2号の規制緩和	・市が介在し、開発に際し条件付けをする。	・市街化区域内における開発は、都市計画法第34条第10号の口及び第29条第1項2号により制限が定められ開発ができない。	国土交通省	1200140
1277	1277010	9	真岡市	9209	教育特区	1	幼稚園入園に関する年齢制限の緩和				幼稚園入園に関する年齢制限から、満2歳の誕生日からの幼稚園教育が実施できないことから、年齢制限の引き下げを要する。	学校教育法第80条において、幼稚園に入園することのできる者は、満3歳からとされている下限の制限について	満2歳までに引き下げる	2歳児に対する教育カリキュラムの提出	幼稚園教育の対象は満3歳児から定められており、乳幼児期からの幼稚園教育は実施できない。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1278	1278010	9	鹿沼市	9205	社協・事業団統合特区	1	昭和46年7月16日付 社畜第121号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知に基づく指導の規制の特例			地域福祉のソフト部門を担当する社会福祉協議会と施設経営のハード部門を担当する社会福祉事業団を統合することにより、総合的福祉活動の展開、業務の円滑化、市民理解度の高揚、事務の効率化を図る。また、職員の配置転換により民間の参入を容易にし、併せて、将来的には運営の民間委託等も視野に入れる。 しかし、国・県では昭和46年7月16日社畜第121号厚生省通知「社会福祉事業団等の設立及び運営基準について」及び、平成14年8月21日厚労省第0821001号等厚生労働省運用均等・児童家庭局長等通知「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」に基づき、統合による社会福祉協議会への委託は困難(民間法人への委託が優先)であるとの指導がされている。 この指導による規制の特例を求めるものである。	鹿沼市社会福祉事業団・鹿沼市社会福祉協議会	社会福祉協議会と社会福祉事業団の統合により社会福祉協議会に一本化し、市が設置した社会福祉施設について管理委託が可能となるような、現在指導による規制の特例	昭和46年7月16日社畜第121号厚生省通知「社会福祉事業団等の設立及び運営基準について」及び、平成14年8月21日厚労省第0821001号等厚生労働省運用均等・児童家庭局長等通知「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」に基づき、統合による社会福祉協議会への委託は困難(民間法人への委託が優先)であるとの指導がされている。	厚生労働省			
1279	1278010	9	足利市、佐野市、群馬県生市、太田市、館林市	9202,9204,10203,10205,10207	両毛地域振興宝くじ特区	1	当せん金付証券の発売特定市の指定			栃木・群馬両県にある両毛5市は、人口も50万人あり、政令指定都市並の人口規模を有している。この地域は従来から種々交流を行っており、両毛5市の市民生活上のため、互いに効果的な連携を図ってきた。今後も、一層の連携を図っていくこととしているが、新たな課題として、市民共通の利益に資する施設確保の必要性も出てきた。そこで、連携事業に係る行政運営上の効果的財源確保の一手段として、当せん金付証券の発売を行える特区の提案を行うもの。	当せん金付証券の発売可能な都市は、全国都道府県及び特定市(政令指定都市及び総務大臣が指定する市)となっているものを特例を設ける。	栃木・群馬両県にある両毛5市が「当せん金付証券法」に規定する特定市(政令指定都市)に準ずる扱いとしての規制の特例を設ける。	当せん金付証券の発売可能な都市は、全国都道府県及び特定市(政令指定都市及び総務大臣が指定する市)となっている。	総務省	0402080		
1280	1280010	9	宇都宮市	9201	不登校児童・生徒対応特区	1	・学校設置に関する設置基準の緩和 ・教員配置に関する配置基準の緩和			・学校の設置基準によらない学校の設立 ・学校の学級数によらない教員の配当	小・中学校における不登校児童・生徒	市内の空きスペースを利用した不登校児童・生徒のための学校を設立し、一人一人の個性や適性に合わせた指導・支援を行う。指導者としては、専任の教員、指導助手や市民、ボランティアなど、学校という既成の概念にとらわれない幅広い人材をあるとともに、スクールカウンセラーや教育学等専攻の学生サポーターなどの協力を得る。なお、不登校児童・生徒の籍については、前籍校へ転校したり、卒業校を柔軟に決定したりできるようにする。	・学校を設置する際には、学校教育法第3条に規定された設置基準に従わなければならない。学校への抵抗感を持つ不登校児童・生徒にとって通いやすい、空きスペース等を利用した学校の設置をすることができない。 ・学校の教員数について、学校教育法施行規則第16条、51条により、学級数によって決められており、児童・生徒の実態や、多様な学習や体験活動に応じた人的配置をすることができない。	文部科学省			
1280	1280020	9	宇都宮市	9201	不登校児童・生徒対応特区	2	学習指導に関する、教科数、授業時数、学習内容の緩和			・学校において履修する教科、領域の数や学習指導要領に示された学習内容によらない教育課程の編成と実施が可能な学校の設立	小・中学校における不登校児童・生徒	市内の空きスペースを利用した不登校児童・生徒のための学校を設立し、一人一人の個性や適性に合わせた指導・支援を行う。指導者としては、専任の教員、指導助手や市民、ボランティアなど、学校という既成の概念にとらわれない幅広い人材をあるとともに、スクールカウンセラーや教育学等専攻の学生サポーターなどの協力を得る。なお、不登校児童・生徒の籍については、前籍校へ転校したり、卒業校を柔軟に決定したりできるようにする。	・学校において履修する教科、領域の数や学習内容が、学校教育法や学習指導要領により示されており、不登校児童・生徒の実態に応じた学習や体験活動を設定することができない。	文部科学省			
1280	1280030	9	宇都宮市	9201	不登校児童・生徒対応特区	3					小・中学校における不登校児童・生徒	市内の空きスペースを利用した不登校児童・生徒のための学校を設立し、一人一人の個性や適性に合わせた指導・支援を行う。指導者としては、専任の教員、指導助手や市民、ボランティアなど、学校という既成の概念にとらわれない幅広い人材をあるとともに、スクールカウンセラーや教育学等専攻の学生サポーターなどの協力を得る。なお、不登校児童・生徒の籍については、前籍校へ転校したり、卒業校を柔軟に決定したりできるようにする。		文部科学省			
1281	1281010	27	大阪市	27100	新産業創造(知的ビジネス創成・集積)特区	01	電波伝搬障害防止制度の緩和	4605	E-2	無線局の免許人による重要無線通信を確保するため、工事停止期間の回答であったが、本提案は電波法の最善を理解した上で、当事者間の協議にあたって、工事停止期間の2年の短縮をお願いしているものである。	無線局の免許人による重要無線通信を確保するため、工事停止期間の2年が規定されているが、都市開発の持続的なスピードアップを図るため	都市再生緊急整備地域の建築物を対象に	電波法第102条の6に規定されている建築工事の工事停止期間の2年を1年に緩和する。	特に必要なし	「伝播障害防止区域内で最高部の高さ31mを超える高層ビル」を計画する際、建築主は無線局側の対策を待つために2年間工事停止となる。	総務省	0405060
1281	1281020	27	大阪市	27100	新産業創造(知的ビジネス創成・集積)特区	02	都市公園における民間施設設置の拡充			都心部において、緑やオープンスペースを多く確保し、民間と一体となった賑わいのある都市公園整備を推進するとともに、土地の有効・高度利用を図るため	都市公園法第2条及び都市公園法第7条に限定列挙された都市公園の公園施設及び占有物件を対象に	民間が設置する施設等(店舗、地下駐車場等)を公園のオープンスペース機能の保持に留意の上、条例により追加できるようにする。		都心部では高密度に土地利用されており、また地価も高いことから都市公園の整備が進まない。 民間と一体となった効率的な都市公園整備を行う場合、都市公園法の公園施設や占有物件についての規定が支障となっている。	国土交通省	1203230	
1282	1282010	27	大阪市	27100	国際交易特区	01	港湾労働者派遣事業における派遣就業日数規制の緩和			港湾労働者の派遣就業日数規制により、港湾運送事業の流動性に対応する労働力の確保に苦慮していることから、より一層円滑な港湾労働者の融通を図るため	港湾労働法第14条第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める、派遣労働者の就業日数の制限について	就業日数の制限を緩和する。	対象となる労働者について、企業常用労働者としての保護が損なわれないことを証明する資料の提出。	港湾労働法第14条第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める日数を定める告示において、派遣労働者一人につき、一月あたり五日を超えて派遣就業をすることができない。	厚生労働省		
1283	1283010	13	立川市	13202	「たちかわ都市圏にむかう」特区(仮称)	1	道路使用・占用に関する許可の届出制への変更、もしくは許可条件の緩和と手続の簡素化			JR立川駅から立川基地跡地地区周辺への賑わいや機能集積を促し地域経済の活性化の拠点的位置付けを持つ自転車歩行者専用道路である都市圏の活発な活用を図るため。	道路交通法第77条・第78条に基づく道路使用許可と、道路法第32条・第33条に基づく道路占用許可について、	許可の届出への変更、もしくは許可条件の緩和と許可手続の簡素化を図る。	都市圏に区域を限定している。また、安全確保について、協議組織を設置し、可能な限り自主的、かつ適切な対応を図る。	許可条件として、イベント等の実施ごとに市等の関与が求められ、民間活力を活かされにくい。また、オープンカフェ等の商行為は認められない。	警察庁 国土交通省	0100200 1205080	
1284	1284010	13	千代田区	13101	子育て特区(幼保一元施設設置)	1	「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の統合	9322		第1次提案に係る本区または他自治体提案事項への主管省庁の見解は、現行の幼稚園・保育所の枠組みを前提とした連携強化等であり、本区提案の趣旨にそぐわない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実質として機能の差がみられなくなり、両者の融合・一元化が強く求められており、本項はそのための一手法である。	未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、一貫した方針に基づき育成するために	統合し、0歳から就学前までの児童の総合的な育成方針を策定する。		子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分され、一貫した育成方針による養育・教育を受けられない。	文部科学省 厚生労働省		
1284	1284020	13	千代田区	13101	子育て特区(幼保一元施設設置)	2	「幼稚園教諭」と「保育士」の資格の一元化	9318-001&002	C-1B	第1次提案に係る本区または他自治体提案事項への主管省庁の見解は、現行の「幼稚園教諭」と「保育士」の両資格を取得しやすくするという程度の対応では根本的な解決と見做れない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実質として機能の差がみられなくなり、両者の融合・一元化が強く求められており、本項はそのための一手法である。	未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、同一資格者が一貫した方針のもとで育成できるよう	一元化する。		子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分され、それぞれ別の施設基準が設けられている。	文部科学省 厚生労働省		
1284	1284030	13	千代田区	13101	子育て特区(幼保一元施設設置)	3	幼稚園教諭・保育士配置基準の統一			第1次提案に係る本区または他自治体提案事項への主管省庁の見解は、現行の幼稚園・保育所の枠組みを前提としたものであり、本区提案の趣旨にそぐわない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実質として機能の差がみられなくなり、両者の融合・一元化が強く求められており、本項はそのための一手法である。	未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、同一環境で育成するために	統一し、0歳から就学前までの児童の育成環境を一本化する。		子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分され、それぞれ別の施設基準が設けられている。	文部科学省 厚生労働省		
1284	1284040	13	千代田区	13101	子育て特区(幼保一元施設設置)	4	「幼稚園」と「保育所」の施設基準の統一			未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、同一環境で育成するために	「幼稚園」と「保育所」の施設基準を	統一し、0歳から就学前までの児童の育成環境を一本化する。		子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分され、それぞれ別の施設基準が設けられている。	文部科学省 厚生労働省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード	
1284	1284050	13	千代田区	13101	子育て特区(幼保一元施設設置)	5	幼保一元施設における「保育に欠ける」児童への保育所並み補助金交付			本区または他自治体の第1次提案事項へ厚生労働省は「保育所と幼稚園の「制度の一元化」を行うとした場合、制度的統一を図った後の施設やサービスの性格が不明瞭であることといった基本的な論点のほか、保育に欠けない児童にも保育所運営費を支給すべきなのか、また、社会福祉施設整備費を補助すべきなのかといった問題、さらに特例児童ゼロ作戦の推進のため特例児童に対する対策をより優先すべきではないかといった問題があり、保育所と幼稚園の「制度の一元化」は困難であると考える。」と回答しているが、そのことについて次のとおり意見表明する。①施設やサービスの性格が不明瞭であるというは確約行政の観点から見るからである。第1次・今次提案まで本区が一貫して主張しているように、幼保一元施設は年齢や保護者の就労形態などで区別・差別せず一貫した方針のもとに歳から就学前までの児童を育成する21世紀型施設であり、性格は明確である。②「保育に欠けない児童にも保育所運営費を支給するには求めていない。幼保一元施設で育成する児童のうち、「保育に欠ける」要件を満たす児童へのみ運営費を支給すべきであるとの主張である。③「特例児童ゼロ作戦」は重要な施策であり本区も積極的に取り組んでいる。幼保一元施設では、当然、「保育に欠ける」児童も育成するため、ゼロ作戦の支援にはならない。	未来を担う子どもと連帯、年齢や家庭環境などで区分することなく、一貫して育成できるように	幼保一元施設における「保育に欠ける」児童に対する補助金を	保育所並みに交付する。		子どもの育成環境が、保護者の就労形態だけで「幼稚園」と「保育所」に区分され、保育所認可を得ていなければ、保育に欠ける乳幼児を保育しているにも補助金が交付されない。	厚生労働省		
1284	1284060	13	千代田区	13101	子育て特区(幼保一元施設設置)	6	「保育所」入所にあつた「保育に欠ける」要件の緩和	他自治体分9320		第1次提案に係る本区または他自治体提案事項へ厚生労働省は「保育所に入所する児童の要件である「保育に欠ける」児童が自ら保育できるような児童にまで拡大することについては、市町村にそうした児童に対し保育サービスを提供する義務を課すこと、費用の一部を公費負担することに関する社会的合意が形成されるに達していないものと考え、この回答としているが、もともと、市町村が「義務」ではなく「できる」規定にするべきである。また、費用の公費負担については、「項05」に記載のとおりである。	近年、少子化や家族化の進行で家庭での育児不安が高まりつつあり、「保育に欠ける」児童だけでなく、「保育を必要とする」児童も保育を受けるよう	「保育所」入所にあつた「保育に欠ける」要件を	緩和し、0歳から就学前までの児童を総合的に育成できるようにする。	子どもの育成環境が、保護者の就労形態だけで「幼稚園」と「保育所」に区分され、保育に欠けていなければ、保育所に入所できない。	厚生労働省			
1284	1284070	13	千代田区	13101	子育て特区(幼保一元施設設置)	7	保護者の就労形態だけでなく子どもの育成環境を区分する現行の「幼稚園」「保育所」制度の撤廃・再構築	9322		第1次提案に係る本区または他自治体提案事項へ文部科学省は「幼稚園の学級定員の範囲内であれば、保育所等に在籍する幼児を受け入れて、合同で教育・保育活動を行うことができるよう特例を設けるとの回答をしているが、現行の幼稚園・保育所との区別を廃止し、保育所として対応することについては、保育所の「義務」ではなく「できる」規定にするべきである。また、費用の公費負担については、「項05」に記載のとおりである。	未来を担う就学前の児童が、年齢や家庭環境などで区別されることなく、一貫した育成方針による義務・教育を受けられるよう	現行の「幼稚園」「保育所」制度を	撤廃・再構築する。	子どもの育成環境を保護者の就労形態だけで「幼稚園」と「保育所」に区分する現行制度は20世紀の遺物である。	文部科学省 厚生労働省			
1285	1285010	13	千代田区	13101	都市再生開発特区	1	地方税法(都市計画税)の目的の緩和			都市間競争の時代といわれる中、都心部では都市の魅力を集め、国際的都市競争に勝ち抜いていく都市の再生を進めている。都市再生事業をスピーディーに進め、地域経済を含めた都市の活性化を早急に推進するため、新たな税財政の枠組みを提案するものである。	地方税法第702条から第702条の8(都市計画税)の目的の緩和	都市再生特別地区内で、交通結節点など特に重点的な再生を目指す地域を都市再生開発特区とし、当該特区における都市計画税の一定期間における減免及び減免分を特区の既存の税制型補助制度では対象とならなかったインフラコストやエリア全体にかかる公的施設の整備・維持管理費等に充当することで、既設の再販工費を削減し、国際的都市の発展・回復を図る。よって、都市計画税の一定期間の減免、及び減免分(新税制に)徴収し、指定区域の地域整備を目的とした画期的な補助ができる制度の創出をしたい。	都市再生特別地区内におけるまちづくりに係る権限(都市計画法・建築基準法・地方税法等)を、特区の存する基礎的自治体に委譲し、特区において適用する	都市計画税は目的税ではあるが、特区を定めた場合、徴収が直に特区に還元されることがない。	総務省	0403040		
1285	1285020	13	千代田区	13101	都市再生開発特区	2	都市計画法・建築基準法の目的の緩和			都市間競争の時代といわれる中、都心部では都市の魅力を集め、国際的都市競争に勝ち抜いていく都市の再生を進めている。都市再生事業をスピーディーに進め、地域経済を含めた都市の活性化を早急に推進するため、新たな税財政の枠組みを提案するものである。	都市計画法・建築基準法目的の緩和	都市再生特別地区内で、交通結節点など特に重点的な再生を目指す地域を都市再生開発特区とし、当該特区における都市計画税の一定期間における減免及び減免分を特区の既存の税制型補助制度では対象とならなかったインフラコストやエリア全体にかかる公的施設の整備・維持管理費等に充当することで、既設の再販工費を削減し、国際的都市の発展・回復を図る。よって、都市計画税の一定期間の減免、及び減免分(新税制に)徴収し、指定区域の地域整備を目的とした画期的な補助ができる制度の創出をしたい。	都市再生特別地区内におけるまちづくりに係る権限(都市計画法・建築基準法・道路法等)を、特区において緩和・適用する	都市計画税は目的税ではあるが、特区を定めた場合、徴収が直に特区に還元されることがない。	総務省	0403040		
1286	1286010	13	千代田区	13101	立体道路整備特区	1	道路法における立体道路制度の弾力的運用(必要要件となっている機能・条件の緩和)			道路の新設又は改築を行う場合において、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、道路と建築物を一体的に整備することのできる立体道路制度(平成元年道路法改正)が創設された。しかし、規模・要件等の条件が自動車専用道等に限定されていることにより、既成市街地や密集市街地を良好に整備する再開発事業等では、活用できない状況となっている。したがって、平成13年8月都心区長(千代田、中央、港、新富、渋谷)の「都市再生に向けた提案」において提案したように、再開発における都市の機能更新(まちづくり)において、地区特性に応じて、道路法の運用に基づきすべての用途・機能を持たずとも、幅員や位置などが良好に確保され、かつ、まちづくりの中で適切に機能分化・分層や空間整備を行う場合には、本制度を有効に活用できるようにする必要がある。このため、道路と建築物を一体的に整備するための立体道路制度を特区において弾力的に活用し、地区内の効果的な都市開発を進めていく。	道路法における道路機能の目的の緩和	既成市街地で①敷地が細分化されている地区②機能更新期を迎えているが共同化等がままない地区③高層建物が指定されているが共同化等が多土地の有効利用が困難な地区④スーパー・コンビニに多い歩行者と車の分別による安全確保が求められている地区における再開発事業等で、これまで自動車専用道路等にも活用されていた立体道路制度を、一般道路にも適用するようにし、市街地の適正な更新や経済活性化等を図る。	都市再生特別地区内におけるまちづくりに係る権限(都市計画法・建築基準法・道路法等)を、特区において緩和・適用する	既成市街地の開発において道路の付け替え、自動車と歩行者の分離、土地の取得等、道路計画が密集市街地の更新の可否の重要な課題となっている。	国土交通省	1203680		
1286	1286020	13	千代田区	13101	立体道路整備特区	2	都市計画法及び建築基準法における道路に関する建築物制限の緩和(自動車専用道に限定されている規定の変更)			道路の新設又は改築を行う場合において、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、道路と建築物を一体的に整備することのできる立体道路制度(平成元年道路法改正)が創設された。しかし、規模・要件等の条件が自動車専用道等に限定されていることにより、既成市街地や密集市街地を良好に整備する再開発事業等では、活用できない状況となっている。したがって、平成13年8月都心区長(千代田、中央、港、新富、渋谷)の「都市再生に向けた提案」において提案したように、再開発における都市の機能更新(まちづくり)において、地区特性に応じて、道路法の運用に基づきすべての用途・機能を持たずとも、幅員や位置などが良好に確保され、かつ、まちづくりの中で適切に機能分化・分層や空間整備を行う場合には、本制度を有効に活用できるようにする必要がある。このため、道路と建築物を一体的に整備するための立体道路制度を特区において弾力的に活用し、地区内の効果的な都市開発を進めていく。	都市計画法・建築基準法・都市再開発法における建築物の目的の緩和	既成市街地で①敷地が細分化されている地区②機能更新期を迎えているが共同化等がままない地区③高層建物が指定されているが共同化等が多土地の有効利用が困難な地区④スーパー・コンビニに多い歩行者と車の分別による安全確保が求められている地区における再開発事業等で、これまで自動車専用道路等にも活用されていた立体道路制度を、一般道路にも適用するようにし、市街地の適正な更新や経済活性化等を図る。	都市再生特別地区内におけるまちづくりに係る権限(都市計画法・建築基準法・道路法等)を、特区において緩和・適用する	既成市街地の開発において道路の付け替え、自動車と歩行者の分離、土地の取得等、道路計画が密集市街地の更新の可否の重要な課題となっている。	国土交通省	1203680		
1287	1287010	39	高知市	39201	国民宿舎運営特区	1	営利を目的とする法人への運営委託が可能となるよう運営基準の緩和			業務の売上拡大を図るためにも、ファンが購入しやすい場所(コンビニ、スーパー等)に自動販売機等を設置したことから、	国民宿舎の設置及び運営について(昭和38年10月16日厚生省国第123号厚生事務次官通知)の第三第1項の運営主体について	ファンが購入しやすい場所(コンビニ、スーパー等)に自動販売機等を設置したことから、	営利を目的とする法人への運営委託が可能となる	国民宿舎の運営委託については、国民宿舎の設置及び運営について(昭和38年10月16日厚生省国第123号厚生事務次官通知)の第三第1項により営利を目的とする法人のみに委託可能	環境省	1300140		
1288	1288010	39	高知市	39201	競輪事業活性化特区	1	場外券売場の許可及び設置基準等の緩和について			女性の社会進出が叫ばれている中で子育て支援のための保育所の整備が急務となっている。既に実施している特区保育所は、専業主婦が多いが、立地上、屋外遊戯場の確保や、待機児童数の問題で、「認可保育所」に不足している。無認可の場合、前向きな保育料の問題で、社会進出を見合わせるという声が多い。このため、子育て支援、女性の社会進出を促進するため、駅周辺の市街地再開発事業内で新設される保育所の認可基準の緩和を図る。	児童福祉法第45条(最低基準の制定等)に規定された厚生省令「児童福祉施設最低基準基準」第22条(第4項)に規定された屋外遊戯場の設置基準の緩和と、保育所の設置認可等について第一保育所設置認可の指針「地域の状況の把握」に規定された待機児童要件の緩和。	ファンが購入しやすい場所(コンビニ、スーパー等)に自動販売機等を設置したことから、	ファンが購入しやすい場所(コンビニ、スーパー等)に自動販売機等を設置したことから、	場外券売場の設置基準を緩和する。	児童福祉法第45条(最低基準の制定等)に規定された厚生省令「児童福祉施設最低基準基準」第22条(第4項)に規定された屋外遊戯場の設置基準の緩和と、保育所の設置認可等について第一保育所設置認可の指針「地域の状況の把握」に規定された待機児童要件の緩和。	駅周辺の再開発ビルでは、立地上、屋外遊戯場の確保が難しく、待機児童要件についても、空間化で定住人口が低減している中で、認可基準を緩和するの難しい。駅前立地であれば、駅周辺で、不特定多数の利用者の児童の利用が見込めるため、最低基準の待機児童要件にとらわれず、児童の確保についても問題ないと思われる。	厚生労働省	
1290	1290010	11	熊谷市	11202	中心市街地活性化特区	1	中小小売商業高度化事業計画の認定基準の緩和			地域に適したTMO計画を推進するため、中小小売商業高度化事業計画の認定基準のうち、小売業とサービス業の使用割合を見直す。	中小小売商業高度化事業計画の認定基準のうち、店舗面積の1割以上が小売業とサービス業の使用割合を見直す。	中小小売商業高度化事業計画の認定基準のうち、店舗面積の1割以上が小売業とサービス業の使用割合を見直す。	TMO計画の活性化への効果の検証	再開発事業等の複合ビルについては、既存の小売業との連携を図るためのテナントミックスこそ、地域の活性化に資すると思われる。このため、TMO計画の認定基準では、小売業とサービス業の割合が合わず、地域に合った計画認定が難しい。	経済産業省 中小企業庁	1104140		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要項事項(目的)	(対象)	(内容)	代償措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1291	1291010	13	東川山市	13213	地域コミュニティ・交通の整備を主体とする単独の行政区域内で実施する場合に限り道路運送法第4条許可を受けずとも、全ての事業者が特定路線の乗合運行ができる特区	1	一般乗合旅客運送事業に関する道路運送法第21条第1項2号の緩和				平成15年1月からコミュニティバスを一路線開通させるが、今後は他の交通不便地域へ拡大させる計画がある。当市は道路幅が狭く、地域域の需要規模を考えれば、比較的小規模な車両で特定路線の乗合運行を実施したい。道路運送法第4条により、第3条第1項1号イの事業者が限定的に特定路線の乗合運行ができる。第2条の規制により第3条第1項1号イの事業者と併存する場合、第3条第1項1号及びハの許可を受ける地域の事業者は運行が難しく、第3条第1項1号イの許可条件は厳しいため許可の取得が困難である等の理由から、第3条第1項1号及びハの許可を受ける地域の事業者は実質的に事業参加が不可能となるため、事業参加できるように規制を緩和するもの。	道路運送法第3条第1項1号イ及びハの事業者が既存の第3条第1項1号イの事業者と同等に事業参加することになれば、地域コミュニティ交通の整備を併担で実現でき、地域経済の拡大や雇用創出にも貢献できるので、道路運送法第21条第1項2号の「一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき。」を削除してもいい。	道路運送法第21条第1項2号の「一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき」と併存する場合、代わりの事業者主体が自治体であり単独行政区域内である場合を加えてもらいたい。	国土交通省	1208220		
1292	1292010	47	沖縄県	47000	国際観光・保護特区	01	査証発給の特例の条件緩和	6005	C-1	現在本県への直行便のある台湾、香港及び韓国からの団体観光客の誘客を図る仕組みづくりが重要である。また、我が国は「訪日外国人旅行者の倍増政策」を打ち出している。そのため当該地域からの団体観光客の査証を免除し、海外観光客の増加を図り、本県経済の振興に資する。今回の再提案にあたっては、査証免除の対象を団体旅行に限定し、さらに団体旅行を責任を持って取り扱える旅行業者に限定する等で不法就労や不法滞在等を抑制できるものと考えられる。	海外からの観光客の誘客拡大	台湾、香港及び韓国住民の団体観光客	現在、台湾、香港及び韓国から本県への入域に際しての査証を、団体旅行客に関しては免除する。	発地・受地側の旅行社の責務を設ける。	査証発給に時間を要する。	外務省	0600120
1292	1292020	47	沖縄県	47000	国際観光・保護特区	02	「沖縄観光宝くじ」の発行に係る特例措置				沖縄観光の魅力の向上並びに国際的リソース及び国民的な健康保養の場を形成するための財源確保を図る。	(主として観光客を対象) 当せん金付証券法第5条第2項の当せん金額の最高額並びに宝くじ運営方針8発売の基準(4)の発売期間及び10当せん金額の(4)の当せん金額の最高額に関する制限について。	数字選択式宝くじの当せん金額の最高額は、証券金額の200万倍と制限があり、また発売期間も短期間と制限がある。そのため発売が独自に観光客を対象にその誘客を目的に高額賞金が期待できるような魅力のある宝くじ発行とある程度の売上上げを得るための発売期間に制限がかかっている状況にある。そのためその基準を適用除外とする。	-	-	郵務省	0402110 0402120
1293	1293010	36	上埴町	36302	外国人研修、技能実習制度(JITCO)の規制緩和特区	01	技能実習移行対象職種に農業一般(果樹園芸を含む)を追加する。		5	「山村地域」では、少子高齢化が著しく、担い手が枯渇し、農林業を中心として産業の活力維持が困難であるため、外国人研修、技能実習制度の規制緩和により、受入業種の拡大により、森林・農地の適正な管理と地域産業の活性化を図ろうとするものである。	「山村地域」では、少子高齢化が著しく、担い手が枯渇し、農林業を中心として産業の活力維持が困難であるため、外国人研修、技能実習制度の規制緩和により、受入業種の拡大により、森林・農地の適正な管理と地域産業の活性化を図ろうとするものである。	研修から技能実習移行対象職種のうち農業関係(2職種、5作業)に職種農業作業に農業一般(果樹園芸を含む)を追加する。	農業関係では、施設野菜、畑作、野鳥、畜産の栽培、養蜂、酪農では可能な「山村」ではこれ以外の農業一般(果樹)では、受入出来ない。	厚生労働省 法務省 農林水産省	0501010		
1293	1293020	36	上埴町	36302	外国人研修、技能実習制度(JITCO)の規制緩和特区	02	技能実習移行対象職種に林業を追加する。		5	「山村地域」では、少子高齢化が著しく、担い手が枯渇し、農林業を中心として産業の活力維持が困難であるため、外国人研修、技能実習制度の規制緩和により、受入業種の拡大により、森林・農地の適正な管理と地域産業の活性化を図ろうとするものである。	職種に林業を追加する。		林業技術研修を実施したとしても、現行では受入出来ない。	厚生労働省 法務省 農林水産省	0501010		
1293	1293030	36	上埴町	36302	外国人研修、技能実習制度(JITCO)の規制緩和特区	03	食品製造関係(5種10作業)に「キノコ類人工木工製造」を追加する。		5	「山村地域」では、少子高齢化が著しく、担い手が枯渇し、農林業を中心として産業の活力維持が困難であるため、外国人研修、技能実習制度の規制緩和により、受入業種の拡大により、森林・農地の適正な管理と地域産業の活性化を図ろうとするものである。	食品製造関係(5種10作業)に「キノコ類人工木工製造」を追加する。	食品製造関係(5種10作業)に「キノコ類人工木工製造」を追加しない研修生の受入が出来ない。	厚生労働省 法務省 農林水産省	0501010			
1294	1294010	36	上埴町	36302	道路による公共交通機関空白地域における新交通システム導入事業	01	貨物自動車運送事業法第3条適用の撤廃		8	例えば、「交通手段を持たないが元来いっばいの高齢高齢者を生産した農産物や分別した資源ゴミと一緒に自家用の軽トラックに乗せて出向及び集積した後、病院で診察を受け、夕食の買い物をして帰るための支援を有料ボランティアが行える社会システム」を作るため	貨物自動車運送事業法 第3条の規定により、有料で他人の貨物を輸送する場合はボランティアと言えども国土交通大臣の許可が必要	有効な公共交通を持たない過疎地域では交通弱者を救済するため、地方公共団体による有償貨物輸送を可能とする。	地方公共団体が一定の責任を有する体制とすること。	国土交通省	1208000		
1294	1294020	36	上埴町	36302	道路による公共交通機関空白地域における新交通システム導入事業	02	貨物自動車運送事業法第23条適用の撤廃		8	例えば、「交通手段を持たないが元来いっばいの高齢高齢者を生産した農産物や分別した資源ゴミと一緒に自家用の軽トラックに乗せて出向及び集積した後、病院で診察を受け、夕食の買い物をして帰るための支援を有料ボランティアが行える社会システム」を作るため	同法第23条の規定により、貨物輸送の取次を有料で行うにはボランティアが必要	有効な公共交通を持たない過疎地域では交通弱者を救済するため、地方公共団体による有償貨物輸送を可能とする。	地方公共団体が一定の責任を有する体制とすること。	国土交通省	1200190		
1295	1295010	36	上埴町	36302	林野庁所管国庫補助事業の林道開設事業における林道規定の規制緩和	01	林道規定による制限の緩和		5	林道開設密度が低いため、今後の森林管理が困難な見通しであるので、林道開設事業における規定の規制緩和により、開設コストの低減を図り、早期事業効果の発現と、地球環境保全に資する。	林道規定第10条において定められている3級林道の車道幅員	地域の実情に照し、車道幅員(2.0m又は1.8m)を1.8m又は1.5mに緩和する	市町村が実施する場合は多い3級林道において、縦断勾配等の厳しい制約があることから事業コストが高くなる事業の進捗が遅々として進まず、森林整備の推進上、大規模な事業進捗が図れない。	農林水産省	1003020		
1295	1295020	36	上埴町	36302	林野庁所管国庫補助事業の林道開設事業における林道規定の規制緩和	02	林道規定による制限の緩和		5	林道開設密度が低いため、今後の森林管理が困難な見通しであるので、林道開設事業における規定の規制緩和により、開設コストの低減を図り、早期事業効果の発現と、地球環境保全に資する。	林道規定第15条において定められている3級林道の曲線半径	地域の実情に照し、曲線半径(15.0m)を緩和する場合は6m)を10.0m(止むを得ない場合は6m)に緩和する。	市町村が実施する場合は多い3級林道において、縦断勾配等の厳しい制約があることから事業コストが高くなる事業の進捗が遅々として進まず、森林整備の推進上、大規模な事業進捗が図れない。	農林水産省	1003020		
1295	1295030	36	上埴町	36302	林野庁所管国庫補助事業の林道開設事業における林道規定の規制緩和	03	林道規定による制限の緩和		5	林道開設密度が低いため、今後の森林管理が困難な見通しであるので、林道開設事業における規定の規制緩和により、開設コストの低減を図り、早期事業効果の発現と、地球環境保全に資する。	林道規定第20条において定められている3級林道の縦断勾配	地域の実情に照し、縦断勾配最大値を「延長100メートル以内限り18.0%以下を「延長200m以内限り18.0%以下」に緩和する。	舗装を義務付ける。	市町村が実施する場合は多い3級林道において、縦断勾配等の厳しい制約があることから事業コストが高くなる事業の進捗が遅々として進まず、森林整備の推進上、大規模な事業進捗が図れない。	農林水産省	1003020	
1296	1296010	11	草加市	1120	安心・安全改革特区(違法停車及び違法駐車確認事項の市町村への移管)	01	違法停車及び違法駐車確認事項の市町村への移管	1050	D	第1次提案では、道路交通法第51条の3に規定される指定車両駐留保管機関を設けることにより、現行法で対応可能とされたが、この場合、警察官による違法駐車等の取締が必要であり、速やかな違法駐車車両の撤去が困難である。	違法駐車車両の取り付けや、違法駐車車両の移動を行うことができるのは、警察官及び警察官等に限定されていることについて	これに加え、市長や市長が命じた職員もこれらの措置を行うようにする。	市長はこれらの措置をとった後、速やかに警察署長に報告する。	道路交通法第51条において、これらの措置を行うことができるのは、警察官及び警察官等に限定されており、警察署長に報告する必要があるため、市長や市長が命じた職員もこれらの措置を行うことができるようにする。	警察庁	0100110	
1297	1297010	11	草加市	1122	地域の共生特区(外国人参政権)	01	外国人市民への参政権付与	4430	E-2	前回の提案では、国論審議を見守る必要があるとされ、具体的な内容の検討をしていただけなかったが、永住外国籍市民に市政への参政権を付与することは、地域の活性化に多大な効果を与えようと思われるため。	永住外国籍市民に市政への参政権を付与することで、地域コミュニティの一端としての意識を高め、地域社会を支える「主権者」として認知された市民のさらなる活躍により地域の活性化を図る。	市政への参政権が日本国民に限定されていることについて	定住外国籍市民に市政への参政権を付与する。	永住外国籍市民は、日本国籍市民と同様に納税し、まちづくりに参加する等、地域社会のメンバーとしての責務を果たしているにも関わらず、市政への参政権が認められていない。	総務省	0400540	
1298	1298010	21	岐阜県	21000	IT特区	01	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和と「研究」資格	5202	A	対象者が「研究」資格となっているが、「技術」資格にも適用することを要望	IT産業の推進に必要な高度IT技術者は国内で不足しており、外国から確保する必要がある。e-japan重点計画2002において3年間で3万人の受入に資し、	入管法7条第1項第2号関係で、「技術」資格の審査において、修士又はこれと同等以上の教育を受け、若しくは10年以上の実務経験とある審査基準について	専門学校修了生をこれと同等以上の教育と認める	特区内の企業に就業した場合とする	海外の一部の情報関連試験制度を「同等」と認証しているが、高度な専門学校修了生を包括的に認証する制度はない	法務省	0500440
1298	1298020	21	岐阜県	21000	IT特区	02	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和と「研究」資格	5202	A	対象者が「研究」資格となっているが、「技術」資格にも適用することを要望	IT産業の推進に必要な高度IT技術者は国内で不足しており、外国から確保する必要がある。e-japan重点計画2002において3年間で3万人の受入に資し、	入管法7条第1項第2号関係で、「技術」資格の審査において、修士又はこれと同等以上の教育を受け、若しくは10年以上の実務経験とある審査基準について	実務経験10年以上の基準を短縮する	特区内の企業に就業した場合とする	日進月歩の新しいIT業界では、短期間の実務経験者でも最新かつ高度な能力を有することができる。	法務省	0500450
1298	1298030	21	岐阜県	21000	IT特区	03	外国人の在留期間(3年又は1年の延長(外国人研究者の在留期間の延長))	5201	A	対象者が「研究」資格となっているが、「技術」資格にも適用することを要望	IT産業の推進に必要な高度IT技術者は国内で不足しており、外国から確保する必要がある。e-japan重点計画2002において3年間で3万人の受入に資し、	入管法7条第1項第2号関係で、「技術」資格の在留期間を3年又は1年としている基準について	在留期間を5年とする	特区内の企業に就業した場合とする	技術者が従事する業務の継続性を鑑み、在留期間の延長が必要	法務省	0500380
1298	1298040	21	岐阜県	21000	IT特区	04	国立大学の教員等の民間企業の役員等の事業の間の人事院の承認要件の緩和	2211	C-1	国立大学における承認制を撤廃し、大学の長の承認によるものとするを要望	国立大学における研究成果の企業への円滑な技術移転及び事業化を推進し、産学連携体制を強化することにより、産業の国際競争力を高める必要がある。	国立大学の教員等が研究成果活用企業への役員等と兼業する場合における人事院の承認制度について	人事院に承認制を撤廃し、大学の長の承認とする	特区内の企業の役員等と兼業した場合とする	兼業の承認は、人事院から所轄庁の長まで委任されているが、それも承認まで3ヶ月程度かかる	文部科学省 【人事院】	200060
1298	1298050	21	岐阜県	21000	IT特区	05	大学院設置基準の緩和(教員組織)	8425	D	数十名の少人数定員の専門職大学院(ビジネススクール)の分校を設置した場合の教員組織定数の基準の明確化を要望	企業経営にもITの活用が不可欠となった現代社会においては、企業の一層で活躍する社員が教育を受けたいことにより、企業の情報化をリードすることができるとシナジー効果と両立する必要がある。	大学院設置審査基準における教員組織定数の基準(資格ごとの定義)	少人数の分校設置も想定したうえで、教員組織定数の基準の明確化	基準が明確ではないため、設置計画策定に支障がある	文部科学省		
1298	1298060	21	岐阜県	21000	IT特区	06	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和と「技術」資格				IT産業の推進に必要な高度IT技術者は国内で不足しており、外国から確保する必要がある。e-japan重点計画2002において3年間で3万人の受入に資し、	入管法7条第1項第2号関係で、「技術」資格の審査において、受入企業との雇用契約の証明書の提出を求められていることについて	技術者が国内の派遣会社の社員となった場合でも在留資格を与える	特区内の企業に就業した場合とする	技術者が派遣される企業との雇用証明書を認められ、派遣会社の社員となった場合には在留資格が認められない。	法務省	0500470

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1299	1299010	21	岐阜県	21000	特定成長産業集積特区	01	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和「研究」資格	5202	A	対象者が「研究」資格となっているが、「技術」資格にも適用することを要望	IT産業の推進に必要な高度IT技術者は国内で不足しており、外国から確保する必要がある。e-japan重点計画2002においても3年間で3万人の受入に言及。	入管法7条第1項第2号関係で、「技術」資格の審査において、修士又はこれと同等以上の教育を受け、若しくは10年以上の実務経験と審査基準について	専門学校修了生を「これと同等以上の教育」と認める	特区内の企業に就業した場合とする	海外の一部の情報関連試験制度を「同等」と認証しているが、高度な専門学校修了者を包括的に認証する制度はない	法務省	0500440
1299	1299020	21	岐阜県	21000	特定成長産業集積特区	02	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和「研究」資格	5202	A	対象者が「研究」資格となっているが、「技術」資格にも適用することを要望	IT産業の推進に必要な高度IT技術者は国内で不足しており、外国から確保する必要がある。e-japan重点計画2002においても3年間で3万人の受入に言及。	入管法7条第1項第2号関係で、「技術」資格の審査において、修士又はこれと同等以上の教育を受け、若しくは10年以上の実務経験と審査基準について	実務経験10年以上の基準を短縮する	特区内の企業に就業した場合とする	日進月歩の著しいIT業界では、短期間の実務経験者でも最新かつ高度な能力を有することができる。	法務省	0500450
1299	1299030	21	岐阜県	21000	特定成長産業集積特区	03	外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長)	5201	A	対象者が「研究」資格となっているが、「技術」資格にも適用することを要望	IT産業の推進に必要な高度IT技術者は国内で不足しており、外国から確保する必要がある。e-japan重点計画2002においても3年間で3万人の受入に言及。	入管法7条第1項第2号関係で、「技術」資格の在留期間を3年又は1年としている基準について	在留期間を5年とする	特区内の企業に就業した場合とする	技術者が従事する業務の継続性を確保し、在留期間の延長が必要	法務省	0500380
1299	1299040	21	岐阜県	21000	特定成長産業集積特区	04	国立大学の教員等の民間企業の役員等の業の際の人事院の承認要件の緩和	2211	C-1	人事院による承認制を撤廃し、大学の長の承認によるものとするを要望	国立大学における研究成果の企業への円滑な技術移転及び事業化を推進し、産学連携体制を強化することにより、産業の国際競争力を高める必要がある。	国立大学の教員等が研究成果活用企業の役員等と兼業する場合における人事院の承認制について	人事院による承認制を撤廃し、大学の長による承認制とする	特区内の企業の役員等と兼業した場合とする	兼業の承認は、人事院から所轄庁の長まで委任されているが、それが承認まで3ヶ月程度かかる	文部科学省【人事院】	200060
1299	1299050	21	岐阜県	21000	特定成長産業集積特区	05	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和「技術」資格				IT産業の推進に必要な高度IT技術者は国内で不足しており、外国から確保する必要がある。e-japan重点計画2002においても3年間で3万人の受入に言及。	入管法7条第1項第2号関係で、「技術」資格の審査において、受入企業との雇用契約の証明書の提出を求められることについて	技術者が国内の派遣会社の社員となった場合でも在留資格を与える	特区内の企業に就業した場合とする	技術者が派遣される企業との雇用証明書が求められ、派遣会社の社員となっただけでは在留資格が認められない。	法務省	0500470
1300	1300010	21	岐阜県恵那郡新村町	21567	教育改革特区	01	「共通学級の指定」				個々の生徒が、恵南地域にある複数の学校で授業を受けられるようにするため	学校教育法施行令第55条において、当該市町村の設置する小学校又は中学校が二校以上ある場合には一中等一級学級小学校又は中学校を指定しなければならない、とされている制則について	恵南地域教育委員会連合会が、当地の児童生徒に対し、就学すべき小学校又は中学校を複数指定することができるようにする。	特例の対象となる範囲を恵南地域のみ限定する。	通学区域については、学校教育法施行令第55条2により、小中学校を一枚のみ指定すること定められており、広域での授業ができない。	文部科学省	
1301	1301010	22	静岡県	22000	光技術関連産業集積促進特区	01	大学設置基準の緩和(校地の2分の1は自己所有)	8419	B	第1次提案により全国での緩和が盛り込まれたが、具体的な内容については中央教育審議会が検討中であり、詳細が不明なため再提案するもの。	当大学院大学は、光技術関連の新産業創出を可能とする人材の育成と起業家の輩出を目的とし、他大学や研究機関、民間企業との連携が重要であり、民間企業等の専門施設の活用により一層の効果を生むことが期待されるため。	大学設置基準第6条において、基準面積の2分の1以上とされている校地の自己所有要件について	基準面積の4分の1以上に緩和する。		「校地について、原則として、基準面積の2分の1以上が自己所有であること」とされている。	文部科学省	
1301	1301020	22	静岡県	22000	光技術関連産業集積促進特区	02	学校法人が私立学校を設置する際の条件緩和	8412	B	第1次提案により全国での緩和が盛り込まれたが、具体的な内容については中央教育審議会が検討中であり、詳細が不明なため再提案するもの。	当大学院大学は、光技術関連の新産業創出を可能とする人材の育成と起業家の輩出を目的とし、他大学や研究機関、民間企業との連携が重要であり、民間企業等の専門施設の活用により一層の効果を生むことが期待されるため。	学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準第1-2-(2)により、負担附又は借用のものでないこととされている施設及び設備について	100%借用を容認する。		「施設及び設備は、負担附又は借用のものでないこと」とされている。	文部科学省	
1301	1301030	22	静岡県	22000	光技術関連産業集積促進特区	03	大学設置基準の緩和(施設・設備)	8417	C-1	民間企業等との連携の下に、経営の安定化が図られるものであれば、施設・設備に要する経費等を当該法人が負担することにより、大学院大学の設置目的をより効果的に達成したいとするもの。	起業家の輩出等を設置目的としている当大学院大学においては、より実践的な人材の育成を図るために、生きた情報を持つ企業との連携が重要であり、民間企業等の専門施設の活用により一層の効果を生むことが期待されるため。	大学設置基準第37条(校舎基準面積の算出について)及び大学院設置審査基準項目細則6-7により規定されている校舎面積について	校舎及び附属施設以外の場所での教育に使用する施設の面積を加算できるようにする。		「校舎面積については、学館基準面積に文科系、理科系ごとに定める算式により求められた算額を加えた面積を満たしていること」とされている。	文部科学省	
1301	1301040	22	静岡県	22000	光技術関連産業集積促進特区	04	大学院大学の教員数の緩和				起業家の輩出等を設置目的としている当大学院大学においては、より実践的な人材の育成を図るために、生きた情報を持つ企業との連携が重要であり、企業からの教員教授等を充実させるため。	大学院に専攻ごとに置くものと定める教員の数について定める件(平成11年9月14日文部省告示第175号)において定められている大学院の研究指導教員及び研究指導補助教員について	必要な数を緩和する。		「大学院には、専門分野の別に応じ専攻ごとに、研究指導教員、研究指導補助教員を置くもの」とされている。	文部科学省	
1301	1301050	22	静岡県	22000	光技術関連産業集積促進特区	05	大学院大学設置後の寄附金に関する制限の緩和				起業家の輩出、新技術の開発等の促進を目指し、実践的な人材を育成する少数人教育による大学院大学構想を実現するため。	学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準第2-(2)-イにより、大学等設置後の経常経費の財源に寄附金を充てることができる場合には、種別に収納できるものであることとされている寄附金について	大学経営の持続性が確保されるものであれば、出捐企業数は考慮しないこととする。		大学等設置後の経営について、経常経費の財源に寄附金を充てることができる場合、経営の安定を図るため、複数の企業等からの出捐を求められる。	文部科学省	
1301	1301060	22	静岡県	22000	光技術関連産業集積促進特区	06	学校設置主体の要件緩和(株式会社による学校経営)	8002	C-1	民間企業等との連携による優位性を活かし、少数人教育による、実践的な高度職業専門人の養成を目的とする大学院設置については、一般的な学校教育と区分し、株式会社による設置に門戸を開きたいとするもの。	当大学院大学は、光技術関連の高度な専門職人を養成するもので、株式会社が増ってきたノウハウや研究成果、世界の最先端研究所との共同研究体制等を活用することにより、より実践的な起業家の輩出等を期待できるため。	学校教育法第2条第1項により、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが設置することができることとされている設置主体について	株式会社による学校(大学院)設置・経営を容認する。		「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみがこれを設置することができる」とされている。	文部科学省	
1302	1302010	29	大和郡山市	29203	不登校支援教育特区	01	小・中学校それぞれの分教室での教育課程の弾力化	8032	A	小・中学校の学校外の施設に各教科別・各学年別に分教室(「あゆみの広場」)を設置し、多様な児童生徒の実態を踏まえ、本校とは異なる教育課程を弾力的に編成することにより、不登校児童生徒の自立支援を行う。	小・中学校の学校外の施設に各教科別・各学年別に分教室(「あゆみの広場」)を設置し、多様な児童生徒の実態を踏まえ、本校とは異なる教育課程を弾力的に編成することにより、不登校児童生徒の自立支援を行う。	学校教育法施行規則第24、25、53、54、55条	不登校児童生徒一人一人に対応した教育を行うため、特例により本校と異なる教育課程の編成を実施する		公立小・中学校の学校外に設置した分教室に於いて、一人一人の不登校児童生徒に対応した教育課程を編成し、学力を確保するためには、現行の学習指導要領に準じた教育課程の編成となる	文部科学省	
1303	1303010	29	奈良県	29000	「大和の薬」の販売特区	01	配置業の事業所配置				昭和38年11月26日薬事第93号による通知が出されて以来、事業所配置は薬事法第37条に反するとして、一貫して認められていないところであるが、近年、高齢化、女性の社会的進出等により、職場において緊急的に医薬品を使用する機会が増加している。このような事業所においても、配置業を常備することを可能とする。	薬事法第37条の販売制限	事業所についても、配置の対象と認める。		配置販売業は、個々の消費者に対する行商形態の販売業であるから、事業所は、配置販売業の配置対象として認められていない。	厚生労働省	
1303	1303020	29	奈良県	29000	「大和の薬」の販売特区	02	イベントでの配置業の特例販売業許可				法35条により特例販売の許可に当たっては店舗による販売として規定されており、また第37条により現行行商、露天販売等事後において販売業者の責任を及ぼすことが困難であるような形態による販売は認められていない。しかしながら、例えば医薬協同組合が、薬剤師を管理者として特例販売業を営むことによる条件として特区内(市内)のイベントにおいて、配置業の販売を可能とする。	薬事法第37条による販売方法の制限	イベントにおける仮設店舗を一律の制限の元(主体、人的要件)店舗として認める。	管理者は薬剤師として、組み立て式販売施設における製薬組合等の団体に対する特例販売業の許可を認める。	医薬品の販売にあたっては、その責任の所在が明確であることが求められる。イベントにおける仮設店舗(露店販売)は認められていない。	厚生労働省	
1304	1304010	29	奈良県	2901	教育特区(小・中学校の設置)	01	上学年の教科用図書を下学年の児童生徒に給与できる特例				教育課程の弾力化を目指した小中一貫教育の実施に当たっては、上学年の指導内容を学習する機会が生じることは確実である。その際、上学年で使用する教科用図書を、本来無償給与する年度より早く無償給与できるようにする。その教科書については「給与済教科書」として取り扱う。	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(第3条)文部科学省教科書課長通知で各学年における無償給与すべき教科用図書と給与時期が指定される。	現在、複式学級を編成している学校において一部の教科書のみ可能となっている教科書の先立での給与を可能とする。		特になし	文部科学省教科書課	
1304	1304020	29	奈良県	2901	教育特区(小・中学校の設置)	02	小学校の免許のみを有する教員が中学校の各教科以外の時間の指導ができる特例				小学校免許しか持たない教員が、中学校の各教科以外の時間の指導ができるようにする。	教育職員免許法第3条第1項及び第2項	7年間を通した「総合的な学習の時間」の実施に当たって小中それぞれ教員が連携して取り組むなど、中学校の各教科以外の時間の指導に、小学校の免許しか持たない小学校教員が当たることが可能とする特例を設ける。		特になし	文部科学省教職員課	
1305	1305010	28	神戸市	2805	先端医療産業特区	01	「第1次提案」再生医療等の高度医療に係る臨床研究における「特定医療費」の導入	9221	B	神戸市からの上記4項目の提案に対しては、全国対応への回答をいただいたが、神戸市独自の臨床研究における「特定医療費」の導入	「第1次提案」企業による治験に加え、医師主導の臨床研究についても「特定医療費」の対象とする。再生医療の急激な進歩や患者ニーズに迅速に対応し、臨床研究の円滑な推進を図るため。	「第1次提案」健康保険法第44条第1項、健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める事業(平成12年12月厚生省告示、薬事法及び医薬品及び医薬品等に関する法律の一部を改正する法律(平成14年7月31日公布))	「第1次提案」企業による治験に加え、医師主導の臨床研究についても「特定医療費」の対象とする。再生医療の急激な進歩や患者ニーズに迅速に対応し、臨床研究の円滑な推進を図る。		神戸市から提案した「先端医療産業特区」内では、神戸医療産業都市構想の進捗により、都市域研究が進展し、トランスレーショナルリサーチに必要な施設や設備が整っており、基礎研究から実用化までの期間短縮が可能となっている。このため、本特区内での上記4項目にかかる具体的な案件についての迅速な対応につきご配慮をお願いしたい。	厚生労働省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1305	1305020	28	神戸市	2805	先端医療産業特区	02	〔第1次提案〕「高度先進医療制度」の弾力的運用	9210	B	神戸市からの上記4項目の提案に対しては、全国対応の回答をいただいたが、神戸医療産業都市構想の推進にあたっては、「先端医療産業特区」内での具体的な案件についての迅速な対応につきご配慮をお願いしたい。	〔第1次提案〕「高度先進医療」を実施する医療機関の施設基準の弾力化や医療技術に係る審査承認手続きを簡素化することで、「高度先進医療制度」の弾力的運用を図り、医療技術の急速な進歩や患者ニーズの多様化に迅速に対応するため。	〔第1次提案〕健康保険法第44条第1項、特定承認医療機関及び特定承認医療取扱機関の取扱いについて(昭和60年2月厚生省通知)	〔第1次提案〕「高度先進医療」を実施する医療機関の施設基準の弾力化や医療技術に係る審査承認手続きを簡素化することで、「高度先進医療制度」の弾力的運用を図り、医療技術の急速な進歩や患者ニーズの多様化に迅速に対応するため。		神戸市から提案した「先端医療産業特区」内では、神戸医療産業都市構想の進捗により、世界的研究者が結集し、トランスレーショナルリサーチに必要な施設や設備が整っており、基礎研究から臨床応用までの期間短縮が可能となっている。このため、本特区内での上記4項目にかかると具体的な案件についての迅速な対応につきご配慮をお願いしたい。	厚生労働省	
1305	1305030	28	神戸市	2805	先端医療産業特区	03	〔第1次提案〕高度・先進医療に係る「特定病床等の特例」の弾力的運用	9207	B	神戸市からの上記4項目の提案に対しては、全国対応の回答をいただいたが、神戸医療産業都市構想の推進にあたっては、「先端医療産業特区」内での具体的な案件についての迅速な対応につきご配慮をお願いしたい。	〔第1次提案〕神戸医療産業都市構想の中核施設である「先端医療センター」を支援する、高度・先進医療を行なう医療機関の集積を図り、臨床研究の促進による早期産業化を図るため。	〔第1次提案〕医療法第30条の3、医療法施行規則第30条の32	〔第1次提案〕神戸医療産業都市構想の中核施設である「先端医療センター」を支援する、高度・先進医療を行なう医療機関の集積を図り、臨床研究の促進による早期産業化を図る。		神戸市から提案した「先端医療産業特区」内では、神戸医療産業都市構想の進捗により、世界的研究者が結集し、トランスレーショナルリサーチに必要な施設や設備が整っており、基礎研究から臨床応用までの期間短縮が可能となっている。このため、本特区内での上記4項目にかかると具体的な案件についての迅速な対応につきご配慮をお願いしたい。	厚生労働省	
1305	1305040	28	神戸市	2805	先端医療産業特区	04	〔第1次提案〕海外の医師を招致し、世界水準のトランスレーショナルリサーチ(構想)研究)を推進するための「臨床研修」制度の適用拡大	9213	B	神戸市からの上記4項目の提案に対しては、全国対応の回答をいただいたが、神戸医療産業都市構想の推進にあたっては、「先端医療産業特区」内での具体的な案件についての迅速な対応につきご配慮をお願いしたい。	〔第1次提案〕世界水準のトランスレーショナルリサーチ(構想)研究)を推進するため、医療に関する知識及び技能の普及を目的として海外の高度・先進医療技術を持つ医師を招致し、その者が日本の医師免許を有した医師の指導監督のもとに医療行為を行うことにより、ライフサイエンス分野のクラスター形成を促進し、国内産業の振興と国際競争力の向上を図るため。	〔第1次提案〕外国医師又は外国歯科医師が行う臨床研修に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律第30条	〔第1次提案〕世界水準のトランスレーショナルリサーチ(構想)研究)を推進するため、医療に関する知識及び技能の普及を目的として海外の高度・先進医療技術を持つ医師を招致し、その者が日本の医師免許を有した医師の指導監督のもとに医療行為を行うことにより、ライフサイエンス分野のクラスター形成を促進し、国内産業の振興と国際競争力の向上を図る。		神戸市から提案した「先端医療産業特区」内では、神戸医療産業都市構想の進捗により、世界的研究者が結集し、トランスレーショナルリサーチに必要な施設や設備が整っており、基礎研究から臨床応用までの期間短縮が可能となっている。このため、本特区内での上記4項目にかかると具体的な案件についての迅速な対応につきご配慮をお願いしたい。	厚生労働省	
1305	1305050	28	神戸市	2805	先端医療産業特区	5	〔第1次提案〕大学発バイオベンチャーの育成を支援するための承認TLO認定の弾力化	11854	D	神戸市から提案した「先端医療産業特区」内での、ライフサイエンス分野の研究開発の技術移転を促進させるため、特定大学技術移転事業に関する手続きの簡素化を要請するもの。	神戸市から提案した「先端医療産業特区」内での、ライフサイエンス分野の研究開発の技術移転を促進させるため、	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(以下、「大学等技術移転促進法」という。)、第4条等	神戸市から提案した「先端医療産業特区」内での、ライフサイエンス分野の研究開発の技術移転を促進させるため、		大学等技術移転促進法に規定する承認手続きを簡素化し、特許料の特例、産業基盤整備基金の行う技術移転促進業務、特定施設整備法等の特例を、本特区内の特定大学技術移転事業を実施しようとする者に付与することにより、ライフサイエンス分野での研究成果の技術移転を促進させ、大学発バイオベンチャー育成、トランスレーショナルリサーチの推進を目指すものである。	文部科学省 経済産業省	1140050
1305	1305060	28	神戸市	2805	先端医療産業特区	06	現在資格外活動とされている活動を資格内で可能となるよう、活動範囲の拡大	5340	C - 1	家族滞在資格者は、資格外活動の許可を得ることによってアルバイトが可能であることであるが、許可までに時間を要し、本人の出願及び就労先が内定している必要があるため、留学滞在資格者と同等に取り扱うことを要請するもの。	外国人研究者が家族とともに安心して研究に専念できる環境を整えることにより、海外の優秀な研究者の特区内研究機関への集積を図るため。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項別表第1の4で規定されている、家族滞在資格者の本邦において行うことができる活動及び同法第19条第1項で規定されている、資格外活動の許可について	外国人としての特性を活かした業務(語学教育など)に従事する場合の資格外活動許可について、留学滞在資格者と同じく包括的なアルバイト活動(アルバイト内定前での許可及びアルバイト先変更)についての申請不要)を認める。また、許可までの時間を短縮し、本人の出願も不要とする。		理化学研究所神戸研究所の例でも、配偶者が、当初「家族滞在」で入国し、子供の教育費負担の理由から帰国を希望する可能性がある。しかし、家族滞在資格者は、日常的な活動以外認められていないため、アルバイト先が内定した段階でしか許可申請出来ない。アルバイト先変更が必要など、留学滞在資格者に比較して条件が厳しい。また、許可までに時間を要し、出願も必要とされている。	法務省	0500300
1306	1306010	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	01	国庫地(普通財産、国有港湾施設)の買収にかかると業種規制の緩和			臨海部での自動車のリユース・リサイクル業などの誘致に対応し、用地の有効活用を図るため、	財務省が国土交通省から引き継いだ国庫地(普通財産、国有港湾施設)で、港湾管理者に対して買付け、港湾管理者から民間企業等に転売されるものについて、	通達で定める事業の用に供する施設以外にも、実状に応じ、港湾管理者が基準を設け買付けができるよう、業種規制を緩和する。	特区で指定するロジスティクスハブ拠点の輸入対応倉庫のみを対象とする。	①自動車のリユース・リサイクル企業など、通達で定める企業以外には、業種規制が及び付けない。②神戸市における港湾用地での進出件数増加(海産物取り扱い90%以上の集積)の結果、平成0年度以降の企業進出は、平成14年11月20日現在、32社、26.4haとなっている。	財務省 国土交通省	0700510 1210120	
1306	1306020	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	02	非居住の部品供給メーカーによる国内在庫(非居住者在庫)の許可			国際的なサプライチェーンマネジメントの進展に対応し、日本国内の製造メーカー等(ユーザー)のためのリードタイムの短縮と、非居住の部品供給メーカー等(ベンダー)のための日本で消費されなかった貨物の第三国への転送を容易にするため、	非居住の部品供給メーカー等が日本国内の保税蔵置場で在庫について、	国内における事務処理を行う者に係る規定を設ける。		シンガポールや香港では、非居住の部品供給メーカーが国内に設置できる仕組みがあるが、日本では、保税蔵置場で非居住者在庫が設けられるが、法律上、解除が出にくい。	財務省	0700400	
1306	1306030	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	03	保税蔵置場などの許可手数料の見直し			臨海部に保税機能を活用した企業の集積を促進するため、	特区における貨物の輸入手続未済のまま蔵置し、また、加工・製造・展示などできる保税蔵置場、保税展示場、保税工場、総合保税地域において、	許可手数料を見直す。		保税蔵置場などを設置している企業のコスト増となっている。	財務省	0700200	
1306	1306040	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	04	簡易申告制度の要件緩和			輸入申告時における納税審査の省略による通関時間を短縮し、在庫管理を容易とするとともに、納税申告事務の軽減を図るため、	コンプライアンスの高い企業が継続的に輸入する貨物で、あらかじめ税関長の承認を受けたものについて、	簡易申告制度における継続的輸入要件を緩和する。	コンプライアンスの高い企業に限定、税関長の承認。	貨物の継続的輸入要件が年24件以上となっている。	財務省	0700320	
1306	1306050	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	05	神戸港発着の外国籍クルーズ船の日本各港間クルーズへの参入			内航貨物のカボタージュと異なる影響の少ない外国籍クルーズ客船の日本各港間への参入を促し、神戸港をはじめ国内での外国籍客船の誘致を図るため、	日本船舶にあらざれば、日本各港間において旅客運送を為すことを得ず。但し、主務大臣の許可を得た時はこの限りならずとされている船舶法第3条の主務大臣の特例について、	船舶法第3条の主務大臣の特例を積極的に認める。		外国籍のクルーズ客船が、国内各港間を出入港するクルーズができない。	国土交通省	1209030	
1306	1306060	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	06	神戸港を起終点とする観光船への外国人乗組員(運航要員を除く)の採用			国際観光を強みとする港の観光において、国際交流を促進し、みなと観光を活性化するため、	国際交流、国際観光の要素をもったサービス要員について、	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項別表第2に規定する「技能」の項目を緩和し、対応する。		国内のみを就航する船舶において外国語と日本語を併用し、国際交流を行う観光サービス業務では、外国人雇用にできない。	法務省	0500310	
1306	1306070	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	07	海上輸出入貨物への「到着即時輸入許可制度」の導入	7342	D	現行対応は、保税地域に一度輸入する「届出即時」であって、航空貨物のような「到着即時」ではない。保税地域に輸入する時間が多くかかっているため、「到着即時」を考へていただきたい。	保税地域に輸入する時間を省くため、	コンプライアンス(法令遵守)の高い企業が一定以上継続して輸入している貨物で、かつ、機械や衣類など他法令による審査が必要なものでも、予備審査において検査省略とされた貨物を対象に、	貨物を積載した船舶が到着した時点で許可され、船舶離陸した時は国内へ引取等することが可能な制度の創設。	①コンプライアンス(法令遵守)の高い企業に限定、②予備審査による審査	航空貨物では到着即時輸出ができていないが、港湾貨物では、保税地域に輸入しなければならない。	財務省	0700180
1306	1306080	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	08	現在資格外活動とされている活動を資格内で可能となるよう、活動範囲の拡大	5340	C - 1	家族滞在資格者は、資格外活動の許可を得ることによってアルバイトが可能であることであるが、許可までに時間を要し、本人の出願及び就労先が内定している必要があるため、留学滞在資格者と同等に取り扱うことを要請するもの。	海外からの優秀な人材を確保・活用しやすい環境を整えることにより、地域の国際化・活性化を図るため。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項別表第一の四で規定されている、家族滞在資格者の本邦において行うことができる活動及び同法第19条第一項で規定されている、資格外活動の許可について。	外国人としての特性を活かした業務(語学教育など)に従事する場合の資格外活動許可について、留学滞在資格者と同じく包括的なアルバイト活動(アルバイト内定前での許可及びアルバイト先変更)についての申請不要)を認める。また、許可までの時間を短縮し、本人の出願も不要とする。		家族滞在資格者は、日常的な活動以外認められていないため、アルバイトを行う場合には資格外活動の許可が必要であるが、アルバイト先が内定した段階でしか許可申請出来ない。アルバイト先変更が必要など、留学滞在資格者に比較して条件が厳しい。また、許可までに時間を要し、出願も必要とされている。	法務省	0500300
1306	1306090	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	09	外国人向け専門サービス業(弁護士)の外国人への開放(外国法事務弁護士となるための「法務大臣の承認」要件の緩和)	5100	C - 1	外国人向け専門サービス業(弁護士)の外国人への開放(外国法事務弁護士となるための「法務大臣の承認」要件の緩和)	外国法事務弁護士の資格取得要件を緩和し、増大する海外サービスに対する需要に迅速に対応するため。	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条において、法務大臣の承認が必要とされる外国法事務弁護士の資格取得要件について、	法務大臣への届出制に変更する。		外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条において、法務大臣の承認が必要とされている。	法務省	0500280
1306	1306100	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	10	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和(「研究」資格・修士又は3年以上の研究従事、若しくは10年以上の実務経験の緩和)「投資・経営」資格:外国人の会社設立制限の緩和	5202	A	特区において、研究を目的とする入国者については活動内容の要件緩和が行われるが、投資・経営を目的とする入国者については要件緩和が行われていないため、要請するもの。	海外からの優秀な人材を確保・活用しやすい環境を整えることにより、地域の国際化・活性化を図るため。	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令で、2人以上の常勤の職員が従事して定まれる規模のものであること定められている。投資・経営の資格取得要件について、	2人以上の常勤の職員が従事して定まれる規模として、適用上の常勤の職員が従事しようとする場合の投資額が年間500万円以上としているものを緩和する。		在留資格投資経路については、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令により、2人以上の常勤の職員が従事して定まれる規模のものであること定められている。投資の資力の定しい起業家が在留資格取得する際の駆けこぎとなっている。	法務省	0500510
1306	1306110	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	11	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和(「研究」資格・修士又は3年以上の研究従事、若しくは10年以上の実務経験の緩和)「投資・経営」資格:外国人の会社設立制限の緩和	5202	A	特区において、研究を目的とする入国者については活動内容の要件緩和が行われるが、企業内転勤の入国者については要件緩和が行われていないため、要請するもの。	海外からの優秀な人材を確保・活用しやすい環境を整えることにより、地域の国際化・活性化を図るため。	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令で、外国に1年以上の業務従事要件を不要とし、研究の業務を対象に加え		在留資格企業内転勤については、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令により、外国にある本・支店等で1年以上技術または人文知識・国際業務の業務に従事していること定められているため、企業が海外で優秀な人材(研究者等)を採用した場合に、直ちに日本に呼び寄せることができない。	法務省	0500520	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1306	1306120	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	12	数次ビジネス登録発給要件等の緩和	6001	C-1	国境を問わない規制緩和は不適当というところであるが、現行の対象国に対する要件緩和を実現したいとするため。	海外の優秀な研究者・技術者等が往来しやすい環境を整えることにより、地域の国際化・活性化を図るため。	最長90日まで認められている数次査証の滞在期間について。	180日程度に延長する。		数次査証の滞在期間は最長で90日であるため、半程度の中期滞在が必要な場合は、一旦出国する必要がある。	外務省 法務省	0501020 0600130
1307	1307010	28	神戸市	28100	六甲有馬観光特区	01	健康保険組合所有の退休保養所の賃貸・転用・売買の容認				退休保養所の転用等の促進による六甲山・有馬地区の活性化を図るため。	健康保険法100条、同法施行令第23条に基づく、機能廃止後の保養所の賃貸・転用・処分に関する行政指導。	健康保険組合所有の退休保養所について民間への賃貸・ギヤラリーやアットエなどへの転用・売買を容認する。		健康保険組合所有の保養所は、厚生労働省の指導により、機能廃止後も、賃貸借及び転用はできない。処分には厚生労働省の認可が必要である。そのため、健康保険事業財政の悪化による保養所閉鎖後も、売却先が決まらずに権利利・維持管理費を健康組合が負担し、更なる健康保険財政の悪化及び保養所の荒廃を招いている。	厚生労働省	
1307	1307020	28	神戸市	28100	六甲有馬観光特区	02	事業所税の非課税範囲の拡大				保養施設活用コンソーシアムとして参画企業保養所の一部一般開放を実施しているが、非課税種の収容可能人員に限りがあるため、市民等の利用が制限されている。さらに一般開放を広げることにより、稼働率を上げてその継続を妨げ、地域の活性化を図るため。	地方税法第701条の34、同法施行令第56条の41、行政実例。	企業・健康保険組合所有の保養所利用を、市民等に一般開放できる特を広げ、稼働率を上げることでその閉鎖を防ぐとともに、地域の活性化を図るため、外部利用の可能な非課税範囲を2割以上に拡大する。		地方税法施行令第56条の41において、事業所税の非課税施設は「専ら当該企業・団体・組合の構成員が利用する施設と定められており、行政実例では「専ら」の基準は概ね8割とされている。	総務省	0403130
1307	1307030	28	神戸市	28100	六甲有馬観光特区	03	外国人在留資格の技能項目の追加				海外のマッサージ施術師を招聘し、良質の温泉とあわせ、本格的な海外のマッサージを外国利用者へ提供することにより、有馬温泉の健康保養温泉地としての更なる魅力アップを図るため。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項、第7条第1項第2号、同法第7条第1項第2号の基準を定める省令における技能の項目。	技能の項目に「マッサージ」を追加する。		出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令では在留資格の技能の項目を制限列挙しており、「マッサージ」は入っていない。	法務省	0500320
1308	1308010	28	神戸市	28100	人と自然との共生ゾーン特区(大都市近郊農業特区)	01	認定農業者制度の対象範囲の拡大	10140 10141	C-2		農業者の高齢化が進む中、集落営農等の任意組織が、認定農業者として国の事業採択や資金融資が受けられることにより、個人・法人経営者を補完する担い手として育成していくため。	農業経営基盤強化促進法第12条において認定する経営改善計画(認定農業者)について。	認定農業者制度の対象範囲を拡大(集落営農等の任意組織を含む)し、国のきめ細かい施策の推進と補助事業の柔軟な措置(採択要件の緩和等)を行う。	—	農業経営基盤強化促進法第12条、同法施行規則第14条により、個人・法人経営者でなければ、認定農業者として認められない。	農林水産省	1001130
1308	1308020	28	神戸市	28100	人と自然との共生ゾーン特区(大都市近郊農業特区)	02	農用地利用集積計画の策定要件の緩和				農業への新規参入を促進していくことにより、農業に新たな経営感覚を持った担い手を呼び込み、農業・農村の地域活性化を図るため。	農業経営基盤強化促進法第18条において作成する農用地利用集積計画について。	農業経営基盤強化促進法による利用種設定の場合において、農用地利用集積計画の作成の要件を緩和し、農業への新規参入を促進する。	経営が安定するまでの間、一定の条件(賃借、数年毎の更新等)を付与する。	農業経営基盤強化促進法第18条により、農地の利用種を受け手は制限されており、農業への新規参入の阻害となっている。	農林水産省	1001150
1308	1308030	28	神戸市	28100	人と自然との共生ゾーン特区(大都市近郊農業特区)	03	水稲共済の当然加入基準の緩和				当然加入基準の緩和により、生産者の自己責任による農業経営を行なう意欲を高めるため。	農業災害補償法第16条に規定する加入基準について。	当然加入基準を緩和し、農家の水稲共済の加入を任意化する。	—	農業災害補償法第16条、第104条、農業災害補償法施行令第1条の4により、一定規模以上の農業者については、その意思にかかわらず水稲共済加入が義務づけられており、農業経営の実態にそぐわない。	農林水産省	1002010
1308	1308040	28	神戸市	28100	人と自然との共生ゾーン特区(大都市近郊農業特区)	04	地蔵者のための住宅建設の緩和				住民合意によって設定された集落居住区域とゾーン指定の範囲への住宅の集中と都市部への人口流出の抑制によって、地域コミュニティの活性化を図るため。	都市計画法第34条において制限される市街化調整区域内の開発行為(住宅建設)について。	共生ゾーン条例にもとづく集落居住区域内においては、土地取得の条件等を緩和し、地蔵者住宅の建設を容易にする。	市長が認定する重づくり計画において、集落居住区域に指定されていること。	都市計画法第34条により、市街化調整区域内の開発行為が制限されており、農家住宅等では住宅の建設ができない。	国土交通省	1200140
1308	1308050	28	神戸市	28100	人と自然との共生ゾーン特区(大都市近郊農業特区)	05	地区計画における公共施設等設置条件の緩和				市街化調整区域の環境に適合した開発を可能とし、地域の少子高齢化への対応を図るため。	都市計画法第33条第1項第2号、同条第2項において規定する開発許可の基準における道路・公園等の設置条件について。	計画区域内の道路・公園等の条件を緩和し、計画策定を容易にする。	地区計画が、重づくり計画の一部として、市長の認定を受けていること。	都市計画法第33条第1項第2号、同条第2項、都市計画法施行令第25条第2号、第6号により、開発区域内の道路幅、公園等の面積の条件が定められており、市街化調整区域の環境に適合した開発を行うことができない。	国土交通省	1200090
1309	1309010	11	埼玉県	11223	コミュニティバス特区	2	コミュニティバス(大運行)に関する運賃設定の緩和				コミュニティ活動が活発な当市において、誰にも優しいコミュニティバスの運行は高齢者等の外出機会を促し、コミュニティ活動の活性化に寄与している。運賃設定の認可制から届出制への内制への移行により、バス利用の利便性の確保と乗客増進に効果的であることとが、利用者の増加、経済活性化が想定され、またコミュニティ活動の促進を図ることができる。	道路運送法第九条における運賃設定の認可について	市営の交通利便性の確保等を目的としたコミュニティバスの運賃設定については、認可制から届出制に特例を付ける。		コミュニティバスは市民の交通利便性の確保等を目的として運行するものであり、料金は確保を一体的に確保するバスと性格が異なるにもかかわらず、同様な取扱いとなっている。	国土交通省	1208100
1310	1310010	11	埼玉県	11223	民間活力を活用した地蔵債権の確保	1	(1)地方税法において日本郵政公社に租税債権の徴収事務を委託することができるよう緩和すること (2)私人の公金取扱い制限の緩和(地方自治法第233条)すること (3)日本郵政公社に租税債権の徴収ができるよう措置を講ずること				昨今の社会経済活動をみると、1地域に止まることなく、北海道から沖縄まで住民移動が行われている。これに対応して、高齢者も広域化の傾向が見受けられる。そこでこれらの高齢者に対しては、電話催告、文書催告あるいは長期出張徴収をして、租税債権の徴収にあたっている。長期出張徴収とすればこれに伴う経費負担は重く、租税徴収の効果は低い。従って「費用対効果」の観点からみれば、非効率的かつ、高コストであると判断される。そこで全額に設置している郵便局の機能(ノウハウ)を活用して、租税債権の確保を図ろうとするものである。この制度は、当該地方自治体の区域外に住所又は事業所等を持っている納税者に対して徴収金を徴収(本邦のみ)で、督促状を発送し、納税地の執行を行うものではない。徴収事務に係る経費は、当該地方自治体が負担として、徴収金の100分の5を乗じて得た額を業務主体である日本郵政公社に支払うものとする。これにより、日本郵政公社は、徴収金を徴収、地方自治体は、効率的かつ低コストで租税債権の徴収が実現できるものとする。 ※徴収金の率は法定である。また、必要によっては基本委託料(委託する徴収金と件数に応じて変動)も併せて、検討を要する。その理由は、日本郵政公社の委託収益を考慮してのことであるからです。	①地方自治法第243条の規定により私人の公金取扱いの制限がされている。具体的には「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令で特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収もしくは支出の権限を私人に委任し、私人に行わせてはならない。」として、私人の公金取扱いを制限している。 ②地方自治法第202条の4の規定により、徴収の委託を私人に行わせることができる。平成14年4月1日発足の日本郵政公社 ③日本郵政公社に徴収事務を委託すること ④日本郵政公社に徴収事務を委託すること ⑤地方自治法第198条の規定により業務範囲が定まっている。 ⑥地方公共団体の特定業務の徴収事務における取扱いに関する法律第2条各号に規定する郵政官署における事務取扱いが定まっている。 ⑦地方自治法施行令第158条第1項各号に該当するものに限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。具体的には「1使用料2手数料3買付料4買付金の元金償還金」が適用されている。	昨今の社会経済活動をみると1地域に止まることなく、県内はもとより県外に輸出している例が多く見受けられる。これに対して、滞納者も広域化の傾向にある。そこで租税債権を確保するために、北海道から沖縄まで設置している郵便局の機能を活用して、徴収金を徴収しようとするものである ・実施内容 ①実施対象(範囲) 当該地方自治体の区域外に住所又は事業所等を利用している者 ②実施内容 本人の申告と徴収金の徴収(本税のみの徴収で、督促状、滞納処分を除く) ・徴収事務に伴う経費 100分の5を乗じて得た額。ただし、必要によっては基本委託料も併せて検討の要あり。	1訪問結果報告書の提出 訪問結果報告書に状況の事項を記載 (1)税目 ・市税(市県民税・固定資産税等) (2)国民健康保険料 (3)国民健康保険料(別納納入を含む) (4)訪問回数 (5)不在・不明の状況 当該報告書に基づいて、徴収金の委託料を支払うものとする。 2訪問徴収の届出書の発行 ・郵便振替用紙(払込票受領証)をもって、郵便振替用紙には当該地方自治体の口座番号及び加入者名を記載する。	①地方は地方自治体の公金であり、特別徴収義務者の徴収する地方税を除いて、地方税についての特別の定めはありませんから、地方税の徴収については、私人に委任することはできない。 ②地方自治法第202条の4の規定により、徴収の委託を私人に行わせることができる。平成14年4月1日発足の日本郵政公社 ③地方自治法第243条は地方自治体の公金について、原則として私人による取扱いを禁止しているが、同法同条に基づく、地方自治法施行令第158条第1項の規定により、使用料、手数料、買付料、買付金の元金償還金については、私人にその徴収又は収納事務の委任をすることができることとされている。従って、これに規定されていない私人に公金である徴収金の徴収事務を委託することができない。	総務省 郵政事務官	0403290
1311	1311010	43	熊本県	4301	福祉コミュニティ特区	1	ホームヘルパーによる実施可能な身体介護の拡大	9309	C-2	平成14年10月7日に公表された「構造改革特区の提案に対する各府県からの両々回答」における厚生労働省の回答は以下のとおり。 ①療の吸引に関して、患者の生命・身体の安全性の確保について十分に配慮した上で、医療関係資格を有していない者が行うことが可能かどうか検討することとしている。 ②医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域のみならず、療の吸引等については、ホームヘルパーによる実施を認めることにより、患者の家族等の負担を軽減するため。 療の吸引等の行為については、患者の家族等の負担が大きくなり、早期の規制緩和が求められる。 速やかに上記検討の結果を得るためにも、特区内においてモデル的に実施することは有効と考えられることから、再度提案を行うもの。	ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者や嚥下障害のある高齢者等に療の吸引等の行為については、ホームヘルパーによる実施を認めることにより、患者の家族等の負担を軽減するため。	医師法第17条、保健師助産師看護師法第5条、第6条、第31条及び第32条の解釈上医師及び看護師等には認められていない行為について	ホームヘルパーが実施することを容認する。	当該行為を行うホームヘルパーについて、研修等により、必要な知識及び技能を習得させる。	医師法第17条において、「(医療行為を業とすること。)」は医師の業務独占行為とされ、また、保健師助産師看護師法第5条及び第31条等により、「診療の補助」行為は看護師等の業務独占行為とされている。ただし、「(医療行為)及び「診療の補助」行為は、その範囲が明確に「療の吸引」等の行為については、行政解釈により、一般的に医療行為にあたることを、ホームヘルパーが行うことは禁止されている。	厚生労働省	
1312	1312010	43	熊本県	4302	先端産業を担う人材育成特区	1	職員の民間企業への就業手続に長時間を要するため(約半年)、就業意欲をそそぐ。	2211	C-1		半導体等先端技術における技術革新のスピードが急速となっているため、地域の産学官が連携し、地域の課題を迅速に解決していくことが必要である。そのためには、地域において研究開発に取り組む際、より柔軟な方法を確立する必要がある。	国家公務員法第103条第3項により「人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の承認により人事院の承認を得た場合に」認められている民間企業の役員等の就業について	特区内においてはより迅速に承認が得られるようにする。		手続に長時間(約半年)を要する。	文部科学省 【人事院】	200070

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(分限コード)	規制の特例事項(分限番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的な要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1312	1312020	43	熊本県	4302	先端産業を担う人材育成特区	2	学校設置主体の要件の緩和(株式会社等による学校経営等)	8002	C-1	国・地方自治体もしくは学校法人でなければ学校を設置することが出来ないため、自由に民間が参入できず、結果として、学校の競争原理が働かない。	学校設置基準を緩和することで、子供たちに多様な教育機会を提供できるだけでなく、地域や社会環境に応じた教育環境を整備することができる。	学校教育法第2条第1項の規定により「国、地方公共団体及び学校法人」だけに認められている学校の設置について	株式会社、公益法人等による学校設置を認める。		株式会社等が学校を設置しようとする場合には、まず学校法人を設立する必要があるため、新規参入の障壁となっている。	文部科学省	
1312	1312030	43	熊本県	4302	先端産業を担う人材育成特区	3	職業能力訓練開発大学校等を設置する際の大臣協議、同意の廃止	9149	C-1	新たに職業能力訓練開発大学校等を設置しようとする場合、厚生労働省との事前協議、同意が必要であるため、設置の決定までに時間がかかりすぎる。	業の独自の判断で施設設置の決定をできるようにすることにより、企業ニーズに迅速に対応できる。	職業能力開発促進法第16条第3項より「あらかじめ、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。」とされている職業能力開発短期大学校等の設置について	同意を要する事前協議制を廃止する。	届け出制とする。	在職者訓練等を行う施設を設置について、企業ニーズに応じた迅速な対応ができない。	厚生労働省	
1313	1313010	43	熊本県	4303	環境循環型産業創出特区	1	国立大学教員等の課外勤務に課せられない短時間勤務制の導入(国立大学の教員等による民間企業の役員等の兼業の促進(職務専念義務、勤務時間内兼業))	4402	C-1	企業に対する技術指導を十分に行うためには、本人の申し出により一定の給与を支給しない等の措置を講じた上で、勤務時間内兼業を弾力的に認めなければならない。	本特区構想においては、環境関連技術が多岐多様であることから、熊本大学や国立八代高等の技術シーズの活用が不可欠である。	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第5条により「一週当たり四十時間」とされている国立大学教員等の勤務時間について	教員が希望した場合には、一定の給与を支給せずに兼業時間の拡大を認める。	兼業を認めた範囲において、給与の減額を行う。	大学等と特区が隔れていることや企業活動の多様化から、休日等の対応で十分な技術指導ができない状況にある。	総務省 文部科学省 【人事院】	2000800 400040
1314	1314010	43	熊本県	4304	農村生活体感交流特区	1	地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和	10104	C-1	市町村が農地保有合理化法人になることなく、農地を取得できるようにする。	福祉施設が運営療法を行う場合など、地域の実情に応じた多様な農地の利用を図るため。	農地法施行令第1条の6第1項第2号で規定されている不許可の例外(公用・公共目的での地方公共団体の農地取得)以外の場合について、	市町村の独自の判断で農地を取得できるようにする。	耕作放棄地率が一定割合以下になった場合の特例措置の停止	公用・公共目的以外での市町村の農地取得が認められていないため、地域の実情に応じた多様な農地の利用が妨げられている。	農林水産省	1000200
1314	1314020	43	熊本県	4304	農村生活体感交流特区	2	農業者以外の者の農地取得の容認(法人取得、下層面積以外に係るもの)	10108	C-2	都市住民が余暇的な農業を行う場合の農地に関する権利設定を可能とすることにより、中山間地域を中心として問題となっている耕作放棄地対策にも資すると考えられる。	都市住民が余暇的に小規模な農業を行う場合や、帰農希望者などのニーズに応えるため、農地に関する権利設定を容易にする。	農業者以外の者が農地を取得する場合の①取得後の農地すべてについて耕作の事業を行うこと、②必要な農作業について常時従事すること、③効率的に利用すること、という条件について	都市住民等が余暇的な農業を行う場合にも農地に関する権利設定ができるようにする。	耕作放棄地率が一定割合以下になった場合の特例措置の停止、権利設定等の場合の届出義務	農地法の規制により、都市住民等が農地に関する権利を設定して長期的に余暇的な農業を行う機会を妨げている。	農林水産省	1000330
1315	1315010	6	山形県	6000	超精密技術集積特区	1	随意契約により国有特許を譲渡等ができる企業の範囲の拡大			国の単独所有特許について、密接に関連する特許等を既に所有している企業については、随意契約により譲渡や専用実施権を設定することが可能とされているが、特区内において特定事業に関する研究開発等を行う企業に対しては、関連する国有特許の譲渡等について同様に扱うものとする。	会計法において、売買、賃貸、譲渡その他の契約を締結する場合には、原則として競争に付さなければならないとされていることについて	特定事業に関する研究開発等を行う企業に対して、関連する国有特許を随意契約による譲渡や専用実施権の設定を可能とする。	特段必要ないものとする。	特区内の大学等が有する特許について、その地域内の企業が優先的に使用することができない。	財務省		
1315	1315020	6	山形県	6000	超精密技術集積特区	2	大学、公設試験等へ研究員を派遣する際のキャリア形成促進助成金の対象化			大学や公設試験において研究員を受け入れて研究に参加させることが民間への技術移転の有効な方法とされているが、こうしたO R T研修をキャリア形成促進助成金(訓練給付金)の対象とする。	キャリア形成促進助成金(訓練給付金)の対象となる職業訓練について	民間企業が技術、知識を習得するために研究員を大学や公設試験にO R T研修として派遣した場合、キャリア形成促進助成金の訓練給付金の対象となる職業訓練とみなす。	特段必要ないものとする。	指導員又は講師が常時講習・実習を実施しない場合、必要な教科の内容の細目が決められていない場合等は訓練給付金助成対象外とされている。	厚生労働省		
1315	1315030	6	山形県	6000	超精密技術集積特区	3	保税蔵置場の許可基準の緩和			インランドポロ機能の拡充を図るため、特区内における保税蔵置場の許可基準の場地的要件を緩和する。	保税蔵置場の許可基準の場地的要件として、当該施設の所在地を所轄する税関支署からの路程がおおむね25キロメートル以内の場所であり、かつ、取締上及び通関手続上、税関長が特に問題がないと判断した施設とされていることについて	特区内においては距離規制を撤廃する。	特段ないと考える	一般の輸入貨物を取り扱うことができる保税蔵置場の設置について、距離制限があるため、近隣に設置されている地域と比較して、輸入に係るコストが高額となっている。	財務省	0700310	
1315	1315040	6	山形県	6000	超精密技術集積特区	4	国立大学の施設の公益性の高いNPO法人等への無償貸与			NPO法人や中小企業の支援機関(商工会議所、企業振興公社)等公益性の高い団体が、研究開発等のため国立大学の研究施設を使用する際に、無償で貸与することにより研究開発の促進を図るもの。	研究交流促進法、研究交流促進法施行令において、民間企業に対して時価の5割以内を減額した対価で使用させることができるとあるが、これを超える減額や無償貸与については認められていない。	無償で貸与する。	特段ないと考える	公益性の高い団体についても一般の民間企業と同等の扱いとなっている。	文部科学省		
1315	1315050	6	山形県	6000	超精密技術集積特区	5	特許の国際出願(PCT出願)に係る手続きの簡素化			国際特許の出願にかかる事務手続きの簡素化と実質的な手数料負担を軽減するため、PCT出願において対象国の指定を行わずに特許権力条約加盟国全てに出願したとされる制度を導入するもの。	国際出願の際に発明の保護を求る条約の締結国の国名を指定することについて	世界的な知的所有機関が平成16年から導入する方針とされている当該制度を、特区内において先行実施するもの。	特段ないと考える	国際特許に係る事務手続きの煩雑さ、手数料の負担が大きくなっている。	経済産業省	1140010	
1315	1315060	6	山形県	6000	超精密技術集積特区	6	国立大学の教員等の役員等の兼業の承認規定(研究成果活用企業)の緩和	2308	A	特区特例措置に伴い必要となる手続きとして、「日時を特定して承認権者の承認を得なければならない」とされているが、予め特定できない要請にも対応できるよう提案するもの。	生産現場における緊急的な技術指導、相談等の要請に対しても対応できるよう、予め兼業に従事する時間数を包括的に承認し、その期間内であれば公的に実施が可能な範囲内において、別途承認を得ずに兼業に従事できるものとする。	特区特例措置に伴い必要となる手続きとして、「日時を特定して承認権者の承認を得なければならない」と提案されていることについて	兼業に従事できる時間を包括的に承認し、その範囲内においては、日時の特定等の承認がなくても兼業に従事できるものとする。	承認権者に対して、兼業従事状況を定期的に報告する	兼業の日時を特定し承認を受けなければならない場合、手続きに時間を要することから緊急の要請に対応できない。	文部科学省 【人事院】	200090
1315	1315070	6	山形県	6000	超精密技術集積特区	7	一般需要家に対する電力小売の緩和	11511	B	特区において先行実施を提案するもの。	総合エネルギー調査会電気事業分科会の報告書によると、「契約電力500キロワット以上」については平成16年度からの自由化の方針が示されたが、「500キロワット以上」については時期が明示されていない。早期自由化により、中小規模工場において電気料金の値下げが期待されることから、製造コストの低減が図られる。	電気事業法施行規則において、その対象が、使用最大電力が原則として2000キロワット以上の者の需要とされていることについて	特区においては、平成15年度から「500キロワット以上」の研究施設、製造工場等を対象に先行実施する。	特段ないと考える	対象が大規模工場に相当する2000キロワット以上とされており、それ以下の工場等は対象となっていない。	経済産業省	1130120
1315	1315080	6	山形県	6000	超精密技術集積特区	8	特許の優先処理基準の緩和	11904	D	特区において特許審査の早期化については現行で対応可能とされているが、特定事業に関連する中小・ベンチャー以外の企業からの出願についても早期審査・審理が図られるよう提案するもの。	特許出願等に係る早期審査については、実務関連・外国関連の出願、中小・ベンチャー企業、大学・公的研究機関等の出願等について対象とされているが、特区内における特定事業関連する大企業からの出願についてもその対象とする。	特許庁の早期審査・審理ガイドラインにおける対象となる出願について	特区内において、特定事業に関連する大企業の出願についても対象とする。	特段ないと考える	特区内の特定事業に関する出願については、すべて早期審査が図られるよう規定されていない。	経済産業省	1140060
1315	1315090	6	山形県	6000	超精密技術集積特区	9	「地域コンソーシアム研究開発事業」等における対象事業者要件の緩和(みなし大企業の対象化)			前出提案した項目であるが、回答がなされなかったため、再度提案するもの。	中小企業を対象としている「地域コンソーシアム研究開発事業」、「創造技術研究開発補助金」において、単独の大企業から過半の出資又は権取の大企業から2/3以上出資を受けている中小企業については「みなし大企業」とされ対象外となっているが、大学と共同研究の参加企業が複数出資する「共同出資会社方式」で事業化する場合は「みなし大企業」であっても経営基盤が強固とは限らない。このことから、特定事業において学卒の研究開発者を円滑に事業化するため、「共同出資会社方式」で設立された法人については「みなし大企業」規定を除外することを提案するもの。	「地域コンソーシアム研究開発事業公募集要項」、「創造技術研究開発補助金等の交付対象となる中小企業者の取り扱いについて」において、「みなし大企業」は交付対象の中小企業から除外されていることについて	「みなし大企業」の交付対象の除外規定を撤廃する。	特段ないと考える	「みなし大企業」であっても経営基盤が強固であるとは限らない。むしろ研究シーズの事業化という点ではリスクが高い。	経済産業省	1110050 1104020
1316	1316010	11	久喜市	11232	農地集積特区	1	農地法第3条2項2号の農業生産法人以外の権利取得禁止の緩和			農業生産法人以外の権利取得の制限があるため、生産団体(任意団体)が農地を権上げ生産することが出来ない。	農地法第3条2項2号の生産法人以外の権利取得の禁止	農業生産法人以外(任意生産団体)でも権利の取得が可能になるようにする。		農地法第3条2項2号により農業生産法人以外は、権利の取得ができない。	農林水産省	1000090	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1317	1317010	11	久喜市	11232	農用地区域利用特区	2	農業振興地域の整備に関する法律第13条2項の要件の緩和			農用地からの除外するために行う農用地区域の変更は、4用件すべてを満たす場合に限られる。	農業振興地域の整備に関する法律第13条2項の農用地区域の変更要件	農用地区域の変更要件のほか県条例で区域指定された区域は、農用地区域から自動的に除外される。	農用地区域の変更要件のほか県条例で区域指定された区域は、農用地区域から自動的に除外される。		変更要件以外は、農用地の変更が出来ない。	農林水産省	1000720
1318	1318010	13	大田区	13111	OTA産業経済特区	1	ものづくりに関する技術等の知的財産権に係る手続きの簡素化			区内中小工場ではナノテクノロジーやMEMSなど最先端の技術力を持ちながら、特許等の知的財産権の確保の手段が複雑なため、技術の流出を防止している現状がある。経営基盤の弱い中小工場が、研究開発に積極的に取組めるよう、特許手続きの緩和が求められる。	特許法36条の特許出願に係る事項を簡素化し、手続きをしやすいとする。特許法107条に規定する特許料について、関連法による特例措置を明確にし、中小企業が減免を受けやすくなる。	特許法36条4項～6項の記載内容の詳細に係る規定の緩和と同法107条に産業力強化のための特例の規定の追加		中小企業においては、特許等知的財産権に関する専門部署を持つ事が困難であり産業力強化法等の特例を設けている現状がある。関連法令の簡素化が求められる。	経済産業省	1140030	
1318	1318020	13	大田区	13111	OTA産業経済特区	2	知的財産権を信託した場合の信託受益権の有価証券化			中小企業が持つ特許的財産権を経営資源として有効に活用できるような信託受益権を緩和する	信託受益権法4条の緩和により知的財産権が信託の対象となることにより、信託受益権を有価証券化できるようにする	信託対象の拡大に伴い、より有効な活用ができるよう証券取引法の有価証券の規定に知的財産権を追加する		中小企業において、知的財産権が経営基盤として活かされていない	金融庁		
1318	1318030	13	大田区	13111	OTA産業経済特区	3	外国人留学生・研究生等の就労・起業促進のための規制緩和			外国人留学生・研究者等が特区内企業と共同研究・開発や起業を容易にするため、特区で認められる在留資格や資格要件、在留期間の緩和と共に資格変更の手続きを簡素化する	出入国管理法及び難民認定法2条の2による「研究」資格を「投資・経営」に変更する手続きを省略する、または資格を統一する	外国人研究者が開発技術を国内企業と共有するため、研究活動から投資経営活動へ国内活動を迅速に移行できるようにする	地方自治体が区内企業を適切に活動を確認し、資格変更を通知する	在留許可審査に時間がかかる外国人研究者が事業活動をする場合には新たな仕組みが必要	法務省	0500350	
1318	1318040	13	大田区	13111	OTA産業経済特区	4	大学・大学院設置基準の緩和			ものづくりを中心とした研究開発を推進するために、大学・大学院の校地面積や設備基準を緩和すると共に、校地等を企業から借用することを認める	大学設置基準34条から40条の緩和 大学院設置基準19条から21条の緩和 私立学校法25条校地の自己所有要件の緩和	校地面積、運動場、図書館等校舎等の施設など定められた基準を緩和し、教室、実習室、研究室等の基準を満たせば大学、大学院として認可する校地が自己所有できない場合、自治体以外に企業からの借用を認める	近隣の運動施設、図書館等公共施設を活用する	特区内で大学・大学院を設置できる規模の土地が見込めないため、誘致が困難である	文部科学省		
1318	1318050	13	大田区	13111	OTA産業経済特区	5	保税蔵置場、保税工場、総合保税地域に外国貨物を置く場合の期間要件の緩和			特区内では技術集積を生かし外国貨物を加工する試作品の製造等が見込まれるが、引受け企業の決定まで6ヶ月程度の期間が必要である。	外国為替及び外国貿易法48条の輸出許可を要する事項の見直し	総合保税地域で加工された試作品等の輸出に際し、産業遺産大臣の許可を要する事項を再検討し必要最低限のものとする 輸出品の保税制度については提案内容を検討段階		保税蔵置場に外国貨物を3月を超えて置く場合は税関長の許可が必要	財務省		
1318	1318060	13	大田区	13111	OTA産業経済特区	6	試作品輸出にかかる規制の緩和、税関手続の検討			工業試作品に関して輸出の規制を緩和する保税地域内での指定された場合の輸入品の保税と共に、試作品を海外に輸出する際にも取り引きにかかる税を猶予制度を検討する	外国為替及び外国貿易法49条の輸出許可を要する事項の見直し	総合保税地域で加工された試作品等の輸出に際し、産業遺産大臣の許可を要する事項を再検討し必要最低限のものとする 輸出品の保税制度については提案内容を検討段階		輸出品目、輸出先に応じて国の許可を要するため、企業の負担が大きい	経済産業省	1170040	
1319	1319010	11	志木市	1114	地方自治特区	1	地方公務員の営利企業等の兼業に関する要件緩和	4305-001	C-1	営利企業等の従事制限については、営利を目的とするものである限り兼業も含まれる(行実規26.6.14)とされ、厳格な運用が求められているが、提案の趣旨は家業など一定条件に適合するものであれば、職員の手当の一部を公費以外に求めることにより、人員費を抑制する財政構造改革を進めようとするものである。	人口構造の変化に対応し、行政基盤の強化と自治能力の向上を目的として、歳出に占める総人員費を抑制するため、	地方公務員法第38条第1項により、任命権者の許可が必要とされている事項について		地方公務員の営利企業等の従事については、地方公務員法第38条第1項の規定により任命権者の許可が必要とされており、許可なく他から収入を得ることは認められていない。	総務省	0401090	
1319	1319020	11	志木市	1114	地方自治特区	2	地方公共団体の一般職員の任期付採用条件の拡大	4406	C-1	任期付職員採用条件拡大の趣旨は、現在の財政状況と将来の行政運営を鑑み、時代とともに変化する公務の必要性に応じて任期付職員を採用することにより、雇用の創出と地方自治体の財政構造改革を進めようとするものである。	人口構造の変化に対応し、行政基盤の強化と自治能力の向上を目的として、歳出に占める総人員費を抑制するため、	地方公共団体の一般職員の任期付職員に関する法律第3条で専門的知識又は優れた見識を有する者と定められている事項について	地方公共団体の一般職員の任期付職員の採用に関する法律第1条「有する者」を「有する者等」に改め、同法第2条中「専門的知識経験を有する者」を当該専門的な知識経験を必要とする業務に従事できる場合において「を併し、同項第3号中「に準ずる場合として」とを「併し、当該業務に従事している」と改めることにより、地方自治体の実情に応じて任期付で職員を採用できるようにする。	一般職員の任期付採用については、地方公共団体の一般職員の任期付職員の採用に関する法律第3条の規定により、専門的知識又は優れた見識を有する者により認められていない。	総務省	0401130	
1319	1319030	11	志木市	1114	地方自治特区	3	地方公務員の勤務条件の基本基準の緩和	4302	D	短時間勤務については非常勤職員として対応が可能とのことであるが、提案の趣旨は、現在任用されている職員を希望により短時間勤務とすることで、人員費を抑制する財政構造改革を進めようとするものである。	人口構造の変化に対応し、行政基盤の強化と自治能力の向上を目的として、歳出に占める総人員費を抑制するため、	地方公務員法第24条第5項により、週40時間と定められている職員の勤務時間について	地方公務員法第24条第5項中「当たっては」の次に、「地域の実情に応じるものほか」を加え、週3日勤務などの短時間勤務形態を導入する。	職員の勤務時間については、地方公務員法第24条第5項及び、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例第1条第2項」に基づき、月曜日から金曜日まで五日間において、一日につき8時間の勤務時間が振り振られており、短時間正規職員などの多様な就業は認められていない。	総務省	0401040	
1319	1319040	11	志木市	1114	地方自治特区	4	臨時的任用条件の拡大及び期間延長			人口構造の変化に対応し、行政基盤の強化と自治能力の向上を目的として、歳出に占める総人員費を抑制するため、	地方公務員法第22条第5項により、緊急又は臨時の職に関する場合で1年と定められている臨時の任用について	地方公務員法第22条第5項中「緊急の場合又は臨時の職に関する場合」においては、6月を1年とし、「任期を6月」を「任期を5年」に改め、「が、再度更新することはできない」を削り、地方自治体の必要に応じて臨時の任用を行えるようにする。		職員の臨時の任用については、地方公務員法第22条第5項の規定により、緊急の場合又は臨時の職に関する場合に1年間の任用しか認められていない。	総務省	0401070	
1320	1320010	11	埼玉県志木市	11228	「地域立学校構想計画」構想	1	特色あるカリキュラム編成を行うための教科授業時数及び学習内容の学年配分の弾力化			①協力原理を基盤とした地域密着型教育としての地域立学校を構築するには、第一次提案(教員人事任命、施設開放の弾力化)に更に学校長の権限確保、裁量権の拡大を推進することが重要である。中でもカリキュラムの柔軟な編成は、必須条件である。公立学校の特色を生かしながら、地域性や児童生徒の実態を把握し、各校の創意工夫ある教育課程の編成が望まれる。従って標準といえぬ実質、学校長に編成権を委ねることが学校の特色及び教育課程実施上の充実につながる。	①各校の個性と特色あるカリキュラムの編成が可能となるならば、中学校において「市内4つの中学校を学区に見立て、学校教育方針が学校の特色化と連携的になり公立中学校を自指し、この上によって学校選択制を導入していく。 ②小学校においては、教科の自由裁量が広くことから、学社融合の先導的役割を担う市の研究指定校に志木市版チャータースクールを構想する。	学校教育法施行規則第54条 別表第2(授業時数の標準)、第54条の2 学校教育法施行規則第24条 別表第1(授業時数の標準)、第24条の2	別表2は、学年区分の適用を併して、3年間の総授業時数とし、授業時数及び学習内容配分を各校の裁量とする。別表1は、総合的学習の時間を年間35時間最低基準とし、あとは学校裁量の時間とする。これは学校裁量の時間として、学習指導要領に新設された、「総合的学習の時間」の時間が多すぎ、他教科も含めて年間最低基準を消化することに最大の努力が払われ、発展学習まで及ばない実情である。		中学校学習指導要領別表第2は、標準といえぬ各々が教育課程を編成する上で、かなり拘束されている。特色ある公立中学校を目指すに、別表2の標準授業時数は3年間の分だけ提示し、授業時数の学年配当等は各学校に合わせていくことが実質、教育課程の編成を各校とすることになり得る。小学校においては学習指導要領に新設された、「総合的学習の時間」の時間が多すぎ、他教科も含めて年間最低基準を消化することに最大の努力が払われ、発展学習まで及ばない実情である。	文部科学省	
1321	1321010	11	埼玉県志木市	1115	志木市型高齢者福祉施設	2	指定介護老人福祉施設に関する指定要件の追加	9314	C-1	高齢者の多様な要望に応じるため、特別介護老人ホーム、有料老人ホーム、ケアハウス、グループホーム等には多様なニーズを考慮しているが、これらの施設は、それぞれ別個の施設として独立しており、差別化された施設となっている。しかしながら、本市の提案する施設は混合型で、類似しない施設である。特別介護老人ホームの負担額(入居一時金及び月額)と比較するとそれぞれ高額であり、低所得層の高齢者にとっては、入居が困難な状況である。したがって、入居者の選択権を奪うものである。特別介護老人ホームの現行設置基準は、多額の建設コストが必要であり、急激な高齢化と厳しい財政を考えると、志木市にある混合型の施設が必要である。	1. 現行法の特別介護老人ホームは要介護1～5までしか入所できないため、自立高齢者、要支援者が入所できる施設を建設。 2. 現行設置基準は地方自治体を多くと、社会福祉法人しか認められていないので、民間事業者の参入を認めた。 3. 民間参入することによって低コスト化が図られる。	介護保険法第86条の指定介護老人福祉施設の指定について	1. 介護保険法第86条第1項中、老人福祉法第20条の5に規定する特別介護老人ホームの次に「、又は志木市で定める基準を満たした施設」を追加する。 2. 同条第2項に「ただし、志木市で定める基準を満たした施設においてはこの限りではない。」を追加する。		介護保険法第86条に定められている指定介護老人福祉施設は、特別介護老人ホームに限られており、他の施設は認められていない。	厚生労働省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1322	1322010	12	習志野市	12216	保育一元化特区	1	保育一元化を推進するために幼稚園設置基準の緩和				本市の保育一元化は、就学前乳幼児のより高い保育・教育を確保するため、幼稚園と保育所従来の枠を超えて施設と保育・教育の一元化を目指すものである。保育一元化においては、同年齢における幼稚園児と保育所児の混在(合同)保育が必要であることに鑑み、当該学級運営上の幼稚園児と保育所児の混在(合同)保育については、幼稚園設置基準に定める学級定員数において、本市で独自の枠を設定することができよう。幼稚園設置基準の緩和を求めているものである。	幼稚園設置基準	就学前保育・教育の一元化を目指す本市の(仮称)こども園構想では、幼稚園児と保育所児とが合同で保育・教育活動を行うことがこどもの発達において不可欠なものであると考えている。そこで望ましい保育教育活動を行うため、幼稚園児と保育所児の当該混在(合同)保育については、本市の条例や規程などにおいて柔軟に定めることが出来るよう幼稚園設置基準の緩和を希望するものである。		現段階では、第1次提案で実施可能な特例として「幼稚園児と保育所児等と一緒に教育・保育活動を行う」と示されているが、どこまで幼稚園設置基準の運用が緩和されるの不明確である。	文部科学省	
1323	1323010	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	1	水先料金制度の見直しの早期前倒し実施(水先料金制度の弾力的・効率的運用)	12201	B	港湾利用コストの低減化を図るために、早期見直しが必要のため。	横浜港(横浜川崎区)における水先料金・料金の見直しについては、一部平成14年度に見直しが行われましたが、横浜港の国際競争力を強化するためには、港湾物流コストの更なる制度・料金の見直しの早期実施が必要。	水先法第22条や水先法施行規則第23条において規定される制度・料金。	更なる制度・料金の見直しを早期前倒し実施する。		国際港間競争に對するため、港湾物流コストの低減等に速やかに取り組む必要がある。	国土交通省	1209090
1323	1323020	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	2	強制水先の必要な区域の範囲の見直し	12202	B	港湾利用コストの低減化を図るために、早期見直しが必要のため。	横浜港に入港する船舶は、2つの強制水先区域(東京湾区及び横浜川崎区)に水先料金を負担しており、港湾物流コストの増加につながっており、改善が必要と考える。	水先法第13条および水先法施行令第2条および第3条。横浜港に入港する船舶。	強制水先の必要となる港及び水域の早期見直し等により、港湾利用コストの低減化を図る。		横浜港に入港する船舶は、東京湾区・横浜川崎区の2つの強制水先区域を通過するが、両水先区で別々の水先金の乗船が義務付けられていることで、水先料金が高くなっている。	国土交通省	1209070
1323	1323030	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	3	強制水先の必要な船舶の範囲(対象船舶の大きさ)の見直し	12203	C-1	港湾利用コストの低減化を図るために、早期見直しが必要のため。	横浜港に入港する船舶について、強制水先となる対象船舶が総トン数3千トン以上となっているが、この引き上げを実施することで水先料金の低減化を図る。(東京港・神戸港は同1万トン以上となっている。)	水先法第13条および水先法施行令第3条。強制水先の対象となる船舶。	横浜川崎区における強制水先対象船舶については、平成17年度までに、再度1万トン以上の緩和を検討するとの回答ですが、特区として検討期間の短縮と早期実現をお願いします。		主要港(東京港、神戸港)では総トン数3千トン以上であるのに対し、横浜港(横浜川崎区)では総トン数3千トン以上が強制水先の対象となっており、他の主要港と比較して厳しい規制となっている。	国土交通省	1209080
1323	1323040	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	4	強制水先の必要な船舶の範囲(外国籍船)の見直し	12203	C-1	港湾利用コストの低減化を図るために、早期見直しが必要のため。	横浜港に入港する外国籍船の船舶について、定期的な入港頻度(入港経路)がある場合、強制水先を免除すると、水先料金の低減化を図る。	水先法第13条第1項ただし書。日本船舶以外の船舶の船長であって、当該港湾において一定回数以上航海に従事した場合等の強制水先。	横浜港に入港する外国籍船について、定期的な入港頻度がある場合、強制水先を免除する。		横浜港を利用する外国籍船にとって、港湾物流コストの面で負担が大きくなっている。	国土交通省	1209060
1323	1323050	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	5	外国籍船の母船同士による海上コンテナの国内積替輸送の実現(カボタージュに係る規制の緩和)	12205	C-1	規制の緩和は考えていないとの回答ですが、本件は横浜港の国際競争力を強化する上で重要であり、再度検討を要望します。	横浜港で扱う海上コンテナに關し、外国籍船の母船同士による国内積み替え輸送を実現することで、横浜港における国際接続船舶の受け入れの増加・物流コストの低減化を図る。	船舶法第3条および、外国籍船による横浜港で取扱う海上コンテナの内航輸送が可能であること。	横浜港で外国籍船のコンテナ船による国内積み替え輸送を可能とする。		母船同士であっても外国籍船による横浜港で取扱う海上コンテナの国内積替輸送ができない。	国土交通省	1209030
1323	1323060	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	6	内航海運に係る船舶の船積量調整の緩和	12209	E-1		内航海運に關する船舶の船積量調整の緩和は、内航海運の活性化・競争力強化の妨げにならない可能性があると考えており、これを見直すことにより、我が国の内航海運の活性化を図ることができると期待している。海上コンテナに關する国内積替輸送の活性化、横浜港での取扱貨物を増加させることで、輸送コストを低減し、横浜港の国際競争力を強化する。	内航海運法に基づき日本内航海運船主協会が実施している内航海運指定積載事業とは異なり、船積量の制限は一切行われていない等の理由がありますが、実態的には、民間レベルで船積量の調整が行われていると聞いている。	内航海運法に基づき日本内航海運船主協会が実施している内航海運指定積載事業とは異なり、船積量の制限は一切行われていない等の理由がありますが、実態としては、民間レベルで船積量の調整が行われていると聞いている。		実態的に、民間レベルで船積量の調整が行われている。	国土交通省	1209050
1323	1323070	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	7	輸入動植物類の検査のフルオープン化(24時間・364日化)				横浜港の国際競争力に向けて港湾関連手続きを円滑化・迅速化するため、輸入動植物類の検査に24時間・364日対応を図る。	輸入動植物類について、24時間・364日対応の検査体制が確立されていない。	検査業務のフルオープン化に向けて、検査体制を戦略的に確立・強化。		輸入手続きにおいて、検査・防疫に係る手続きに時間がかかる。	農林水産省 厚生労働省	1002041
1323	1323080	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	8	輸入食品等の検査のフルオープン化(24時間・364日化)	7305-1	B	「具体的な要請に基づき対応」ということではなく、先行的にフルオープン化を実施し、輸入食品等の検査に24時間・364日対応を図る。	横浜港の国際競争力に向けて港湾関連手続きを円滑化・迅速化するため、輸入食品等の検査に24時間・364日対応を図る。	輸入食品等について、24時間・364日対応の検査体制が確立されていない。	検査業務のフルオープン化に向けて、検査体制を戦略的に確立・強化。		輸入手続きにおいて、検査・防疫に係る手続きに時間がかかる。	厚生労働省	
1323	1323090	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	9	輸入動植物類や輸入食品等の検査業務を簡素化するための制度の確立				検査・防疫に係る手続きについては、部分的に手続きを簡素化する制度もあるが利用づらいこともあり、定期的に一定量の輸入を行う者等に対して、誰手続を簡素化して行う「簡易検査制度」を創設するなど、手続きの簡素化・迅速化を図る。	通関と同様に、定期的に一定量の輸入を行う者の承認や対象動植物等の指定等により、通常よりも迅速かつ効率的な取扱いの可能な制度の確立が必要。	検査・防疫に係る手続きが、通常よりも迅速に処理され、利用し易くなるような「簡易検査制度」の創設を検討して頂きたい。		輸入手続きにおいて、検査・防疫に係る手続きを簡素化・迅速化するための制度の確立・強化が必要。	農林水産省 厚生労働省	1002040
1323	1323100	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	10	通関業務を簡素化するため、簡易申告制度を拡充				港湾利用手続きを簡素化・効率化するため、通関業務における「簡易申告制度」をより使いやすいくものに改善する。	簡易申告制度の2、第7条の6の規定に基づき簡易申告制度の適用を受ける場合、税関長による輸入者の指定等に關し、承認要件の運用などから通常の手続きよりも手間のかかるものとなり、また、輸入申告と納税申告について別々の申告を要することから、大部分が通常の輸入手続が利用されている。	通常の申告手続よりも、利用し易い制度として改善を図る必要がある。		簡易申告制度が通常の手続よりも手間がかかり、実態として利用が伸び悩んでいると聞いている。	財務省	0700320
1323	1323110	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	11	総合保税地域の許可要件(一部の土地等)の緩和	7325	D	管理者が複数いる場合、現状では許可対象にならない。	通関業務における「総合保税地域」の適用条件を緩和し、港湾利用手続きの簡素化・迅速化を図る。(港湾管理者・ふ頭公社・民間等の複数の管理者がいるふ頭全体を「総合保税地域」の許可対象とするよう要件緩和を行う。)	港湾管理者・ふ頭公社・民間等といった複数の管理者がいるふ頭全体を「総合保税地域」にしようとする場合、一部の土地等を適切に管理又は運営できる法人の設立が必要となる。	国際物流特区においては、簡易法62条の8第2項の許可基準を満たす法人の要件を緩和し、ふ頭全体など一部の土地等における複数の管理者が管理・運営する場合でも、総合保税地域の許可対象とできるようにする。		国際物流特区において臨海部の活性化を図ることとしているが、簡易法62条の8第2項を満たす法人の設立は困難である。	財務省	0700330
1323	1323120	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	12	指定保税地域内における税関長の許可対象行為の見直し				指定保税地域内において輸入貨物の直通加工や製造、仕分けや配送などの総合的機能の円滑な実現に支障となる、許可手続きや行為の種類・制限を見直し、港湾物流の高度化を図る。	指定保税地域内においては、簡易法56条第1項に掲げる加工や製造が認められておらず、また、簡単な加工などについても税関長の許可が必要となっているなど、港全体の機能として求められている総合的に円滑な機能を実現しづらい。	指定保税地域内においては、簡易法40条の第2項の税関長の許可の見直しとともに、さらに指定保税地域内全体において簡易法56条第1項に掲げる加工や製造などの保税作業を可能とすると、輸入貨物の取扱いを主体的に想定した制度となるよう見直しを要望する。		制度自体が輸入貨物中心の取扱いや物流形態の多様化に対応できておらず、港湾物流の高度化を実現しづらい。	財務省	0700340
1323	1323130	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	13	指定保税地域内での外国貨物蔵置期間の延長等				指定保税地域内や保税蔵置場内での外国貨物の加工などを容易にするため、外国貨物の蔵置期間を延長し、港湾物流の高度化を図る。	簡易法79条第1項第1号において、指定保税地域内での外国貨物の蔵置期間が3ヶ月を超えるものについては、税関長の承認を要することとなり、蔵置期間が短すぎると、荷主の要望である加工などを伴う高度な物流を実現しづらい。	指定保税地域内での外国貨物の蔵置期間や保税蔵置場内における蔵置期間が3ヶ月を超えるものについては、事前に関税長の承認について輸入貨物の取扱いを主体的に想定した制度となるよう見直しを要望する。		指定保税地域内での外国貨物の蔵置期間が短すぎると、制度自体が輸入貨物中心の取扱いにに対応できておらず、港湾物流の高度化を実現しづらい。	財務省	0700350
1323	1323140	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	14	指定保税地域内に搬入できる貨物の種類の見直し				横浜港のふ頭の大半が指定されている指定保税地域に搬入できる貨物の種類の制限に関する制約を見直すことにより、ふ頭を様々な貨物が集まる物流拠点にし、港湾物流の低減化を図る。	簡易法39条において、税関長は指定保税地域に入ることができる貨物の種類を定めることになっており、内国貨物について横浜港の場合は、事前に税関に届出た内国貨物、あるいは税関長の許可した内国貨物などが公示により指定されているなど、内国貨物の取扱いに大きな制約があり、効率的な物流を実現しづらい。	物流コストの低減化や物流機能の高度化を図るには、種類や行為などの制限を取り除き、多様な貨物を取り扱うことのできる環境を実現する必要があります。内国貨物についても貨物の管理責任者による取扱いを行うことなどにより、取扱いに関する制約の見直しを要望する。		輸出入貨物と内国貨物を合わせて取扱うケースが増加しているにもかかわらず、指定保税地域内での取扱貨物が制約されているなど、港湾物流コスト低減化に支障をきたしている。	財務省	0700360

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1323	1323150	14	横浜市 港湾局	14100	国際物流 特区	15	公共ふ頭(指定保税地域)内専用 車輻の自動車登録不要化			関係者以外の通行を制限(課税法上、指定保税地域内は、関係者以外の立ち入り規制されている)しているふ頭内において、ふ頭内専用の乗降の自動車登録不要化	関係者以外の通行を制限(課税法上、指定保税地域内は、関係者以外の立ち入り規制されている)しているふ頭内専用の乗降の自動車登録不要化	公道を走行せず、専らふ頭内荷役のために使用される諸車両について、道路運送車両法に基づく自動車登録義務を除外する。	ふ頭内荷役のために使用される車両について自動車登録を不要とし、これにかかる経費・手続を削減する。		横浜港の国際競争力強化のため、港湾物流コストの低減化を早期に進める必要がある。	国土交通省	1208070
1323	1323160	14	横浜市 港湾局	14100	国際物流 特区	16	公有水面埋立地の用途変更の承認 手続きの簡素化	12103	A	回答にあるような大臣協議の処理期間の短縮だけでなく、手続の簡素化が必要のため。	公有水面埋立法による埋立地の制限期間における用途変更の手続きに限り、大臣協議を報告に変更することを含めた手続の簡素化を図り、社会経済情勢等の変化に対応した変更を行うようにし、臨海部の活性化を図る。	公有水面埋立法第29条第3項に「都道府県知事は第47条第1項の国土交通大臣の認可を受けた埋立に限り第1項の許可をあさむとするときは予め国土交通大臣に協議すべし」とある。	大臣協議を報告に変更するなど、手続についても社会経済情勢等の変化に対応できるように、見直しを要する。		用途変更、権利設定の手続等に時間がかかり、社会経済情勢等の変化に対応した有効な土地利用の促進、臨海部の活性化が難しい。	国土交通省	1210070
1323	1323170	14	横浜市 港湾局	14100	国際物流 特区	17	公有水面埋立地の権利設定の承認 手続きの簡素化	12104	A	回答にあるような大臣協議の処理期間の短縮だけでなく、手続の簡素化が必要のため。	公有水面埋立法による埋立地の制限期間における権利設定の手続きに限り、大臣協議を報告に変更することを含めた手続の簡素化を図り、社会経済情勢等の変化に対応した処分を行うようにし、臨海部の活性化を図る。	公有水面埋立法第27条第3項に「都道府県知事は第47条第1項の国土交通大臣の認可を受けた埋立に限り第1項の許可をあさむとするときは予め国土交通大臣に協議すべし」とある。	大臣協議を報告に変更するなど、手続についても社会経済情勢等の変化に対応できるように、見直しを要する。		用途変更、権利設定の手続等に時間がかかり、社会経済情勢等の変化に対応した有効な土地利用の促進、臨海部の活性化が難しい。	国土交通省	1210030
1323	1323180	14	横浜市 港湾局	14100	国際物流 特区	18	公有水面埋立地の用途変更の制限 期間(10年)の短縮化	12101	C-1	回答にあるような大臣協議の処理期間の短縮だけでなく、制限期間そのものの短縮が必要と考えるため。	公有水面埋立法による埋立地の用途変更の制限期間について、期間中の手続を大臣協議の処理期間の短縮等により簡素化するだけでなく、制限期間を短縮することで、社会経済情勢等の変化に対応した変更が行えるようにし、臨海部の活性化を図る。	公有水面埋立法第29条に「第24条第1項の規定に依り埋立地の所有権を取得したる者又は其の一般承継人は第22条第2項の告示の日より起算し10年以内に埋立地を第11条又は第13条の2第2項の規定に依り告示する用途異なる用途に専らとするときは国土交通省令の定めるところに依り都道府県知事の許可を受くべし」とある。	制限期間を埋立着手から10年とするなど短縮し、社会経済情勢等の変化に対応した用途の変更を可能とする。		用途変更、権利設定の手続等に時間がかかり、社会経済情勢等の変化に対応した有効な土地利用の促進、臨海部の活性化が難しい。	国土交通省	1210060
1323	1323190	14	横浜市 港湾局	14100	国際物流 特区	19	公有水面埋立地の権利設定の制限 期間(10年)の短縮化	12102	C-1	回答にあるような大臣協議の処理期間の短縮だけでなく、制限期間そのものの短縮が必要と考えるため。	公有水面埋立法による埋立地の権利設定の制限期間について、期間中の手続を大臣協議の処理期間の短縮等により簡素化するだけでなく、制限期間を短縮することで、社会経済情勢等の変化に対応した処分が行えるようにし、臨海部の活性化を図る。	公有水面埋立法第27条に「第22条第2項の告示の日より起算し10年間は第24条第1項の規定に依り埋立地の所有権を取得したる者又は其の一般承継人当該埋立地所有権を取得し又は地上権、賃借、使用貸借に依る権利若しくは賃借権の他の使用収益を目的とする権利を設定せしめるときは当該移転又は設定の当事者は国土交通省令の定めるところに依り都道府県知事の許可を受くべし」とある。	制限期間を埋立着手から10年とするなど短縮し、社会経済情勢等の変化に対応した権利の設定を可能とする。		用途変更、権利設定の手続等に時間がかかり、社会経済情勢等の変化に対応した有効な土地利用の促進、臨海部の活性化が難しい。	国土交通省	1210020
1323	1323200	14	横浜市 港湾局	14100	国際物流 特区	20	特定重要港湾における一定規模 以下の面積のもの埋立免許の 大臣認可からの除外			地方港湾では50ha、重要港湾では1ha以下の埋立については、大臣認可が不要となっている。特定重要港湾についても、一定規模以下の埋立について、大臣認可の手続を不要とし、社会経済情勢等の変化に対応した公有水面の活用が行えるようにする。	公有水面埋立法施行令第32条第1項に「国土交通大臣が号港湾として指定する港湾の埋立の免許及号港湾として指定する港湾の埋立にして其の港湾の利用に著し影響を及ぼすおそれのあるもの免許については国土交通大臣の認可を受けることが必要とあり、一切の除外規定がないことから、港湾運営上様々な対応に苦慮している。	公有水面埋立に際しては、港湾計画策定時において港湾審議会(審議を行う)と地方議会の意見も聴取して進めているところであり、既に十分な緊要な法運用が図られている。国益上重要な役割を果たしている特定重要港湾とも言え、地方分権を促進する観点も含めて、例えば1ha以下の埋立など、一定規模以下の埋立については、大臣認可を不要として頂きたい。	地方の実情に応じた公有水面の活用が柔軟に行えないことから、水質確保を確保する用地の有効活用については臨海部の活性化が難しくなっている。	国土交通省	1210080		
1323	1323210	14	横浜市 港湾局	14100	国際物流 特区	21	臨海地区における構築物規制の 弾力化	12108	D	特定の地域に特定の土地利用を誘導しようとする場合、現在の臨海地区制度では対応できない。	港湾法第39条には目的を定義付けられた9つの区分が規定されており、この中から選択して、各区分の目的に促した構築物規制を条例で定める(港湾法第40条)ことになっている。法に規定されたもの以外の区分は設定できない。例えば、工業集約地の一部の地区に「サイクルウェイ」を設置しようとする場合、現行法では対応できず、自治体独自の港湾運営に支障となっている。	特定の地域に特定の用途をもつ土地利用を誘導する場合に対応できるように、自治体独自の区分の設定を可能とするなど、地域の実状に応じた区分の設定・構築物の規制が可能となるよう港湾法の運用を見直す。	区分の種類・内容が法に規定されており、港湾の実情に対応したきめ細かな区分規制、また自治体独自の区分規制が不可能となっている。	国土交通省	1210140		
1324	1324010	14	横浜市	14100	京浜臨海部 再生特区	1	工場敷地内の工場立地上法の緑 地の拡大(屋上緑化、壁面緑化、 隣緑(下が駐車場))	11201	B	平成15年度早期に全国的な見直しを図ることが、緑地解網の拡大について、見直しの内容に盛り込まれるよう配慮していただきたい。	工場立地上法制定以前から立地している既存工場のスクラップとビルの促進と、地盤の高い京浜臨海部において土地の有効活用を図り、新規工場を誘導するため。	工場立地上法運用例規(工場立地上法解説 第1章 工場立地に関する準則 第4節 緑地の定義)「1-4-11」に規定されている。緑地が環境施設以外の施設と重複する場合にあっては、	緑地として取り扱うことについて、全国的な改正の内容に盛り込んでいただくよう配慮していただきたい。	工場立地上法運用例規「1-4-11」に規定されている。環境施設以外の施設と重複する場合の緑地施設が認められていないことにより、緑地確保の困難性があり、建替等が進まない。	経済産業省	1110010	
1324	1324020	14	横浜市	14100	京浜臨海部 再生特区	2	生産施設面積率の緩和	11212	B	平成15年度早期に全国的な見直しを図ることが、生産施設面積率の緩和について、見直しの内容に盛り込まれるよう配慮していただきたい。	工場立地上法制定以前から立地している既存工場のスクラップとビルの促進と、地盤の高い京浜臨海部において土地の有効活用を図り、新規工場を誘導するため。	工場立地上法の工場立地に関する準則の第1条における「生産施設の面積の敷地面積に対する割合」について規定している「別表第一」について、	現行の第2種を100分の20以下に、第3種を100分の30以下に、第4種を100分の40以下に、第5種を100分の50以下とすることを、全国的な改正の内容に盛り込んでいただくよう配慮していただきたい。	工場立地上法の工場立地に関する準則の第1条における「生産施設の面積の敷地面積に対する割合」が厳しかったため、既存工場のスクラップとビルの増設要因となっている。	経済産業省	1110020	
1324	1324030	14	横浜市	14100	京浜臨海部 再生特区	3	特区内に公的負担による計画的な 緑地を整備した場合に、工場立 地上法の敷地面積に算入	11211	D	提案の趣旨は、周辺地域(住宅等)との遮断性のない緑地についても共通緑地として認めていただきたいというものである。	工場立地上法制定以前から立地している既存工場のスクラップとビルの促進と、地盤の高い京浜臨海部において土地の有効活用を図り、新規工場を誘導するため。	工場立地上法の工場立地に関する準則の第6条における「工業集約地に隣接する一帯の土地」で「周辺地域との遮断性を有する」緑地又は環境施設を共通緑地と認めることについて、	当該要件を緩和し、工業集約地内に設置される全ての緑地を、共通緑地として認める。	工場立地上法の工場立地に関する準則の第6条における共通緑地の設置要件が厳しかったため、現実には共通緑地整備が困難である。	経済産業省	1110030	
1324	1324040	14	横浜市	14100	京浜臨海部 再生特区	4	株式会社設立に関する最低資本 金額の引き下げ	5001	C-1	・新事業創出促進法の改正により、最低資本金制度の適用を5年間猶予することとありますが、特区内では、期間を長くする。適用対象企業を限定しないことを考慮していただきたい。	特区内における企業の創業を活性化し、京浜臨海部を新たなベンチャー企業の集積地とするため。	商法第168条の4に規定されている株式会社の最低資本金制度の適用について、	特区内で起業する全ての会社について、10年間猶予する。	債権者保護のための徹底した情報開示を課したり、期間内に黒字化した場合には、猶予期間を打ち切るなど。	商法第168条の4に規定されている株式会社の最低資本金制度が、会社設立時の負担となり、創業意欲を阻害している。	法務省	0500170
1324	1324050	14	横浜市	14100	京浜臨海部 再生特区	5	有限会社設立に関する最低資本 金額の引き下げ	5050	C-1	・新事業創出促進法の改正により、最低資本金制度の適用を5年間猶予することとありますが、特区内では、期間を長くする。適用対象企業を限定しないことを考慮していただきたい。	特区内における企業の創業を活性化し、京浜臨海部を新たなベンチャー企業の集積地とするため。	有限会社法第9条に規定されている有限会社の最低資本金制度適用について、	特区内で起業する全ての会社について、10年間猶予する。	債権者保護のための徹底した情報開示を課したり、期間内に黒字化した場合には、猶予期間を打ち切るなど。	有限会社法第9条に規定されている有限会社の最低資本金制度が、会社設立時の負担となり、創業意欲を阻害している。	法務省	0500170
1324	1324060	14	横浜市	14100	京浜臨海部 再生特区	6	既存不適格建築物の増改築等の 可能な範囲の拡大	12602	D	既に一定の条件に限り法を適さないということがあるが、適さない条件が限定的であるため、特区内では用途変更の場合も可能とするなどの配慮をいただきたい。	特区内において増築による工場機能の拡充を容易にすることで、事業活動や生産活動を活性化するため。	建築基準法第3条に規定されている既存不適格建築物の建築規制の規定について、	建築確認申請上1棟となる増築について、既存建築物と構造的に切り離されている場合は、既存部分について現行法上、構造基準について適しな。	建築基準法第3条に規定されている既存不適格建築物の建築上1棟について、適用要件が厳しかったため建替が進んでいない。	国土交通省	1206550	
1324	1324070	14	横浜市	14100	京浜臨海部 再生特区	7	建築物の建ぺい率の特例	12624	D	・建築基準法の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)により選択率が拡大されていることとありますが、単工業地域だけが対象であるため、工業地域及び工業専用地域にも適用していただきたい。	特区内における老朽化工場の建替を容易にすることで、事業活動や生産活動を活性化するため。	建築基準法第53条及び同法施行令第137条から第137条の10に規定されている建ぺい率の特例について、	工業地域、工業専用地域においても適用できるようにする。	建築基準法第53条等に規定されている建ぺい率の特例は、工業地域・工業専用地域には適用されないため、同法制定以前に建設された建築物を保有する工場の建替が進んでいない。	国土交通省	1206480	
1324	1324080	14	横浜市	14100	京浜臨海部 再生特区	8	地方公共団体から国、独立行政 法人又は公団等に対する寄付金 等の支出制限の緩和	4210	B	・一定の条件の下で政令を改正することとありますが、緩和の範囲を広げていただきたい。	国家的研究開発拠点の形成に向けて、市独自の判断により、国等の研究開発拠点との調整を可能にするため。	地方財政再建特別措置法第24条第2項に規定している寄付金等の禁止について、	地方自治体の財産(土地を含む)の国等(独立行政法人を含む)の研究開発への無償貸付を認める。		特殊法人が独立行政法人化することにより、地方財政再建特別措置法第24条第2項に抵触するようになる。	総務省	0402040
1324	1324090	14	横浜市	14100	京浜臨海部 再生特区	9	工業再配置促進法の移転促進地 域の指定解除	11231	E-1	移転促進地域に含まれていることにより、空化への影響があるため。	京浜臨海部の空化を抑制するため。	工業再配置促進法第2条、同法施行令第1条附則別表第1に規定されている「移転促進地域」について、	「移転促進地域」から京浜臨海部を除外する。		移転促進地域に指定されていることにより、立地企業との地域における産業意欲の減退を招いたり、新規立地企業への少なからぬ影響を与えている。	経済産業省	1110080

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的な要項事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1324	1324100	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	10	特定重要港湾における一定規模以下の面積のもの埋立免許の大臣認可からの除外				地方港湾では50ha、重要港湾では1ha以下の埋立については、大臣認可が不用となっている。特定重要港湾についても、一定規模以下の埋立については、大臣認可の科を廃止する。特定重要港湾の埋立については、国土交通大臣の認可を受けることが必要とある。	公有水面埋立法第32条第1号に「国土交通大臣が甲号港湾として其の埋立に於て其の港湾の利用に著しく影響を及ぼすおそれのあるもの免許」については国土交通大臣の認可を受けることが必要とある。	公有水面埋立法第32条第1号に「国土交通大臣が甲号港湾として其の埋立に於て其の港湾の利用に著しく影響を及ぼすおそれのあるもの免許」については国土交通大臣の認可を受けることが必要とある。	公有水面埋立に際しては、港湾計画審定時において港湾審議会等で審議を行うとともに、地方議会の意見も聴取して進めているところであり、既に十分な法運用が図られている。国益上重要な観点を含めて、例えば1ha以下の埋立など、一定規模以下の埋立については、大臣認可を不要として頂きたい。	公有水面の活用が柔軟に行えないことから、水際線を保有する用地の有効活用については臨海部の活性化が難しくなっている。	国土交通省	1210080
1324	1324110	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	11	老朽化護岸を改修するための公有水面埋立法の運用緩和				老朽化した護岸の改修を円滑に進め、臨海部立地企業の活動促進とともに、地域の防災性向上を図るため、護岸改修時に公有水面埋立法の運用を緩和する(護岸の新たし整備の実現化など)。	昭和45年6月2日事務連絡で示されている公有水面埋立に係る護岸と埋立法との関係について、	老朽化護岸の改修を効率的に行えるよう、護岸の前だし整備を可能とするなど、公有水面埋立法の運用を緩和する。	老朽化護岸の改修が進まず、産業活動の沈滞・土地流動化の妨げになっているとともに、地域の防災性向上の阻害要因となっている。	国土交通省	1210090	
1324	1324120	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	12	新たに設置する(仮称)科学技術高等学校の教育課程の一部緩和①				(仮称)科学技術高等学校は、サイエンス・フロンティア地区に立地する特性を生かし、企業・産業界や高等教育機関等との連携を積極的に進め、将来の科学技術の発展やものづくりを支える人材の育成を目指す。整備する専門学科の高校である。新しく設置する予定の生物科学専攻や環境科学専攻では、市大連携大学院や理化学研究所の研究員の講義や実験の指導を受けることにより、ゲムやタンパク質構造等についての最先端の研究成果について触れることができるようになり、情報系やサイエンス専攻などでは、市内の大学などの教員の講義や実習指導により専門的な学習の内容を学ぶことができ、企業や高等教育機関等のニーズに応え、科学技術の高度化や学際的・複合的な分野に対応する教育内容を実現するとともに、先端的な科学技術分野に対応する教育内容の充実を図っていく。また、幅広く生徒を募集し、新産業に貢献する人材や科学技術の発展に寄与できる人材を育成し、京浜臨海部の企業や研究機関を始めとした横浜市内の産業の活性化に貢献できる高校としていく。そこで、このことを実現させるために、次のとおり高等学校学習指導要領について一部緩和を行う。	高等学校学習指導要領第1章第2款及び第3款1について 普通教育に関する各科目の標準単位数 必修教科・科目とその単位数	科学技術高等学校としての特色ある教育課程を編成できるよう、必修科目とその単位数についての制限を緩和する。	高等学校としての目的を実現できるよう、極端に偏した教育課程とならないよう市教育委員会が指針を策定する。	高等学校学習指導要領第1章第2款及び第3款1 専攻科目・科目の標準単位数が規定され、第3款1において「必修教科・科目」とその単位数が規定され一部弾力的に運用できるようになっているが、科学技術高等学校としての特色ある教育課程編成を行うためには、より一層、弾力的に取り扱えるよう必要がある。	文部科学省	
1324	1324130	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	13	新たに設置する(仮称)科学技術高等学校の教育課程の一部緩和②				(仮称)科学技術高等学校は、サイエンス・フロンティア地区に立地する特性を生かし、企業・産業界や高等教育機関等との連携を積極的に進め、将来の科学技術の発展やものづくりを支える人材の育成を目指す。整備する専門学科の高校である。新しく設置する予定の生物科学専攻や環境科学専攻では、市大連携大学院や理化学研究所の研究員の講義や実験の指導を受けることにより、ゲムやタンパク質構造等についての最先端の研究成果について触れることができるようになり、情報系やサイエンス専攻などでは、市内の大学などの教員の講義や実習指導により専門的な学習の内容を学ぶことができ、企業や高等教育機関等のニーズに応え、科学技術の高度化や学際的・複合的な分野に対応する教育内容を実現するとともに、先端的な科学技術分野に対応する教育内容の充実を図っていく。また、幅広く生徒を募集し、新産業に貢献する人材や科学技術の発展に寄与できる人材を育成し、京浜臨海部の企業や研究機関を始めとした横浜市内の産業の活性化に貢献できる高校としていく。そこで、このことを実現させるために、次のとおり高等学校学習指導要領について一部緩和を行う。	高等学校学習指導要領第1章第3款2(1)について 専門科目においては、生徒に履修させる専門教科・科目25単位以上のうち、専門教科・科目の履修と同等に成果が期待できる場合に普通教科・科目の単位数単位まで定めることができる。	生物科学、環境科学、デザイン、情報システムなどの専攻についての、数学・理科などの普通教科・科目の上限を緩和する。	高等学校としての目的を実現できるよう、極端に偏した教育課程とならないよう市教育委員会が指針を策定する。	高等学校学習指導要領第1章第3款2(1) 専門科目においては、生徒に履修させる専門教科・科目の単位数以上かつ、専門教科・科目の標準単位数が規定され一部弾力的に運用することができる普通教科・科目の単位数は6単位までと規定されているが、普通教科を多く履修する必要がある一部の専攻での対応がでない。	文部科学省	
1324	1324140	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	14	新たに設置する(仮称)科学技術高等学校の教育課程の一部緩和③				(仮称)科学技術高等学校は、サイエンス・フロンティア地区に立地する特性を生かし、企業・産業界や高等教育機関等との連携を積極的に進め、将来の科学技術の発展やものづくりを支える人材の育成を目指す。整備する専門学科の高校である。新しく設置する予定の生物科学専攻や環境科学専攻では、市大連携大学院や理化学研究所の研究員の講義や実験の指導を受けることにより、ゲムやタンパク質構造等についての最先端の研究成果について触れることができるようになり、情報系やサイエンス専攻などでは、市内の大学などの教員の講義や実習指導により専門的な学習の内容を学ぶことができ、企業や高等教育機関等のニーズに応え、科学技術の高度化や学際的・複合的な分野に対応する教育内容を実現するとともに、先端的な科学技術分野に対応する教育内容の充実を図っていく。また、幅広く生徒を募集し、新産業に貢献する人材や科学技術の発展に寄与できる人材を育成し、京浜臨海部の企業や研究機関を始めとした横浜市内の産業の活性化に貢献できる高校としていく。そこで、このことを実現させるために、次のとおり高等学校学習指導要領について一部緩和を行う。	高等学校学習指導要領第1章第4款6について 職業教育を主とする学科においては、総合的な学習の時間における学習活動や課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。	職業教育を主とする専攻(生物科学、環境科学等)においても、同科と同等。	高等学校としての目的を実現できるよう、極端に偏した教育課程とならないよう市教育委員会が指針を策定する。	高等学校学習指導要領第1章第4款6 職業教育を主とする学科において、総合的な学習の時間における学習活動や課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができるが、職業教育を主とする専攻に適用できない。	文部科学省	
1324	1324150	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	15	新たに設置する(仮称)科学技術高等学校の教育課程の一部緩和④				(仮称)科学技術高等学校は、サイエンス・フロンティア地区に立地する特性を生かし、企業・産業界や高等教育機関等との連携を積極的に進め、将来の科学技術の発展やものづくりを支える人材の育成を目指す。整備する専門学科の高校である。新しく設置する予定の生物科学専攻や環境科学専攻では、市大連携大学院や理化学研究所の研究員の講義や実験の指導を受けることにより、ゲムやタンパク質構造等についての最先端の研究成果について触れることができるようになり、情報系やサイエンス専攻などでは、市内の大学などの教員の講義や実習指導により専門的な学習の内容を学ぶことができ、企業や高等教育機関等のニーズに応え、科学技術の高度化や学際的・複合的な分野に対応する教育内容を実現するとともに、先端的な科学技術分野に対応する教育内容の充実を図っていく。また、幅広く生徒を募集し、新産業に貢献する人材や科学技術の発展に寄与できる人材を育成し、京浜臨海部の企業や研究機関を始めとした横浜市内の産業の活性化に貢献できる高校としていく。そこで、このことを実現させるために、次のとおり高等学校学習指導要領について一部緩和を行う。	高等学校学習指導要領第1章第5款1、2、4、7について 授業時数は、年間35週、週あたり30単位を標準とし、ホームルーム活動の授業時数は年間35単位以上、総合的な学習の時間の授業時数は卒業までに105～210単位を標準とする。授業時数は卒業までに105～210単位を標準とする。	授業時数等について、学校の数量とできるようにする。	高等学校としての目的を実現できるよう、極端に偏した教育課程とならないよう市教育委員会が指針を策定する。	高等学校学習指導要領第1章第5款1、2、4、7 授業時数は、年間35週、週あたり30単位を標準とし、ホームルーム活動の授業時数は卒業までに105～210単位を標準とする。授業時数は卒業までに105～210単位を標準とするため、研究機関や高等教育機関などとの連携を進めた柔軟な教育内容が困難となる。	文部科学省	
1324	1324160	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	16	新たに設置する(仮称)科学技術高等学校の教育課程の一部緩和⑤				(仮称)科学技術高等学校は、サイエンス・フロンティア地区に立地する特性を生かし、企業・産業界や高等教育機関等との連携を積極的に進め、将来の科学技術の発展やものづくりを支える人材の育成を目指す。整備する専門学科の高校である。新しく設置する予定の生物科学専攻や環境科学専攻では、市大連携大学院や理化学研究所の研究員の講義や実験の指導を受けることにより、ゲムやタンパク質構造等についての最先端の研究成果について触れることができるようになり、情報系やサイエンス専攻などでは、市内の大学などの教員の講義や実習指導により専門的な学習の内容を学ぶことができ、企業や高等教育機関等のニーズに応え、科学技術の高度化や学際的・複合的な分野に対応する教育内容を実現するとともに、先端的な科学技術分野に対応する教育内容の充実を図っていく。また、幅広く生徒を募集し、新産業に貢献する人材や科学技術の発展に寄与できる人材を育成し、京浜臨海部の企業や研究機関を始めとした横浜市内の産業の活性化に貢献できる高校としていく。そこで、このことを実現させるために、次のとおり高等学校学習指導要領について一部緩和を行う。	高等学校学習指導要領第1章第6款4(2)及び第3章第2節第3款について 職業教育において、実践・実習に相当する授業時数は十分確保し、第3章工業では、10分の5を実践・実習に相当すること。	生物科学、環境科学、デザイン、情報システムなどの専攻において、実践・実習に相当する授業時数を十分確保し、第3章工業では、10分の5を実践・実習に相当すること。	高等学校としての目的を実現できるよう、極端に偏した教育課程とならないよう市教育委員会が指針を策定する。	高等学校学習指導要領第1章第6款4(2)及び第3章第2節第3款 職業教育において、実践・実習に相当する授業時数を十分確保し、第3章工業では、10分の5を実践・実習に相当することと規定されているため、新たな専攻である生物科学、環境科学、デザイン、情報システムなどについて、特色ある学習内容を柔軟に編成できない。	文部科学省	
1324	1324170	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	17	新たに設置する(仮称)科学技術高等学校への民間人教員の採用				平成18年度開校予定の(仮称)科学技術高等学校で、サイエンスフロンティア地区に立地する特性を生かし、企業・産業界や横浜国立大学連携大学院や理化学研究所等との連携しながら、教員免許を有していない研究者や企業・産業界の「プラットフォーム」などの専門知識を有する民間人を教員として採用し、将来の科学技術の発展やものづくりを支える人材の育成を可能とする。	教員免許法第3条第1項により、教員免許を有する者でなければならぬと定められている事項について	教員免許を有していない民間人を教員として採用できるようにする。	民間人を教員として採用する場合は、教員免許状を有する者とされなければならないため、教員免許状を有しないものは、教員として採用できない。	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード	
1324	1324180	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	18	新たに設置する(仮称)科学技術高等学校の用途地域の規制の緩和			平成18年度開校予定の(仮称)科学技術高等学校で、サイエンスフロントエリア地区に立地する特性を生かし、用途地域に関する規制の特例を設ける。	建築基準法第48条第1項により、原則として工業地域内には学校の建築が禁止されている事項について	建築基準法別表第2(る)欄「工業地域」に建築してはならない建築物の五号の「学校」について、科学技術高校は除く旨の適用除外規定を設ける。		(仮称)科学技術高等学校に関しては、工場等との関わりが強く、工業地域に学校を建設する場合は、公団会の開催、建築審査会の同意を必要とし、本来の自由な設計計画が制約される可能性がある。	国土交通省	1204390		
1325	1325010	14	横浜市	14100	交流特区	1	道路使用に関する許可の一部不変	1001	D	現行制度下で既に実施されており、また許可要件は具体的かつ明確であると認識されていることであるが、1件審査では道路等におけるイベント、ロケ等がスムーズに行われず、交流特区の実現に支障が生ずる。	手続の簡略化や自主的な管理による道路使用によりイベント、ロケ、大演習、オープンカフェ等を展開し、まちの賑わい作りをおこなうため	道路交通法第77条により、警察署長の許可が必要とされる事項について、	特定の地区における特定の行為については、一定の条件内での道路使用については警察署長の許可を不要とする。 例えば、ある地区の歩道において、有効幅員2.5m確保する場合、その残余地においてロケを行う場合には許可を不要とするなど。	地方自治体やフィルムコミッション等の団体への届け出制とする。具体的な地区・行為・条件等については、警察署長との協議を要するものとする。	道路交通法第77条による1件審査は手続きが煩雑であるが、その一方で担当件数の使用許可が与えられており、一定条件の元では許可そのものの意味がないと考えられる。	警察庁 国土交通省	0100170 1205070	
1325	1325020	14	横浜市	14100	交流特区	2	土地開発公社の保有土地の賃貸等制限の緩和	4470	A	交流特区内で事業用定期借地権を設定して、土地開発公社保有土地を貸付けるため	特区内に、民間商業施設を誘致して街の活性化を図るため、	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第7条において一団土地を造成し販売できるとされている事項について、	土地開発公社保有造成事業用地への事業用定期借地権の導入や貸付期間(10年)の緩和を行う		土地開発公社の保有土地は、暫定的な一時貸付を前提としていることから、堅固な建物の設置や借地権の設定は認めない。	総務省	0400610	
1325	1325030	14	横浜市	14100	交流特区	3	株式会社設立に関する最低資本金額の引き下げ	5001	C-1	・新事業創出促進法の改正により、最低資本金制度の適用を5年間猶予することを検討されることだが、ベンチャー企業集積のため、期間を長くする。適用対象企業を限定しないことを考慮いただきたい。	特区内における会社の創業を活性化し、横浜都心部を新たなベンチャー企業の集積地とするため、	商法第168条の4に規定されている株式会社の最低資本金制度の適用について、	特区内で起業する全ての会社について、10年間猶予する。	債権者保護のための徹底した情報開示を課し、猶予期間内に異字化した場合には、猶予期間を打ち切るなど。	商法第168条の4に規定されている株式会社の最低資本金制度が、会社設立時の負担となり、創業意欲を阻害している。	法務省	0500170	
1325	1325040	14	横浜市	14100	交流特区	4	有限会社設立に関する最低資本金額の引き下げ	5050	C-1	・新事業創出促進法の改正により、最低資本金制度の適用を5年間猶予することを検討されることだが、ベンチャー企業集積のため、期間を長くする。適用対象企業を限定しないことを考慮いただきたい。	特区内における会社の創業を活性化し、横浜都心部を新たなベンチャー企業の集積地とするため、	有限会社法第9条に規定されている有限会社の最低資本金制度適用について、	特区内で起業する全ての会社について、10年間猶予する。	債権者保護のための徹底した情報開示を課し、猶予期間内に異字化した場合には、猶予期間を打ち切るなど。	有限会社法第9条に規定されている有限会社の最低資本金制度が、会社設立時の負担となり、創業意欲を阻害している。	法務省	0500170	
1325	1325050	14	横浜市	14100	交流特区	5	「投資・経営」資格の要件緩和	5202	A	規制緩和されたのは、管理コード5200の緩和を受けられる場合に限られている。	外国人による会社設立を容易にし、企業立地を促進するため	出入管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令により、「投資・経営」の投資資格を得るには、事業所の確保と2人以上の本邦居住常勤職員の雇用を条件としていることについて	当該条件を撤廃する。		在留資格を得ていない間には営業活動ができないにもかかわらず、この段階で事業所の確保や現地職員の雇用を求められていることから、外国企業の現地法人の設立の負担が大きい。	法務省	0500510	
1325	1325060	14	横浜市	14100	交流特区	6	電力線の活用によるIT化促進			LANでの電力線の利用において、地下部分では電波漏洩による他への影響が少なからず、特区内の地下部分に限定した電力線搬送に関する規制の緩和を願う。IT化が進んでいる地下街などへの高速LANの普及を図り、地域の活性化を促進するため	電波法施行規則第44条第3項における10kHzから450kHzまでの範囲内の周波数とする規制について	2kHzから30kHzまでの周波数を可能とする緩和する。		現在の規制の内容では、電力線を高速LAN用の回線として利用できない		地下部分では電波漏洩による他への影響が少なからず、特区内の地下部分に限定する。	総務省	0405070
1325	1325070	14	横浜市	14100	交流特区	7	専修学校の設置要件の緩和	8439 8440	D	文部科学省の回答では、専修学校の認可は都道府県の自治事務とのことである。しかし、実際には、多くの都道府県において、学校教育法、私立学校法、専修学校設置基準よりさらに厳しい条件が、私立専修学校を設置しようとする者に課せられている。	時代の要請に合致した高度な職業教育を行うことのできる専修学校が多数に設置することを可能にし、地域の産業の活性化を誘引する。	専修学校に関する過去の通達	かつての通達を撤廃するとともに、私立の専修学校の設立について、学校法人の設立、校地及び建物の自己所有を要件とし、これを改めて通知する。		学校教育法、私立学校法、専修学校設置基準を見る限り、専修学校の新たな設立を行う場合に、学校法人格を取得する必要はないはずであるのに、多くの都道府県ではそれを必須としている。また、土地・建物を自己所有とすることについても同様である。これは、過去の通達に起因するものと考えられるので、過去の専修学校に関する通達を撤廃すべきである。地域の活性化には、時代に合った高度な職業教育を可能とする専修学校の設立を促進するために、このことが必要である。	文部科学省		
1326	1326010	14	横浜市政府	14100	環境特区	1	構造改革特別区域法第23条の認定対象の拡大			市民やNPO等が農体験できる機会や場を増やし、市民の農業に対する理解を一層深めるようになるとともにあわせて耕作放棄地対策とする。	構造改革特別区域法第23条	構造改革特別区域法第23条の認定対象は、耕作放棄地に限られているが、「地域の農地保全に資することができ、良好な都市環境の形成と都市の住民のレクリエーション等の用に供することができる場合」を追加する。		現在の構造改革特別区域法の内容では、横浜市は特区による市民農園の開設は困難となる。	農林水産省	1000850		
1326	1326020	14	横浜市政府	14100	環境特区	2	樹林地の納税猶予			横浜市内の貴重な自然環境が保全されている重要な地域の樹林地を保全すること。	租税特別措置法第70条4～6(農地)に関する納税猶予)	農地に関する納税猶予に準じて創設する。		現在は納税猶予制度が農地にしか適用されていないため、相続時に樹林地が開発されてしまうケースが多く、都市に残された重要な自然環境が保全できない。	財務省	0700580		
1326	1326030	14	横浜市	14100	環境特区	3	電気自動車等低公害車の開発における、走行実験車両の臨時運行許可基準の緩和			地球温暖化対策、排ガス削減、都市の低公害化対策の基幹事業として、電気自動車や燃料電池自動車など、環境負荷の少ない車両(低公害車)の実用化に向けた実証実験を円滑に進めるため。	道路運送車両法第34条における臨時運行の許可について	地球温暖化対策車両の実証実験が円滑に進めよう、臨時運行許可手続きが簡素化、迅速化される。		現状の道路運送車両法および保安基準では、新たに型式認定を取得する際に、厚さにして5センチにおよぶ提出資料が必要で、所要期間も長いことから、機動的な研究開発が進まない。これにより、車両開発の国際競争力低下を招いている。	国土交通省	1208200 1208210		
1327	1327010	32	益田市	32204	養護老人ホームの民間運営の民間委託特区	1	老人福祉法第15条第1項～5項、国、都道府県、市町村、社会福祉法人以外の老人福祉施設の設置			株式会社等の民間での管理運営を可能とする。	老人福祉法第15条第1項～5項	民間による管理運営		民間の雇用不足	厚生労働省			
1328	1328010	32	益田市	32204	公民館の管理運営の民間委託特区	1	社会教育法第21条第1項市町村の設置、または第21条第2項(非常勤職員)の設置者及び第27条第1項職員28条教育委員会の任命			公民館の職員に民間での雇用者を配置可能とする。	社会教育法第21条、第27条、第28条	民間による管理運営		職員の人材不足、公民館活動の活性化	文部科学省			
1329	1329010	32	益田市	32204	廃棄物処理施設技術管理者の自治体職員配置緩和特区	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第1項の技術の管理者の設置			自治体職員の人材不足と雇用の促進を図るために、自治体職員の技術管理者の配置をせずに民間の技術管理者で運用を可能とする。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条	一般廃棄物処理施設の設置者は維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。		職員の人材不足による配置の困難	環境省	1300630		
1330	1330010	32	益田市	32204	生物資源アルコール混合燃料の販売規制特区	1	揮発油規格の販売規制緩和			自動車燃料に生物資源アルコール混合燃料を使用することができるように揮発油規格の見直しが必要	揮発油等の品質の確保等に関する法律第13条 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第10条	揮発油等の品質の確保 規格の改正		揮発油等の品質の確保等に関する法律第13条の規格に適合しないものの販売禁止、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第10条の規制の明確化	経済産業省	1108020		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要項事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1331	1331010	47	具志川市・勝連町・与那城町	4705 (具志川市 47203 勝連町 47323 与那城町 47322)	健康長寿産業振興特区	1	「外国人医師の臨床研修の目的内容等に関する緩和の特例について」	925	C-1	「健康長寿産業振興特区」構想(平成14年8月の第一次提案)を目指した中国における医療技術の導入あるいはこれを基にした独自法の開発については、現行認められている(改定予定含む)医療制度を一部拡大適用することにより実現されるのでここに再提案する。	1. 要望事項 臨床研修制度の緩和と特例による臨床研修実施医療機関について、中国の中西医結合医学学会が認定した医師に限り、本申請区に所在する医療機関においてはその受け入れ機関とする特別区として頂きたい。 2. 目的 現在、わが国で行われている診療技術や沖縄由来の健康長寿資源(生薬や、生活習慣等)と、中国において40年来実施されてきた中西医結合医療の成果との融合を図り、生薬等の活用も兼ねた健康長寿のための新しい診療技術の開発を目指す。 また、これによって得られる臨床知見をもとにした様々な研究、開発、実証事業により、健康長寿産業の企業化、製品化の支援をはかり地域経済活性化を意図する。	①医師法のうち(医師でない者の医療禁止)「第十七条 医師でなければ医療をなしてはならない。」の特例 ②外国医師又は外国歯科医師が行う臨床研修に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律のうち第三条(臨床研修の許可)2項1号の内容の特例、及び24条の特例として英語以外の言語追加 「第三条 外国医師又は外国歯科医師は、医師法第十七条又は歯科医師法第十七条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める ところにより厚生労働大臣の許可を受けて、臨床研修を行うことができる。」「2 厚生労働大臣は、前項の許可(以下「許可」という。)を受けようとする者が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可を与えてはならない。」「一 医師に関する知識及び技能の習得を目的として本邦に入国していること。」「四 臨床研修を行うための適切な環境に日本語又は厚生労働省令で定める外国語を理解し、使用する能力を有すること。」「三 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床研修に係る医師法十七号及び歯科医師法十七号の特例等に関する法律施行規則のうち第四条(許可の申請手続等)2項の特例 「法第三条第一項の規定により臨床研修の許可を得ようとする者は、様式第一号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。」「2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。」「五 日本語又は次に定める外国語を理解し、使用する能力を証する書類。」「(法第三条第二項第四号の厚生労働省令で定める外国語)の特例 第五条 法第三条第二項第四号の厚生労働省令で定める外国語は英語とする。」	申請区内に公的医療機関を柱とした医療ネットワークを形成し、脳疾患、循環器系疾患等に併発症の「リハビリテーションや生活習慣病、アレルギー疾患等を対象に、中西医結合医学学会を中心とした診療サービス圏を作り出す。 これに併せて、申請区域内において国や申請自治体が計画している健康長寿に関する各種事業を融合することにより、臨床及び学術的に裏打ちされたエビデンスの健康食品、機能性食品、薬剤、生活改善プログラム等の健康長寿産業開発をはかる。以下、全体構想は1次提案に同じ。	中国を想定する場合は、中国国家のしかるべき機関(中国国家衛生部等)の推薦等により、審査期間の短縮や英語以外の診療能力の認定を行う	外国医師又は外国歯科医師が行う臨床研修に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律のうち第三条(臨床研修の許可)2項1号にある「医師に関する知識及び技能の習得を目的として本邦に入国」の点に、教授と共に共同研究や健康長寿の研究開発実施のための協働についての特例が認められることで、研究目的を達成でき、この特例は具体的に「中西医結合医学研究所」の設立や「健康長寿食品産業の企業化」などに欠かさない措置である。	厚生労働省	
1331	1331020	47	具志川市・勝連町・与那城町	4705 (具志川市 47203 勝連町 47323 与那城町 47322)	健康長寿産業振興特区	2	「特定医療費制度適用の拡大に関する特例について」	924	C-1	「健康長寿産業振興特区」構想(平成14年8月の第一次提案)を目指した中国における医療技術の導入あるいはこれを基にした独自法の開発については、現行認められている(改定予定含む)医療制度を一部拡大適用することにより実現されるのでここに再提案する。	1. 要望事項 未承認薬の利用の自由化及び特定医療費制度の対象拡大品目、中華人民共和国家品質管理法に基づき中国で認可された薬品を認める特別区として頂きたい。 2. 目的 現在、わが国で行われている診療技術や沖縄由来の健康長寿資源(生薬や、生活習慣等)と、中国において40年来実施されてきた中西医結合医療の成果との融合を図り、生薬等の活用も兼ねた健康長寿のための新しい診療技術の開発を目指す。 また、これによって得られる臨床知見をもとにした様々な研究、開発、実証事業により、健康長寿産業の企業化、製品化の支援をはかり地域経済活性化を意図する。	①健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療(平成9年厚生省告示第238号) ②保険医療機関及び保険医療担当医規則第5条の2(昭和32年厚生省令第15号)保険医療機関及び保険医の登録並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第5条の2(昭和32年厚生省令第13号)特定承認保険医療機関及び特定承認薬取扱機関の取扱いについて(昭和60年2月25日保発第19号) 薬事法第14条第1項、第3項、第23条第1項	申請区内に公的医療機関を柱とした医療ネットワークを形成し、脳疾患、循環器系疾患等に併発症の「リハビリテーションや生活習慣病、アレルギー疾患等を対象に、中西医結合医学学会を中心とした診療サービス圏を作り出す。 これに併せて、申請区域内において国や申請自治体が計画している健康長寿に関する各種事業を融合することにより、臨床及び学術的に裏打ちされたエビデンスの健康食品、機能性食品、薬剤、生活改善プログラム等の健康長寿産業開発をはかる。以下、全体構想は1次提案に同じ。	特に代替措置は必要ない	薬事法改正により、医師の主治により医薬品等を使用する臨床研究について、油断として取扱うこととなつたに伴い、特定医療費制度の適用対象とすることが出来れば、生薬の開発や利用なども促進できる。	厚生労働省	
1332	1332010	22	熱海市	22205	都市計画道路特区	1	「街路事業の採択基準」			街路事業の新規補助採択にあっても16m未満でも補助対象としていただきたい。	街路整備事業の補助採択基準の緩和。	街路整備事業が推進できる。		熱海市は狭幅なうえ、急峻な地形のため、16mで整備した場合、移転・補償には莫大な費用が掛かるうえ、まちなみの形成ができない。	国土交通省	1203020	
1333	1333010	20	長野市	20201	指定統計自由化特区	1	「指定統計の調査票を目的外利用することに関する制限の撤廃」			長野市の統計データを早期に独自集計し、統計データの利用、公表することによって、政策形成や企業経営に生かすことができるようにするため	・統計法第15条第1項及び第2項により指定統計の調査票を目的外に使用することと制限していることについて	自治体が行う目的外利用について、総務大臣の承認を必要とした診療サービス圏を確保すること。 これに併せて、申請区域内において国や申請自治体が計画している健康長寿に関する各種事業を融合することにより、臨床及び学術的に裏打ちされたエビデンスの健康食品、機能性食品、薬剤、生活改善プログラム等の健康長寿産業開発をはかる。以下、全体構想は1次提案に同じ。	自治体独自集計の公表後、直ちに撤廃する。	指定統計の調査票を目的外に使用することは、統計法第15条第1項及び第2項により制限している。市町村長が調査票を使用する場合は、包括承認のための適速により承認申請書を都道府県知事に提出し、承認を受ける制限がある。また、調査票の使用は閲覧・転写に限られ、転写することは認められない。	経済産業省(主) 総務省 1109010	0400070	
1334	1334010	20	長野市	20201	秩序ある自転車利用を促進する特区	1	「放置自転車に対する所有権帰属までの期間の短縮」			放置自転車に係る所有権帰属までの期間制限があるため、保管場所の確保が困難となっており、また、迅速な取り扱いができないことから、期間を短縮し秩序ある自転車利用の促進を図るため。	民法第240条に規定される所有権の取得及び自転車法第6条に規定する所有権帰属までの期間について	放置自転車に限定し1ヶ月に短縮する。		民法第240条及び自転車法第6条により放置自転車の帰属までの期間が6ヶ月必要なことから、保管場所の確保が困難となり、自転車の帰属が難しく自転車としての機能が低下する。	国土交通省		
1335	1335010	20	長野市	20201	BI(ビジネスインキュベーション)推進特区	1	「国立大学の施設・敷地の民間企業による廉価使用の要件の緩和」	8444	A	特区における国立大学等敷地の廉価使用の対象範囲の拡大がなされたが、地方公共団体が国立大学敷地を利用し、キャンパス内インキュベーション施設を設置する場合は、廉価使用の対象範囲に含まれるか不明確であるため。	・研究交流促進法第11条第2項により、共同研究者のみが敷地の廉価使用ができると定められている事項について ・研究交流促進法施行令第10条第1項により、国有地の廉価使用の減額率について定められている事項について	・地方公共団体が新事業支援施設等の設置等産業官選機を促進する活動を行う場合に国立大学の敷地の廉価使用の容認を明確にすること。 ・公的施設であることを踏まえ、使用の対価は廉価使用(現状時価の1/2)でよく、無償とすること。		国立大学敷地の廉価使用の対象範囲については、研究交流促進法第11条第2項により、施設設置者から大学との共同研究者でなければ敷地の廉価使用が認められない。	文部科学省		
1336	1336010	20	長野市	20201	県費負担教職員中核市特区	1	「県費負担教職員の任命権の移譲」			県費負担教職員の任命権に照らしたため、各学校の実態に応じた教職員の配置ができていない状況にあることから。	県費負担教職員の任命権について			県費負担教職員の任命権を、特例として県から中核市に移譲を要する。	県費負担教職員の任命権は県教育委員会に属しているが、現在の教職員の人員配置は教育委員会の一任の専断により行われていることから、各学校の実態に応じた配置ができていない状況である。	文部科学省	
1337	1337010	20	長野市	20201	将来のまちづくり(借入れ用)地を確保できる特区	1	「収用適格事業の拡大」			長野市が公有公共用地等、早期に取得することによって、地域を活性化すべく政策形成に生かすことができる。	租税特別措置法施行規則第14条第7項第3号、同施行規則第22条の4第2項第1号及び同施行規則第22条の2第3項第3号により特別控除または代替の特例を受けるためには事業認定を取得するよう制限していることについて	地方公共団体が行う緊急且つ特別な事情がある用地取得について、事業認定を必要としている規則並びに事業認定を受けなければ既の特例控除が受けられない規制を適用除外とする。	通常事業は緊急且つ特別な事情のあるものに範囲を限定し、5年程度の特例措置とする。	事業認定申請書を都道府県知事に提出し、事業の認定を受ける必要があるため柔軟性にかける。	財務省	0701000	
1338	1338010	8	つば市	8220	つば新エネ市民電力特区	1	「特定供給制度における「一」の需要場所」の要件の緩和	11501	A	平成14年12月16日に公表された「構造改革特区基本方針(特例部分)の各省原案(経済産業省、番号1103)」において、基本方針中「政府が講ずべき措置」についての計画に「記載する内容(経済産業省原案)」に示される特例措置の内容及び同意の要件に、つば市の構想する産官民の出資により設立される「つば新エネ市民電力会社」がどのように該当するか不明確なため。	電力の供給事業を行う「つば新エネ市民電力会社」の設立が、電力供給者と需要者との間に「密接な関係」があるときに「一」の需要場所として特定供給制度が活用できることについて。	該会社と電力需要者との関係が該会社への出資関係であるときに、供給者と需要者との間に「密接な関係」があると認定されること。	出資関係の過度の流動化を防止するため、該会社の株式譲渡制限(公社の買戻し権等)を講ずる。	供給者と需要者との間に「密接な関係」があることが不明確であること。	経済産業省	1130050	
1338	1338020	8	つば市	8220	つば新エネ市民電力特区	2	「特定供給制度における「二」の需要場所」の要件の緩和	11501	A	平成14年12月16日に公表された「構造改革特区基本方針(特例部分)の各省原案(経済産業省、番号1103)」において、基本方針中「政府が講ずべき措置」についての計画に「記載する内容(経済産業省原案)」に示される特例措置の内容及び同意の要件に、つば市の構想する産官民の出資により設立される「つば新エネ市民電力会社」がどのように該当するか不明確なため。	電力の供給事業を行うため設立される「つば新エネ市民電力会社」が、供給者と需要者との間に「密接な関係」があるときに、該会社からの電力供給を特定供給制度を利用するものとするため。	該会社につば市が出資するものであること、該公社を公的主体的として認め、需要家との「密接な関係」が今後も継続するものであると認定されること。	つば市が該公社の経営判断に必要な取締役会に参画できる方策(出資比率、取締役兼任等)を講ずる。	供給者と需要者との間に「密接な関係」があることが不明確であること。	経済産業省	1130060	
1338	1338030	8	つば市	8220	つば新エネ市民電力特区	3	「特定供給制度における「自営給」の取扱いの緩和」	11501	A	平成14年12月16日に公表された「構造改革特区基本方針(特例部分)の各省原案(経済産業省、番号1103)」において、基本方針中「政府が講ずべき措置」についての計画に「記載する内容(経済産業省原案)」に示される特例措置の内容及び同意の要件に、つば市の構想する産官民の出資により設立される「つば新エネ市民電力会社」がどのように該当するか不明確なため。	電力の供給事業を行うため設立される「つば新エネ市民電力会社」に電力事業者が出資するときに、該公社と該電力事業者が電力託送について合意するときに、該電力事業者の所有による電線路を「自営給」に準じて位置付けて特定供給制度を利用するものとするため。	該公社に電力事業者が出資するときに、該公社と該電力事業者が電力託送について合意するときに、該電力事業者の所有による電線路を「自営給」に準じて位置付けて特定供給制度を利用するものとする。	該電力会社の需要家への電力安定供給を阻害しない方策を講ずる。	特定供給制度における「自営給」によるものとする要件が「つば市」の構想に不適合であること。ないしは、特定供給制度における「自営給」の定義が不明確であること。	経済産業省	1130070	
1338	1338040	8	つば市	8220	つば新エネ市民電力特区	4	「バイオマス発電のための有機廃棄物の収集運搬を容易化」			バイオマス発電のためにつば市内で発生する有機廃棄物を有効に活用するために、電力の供給事業を行うため設立される「つば新エネ市民電力会社」が有機廃棄物の収集し、バイオマス発電設備に運搬するものとするため。	市内事業所で発生する有機廃棄物が「産業廃棄物」とされることについて。	該公社がバイオマス発電の目的に限定して市内事業所で発生する有機廃棄物を収集し、バイオマス発電設備に運搬するものであること、該有機廃棄物を「産業廃棄物」として認定しないこと。あるいは、産業廃棄物の再生利用にバイオマス発電用の資源とすることを含むこと。	該公社が「つば市」と連携して収集・運搬される有機廃棄物の管理及び処理に責任を負う方策を講ずる。	産業廃棄物処理法に定められた産業廃棄物の定義及び収集運搬業(処分)の許可要件、産業廃棄物の再生利用認定制度が、バイオマス発電向けに想定されていないこと。	環境省	1300440	
1338	1338050	8	つば市	8220	つば新エネ市民電力特区	5	「バイオマス発電設備での多様なバイオマス利用の実現」			電力の供給事業を行うため設立される「つば新エネ市民電力会社」が「特定」のバイオマス発電設備・運用に特種的に各官庁の補助金を活用できるものとするため。	特定官庁の「バイオマス利用」に関する補助金を活用した場合に、他官庁管轄の「バイオマス(有機資源)」を利用することについて補助金の目的外利用とされることについて	該公社が特定官庁の補助金を活用して整備・運用する「バイオマス(有機資源)」を活用し、他官庁管轄の「バイオマス(有機資源)」も受け入れることができること。	該公社が活用する特定官庁の補助金の目的外利用は行わないとする。	つば市内で発生するバイオマス(有機資源)の利用を図る上で、バイオマス(有機資源)利用に係る官制が複数官庁に係ることにより、バイオマス発電設備等の施設整備・運用の統合化が推進されないこと。	財務省 環境省 経済産業省 農林水産省	0701120 1002100 1107010 1300640	
1339	1339010	22	静岡農山町	22326	遊休農地活用推進特区	1	「市町村が農地を借り受け又は権利取得できる」			高齢化と後継者不在で耕作放棄地となる農地を、形質変更最小限に留め、地域住民の健康維持や教育目的として活用する目的で市町村が地主から借り受け又は取得して公共公益の利用を図る。あまでも転用困難でない農地のみならず活用することができ、地主間に耕作が発生した場合に農地に復することが可能となる。	農地法第3条の許可不要範囲に市町村より買賃権、権利取得をできるような範囲の拡大	土地収用法又はその他の法律によらなければ市町村では農地を借り受け又は取得できないため、農地法第3条の許可不要範囲に取り込む		農地法第3条第1項第6号	農林水産省	1000210	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代償措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1340	1340010	22	静岡農産山町	22326	畜園付き住宅増進特	2	農産農用地を設けず優良田圃住宅を整備する。				1区画10a以下5aで50年の定期借地権設定又は権利取得、菜園付き住宅として整備する。農産農用地としておくことにより農業的利用を担保する。	農地法第3条の許可不要範囲に市町村により賃貸借、権利取得をできるような範囲の拡大	土地収用法又はその他の法律によらなければ市町村では農地を借り受け又は取得できないため、地域住民や新規就農者のニーズに沿った有効利用が実現しないため、農地法第3条の許可不要範囲に取り込む。		農地法第3条第1項第6号	農林水産省	1000480
1341	1341010	33	笠岡市	33205	笠岡湾干拓地租料生産供給基地活性化特区	01	農業振興地域への農産物処理施設、健康福祉プラザ、畜園付住宅の容認				家畜ふん尿等再利用施設、高齢者・障害者健康福祉プラザ(温水プール)の設置及び畜園付住宅の造成	農地法第5条第1項及び第2項第1号で農地以外のものにする場合の許可について 農業振興地域の整備に関する法律第17条の農地等の転用の制限について	農業振興地域内へ家畜ふん尿等再利用施設や、高齢者・障害者健康福祉プラザの設置及び畜園付住宅の造成ができるよう農転・農振除外の特例を設ける。	特例の対象となる範囲を租料生産供給基地に限定する。	農地法第5条第1項及び第2項第1号 農業振興地域の整備に関する法律第17条により農地等の転用の制限があり、ふん尿等再利用施設や、高齢者・障害者健康福祉プラザの建設、畜園付住宅の造成が困難である。	農林水産省	1000560 1000570
1341	1341020	33	笠岡市	33205	笠岡湾干拓地租料生産供給基地活性化特区	2	農業振興地域への農産物の加工又は販売施設の設置者の緩和				農業振興地域の農用地である租料生産供給基地に、民間活力を導入し加工施設等を整備し、地場産業の育成を図るため	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条第3号により、製造、加工、又は販売の用に供する施設については、耕作又は養蚕の業務を営む者自らに設置及び管理する施設に限られている事項について	農業協同組合や会社が製造・加工・販売施設を設置できるようにする。	特例の対象となる範囲を租料生産供給基地に限定する。	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条第3号により製造、加工又は販売の用に供する施設については、耕作又は養蚕の業務を営む者自らに設置及び管理する施設に限られており農業協同組合や会社は設置できない。	農林水産省	1000670
1341	1341030	33	笠岡市	33205	笠岡湾干拓地租料生産供給基地活性化特区	3	宿泊施設付市民農園の容認				ログハウス付市民農園の設置	市民農園整備促進法第2条第2項第2号により、市民農園の施設は農機具収納施設、休憩施設、その他の当該農地の保全又は利用に必要な施設とされている事項について	市民農園へ宿泊施設が設置できるようにする。	市民農園整備促進法第2条第2項第2号により 休憩施設は設置できるが、宿泊施設は設置できない。	市民農園整備促進法第2条第2項第2号により、新設就農の機会が狭められている。	農林水産省 国土交通省	1001030 1203170
1342	1342010	20	塩浜市	20215	新規就農者定住促進特区	1	農業に取り組みとする個人等が小規模な農地を取得できるよう緩和する	10107	C-2	農地取得の下限面積について、二ノアル程度とする。	い-いカーン者や定年帰農者及び近年の不安に伴う離職者などの新規就農希望者の中には、多少の小規模な農地を確保し、農業経営を希望している人が増えているため、この特例を設けることにより、高齢化が進み遊休農地の増えている地域農業の活性化が図れる。	農地法第3条第2項第5号の「都府県では五十アール(都道府県知事が、農林水産省令で定める基準に照し、その都道府県の区域の一部についてこれらの面積の範囲内別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積に達しない場合」とされている部分について	第5号の五十アールを二ノアルに変更する。	農地取得の下限面積については、農地法3条により五十アール以上又は農地法による公示となっており、新規就農の機会が狭められている。	農林水産省	1000280	
1343	1343010	11	埼玉県鴻巣市	11217	放課後児童健全育成事業	1	地方公務員法第22条第5項の規定				放課後児童健全育成事業の一貫として、学童保育指導員(臨時職員)を養成・任用し、学童保育事業の安定した運営と経験豊かな人材活用により、保育内容の充実を図る。	地方公務員法第22条第5項の規定による臨時任用の期間の延長	学童保育指導員に係る臨時任用の期間の延長(3年程度)	地方公務員法第22条第5項では、臨時任用は最長1年となっている。	総務省	0401070	
1344	1344010	11	埼玉県鴻巣市	11217	花の文化・産業経済特区	1	土地利用の規制緩和				花関連産業の集積により、地場産業の一層の振興を図るとともに、消費者参加型農業の確立、民間資本等の積極的な導入を図る。	土地利用の規制緩和(農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法)	農業振興地域の土地利用の規制緩和を行うことにより、クラインガルデンを核としたフラワーパークゾーンの設定や花関連産業の集積し、地場産業の一層の振興を図る。また、消費者と直結した産地を核とし、消費者参加型農業を確立するとともに、民間資本等を積極的に導入し、農業産業構造の転換を図る。	民間企業等が農業振興地域の農地に建築する場合は、農振法に基づく除外手続きが非常に難しく、事実上除外が不可能な状況である。また、都市計画法に基づく土地条件を緩和出来ない状況にある。そこで、これらの法律を特区により緩和することによって、民間企業等の花関連施設の誘致を図る。	農林水産省 国土交通省	1000730 1200140	
1345	1345010	11	埼玉県鴻巣市	11217	高齢者にやさしいまちづくり特区	1	(用途地域の建築物の制限の緩和)				高齢化に対応し、生活の利便性を重視したまちづくりを推進するため。	建築基準法第48条別表第二 用途地域内の建築物の制限について	第一種低層住居専用地域全域において、高齢者の生活の利便性を重視し、生活必需品等の日用品を身近で購入できるような建築可能な建築物の範囲の拡大(コンビニエンスストア等の小売業店舗の立地を特例において対応する。	建築物の用途制限の緩和については、用途地域を補完するものとして、地方公共団体の条例による特別用途制限制度を始めとして、用途緩和型地区計画制度や建築基準法第48条の特別許可制度があるが、地域の特性に応じたきめ細やかな事例への対応が困難なことや、手続きに時間を要すること。また、特定行政庁の許可における従来の「公共性」の解釈では、提案の事例を適用することは困難であること。このようなことから、特区において手続きの簡便化・迅速化を図り、市街地の第一種低層住居専用地域全域を対象に対応できないか提案するものです。	国土交通省	1206380	
1346	1346010	13	港区	1313 13103	豊かな暮らしを支える子育て特区	1	幼保一元化施設設置のための新しい制度の創設	8002	C-1	第一次提案においては、例えば設置・運営主体の弾力化については、学校法人・社会福祉法人のいずれも幼稚園と保育所の両方の設置主体となることが現行制度上可能であり、特区としての対応は不可能という主管省庁の見解であった。したがって、このについては学校設置法第102条の規定により、幼稚園の設置主体として学校法人であることを要しないこととされている。しかし、社会福祉法人等が幼稚園を設置・運営した場合、私立学校施設整備補助金の対象とならないなど学校法人に比べてコスト面の負担が大きき、社会福祉法人等にとって事業上の参入障壁となっている。一方、保育所の場合は、社会福祉法人による運営、社会福祉法人等に運営委託する形で公設民営方式ともに、補助金の面では公立と遜色ない状況にある。幼保一元化施設について、多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応していくために、社会福祉法人等が設置・運営しやすい制度となるよう施設整備補助金等の取扱いを学校法人と同等とするなど、一体的な制度とする必要がある。	幼保一元化施設設置のための新しい制度の創設(例:学校設置主体の要件の緩和)	私立学校施設整備補助金(私立幼稚園施設整備費)交付要綱において、補助対象を学校法人に限定していることについて	芝浦アイランド地区で予定している幼保一元化施設の設置に当たって、教育・保育サービスの多様化・効率化を図ることを目的に施設運営の一体化と民間活力の導入を推進するため、社会福祉法人等が学校法人と同等の条件で設置・運営主体となれるようにする。その一環として、左記要綱の対象に社会福祉法人等を含めるなど、一体的な制度として整備する。	幼保一元化施設の設置に当たって、社会福祉法人等が設置主体となった場合、幼稚園としての施設整備補助金を受けられることができず、学校法人に比べてコスト面で著しく不利であり、事実上の参入障壁となっている。	文部科学省		
1347	1347010	13	港区	1314	豊かな明日の子どもたちを育む教育特区	1	学校設置主体の要件の緩和(株式会社等による学校経営等)	8002	C-1	学校教育の公共性、安定性、継続性が担保されている限りにおいて、学校(一条学校の設置を国、地方公共団体及び学校法人に限定する必要性はない。また、現行法制度の運用上、都府県、特に大都市においては、特色の凝縮した学校について新たな学校法人及びそれによる学校の設置は事実上不可能となっている。	学校設置主体の拡大により、教育の多様化、活性化を図るため新しいタイプの義務教育学校を設置するにあたり、学校の設置形態の選択を広げるため	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校(一条学校)を設置することができるとされていることについて	学校(一条学校)設置主体を国、地方公共団体、学校法人以外に拡大する。	義務教育学校(一条学校)は、国、地方公共団体、学校法人のみが設置することができるとされている。	文部科学省		
1347	1347020	13	港区	1314	豊かな明日の子どもたちを育む教育特区	2	教育課程の弾力化(小・中・高)	8032	A	現行「研究開発学校制度」のもとに「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)」を創設し対応することであるが、「研究開発学校制度」は多様な教育課程を積み重ねるための研究(一種の実験校)を認める制度である。一方、構造改革特区に係る本特区の提案は、特色を持った恒常的な学校を目指すものであり、同制度の趣旨とは異なる。また、同制度は手続きや運営面で効率的、主体的な運営が確保できない恐れがある制度となっている。	研究校(一種の実験校)として位置付けられるのは提案の本意ではない。また、「研究開発学校制度」のもとに「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)」を創設することにより対応する場合には、当該制度に基づく申請と構造改革特区申請の二重申請や、同制度で規定されている限定的な承認、運営指導委員会の設置、国に対する毎年度の業績報告を行う必要があるなど、効率的、主体的な運営が確保できない恐れがあるため	新たな制度として位置付けることについて また、「研究開発学校制度」のもとに「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)」を創設することにより対応する場合には、恒常的な承認、手続き、運営面での簡便化及び本区の主体性の確保について	独立した新たな制度として位置付ける。または、「研究開発学校制度」のもとに構造改革特区研究開発学校制度(仮称)を創設することにより対応する場合には、当該制度に基づく申請と構造改革特区申請の二重申請の回避や、同制度で規定されている限定的な承認の獲得、運営指導委員会の設置、国に対する毎年度の業績報告等の運用除外など、手続き、運営面での簡便化及び本区の主体性の確保を図る。		義務教育学校(一条学校)は法令及び国の定めた学習指導要領に基づいて教育課程を編成することとされており、弾力性の対応ができない。	文部科学省	
1347	1347030	13	港区	1314	豊かな明日の子どもたちを育む教育特区	3	学校設置主体以外の学校管理・運営の容認	8101	C-1	本区が提案している学校では、学校の効率的、効果的な運営、人材の確保などにおいて私立学校その他の民間活力の活用を図る必要とすることが想定される。また、公設民営方式を提案するものもあり、区立の学校として学校の運営や子どもたちの教育について本区が責任を負うことは区立学校と同様である。公の施設・設備・施設、保養所などにおいても、使用承認等権力的色彩を持つ行為を自発的に実施した上で、施設の管理運営に民間に委ねている事例があり、学校において同様の手法が取れるものと考えられる。	民間団体の持つ弾力性や運営のノウハウ、優秀な人材を活用するため既存の区立学校と公設民営方式の学校が互いに刺激し合い、切磋琢磨することによって、教育の多様化、活性化が期待できるため	学校の管理運営に係る公設民営方式の導入について	学校の管理運営に係る公設民営方式を導入する。	義務教育学校(一条学校)は、国、地方公共団体、(私立)学校法人のみが設置することができるとされており、また学校の設置者は、その設置する学校を管理、経営を担うこととされており、公設民営方式は現行法上想定されていない。	文部科学省		
1347	1347040	13	港区	1314	豊かな明日の子どもたちを育む教育特区	4	授業料を徴収することができる学校の範囲の拡大	8312	C-1	本区が提案する園児保育を目的とした小中一貫教育では、教員等の確保や特別な教材など既存の区立学校の運営に要する費用以上の費用を必要とする。財政負担や既存の学校の在学上の公平性の観点から、既存の学校の運営経費を超える部分については保護者負担とできるようにする必要がある。なお、少子化等により既存の学校で区内の全ての就学対象者を受け入れることが可能であり、また学校運営体制の実施により「無償」の義務教育を受ける機会が確保されている。	既存の区立学校の運営経費を超える部分について、既存の学校の在学上の公平性を確保するため既存の区立学校の運営経費を超える部分について、財政負担の軽減を図るため	公立義務教育学校における保護者負担制度の導入について(ただし、既存の学校の運営経費を超える部分に限る。)	公立義務教育学校における保護者負担制度を導入する。(ただし、既存の学校の運営経費を超える部分に限る。)	公立の義務教育学校においては授業料を徴収することができない。	文部科学省		
1348	1348010	18	敦賀市	18202	環日本海加工地場特区(拡大)	1	工業団地の売り渡し先は、製造業者とすることについての緩和				敦賀市は工業団地を造成中であるが、法により、分譲地の売り渡しの相手方は「製造業を営む者」という制限があるため、企業誘致が進まない。港湾と有機的な連携を図りながら物流業、港湾関連企業、保税施設、サービス業等幅広い業種の企業誘致を推進し、港湾都市としての特色を生かしたい。	近畿圏近郊整備の整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第31条第1項第1号の規定により、分譲の相手方は「自ら製造工場等を経営しようとする者であること」との制約について	「自ら製造工場等を経営しようとする者であること」と「製造工場等」を「企業等」と読み替える。	市の選考委員会にて選考	法第31条第1項第1号の規定に係る製造業等限定主義は、適宜により一部業種の規制緩和がされているものの、製造業が空洞化、サービス化している今日製造業の企業誘致を更に困難化させている。	国土交通省	1203100

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要項事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1348	1348020	18	敦賀市	18202	環日本海加工物流特区(拡充)	2	工業団地の用途指定が工業専用地域を義務付けていることへの緩和			工業団地の用途指定が工業専用地域を義務付けていることへの緩和	法により、当該工業団地は工業専用地域として用途指定を義務付けられているため、この緩和(工業地域又は準工業地域)により、有効な土地利用とスムーズな企業誘致を図る。	近畿圏近郊整備の整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第5条の2第4号の規定に基づき、当該工業団地が「都市計画法第8条第1項第4号の工業専用地域内にあること」についての緩和	工業専用地域内を「工業地域又は準工業地域内」に用途地域の緩和を行うことにより、多様な企業誘致と有効な土地利用を図ることができるようにする。	市・県都市計画審議会で決定	工業専用地域は、建ぺい率、容積率とも建築制限厳しく企業誘致の支障となっている。	国土交通省	1200170
1349	1349010	27	池田市	27204	教育改革特区	1	それぞれの校種で所有しなければならない免許状の種類の弾力化	8202	D	軽減された単位数で簡便な免許状の取得が可能であることであるが、提案の趣旨は、市教育委員会の判断により、都道府県教育委員会採用の職員の実任能力に見合った活用を実現したいとするもの。	幼稚園・小学校・中学校で一貫した学習指導・生活指導を行うため、	教育職員免許法第3条により、各相当の免許状を有するものでなければならないことについて、	教員の業種や専門性に基づき、市町村教育委員会が相当の免許状を有さない校種の授業や学級担任を担当することができるようにする。	市町村教育委員会による判定基準の作成	教育職員免許法第3条により、小学校免許状のみを持つ者が中学校の教科や学級担任を、また、中学校免許状のみを持つ者が小学校の担当する教科以外の授業や学級担任を担当できない。	文部科学省	
1349	1349020	27	池田市	27204	教育改革特区	2	教科の自由な設定	8007	A	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)により実現可能としているが、地域のニーズに合った教育を実現するために、当該制度によらずとも、市教育委員会の主体性により教科の自由な設定を容認することが必要。	小学校において、英語、中国語、韓国・朝鮮語、情報等の教科、中学校において、中国語、韓国・朝鮮語、情報等の教科を設置するため	学校教育法第24条、第24条の2、第25条等により、各校種により設置できる教科が限定されていることについて、	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)によらずとも、市教育委員会の判断で、地域のニーズに合った教科を設置できるようにする。	各学校と市教育委員会の協議により教科を決定し、都道府県教育委員会に届出る	学校教育法第24条、第24条の2、第25条等により、設置できる教科があれば、外国語等新たな教科内容の指導を行えない。	文部科学省	
1349	1349030	27	池田市	27204	教育改革特区	3	学習指導要領の弾力化	8045	A	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)により実現可能としているが、柔軟な小・中一貫教育を実現するためには、当該制度によらずとも、市教育委員会の主体性により教育課程を弾力的に運用できるようにすることが必要。	幼稚園から中学校まで一貫した教科指導を実施するうえで、学習する学年・内容を柔軟に変更するため、	学習指導要領に各学年の目標及び内容が規定されていることについて、	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)によらずとも、市教育委員会の判断で、幼稚園から中学校までの特色ある一貫教育を実施できるようにする。	各学校と市教育委員会の協議により教育課程を編成する	学習指導要領により、各学年の目標及び内容が規定されているため、柔軟な教育課程の編成が行えない。	文部科学省	
1349	1349040	27	池田市	27204	教育改革特区	4	市町村教育委員会による市町村教員担任教育職員の任用の制度化	8309	A	市町村立学校教員給与負担法第1条によらず、地域の特性に応じた学校教育の展開を図る上で特に必要と認められる場合、市が教職員(教諭等)の給与を負担し任用すること。	小・中学校で新たな教科を実施するため、	市町村立学校教員給与負担法第1条により、教諭等は都道府県が給与を負担することとしていることについて、	市教育委員会による教員の任命を可能にする。	教員採用選考を市町村で実施する。	市町村立学校教員給与負担法第1条により、教諭等は都道府県が負担する必要がある。	文部科学省	
1349	1349050	27	池田市	27204	教育改革特区	5	教職員定数の弾力化	8314	D	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条、37条によらず、市立学校における職員の定数を市町村の条例で定めるとともに任命権を市教育委員会に属するようにすること。	小・中学校で新たな教科を実施するため、	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条により、市立学校の教職員定数は都道府県の条例によって定められていること、及び、その任命権が都道府県に属することについて、	市立学校の教職員定数を市条例によって定め、また、市立学校の教職員の任命権を市に属するようにする。		地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条によって、市立学校の教職員定数を市独自で決定できず、同法37条によって、市独自の教員任命を行えない。	文部科学省	
1350	1350010	11	埼玉県入間市	11225	財務省所管普通財産(米軍返還財産)暫定利用	1	財務省所管普通財産(米軍返還財産)の貸付に関する規制の撤廃			留保地が首都圏近郊に残されている広大な貴重な土地であることは認識していますが、その取得は財政上困難な状況です。この留保地の有効利用の第一歩として、暫定利用に供することにより、今後における具体的な利用計画の策定やその利用の促進を図る。	『普通財産貸付事務処理要領』第1部共通事務、第1基本方針、1新規貸付、(1)口』における「...貸付財産の貸付け又は交換が確実と込まれ、かつ、それまでの間、貸借を行うことが真にやむを得ない」と財務局長が認める場合に適用するものとする。」という条件を撤廃する。	基地返還財産のうち留保地に限定する。	貸付財産の買戻しについて現在の市の財政状況では確実とは言えない。	財務省	0700440		
1351	1351010	20	長野県上田市	20203	「上田 道と川の駅」特区	1	廣川敷地の譲与相手先の緩和			廣川敷地の譲与相手先について、法律で定められた都道府県以外に、商業・活用(維持保存)しようとする地方公共団体が関から直接譲与を受けることを可能とし、地域に密着した有効活用を図る。	・河川法第93条により廣川敷地の譲与相手先が都道府県と定められている事項について ・国有財産法第28条により、普通財産の譲与相手先が従前維持保全していた公共団体と定められている事項について	・廣川敷地の譲与相手先を都道府県のほかに地元市町村を含める ・普通財産の譲与相手先について、従前維持保全していた公共団体以外に用途禁止に伴いその権利目的が変更され、新たに維持保全(利活用)しようとする地方公共団体も対象とする。	河川法第93条、国有財産法第28条により廣川敷地(普通財産)は譲与されることと定められおり、地元住民及び市の意向に即した利活用ができない。	国土交通省 財務省	0700450 1204030		
1351	1351020	20	長野県上田市	20203	「上田 道と川の駅」特区	2	廣川手続期間の短縮			廣川手続後の管理期間を短縮するなど手続の簡略化を図る。また、部分的な廣川を可能とすることにより、早期に利活用できるようにする。	・河川法施行令第50条により廣川告示後の管理期間が10ヶ月と定められている事項について ・河川法施行令第7条により廣川告示後の下付期間が9ヶ月と定められている事項について	・廣川告示後の管理期間(10ヶ月)、下付期間(3ヶ月)を短縮する。また、部分的な廣川告示を可能とする。	河川法第91条、同法施行令第50条及び附則第7条により廣川告示しても議事までは一定期間を要し、直ちに利活用できない。	国土交通省	1204020		
1352	1352010	32	奈良市	32385	地域内複合輸送特区	1	道路運送法と貨物自動車運送事業法双方とも旅客貨物の輸送の容認			地域内の輸送機関を人や物に特化せず、効果的に地域福祉や利便性の確保、経済の活性化に活かしていくための	道路運送法第80条第1項、第21条第2号の運送の対象が旅客に限定されている事項について 貨物自動車運送事業法第2条の運送の対象が貨物に限定されている事項について	旅客と貨物両方を輸送することを容認する。	道路運送法に指定されており、公営で運行されている路線バスと町内に事業所や出張所を有する民間宅配業者に限定する。	道路運送法では旅客に、貨物自動車運送事業法では貨物に輸送が定められている。	国土交通省	1208180	
1353	1353010	1	北海道小樽市	1203	地域エネルギー特定供給推進特区	1	特定供給における「密接な関係」の定義の廃止			特定供給に関する許可の制限があるため、熱電供給事業の効率的な運用が妨げられている状況にあることから、	電気事業法第十七条第二項第一号において、特定供給の許可がなされる条件としての「電気を供給する事業を営むものが供給の相手方と通商産業省令で定める密接な関係に有すること」について	電気事業法第十七条第二項第一号の廃止(「密接な関係」の定義の廃止)	需要家側に選択権があることから、特に必要はない。	特定供給は電力供給の一形態であるにも関わらず、需要家を選択権があるべきであるのに、これが阻害されている。	経済産業省	1130010	
1354	1354010	15	新潟県	15000	中山間地域産業連携特区	1	地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和	10104	C-1	〇「地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和」に対する10月22日公表「構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答」で、農地の有する多面的機能維持を目的とした「市町村による農地取得」については、「市町村が農地保有合理化法人になることにより農業の用に供するための農地の権利取得は可能」とのことであるが、本県では県下全域で市町村以外の農地保有合理化法人が出来ていない。また、平成5年延長法により「農地保有合理化法人が同一市町村で合理化事業を行わないこと」と指導されていることから、現実的に不可能である。〇さらに、「農業の多面的機能維持」という観点から考えると長期保有も必要などから、中間保有による再配分機能という「農地保有合理化事業」の目的にそぐわない。〇以上のことから、規制の特例により市町村に農地の有する多面的機能保全を目的とした農地取得を認め、農地管理等で市町村の主体的な関与による治山治水・景観維持等、国土・環境保全での多面的機能の維持・向上を図る必要がある。	〇東頸城郡は、全国有数の産地であり、また急峻斜面にある農地の割合が高く、地すべり防止区域面積が県内でも最も広く、農業生産条件は県内中山間地域の中でも特に厳しい地域である。〇県内において過疎化・高齢化の進展が著しい地域であることに加え、不在地主の増加により、傾斜地を中心に耕作放棄地が増加しており、国土保全・環境保全の面から問題が顕在化している。〇現行農地法では、耕作放棄を想定していないため、耕作放棄地の増加を未然に防止することはできない。〇規制の特例により市町村に農地の有する多面的機能保全を目的とした農地取得を認め、農地管理等で市町村の主体的な関与による治山治水・景観維持等、国土・環境保全での多面的機能の維持・向上を図ることが必要不可欠であるから。	〇農地の多面的機能維持を追加。若しくは、公共・公共用概念の拡大する。	〇市町村の農地の保有については、市町村条例等により、以下のことを規定する。 ① 有識者や地域住民の参加による市町村農地保全計画の策定 ② 農地保全計画で保全すべき農地と指定した農地のみの保有に限定	〇農地法施行令第1条の6第1項第2号、及び農地法第7条第1項第2号における「公用・公共」用の概念では、保全そのものを目的としていないため、市町村が農業の多面的機能維持を目的とした農地取得が不可能である。	農林水産省	1000220	
1354	1354020	15	新潟県	15000	中山間地域産業連携特区	2	地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和	10104	C-1	〇「地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和」に対する10月22日公表「構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答」で、農地の有する多面的機能維持を目的とした「市町村による農地取得」については、「市町村が農地保有合理化法人になることにより農業の用に供するための農地の権利取得は可能」とのことであるが、本県では県下全域で市町村以外の農地保有合理化法人が出来ていない。また、平成5年延長法により「農地保有合理化法人が同一市町村で合理化事業を行わないこと」と指導されていることから、現実的に不可能である。〇さらに、「農業の多面的機能維持」という観点から考えると長期保有も必要などから、中間保有による再配分機能という「農地保有合理化事業」の目的にそぐわない。〇以上のことから、規制の特例により市町村に農地の有する多面的機能保全を目的とした農地取得を認め、農地管理等で市町村の主体的な関与による治山治水・景観維持等、国土・環境保全での多面的機能の維持・向上を図る必要がある。	〇東頸城郡は、全国有数の産地であり、また急峻斜面にある農地の割合が高く、地すべり防止区域面積が県内でも最も広く、農業生産条件は県内中山間地域の中でも特に厳しい地域である。〇県内において過疎化・高齢化の進展が著しい地域であることに加え、不在地主の増加により、傾斜地を中心に耕作放棄地が増加しており、国土保全・環境保全の面から問題が顕在化している。〇現行農地法では、耕作放棄を想定していないため、耕作放棄地の増加を未然に防止することはできない。〇規制の特例により市町村に農地の有する多面的機能保全を目的とした農地取得を認め、農地管理等で市町村の主体的な関与による治山治水・景観維持等、国土・環境保全での多面的機能の維持・向上を図ることが必要不可欠であるから。	〇農地の多面的機能維持を追加。若しくは、公共・公共用概念の拡大する。	〇市町村の農地の保有については、市町村条例等により、以下のことを規定する。 ① 有識者や地域住民の参加による市町村農地保全計画の策定 ② 農地保全計画で保全すべき農地と指定した農地のみの保有に限定	〇農地法施行令第1条の6第1項第2号、及び農地法第7条第1項第2号における「公用・公共」用の概念では、保全そのものを目的としていないため、市町村が農業の多面的機能維持を目的とした農地取得が不可能である。	農林水産省	1000230	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要項事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1355	1355010	15	新潟県	15000	中山間地域産業連携特区	1	森林組合が行うことができる事業の種類の拡大				森林組合が行うことができる事業の種類に制限があるために農業経営が難しいことから森林組合の事業の一つとして農業経営が可能になるよう要望する。	森林組合法第9条の2により組合員の委託を受けて行う森林の造業又は経営と定められている事項について	森林組合が自ら農業経営を行うことを容認する。		森林組合の事業の種類については、森林組合法第9条2項により、組合は、作業組で農作業の委託ができるが、組合自ら農業経営をすることはできないと定められている。	農林水産省	1003090
1356	1356010	13	東京都中央区	13102	商業振興特区	1	商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立基準の緩和				商店街振興組合法第6条により、商店街振興組合の設立は30人以上の事業者が結集することとされ、また、同法第20条により、振興組合連合会の組合員の出資口数は総額の25%を超えてはならないとされ、結果として、振興組合連合会を設立するために4以上の振興組合が必要となることから、	商店街振興組合法第6条による30人以上とされている事業者数及び同法20条による25%とされている出資口数	○商店街振興組合法第6条による事業者数を10人以上とする。 ○同法20条による出資口数は50%とする。	商店の数が多いものの全域が高度の商業地であり、細分化されている都心部に限定する。	商店街振興組合及び商店街振興組合連合会においては、その規模の要件が定められており、それにより、団体の組織化及び共同事業の展開が阻害されている。	経済産業省	1104090
1356	1356020	13	東京都中央区	13102	商業振興特区	3	中心市街地の指定要件の緩和				本区は、区内全域が高度な市街地となっているが、中心市街地整備改善活性化法における中心市街地の指定は、区市町村内の一地域に運用上限定められているため、同法における活性化対策事業を活用できない状況にあることから、	中心市街地整備改善活性化法第2条により、中心市街地は区市町村内の一地域とされていることについて	都心部の区市町村全域を中心市街地とすることを容認する。	特例の対象となる範囲を高度な集積を要する都心部のみ限定する。	中心市街地については、中心市街地整備改善活性化法第2条により定められているが、都心部の区市町村は全域が中心市街地の要件を満たしているにもかかわらず、一地域に限定されている。	経済産業省 国土交通省 総務省 農林水産省 警察庁 文部科学省 厚生労働省 内閣府	0100300 0400670 1000200 1103040 1203340 2000010
1356	1356030	13	東京都中央区	13102	商業振興特区	2	中小企業協同組合及び商店街振興組合の税制の特例				中小企業協同組合及び商店街振興組合の所得については、法人税法第9条により、すべて課税の対象となることから、	法人税法第9条の規定により、商店街が独自性のあるインフラ整備を行う際に、その原資として剰余金を積み立てたものにかかる課税	適用除外とする。	商店街が自主的に魅力を高めるためにインフラ整備を行う目的のために積み立てている剰余金に限定する。	商店街が独自性のあるインフラ整備をするには、短期で資金を調達することは困難であるが、剰余金について課税されるため、その有効活用が図れない状況にある。	財務省	
1357	1357010	11	新産市	11230	首都圏近郊緑地まちづくり特区	1	地方財政法第4条の5の適用除外地区としての指定による、開発協力金の徴収				埼玉県で唯一の首都圏近郊緑地特別保全地区及びその周辺の緑地や雑木林等を保全し、良好な街並みの形成、快適な居住空間の創出を図るため、現在ほみやのまちづくり基金を利用した緑地等の買取りを行っているが、買取りの確保が課題となっており、一定規模以上の開発行為を行う事業者から開発協力金を徴収して買取り原資とするにより、特別保全地区を守り、貴重な緑地等を保全し、良好なまちづくりを推進することが望ましいことから、	地方財政法第4条の5で禁止されている割当の寄付金等について、	「但し、首都圏近郊緑地特別保全地区に定められている地域を有する市町村で、構造改革特別区域の指定を受けた地域を除く。」等の除外規定を付けて、本年4月1日から施行する新都市開発法第9条の3及び同法第10条の3に定める一定規模以上の開発行為及び建築行為を行う事業者から、開発協力金を徴収することができるようにする。	地方財政法第4条の5に割当の寄付金等の禁止規定があるため、新都市開発法等の基準及び手続に関する条例によって特別に開発協力金を徴収することが不可能な状況にある。	財務省 総務省	0402020 0700590	
1358	1358010	11	新産市	11230	首都圏近郊緑地まちづくり特区	1	首都圏近郊整備地帯に適用されている農の有する用途地域の都市計画決定権限の市への付与				東京都との境界に位置する特異な本市において、良好な街並み形成を図るためには農内はもとより東京都とも連携した土地利用規制が必要である。また、深刻な経済不況の中、地域の活性化を図るため社会経済等の変化への柔軟かつ速やかな対応も必要である。これらの課題を解決するため、都市計画の調査・作成であり地域の実情を最もよく把握し、機動的な対応が可能である本市に、	都市計画法第15条の規定により、首都圏近郊整備地帯等に指定されている市町村等の用途地域は都道府県が定めることとされている事項について、	本市は適用除外とし、首都圏近郊整備地帯等以外の地域と同じく本市に用途地域の都市計画決定権限を付与していただきたく、現行都市計画法施行令を次のように改正していただきたい。 都市計画法施行令 (都道府県が定める都市計画)第9条 法第15条第1項第5号の広域的見地から決定すべき地域地区として定めるものは、次に掲げるものとする。 一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域の法第9条第1項第1号又は第2号の3に掲げる地域地区。ただし、法第8条の第1項第1号に掲げる地域地区について、省令で定める区域については、除くものとする。	都市計画法第15条の規定により首都圏近郊整備地帯の市町村については、用途地域の都市計画決定権限が都道府県にあることから、用途地域の変更については地域の実情や要望、経済社会の変化に合った機動的な対応ができない。	国土交通省	1203600	
1359	1359010	11	新産市	11230	公共料金支払口拡大特区	1	農人の徴収又は収納の委託に関する地方自治法施行令の緩和				農人の公金取扱いに制限があり、住民が市の徴収をいい込むことができる窓口及び時間帯が限られていることから、	地方自治法施行令第158条において定められている。地方公共団体が私人にその徴収又は収納事務を委託することができる農人の範囲について、	保育料等負担金及び介護保険料等保険料等、市の全額の徴収金に範囲を拡大する。	私人の公金取扱いについては、地方自治法第243条により、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収又は収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。」とされており、地方自治法施行令第158条に定められている使用料、手数料、賃借料及び貸付金の元金償還金に当たらず、特段の定めのない徴収料等負担金及び介護保険料等保険料は私人が取り扱えずにできないため、コンビニエンスストア等の収納ができない。	総務省	0400300	
1360	1360010	14	神奈川県	1401	国際航空産業特区	1	空港滑走路の進入表面の制限高さに関する規制緩和	12807	C-2		本地域は、都市再生緊急整備地域(H14.10.25政令公布)に指定され、都市計画の特例制度を活用した自由度の高い設計が可能となったが、羽田空港滑走路の進入表面の制限高さに関する規制があるため、費用対効果の高いホテルやビジネスセンターなどの国際交流拠点形成を阻んでいるが、具体的な内容が不明確なので再度提案を行う。	航空法第49条により、進入表面(進入表面の水平面に対するこう配が1/50)等の上に出る高さの建築物の設置の制限について	羽田空港日滑走路の川崎側は、ミストブローナーと呼ばれる着陸に失敗した時だけ飛行するルートが設定されているのみである。したがって、本地域は、通常の飛行ルートが設定されている他地域と同様の制限を設ける必要性がないので制限高さに関する規制を緩和する。	ICAOの国際基準である延長進入表面1/40の専用など	進入表面等の上に出る建築物については、航空法第49条により、高さ制限されているため設置できない。通常の飛行ルートが設定されていない地域も含めて、全国一律の規制を受けている。	国土交通省	1211010
1360	1360020	14	神奈川県	1401	国際航空産業特区	2	航空輸送を活用したSCMシステムの効率化のための規制緩和(保税倉庫等の保管期間の延長)	7322	D		グローバルにビジネスを展開する企業は、保有在庫の減少、納期短縮などを目的として事業展開を行っているが、様々な理由により、3ヶ月の保税倉庫期間を過ぎる場合も生じている。SCMシステムなどの新たな物流形態に対応した物流拠点を形成するためには、様々な手続的な面裏面が必要であるため、	保税法第43条の3により、外国貨物の保税倉庫期間が3ヶ月を超える場合は、税関長に申請し、その承認を受けなければならない規制について	保税・外国為替等審議会は、新たな物流形態に対応するための法整備として、非居住者が輸入申告等の関税手続きを行う場合に、保税においてその事務処理を行う者に係る規定を設けるほか、保税が終了するまでの運送に係る規定を整備することなどの取組(H14.12.13)を行い、新たな物流形態であるSCMシステムなどに活用されやすい環境づくりを進めている。これらの取組に踏み進め、物流の新しいビジネスモデルに対応するため、SCM貨物等の外国貨物の保税倉庫期間が3ヶ月を超える場合には、税関長に申請し承認を受けなければならない等の現行規制を緩和し、農入れ手続きを必要としない期間延長を可能とすることが必要である。	「保税法基本通達」43の3-3-6の税関長が取り扱うべき理由により必要があると思われるとの示唆として、SCM貨物を追加する。	保税倉庫等に外国貨物を3ヶ月を超えて設置しようとする場合には、農入れ承認を受けなければならない。ただし、税関長がやむを得ない理由により必要があることを認める場合を除く。	財務省	0700260
1360	1360030	14	神奈川県	1401	国際航空産業特区	3	投資法人の支払当換金算入要件の緩和				国際航空産業特区において、交通基盤や航空産業の集積などの整備をプロジェクトファイナンスの手法により事業化するため、SPCによる資金調達を容認する。	種別特別措置法施行令第39条の32の3第6項により、投資法人が、SPCの発行する優先出資証券を50%以上有していることとする要件について	投資法人の支払当換金算入要件から、資産流動化法上のSPCの発行する優先出資証券を除外する。	投資法人が、SPCの発行する優先出資証券を50%以上有しているが、当該事業年度における配当については、投資法人の帰属が認められず損益の額に算入できないことため、SPCによる柔軟な資金調達ができない。さらに、証券化市場にとっても、多様な柔軟な仕組みの構築が阻害されている。	財務省	0700600	
1360	1360040	14	神奈川県	1401	国際航空産業特区	4	工業再配置促進法の移転促進地域の指定解除	11231	E-1		工業再配置促進法は、移転促進地域において規制を設け工業立地の制限を行っていることは全くないことであるが、移転促進地域はいわゆる「工場進出地」として位置づけられており、実質的には規制と同等の効果をもたらしている。	工業再配置促進法施行令第1条別表第11において、「首都圏整備法施行令第2条に規定されている地域」が移転促進地域とされている事項について	京浜臨海部全域を移転促進地域から除外する。	工業再配置促進法第1条別表第11において、京浜臨海部が移転促進地域と定められており、立地企業の操業意欲の減退や新規立地意向への悪影響が生じている	経済産業省	1110080	
1361	1361010	14	神奈川県	1403	先端型エコ産業創出特区	1	リサイクルビジネスにおける処分業の許可の特例措置				特定の産業廃棄物を集めた一定の製品を作り続けるのではなく、多様な廃棄物を扱ってリサイクル素材の用途開発・商品製造を行う「エコデザイン工場」事業の展開に当り、処分業の許可制度は行政手続コストがかかることと、産業物の種類や処分方法を特定する必要がある現行制度は、産業物の種類や処理(再生)方法を追加する毎に業種許可を受けなければならないとして、ビジネスの効率的な展開の障害となるため、	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の4で、処理業の許可申請にあり、産業廃棄物の種類と処分方法を特定する規定(様式第10号)となっており、同規則第10条の9で、その変更があった場合は、変更申請が必要となることについて	一定条件のリサイクルビジネスモデルについては、再生処理業者という類型を設けて、一般廃棄物・産業廃棄物の区別なく、廃棄物にあり、産業廃棄物の種類と処分方法を特定する規定(様式第10号)となっており、同規則第10条の9で、その変更があった場合は、変更申請が必要となることについて	リサイクルビジネスモデルの範囲につき一定の条件を定め、この条件に合致する事業者については特例措置を講じる代わりに、リサイクルビジネスの排出物の発生を抑制し、リサイクルによる削減効果を生み出すこととを協定等を通じて、情報開示義務や再考の調査などを可能とする。	この法は廃棄物の処理を目的とした法体系となっているため、再生品の製造・販売を目的とした原料として廃棄物を多量に取り扱うリサイクルビジネスの成立を阻害していることであるが、「エコデザイン工場」はデザインによる付加価値や再生商品の効果的な販売方法など様々なノウハウを有している事業者が、再生商品の開発を行うことで多様な廃棄物を同時に対象とすることで、その変動を吸収するものである。しかし、現行制度の9条の4の許可及び同法第10条の9の業種許可が廃棄物の種類や処分方法の特定を前提としこの種のビジネスを想定していないため、ビジネスの障害となる。	環境省	1300320

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1361	1361020	14	神奈川県	1403	先進的エコ産業創出特区	2	リサイクルビジネスにおける処理施設の設置許可の特例措置				特定の産業廃棄物を集めて一定の製品を作り続けるのではなく、多様な廃棄物を扱ってリサイクル素材の用途開発・商品製造を行う「エコデザイン工場」事業の展開に当り、処分施設の使用許可は行政手続きコストがかかることと、廃棄物の種類を特定する必要がある現行制度は、廃棄物の種類を追加する毎に変更許可を受ける必要が生じて、ビジネスの効率的な展開の障害となるため。	産業物の処理及び清掃に関する法律第15条で、施設の使用申請に当たり、産業廃棄物の種類を特定する規定となっており、同法第15条の2の4で、産業廃棄物の種類の変更があった場合は、変更申請が必要となることについて。	一定条件のリサイクルビジネスモデルについては、再生処理施設という規定を設けて、一般廃棄物・産業廃棄物の区別なく、産業物の種類を特定しないことで、換えるようにする。さらに、再生利用認定制度と同様に再生利用の特例による施設の設置許可から除外(法第15条の4の2第2項)する。	提案事項番号「01」と同じ	提案事項番号「01」と同じ(但し「規則第10条の4」とあるのは「法第15条」と、「第10条の9」とあるのは「第15条の2の4」と読み替える)	環境省	1300330
1361	1361030	14	神奈川県	1403	先進的エコ産業創出特区	3	再生利用認定制度の対象品目の拡大	13160	A	リサイクルを目的とする場合の特例措置として、再生利用認定制度の対象品目の拡大が認められたが、産業物の品目に注目した特例では、認定する事業である「エコデザイン工場」は適用できないため。	特定の産業廃棄物を集めて一定の製品を作り続けるのではなく、多様な廃棄物を扱ってリサイクル素材の用途開発・商品製造を行う「エコデザイン工場」事業の展開に当り、廃棄物の品目による認定とされている現行の再生利用認定制度は、適用できないため。	産業物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の2で、再生利用にかからず、産業廃棄物の種類・品目について認定とされる(具体的には平成8年12月26日厚生省告示第259号)こととされていることについて。	一定条件のリサイクルビジネスモデルについては、産業廃棄物の種類・品目による定めではなく、再生処理をするように注目を、一般廃棄物・産業廃棄物の区別なく、産業物の種類・品目の特定をせずに、再生利用にかからずの特例を可能とする。	提案事項番号「01」と同じ	提案事項番号「01」と同じ(但し「規則第10条の4」による許可及び「規則第12条の12の2」による再生利用認定制度」と読み替える)	環境省	1300530
1361	1361040	14	神奈川県	1403	先進的エコ産業創出特区	4	リサイクルビジネスにおける再生品の原料として使う産業廃棄物の運搬の特例措置				産業物はリサイクル目的であっても、廃棄物の運搬を業として行うことができる者しか運搬できないため、多様な廃棄物を扱ってリサイクル素材の用途開発・商品製造を行う「エコデザイン工場」が、原料として廃棄物を使用する際に、少量で生活環境の保全上支障を生じない廃棄物は宅配便に、保全上支障を生じるものは一般貨物運送業者等に、保全上支障を生じない大量のものは一般貨物運送業者等に、運送する廃棄物の性質や量によって合理的な送付手段を選択することができます。効率的な事業展開の障害となるため。	産業物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第1号で、産業廃棄物の運搬にあつては、産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者に委託すること、とされていることについて	一定条件のリサイクルビジネスモデルについては、その事業者が再生品の原料として、多様な廃棄物の運搬を業として行うことができる者(再生品の原料として、生活環境の保全上支障の恐れのないものである)に限定することなく、生活環境の保全上支障の恐れのないものである。その廃棄物の性質や量に応じて、宅配便や一般貨物自動車運送事業者等による運送を認める。	提案事項番号「01」と同じ。また、特区外からの運搬に関しては、標準宅配運送契約(平成24年11月11日付運輸省告示第578号)及び標準貨物運送契約(同告示第578号)で、運搬物には品名や重量、最終目的地の所在地を返り状や運送状に記すこととされており、特区内の特定の再生処理業者者に運ばれるため、不適切な処分がなされる恐れはないと思われる。しかし「3」運送業者とは運送費のみの支払契約と再生処理の支払は別途に「特区」内再生処理業者との支払契約とする。また、特区外からの運送業者へ運ばれた運送状は5年間保管すること、等の代替措置をとる。	産業物の排出量・時期は変動し、且その事がリサイクルビジネスの成立を困難にしているところであるが、「エコデザイン工場」はデザインにより付加価値や再生商品の効果的な販売方法など様々なノウハウを有している事業者が、再生商品の開発を行うことで、多様な廃棄物を同時に対象とすることで、その変動を吸収しやすくなるものとする。また、再生品の原料として使用する廃棄物が少量で生活環境の保全上支障を生じないものであるにもかかわらず宅配便の利用ができないこと、その廃棄物の性質や量に応じた合理的な運送方法の選択ができず、ビジネスの障害となる。	環境省	1300340
1361	1361050	14	神奈川県	1403	先進的エコ産業創出特区	5	リサイクルビジネスにおける産業廃棄物の再生の委託基準の緩和				廃棄物における委託契約は通常の形態であるが、多様な廃棄物を扱ってリサイクル素材の用途開発・商品製造を行う「エコデザイン工場」が、原料として廃棄物を使用する際に、過大な委託契約が含まれる等の懸念があり、ビジネスとしての経済合理性の観点から緩和するため。	産業物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第3号で、委託契約事項として再生の方法を記すことが義務づけられていること。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4の2で、委託業務終了時の委託者への報告が義務づけられていることについて。	一定条件のリサイクルビジネスモデルについては、その再生事業者が再生委託を行う場合、委託契約事項として、再生の方法及び委託業務終了時の委託者への報告の義務づけは適用除外とする。なお、一般の廃棄物で言う「加工・委託者(再生業者が加工(再生))した製品を販売するものではなく、委託者に納入する場合)」については、再生の方法はあらかじめ決められているので、この場合は除外。	提案事項番号「01」と同じ	多様な廃棄物を扱いスポーツ的な再生委託も行う「エコデザイン工場」では、機動的に再生商品の開発を行うため、試作等に応じては、再生の方法が定められない場合があり、産業物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第3号による委託契約時に再生の方法を記すことができない。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4の2の委託業務終了時の委託者への報告の義務づけは、マニファストと同様の制度だが、再生利用認定制度と同様に解除しても問題が生じないと考えられる。以上を踏まえ、法の目的に照らして必要以上の契約事項については義務づけられることは、ビジネス展開上は経済合理性を阻害している。	環境省	1300650
1361	1361060	14	神奈川県	1403	先進的エコ産業創出特区	6	車両検査の簡略化	12306	D	自動車NOx・PM法に不適合な自動車のエンジンを適合エンジンに置き換えた場合、当該適合エンジンが形式指定を取得しているものであれば、一台一台検査を行うことなく当該エンジンの性能により自動車NOx・PM法の適合を判断しているという回答をいただいているところであるが、置き換えに際して自動車NOx・PM法に不適合な自動車の届出を簡略化し、迅速に対応できるようにする。	中古自動車をエコカーや最新適合車に改造してリユースする「リファブ・ピュニャ事業」の取組に当り、自動車NOx・PM法など排ガス規制に不適合な自動車を、適合する自動車に置き換え改造を行った場合の適合自動車の届出を簡略化し、迅速に対応できるようにする。	自動車交通局長通知「改造自動車等の取扱いについて」の「4. 届出」により、原動機の置き換えにおける改造の届出において、動力伝達装置の強度検査が不要と定められていることについて。	フルセット取替とされる、原動機と動力伝達装置のセット交換であれば、動力伝達装置の強度検査が省略できることとする。(ここでいう、フルセットとは自動車運送会社が発行する型式指定取得した時の原動機と駆動軸の一体をいう)		強度検査の提出の趣旨は、原動機が取替えられた事によりその出力が大きくなった時に、駆動軸の強度は十分かを審査するものであると見られる。しかし、自動車運送会社が型式指定取得した状態の原動機と駆動軸の組み合わせであり、強度はほぼ同等な事から、改めての強度検査は必要と見えない。	国土交通省	1208250
1361	1361070	14	神奈川県	1403	先進的エコ産業創出特区	7	工業再配置促進法の移転促進地域の指定解除	11231	E-1	工業再配置促進法は、移転促進地域において規制を設け工業立地の創出を行っていることと全くないことであるが、移転促進地域は「工場用地」出土地域」として位置づけられており、実質的には規制と同等の効果をもたらしている。	京浜臨海部における工場立地についての消極的なイメージの払拭や、工場跡地を新産業集積の用地として活用促進し、この地域の産業集積や雇用の拡大を図るため。	工業再配置促進法施行令第1条別表第1において、「首都圏整備法施行令第2条に規定されている地域」が移転促進地域とされている事項について	京浜臨海部全域を移転促進地域から除外する。	工業再配置促進法第1条別表第1において、京浜臨海部が移転促進地域と定められており、立地企業の操業意欲の減退や新規立地意向への悪影響が生じている	経済産業省	1110080	
1362	1362010	14	神奈川県	1404	新エネルギー普及モデル特区	1	石油化学コンビナート事業所における研究施設等実験設備の規制緩和				石油化学コンビナート事業所における実験設備の変更工事について、高圧ガス保安法第14条第1項により、製造のための施設等の変更について、都道府県知事の許可を要する定められているものについて、高圧ガス保安法第14条第2項により、軽微な変更工事について、届出を要する定められているものについて	構造改革特区において、都道府県知事が高圧ガスの保安上支障がないと認められた研究施設等の実験設備の変更工事について、許可を要するものも届出なし、届出を要するものは届出を不要とする。	実験設備の変更は小規模工事と対応しているが、高圧ガス保安法では製造プラントを対象とした大規模工事と同じ基準で許可しているため、実験設備の変更する場合、事業者は許可取得のために多大な負担を負っている。	経済産業省	1150040		
1362	1362020	14	神奈川県	1404	新エネルギー普及モデル特区	2	工業再配置促進法の移転促進地域の指定解除	11231	E-1	工業再配置促進法は、移転促進地域において規制を設け工業立地の創出を行っていることと全くないことであるが、移転促進地域は「工場用地」出土地域」として位置づけられており、実質的には規制と同等の効果をもたらしている。	京浜臨海部における工場立地についての消極的なイメージの払拭や、工場跡地を新産業集積の用地として活用促進し、この地域の産業集積や雇用の拡大を図るため	工業再配置促進法施行令第1条別表第1において、「首都圏整備法施行令第2条に規定されている地域」が移転促進地域とされている事項について	京浜臨海部全域を移転促進地域から除外する。	工業再配置促進法第1条別表第1において、京浜臨海部が移転促進地域と定められており、立地企業の操業意欲の減退や新規立地意向への悪影響が生じている	経済産業省	1110080	
1363	1363010	6	酒田市	6204	産業用無人ヘリ運用推進特区	1	電波法における産業ラジコン用の使用周波数の増設				現行で運用可能な産業用無人ヘリの周波数が4波しかないため、地域ごとに稼働している無人ヘリの近隣地域での周波数混雑による墜落事故が危惧され、その運用が制限されている。このため、産業用無人ヘリの使用可能周波数を増設することにより、作業効率的な運用と迅速化、墜落事故の防止を図ることを目的とする。	「電波法施行規則第6条第1項第2号」及び「昭和32年郵政省告示第708号」に定められている産業ラジコン用の使用周波数について	4波とされている産業ラジコン用無線電波を増設する。	酒田市における事前協議制	現状では、「電波法施行規則第6条第1項第2号」及び「昭和32年郵政省告示第708号」に定める無線局により、産業用無線電波が4波と制限されている。	総務省	0405080
1364	1364010	6	酒田市	6204	観光農園設置推進特区	2	観光農園設置推進に関する都市計画法、農振法との緩和				都市住民の観光・余暇活動を充実させる施設の充実のため、また、収益性の高い観光農園の増加による地域活性化のため、都市計画法、農振法それぞれが定める規制を緩和し、観光農園の設置を促進する。	都市計画法第34条第1項第4号の農林漁業施設、農林水産物の処理施設等のための建築物等、農振法施行規則第1条の耕作又は養蚕の業務のために必要な農業用施設	都市計画法左記第4号の農業用施設の該当施設、農振法施行規則第1条の農業用施設の該当施設、それぞれ観光農園施設を特例とし、観光農園の設置を推進する。	酒田市への事前協議制	市街化調整区域内における開発許可の拡大として農業用施設に該当施設に観光農園施設が該当しないため観光農園が開発できない。	農林水産省 国土交通省	1000680 1200140
1365	1365010	6	酒田市	6204	冬の観光振興のためのマイクロバス運行特区	3	一般旅客自動車運送業以外の観光客への観光施設送迎の緩和				観光客に対する利便性と経営効率のため、ホテルなどの宿泊客に対して、早朝に際してホテルなどの所有するマイクロバスを都内市特定観光施設を巡回できるようにすること。	道路運送法第4条並びに第80条において一般旅客自動車運送事業で事業が営まれていることから	本市への観光客の増加を目的とした「オプションのミニツアー」を企画しております。白鳥の飛来地日本一の麓上川スワンパークから、早朝(6:30~7:00)に飛び立つ白鳥の姿は、酒田市景として是非取り扱いたいが、都合や他の地域では見られない、冬の酒田の観光の切り札とも思われます。大型の白鳥が連日飛び立つ光景、朝霞の中での数千羽の白鳥などを、観察または撮影付する早朝ミニツアーを想定しています。方法としては、酒田市内のマイクロバスを観光客の乗降を、市内所有のマイクロバスが巡回し、麓上川スワンパークに行き、観察し、地りもマイクロバスを降り下車していただくもの、運行するホテルは持ち帰り、ツアー参加者からは、人権及びプライバシー程度の費用(金額未定)負担をお願いしようと考えております。	一般旅客自動車運送業の許可がない運送が禁止されているため。	国土交通省	1208170	
1366	1366010	47	石垣市	47207	観光特区	1	観光ビザ発給要件の緩和	5350	C-1	別紙資料3.4にあるとおり、チャーターの運航やクルーズ船による入城観光客などのデータから、ノービザ制度導入における観光産業の活性化、収入の増進的な増大が見込まれる。特区として実現したい。また、不法残留、不法就労、刑法犯検挙件数等を理由として挙げているが、別紙資料1.2のとおり、現在「査証相互免除協定」である、マレーシアやペルーと数値的に比較して困難であると考えにくい。	台湾を限定とした、短期滞在の際に必要なビザ取得の免除。	出入国管理及び難民認定法第6条第1項の「日本国領事官等の査証を必要としない」要件の拡充。	査証相互免除協定の拡充(台湾を限定して)	石垣市行政区域内の観光を限定とする。	本国から台湾への入国は、ビザの取得が免除されているが台湾からの入国に関してはビザ取得が必要となっている。	外務省	0600140

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代償措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1367	1367010	13	江東区	13108	臨海部における未来型幼・小・中一貫スクールの構想	1	「義務教育修業年限と学習内容の弾力化」				現在、義務教育修業年限と学習内容に関する制限があるために、子どもの発達段階や個性に応じた継続的な教育ができない状況にあるため。	学校教育法第1条において学校の範囲が定められている事項について、同法第19の7条、教育基本法第4条において規定されている義務教育修業年限の事項について、同法第28・40条および同法施行規則第2・3章において規定されている設置基準について、学校教育法施行規則第28・54条において規定されている学習内容の範囲について	幼・小・中一貫校を設置する。6・3制を変更する。校長の配置や任用、教育課程の編成・学習内容を学習指導要領によらないことを容認する。	特例の対象となる範囲を臨海部のみとする。	学校の範囲が学校教育法第1条において、小学校・中学校と定められており、幼・小・中一貫校は設置できない義務教育修業年限は、学校教育法第19・37条、教育基本法第4条において、小学校6年間、中学校3年間と規定されており、変更できない。教育課程の編成・学習内容を学習指導要領によらないこと、学校教育法第28・40条および同法施行規則第2・3章において規定されているため、教員配置等の弾力化ができない。小・中学校の学習内容は、学校教育法施行規則第25・54条において学習指導要領による規定されているため、弾力化できない。	文部科学省	
1368	1368010	13	東京都世田谷区	13112	地域通貨(エコマネー)事業展開	1	「前払い式証券の規制等に関する法律」による、保証金の供託義務等に関する規制の撤廃又は緩和。				地域通貨の中には、現金と引き換えに地域通貨を発行するケースがある。これは、地域通貨を現金で購入し、後にその地域通貨を商品、サービスの購入に充てることができることから、地域通貨が前払い証券に該当することが問題となる。「前払い式証券の規制等に関する法律」の中でも、特に同法13条の発行者に対する未使用残高の2分の1以上の発行供託金の供託義務が問題となる。現在の運営者は、とりあえずの措置として、第2条(定義)「発行の日から数日で定める一定の期間内に限り使用できるものを除く」に着目して有効期限を6ヶ月以内とすることで同法の適用を免れる対応を取っている状況の改善が必要である。	「前払い式証券の規制等に関する法律」第13条1項による保証金の供託義務等の規制について。	「前払い式証券の規制等に関する法律」の、地域通貨の発行者に対する適用に際し、地域通貨を現金で購入し、後に商品やサービスの購入を行なう場合でも、前払い式証券の保証金の供託義務を撤廃又は緩和を行う。	前払式証券の規制等に関する法律第13条1項により、地域通貨発行者は発行保証金の供託義務を行わなければならない。	金融庁		
1368	1368020	13	東京都世田谷区	13112	地域通貨(エコマネー)事業展開	2	「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」における預り金に関する規制の撤廃又は緩和。				地域通貨の中には発行時に、対価を受け取り、また、未使用分を換金するケースがある。これは、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」第2条1項に抵触する可能性があり、同法による規制の撤廃又は緩和が必要である。	「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の第2条1項による、未使用分を換金できる形態の地域通貨を発行できるよう「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の規制の撤廃又は緩和を行う。	銀行以外の者でも、地域通貨の発行時に対価を受け取り、また、未使用分を換金できる形態の地域通貨を発行できるよう「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の第2条1項に抵触する可能性がある。	地域通貨の発行時に対価を受け取り、また、未使用分を換金できるようにした場合、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の第2条1項に抵触する可能性がある。	金融庁 法務省	0500890	
1368	1368030	13	東京都世田谷区	13112	地域通貨(エコマネー)事業展開	3	「銀行法」における銀行が行なえる業務あるいは付随業務に関する規制の撤廃又は緩和。				銀行の業務は「銀行法」で定められているところ、地域通貨関連業務が同法10条2項の銀行が行なえる業務あるいは付随業務に該当するが問題となる。	「銀行法」の第10条2項により、銀行が営むことができる業務あるいは付随する業務の範囲として、明確化することについて。	銀行が地域通貨関連業務が銀行が行なえる業務あるいは付随業務に該当することを明確にする。	銀行法第10条2項により、地域通貨が銀行の業務あるいは付随業務にあたりないと判断された場合、銀行が地域通貨の発行を行なえない可能性がある。	金融庁		
1368	1368040	13	東京都世田谷区	13112	地域通貨(エコマネー)事業展開	4	銀行が地域通貨を預金として受け入れる場合、見合い分の保険料や準備金の積み立ての撤廃又は緩和。				銀行が預金等を受け入れる場合には、その預金額を算定基準とした保険料や準備金を積み立てなければならないことから、地域通貨を預金等として受け入れる場合には、見合い分の保険料や準備金の積み立ての撤廃又は緩和が必要である。	「預金保険法」による保険料、「準備金制度に関する法律」による準備金の積み立てについて。	銀行が地域通貨を預金として受け入れる場合には、見合い分の保険料や準備金の積み立てを不要とする。	銀行が地域通貨を預金として受け入れた場合、それに見合う保険料や準備金を積み立てなければならない可能性がある。	金融庁 財務省		
1368	1368050	13	東京都世田谷区	13112	地域通貨(エコマネー)事業展開	5	「無線設備規則」における構内無線局でのリーダーの周波数ホッピングの容認				「無線設備規則」において周波数ホッピングが認められていない構内無線局でのリーダーの周波数ホッピングの容認	構内無線局の無線設備として掲げる条件として、周波数ホッピングが認められていない点について。	RFIDには特性のばらつきがある。現在は特定小電力のみが必要とされている周波数ホッピングを出力201mW〜300mWの構内無線局のリーダーにも適用させる。これにより読み取り性能が上がる。	特性のばらつきがあるRFIDに対するリーダー側の周波数ホッピングができないため、読み取り性能が低い。	総務省	0405090	
1368	1368060	13	東京都世田谷区	13112	地域通貨(エコマネー)事業展開	6	「電波法施行規則」における構内無線局でのリーダーの移動制限の緩和				「電波法施行規則」における構内無線局において構内でのリーダーの移動制限について(現状ではピンポイントでの設置を求められている)。	「電波法施行規則」での構内無線局において構内でのリーダーの移動制限について(現状ではピンポイントでの設置を求められている)。	「電波法施行規則」において構内無線局の構内一度設置したリーダーを移動できるように規制の範囲を拡大する。	「電波法施行規則」において構内無線局の構内でのリーダー設置には詳細な位置の申請が必要であり、商店街の小売店等への設置促進拡大の弊害になる。	総務省	0405100	
1368	1368070	13	東京都世田谷区	13112	地域通貨(エコマネー)事業展開	7	「無線設備規則」におけるリーダーに関するアンテナ利得制限の緩和				特定小電力のリーダーは最大送信距離が150m程度と短く、大量の移動体のチップの読み取りには限界があるため、最大送信距離を伸ばして使い勝手を向上させる必要がある。	「無線設備規則」では送信空中線は、その絶対利得が二〇デシベル以下であることにより、経費削減による設置場所の拡充が可能とし、市民の利便性の向上を図る。	電波法における特定小電力のリーダーアンテナ利得制限を緩和すること。	現状では周波数申請が無用で使い勝手のよい特定小電力のリーダーだが、最大送信距離が150m程度と短く、大量の移動体チップの読み取りには限界がある。	総務省	0405110	
1369	1369010	13	三鷹市	1324	情報技術活用(活力創出)特区	1	ファックス及び電子メールを利用した再診への保険適用	8214-002	E-2	リアルタイムでの適切な診療の確保、医療保険財政の効率的な運用の観点から適当でないことであるが、ファックスや電子メールでの相談・指導等は、通院に要する患者の負担を軽減し、医療保険財政の効率的な運用にもつながると考えられる。	ファックス及び電子メールによる遠隔医療(相談・指導等)を健康保険の対象とすることにより、在宅医療の充実を図る。	厚生労働省通達等において、電話やテレビ画像等を利用した再診は保険適用の対象となっているが、ファックスまたは電子メールによるものは含まないことについて。	ファックス及び電子メールによる再診を保険適用の対象とする。	厚生労働省通達等において、ファックスまたは電子メールによる再診が保険適用の対象外であったため、付を適用した遠隔医療の普及による在宅医療の充実を阻害している。	厚生労働省		
1369	1369020	13	三鷹市	1324	情報技術活用(活力創出)特区	2	本庁舎以外で行っている市民課窓口業務のうち戸籍謄抄本の交付事務の民営委託化及び交付時間の規制緩和	5400	E-2	本庁舎以外で行っている市民課窓口業務(市政窓口)を民間委託化することにより、経費削減による設置場所の拡充が可能とし、市民の利便性の向上を図る。	戸籍法、通達等により、戸籍の謄抄本の交付は市職員あるいは市政職員など市の身分を有する者でなければ交付できないことについて	民間事業者を「経由機関」として指定できるような規制緩和を求める。	個人情報保護のための条例制定等	戸籍謄抄本の交付については、すべて行政処分という解釈であり市職員の身分を有する者が直接交付する以外は、郵送しか認められていない。	法務省	55558	
1370	1370010	13	三鷹市	1323	教育改革・知的創造特区	1	学校設置主体の要件の緩和(株式会社等による学校経営等)	8002	C-1	企業であっても出資により学校法人を設立することで対応可能とのことであるが、提案は学校法人以外の者による学校設置を求めるものである。	学校教育法第2条において、学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみがこれを設置することができることと定められている事項について	株式会社等が学校設置者となることができるようにする。	大学の設置主体が国、地方自治体、学校法人に限定されているため、新規参入が難しく、競争原理が十分に働かない。また、円滑な資金調達、学校経営の柔軟性・機動性の確保が図れない。	文部科学省			
1370	1370020	13	三鷹市	1323	教育改革・知的創造特区	2	株式会社等が大学院を設置する場合の校地校舎について				株式会社等が大学院を設置する場合の校地・校舎について	校地・校舎を自己所有するケースが困難な場合、借入を認めることとする。	校地・校舎には厳しい自己所有要件があり、新規の参入を著しく困難にしている。	文部科学省			
1370	1370030	13	三鷹市	1323	教育改革・知的創造特区	3	大学が大学院を設置する場合に、一部の教員と大学院の教員との業務を容認	8424	B	一定の要件のもとで設置基準と業務を認める方向で検討と回答されているが、本提案では具体的に、専任教員について学部を基礎とする大学院と同様、業務を認めることを求めている。	連合を構成する大学の一部の学部を「基礎とする学部」とみなし、専任教員について、学部を基礎とする大学院と同様に業務を認めるものとしてたい。	複数の大学の連合によるメリットは、構成大学のそれぞれが持つ優れた能力を互いに補完し、より優れた教育・研究成果を求めることであり、構成大学との業務が認められなければ優秀な人材の確保が困難になる。	独立大学院は専任教員としての業務が認められていない。	文部科学省			
1370	1370040	13	三鷹市	1323	教育改革・知的創造特区	4	教育課程の弾力化(小・中・高等学校)	8032	A	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)案では、文部科学大臣の認定を要件としていること、取り組み期間に協議が必要となること、点において、文部科学大臣への届出で足りることとする。	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)案中、文部科学大臣の認定を要件としていること、取り組み期間に協議が必要となること、点において、文部科学大臣への届出で足りることとする。	文部科学大臣の認定を届出にする。	所管省庁の案において、認定制度と協議が規定されており自治体の自主性が尊重されていない。	文部科学省			

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(分類コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1371	1371010	13	三鷹市	1323	まちづくり環境共生特区	1	市町村への宝くじ発行の許可	4450	E-2	従来型の財政措置に当たるとのことであるが、宝くじの発行は環境のための事業であり、地方自治体の自主性の尊重、権限委譲の問題である。	地球温暖化防止対策や環境負荷低減に向けた市民・事業者の取り組みを支援するため、環境基金を創設し宝くじの収益金を活用する。	当せん金付証券法第4条において、都道府県及び政令指定都市は、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる定められている事項について	発売できる地方自治体の要件を撤廃し、全ての自治体が発売できることとする。		宝くじの発売を、地方公共団体の中でも都道府県及び政令指定都市にのみ限定することの合理的根拠が不明である。	総務省	0402080
1371	1371020	13	三鷹市	1323	まちづくり環境共生特区	2	都道府県の有する都市計画権限の市町村への移譲	12509	C-1	平成12年の法改正において、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を市町村が都道府県に申出ることができるよう措置したとあるが、要望は用途地域の決定権を市町村に移譲することにより、地域特性に適切に対応した良好な市街地の形成を図る。	自治の観点からも当然に市が有する権利であると考えられる用途地域の決定権を市町村に移譲することにより、地域特性に適切に対応した良好な市街地の形成を図る。	三大都市圏においては、用途地域の決定権が都道府県にあることについて	用途地域の決定権が都道府県にある三大都市圏の規制を撤廃し、市が独自に用途地域の決定を行えるようにする。		市に用途地域の決定権がないため、地域特性にまちづくりの政策をふまえた、きめこまかな土地利用の誘導を図りにくい。	国土交通省	1203610
1371	1371030	13	三鷹市	1323	まちづくり環境共生特区	3	指定統計調査と市独自調査の同時実施の容認			指定統計調査と市独自の統計調査を同時に実施できるよう要件を緩和することにより、調査回答率の向上、調査全体に係る経費削減を図る。	指定統計調査と同時に市独自調査を実施することについて	指定統計調査と同時に市独自調査を実施することを容認する。		指定統計調査と市独自調査の重複実施が認められていない。	総務省	0400080	
1371	1371040	13	三鷹市	1323	まちづくり環境共生特区	4	指定統計調査の実施方法の要件緩和(株式会社等への委託の容認)			指定統計調査における調査員業務を株式会社等に委託できるよう要件を緩和することにより、調査経費の削減、企業の事業機会の拡大を図る。	政府が行う指定統計調査に関する事務のうち、統計調査員を置くこととしている調査について	指定統計調査について、統計調査員を置かず、市町村が株式会社等に業務を委託できるようにする。	個人情報保護法上の防止については、罰則規定のある条項の適用を図るとともに、契約締結時に必要な措置を講ずる。	指定統計調査は、大半が統計調査員を置き調査を実施することを規定しており、調査実施における事務的な負担が大きくなっている。	総務省	0400090	
1372	1372010	13	品川区	13109	小中一貫校	1	学校教育法等の教育課程等の緩和、教育職員免許法の緩和、学校教育法に定める職員配置の弾力的運用			教育課程、学校運営等において9年間一貫した小中一貫校を区内に複数校開設するため	学校教育法、同法施行令に定める教科・教育課程の制限および教育職員免許法に定める相当免許の制限について、学校教育法に定める職員配置について	新教科の設置、学習指導要領にない教育課程の編成ができるようにするとともに、中学校の免許を有する者が小学校の相当する教科を、小学校免許を有する者が中学校の教科を指導できるようにする。小中一貫校について校長を一人とする。		小学校、中学校ごとに、教科や教育課程が定められている。また、相当免許の定めがある。教育機関の職員の配置の定めがある。	文部科学省		
1373	1373010	11	埼玉県春日部市	11214	安全で親しまれる都市公園管理運営特区	1	都市公園法及び同法施行令において占用許可を与える物の制限の緩和			民間企業等の広告物を都市公園内に設置することで地域経済の活性化を図り、占用料を徴収することにより、公園の維持・補修費に充てる。	都市公園法第67条、同法施行令第12条において、占用許可を与える物の制限	民間企業等の広告物を都市公園内に設置できるようにし、占用料を徴収できるようにする。	なし	都市公園法第67条及び同法施行令第12条に占用許可が可能なものを定めており、民間企業の広告物について占用許可ができない。	国土交通省	1203240	
1374	1374010	11	埼玉県春日部市	11214	市長加型行政運営特区	1	地方公務員法における臨時的任用職員の任用期間の拡大			一定の経験と知識等を要する職種への臨時的任用職員の任用期間を、従来の任期により拡大し、業務的経費の増大を招かず、市民サービスの質の向上を図る。併せて、地域内雇用を拡大し、地域の経済活性化を図る。	地方公務員法第22条において「臨時的任用職員の任用期間を6か月を超えない範囲」と定められている制限について	臨時的任用職員の任用期間の制限を緩和し、一定の経験と知識を要する職種等について首長の裁量で任用期間の拡大を図る。		昭和36年7月11日自治乙公発25通知のうち「定数外職員の定数化について算定の引に臨時的に任用された職員が常勤の職員と同一の勤務形態になるような事態を防止する」とある。さらに、地方公務員法第22条に「臨時的任用職員の任用期間は6か月を超えない範囲」と定められており、一定の経験と知識を要する職種に従事させることが困難である。そのため、窓口業務等の目的業務についても、正式採用職員の配置が必要であり、業務的経費の増大を招いている。	総務省	0401070	
1375	1375010	12	千葉県柏市	1208	都市型農業活性化促進特区	1	農業生産法人が直接市民農園の開設者となるための規制の緩和	10101	C-1	市民農園を開設できる者は、農地を所有している者及び地方公共団体又は農地合理化法人から借り受けた場合に限られ、農地を持たない農業生産法人は開設できるまでに緩和されていない	耕作放棄地の解消のため、農地を借り受けた農業生産法人が市民農園の開設を行うため	市民農園整備促進法及び特定農地貸付法における市民農園開設者の制限について	当該要件を緩和し、農業生産法人にも開設の権利を与える	民間等の参加が規制されている	農林水産省 国土交通省	1000920 1203180	
1375	1375020	12	千葉県柏市	1208	都市型農業活性化促進特区	2	農地集団化に関する権利移動の制限の緩和	10101	C-1	農地の集団化は農業生産法人が事業展開していく上で必須の条件となる	要件を満たしていない離農者等もあり、現実的に土地交換が進まない現状にあるため	農地法に基づく農業者についての要件を満たしていない者について	農地の集団化を図るためには農地法の要件を満たさなくても土地交換が可能にする	権利移動が農業従事者に限定されている	農林水産省	1000340	
1375	1375030	12	千葉県柏市	1208	都市型農業活性化促進特区	3	多角的事業展開を可能とするための農用地の定義の緩和	10101	C-1	農業農用地内の施設設置が可能なように農用地の定義を緩和するもの	集客性の高い都市型農業展開を図るため、農産農用地であっても一部レジャー施設・駐車場等の設置が可能なようにするもの	農用地の定義に掲げられている事項以外の都市型農業の展開に必要な施設設置について	農用地における多角的な事業に供する施設設置を認める	農用地の土地利用が限定されている	農林水産省	1000740	
1375	1375040	12	千葉県柏市	1208	都市型農業活性化促進特区	4	河川区域内における工作物の設置に関する許可基準の緩和	12408	D	河川区域内に常設の施設が設置可能となる許可要件の緩和	集客性の高い都市型農業展開を図るうえで必要となるレストハウスや販売場などの施設が設置可能となるようにするもの	河川区域内の建築物設置について	河川法に基づく河川区域内の工作物の設置等について要件を緩和する	現行の建築物についての設置許可基準では農業施設(農具格納庫等)に限定されている	国土交通省	1204090	
1376	1376010	26	丹波町	26403	丹波ワイン産業振興特区	1	水田農業経営確立補助金の支給年度の延長・確定		5	水田農業経営確立補助金の支給年度を延長・確定	休耕田所有者等が、休耕田に葡萄を付付けしたときから7年間確定的に、水田農業経営確立補助金が支払われること。	特区内で生産されるワインの原材料を生産する目的で自己の休耕田において葡萄を付付けした者。	休耕田所有者等が、休耕田に葡萄を付付けしたときから7年間確定的に、水田農業経営確立補助金が支払われること。		ワイン原材料用の葡萄生産には概ね7年の期間を要し現行では安心して葡萄の付付けを行うことができない。	農林水産省	1002020
1376	1376020	26	丹波町	26403	丹波ワイン産業振興特区	2	農業生産法人に関する規制の緩和		5	農業生産法人に関する規制の緩和	ワイン生産法人の農地取得を可能にする。	特区内に本店または主たる事務所及びワイン製造所を設置する法人。	ワイン生産法人が直接農地を取得し、これに葡萄を付付けし、特区内の雇用需要にこたえる。	現状ではワイン生産法人は直接農地を取得できず、葡萄付付けに関して雇用需要にこたえられない。	農林水産省	1000100	
1376	1376030	26	丹波町	26403	丹波ワイン産業振興特区	3	水田農業経営確立補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律の適用除外		5	水田農業経営確立補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律の適用除外	作付けから7年間補助金に關する所得税の免除	特区内において生産されるワインの原材料に供せられる葡萄を自己の休耕田において付付けを開始した者。	作付けから7年間補助金に關する所得税の免除		現状では安心してワイン原材料に供する葡萄を生産できないため。	財務省	0700610
1376	1376040	26	丹波町	26403	丹波ワイン産業振興特区	4	特区内で生産されるワインに関する酒税の非課税措置		5	特区内で生産されるワインに関する酒税の非課税措置	酒税法6条の4に類する非課税措置条項の設置	特区内で製造され且つ販売されるワイン	酒税につき、非課税措置をし、特区を訪れる観光客に、安価にワインを提供し、販売数を拡大する。もって、特区を訪れる観光客を増加させる。	現行では特区で購入するメリットがなく、観光客を招致する動機づけにならない。	財務省	0700620	
1376	1376050	26	丹波町	26403	丹波ワイン産業振興特区	5	特区内で製造販売されるワインに関する消費税の非課税措置		5	特区内で製造販売されるワインに関する消費税の非課税措置	特区内で製造販売されるワイン	04に同じ。		特区を訪れる観光客にとってメリットがない。	財務省	0700630	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード	
1376	1376060	26	丹波町	26403	丹波ワイン産業復興特区	6	特区内で製造販売されるワインに関して地方税の新設		5		特区内で製造販売されるワインに関して市町村たばこ税類似の地方税を新設する。	特区内で製造販売されるワイン	特区内で製造販売されるワインについて、消費税率の50%以内で、市町村たばこ税類似の町税を新設し、町財政に寄与し、もって利益を町民に還元する。		現状では直接町に利益をもたらさない。	総務省 財務省	0403300	
1376	1376070	26	丹波町	26403	丹波ワイン産業復興特区	7	酒類販売業開設要件の緩和		5		特区内で製造されたワインを販売するに当たり、容易に販売業が開設できるように酒類販売業開設要件を緩和する。もって、小規模店舗等の営業を容易にし町民の経営に寄与する。	特区内に居住する者もしくは本店が存在する企業で、特区内で製造されたワインを販売する個人、法人。	酒税法9条ないし21条で、酒類販売に関する免許制を届出制にし、届出制のものも可能なものは廃止する。		特区内で製造されたワインの販売のみの販売業の開設には要件が厳しすぎる。	財務省	0700120	
1376	1376080	26	丹波町	26403	丹波ワイン産業復興特区	8	出入国管理種別認定法7条1項2号の基準を定める省令中「技能」についての経歴要件の緩和		5		特区内でワインを製造販売するに当たり、いわゆるブレンダーやソムリエを招聘する必要があるが、これは単に経験年数のみではかたはできない。したがって経歴等に紹介された記事等に着目することなどの要件を加え、経歴要件を5年に短縮する。	特区で招聘するワイン製造販売にかかるブレンダー及びソムリエと呼ばれる外国人技能者。	出入国管理及び難民認定法第7条1項2号の基準を定める省令中「技能」の経歴要件「10年」を「5年」に短縮する。	経歴要件に審判であることを加える	10年の経歴が必ずしも優秀なソムリエ等とはいえず、経歴が短くても優秀なソムリエ等を招聘することができない。	法務省	0500490	
1377	1377010	34	広島市	34100	土地開発公社所有地有効活用特区	1	土地開発公社の業務範囲の拡大				地方公共団体の依頼により土地開発公社が先行取得した土地は、長期の賃貸が行えないこととされているが、厳しい財政状況下では直ちに市が買収することは困難であり、土地開発公社による長期の賃貸が行えない場合、広島の都市再生の切り札となる民間プロジェクトを実施できない状況にあることから、	公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号により、「土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。」とされている土地開発公社の業務の範囲について、	土地開発公社が所有したまま、長期の賃貸ができるようにする。	<p>土地開発公社は、当該土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うことにより、当該土地の有効活用を図るものとする。</p> <p>土地開発公社は、当該土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うことにより、当該土地の有効活用を図るものとする。</p> <p>土地開発公社は、当該土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うことにより、当該土地の有効活用を図るものとする。</p> <p>土地開発公社は、当該土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うことにより、当該土地の有効活用を図るものとする。</p>	公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号に基づき、地方公共団体からの依頼により、土地開発公社が先行取得した土地については、公社の業務範囲が「土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。」と定められており、運用上、長期の賃貸ができないこととされている。	総務省	0400640	
1378	1378010	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	1	税優遇措置				(1)法人税の軽減 ①法人の課税所得から、50%を10年間控除。 ②機械・装置15%、建物8%の投資税額控除を適用。 ③普通徴収に併せ、特別徴収も可能とする。(償還限度額を機械及び装置は100分の50、工場用建物等を100分の25とする。) ④内閣府が地域内の法人に対し、出資等を行った場合において、取得価格の100分の40の繰上算入を認める。 (2)登録免許税等の不動産取得にかかる税金の免除 不動産登記に係る登録免許税等の免除。 (3)地方税減税分の実質的な補填措置 地方税の減免分について、実質的な補填措置を創設。 (4)特別措置法の制定 経済特区に係る特別措置法を制定。	(1)租税特別措置法第59条及び第43条の3 (2)登録免許税法第2条、第9条、及び租税特別措置法第78条の3及び4	(1)租税特別措置法第59条の特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除の事例に基づき、経済特区に係る法を定めた。新たな対象として加える。 (2)租税特別措置法第43条の3の特定中核的民間施設等の特別控除の事例に基づき、経済特区に係る法を定め、新たな対象として加える。 (3)登録免許税法第2条、第9条及び租税特別措置法第78条の3及び4の非課税・免税・軽減等の特別措置の事例に基づき、経済特区に係る法を定め、新たな特別措置として加える。	不要	企業が進出する上で、土地代や建設費のほか、建設時等に税負担も多く、新分野への事業進出には大きなリスクを伴うなど、企業の進出意欲を失わせている状況にある。	財務省 総務省	0402030 0700640	
1378	1378020	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	2	日本政策投資銀行による特区関連事業に対する出融資制度の創設				今まで、財政面から施設整備事業に参入できなかった民間事業者が、事業に進出することが可能となる。	民間事業者が行う公共施設を含む民間施設整備について、日本政策投資銀行による出融資制度(低利・無利子)を新たに創設する。	日本政策投資銀行法、同施行令、同施行規則 日本電信電話株式会社の株式売却収入の活用による社会資本整備の促進に関する特別措置法、同施行令、同施行規則	日本電信電話株式会社の株式売却収入の活用による社会資本整備の促進に関する特別措置法第1条の2に定める対象事業に、民間の特定施設及び公共施設を含む民間施設の整備を新たな事業として加える。	不要	日本政策投資銀行の無利子融資制度は、第三セクターの特定施設整備に限られている。	財務省	0700520
1378	1378030	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	3	民間都市開発推進機構による無利子・低利子融資制度の創設及び拡充				今まで、財政面から施設整備事業に参入できなかった民間事業者が、事業に進出することが可能となる。	(1)民間事業者が行う公共施設等を含む民間施設の整備について、民間都市開発推進機構の無利子融資制度を創設する。 (2)民間事業者が行う公共施設等を含む民間施設の整備について、民間都市開発推進機構の低利子融資の対象事業費20%以上を6%以上に拡充する。(上記(1)無利子以外の事業について)	民間都市開発の推進に関する特別措置法、同施行令、同施行規則	民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条における公共施設等について、民間都市開発推進機構の融資対象事業の要件を、対象施設整備費が総事業費の20%以上となっているものを、5%以上とする。	不要	民間都市開発推進機構の無利子融資制度は、民間事業者による公共施設の整備に限られている。	財務省 国土交通省	1203330
1378	1378040	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	4	特許取得の推進のための特許料、審査請求料の軽減、減免	11002	E-2	ベンチャー企業をはじめ資金力の乏しい研究開発者による研究の促進を図る必要から要望する。	特許法における特許料等の免除	特許法第107条の特許料及び第195条の手数料について	現行の減免の規定に関わらず、一定期間免除する。	不要	特許権の設定から25年まで特許料を負担することから、研究開発のための軽減が必要となっている。	経済産業省 特許庁	1140120	
1378	1378050	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	5	国立大学教員等の週40時間勤務に縛られない短時間勤務制の容認	4402	C-1	①企業等への技術移転は、大学教員にとって重要な業務と考える ②資力が乏しいベンチャー企業にとって教員等の業務に要する給与の負担は大きい ③1週間あたり勤務時間の短縮であれば企業への影響も少なく、技術移転を促進するため短時間勤務制の導入を図るべきと考える。 以上のような理由から要望する。	①大学等の研究機関やベンチャー企業等が担っている最先端分野の研究開発を促進するため ②資力の豊富なベンチャー企業等への技術移転を促進するため、教員等の勤務時間の短縮により、ベンチャー企業等への業務を容易にする 経済的な負担の軽減を図る。	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第5条の1週間当たり40時間と定められていることについて	大学の教育に影響のない範囲で、40時間を下る短時間の特別を設ける。	不要	1週間40時間の勤務時間の制約があり、取締役会などの活動が勤務時間外になるなど制約が生じる。	総務省 【人曹院】 文部科学省	2001000 400050	
1378	1378060	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	6	知的財産権を信託した場合の信託受益権の有価証券化	3020	C-2	全国で実施する方向で検討されるが、モデル的に先行実施を要望する。	著作権等を信託した場合の信託受益権を有価証券化する。	証券取引法第2条の有価証券の定めについて	有価証券として新たに追加する。	不要	知的財産権を使って資金調達ができないため、別途、資金調達が必要となっている。	金融庁		
1378	1378070	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	7	第二種電気通信事業者に対する事業の制限の緩和				第一種免許取得にかかる負担をなくし、伝送路を借受け、低料金で電気通信事業を展開することが可能となる。	電気通信事業法第6条3項の第二種電気通信事業者の定めについて	第二種電気通信事業者が、第一種電気通信事業者免許を取らなくても、空いた伝送路を借受け、自ら電気通信サービスの提供ができる特例を設ける。	不要	第一種電気通信事業者から回線提供を受けてサービスを提供しているため、自由な事業ができない。	総務省	0405120	
1378	1378080	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	8	実用無線局の開設要件の緩和	4601-001	B		手続の簡素化、迅速化や負担の軽減を図ることにより、携帯電話端末等のフィールド実験が促進される。	電波法第4条の免許を必要とすることについて	実用無線局については、一定の条件のもと、届け出制の短期間の免許の創設を行う。	不要	短期間でも総務大臣の免許が必要であり、負担が大きい。	総務省	0405130	
1378	1378090	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	9	銀行による株式保有の制限の緩和	3600	D		優良な企業に対する直接投資が拡大され、企業の資金調達方法が拡充されることとなる。	独占禁止法第11条における株式の保有制限について	銀行による他会社の株式保有の制限は撤廃する。	不要	銀行は、他会社の株式を総株式の5%を超えて保有できないため、優良企業への投資が制限されている。	金融庁 総務省(公取委)	0406010	
1378	1378100	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	10	保険会社による株式保有の制限の緩和	3601	D		優良な企業に対する直接投資が拡大され、企業の資金調達方法が拡充されることとなる。	独占禁止法第11条における株式の保有制限について	保険会社による他会社の株式保有の制限は撤廃する。	不要	保険会社は、他会社の株式を総株式の10%を超えて保有できないため、優良企業への投資が制限されている。	金融庁 総務省(公取委)	0406010	
1378	1378110	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	11	特許の出願手続きの簡素化				簡素化し、研究成果を公表する時間を短縮することにより、バイオ/IT/ITなどのような開発スピードが早い先端分野における研究開発を促進させる。	特許法第36条及び特許法施行規則第24条による明細書の定めについて	生命科学分野の特許の説明は、図面などによる説明が多くなる製造業関係の特許と異なり、化学式等による説明が生じるため、簡便な形式内訳を記載した論文の代用の特許出願に必要な説明要件を満たすことを条件に認めることにより、特許手続きの迅速化を図る。	不要	明細書等添付書類は形式が細かく規定され、特許を取得するにも時間がかかるため、研究成果の普及・公表が遅れる状況にある。	経済産業省 特許庁	1140030	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード	
1378	1378120	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	12	株式会社設立に関する最低資本金額の引き下げ	5001	C-1	経済産業省での新事業創出促進法の改正案の中で検討されているとしているが、改正法では確認株式会社という新しい概念の法人であり十分であるため、モデル的に先行実施を要望する。	ベンチャー企業などの創業時の負担を軽減する。	商法第168条の4の資本の額の下限について	最低資本金の額を大幅に引き下げる。	不要	資金を多く持たないベンチャー企業の設立に障壁となっている。	法務省	0500170	
1378	1378130	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	13	研究開発に係る助成金の支給時期の前倒し				資金力の脆弱なベンチャー企業等の研究開発の促進を図る。	経済産業省の「戦略的産業技術実用化開発補助」制度の支給方法について	一定の概算額を前払いする支給方法を導入する。	不要	助成金は、原則、年度末の査定まであるため資金力が脆弱なベンチャー企業等は、高度な部材を調達する際に、多額な資金調達を必要としている。	経済産業省	1140070	
1379	1379010	13	東京都	13000	国際港湾特区	1	通関・検疫の24時間・365日化	7305-1	A	税関・検疫(厚労省)については、「構造改革特別区域法・構造改革特区推進のためのプログラム」に盛り込まれた事項にて対応可能。しかしながら、検疫(農水省)については、手当ての時期が未だ明確となっていない。	背後に大消費地を抱え、リーファー(冷蔵)が全取コンテナの割増を占める。東京湾の特長に鑑み、引取りを急ぐ荷主のニーズに応えるため、税関・検疫一体となった取り組みが切に望まれる。	検疫(農水省)においても、税関の執務時間延長措置(執務時間:平日8:30~17:00)における一定の時間帯(平日夜間:17:00~21:00、土日休日:8:30~17:00)に職員を配置)に対応する形で、体制の整備を行う。		時間外の体制整備が十分でないことから、リードタイムが長期化し、引取りを急ぐ荷主のニーズに十分に届いていない。	農林水産省	1002043		
1379	1379020	13	東京都	13000	国際港湾特区	2	保税地域搬入前の通関処理の実施	7343	D	東京都としては、海上貨物において準入港の「搬入即時輸入許可制度」を一步進、現在航空貨物においてのみ認められている「到着即時輸入許可制度」と同様の措置を求めたものである。搬入申請は原則として貨物を保税地域に搬入した後に行う必要があることは承知しているが、本入港でも、検査を要しない、リスクの低い貨物については、航空同様の対応が可能と考えている。	平成13年7月に閣議決定された「新総合物流施策大綱」では、「平成17年度までに輸入コンテナ貨物について、入港から貨物がコンテナヤードに出ることが可能となるまでに必要な時間を2日程度にすることを目標とする」とされ、平成14年1月の交通審議会の答申でも、「スーパー中核港湾において、アジアの主要港を凌ぐコスト・サービスを実現することを目標し、リードタイムは、現状3~4日を1日程度まで短縮させる」ことが目標となっている。搬入入港から保税地域への搬入までの約3時間短縮しているが(財務省関税局調べ)、当該制度の活用により短縮が可能となる。	輸入申告は、原則保税地域に搬入した後に行うとしている。		輸入申告を原則として、「その申告に係る貨物を保税地域に搬入した後に必要となるものとする」とされており、許可を受けることが出来ることとする。	輸入申告は原則として、「その申告に係る貨物を保税地域に搬入した後に必要となるものとする」とされており、許可を受けることが出来ることとする。	保税地域に搬入した後に必要となるものとする。平成14年11月の交通審議会の答申でも、「スーパー中核港湾において、アジアの主要港を凌ぐコスト・サービスを実現することを目標し、リードタイムは、現状3~4日を1日程度まで短縮させる。」ことが目標となっている。	財務省	0700180
1379	1379030	13	東京都	13000	国際港湾特区	3	強制水先が必要な船舶の見直し	12203	C-1	実証認定制度(強制水先の対象船舶であっても、当該強制区を年に一定回数以上航海した実証を持つ船長が日本船舶又は日本の法人が備出した船舶(期間備出を除く。))を運行する場合に限り、水先人を乗船させることが免除される。))の創設当時は、日本船舶の船舶が国内において主として航行しているが、現在日本船舶に十分な知識を有する日本人船長が乗船する外国籍船舶(便宜乗船)を期間備出して運航することが主流となっている。そもそも、水先法は1949年に制定されたものであり、今日に至るまで船舶機能、航行技術、船務管理システムが著しい進歩を遂げている実情に鑑み、船舶社・外社を問わず、強制水先が必要な船舶の見直しを求めたものである。その際、実証について、水先法の「当該港または、当該水域において国土交通省令で定める一定回数以上航行に従事したと認められる」という条件設定に関し、現行の4回をより厳格にする等により緩和を図ることが可能ではないか。仮にこうした提案に応じられなかった場合であっても、日本の法人が備出する期間備出が除外されているため、大半の定期コンテナ船が当該制度の対象とならないという実情から、「(期間備出を除く。))」の規定を削除すべきである。その一方で、現在見直しを行っている水先料金の早期改定を求める。	我が国の港湾コストはアジアの主要港に比べて依然として高い水準にある。例えば、平成13年においてコンテナ取扱量の最も多い東京湾の港湾料金は、40フィートコンテナ1個当たりで比較すると、同年世界第三位であった釜山港の約1.6倍となっている。(国土交通省調べ)国土交通省の交通審議会の答申でも、港湾コストを現状より約三割低減させることが目標として掲げられていること。仮にこうした提案に応じられなかった場合であっても、日本の法人が備出する期間備出が除外されているため、大半の定期コンテナ船が当該制度の対象とならないという実情から、「(期間備出を除く。))」の規定を削除すべきである。その一方で、現在見直しを行っている水先料金の早期改定を求める。	本制度の対象が日本船舶又は日本の法人が備出した船舶(期間備出を除く。))に限定されている。	実証認定制度(強制水先の対象船舶であっても、当該強制区を年に一定回数以上航海した実証を持つ船長が日本船舶又は日本の法人が備出した船舶(期間備出を除く。))を運行する場合に限り、水先人を乗船させることが免除される。))の創設当時は、日本船舶の船舶が国内において主として航行しているが、現在日本船舶に十分な知識を有する日本人船長が乗船する外国籍船舶(便宜乗船)を期間備出して運航することが主流となっている。そもそも、水先法は1949年に制定されたものであり、今日に至るまで船舶機能、航行技術、船務管理システムが著しい進歩を遂げている実情に鑑み、船舶社・外社を問わず、強制水先が必要な船舶の見直しを求めたものである。その際、実証について、水先法の「当該港または、当該水域において国土交通省令で定める一定回数以上航行に従事したと認められる」という条件設定に関し、現行の4回をより厳格にする等により緩和を図ることが可能ではないか。仮にこうした提案に応じられなかった場合であっても、日本の法人が備出する期間備出が除外されているため、大半の定期コンテナ船が当該制度の対象とならないという実情から、「(期間備出を除く。))」の規定を削除すべきである。その一方で、現在見直しを行っている水先料金の早期改定を求める。	我が国の港湾コストはアジアの主要港に比べて依然として高い水準にある。例えば、平成13年においてコンテナ取扱量の最も多い東京湾の港湾料金は、40フィートコンテナ1個当たりで比較すると、同年世界第三位であった釜山港の約1.6倍となっている。(国土交通省調べ)国土交通省の交通審議会の答申でも、港湾コストを現状より約三割低減させることが目標として掲げられていること。	国土交通省	1209060		
1379	1379050	13	東京都	13000	国際港湾特区	4	カボタージュ(国内輸送の白国運送業者へ留保)に係る規制の緩和	12205	C-1	国土交通省では、近隣アジア主要港の近年の躍進によって相対的な地位が低下している我が国のコンテナ港湾の国際競争力を重点的に強化するため、「スーパー中核港湾」の指定を行っているが、この構想を更に効果的にするためには、東京湾を結ぶ、「通」的役割を有する貨物に際して規制緩和を行うことが重要とも考えている。この結果、東京と国内各地間のフリーゲート輸送が活発に行われ、日本の港全体の活性化に資する。さらに、今回の措置は、保税船に比べて到着・離港を伴った積替り効果も見込まれ、これはモーダルシフトの推進にも資するものである。今回の都の提案が困難であるとした場合であっても、現に、一部外船社に対し、「通」的役割を有する貨物について、限定的に規制を解除している以上、他の外船社にも同様の措置を講ずることが可能ではないか。	当該案もコスト面からの提案である。スーパー中核港湾の構想において、トータルコストの三割削減を達成するためには、前述の三割削減を講じる一方で、貨物取扱量を増加させ、規模の経済による費用減を講じていくことが不可欠である。そのためには、今後ロールオン・オフの積替りも視野に入れ、取り組みが肝要となる。当該案の実施により、追加輸送コストなど外船船から外船への積み替えが行われることとなるが、これには新たな陸上輸送を代替する効果が見込まれ、この結果、取扱量の増加が期待できる。	船舶法3条により、「日本船舶でなければ、日本の各港の間において貨物又は旅客の運送を行うことではない」とされている。	日本の港湾の活性化・国際競争力強化の起爆剤として、東京湾を結ぶ国際コンテナ貨物について限定的に当該規制を解除する。具体的には、以下の貨物について特許による特例措置を設ける。① 外国からの通関船荷証券を有する貨物であり、外国から輸送されるもの(輸入の場合) ② 外国への通関船荷証券を有する貨物であり、船荷証券記載の日本の積込港から輸送され、東京湾で積み替えられて外国に輸送されるため、当該積込港から東京湾まで輸送されるもの(輸出の場合)		我が国の港湾コストはアジアの主要港に比べて依然として高い水準にある。例えば、平成13年においてコンテナ取扱量の最も多い東京湾の港湾料金は、40フィートコンテナ1個当たりで比較すると、同年世界第三位であった釜山港の約1.6倍となっている。(国土交通省調べ)国土交通省の交通審議会の答申でも、港湾コストを現状より約三割低減させることが目標として掲げられていること。	国土交通省	1209040	
1380	1380010	3	釜石市	3211	完成自動車物流効率化特区	1	特殊車両許可制度(高さ)の緩和				特殊車両(キャリアカー)の高さ制限により、完成自動車輸送の際、7台積めるところが6台に抑えるなどの無駄が生じていることから、	車両制限令第3条において3.8mとされている高さ制限について、	4.1mまで上限を引き上げる。	完成自動車の積揚げ・積出しに係る特殊車両(キャリアカー)運行経路に限定する。	特殊車両(キャリアカー)の高さ制限については、車両制限令第3条において3.8mとされており、完成自動車輸送の効率化を図ることが出来ない。	国土交通省 警察庁	0100130 1205130	
1381	1381010	3	釜石市	3211	夜間入出港自由化特区	2	夜間入出港制限の緩和				大型船舶の夜間入出港制限があるため、24時間・365日荷役体制が本来もつ機能を最大限発揮することができないことから、	港則法第6条の夜間入出港制限について、	特区に限り制限を無くし、夜間入出港を自由化する。	24時間・365日荷役体制が敷かれている港湾に限定する。	大型船舶の夜間入出港については、港則法第6条によって原則禁止されているため、24時間・365日荷役体制の機能を最大限発揮することができない。	国土交通省	1214020	
1382	1382020	3	釜石市	3211	循環資源等集積特区	3	マニフェスト制度の緩和				マニフェスト制度の仕組みより、産業廃棄物を海運により一括大量輸送することが容易でないことから、	廃棄物処理法第12条の3において規定されているマニフェストの流れについて、	港湾地域における産業廃棄物の用に供する積替・保管施設を通過する産業廃棄物を2回マニフェスト扱いとする。	特例の対象を港湾地域における積替・保管施設に限定する。	産業廃棄物を海運により一括大量輸送する際、廃棄物処理法第12条の3によってマニフェストの管理に膨大な時間・労力を費やすため、容易にこれを行うことが出来ない。	環境省	1300660	
1383	1383010	3	釜石市	3211	エネルギー産業集積特区	4	即電力供給入札制度の緩和				即電力供給において、一般電気事業者、即電力事業者即供給事業者の全てが行う火力発電について実施されている入札制度を緩和する。	火力発電	火力発電入札制度を緩和し、相対的取引を可能とされた。		入札制度によって、事業者の積極的な新規電源開発が進まず、電力の需要に対する迅速な供給体制の確立が出来ない。	経済産業省	1130130	
1384	1384010	17	石川島羽咋市	17207	自然共生特区	1	海岸法による占用許可等に係る権限移譲				千里浜海岸を公園として事業を推進するにあたり、海岸保全区域における工作物の新築及び使用に関する行為を管理者に協議し許可を受けなければならず、効率的に事業の推進ができない。	海岸法第7条(海岸保全区域の占用) 海岸法第8条(海岸保全区域における行為の制限) 海岸法第10条第2項(許可の特例) 海岸法第11条(占用料) における権限及び権利を移譲。	海岸法による海岸保全区域内における工作物の新築や区域内の使用については、海岸管理者に許可を受けなければならないが、市町村又は一部事務組合の判断し出来るように特例事項を設ける。	海岸法に抵触する行為については、海岸管理者の許可を必要とし、その行為毎に許可を受ける。	国土交通省	1204210		
1384	1384020	17	石川島羽咋市	17207	自然共生特区	2	海岸法による占用を受けた区域内に道路交通法を適用させ、規制の権限を移譲				道路交通法による規制は、公安委員会の権限であり、手続を簡素化し、迅速に対応するため、	道路交通法第4条(公安委員会の交通規制)における規制の権限を公園事業者が柔軟に対応するために移譲する。			県の公安委員会が規制している。	警察庁 農林水産省 国土交通省	0100140 1004690 1204230	
1384	1384030	17	石川島羽咋市	17207	自然共生特区	3	自然公園法による公園事業の手続き及び行為の緩和				現行自然公園法では公園事業まで時間を要し、遅やかな事業実施及び料金を徴収する行為は関係機関の協議等が必要となる。公園事業を自治体が計画及び実施しているが、手続等の簡素化並びに環境保全の目的のための料金徴収を促すため、	自然公園法による公園利用計画及び公園事業計画は、自然公園法の適用を受け、協議等で時間を有し、事業化へは時間を要する。又、行為についても制限がある。	自然公園法による公園利用計画及び事業計画において、手続きを簡略化すると共に、行為の制限を自治体等の判断によるものとする。	自然公園法による公園事業は、利用計画・事業計画の策定等の手続きに時間を要し、行為の制限もある。	環境省	1300030		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代償措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1385	1385010	1	陸別町	1648	畜産業振興特区	6	畜産生産建築物への建築基準法(単体規定)適用除外			畜産生産建築物への建築基準法(単体規定)の適用除外により、経済的かつ合理的な畜産建築物で生産性の高度化を図りたい。	建築基準法の単体規定	適用除外とし、現存する建築物を検証し実証建設等により農業分野による新基準の設定を図る。	農業行政による新基準の設定に至る間、提案3町又は10誘致行政内とする。	告示第474号による緩和基準があるが、構造的な安全性に余裕がある。	国土交通省	1206220	
1386	1386010	17	輪島市	17204	輪島港マリン特区	1	公有水面埋立に係る用途変更手続きの簡素化及び埋立背後地の無償譲与			近年の厳しい経済情勢や変化の激しい社会情勢を考慮すると、当初の埋立土地利用計画にとらわれずに臨機応変に利用計画を変更して土地利用を図ることにより、弾力的に海洋観光産業等を誘致し、地域経済を活性化したい。また、埋立背後地の無償譲与により、厳しい経済情勢下においてマリンタウンに遷出する企業へ廉価な土地を提供することが可能となり、地域経済活性化の促進につながる。	公有水面埋立法第29条において、埋立地の用途と異なる利用については都道府県知事の許可、大臣の認可を受けることとなっていることについて。さらに、公有水面埋立法第27条において、埋立地に関する処分についても都道府県知事の許可、大臣の認可を受けることとなっていることについて。また、公有水面の埋立により不要に帰した国有地が国有財産法施行令第5条第1項第4号の引継不適当財産とされ、埋立免許権者が処分を行うものとされていることについて。	市のような地方公共団体が実施している場合は、この用途変更許可手続きを簡素化するが、もしくは許可権限を市へ全面委譲する。さらに、埋立地の処分許可についても同様にする。また、公有水面の埋立により不要に帰した国有地(埋立背後地)を地方分権推進に基づいた法定外公共物に係る国有財産の譲与の対象とする。	市町村が事業主体のときに限定	公有水面埋立法第29条において、埋立地の用途と異なる利用については都道府県知事の許可、大臣の認可を受けることになっており、変化の激しい経済情勢、社会情勢に臨機応変に対応できない。また、公有水面埋立法第27条において、埋立地に関する処分についても都道府県知事の許可、大臣の認可を受けることになっており、これも同様である。さらに、公有水面の埋立により不要に帰した国有地すなわち埋立背後地が国有財産法施行令第5条第1項第4号の引継不適当財産とされ、埋立免許権者が処分を行うものとされており、埋立権者に無償譲与できない。このため、埋立地へ遷出する企業に廉価な土地を提供することのひつぎの妨げとなっている。	国土交通省	1210050	
1387	1387010	17	輪島市	17204	海洋レジャー(スクーバダイビング)関連	2	ダイビング用圧縮機について海外生産国の安全基準を日本でも認めるとともに、人工呼吸器使用時の純酸素使用を医師免許がなくても可能にする			石川輪島島におけるスクーバダイビングを活用した観光施策の推進及び普及のため。	ダイビング用空気圧縮機については、その生産の殆どが外国製であり、生産国において厳しい品質検査を受けているにも関わらず、高圧ガス保安法では、更に日本でも検査を受けることを義務付けられていることから、その購入に際し非常に高額の負担を強いられる。また、医療法により、人工呼吸器の使用には緊急時であっても医師免許が必要とされているため、該事業者の観点からも、人命保護の観点に大きな制約がある。	海外生産国で義務付けられている品質検査の安全基準を日本でも認めることとする。また、緊急時においては、一定の知識と技術を持った資格認定があれば、医師免許がなくても純酸素の使用を許可する。		ダイビング用空気圧縮機について、海外生産国において厳しい品質検査を受けているにも関わらず、高圧ガス保安法では、更に日本でも検査を受けることを義務付けられていること。また、その購入に際し非常に高額の負担を強いられる。また、医療法により、人工呼吸器の使用には緊急時であっても医師免許が必要とされているため、該事業者の観点からも、人命保護の観点に大きな制約がある。	経済産業省 厚生労働省	1150160	
1388	1388010	17	輪島市	17204	高齢者通院移送関係	3	社会福祉法人等の所有する送迎車両を活用した移送サービスの提供			時間的・金銭的に通院が難しい高齢者等の利便を図るため。	社会福祉法人等の所有するリフト自動車はいわゆる白ナンバーであり、要介護老人等の医療機関等への移送については、運送業法で営業が禁止されている。また、医療法・社会福祉法上、移送サービスを位置づけることも必要と思われる。	いわゆる白ナンバーであっても、高齢者移送サービスのための営業を容認し、医療法・社会福祉法上の必要な整備を行う。		輪島市の平成14年4月現在の高齢化率は28.6%と高く、あと1、2年で30%超えを想定される。これに対し介護を必要とする高齢者比率は国及び県平均と比べても非常に低い。輪島市の面積は約269平方キロメートルで人口は約2万7千人と少なく、居住地域も各地域に点在し移動が不便な地域を多く抱える。高齢者は市の中心1ヶ所あるのみで、片道通院で2千円やそれ以上を要する地域での居住者も多く通院が家計を圧迫している現状がある。	国土交通省	1208060	
1389	1389010	14	箱根町	14382	児童福祉施設最低基準と幼稚園設置基準の統合・一本化	1	児童福祉施設最低基準と幼稚園設置基準の統合・一本化			幼稚園と保育園のそれぞれにクラス担任が1名を置くこととなっているが、合築施設においては、両施設の両年齢の児童を混合保育を実施し1名の幼稚園教諭・保育士を両施設に配置する者が保育(教育)にあたるため。	児童福祉施設最低基準第33条における園児数に対する職員配置と幼稚園設置基準第3条及び第5条に規定されているそれぞれの職員配置事項について	両年齢の幼稚園児と保育園児と一緒に、幼稚園教諭・保育士保育士の両資格を有する者が保育(教育)を行なう混合保育を実施する。	幼稚園と保育園のそれぞれにクラス担任を1名置くこととなっているため、合築施設においては、両施設の両年齢の園児を保育するに2名の職員を置かなければならない。	文部科学省 厚生労働省			
1389	1389020	14	箱根町	14382	2	保育園長が幼稚園長を兼務した場合の職員配置事項の見直し			専任でない園長をおく場合に、園長以外の教諭等を置くことを原則としているが、この原則を廃止し、職員数を抑制するため。	幼稚園設置基準第5条第3項に規定する原則について	専任でない園長をおく場合に、園長以外の教諭等を置くことを原則としているが、合築施設において、保育園の園長が幼稚園長を兼ねた場合であっても幼稚園長以外の教諭等を配置しないこととする。ただし、当該園長は、幼児両資格を有する者とする。	専任でない園長をおく場合に、園長以外の教諭等を置くことを原則としている。	文部科学省				
1390	1390010	38	西条市	38206	外国人研修・技能実習制度特区	1	外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研修生の在留期間の延長)	5201	A	特区において、外国人研究者は在留期間の延長が認められるが、提案の趣旨は、外国人研修生、実習生の在留期間を同様延長し、企業の経営基盤の安定、強化を図りたい。	外国人研修生、実習生のうち、優秀な人材については、在留期間を延長することにより、特に中小企業の人材費の削減等を促し、もって企業の経営基盤の安定、強化を図るとともに、地域産業の空洞化に歯止めをかける。ものづくりに関する特色ある産業集積が形成されることを目指すもの。	出入国管理及び難民認定法施行規則第3条別表第二中、「研修」及び「特定活動」	在留期間を3年(研修1年、実習生2年)から5年(研修1年、実習生4年)に延長する。	特段、必要なし	外国人研修生、実習生については、在留期間が出入国管理及び難民認定法施行規則第3条で定められており、期間延長ができない。	法務省	0500420
1391	1391010	38	西条市	38206	外国人研修・技能実習制度特区	1	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和	5202	A	地域の産業の空洞化に歯止めをかける。特に中小企業、中小製造業や労働集約型産業における経営基盤の安定、強化を図るため、外国人研修生の受入れ種を拡大する必要がある。	外国人研修生の受入れ種を拡大して、労働集約型産業において、人材の抑制を通じた経営基盤の安定、強化を図り、地域産業の空洞化に歯止めをかける。地域経済の活性化を図る。	法務省告示第246号中、第七号ホ	受入れ機関の常勤の職員の総数に対する研修生の人数の規定を緩和して、現行の2倍程度の人数を受け入れ可能とする。	特段、必要なし	外国人研修生については、受入人数が出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令の下欄第五号ただし書きの規定に基づく法務省告示第246号の規定により、受入人数は、受入企業の常勤職員総数で決定されている。	法務省	0500530
1392	1392010	19	山梨市	19205	ウォーター(リバー)フロントまちづくり特区	1	河川法を遵守しつつ、占用許可の簡素化と占用期間の延長の特例措置を講ずること。			河川法を緩和し、占用許可の簡素化と占用期間の延長の特例措置を要する。河川法第24条関係国土交通省令第12条第2項第6号の省略と河川敷地占用許可条例第6号の占用期間をいづれも10年間に延長。河川法第24条関係国土交通省令第15条第2項第1、2、5号及び第6、7号の省略(24条と重複)。河川法第27条関係国土交通省令第16条第5号及び第8号の省略等緩和することにより、事務の簡素化、河川の安定的施設整備が図られる。	本指針を受ける事により、河川本来の基本的役割、河川法第24条、第26条、第27条を緩和し、この、目的を達成するため、河川管理と市民の親善化による占用協議が可能となる特例措置を講じられた。なお、占用期間についても、市長申請による占用期間の期間延長の特例措置も講じられた。	河川法による占用協議の簡素化と、期間延長の特例措置。	河川法の許可協議の困難さと、許可期間が短い。また、ものづくりに支障をきたしている。	国土交通省	1204160		
1393	1393010	19	山梨市	19205	アグリカルチャー振興特区	1	①農地法の規制の緩和 ②農業振興地域の整備に関する法律の規制の緩和 ③特定農地貸付法の規制の緩和 ④市民農園整備促進法の規制の緩和			民間活力を導入し、クラインガルテンの拡充による農園付住宅の設置及び新規就農者への遊休農地の貸付、所有権移転、また、グリーンツーリズム事業の推進を図るため。	農地法第3条第2項第5号農業振興地域の整備に関する法律第12条の2、第13条特定農地貸付法第1条、第2条第2項市民農園整備促進法第2条	民間活力を導入し、クラインガルテンの拡充による、農園付住宅の設置、新規就農者への遊休農地の貸付、所有権移転の緩和と容認。	○農地取得については、権利移動後耕作に供すべき農地面積50aの制限がある。 ○特定農地貸付法については、貸付農地10aの制限、営利目的の制限及び貸付期間の制限がある。 ○市民農園整備促進法については、農作物付帯施設は設置が可能であるが、滞在及び住居施設等の設置について制限がある。 ○農地法については、農地内に滞在型及び永住型施設を設置する場合については、農地除外に制限がある。	1000880 1000870 1000880 1000890 1000900 1000910 1200190	農林水産省 国土交通省		
1394	1394010	27	堺市	2713	国際都市産業特区	1	工業再配置促進法の撤廃	11231	E-1	この法律は、いわば「移転支援法」であり、財政的支援によって、堺市にある工場・企業の市外移転を促進する結果となるため	工場移転を促進し、企業が現地で事業転換などをすることの妨げになっているため	工業再配置促進法	同法の撤廃	この法律は、企業が現地で事業転換などをすることの妨げになっている	経済産業省	1110090	
1394	1394020	27	堺市	2713	国際都市産業特区	2	外国人法入出のための印鑑証明手続き規制緩和			規制緩和により、外国人法入出を促進するため	商業登記法第12条により、印鑑による証明が規定されている事項について	印鑑以外でも、サインなども容認する	商業登記法第12条により、印鑑のみが規定されている	法務省	0500190		
1394	1394030	27	堺市	2713	国際都市産業特区	3	国際会議の誘致に関する規制緩和			堺市におけるコンベンション事業を推進するため	国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律 第5条第1項第3号により、国際会議等の誘致などは、事前の体制整備が認定要件となっている事項について	国際会議等の誘致などは、体制整備が認定後確認と認められる場合も対象とする	認定後の事業計画書の提出を義務付ける	国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律 第5条第1項第3号により、国際会議等の誘致などは、事前の体制整備なしと認定されない	国土交通省	1200300	
1394	1394040	27	堺市	2713	国際都市産業特区	4	国立大学の教員等の兼業(株式会社等の監査役)規制の緩和	2208	C-1	技術移転事業者、研究成果活用企業に関する兼業が認められたと同様に、株式会社等の兼業も可能にすることによって、産官学連携を促進するため	規制緩和により、国立大学の教員等の企業経営参加の範囲を拡大し、産官学連携事業を推進するため	人事院規則14-18により、株式会社などの監査役との兼業が規制されている事項について	国立大学の教員等の兼業(株式会社などの監査役)を容認する		人事院規則14-18により、株式会社などの監査役の兼業が規制されている	文部科学省 【人事院】	200110
1394	1394050	27	堺市	2713	国際都市産業特区	5	外国人研究者の短期滞在査証取得要件の緩和及び手続きの迅速化	6003	C-1	短期滞在査証の規制緩和は、我が国の治上困難と所管省の見解ではあるが、提案の趣旨は、対象を研究者に特定することによって産官学連携を促進するというもの	規制緩和により、外国人研究者の受入体制を整備することにより、産官学連携事業を推進するため	出入国管理及び難民認定法第6条により、制限されている外国人の短期滞在査証の事項について	外国人研究者の場合、短期滞在査証取得要件を緩和し、手続きを迅速化する	自治体が外国人研究者の条件遵守保証、手続き代行などを行う	出入国管理及び難民認定法第6条により、外国人の短期滞在査証の取得要件が定められている	外務省	0600150
1394	1394060	27	堺市	2713	国際都市産業特区	6	私立大学設置認可に関する規制緩和	8407	B	私立大学設置には、申請時において全て自己資金から支出しなければならないが、一定基準の借入金容認するというもの	学校法人としてすでに実績のある学校法人が設立する私立大学の場合、その設立資金に一定基準の借入金を認めていくことにより、産官学連携事業を推進するため	私立学校法第25条、学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準により、私立大学設置には、申請時において、全て自己資金から支出しなければならないと定められている事項について	学校法人として、既に経営基盤を築きつつある法人や、自身体験などで「公協力」のもとでの大学設置を計画する学校法人に対しては、一定基準の借入金容認する	当該学校法人が借入金返済計画を提出する	私立学校法第25条、学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準により、私立大学設置には、申請時において、全て自己資金から支出しなければならない	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード	
1394	1394070	27	堺市	2713	国際商業産業特区	7	緑地面積率の緩和	11213	B	敷地面積に対する緑地面積の割合を全国的に見直し、同一とみなされる地権者により計画的に整備された緑地は、飛び地であっても緑地面積に算入するというもの	堺市における臨海部の再活性化を推進するため	工場立地に関する条例第2条により定められている敷地面積に対する緑地面積の割合のうら、緑地面積のとらえ方について	同一とみなされる地権者により計画的に整備された緑地は、飛び地であっても緑地面積に算入するというもの	緑地が飛び地であっても、計画的に整備された緑地であることを示す計画書等を自治体へ提出する	同一とみなされる地権者により計画的に整備された緑地であっても、飛び地であれば緑地面積に算入されない	経済産業省	1110040	
1394	1394080	27	堺市	2713	国際商業産業特区	8	事業用定期借地権の期間設定の自由化			事業用定期借地権の存続期間が10年～20年に限定されているため、設備償却期間とのミスマッチが生じているため	事業用定期借地権の存続期間が10年～20年と定められている事項について	借地借家法第24条により、事業用定期借地権の存続期間が10年～20年と定められている事項について	契約により任意設定(例えば30年)できるようにする		事業用定期借地権は、借地借家法第24条により、10年～20年の間に限定されており、住宅の50年と比較すると短期の権利となっている	法務省	0500040	
1394	1394090	27	堺市	2713	国際商業産業特区	9	学校設置主体の要件の緩和(株式会社等による学校経営等)	8002	C-1	学校設置主体は、国・地方自治体・学校法人に限定されているが、市民の選択権の拡大及び産業振興のため、株式会社などの学校経営を実現するというもの	学校設置主体が国・地方自治体・学校法人に限定されているため、株式会社などが学校を運営できないので、市民の選択権の拡大、産業振興のために、学校設置主体の要件緩和をすることが適切であるから	学校教育第2条第1項により、学校設置主体が国・地方自治体・学校法人に限定されている事項について	株式会社など学校が経営できるようにする		学校教育第2条第1項により、学校設置主体が国・地方自治体・学校法人に限定されている事項	文部科学省		
1395	1395010	13	杉並区	13115	教育改革特区(新しいタイプの学校の創設)	1	株式会社等による学校経営(学校設置主体の要件緩和)	8002	C-1	当区の提案は、NPOや、株式会社等の資金を学校運営に導入しようとするもので、株式会社等の「営利目的で事業を行う」部分ではなく、公教育の担う地域の産業を担う人材の育成という責務を果たすために、「株式会社」が社会貢献として資金提供し、学校の管理運営を行うものである。	半官・半民の新しいタイプの学校を創設することにより、地域住民が学校運営に積極的に関与し、より地域に根ざした教育を推進する。そのために、NPOや株式会社による学校管理・運営を認可する。	「法律で定める学校は…法律で定める法人のみが設置することができる。私立学校法第三条に規定する学校法人のみがこれを設置することができる。学校の設置者は、その学校を管理し、…その学校の経営を担う。普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、…その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体等(又は公共団体に委託)することができる。」	① 区立学校として設置した学校の管理・運営をNPOや株式会社が行うことを認可する。 ② 杉並区がNPOや、株式会社を「学校事業者」として認可し、さらに杉並区が「学校事業者による学校」の設置を認可する。	「学校事業者による学校」は、学校の経営方針、教育目標、教育課程等について、市区町村長と、協議し、地域住民の要望に照らし、設置が妥当と認められる場合に認可する。学校は、その協議の内容を遵守する責任を負う。遵守できない場合は市区町村長は、廃校とすることが出来る。廃校とした場合は、当該市区町村立学校への編入を担保する。	学校は、国、地方公共団体及び学校法人のみが設置することができる。地域住民の要望に基づき自由な設置や、管理・運営を行うことができない。NPOや、株式会社などの民間資本、地域住民の出資を可能にし、地域住民の要望を最大限に生かした学校運営を可能にする。	文部科学省		
1395	1395020	13	杉並区	13115	教育改革特区(新しいタイプの学校の創設)	2	県費負担教職員の任命権を市町村教育委員会に付与	8309	A	当区は、県費負担教職員の任命権の付与がなされる場合には、任用した教職員の給与等について、「県費負担職員人員費相当額を都道府県による給与負担の原則を遵守し、区費負担を導入する場合は、財源の再配分を行うべき」と考えている。さらに、今回実施される特例措置では、市町村の任用することのできる教職員は、校長の採用が認められるものとはならない。	〔公設民営校〕 校長をはじめとする教職員の任用を杉並区独自で行うことにより、地域人材の有効活用を図るとともに、地域に根づいた教育を行う教職員を確保する。 〔学校事業者による学校〕 授業の内容や質を担保するために、県費教職員を派遣することや、長期研修として派遣することについての権限を杉並区に付与する。	市町村立学校職員給与負担法…に規定する職員の任命権は都道府県教育委員会に属する。	民間人校長、教職員の採用にあたっては、公募方式の採用等で、公平性、客観性を維持するものとする。	区教育委員会の職務監督が間接的なものとなる。 -校長が都教育委員会に対して直接的な措置を要求できない。 -区教育委員会の都への内申権が形骸化している。 -一定期間で異動し、他の自治体に移ることが事前にわかっているため、教職員が勤務地の区に異動を希望することができない。 -教職員等が地域に根付かず、区が目指す地域と連携した教育活動や教育改革を進める上での阻害要因となっている。	文部科学省			
1395	1395030	13	杉並区	13115	教育改革特区(新しいタイプの学校の創設)	3	県費負担教職員の給与等の決定権を市町村教育委員会に委譲した場合は、県費負担教職員人員費相当額の担保		補助								文部科学省	
1395	1395040	13	杉並区	13115	教育改革特区(新しいタイプの学校の創設)	4	教科書採用権限の当該校への委譲	8323	C-1	半官・半民の学校が地域性を考慮し、教育の独自性・主体性をより発揮するために、教科書採択の権限を持つことが重要と考えている。	「教育改革特区研究開発学校制度」が創設されることにより、杉並区における産業を担う人材の育成、その他杉並区における教育上配慮を必要とする教科書について、地域住民の要望に基づき、学校独自の教科書を選定する権限を当該校に委譲する。	都道府県内の義務教育用教科書(都道府県立…除く)において使用する教科書用図書は、…科目(教科書用図書の教科に分類された単位をいう。…)ごとに一種の教科書用図書について行うものとする。	半官・半民の学校における教科書は、杉並区教育委員会の指導と勘案のもとに、その当該校が採択する。	学校が主体性・独自性を発揮し、地域性や学校の特色を生かした教科書その学校の意向で選ぶことができない。	文部科学省			
1395	1395050	13	杉並区	13115	教育改革特区(新しいタイプの学校の創設)	5	教科書の自由な設定 教育課程弾力化	8007 8032	A	「教育改革特区研究開発学校制度」により、当該市区町村の判断で、教育課程の自由な設定を行うことが出来るようにする。	小中一貫教育や、全寮制小学校のメリットを最大限に生かすために、「研究開発」としてではなく、日常的に教育課程の自由な設定が行えるようにする。	-小学校は、…中等普通教育を施すことを目的とする。 -小学校における教育については…次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。 -小学校の修業年限は、六年とする。 -小学校の教科に関する事項は…文部科学大臣がこれを定める。 -中学校は、…中等普通教育を施すことを目的とする。 -中学校における教育については…次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。 -中学校の修業年限は、三年とする。 -中学校の教科に関する事項は…文部科学大臣がこれを定める。	小・中学校の垣根を越えた、習熟度別教育の実施や、英語の授業の実施など、教育課程の自由な設定を行う。	弾力的にカリキュラムを設定し、子どもの学力に応じた習熟度別学習を実施。数学の授業の小・中学校間の急激な難易度の変化をなくすなど、小・中一貫校や全寮制小学校を創設する上でのメリットを生かすことができない。	文部科学省			
1395	1395060	13	杉並区	13115	教育改革特区(新しいタイプの学校の創設)	6	授業料の徴収	8313	C-1	〔公設民営校〕や〔学校事業者による学校〕においては、その性質上、国立・公立の学校とは違う立場で、学習指導要領を上回る授業の展開を考慮しており、その部分についての授業料の徴収を行いたい。	半官・半民の学校が地域性を考慮し、教育の独自性・主体性をより発揮するために、学習指導要領を上回る授業に対して、必要に応じて授業料を徴収する。	-〔公設民営校〕での学習指導要領を上回る授業に対して、必要に応じて授業料を徴収する。 -〔学校事業者による学校〕での授業に対し、必要に応じて授業料を徴収する。	義務教育であることを考慮し、児童・生徒の属する世帯の所得により、減免制度を設ける。	地域の特性を活かし、弾力的なカリキュラムの実施を行うとしても、財政上の制約があり、地域の要望に応えることが難しい。	文部科学省			
1396	1396010	13	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	1	歩行者専用道路上への施設設置に係る関係法令の許可基準の緩和			多摩センター駅前側の歩行者専用道路(幅員40メートル)を活用し、歩行者に支障のない範囲内で休憩施設やイベントスペース、オープンカフェ等の施設設置を可能とし、街のにぎわいを演出するため	道路法第32条第1項第1号～第7号のみ道路の占用の許可を規定していることについて	道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない営利目的の施設(定着物)を設けることを容認する。	道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない営利目的の施設(定着物)を設けることを容認する。	道路法第32条第1項第1号～第7号のみ道路の占用の許可を許可しているため、営利目的の定着した施設を設置することができない。	警察庁 国土交通省	0100220 1205010		
1396	1396020	13	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	2	歩行者専用道路上への施設設置に係る関係法令の許可基準の緩和			多摩センター駅前側の歩行者専用道路(幅員40メートル)を活用し、歩行者に支障のない範囲内で休憩施設やイベントスペース、オープンカフェ等の施設設置を可能とし、街のにぎわいを演出するため	道路法第33条の道路の占用の許可基準について	道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない営利目的の施設(定着物)を設けることを容認する。	道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない営利目的の施設(定着物)を設けることを容認する。	道路法第33条の道路の占用の許可基準により、営利目的の定着した施設を設置することができない。	警察庁 国土交通省	0100220 1205020		
1396	1396030	13	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	3	歩行者専用道路上への施設設置に係る関係法令の許可基準の緩和			多摩センター駅前側の歩行者専用道路(幅員40メートル)を活用し、歩行者に支障のない範囲内で休憩施設やイベントスペース、オープンカフェ等の施設設置を可能とし、街のにぎわいを演出するため	道路交通法第77条の道路の使用の許可について	道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない営利目的の施設(定着物)を設けることを容認する。	道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない営利目的の施設(定着物)を設けることを容認する。	道路法第33条の道路の占用の許可基準により、営利目的の定着した施設を設置することができない。	警察庁 国土交通省	0100220 1205030		
1396	1396040	13	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	4	歩行者専用道路上への施設設置に係る関係法令の許可基準の緩和			多摩センター駅前側の歩行者専用道路(幅員40メートル)を活用し、歩行者に支障のない範囲内で休憩施設やイベントスペース、オープンカフェ等の施設設置を可能とし、街のにぎわいを演出するため	建築基準法第44条第1項第2号の道路内の建築制限について	道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない営利目的の施設(定着物)を設けることを容認する。	道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない営利目的の施設(定着物)を設けることを容認する。	建築基準法第44条第1項第2号の道路内の建築制限により、営利目的の定着した施設を設置することができない。	国土交通省	1206340		
1396	1396050	13	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	5	食品衛生法に係る営業許可基準の緩和			歩行者専用道路上での店舗やオープンカフェなどにおける軽飲食販売などの営業行為の緩和により、街のにぎわいを演出するため	食品衛生法第21条の営業の許可について	歩行者専用道路上での店舗やオープンカフェ等における軽飲食販売等の営業の許可についての都道府県知事の弾力的な運用を容認する。	道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない営利目的の施設(定着物)を設けることを容認する。	食品衛生法第21条の営業の許可についての都道府県知事の基準により、店舗等における軽飲食販売等の営業が難しい。	厚生労働省			
1396	1396060	13	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	6	大規模小売店舗立地法による駐車場の義務緩和			大規模小売店舗立地法第4条に基づき、通商産業省告示第375号「大規模小売店舗を設ける者が配慮すべき事項」に関する指針の駐車場の必要台数の確保について	大規模小売店舗立地法第4条に基づき、通商産業省告示第375号「大規模小売店舗を設ける者が配慮すべき事項」に関する指針の駐車場の必要台数の確保についてより当該地域において過去実施されていた基準の容認)	指針による駐車場設置義務基準とは別に地域の実情に合わせて新たな基準制定を容認する。(大規模小売店舗立地法施行前より当該地域において過去実施されていた基準の容認)	地域に公共による共同利用駐車場が整備されていることにより対応可能。	通商産業省告示第375号「大規模小売店舗を設ける者が配慮すべき事項」に関する指針の駐車場の必要台数の確保が厳しく、企業の進出を阻害している。	経済産業省	1103010		
1396	1396070	13	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	7	業務核都市における中核的民間施設の拡大			中核的民間施設の範囲及びその認定事業者の範囲の拡大により民間活力の導入を図るため	多極分散型国土形成促進法施行令第4条の振興拠点地区に係る中核的施設について	中核的施設及び中核的民間施設を認定しないことを容認する。	業務核都市における業務施設集積地区に限定する。	多極分散型国土形成促進法施行令第4条の振興拠点地区に係る中核的施設により、多様なまちづくりを行うことができない。	国土交通省	1201010		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要項事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1396	1396080	13	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	8	業務核都市における中核的民間施設の拡大			中核的民間施設の範囲及びその認定事業者の範囲の拡大により民間活力の導入を図るため	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第24条の特定施設の定義について	中核的施設及び中核的民間施設を限定しないことを容認する。	業務核都市における業務施設集積地区に限定する。	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第24条の特定施設の定義について、多様なまちづくりを行うことができない。	国土交通省	1201010	
1396	1396090	13	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	9	業務核都市における中核的民間施設の拡大			中核的民間施設の範囲及びその認定事業者の範囲の拡大により民間活力の導入を図るため	種別特別措置法第43条の3の地方公共団体の出資等による法人について	地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出されている法人という要件を撤廃することを容認する。	業務核都市における業務施設集積地区に限定する。	種別特別措置法第43条の3の地方公共団体の出資等による法人により、純民間企業による活力の導入を阻害している。	財務省	0706650	
1396	1396100	13	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	10	業務核都市における中核的民間施設の拡大			中核的民間施設の範囲及びその認定事業者の範囲の拡大により民間活力の導入を図るため	地方税法施行令第54条の13の2第4号ロの地方公共団体の出資等による法人について	地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出されている法人という要件を撤廃することを容認する。	業務核都市における業務施設集積地区に限定する。	地方税法施行令第54条の13の2第4号ロの地方公共団体の出資等による法人により、純民間企業による活力の導入を阻害している。	総務省	0403020	
1397	1397010	14	小田原市	14206	フィルムコミッション特区	01	道路使用の規制緩和			フィルムコミッションのロケ支援を充実し、映像制作の可能性を広げる道路使用の規制緩和	フィルムコミッションとロケの実施主体である映像制作者	映像制作の可能性を広げ、ロケを円滑に実施できるよう、道路使用の規制緩和、ロケセット(撮影用仮設建築物)の建築規制緩和	道路使用については、国道などの幹線道路では許可がされにくいこと、両方向を通行止めにしての使用が認められないこと、ロケセット(撮影用建築物)について、一部の大型建築物には、確認申請が必要と思われるが、現行法には適合しない部分が出てくるために、防火・避難規定の一部について緩和が必要であること、農地への撮影用建築物の設置は認められないこと、市街化調整区域において開発許可が必要な撮影用建築物の設置については制限されていること、国立公園内における撮影用建築物については、許可が制限されていること。	警察庁 国土交通省	0100210		
1397	1397020	14	小田原市	14206	フィルムコミッション特区	02	ロケ用仮設建築物の建築規制緩和			ロケセット(ロケ用仮設建築物)の建築規制緩和	ロケを支援するフィルムコミッションとロケの実施主体である映像制作者	映像制作の可能性を広げ、ロケを円滑に実施できるよう、道路使用の規制緩和、ロケセット(撮影用仮設建築物)の建築規制緩和	道路使用については、国道などの幹線道路では許可がされにくいこと、両方向を通行止めにしての使用が認められないこと、ロケセット(撮影用建築物)について、一部の大型建築物には、確認申請が必要と思われるが、現行法には適合しない部分が出てくるために、防火・避難規定の一部について緩和が必要であること、農地への撮影用建築物の設置は認められないこと、市街化調整区域において開発許可が必要な撮影用建築物の設置については制限されていること、国立公園内における撮影用建築物については、許可が制限されていること。	警察庁 国土交通省 農林水産省 環境省	0100210 1000580 1200120 1208540 1300090		
1398	1398010	14	小田原市	14206	緑地・農地保全特区	01	農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業の利用権設定等を受ける者の緩和		10142	第一次提案では、農地法の特例として民間企業の農業参加がかなり厳しい条件で認められたが、経済の活性化を目指した今回の構想では、受け皿をもっと大きくして広く参入できる体制でなければ、十分な効果が期待できない。農業経営基盤に関する内容についても、本来の法の趣旨が、安定的かつ効率的な農業者を育成し、農業生産体制構築を確立することから、農地の取得や賃借について緩和されなかった。利用権設定は、規模拡大を目指す経営体のものであるかもしれないが、農地の増大や担い手対策として有効なものである。周辺環境が悪化すれば、規模拡大を目指す経営体にとってもマイナスである。その意味でも、新たな担い手とならざる新規就農を目指す人に対しても利用権設定を行うことができるような制度の確立が重要である。	農業後継者が「業」としての農業という選択をせば、農業が衰退を続けており、現行法規制の下では、農業後継者を育成し、か利用権設定をすることができない。現在の後継者だけでなく「新たな担い手(新規就農を目指す人)」に利用権設定を可能とする。	農業経営基盤強化促進法における利用権設定を行う場合に、借り手は効率的かつ安定的な農業を営む者とされているが、その対象を今後農業に従事しようとする新たな担い手も含める。(但し、新たな担い手については市の認定が必要)	農業経営基盤強化促進法による利用権設定を受けようとする者については、現在様々な要件があるが、新たな担い手として期待される者については、その要件を緩和することで利用権設定を行い農業に従事できる体制を確立していく。	新たな担い手については、市の認定が必要	農地流動性の推進については、認定事業者等に農地の集約を目指し、効率的な経営を行うものとしての、比較的小規模な土地については、利用権の設定にいらぬケースが多々ある。そのような問題を解消するには、規模拡大を志向する農家だけでは効率性が悪いと不可成である。	農林水産省	1001140
1399	1399010	14	小田原市	14206	広域交流拠点特区	01	定期借地権方式による権利変換制度及び駐車場出入口規制の特例			権利変換手法の柔軟化及びT字交差点における駐車場出入口の設置	権利変換計画では、緩やかな地権者が定期借地権方式による権利変換(土地権利変換を含む)を希望する場合、全員同意型ではなく、経営型で権利変換計画が定められるような規定の整備。また、駐車場施設計画では、T字交差点から傍路処理で駐車場への出入が可能となるような規制の特例	権利変換計画では、緩やかな地権者が定期借地権方式による権利変換(土地権利変換を含む)を希望する場合、全員同意型ではなく、経営型で権利変換計画が定められるような規定の整備。また、駐車場施設計画では、T字交差点から傍路処理で駐車場への出入が可能となるような規制の特例	市街地再開発事業の権利変換計画において、機動的かつ多様な権利者ニーズに対応した再開発手法の必要性が求められている。しかし、柔軟な事業フレームに対応するためには、全員同意型の権利変換となり、事業化に向けて多大な時間と労力を要し、事業実現に支障をきたしている。また、市街地再開発事業の駐車場施設計画において、駐車場出入口の位置が制限されることにより、施設計画全体に影響を及ぼす。また、安全集約交通が特定の道に集中され、一部路線に過度の負荷が生じ、円滑な交通の確保に支障をきたすこととなる。さらに、歩道での自動車と歩行者の動線交差により歩行者の安全性に支障が生じる。	国土交通省	1200200 1203270		
1400	1400010	14	小田原市	14206	医師臨床研修推進特区	1	地方公務員の臨時的任用期間の弾力化			県西地域の基幹病院として、医師法の規定による2年間の臨床研修の必修化に対応し全人的な医療を提供できる医師を養成するために、2年間臨時的任用し臨床研修プログラムに基づく一貫した研修を行う必要があるため。	地方公務員法第22条第2項第5号において1年間とされている地方公務員の臨時的任用期間の制限について	地方公務員の臨時的任用の期間を2年間まで延長する。	対象を臨床研修医に限定する	地方公務員法第22条第2項第5号により臨時的任用の期間が1年間とされており2年間を通した臨床研修ができない	総務省	0401070	
1401	1401010	22	掛川市	22213	国際交流振興特区	1	旅券法による地方自治法の適用除外規定の緩和			旅券法による地方自治法の適用除外規定により、旅券の発給事務は都道府県の関係機関でなければいけない状況にあり、当市の市民においては20キロ近く離れた県庁センターに赴く必要があること、当市の行政窓口においても旅券の発給事務が可能となるよう、適用除外規定の緩和をしたいため。	旅券法第21条の2、3の規定により、都道府県が処理することとされる事項については、同法第21条の4により地方自治法の適用除外規定が定められている旨。	旅券法第21条の4の適用除外規定に関して、特例措置を講じ、地方自治体による旅券交付事務の代行を可能とする。	旅券法第21条の4の適用除外規定の緩和措置。	旅券に関する事務の一部は都道府県が行うこととなっているが、この事務を地方自治体に委託することができない。	外務省	0600160	
1402	1402010	22	掛川市	22213	湧水プロジェクト特区	4	林地開発における造成森林の植栽基準の弾力化			区域全体を調和のとれた植栽計画を実現するため	森林法第10条の2第2項第3号関係 造成森林植栽について樹高によりヘクタール当たりの本数が定められていることについて、	植栽本数、樹高について事業主体が決定できるようにする。			農林水産省	1003040	
1402	1402020	22	掛川市	22213	湧水プロジェクト特区	5	都市公園内への福祉施設設置			掛川市における環境福祉公園事業の推進を図るため	都市公園法第2条で、都市公園内に公園施設の設置の認められていることについて	都市公園内に福祉施設の設置を認める。	一定面積以上の公園に、一定割合以上の福祉施設のみを認める。	都市公園内への福祉施設の設置については、都市公園法第2条で認められていないため、それぞれ整備が必要で、相乗的な効果を上げられない。	国土交通省	1203250	
1402	1402030	22	掛川市	22213	湧水プロジェクト特区	6	建築基準法の耐火条件の緩和			工場に人が集まることとなるように、耐火条件の緩和をするため。	建築基準法第27条に定める耐火に関する規制要件の適用について	工場に集会スペースの設置が可能となることを容認する。			国土交通省	1206250	
1402	1402040	22	掛川市	22213	湧水プロジェクト特区	01	税制関係(免税特例)			第三セクターが実施する事業が公共団体事業としての事業と同様に執行できるよう	国税(譲渡所得税・印紙税・登録免許税)、県税(不動産取得税)、市税(固定資産税・都市計画税・特別土地保有税)を	免除する。	市議会の議決と掛川市生涯学習まちづくり土地条例にもとづく特別計画協定区域指定	民間開発事業としての扱いになるため、全ての税が課税対象となり分譲価格の増値となり事業推進に苦慮する	財務省 総務省	0402090 0700960	
1402	1402050	22	掛川市	22213	湧水プロジェクト特区	02	開発行為関係(除外特例)			第三セクターが実施する事業が公共事業に準じた事業として執行できるよう	都市計画法第29条第1項による開発行為の許可及び土地利用の承認について、	適用除外とする。	市議会の議決と掛川市生涯学習まちづくり土地条例にもとづく特別計画協定区域指定	措置条件として許可に多額の経費と相当時間を有する	国土交通省 静岡県	1200000	
1402	1402060	22	掛川市	22213	湧水プロジェクト特区	03	宅地建物取引業関係			第三セクターが実施する事業が公共事業に準じた事業として執行できるよう	宅地建物取引業法第15条の取引主任者設置規定を	適用除外とする。	市議会の議決と掛川市生涯学習まちづくり土地条例にもとづく特別計画協定区域指定		国土交通省	1200040	
1403	1403010	22	掛川市	22213	森の都特区	1	財産の処分制限に関する規制の緩和			財産の処分制限に関する規制があるために倉庫・展示販売施設の追加に制限があり、迅速な温泉経営ができない状況にあることから。	補助金等に依る予算の執行の適正化に関する法律第22条において、補助金等の交付の目的に反して使用してはならないと定められている事項について	施設の目的外使用の規制を緩和し、施設利用者のニーズに答えた迅速なサービスの提供ができるようにする。		補助事業により整備された施設の目的外使用については、補助金等に依る予算の執行の適正化に関する法律第22条第1項において、各各各庁の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用してはならないとされている。	財務省 農林水産省	0701100 1003100	
1403	1403020	22	掛川市	22213	森の都特区	2	起債措置の対象事業要件の緩和			「生涯学習まちづくり土地条例」に基づき、森林保全を目的に永久森林として指定した森林の取得を起債対象要件とされており、あわせて、起債制限の対象外と少額の起債発行も認められた。	地域活性化事業債・国土保全対策事業取組要領の2において、森林法に掲げる民有林の保安林と定められている事項について	土地条例により特別計画協定区域に指定されている永久森林の取得に、起債措置の対象事業要件の緩和をされた。		土地条例に基づき永久森林取得に際し、地域活性化事業債・国土保全対策事業取組要領の2において、森林法に掲げる民有林の保安林が対象とされている。	総務省 財務省	0402060	
1404	1404010	22	掛川市	22213	発酵文化創造掛川特区構想	1	特区内の酒造に係る酒税法の数量規制等の緩和			酒税法第7条及び同法施行令により、酒造免許取得の基準に基づく製造見込み数量及び製造方法が定められているため地方に多数存在する優れた果樹による独自の酒類の生産ができない状況にあるため。	酒税法第7条及び同法施行令により、酒造免許取得のための製造見込み数量と基準に基づく製造方法が定められていることについて、	当市内で栽培された果実によって、地方のオリジナルワイン等を醸造、かつ、少量(18t以上)の製造を可能とし、自家消費又は販売し、この地域ならではの発酵文化の創造と地域経済の活性化に役立てる。	なし	現行の酒税法のもとでは投資及び管理費に多額の費用を必要とし、小規模醸造所による多彩な酒文化が育成できない。	財務省	0700130	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的な要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1405	1405010	22	掛川市	22213	スローライフビレッジ掛川特区構想	1	市民農園に併設する簡易宿泊施設や農家民泊に係る建築基準法の緩和				自然との共生を目指す資源循環型市民農園では、過剰な設備を必要としないため、多額の設備投資を必要とする建築基準法に準拠した建築物は必要としない。	1建築基準法第20条に構造耐力が規定されていることについて。 2建築基準法第43条に建築物の構造等について規定されていることについて。	自然との共生を目指す資源循環型市民農園では、過剰な設備を必要としないため、多額の設備投資を必要とする建築基準法に準拠した建築物は必要としない。	現行の建築基準法のもとでは構造を確保するため大規模な自然環境の改変を必要とし、建築物の構造耐力を保持するため多額の費用を必要とする。	国土交通省	1206190 1206310	
1405	1405020	22	掛川市	22213	スローライフビレッジ掛川特区構想	2	市民農園に併設する簡易宿泊施設や農家民泊に係る消防法の緩和				自然との共生を目指す資源循環型市民農園では、過剰な設備を必要としないため、多額の設備投資を必要とする消防法に準拠した建築物は必要としない。	消防法第17条、同法施行令で防火対象物の防火設備基準に従わなければならないと規定されていることについて。	自然との共生を目指す資源循環型市民農園では、過剰な設備を必要としないため、多額の設備投資を必要とする消防法に準拠した建築物は必要としない。 自然環境を改変せず山林、農地内に簡易宿泊施設等を建築するため、消防法の適用を緩和し、建築コストを縮減することで、農園運営の効率化を推進する。	現行の消防法のもとでは防火対策の設備投資に多額の費用を必要とする。	総務省	0404010	
1405	1405030	22	掛川市	22213	スローライフビレッジ掛川特区構想	3	市民農園に併設する簡易宿泊施設や農家民泊に係る旅館業法の適用除外				自然との共生を目指す資源循環型市民農園で想定される簡易宿泊施設の利用は旅館業法に準拠した建築物は必要としない。	旅館業法第3条2項の規定により、同法施行令第1条で構造設備の基準が規定されていることについて。	自然との共生を目指す資源循環型市民農園や、農家民泊では、過剰な設備を必要としないため、多額の設備投資を必要とする旅館業法に準拠した建築物は必要としない。 自然環境を改変せず山林、農地内に簡易宿泊施設等を建築するため、旅館業法の適用を緩和し、建築コストを縮減することで、農村、農園の運営の効率化を推進する。	現行の旅館業法のもとでは設備投資及び管理費に多額の費用を必要とする。	厚生労働省		
1405	1405040	22	掛川市	22213	スローライフビレッジ掛川特区構想	4	市民農園に併設する簡易宿泊施設や農家民泊に係る食品衛生法の適用除外				自然との共生を目指す資源循環型市民農園では、新鮮で安全な食料を提供するため、宿泊者同意の上で、安全安心なサービスを提供するため、食品衛生法に基づく衛生設備を必要としない。	食品衛生法第3条から第10条、第14条から第19条 食品衛生法施行令第1条から第10条において農産物の製造、加工、販売にいたる衛生設備、検査が規定されていることについて。	自然との共生を目指す完全資源循環型市民農園や農家民泊施設では、自然のままの安全新鮮な食料を提供するため、過剰な設備を必要としない。多額の設備投資を必要とする食品衛生法に基づく設備を必要としない。 設備投資を縮減することで、農園運営の効率化を推進する。	食品衛生法や施行規則で、食品の安全性確保のための設備基準が定められているため、事業推進に多額の設備投資と経費が必要となる。	厚生労働省		
1405	1405050	22	掛川市	22213	スローライフビレッジ掛川特区構想	5	農業生産法人以外の法人の農業への参入を容認	1001	6	農地という生産手段を保有し、安定的計画的な経営により、販売等の経済活動への参入を容認	地方公共団体や農協からの借地では自立的計画的な経済活動が行えないため、労働意欲が持たない。 農地を所有し、自由な経済活動に参加し、農地の有効利用と保全を図る。	1農地法第3条2項2の2号に農業生産法人以外の法人は農地を耕作できないとされていること。 2構造改革特区法においてNPOの農地所有は認めないとされていることについて。	農業生産法人以外のNPO法人にも農地の取得を認め、農業労働への意欲増大と、農地保全を推進する。	市や農協からの借地では、労働と農地保全意欲の増進が図れない。生産手段である農地の調理が市や農協の主導となり、自立的安定的な事業展開ができない。	農林水産省	1000110	
1405	1405060	22	掛川市	22213	スローライフビレッジ掛川特区構想	6	特定農地貸付けによる市民農園の開設主体を、地方公共団体及び農業協同組合以外の者に拡大	1002	6	この度の特区法では農地の所有者が認められないため、開設者による自由な活動が規制され、販売等の営利活動ができないため、農地の所有を認め、営利活動が行えるようにする。	市民農園開設者や利用者が、収穫した農産物を自由に販売する営利活動を認め、農地の有効利用と都市と農村の交流を推進する。	1市民農園整備促進法第2条2項1号において、市民農園が非営利目的の使用に限定されていることについて。 2構造改革特区法第23条においてNPO等の開設者の農地所有は認めないとされていることについて。	NPOが市民農園開設者となる場合、農地所有を認め、労働意欲の増大を図り、生産物の販売等の営利活動を認めるとともに、組織の経営資金等を安定的に生み出し、自立的継続的な運営ができるようになる。	市民農園の農地所有と、営利活動が行えないため、自立的計画的な農園運営ができない。	農林水産省 国土交通省	1000590 1000940 1203200	
1405	1405070	22	掛川市	22213	スローライフビレッジ掛川特区構想	7	構造改革特別区域の事業が土地収用法第3条に該当する事業とする。				構造改革特別区域の事業用地取得を円滑に進めるため、特区構想の事業全体を土地収用法第3条に定める事業とし、取得後の用地の土地利用計画が未確定であっても税法等の特例を適用することにより、事業を強力に支援推進できるようにする。	土地収用法第3条各号に掲載された事業しか、税法その他の特例が適用されないことについて。	構造改革特別区域の円滑な推進のため、土地収用法第3条に適合する事業とし、税法その他の特別措置を導入し、事業の円滑な実施を図る。	土地収用法第3条各号に掲載された事業しか、税法その他の特例が適用されないため、用地買収が円滑に推進できない。	国土交通省	1200020	
1405	1405080	22	掛川市	22213	スローライフビレッジ掛川特区構想	8	構造改革特別区域における農業用施設の建築について農地法等の規制を緩和する				構造改革特別区域内の農地に農業用施設を建築する場合、農地法第4条の適用除外要件が200㎡以内の農業用施設用地とされているため、500㎡未満で拡大し、かつ、農業用施設の対象に農作業用休所や集会所を含むこととし、また施設建設に伴う農業振興地域の整備計画変更について当該施設建設が軽微な変更扱いとなるようにし、農村公園の合理的効率的な事業推進を図る。	農地法施行規則第5条1号に農地転用の制限の例外として200㎡未満の農業用施設用地に限るとされていることについて、また、農業振興地域の整備に関する施行規則第1条において農業用施設の範囲が規定されていることについて。	構造改革特別区域内の農地に農業用施設を建築する場合、農地法第4条の適用除外要件が200㎡以内の農業用施設用地とされているため、500㎡未満で拡大し、かつ、農業用施設の対象に農作業用休所や集会所を含むこととし、また施設建設に伴う農業振興地域の整備計画変更について当該施設建設が軽微な変更扱いとなるようにし、農村公園の合理的効率的な事業推進を図る。	農地法施行規則第5条1号に農地転用の制限の例外として200㎡未満の農業用施設用地に限るとされていることにより、また、農業振興地域の整備に関する施行規則第1条において農業用施設の範囲が規定されていることにより円滑な事業推進が阻害されている。	農林水産省 国土交通省	1000590 1000600	
1406	1406010	22	掛川市	22213	保育一元・幼保一元化特区	1	幼稚園及び保育園施設整備補助金交付対象者の拡大				掛川市における幼稚園建設事業を円滑に進めるため	児童福祉法第56条の2による社会福祉法人の認定と私立振興助成法9条による学校法人に限ることについて	社会福祉法人が幼稚園の整備をする場合の補助金交付対象とすること及び学校法人が保育所を整備する場合の補助金交付対象とすること	社会福祉法人又は学校法人が幼稚園整備事業を実施する場合に限る	交付対象でないため法人設立が必要条件	文部科学省 厚生労働省	
1406	1406020	22	掛川市	22213	保育一元・幼保一元化特区	2	保育所に関する事務事業の教育委員会への委任				掛川市における幼稚園及び保育所の事務事業を一本化し保育一元・幼保一元化を円滑に進めるため	児童福祉法第32条第2項による権限の委任先を市町村長に限定することについて	保育所の設置及び実施に係る権限を教育委員会にも委任できるようにすること。	事務委任は市町村長に限られているため事務の一本化ができない。	厚生労働省		
1406	1406030	22	掛川市	22213	保育一元・幼保一元化特区	3	幼稚園及び保育園の保育の共同保育・混合保育化				掛川市における幼稚園及び保育所の保育を共同混合化し、保育一元幼保一元化を円滑に進めるため	児童福祉法第39条による保育の目的を保育に欠ける子に限定することについておよび、幼稚園教育を保育に欠ける子にも適用することについて	幼稚園児と保育園児の3歳以上について合同保育又は融合保育ができるようにすること。	幼稚園の運営を行う場合一体的な保育を実施したいが法の規制により実施できない。	文部科学省 厚生労働省		
1407	1407010	22	掛川市	22213	外国人子女教育特区	1	外国人児童生徒対応加配教員に対する措置(正規教員で対応する)の緩和				掛川市における外国人児童生徒への指導を円滑に進めるため	公立義務教育小中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第2条、第16条及び同施行令第8条	外国人児童生徒対応加配の教員は、正規教員に限らず、免許状を有しない社会人や外国人についても担当できるよう緩和すること	外国籍児童生徒の母国語を話せない正規教員が指導に当たり、十分な成果を得ることができない。	文部科学省		
1408	1408010	22	掛川市	22213	入所待機早解法・介護サービス推進特区	1	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)が指定短期入所生活介護事業を運営する場合、現在は各々に事業者の指定が必要である。この異なる申請を1つにして、2つの事業の総数を定員とし、特養ベントと指定短期入所生活介護事業者の指定。				介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)が指定短期入所生活介護事業者を運営する場合、現在は各々に事業者の指定が必要である。この異なる申請を1つにして、2つの事業の総数を定員とし、特養ベントと指定短期入所生活介護事業者の指定。	介護保険法施行規則第118条及び第138条において、別々に指定短期入所生活介護事業者に係る指定申請と指定介護老人福祉施設に係る指定申請をしなければならいとされていることについて。	申請を一つのものとして、2つの事業の総数を定員とすることで、特別養護老人ホームにおける特養ベントとショートステイベントの特長を同時に活用し、柔軟な対応が可能になる。	特養ベントとショートステイベントの枠が固定的であるため施設で臨機応変に変更出来ない。	厚生労働省		
1408	1408020	22	掛川市	22213	入所待機早解法・介護サービス推進特区	2	特別養護老人ホームの新規開設は、全て個室ユニット方式となり、個室に入所する者はホテルコストを負担する。現実に入所する者は、性格・病状・介護度を総合的に検討して個室と、従来の大部屋にて共同生活した方が良い人と分けられる。介護する施設も両方の形態を併用して介護する方が介護、並びに施設経営が楽になり、入所希望者の募集も容易になることから。				特別養護老人ホームの新規開設は、全て個室ユニット方式となり、個室に入所する者はホテルコストを負担する。現実に入所する者は、性格・病状・介護度を総合的に検討して個室と、従来の大部屋にて共同生活した方が良い人と分けられる。介護する施設も両方の形態を併用して介護する方が介護、並びに施設経営が楽になり、入所希望者の募集も容易になることから。	特別養護老人ホームの新規開設は、個室ユニット方式を基本とするが、大部屋ベントについて施設開設者の希望するベント数を認めるようにする。	特別養護老人ホームの新規開設は、個室ユニット方式を基本とするが、大部屋ベントについて施設開設者の希望するベント数を認めるようにする。	新規開設の補助は全個室対応を優先することから、実質的には、大部屋ベントを開設出来ないこと。	厚生労働省		
1409	1409010	22	掛川市	22213	スローライフバス特区	2	道路運送法に関する自家用自動車の有償運行禁止事項の規制緩和				公共交通空白地域に於ける、地域住民組織による自主的な自家用自動車の旅客運送を促すため。	道路運送法第80条の(又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合)の部分に「自治体主体の旅客運送事業」を含め、また「国土交通大臣の許可を受けたときは」の部分に「市町村長が認めたとき」とし、規制の緩和をする。	道路運送法第80条の(又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合)の部分に「自治体主体の旅客運送事業」を含め、また「国土交通大臣の許可を受けたときは」の部分に「市町村長が認めたとき」とし、規制の緩和をする。	現行の道路運送法では自家用自動車での有償運行を市町村以外の団体に禁止している	国土交通省	1208160	
1409	1409020	22	掛川市	22213	スローライフバス特区	01	道路運送法の一部業令旅客運送事業の許可基準の規制緩和				地方自治体の理念、地域特性を反映させた多目的な市街地循環バス運行事業(スローライフバス)を展開するため。	道路運送法第3条第1項(イ)一般乗合旅客運送事業の条件、同条第4条第1項の国土交通大臣の許可、第5条第1項の許可申請事項及び基準並びに同条第2条の運行禁止行為等について。	それぞれの規制の緩和をする。	現行の道路運送法は、地方自治体の理念や、特色を反映させた、市民が期待するバス運行ができない。	国土交通省	1208120	
1410	1410010	22	掛川市	22213	美観・活力駐車場特区	1	路外駐車場の区画を指定して利用することへの容認				TMO計画にそった中心市街地の活性化、観光客の呼び込み、商店街の賑盛、商業者の定住促進を図るため、中心商店街住民や商店街関係者が自家用車や観光客車両の駐車場として大手門駐車場の有効活用したい。また、経営低下している当該駐車場の駐車場の低下をくい止め、増収を図りたい。	駐車場法第2条第2号で、路外駐車場は、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。と定められている事項について。	大手門門外駐車場の一部を区画を指定した月極駐車場として利用することを容認する。	路外駐車場は、一般公共の用に供されるものと駐車場法定められているため、恒常的に空車状態の大手門駐車場が有効活用できない。	国土交通省	1203040	
1410	1410020	22	掛川市	22213	美観・活力駐車場特区	2	路外駐車場における管理者の負う責任の緩和				路外駐車場に長期置き去りにされた車両への対応については、現在法的な裏付けがないため、駐車場管理者は移動や撤去処理などが容易にできず大変苦慮しており、経済的にも損失は大いなものになっているため。	駐車場法第16条において駐車場管理者は保管車両の滅失損傷に対し損害賠償の責任を負うが、その条件が「善良な管理者の注意を怠らなかつたこと」を証明が困難	条件を「管理者の重大な過失があったと認められる場合には」と変更する	駐車場法第16条における「善良な管理者の注意を怠らなかつたこと」の証明が困難	国土交通省	1203050	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要項事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1411	1411010	22	掛川市	22213	駅天守ギャラリー特区	1	道路交通法の駐車時間規制の緩和				中心商店街の商業活動を助長するため、道路交通法の路上駐車時間を現行の5分から10分に延長する。	道路交通法第2条1項18号により駐車時間が規定されていることについて、	掛川市中心市街地活性化基本計画に位置づけられた中心市街地70haの区域において路上駐車時間を10分間とする。			警察庁	0100090
1411	1411020	22	掛川市	22213	駅天守ギャラリー特区	2	歩行者天国実施規制の弾力化				中心商店街の商業活動を活性化させると共に、駅周辺の賑わい創出のため。	新幹線掛川駅と掛川城天守閣とを結ぶ駅前通り(駅天守ギャラリー)について、	車優先から歩行者優先とした地区に、歩行者天国実施に際しても道路交通法の弾力化をほめる。			警察庁	0100100
1412	1412010	22	掛川市	22213	都市計画道路ローカルール特区	1	改訂前道路構造令(H12.12改訂前)の例外規定(特例)措置				掛川市における決定街路の事業促進を図るため	都市計画決定されている幅員が現行の道路構造令の一般規定を適用した場合変更をしなければならないことについて	既決定の都市計画道路の採択を認める。	地域の現状に合わせ道路構造令の特例措置(道路幅員)を認める	既定道路幅員は道路構造令改定前の規定であり敷設変更を先立ち地権者地域住民の理解が得られず整備が進まない。	国土交通省	1205220
1413	1413010	22	掛川市	22213	東西大動脈結節特区	2	コスト削減工法による第二東名自動車道の建設				今後の高速道路整備については、効果と財政的見地から整備期間が延伸されてくる状況にあるため。	掛川市内(11.9km)の第二東名区間をコスト削減工法を採用したモデル地区としての実験的な整備をすることについて	民間の新たな技術やノウハウも活用して車線数の削減やインターチェンジ構造の見直し等の規模・構造の見直しやデザインビルドの導入など発注・契約方式の見直しなどにより建設コストの大幅な削減を図る	特になし	道路関係四公団民間化推進委員会の意見を基本的に尊重するとの方針の下、これまでの同委員会の成果を踏まえつつ今後検討すべき課題等を整理したうえで、改革の具体化に向けて所要の検討・立案等を進める。	国土交通省	1205140
1413	1413020	22	掛川市	22213	東西大動脈結節特区	3	高架道路下占用に関する許可基準の緩和				高架道路下に公園を整備するためには、高架道路下占用許可が必要であるが、現在道路管理上好ましくない理由で占用は抑制の方針にあり、許可を得るためには高いハードルが設けられている。このことから効果的に公園事業を行うことができない状況である。	道路法第39条第1項により、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものとされている事項について 昭和40年8月25日付け道路局長通達により、高架道路下占用を抑制している事項について	本公園事業は高架道路下を「地区のまちづくりのシンボル」と位置づけ、地域の活性化と新しい地域構造を創出し地域経済の起爆剤にするための計画であるため、事業地は高架下でなければならない。したがって、当該案件を撤廃し占用を認める。	特になし	高架道路下占用については、昭和40年8月25日付け道路局長通達により、道路管理上好ましくない理由で占用は抑制の方針にあり、他に余地がなくやむを得ない場合であれば占用許可されない。	国土交通省	1205100
1413	1413030	22	掛川市	22213	東西大動脈結節特区	01	国道1号掛川バイパスの有料区間の無料化				本バイパスは慢性的な渋滞緩和のために整備された事業効果が期待されましたが、有料区間があるため思ったほどの渋滞緩和が図られなかったため、無料化による渋滞の解消や環境改善の期待が高まっていることから、	有料バイパス区間について	有料区間を無料にするための財源確保が課題であり、道路特定財源の歳入に充てた適切な制度の活用等の検討や延べ払い制度の適用などの特例措置を図らねばならない。	特になし	重要な国土軸の幹線道路を有料道路で整備したことによる事業効果が十分に発揮されていないため、道路特定財源の特例な運用が図られるようにしたい。	国土交通省	1205150
1414	1414010	22	掛川市	22213	美観と防災空間特区(緑の精神回廊)	1	堤防へ工作物の縦断専用堤防へ樹木の植栽				掛川市における緑の精神回廊事業の推進を図るため	河川法第24条、第26条及び河川敷地の専用許可について(H11.8.5建設省河政発67)、河川敷地の占用許可について(H11.8.5建設省河政発68)による堤防への工作物及び植栽について	堤防へ工作物の縦断専用堤防へ樹木の植栽を認める		安全・安心・快適な堤防を活用した数歩み整備が難しい	国土交通省	1204080
1415	1415010	22	掛川市	22213	保留地販売促進特区	1	土地譲渡による償還についての規制の廃止と、有利子借入金の償還の優先				土地譲渡(財団法人が取得した未処分保留地の販売)による償還についての規制を廃止し、有利子借入金の償還を優先させ、未処分保留地の受け手である保留地管理法人の負担軽減と土地の処分(販売)価格を抑制するのと同時に処分(販売)を促進させるため。	都市開発資金の貸付に関する法律第1条第4項第3号の規定に基づいて貸付を受けているものに対しての償還について	土地譲渡(財団法人が取得した未処分保留地の販売)による償還についての規制を廃止し、有利子借入金の償還を優先させる。	土地地区面整理事業による未処分保留地を取得・管理・処分するために設立された保留地管理法人で、且つ掛川市生涯学習まちづくり土地条例による計画協定区域に指定されている地域であること。	譲渡した土地に係る貸付金を30日以内に償還するの、保留地管理法人の負担軽減にならないばかりか、事務煩雑となる。	国土交通省	1203280
1416	1416010	22	掛川市	22213	不動産登記簡素化特区	1	不動産登記手続の簡素化				公道内の未登記処理を推進するため不動産登記手続を簡素化し、公道上の土地権利関係を明確化させることにより、土地関係のトラブルを未然に防止するため。	不動産登記法の第四章登記手続の項に厳格に規定されている登記手続きについて	公道内に存在する相続登記未処理など個人名義の土地を本人の承諾なしに道路管理者が申請すれば、簡便で所有権移転を可能にする。公道内に関して、権利者の登記承諾書を活用しなくても登記手続を可能にする。		不動産登記法では第30条、第31条で権利者の登記承諾書の添付が義務付けられているので権利者の承諾なしには登記手続はできない。	法務省	0500060
1417	1417010	22	掛川市	22213	旧リゾート施設用地利活用特区	2	不動産登記法第146条の適用除外				農地の買収契約後仮登記され放置された土地について特区構想事業の円滑な推進のため、登記手続きを簡素化し所有権移転登記の円滑化を図る。	不動産登記法第146条により、仮登記の抹消や所有権移転につき、関係者の承諾書等が必要なことについて	農地の買収契約後仮登記され放置された土地について特区構想事業の円滑な推進のため、登記手続きを簡素化し所有権移転登記の円滑化を図る。	なし	現行の不動産登記法では、仮登記に係る所有権移転事務が煩雑で、事業推進の支障となる。	法務省	0500090
1417	1417020	22	掛川市	22213	旧リゾート施設用地利活用特区	3	特区地域内の農地法第3条許可に当たり、農地同士の交換を行う場合、農地法第3条許可基準に適合できないケースが想定され、円滑な事業推進ができないため、3条許可不要の扱いとし、事業の円滑な推進を図る。				農地法第3条及び同法施行規則第3条各号において3条適用除外の例が規定されていることについて	特区地域内の農地法第3条許可に当たり、農地同士の交換を行う場合、農地法第3条許可基準に適合できないケースが想定され、円滑な事業推進ができないため、3条許可不要の扱いとし、事業の円滑な推進を図る。	なし	現行の農地法のもとでは円滑な農地所有権の移動ができないことについて	農林水産省	1000370	
1417	1417030	22	掛川市	22213	旧リゾート施設用地利活用特区	01	構造改革特区の事業用地取得を円滑にするため、特区構想の事業全体を土地収用法第3条に定める事業とし、取得後の用地の土地利用計画が未確定であっても税法等の特例を適用することにより、事業を強力に支援推進できるようにする。				土地収用法第3条各号に掲載された事業しか、税法その他の特例が適用されないことについて	構造改革特区事業の円滑な推進のため、土地収用法第3条に適合する事業とし、税法その他の特例措置を導入し、事業の円滑な実施を図る。	なし	土地収用法第3条各号に掲載された事業しか、税法その他の特例が適用されないため、用地買収が円滑に推進できない。	国土交通省	1200020	
1418	1418010	22	掛川市	22213	道の駅・宿泊こし・さやの中山特区	1	農業振興地域の整備に関する法律第13条の適用除外				観光拠点づくりを行うにあたり、区域内の宗教法人の土地・建築物等の整備をするについては憲法第89条の弾力的解釈の要望とあわせ、農業振興地域内の観光施設の整備であっても、より迅速な事業を推進するため。	憲法第89条の解釈を、公の利益に供する事業については、公金の支出が出来るよう解釈し、あわせて農業振興地域の整備に関する法律第13条による手続きについて	宗教法人の敷地・建築物等を歴史的施設・観光施設として整備するにあたり、公金の支出が可能となるようにするとともに、駐車場・遊歩道の整備に際して、農業振興地域の整備に関する法律第13条の適用除外を可能とし、円滑な整備を実現する。		宗教団体への公の財産の利益供与禁止により、公金の支出ができない。農振地域における除却申請の許可に相当の時間がかり円滑かつ迅速な着手ができない。	農林水産省	1000750
1419	1419010	22	掛川市	22213	福祉の森構想特区	1	相続処理の代表相続人の選任				相続の複雑化から相続登記未処理の土地が点在していることにより、土地の処分もできないのが現状であるが、これを解消し地域の活性化を図るため。	相続処理の手続きを簡素化し、公共施設等の整備事業に迅速に対応できるように	代表相続人を選任し、この者による登記処理を可能にする。	特例の対象となる範囲を限定し、隣地所有者など地区住民から同意をもらう。	-相続が円滑に行われないため、買収事業や土地地区面整理事業など民間、公共ともに土地利用事業が滞りやすい状況となっている。 -その他、手をこまねいているうちに土地利用計画予定地に悪業者等が入り込み、混乱が生じ、計画が頓挫してしまう恐れがある。	法務省	0500010
1420	1420010	22	掛川市	22213	ねむの木・花と緑の福祉村特区	2	開発行為に係る調整池の緩和(都市計画法)				農地、山林を取得しての開発行為をするとき、現行法では、総面積に対する流出量により、調整容量が決められているが、当該事業においては、未開発区域が多く、開発区域のみの調整容量の調整池としたため。	都市計画法第33条第1項第3号に規定されている、排水路その他の排水施設について	当該事業は、農地、山林を取得しての開発行為であり、施設部分には少なく、農地、山林としてそのまま利用するため、流出量に合わせた調整池とした。		現行の都市計画法では、調整池面積の流出量で計算しているため、調整池の設置に多額の費用がかかる。	国土交通省	1200110
1420	1420020	22	掛川市	22213	ねむの木・花と緑の福祉村特区	3	福祉施設に併設する簡易宿泊施設に係る建築基準法の緩和				自然との共生を目指す、ねむの木と花と緑の福祉村では、ボランティアや協賛者が宿泊するための施設であり、過剰な設備を必要としないため、多額の設備投資を必要とする建築基準法に準拠した建築物は必要としない。また、公道から離れているため、建築場所への推進要件を緩和するため。	① 建築基準法第20条に構造耐力が規定されていることについて ② 建築基準法第43条に建築場所の推進要件について規定されていることについて	緑豊かな自然環境を有する福祉施設内に簡易宿泊施設等を建築するため、建築基準法の適用を緩和し、建築コスト等を削減することで、福祉施設運営の効率化を推進する。		現行の建築基準法のもとでは、推進を確保するため大規模な自然環境の改変を必要とし、建築物の構造耐力を確保するための多額の費用を必要とする。	国土交通省	1208210 1206530
1420	1420030	22	掛川市	22213	ねむの木・花と緑の福祉村特区	01	福祉施設拡大に係る代替農地取得要件の緩和(農地法)				農地を買収するにあたり、農地所有者が代替農地を取得するに、5,000㎡以上所有していないと取得できないことになっているが、当該地域に5,000㎡以下所有者の土地所有者があり、代替農地を希望している場合は、用地買収に支援をきたすため。	農地法第3条第1項の適用について	社会福祉施設用地として、買収に応じた者の代替地の取得にあつては農地法上の取得要件を緩和する。		現行の農地法では農地取得要件があるため、用地買収が円滑に推進できない。	農林水産省	1000152
1421	1421010	22	掛川市	22213	生涯教育委員会特区	1	教育委員会という名称を生産学習委員会とし教育委員と社会教育委員を併合し、生涯学習委員会と名称変更する。				生涯学習社会への対応をため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条で「都道府県、市町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く」と規定することについて	教育委員会を生産学習委員会とし、教育委員と社会教育委員の機能を併合し、生涯学習委員会と名称変更できるようにすること。		法律で「都道府県、市町村及び第23条に規定する事務の全部一部を処理する組合に教育委員会を置く」と規定されている。	文部科学省	
1422	1422010	22	掛川市	22213	地固混乱是正特区	1	特区内全域での現況主義による地籍調査事業の実施				集団和解に準じた方法での地籍調査の特区内全域の拡大と、地固混乱是正の進展をはかるため	公園修正主義で規制されている地籍調査について	関係者の同意に基づき現況主義で実施する	なし	地固混乱是正はそれぞれの調査区個別の協議案件であるため、協議に時間がかかり、担当者により判断が変わるなど対応に苦慮している。 現況時期に始まった土地制度は長年の経過により登記上の権利と現地の管理状況が遠く離れていくことが多く、公園修正主義の現行法では対応できない事が多い。現況主義による調査が実施できれば事業の大幅な進捗が期待できない。	法務省 国土交通省	0500100
1422	1422020	22	掛川市	22213	地固混乱是正特区	2	特区内の二級引替時の効力取得申請手続きの省略				効力取得確認申請により払い下げ決定後確認結果として表示しているが、事務量の増大、期間の長期化により事務の滞りが生じているため	財務省より法務省に消滅の申し出により、公園上から減失させることについて	対応していただき、地籍調査実施地区内の二級引替時効力取得確認申請事務を省くことで、事業の早期進捗を図る	なし	現行の申請方法は、事務量が大きく、期間も長期化する中で事業が進捗しない。	財務省 法務省	0500110 0700490

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1423	1423010	14	塩子市	14208	環境特区	1	山林に関する租税の緩和				・相続税が発生すると税の支払いのために、地権者が樹林地を売り払い、開発されてしまう場合があるため、良好な樹林地の保全をすることが困難であることから ・緑地保全地区の土地所有者は、市への買取請求が可能で、その際に譲渡所得税特別控除2万円を受け取ることが認められているが、公有地化の交渉を行う場合、譲渡所得税特別控除は、地権者にとって大きな判断材料となるが、対象規模が大きくなると、現在の控除額では不十分であることから	・相続特別措置法第70条4～6(農地に関する納税猶予)には農地等を都市公園の用に供した場合に係る相続税の納税猶予等の特別措置について ・相続特別措置法第34条第1項及び第2項第3号について	・山林関連についても、特別措置を定めてはめる ・都市公園事業では5千万円が控除されるため、都市公園事業と同じ控除額としたい	良好な山林の保全義務	現在の法制度の中では、相続が発生すると税の支払いのために、地権者が樹林地を売り払い、開発されてしまう場合がある。	財務省	0700600
1424	1424010	20	長野県	20000	無線システム活用特区	01	5GHz帯無線システムにおいて、長距離伝送のための中継接続を認める。				5GHz帯無線システムを構築する際に、長距離伝送の中継接続(2台以上の接続)を認めることにより、効率的な事業を図るため。	電波法施行規則第6条第4項第8号によれば、5GHz帯無線システムは電気通信業務を行うことを目的として開設された基地局と陸上移動局を接続されたものに限り認められている事項について。	基地局と陸上移動局の接続だけでなく、長距離伝送を可能とする中継接続(2台以上の接続)を認める。	5GHz帯無線システムの有効利用が図れない。	総務省	0405200	
1424	1424020	20	長野県	20000	無線システム活用特区	02	5GHz帯無線システムを自治体が提供する場合、2.4GHz帯無線システム等と接続した自治体のサービス提供を認める。				5GHz帯無線システム設置者(免許人)が、2.4GHz帯無線LAN(免許不要)や5GHz帯無線LANと接続した場合に、免許人がサービスを提供できない状況にあることから。	電波法施行規則第6条第4項第9号によれば、5GHz帯無線システムは電気通信業務を行うことを目的として開設された基地局と陸上移動局を接続されたものに限り認められている事項について。	自治体が5GHz帯無線システムの免許人であり、サービス提供者が同一者の場合は、サービス提供を認める。	5GHz帯無線システムの有効利用が図れない。	総務省	0405140	
1424	1424030	20	長野県	20000	無線システム活用特区	03	5GHz帯無線システムの周波数帯域の拡大を前倒しで認める。				5GHz帯無線システムにおける5.47～5.725GHzの周波数帯域については、H15年6～7月に予定されているWRC2003において国際割り当ての審議予定となっている。これを特区で前倒し実施することにより5GHz帯無線システムを活用したサービス及びビジネスの可能性についての研究開発・実証試験を可能とするため。	電波法施行規則第6条第4項第9号によれば、5GHz帯無線システムの周波数帯域は4.90GHz～5.00GHz又は5.03GHz～5.091GHzに定められている事項について。	5GHz帯無線システムにおける5.47～5.725GHzの周波数帯域について、無免許での無線システムで利用できるように、周波数割当計画等の省令及び告知等必要な制度整備を行う。	5GHz帯無線システムの有効利用が図れない。	総務省	0405150	
1424	1424040	20	長野県	20000	無線システム活用特区	04	2.4GHz帯無線システムの設置において、100mW機器の設置距離を緩和する。				2.4GHz帯無線システム(免許不要)の100mWの長距離機器設置において、中継接続する場合に効率的な事業を図るため。	ARIB(社団法人電波産業会)STD-66(第二世代小電力データ通信システム/ワイヤレスLANシステム標準規格)の規格により、100mWの長距離無線LAN機器を2台中継する場合、40m以上互いの設置場所を離すことが求められている事項について。	無免許で利用する2.4GHz帯無線システムであれば、ARIBの規格によらず緩和する。	2.4GHz帯無線システムの有効利用が図れない。	総務省	0405160	
1424	1424050	20	長野県	20000	無線システム活用特区	05	2.4GHz帯無線システムの出力基準を緩和する。				デジタルテレビの解消のため、山間へき地において無線LAN技術等を用いた無線インターネットアクセスが有効であるが、現在認められている2.4GHz帯の出力では1箇所のみからカバーできるエリアが狭く、山間へき地に十分に対応できない。	電波法施行規則第6条第4項第4号及び無線設備規則第49条の2(1)によれば、2.4GHz帯無線システムについて、無免許で利用できる出力の上限は、10mW/1MHz、空中線利得は12.14dBと定められている事項について。	基地局からカバーできるエリアを広く取るために、山間へき地において、2.4GHz帯無線システムが無免許で利用できる上限出力において、米田さまの4W(無指向性空中線利用)～10W(高指向性空中線利用)まで利用できるように、省令及び告知等必要な制度整備を行う。また、ビームの方向を電氣的に変えることが可能なフェーズドアンテナの利用を認める。	2.4GHz帯無線システムの有効利用が図れない。	総務省	0405170 0405180	
1424	1424060	20	長野県	20000	無線システム活用特区	06	電気通信事業者の規模基準を緩和する。				山間へき地における無線システムを活用した情報提供サービス事業を推進するため。	電気通信事業法第90条第1項第2号及び電気通信事業法施行規則第59条によれば、無線ネットワークを使用する5km以上の距離を行うには、第1種電気通信事業者の免許が必要であると定められている事項について。	山間へき地においては、5km以上であっても第2種電気通信事業者にも認められる。または、電気通信事業者の規模基準としている線路のこう長の総延長距離を拡大する。	無線システムの有効利用が図れない。	総務省	0405190	
1425	1425010	20	長野県	20000	携帯電話特区	01	①補助事業のスキームに位置付けられている事業者負担(事業費の1/6)を市町村が負担することを可能にする。 ②維持管理経費についても市町村で負担することを可能にする。				移動通信用鉄塔施設整備事業のスキームに事業者負担(事業費の1/6)が位置付けられているため、事業者から費用負担の同意が得られない限り補助事業が活用できない。	平成14年7月15日付け総務省通知「情報通信格差是正事業について」の3(3)、(5)で事業者負担を義務付けている点について	①補助事業のスキームに位置付けられている事業者負担(事業費の1/6)を市町村が負担することを可能にする。 ②維持管理経費についても市町村で負担することを可能にする。	補助事業のスキームに事業者負担(事業費の1/6)が位置付けられているため、事業者から費用負担の同意が得られない限り、補助事業を活用できない。	総務省	0400530	
1426	1426010	20	長野県		エココミュニケーション/創出特区	01	有機廃棄物処理施設の設置の緩和				一般廃棄物、産業廃棄物について有機廃棄物として同様の性質を持つものの運搬、処分等の許可手続きの簡素化を行い、小都市、小規模コミュニティ内へ有機廃棄物の処理に係る事業者の参入、施設設置を促進させ、コミュニティ内で循環するリサイクル体制の形成を図るため	同様の性質を持つ有機廃棄物であっても、運搬、処分、処理施設設置等の許可が一般廃棄物及び産業廃棄物それぞれ個別の手続きが必要なことについて	一般廃棄物、産業廃棄物について有機廃棄物として同様の性質を持つものの運搬、処分等の許可手続きについて一括で行うことができるようにする	一般廃棄物、産業廃棄物については同様の性質を持つものであっても個別の許可・取扱いが必要で、煩雑である	環境省	1300270	
1426	1426020	20	長野県		エココミュニケーション/創出特区	02	再生利用認定制度の要件緩和				現在特例の対象となっていない有機廃棄物のリサイクルをより広い範囲で適用するため	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2の再生利用認定制度の対象となっていない廃木材チップやコーヒーなどの団体に付いて	再生利用認定制度の要件を緩和し、コーヒーやチップ等団体に追加する団体を広く再生資源として活用できるようにする	再生利用が促進される廃棄物であっても再生利用制度で認定されているのは平成9年の厚生省告示のみのみである。	環境省	1300550	
1426	1426030	20	長野県		エココミュニケーション/創出特区	03	農地法の取得要件の緩和				有機廃棄物を使用しようとする個人や事業者に規定する農地法の農地取得要件を緩和することにより、地肥等の利用範囲を広げ、有機廃棄物のリサイクルをより積極的に進めるため	農地法第3条において、個人が農地を取得するには50アール以上の面積が必要とされる事項について	有機廃棄物のリサイクルにより生産された堆肥を使用しようとする個人や事業者に対して農地法の農地取得要件(規模要件)を緩和する	農地の権利移動については、原則として農業生産法人以外の法人が農地を保有する場合、許可されない	農林水産省	1000350	
1426	1426040	20	長野県		エココミュニケーション/創出特区	04	食品リサイクル認定事業者の規制緩和			独自に事業者認定要件から規模的なものを緩和あるいは撤廃し、小規模事業者を積極的に認定し、廃棄物処理法の特例対象とする	認定の目安から事業者の処理能力に係る事項を緩和あるいは撤廃し、小規模で広域的に活動を行う事業者を特例対象として引き上げる。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令第3条第2項により、その登録は1日当たり1トン以上と定められていることについて	廃棄物処理法の特例措置の対象となる認定事業者に小規模事業者が参入できるよう処理能力や事業規模に関する記述を緩和する	再生利用事業者の登録は1日当たり1トン以上と定められており、小規模事業者には廃棄物処理法の特例が受けられない。	農林水産省 環境省	1002060 1300700	
1427	1427010	20	長野県	20000	アグリバイオマス活用特区	01	バイオマス燃料製造における、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃そう法)の規制の緩和(撤廃)				農業系から排出される有機性残渣等の資源の再利用が排出者、利用者双方から高まっている。また、バイオディーゼルの普及により、環境負荷の軽減や地球温暖化対策が推進される。	農業系をバイオマス燃料原料として活用する場合の廃そう法の規制の緩和(撤廃)。	廃そう法により、燃料原料(廃棄物)の排出者またはその利用者(有償物としての利用)のどちらかが、経費を支出しているが、廃棄物を有償物としてバイオマス燃料を活用する場合は、排出者側及び利用者側双方に経費支出が伴わないよう(産業廃棄物としての規制を受けないよう)廃そう法の規制を緩和する。	排出者側または利用者側が経費支出を伴わない形で、燃料として活用できない	環境省	1300450	
1427	1427020	20	長野県	20000	アグリバイオマス活用特区	02	バイオ燃料と軽油の混合使用による軽油に対する混合割合に応じた軽油引取税課税				環境に良いバイオディーゼルの使用促進のためバイオディーゼルの非課税化	地方税法第7百条の2の3の2の軽油引取税が課せられる引取が行われる前に炭化水素油以外のものを混和した場合には、その混和に生じたものを前項第一号の軽油とみなすことについて	二酸化炭素の排出が少ないバイオディーゼルを軽油に混和した水素油以外のものを混和した場合には、その混和に生じたものを前項第一号の軽油とみなすことについて	軽油と混和した場合全量に対して軽油引取税が課税される	総務省	0403260	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1428	1428010	20	長野県	20000	食品リサイクル促進特区	01	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第9条の8第1項及び法第15条の4の2第1項の規定による再生利用の特例の拡大	13160	A	有価・無償に関わらずリサイクルを容易に行えるようにするため、再生利用の特例を拡大するとともに、認定権限を環境大臣から都道府県知事等に委譲する。	法第9条の8第1項及び法第15条の4の2第1項の規定による再生利用の特例の拡大 「食用油」のうち食用油由来のものについて、再生利用を図る「一般廃棄物」又は「産業廃棄物」として、法施行令第2条第4号に規定する「食品製造業、医薬品製造業又は畜料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不棄物」のうち大豆等の穀物由来のものについて、再生利用を図る「産業廃棄物」として、それぞれ環境省告示を改正することにより、有価・無償に関わらず、食品廃棄物のリサイクルを促進する。	法施行令第2条第4号に規定する「食品製造業、医薬品製造業又は畜料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不棄物」のうち大豆等の穀物由来のもの及び同条第13号に規定する「食用油」のうち食用油由来のもの 法第9条の8第1項及び法第15条の4の2第1項の規定による再生利用の特例の認定権限	法第9条の8第1項及び法第15条の4の2第1項の規定による再生利用の特例の拡大 次に掲げるものについては、再生利用を図る「一般廃棄物」又は「産業廃棄物」として環境省告示を改正する。この場合、法施行規則第6条の2から同規則第6条の8までの規定及び同規則第12条の1の2から同規則第12条の1の2の7までの規定並びに関係する条文のうち、必要な部分については併せて改正する。 法施行令第2条第4号に規定する「食品製造業、医薬品製造業又は畜料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不棄物」のうち大豆等の穀物由来のものについては、再生利用を図る「一般廃棄物」又は「産業廃棄物」として指定されていないため、それを無償で原料として利用する場合には、収集、運搬、保管等に係る許可、処理施設の許可を受けることが必要であり、その一方で有価で原料として利用すればコストが高くなる。	法施行令第2条第4号に規定する「食品製造業、医薬品製造業又は畜料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不棄物」のうち大豆等の穀物由来のもの及び同条第13号に規定する「食用油」のうち食用油由来のもの これらについては、法第9条の8第1項及び法第15条の4の2第1項の規定による再生利用を図る「一般廃棄物」又は「産業廃棄物」として指定されていないため、それを無償で原料として利用する場合には、収集、運搬、保管等に係る許可、処理施設の許可を受けることが必要であり、その一方で有価で原料として利用すればコストが高くなる。	環境省	1300540	
1429	1429010	20	長野県	20000	長野ルネッサンス特区	01	都市計画法・建築基準法における地域地区等の適用除外と新たな地域地区の制定			地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため景観法で指定した特に重要な区域において以下のとおりとする。 ①用途地域に定める事項を以下の建築基準法の規定を緩和した数値等を含み、現行のその他地域地区で定める内容を景観法により一元化した内容により指定できるようにする。 ②用途地域において、混在用途を取り払い、単体の制限ができるようにする。 ③容積率数値を、定められた制限値以外で選択できるようにし、地域の良好な環境等を確保する。 ④建ぺい率数値を、定められた制限値以外で選択できるようにし、地域の良好な環境等を確保する。 ⑤絶対高さ制限、道路斜線制限及び隣地斜線制限を取り払い、新たな絶対高さ制限を導入し、地域の良好な環境を確保する。	都市計画法第8条 建築基準法第48条、第52条、第53条、第55条及び第56条の規定について	地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、建築基準法における用途地域等の基準を変更できるようにする。	条例制定	全国一律の用途地域等の制限となっている。	国土交通省	1203500	
1429	1429020	20	長野県	20000	長野ルネッサンス特区	02	都市計画法における都市計画を定める者			地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため景観法で指定した特に重要な区域においては、地域地区に係る都市計画は景観法で定める。	都市計画法第15条	景観法で指定した地域の基準に適合する種条例制定者である景観法が都市計画も同様で定める		美しい国土の統一した基準が必要であるが、市町村毎に考えが異なる。	国土交通省	1203620	
1429	1429030	20	長野県	20000	長野ルネッサンス特区	03	建築基準法における防火構造技術基準の適用除外			地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため景観法で指定した特に重要な区域に準防火地域が含まれる場合、木造建築物の構造の制約をなくし、建築物の価値の増大を図る。	建築基準法第62条	地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため景観法で指定した特に重要な区域に準防火地域が含まれる場合、木造建築物等に特に関与する規定の適用を除外する。	条例制定(消防設備の充実)	準防火地域では木造建築物に対して規制が加えられている。	国土交通省	1206520	
1429	1429040	20	長野県	20000	長野ルネッサンス特区	04	公共施設の管理者の同意等の規定の適用除外			①地域の実情に応じて必要な公共施設管理者を追加できるようにする ②新設公共施設についても同意を義務付けできるようにする	都市計画法第32条による公共施設管理者の同意等の規定について	開発行為に関係のある公共施設管理者の意向を反映できるようにする	条例制定	協議を要する公共施設が限定されており、新設公共施設については同意を義務付けられていない	国土交通省	1200050	
1429	1429050	20	長野県	20000	長野ルネッサンス特区	05	条例による開発許可基準の強化、緩和規定に関する基準の適用除外			①地域の実情に応じた許可基準を定められるようにする ②300m以上の敷地最低規模規制ができるようにする	② 都市計画法に基づく開発許可基準を地方公共団体の条例で強化・緩和についての基準が定められている事項について	地域の特性を活かしたまちづくりを進められるよう法律の許可基準を変更できるようにする	条例制定	条例によって変更しうるのは政令に定められた基準に従って定められた範囲に限定されている	国土交通省	1200090	
1429	1429060	20	長野県	20000	長野ルネッサンス特区	07	農業振興地域整備計画変更手続きの緩和			農業振興地域整備計画の変更の届出期間及び届出申請料を免除することにより、住民主体のまちづくりが進められ、手続きの重荷が解消される	農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において定められている事項	市町村農業振興地域整備計画の変更にあつては県知事同意及び公告報告の手続きを免除する		自主事務である市町村農業振興地域整備計画の変更は都道府県知事の同意を必要としている	農林水産省	1000780	
1429	1429070	20	長野県	20000	長野ルネッサンス特区	08	伐採届の廃止			森林を地域の実情に応じて管理を行う	森林法第10条の8において伐採届を提出する事項	届出を廃止し、地域住民の意向を反映した森林管理を行い、生活環境を維持継続できるようにする	条例の制定	森林の利活用は、地域住民の意向が反映されていない	農林水産省	1003010	
1429	1429080	20	長野県	20000	長野ルネッサンス特区	09	自然公園内の工作物の新設等許可の規定の適用除外			地域の実情に応じた許可基準を定められるようにする	自然公園法第17条、第20条による工作物の新設等の許可について及び自然公園法に基づく開発許可基準	地域の特性を活かしたまちづくりを進められるよう新たな基準を新設する	条例制定	法に基づく許可基準を満たした工作物であれば、地域住民の意向に沿わない工作物であっても新設等が可能となる点	環境省	1300050	
1430	1430010	20	長野県	20000	ウッデーパーク推進特区	01	建築基準法の木造建築物(学校等公共建築物)に対する規制を緩和			学校等の公共建築物について、地域の環境に相応しい木造をすすめることにより、森林整備、木材の生産、加工、木造施設整備に至る地域産業を育成する。	・ 建築基準法第21条の2に規定する3000m ² 以上の面積の木造建築物の制限について ・ 建築基準法第27条の別表1に規定する、学校等の2,000m ² 以上の木造面積制限について	・ 建築基準法第21条の2に規定する木造面積の3000m ² の制限について緩和する。 ・ 建築基準法第27条の別表1に規定する、学校等の木造面積制限の2,000m ² について緩和する。		・ 学校等の木造に限り、2000m ² (準耐火建築物)では、3000m ² を超えた場合、防火型等を設けることが一律義務づけられている。 ・ 耐火性能検証法又は大臣認定を受ければ可能となっているが、経費・期間等の問題から現実的には困難である。	国土交通省	1206230	
1431	1431010	20	長野県	20000	公営住宅の社会的弱者支援特区	01	公営住宅への入居に係る同居親族要件の緩和			公営住宅の入居資格の問題種族要件を取り払うことにより、友人同士など親族以外でも共同生活ができるようになる。 単身入居に比べて、病気やけをした場合などの対応ができ、独り暮らしの老人、障害者等が孤独ではない生活ができる。	公営住宅法第23条において、入居資格が定められている事項	公営住宅の入居資格以外(個人同士による親族以外の者)を入居できるようにする。		同法第23条では、入居資格を有する者以外は入居できない。	国土交通省		
1431	1431020	20	長野県	20000	公営住宅の社会的弱者支援特区	01	公営住宅への入居に係る公募要件の緩和			DV被害者等に対する公募要件を取り払うことにより、緊急避難的に公営住宅を利用することができるようになる。	公営住宅法第22条において、入居者の募集方法が定められている事項	DV被害者が公募によらず公営住宅に入居できるようにする。		公営住宅法第22条では入居者の募集は原則、公募しなければならない。	国土交通省	1206010	
1432	1432010	20	長野県	20000	高齢者のための出張・美容室特区	01	理・美容所以外の場所で業務を行うことができる範囲の緩和			65歳以上の高齢者に対して、社会福祉施設等出張・美容室とし、理・美容が行えるようにする。	「理容師法及び美容師法の出張業務について(昭和41年8月1日環南第5088号 厚生省環境衛生局環境衛生課長)」における「都道府県知事が特別の事情があるものとして定める場合」の出張業務範囲について 「都道府県知事が特別の事情があるものとして定める場合」は、山間へき地に居住するものに対してその居住地で実施を行う場合、社会福祉施設その他の収容施設においてその収容者に対して実施を行う場合、演習人等に対して出演等の直前に実施を行う場合等、理容師法施行令第4条又は美容師法施行令第4条の第1号及び第2号に規定する場合に準ずる場合に限られるものである。	理・美容所以外の場所において業務を行うことができる範囲に、高齢者に対して社会福祉施設等出張・美容室として理・美容を行う場合を導入する。	出張理・美容室においても、理・美容所に準じた衛生措置を講ずることとする。	理容師法第6条の2及び美容師法第7条により、理・美容所以外における営業を禁じており、また、理・美容所以外の場所で業務を行うことができる場合として、理容師法施行令第4条第3号及び美容師法施行令第4条第3号に規定する「都道府県知事が特別の事情があるものとして定める場合」は、厚生省環境衛生局環境衛生課長通知により、山間へき地居住者、社会福祉施設等入居者、演習人等に対して理・美容を行う場合に限定しており、これらに該当しない場合は出張理・美容を行うことはできない。	厚生労働省		
1433	1433010	20	長野県	20000	高速道路改革特区	01	国道19号の夜間大型車等の通行禁止に伴う影響山トンネル危険物積載車両の通行規制緩和			一般道路から高速道路へ交通の転換等を促進することにより、道路の有効利用を図るとともに沿線環境の改善や渋滞緩和、交通安全対策などの課題を解決し、木曾地域の振興、活性化を図る。	道路法	・安全対策等の整ったトンネルを規制の対象外とする。			国土交通省	1205180	
1433	1433020	20	長野県	20000	高速道路改革特区	02	国道19号の夜間大型車等の通行禁止に伴う影響山トンネル危険物積載車両の通行規制緩和			一般道路から高速道路へ交通の転換等を促進することにより、道路の有効利用を図るとともに沿線環境の改善や渋滞緩和、交通安全対策などの課題を解決し、木曾地域の振興、活性化を図る。	道路整備特別措置法	・地域の実情にあった料金制度への転換を図る。			国土交通省	1205170	
1434	1434010	20	長野県	20000	市民政府特区	01	地方公務員の営利企業等の従事制限の特例			職員が公的に従事する時間を減らすことにより、市民の行政運営への参画機会を増やす。この勤務時間の減少が職員のライフスタイルにもともな有意義なものとなるよう。	地方公務員法第38条において、職員の営利企業等従事に任命権者の許可がある人事委員会規則による許可基準という制限について、	当該制限に特例を設け、副業など職員の営利企業等従事を可能とする。	従事の範囲については、厳しい雇用情勢とのバランスに配慮する。	職員の営利企業等の従事については、地方公務員法第38条に任命権者の許可が必要と定められており、また、許可の基準は人事委員会規則で定めるところとされており、制限が設けられている。	総務省	0401100	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1434	1434020	20	長野県	20000	市民政府特区	02	地方公務員の勤務条件(勤務時間の根本基準の特例)			職員が公務に従事する時間を減らすことにより、市民の行政運営への参画機会を増やすため。	職員が公務に従事する時間を減らすことにより、市民の行政運営への参画機会を増やすため。	地方公務員法第24条において、職員の勤務時間は国及び他の地方公共団体との均衡を失わないようにすることとされており、結果として週に平均して1週40時間とされていることについて。	当該規定に特例を設け、1週40時間を下回る勤務時間の設定も可能とする。		職員の勤務時間については、地方公務員法第24条の規定により、国及び他の地方公共団体との均衡を失わないようにすることとされており、1週40時間を下回る勤務時間の設定はできない。	総務省	0401040
1434	1434030	20	長野県	20000	市民政府特区	03	新たな短時間勤務制度の創設			職員が公務に従事する時間を減らすことにより、市民の行政運営への参画機会を増やすため。	職員が公務に従事する時間を減らすことにより、市民の行政運営への参画機会を増やすため。	地方公務員法第22条に定められている臨時的任用によらず、	ライフステージに応じた多様な就業形態を提供することにより、多様で有能な人材を活用できるよう、同一価値労働同一賃金という考え方のもとで、短時間であっても責任と一貫性のある業務に就ける任用制度を創設する。		臨時的任用については、地方公務員法第22条の規定により最長1年とされており、本格的な業務に就くことができない状況にある。	総務省	0401041
1434	1434040	20	長野県	20000	市民政府特区	04	退職年金の支給資格の緩和			公務員についても人生設計の選択権を増やし、人材の流動化を促進することにより、市民の行政運営への参画機会を増やす。	公務員についても人生設計の選択権を増やし、人材の流動化を促進することにより、市民の行政運営への参画機会を増やす。	地方公務員等共済組合法第78条において、退職年金は組合員期間が25年以上ないと支給できないとされていることについて。	当該規定に特例を設け、組合員期間が25年を下回っても、その期間に応じた支給を可能とし、若い年代での転職等を支援する。		退職年金については、地方公務員等共済組合法第78条において、組合員期間が25年以上ないと支給できないこととされており、人材の流動化が図られない一因となっている。	総務省	0401020
1434	1434050	20	長野県	20000	市民政府特区	05	地方公務員の休職の特例			職員の能力開発等のための自主休職を認めるとともに、公民の人材交流を促進し、市民の行政運営への参画機会を増やす。	職員の能力開発等のための自主休職を認めるとともに、公民の人材交流を促進し、市民の行政運営への参画機会を増やす。	地方公務員法第28条の規定により、職員はその意に反した休職しかできない仕組みとなっている。	当該規定に特例を設け、自主的な能力開発等のための自主的な休職を可能とする。		休職については、地方公務員法第28条の規定により、職員の意に反した場合にしか認められないため、自主的な能力開発等の場合は公務員の身分が継続しない虞いとならざるを得ない。	総務省	0401050
1435	1435010	20	長野県	20000	学校法人設立認可条件緩和特区	01	学校法人の施設・設備及び財産要件の緩和			学校法人を設立し、新しいタイプの学校教育を実現するために、	学校法人を設立し、新しいタイプの学校教育を実現するために、	私立学校法第25条等において規定される校地校舎等の自己所有要件等の規制について。	校地校舎等の借借用を認める。		現状の学校法人の設立認可条件は、学校の継続性を重視するあまり、過大なスペックを要求している。都道府県が定める条件を緩和しても、国の通知により設備の自己所有が必要となっている。	文部科学省	
1436	1436010	20	長野県	20000	高齢者年金活用特区	04	年金関係法令に規定されている「年金の担保提供」禁止規定の廃止			長野県中小企業制度資金の貸付について、年金を担保とすることができるように	長野県中小企業制度資金の貸付について、年金を担保とすることができるように	地方公務員等共済組合法第51条による年金受給権の担保禁止規定について	県中小企業制度資金の融資については、年金を担保とすることを容認する。		年金受給者が、事業資金を確保しようとする場合、一般的に担保を求められるが、不動産等を有しない場合、事業資金の確保が困難である。なお、国民生活金融公庫、社会福祉・医療事業団が行なう貸付は、年金を担保とすることが特例で認められている。	総務省	0401030
1436	1436020	20	長野県	20000	高齢者年金活用特区	01	年金関係法令に規定されている「年金の担保提供」禁止規定の廃止			長野県中小企業制度資金の貸付について、年金を担保とすることができるように	長野県中小企業制度資金の貸付について、年金を担保とすることができるように	国民年金法第24条による年金受給権の担保禁止規定について	県中小企業制度資金の融資については、年金を担保とすることを容認する。		年金受給者が、事業資金を確保しようとする場合、一般的に担保を求められるが、不動産等を有しない場合、事業資金の確保が困難である。なお、国民生活金融公庫、社会福祉・医療事業団が行なう貸付は、年金を担保とすることが特例で認められている。	厚生労働省	
1436	1436030	20	長野県	20000	高齢者年金活用特区	02	年金関係法令に規定されている「年金の担保提供」禁止規定の廃止			長野県中小企業制度資金の貸付について、年金を担保とすることができるように	長野県中小企業制度資金の貸付について、年金を担保とすることができるように	厚生年金法第41条による年金受給権の担保禁止規定について	県中小企業制度資金の融資については、年金を担保とすることを容認する。		年金受給者が、事業資金を確保しようとする場合、一般的に担保を求められるが、不動産等を有しない場合、事業資金の確保が困難である。なお、国民生活金融公庫、社会福祉・医療事業団が行なう貸付は、年金を担保とすることが特例で認められている。	厚生労働省	
1436	1436040	20	長野県	20000	高齢者年金活用特区	03	年金関係法令に規定されている「年金の担保提供」禁止規定の廃止			長野県中小企業制度資金の貸付について、年金を担保とすることができるように	長野県中小企業制度資金の貸付について、年金を担保とすることができるように	国家公務員共済組合法第49条による年金受給権の担保禁止規定について	県中小企業制度資金の融資については、年金を担保とすることを容認する。		年金受給者が、事業資金を確保しようとする場合、一般的に担保を求められるが、不動産等を有しない場合、事業資金の確保が困難である。なお、国民生活金融公庫、社会福祉・医療事業団が行なう貸付は、年金を担保とすることが特例で認められている。	財務省	
1437	1437010	20	長野県	20000	ミニワイナリー特区	01	酒類の製造数量制限の緩和			酒税法上の製造数量制限の規定により、一定規模以上でなければワイン等を醸造することができず、農園レストランや農家民宿等において自家製ワインを提供できないことから、	酒税法第7条第2項第7号において、6キロリットルとされている果実酒類の製造数量制限について	レストラン、民宿内等においてもつばら飲用に供し、または販売するため、当該営業所敷地内においてワイン等果実酒を醸造する場合は、当該規定を適用しない。		果実酒類の製造数量制限については、酒税法第7条第2項により、6キロリットルと定められており、農園レストランや農家民宿では、自家製ワイン等に提供できない。	財務省	0700140	
1438	1438010	20	長野県	20000	ブック・CDディスカウント特区	01	著作権再販価格維持制度の実施期間の短縮			書籍、雑誌、CD等、著作権の再販価格維持制度の実施期間を短縮し、一定期間経過後の販売店による値引き販売を可能とするため	「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(独占禁止法)第23条による著作権の再販価格維持制度について	実施期間の上限を定め、現行よりも発売から短期間で販売店が値引きできることとし、著作権者の自由な価格競争を可能にする。		著作権の再販価格の決定、維持については、独占禁止法第23条において同法の適用除外が定められており、販売店において値引きができない。	総務省(公取委)		
1439	1439010	20	長野県	20000	グリーンツーリズム推進特区(白バス特区)	01	道路運送法の一般旅客自動車運送事業の許可の緩和(都市と農村の交流を目的とする場合に、白バス営業を可能とする。)			都市と農村の交流を促すため、地域観光協会等による安価な観光バス営業等の需要が高まっている。また、農家民宿を有する農村部は公共交通機関が乏しく、地域観光を推進する障害となっている。	都市と農村の交流を促すことを目的とした、アグリツーリズムを推進するための一般旅客運送事業許可の緩和	道路運送法の有償運送に係る規制の緩和(都市と農村の交流を目的とする場合に、白バス営業を可能とする。)		旅客運送業の営業許可が必要であり、過疎地域を含めた農村における旅客運送が制約されている。	国土交通省	1208130	
1440	1440010	20	長野県	20000	無料職業紹介特区	01	無料職業紹介事業に関する許可制から届出制への移行			特区における無料職業紹介を促進することにより、経済状況の変化に適合した産業、企業間、職種間の労働力の円滑な移動を推進し、産業競争力を強化するとともに雇用の安定を図るため	職業安定法第33条において、学校等届出のみでできる者以外は厚生労働大臣の許可が必要であるとされている無料職業紹介事業について	厚生労働省が次期通常国会へ許可制から届出制への移行に関する法案提出を検討している。商工会議所等特別の法律に基づいて設立された団体に加入、企業を構成員とする社団法人についても、その構成員のために行う無料紹介事業を許可から届出制へと移行させる。		職業安定法第33条において、無料職業紹介制度は学校等届出のみでできる者以外には厚生労働大臣の許可が必要とされている。	厚生労働省		
1441	1441010	20	長野県	20000	障害者雇用促進特区	01	商法または有限会社法の最低資本金の規定の例外的な引き下げ。			商法または有限会社法の最低資本金の規定の例外的な引き下げ。株式会社(1,000万円～300万円) 有限会社(300万円～100万円)	商法第160条の4、有限会社法第9条、により最低資本金が規定されている	株式会社、有限会社の設立要件を緩和する。		障害者の雇用を確保し、なお投資のとれるビジネスを企業しようとする者が株式会社等を設立する場合、資本金の確保が困難	法務省	0500170	
1441	1441020	20	長野県	20000	障害者雇用促進特区	02	地方自治法の随意契約範囲の拡大			地方自治法の随意契約範囲の拡大	地方自治法第167条の2第1項の別表5の6に定められる随意契約の範囲について	障害者個人・上記規制緩和により設立した法人への随意契約範囲を拡大し契約を増加させる。		障害者等の受注機会の減少	総務省	0400240	
1441	1441030	20	長野県	20000	障害者雇用促進特区	03	社会福祉法の通所授産施設を運営する法人の資産要件の緩和(引き下げ)。			社会福祉法の通所授産施設を運営する社会福祉法人の資産要件の緩和(引き下げ)。	社会福祉法人の認可について(H12.12.1厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・保健・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知)別紙1第2の2資産の区分(1)イ。障害者に係る小規模通所授産施設を経営する社会福祉法人に関する資産要件等について(H12.12.1厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)1の①により定められる社会福祉法人設立の資産要件について	社会福祉法人(通所授産施設の運営)の設立要件を緩和する。		通所授産施設を行う社会福祉法人の設立に資産要件がある	厚生労働省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1442	1442010	20	長野県	20000	株式会社医療参入特区	01	株式会社の医療参入				株式会社医療参入を認めることにより、医療に関する患者の選択の幅を広げるとともに、医療機関が患者満足度の向上のために相互に競い合い、創意工夫する土壌を育むことで、患者によりよい医療が提供できる。	株式会社立病院の開設許可 医療法第7条1項 病院を開設しようとするとき、医師及び歯科医師でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事の許可を受けなければならない。(中略) 5 営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、前項の規定にかかわらず、第1項の許可を身えないことができる。 医療機関の開設者の確認及び非常利性の確認について(平成5年2月3日付け総務省令第9号 厚生省健康政策局長総務・指導課長連名通知) (注脚) 第1 開設許可の審査に当たった確認事項 2 非常利性に関する確認事項等 (1) 医療機関の開設主体が営利を目的とする法人でないこと。 ただし、専ら当該法人の職員の福利厚生を目的とする場合はこの限りでないこと。 (2) 医療機関の運営上生じる剰余金を役員や第三者に配分しないこと。 (3) 医療法人の場合は、法令により認められているものを除き、収益事業を経営していないこと。(以下略)	株式会社立病院の開設許可をなし、株式会社の医療参入を認める。	株式会社等の営利法人が開設する病院の開設が制限されている。	厚生労働省		
1443	1443010	20	長野県	20000	広告規制撤廃特区	01	広告規制撤廃				医療機関の広告における規制があるために、医療機関が自由に広告ができます。患者が医療機関を選択するに充分な情報を得られない状況にあることから、	医療法第69条第1項、同法第71条第1項により、医療機関の広告が制限されている事項について、	広告規制を撤廃し、医療機関が現在より幅広い広告ができるようにする。	医療機関が広告できる項目が、法律により限定されている。	厚生労働省		
1444	1444010	20	長野県	20000	混合診療解禁特区	01	「混合診療の禁止」の規制を緩和				○ 一般的な医療は公的保険で幅広くカバーすべきと考え、既に国際標準となっている製剤や手術法などは混合診療を認めて、患者負担を軽減する必要がある。 ○ 厚生労働省は、先端的治療については、高度先進医療制度の指定要件の見直しで対応しているが、当該制度では迅速な対応は困難と予想される。	○ 混合診療の禁止によって、通常行われる診察や検査等の診療がすべて自己負担となり、患者に著しい不利をもたらしている。 ○ 患者にとって幅広い選択を促すことができ、また、医療機関にとって、公的保険以外の収入を得られることから	医療保険制度において、原則として認められていない「一疾患に対する一連の診療行為において、保険診療と自由診療を併用」する混合診療について	保険医療機関が実施することを容認する。		厚生労働省	
1445	1445010	20	長野県	20000	乳幼児公費負担医療化特区	01	社会保険診療報酬支払基金の取扱い業務の範囲の緩和				乳幼児に対する医療費の軽減は、全国すべての自治体で実施されている政策であるにもかかわらず、社会保険診療報酬支払基金が支払業務を受託することができないため、市町村においては、事業効果が不十分な償還払い方式での対応を余儀なくされたり、本来必要でない事務処理を医療機関や国民健康保険団体連合会に依頼しているのが現状である。こうした不合理的状況の改善のために規制の特例を設ける必要がある。	社会保険診療報酬支払基金法第13条第3項に基づき、社会保険診療報酬支払基金が取り扱うことができる業務を定めた昭和52年9月26日付け厚生大臣告示で定める。社会保険診療報酬支払基金の取扱い業務について	当該取扱い業務に、市町村の条例規定による3歳未満の者に係る医療の給付を加え、社会保険診療報酬支払基金が扱えることができる業務の範囲を拡大する。	社会保険診療報酬支払基金が取り扱うことができる業務については、社会保険診療報酬支払基金法第13条第3項に基づく昭和52年9月26日付け厚生大臣告示により制限的に列挙されており、市町村が実施している乳幼児医療費助成事業については委託することができない。	厚生労働省		
1446	1446010	20	長野県	20000	生涯健康都市形成支援特区	01	国立大学教員等の民間企業役員等兼業の人事院の承認要件の緩和	2211	C-1	国立大学教員等が民間企業の役員等を兼業して研究開発・技術指導を効率的に行い、ベンチャー企業の創業、育成を推進するため	国立大学教員等が民間企業役員等を兼業する際、その承認要件を緩和し、その申請手続きの簡便化することにより、ベンチャー企業の創業、育成を促進する。	国家公務員法第103条による国立大学教員等の民間企業役員等兼業の承認要件について	国立大学教員等が民間企業役員等を兼業する際の人事院の承認要件を緩和する。	国立大学教員等が民間企業の役員等を兼業することは、制限されているため、大学教員等が大学発ベンチャー企業の役員になることは容易ではない。	文部科学省 【人事院】	200120	
1446	1446020	20	長野県	20000	生涯健康都市形成支援特区	02	農業生産法人の要件の緩和	10101	C-1	農地取得できる農業生産法人に食品開発研究型企業を加えることにより当該企業が農業(原材料)生産をできるようにするため	原材料の生産を行いながら機能性食品の研究開発を行う食品研究開発型企業を農地取得できる農業生産法人に位置付ける。	農地法第2条第7項の規定による農地取得が認められる農業生産法人の要件について	食品研究開発型企業が農地取得できるように農業生産法人の要件を緩和する。	農地取得が認められる農業生産法人については、その法人形態、事業範囲、構成員、役員について厳しい要件を満たすものに限られているため、食品研究開発型企業が農地取得、農業経営・生産をすることができない。	農林水産省	100020	
1446	1446030	20	長野県	20000	生涯健康都市形成支援特区	03	特別用途食品の許可手続きの簡便化	9406	D	特別用途食品の許可手続きが煩雑で、許可審査に相当の時間を要しており、食品関連メーカーから迅速な対応を求める要望が強い	特区内の地場食品製造(加工)企業が健康の維持増進に有効な食品について迅速に特別用途食品(特定保健用食品)の許可を取得できて、早期に新商品化、新たな市場(需要)開拓が促進されるように	厚生労働省医薬品部食品保健部長通知により定められている特別用途食品(特定保健用食品)許可審査の標準的事務処理期間(6月)について	当該標準的事務処理期間を短縮する。(6月 → 3月)	特別用途食品の許可手続きが煩雑で、許可審査に相当の時間を要しているため、迅速な特別用途食品(特定保健用食品)の商品化、研究開発の推進に支障を来している。	厚生労働省		
1446	1446040	20	長野県	20000	生涯健康都市形成支援特区	04	医療用具・医薬品の承認審査の迅速化	9212	D	医療用具・医薬品の承認審査にかなりの時間を要しており、医療機器メーカーから迅速な対応を求める要望が強い	特区内の医療関連企業が画期的な医療機器・医薬品について迅速に医療用具・医薬品の製造承認を取得できて、早期に新商品化、新たな市場(需要)開拓が促進されるように	厚生省業務局長通知により定められている医療用具承認審査の標準的事務処理期間(1年)について	当該標準的事務処理期間を短縮する。(1年 → 6月)	医療用具・医薬品の製造承認審査にかなりの時間を要しているため、医療機器・医薬品の商品化、研究開発の推進に支障を来している。	厚生労働省		
1447	1447010	20	長野県	20000	テクノロジーゾーン特区	01	国立大学教員等の民間企業役員等兼業の人事院の承認要件の緩和	2211	C-1	国立大学教員等が民間企業の役員等を兼業して研究開発・技術指導を効率的に行い、ベンチャー企業の創業、育成を推進するため	国立大学教員等が民間企業役員等を兼業する際、その承認要件を緩和し、その申請手続きの簡便化することにより、ベンチャー企業の創業、育成を促進する。	国家公務員法第103条による国立大学教員等の民間企業役員等兼業の承認要件について	国立大学教員等が民間企業役員等を兼業する際の人事院の承認要件を緩和する。	国立大学教員等が民間企業の役員等を兼業することは、制限されているため、大学教員等が大学発ベンチャー企業の役員になることは容易ではない。	文部科学省 【人事院】	200120	
1447	1447020	20	長野県	20000	テクノロジーゾーン特区	02	国立大学施設の利用促進	8843-002	C-1	地方自治体等が国立大学敷地内に産学官研究交流施設を設置する際の経費負担を軽減し、研究交流施設整備を促進するため	自治体、民間企業が国立大学の施設を簡便使用できるようにその許可要件を緩和し、その申請手続きを簡便化することにより、民間企業の研究開発、研究技術交流の促進を図る。	研究交流促進法第11条による国立大学施設の民間企業による廉価(時価の5割以内)での利用の許可要件について	研究交流促進法第11条による国立大学施設の民間企業による廉価(時価の5割以内)での利用の許可について、両施行令に定める許可要件を緩和する。	研究交流を目的として国立大学敷地内に設置した地方自治体の施設については、敷地利用料が50%までしか減免されていない。	文部科学省		
1447	1447030	20	長野県	20000	テクノロジーゾーン特区	03	関税の簡易申告制度における指定貨物の要件の緩和				関税の簡易申告制度における指定貨物について、商品のモデル・規格変更が著しい実情に合わせて、迅速かつ円滑に指定されるように	関税法施行令第4条の8の規定により、過去1年間に24回以上輸入許可を受けている場合とされている関税簡易申告制度の貨物の指定要件について	関税簡易申告制度の貨物の指定要件(関税法の適用上の所属区分ごと)に貨物指定申請書の提出前1年間の実績取を低減、廃止する。	モデルチャンジ等、商品変更が激しい中で、24回の実績要件は現状にそぐわない。	財務省	0700320	
1447	1447040	20	長野県	20000	テクノロジーゾーン特区	04	総合保税地域の基本的考え方				総合保税地域制について、一定の地域内に存在し、その輸入品(原材料、部品等)を貯蔵する倉庫、加工する工場、展示する展示場が保税対象となるように	関税法第62条の8第1項の規定により、「一箇の土地及びその土地に存する建築物その他の施設」とされている総合保税地域の許可対象について	「一定の地域内関係施設」する包括地域指定ができるようにする。	現在、関税保税地域(ある一定の敷地内の建物内)から原材料を引取り輸出に加工する場合でも関税が課されるため、建物内に加工施設・貯蔵施設等を新たに設けなければならないデメリットが生じる。	財務省	0700410	
1447	1447050	20	長野県	20000	テクノロジーゾーン特区	05	介護保険給付の対象となる福祉利用員の認定基準の緩和				介護保険給付の対象となる福祉利用員として利用される介護関連職員の研究開発、製品化を促進するため	厚生省老人保健福祉局企画課長通知において、福祉利用員と目及び特定福祉利用員の種目に該当しない職能が含まれる福祉利用員については、介護保険給付の対象とする認定基準について	福祉利用員と目及び特定福祉利用員の種目に該当しない職能が含まれる福祉利用員についても介護保険給付の対象とするよう当該認定基準を廃止する。	厚生省老人保健福祉局企画課長通知により、福祉利用員と目及び特定福祉利用員の種目に該当しない職能が含まれる福祉利用員については、介護保険給付の対象外とされている。	厚生労働省		
1447	1447060	20	長野県	20000	テクノロジーゾーン特区	06	中小企業等投資事業有限責任組合の事業範囲の拡大				有限責任組合方式の市民バンク(コミュニティファンド)を設立するため	中小企業等投資事業有限責任組合に関する法律において、投資事業等に限定されている投資事業有限責任組合の事業範囲について	中小企業等投資事業有限責任組合が行うことができる事業範囲に融資事業を追加する。	中小企業等投資事業有限責任組合の事業範囲は、投資事業に限定されているため、有限責任制度を市民バンクに活用できない。	経済産業省	1104040	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(分類コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1448	1448010	20	長野県	20000	市民債基金特区	01	地方債許可基準の緩和(県がベンチャーファンドを行う基金造成事業の起債の容認)				県が直接関係希望者に出資を行うベンチャーファンド(基金造成)の財源確保のため地方債を発行できるよう	地方債許可方針において定義されている起債対象事業の範囲について	県が新規開業、創業者に出資を行うファンド基金造成事業を起債許可事業に加える。		起債発行が可能な事業が限定されており、出資(ベンチャーファンド)のための基金造成には対応できない	総務省	0402070
1449	1449010	20	長野県	20000	新しい学校経営主体認可特区	01	「私立学校」の定義に株式会社等が設立する学校を追加				様々な教育ノウハウを持つ株式会社、NPO法人等の学校経営が可能とするために、	私立学校法第2条第3項に規定される「私立学校」の定義に、	株式会社、NPO法人等が設立する学校を追加する。	学校を設置することができない法人の明確化(宗教法人、教団団体等)	学校法人以外の法人による学校設置が認められていない	文部科学省	
1449	1449020	20	長野県	20000	新しい学校経営主体認可特区	02	学校を設立運営する株式会社等を「学校法人」と同様に位置づけ				同上	私立学校法第3条の規定に株式会社、NPO法人等を追加することにより、	学校法人と同様の扱いを株式会社、NPO法人等に対しても可能とする。	株式会社等の財務内容の基準を特区認定自治体の責任で制定 株式会社等への特区認定自治体が適切に指導監督する権限の付与	同上	文部科学省	
1449	1449030	20	長野県	20000	新しい学校経営主体認可特区	03	学校を設立運営する株式会社等を私立学校振興助成法の対象に追加				同上	私立学校振興助成法の対象に	学校を設置する株式会社、NPO法人等を加える。		新しい学校経営主体による学校は私立学校法第2条第3項の「私立学校」と位置づけ、また株式会社等の経営主体を私立学校法第3条の学校法人と同様の扱いとすることにより、私立学校法及び私立学校振興助成法に規定される助成措置や校制上の優遇措置が適用されることを確認したい。	文部科学省	
1450	1450010	20	長野県	20000	多様な教育カリキュラム実現特区	01	教科・教育課程等の弾力化				多様な教育ニーズに応えた学校教育を実現するために、	教育課程の弾力化・教科の自由な設定・学習指導要領の弾力化等を行うに当たっては、「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)」により、学校教育法や同法施行規則の該当条項を弾力化することとすることで、この制度では、特区内に複数学校が存在する場合、個別学校がカリキュラム弾力化等を行うために、個別に文部科学省の認定が必要となってしまう。このような制度は、構造改革特区の基本的な性格と相反するので、	個別学校のカリキュラム弾力化等の措置は、研究開発学校制度によらず、特区認定を受けた自治体が自発的判断で行うことを可能とする制度とする。	カリキュラム弾力化等の措置内容の立案・決定の過程及びその教育成果を情報公開し、住民に対して説明責任を果たすことを自治体に課す。	カリキュラム内容が学校教育法や同法施行規則等により、全国统一的に規定されている。	文部科学省	
1450	1450020	20	長野県	20000	多様な教育カリキュラム実現特区	02	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)の認定方法の改善	8008-001 8007 8032 8033 8045	A		多様な教育ニーズに応えた学校教育を実現するために、	教育課程の弾力化・教科の自由な設定・学習指導要領の弾力化を認める「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)」が認められたが、その認定は、学校教育法施行規則第26条の2の規定に基づき文部科学大臣が行うこととなっているが、	カリキュラム内容等の認定権限を特区の地方自治体の長(都道府県知事等)とする。 また、研究開発学校の認定期間は原則として設けない。	認定委員会を設置し、首長(知事等)の責任によりカリキュラム等を認定	カリキュラム内容等の認定権限が継続維持されていない。	文部科学省	
1450	1450030	20	長野県	20000	多様な教育カリキュラム実現特区	03	公立学校の休業日の弾力化				土曜日に授業を行うことにより、より自由なカリキュラムの編成が可能になるよう、	学校教育法施行規則第47条で規定されている「公立学校の休業日」を、	特区内の学校長若しくは教育委員会が定めることを可能とする。 第一次提案に対して、「土曜日に補習等を実施することを禁じる規定ではなく、現行制度で対応可能な範囲であった(9/25付け回答「管理コード8036)が、補償ではなく正確な提案期間として土曜日に授業を行うためには、特区による規制緩和が必要である。	私立学校では土曜日に授業が行われているケースがあり、代替措置は必要なし。	公立学校校が土曜日本業を義務付けられている	文部科学省	
1450	1450040	20	長野県	20000	多様な教育カリキュラム実現特区	04	教科書使用の弾力化				多様な教育ニーズに応えた学校教育を実現するために、	教育課程の弾力化、学習指導要領の弾力化等とあわせ、学校教育法第21条等規定されている教科書使用の義務付けや地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項の規定による教科書以外の教材使用の届出・承認制について、	弾力化することにより、学校の自己責任によるカリキュラム編成を一層容易なものとする。		特区研究開発学校制度では教科書使用の弾力が入っていない。	文部科学省	
1451	1451010	20	長野県	20000	医療的ケアを必要とする障害児のための特区	01	養護学校や社会福祉施設における医療行為の特例				養護学校や社会福祉施設において、障害児に対する経営栄養等の比較的簡単な医療的ケアを実施できるようにするために、	医師法第17条「医師でなければ医療をしてはならない」という事項について、	養護学校内や社会福祉施設内での医療行為の特例を認めることにより、養護学校の教職員や社会福祉施設の職員が、経営栄養等の比較的簡単な医療的ケアを行うことが可能とする。	比較的簡単な医療的ケアの範囲を明確化するとともに、教職員等に十分な研修を行う	医師法第17条により、医師でなければ医療をしてはならないとされており、学校等の内で簡単な医療的ケアができない。	厚生労働省 文部科学省	
1451	1451020	20	長野県	20000	医療的ケアを必要とする障害児のための特区	02	養護学校内の看護師免許を有する養護教諭による比較的簡単な医療行為の容認				養護学校の看護師免許を有する養護教諭が、障害児に対する比較的簡単な医療的ケアを実施できるようにするために、	学校教育法第28条第7号により、「養護教諭は児童の養護をつかさどる」とされ、医療的ケアはこの定義に入らないという文部科学省の解釈を変更し、	養護学校内の看護師免許を有する養護教諭による、比較的簡単な医療行為を、養護教諭の職務内容として容認する。		学校教育法第28条第7号により、養護教諭は児童の養護をつかさどるとされており、学校で簡単な医療的ケアができない。	厚生労働省	
1452	1452010	20	長野県	20000	外国籍児童生徒特設支援特区	01	外国籍児童生徒学校を設置する学校法人を設立する際の要件の緩和				未就学問題をはじめとして、外国籍児童生徒の教育を取り巻く諸問題が生じている中、これら外国籍児童生徒の教育の受け皿として、近年、県内の外国籍児童生徒地域に外国籍児童が中心となつていよう「母国語教室」を開設し、初等中等教育に準じた教育を実施しているが、単独法人の認可基準の生徒定数要件を満たすことができないために、これら「母国語教室」の設置者は単独法人となることができず、効率的な学校運営ができない状況にあることと、地方公共団体としても憲法第9条(公金の支出制限)による制約のため公的に支援することができない状況にある。	「私立学校法の施行について」(昭和25年3月14日文部次官通知)中、「四、単独学校法人の認可基準について」において、1の(ロ)で生徒定数は150人以上であること定められている事項について、	30人程度まで引き下げる。	經常収支等、学校経営の安定性・継続性が確保されるとともに、初等中等教育に準じた一定の教育がなれることを証明する資料の提出義務。	単独学校法人の認可基準としての生徒定数要件については、「私立学校法の施行について」(昭和25年3月14日文部次官通知)により、150人以上と定められているが、「母国語教室」を設置しても外国籍児童生徒の通学可能範囲内で150人以上の児童生徒を暮らすことはできない。	文部科学省	
1452	1452020	20	長野県	20000	外国籍児童生徒特設支援特区	02	外国籍児童生徒学校を設置する際の要件の緩和				未就学問題をはじめとして、外国籍児童生徒の教育を取り巻く諸問題が生じている中、これら外国籍児童生徒の教育の受け皿として、近年、県内の外国籍児童生徒地域に外国籍児童が中心となつていよう「母国語教室」を開設し、初等中等教育に準じた教育を実施しているが、単独法人の認可基準の生徒定数要件を満たすことができないために、これら「母国語教室」の設置者は単独法人となることができず、効率的な学校運営ができない状況にあることと、地方公共団体としても憲法第9条(公金の支出制限)による制約のため公的に支援することができない状況にある。	「私立学校法の施行について」(昭和25年3月14日文部次官通知)中、「四、単独学校法人の認可基準について」において、2で法人の資産については、学校法人の資産の認可基準(施設、設備及びこれらに要する資金の自己所有要件)に準じて取扱うこと定められている事項について、	校地・校舎の自己所有要件を定める必要がないものとする。	經常収支等、学校経営の安定性・継続性が確保されるとともに、初等中等教育に準じた一定の教育がなれることを証明する資料の提出義務。	単独学校法人の認可基準として、「私立学校法の施行について」(昭和25年3月14日文部次官通知)において、校地校舎の自己所有要件が定められているが、恒久的な資産と認められない「母国語教室」においては、運営経費を賄うことが精一杯であり、校地校舎等の固定資産の取得ができない。	文部科学省	
1453	1453010	20	長野県	20000	外国人医師活用特区	01	外国人医師の医療行為の解禁		9224	c-1	厚生労働省の回答では、日本の医師免許を持たない外国人医師による医療行為は、現行の特組みにおいても可能としているが、 ①外国人医師の外国籍国民に対する母国語による精神的ケアを含めた医療行為が必要である。また、医療行為を認めるためには、知事等が指定する医療機関において、研修を義務付けることにより、患者への対応や医療機関との連携などについて十分な確認ができる。 ②外国人医師の活用は、医療に著名な外国人医師の活用、日本で行われていない先端医療技術の導入があるが、実際に著名な外国人医師の活用、日本で行われていない医療技術の導入を受けるには、その国に相当期間滞在(留学)しなければならない。等の理由により再提案するもの。	①外国人医師免許があっても日本国内では医療ができない。(医師法第2条及び第17条) ②外国人医師が医療行為を行うためには、臨床研修制度の適用があるが、この制度は「医療に関する知識及び技能の修得を目的として入国した外国人医師が厚生労働大臣の指定する病院において臨床研修指導医の指導監督の下に医療を行うこと」と定められ、実際に医療行為には様々な制約がある。(外国人医師又は外国産科医師が行う臨床研修に係る医師法第17条及び産科医師法第17条の特例等に関する法律)	臨床研修制度の適用範囲は広く、特区において、日本の医師免許を持たない外国人医師による当該国民に対する医療行為及び高度先進医療技術の普及を目的とする医療行為の解禁を提案する。	外国人医師が当該国民に対する医療行為を可能とする特区提案(第1次)に対し、厚生労働省の回答では、日本の医師免許を持たない外国人医師による医療行為は、現行の特組みにおいても可能としている。 ①長野県において希望する全ての外国人医師の当該国民に対する医療行為を可能とするものではない。 ②臨床研修制度はあるが、実際に著名な外国人医師の活用、日本で行われていない医療技術の導入を受けるには、その国へ渡航し相当期間滞在に滞在(留学)しなければならない。等の問題がある。	厚生労働省		
1454	1454010	20	長野県	20000	医療業務への労働者派遣特区	01	医療業務への労働者派遣解禁				○地方における医療機関にあっては、必要な人員を確保するために、多くの関係者を確保する必要があり、短期間で対応が難しい状況にある。そのため、派遣先が明確にされることで、随時、必要な時に短期間に対応が可能となる。 ○医師を例に取れば、医療機関は、大学病院の医局から医師の派遣を受けるケースが少なからずあり、派遣医師の人事権など医局の都合に左右されることから、医局に依存しない自由な採用ができる。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第4条第1項第3号及び同法施行令第2条(労働者派遣の適用除外となっている医療関連業務)	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第4条第1項第3号及び同法施行令第2条で規定している医療業務への労働者派遣の禁止を解除する。	地方における医療事業者の確保は難しく、医師を例に取れば、派遣医師の人事権など医局の都合に左右されることが少なからずあり、必要な人員を円滑に採用することが困難な状況にある。	厚生労働省		
1455	1455010	20	長野県	20000	首長(知事)・教育委員会委員選任強化特区	01	教育委員会委員の首長等の兼職禁止規定の緩和				選挙により選ばれた首長が、より直接的に教育行政に関与することにより、真に市民が望む教育サービスを実現するために、	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第6条において、教育委員が首長等との兼職を禁止するに当たっては、	当該規制を撤廃し、首長等が教育委員として教育行政に関与することを可能とする。	首長は選挙により、その結果責任を問われることから、新しい代替措置は不要	教育委員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、知事等との兼職が禁止されている。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1456	1456010	20	長野県	20000	新しい公設民営型スクール実現特区	01	公設民営型学校を学校教育法に位置づける				地方自治体と市民・民間団体が協働で運営する新しいタイプの公設民営型学校を運営するために、	公立学校でもなく、私立学校でもない第3の学校形態としての公設民営型学校を運営する株式会社、NPO法人、学校法人等を、「特定学校運営事業者(仮称)」として、学校教育法第2条の中に位置づけることにより、	公立小中高校の学校経営を市民・民間団体が行うことを可能とする。	教育目標の設定及びその目標への達成責任の義務化(結果責任) 教育目標を達成できない場合や特定学校運営事業者の経営が破綻した場合に、新たな特定学校運営事業者を選定するか、公立学校へ戻すなどの措置の義務化	現行制度は存在しない	文部科学省	
1456	1456020	20	長野県	20000	新しい公設民営型スクール実現特区	02	「特定学校運営事業者」の認可				新しい学校経営形態である「特定学校運営事業者」を認可するために、	特区の認定を受けた地方自治体が所在する都道府県知事がその認可基準を定め、認可を行うよう、	学校教育法に必要な改正を行う。	学校法人の設立認可と同様に、都道府県知事の責任において認可を行う制度とする。 教育目標の設定及びその目標への達成責任の義務化(結果責任)	現行制度は存在しない。	文部科学省	
1456	1456030	20	長野県	20000	新しい公設民営型スクール実現特区	03	「特定学校運営事業者」へ学校経営を委託できる制度づくり				「特定学校運営事業者」への学校運営委託を可能とするために、	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により算定される教職員数に対して、義務教育費国庫負担法により補助される教職員給与を、	「特定学校運営事業者」への運営委託費として支出できるようにする。		現行制度では、義務教育の無償化を図るために、公立義務教育を行う教職員に対する給与国庫・県が負担することになっているため、「特定学校運営事業者」に対して人員費相当額を委託費支出することができない。	文部科学省	
1456	1456040	20	長野県	20000	新しい公設民営型スクール実現特区	04	公立学校を運営する「特定学校運営事業者」が授業料を徴収できる制度				公立学校を運営する「特定学校運営事業者」が授業料を徴収することを可能とするため、	「特定学校運営事業者」は、学校教育法第2条第3項の公立学校として位置づけられるので、同法第6条の規定の適用又は公立の学校には該当しないため、	授業料徴収が可能と解釈する。 「特定学校運営事業者」は、学校教育法第2条第3項の公立学校として位置づけられるので、同法第6条の規定の適用又は公立の学校には該当しないため、	憲法第26条第2項との関係においては、すべての児童生徒が本提案に基づく学校以外の無償の学校(公立学校等)を選定可能なことを保障すれば、問題は発生しない。	同左	文部科学省	
1456	1456050	20	長野県	20000	新しい公設民営型スクール実現特区	05	教育公務員の身分に関する特例				公立学校から「特定学校運営事業者」へ転籍した教職員に対する地方公務員の身分を確保するために、	教育公務員特例法第3条に	特定学校運営事業者の教職員を加える。		現行制度では、教育公務員が「特定学校運営事業者」に転籍した場合は、公務員の身分を失ってしまうことになり、転籍しようとする教員が現れない。	文部科学省	
1456	1456060	20	長野県	20000	新しい公設民営型スクール実現特区	06	「特定学校運営事業者」の教職員の給与の特例				「特定学校運営事業者」が教員の給与額を独自に決定することを可能にするため、	「特定学校運営事業者」へ転籍した教育公務員に対して、国立及び公立の義務教育学校の教育職員の給与等に関する特別措置法は	適用されないようにする。 「特定学校運営事業者」は、学校教育法第2条第3項の公立学校として位置づけられるので、国立又は公立の学校には該当しないため)	国立及び公立の義務教育学校の教育職員の給与等に関する特別措置法が適用されず、「特定学校運営事業者」が独自に給与決定ができなくなってしまう。	文部科学省		
1456	1456070	20	長野県	20000	新しい公設民営型スクール実現特区	07	設備、教科、教科書等の特例				「特定学校運営事業者」の持つ様々な教育ノウハウを最大限に生かした学校運営するために、		特色ある学校経営を可能とするとともに、教育成果を事後にチェックする体制とする。 (特区研究開発学校制度ではなく、新しい公設民営型学校には基本的に事前規制項目を課さない制度とすること)	教育目標の設定及びその目標への達成責任の義務化(結果責任) 教育目標を達成できない場合や特定学校運営事業者の経営が破綻した場合に、新たな特定学校運営事業者を選定するか、公立学校へ戻すなどの措置の義務化	現行制度では、教科、教科書、教育課程等が全国一律で定められており、「特定学校運営事業者」が特色ある学校経営を行うことができない。	文部科学省	
1457	1457010	20	長野県	20000	企業立地促進特区	01	企業がリースする構内産業団地に係る国有財産等所在市町村交付金の交付義務の廃止				企業がリースする構内産業団地に係る国有財産等所在市町村交付金の交付義務の廃止	国有財産等所在市町村交付金法第2条第1項第1号による産業団地所在市町村への交付金の交付義務について	国有財産等所在市町村交付金法第2条の交付については、市町村への協議により産業活性化につながる場合は交付しないことができるものとする。	県が産業団地を企業へリースする場合、所在市町村等に固定資産税相当額を交付すること義務づけられているため、交付金相当分については企業の買付料を削減とせざるを得ない状況にある。このため同交付金の交付義務を廃止することにより、買付料を安価に設定できるようにして企業誘致の促進を図る。	総務省	0403310	
1457	1457020	20	長野県	20000	企業立地促進特区	02	普通財産の売却に際する議会の議決要件の緩和				区画分割した工業団地の売却に際し、議会の議決の要否の判断に当たり、「1件」の土地について工業団地全体の面積をとらえるのではなく、1区画ごとの分譲面積を対象とするよう規制を緩和し、企業の要望に応じ、小規模工業用地については、即時分譲が可能となるようにする。	昭和38年12月19日付け行政課長通知において、議会の議決に付すべき土地の売却に際して土地1件の定義が「その買入れ又は売却の目的を附けない程度においては、1区画ごとの分譲面積を対象とする」として、区画分割した工業団地の一区画の処分であっても工業用地全体を1件として議会の議決の要否を判断することとしていること	区画分割した工業団地の売却に際して、1件の単位を工業団地全体ととらえず、処分する一区画ごとを1件の単位として議会の議決の判断を行うようにする。	区画分割した工業用地の分譲処分においては、昭和38年12月19日付け行政課長通知により、工業用地全体を「1件」として扱うこととしているため、工業用地の小規模分譲の場合でも議会の議決が必要となっている。	総務省	0400380	
1457	1457030	20	長野県	20000	企業立地促進特区	03	土地開発公社の保有地(自治体委託)の買付の容易化	4470	A	公有地の拡大の促進に関する法律第17条第2項で規定する地方公共団体の委託に基づき取得した土地(工業団地)についても企業に買付できることとし、立地企業の初期投資を減額し、企業の工業団地への入居を促進する。	産業団地に賃貸制度で入居する企業の土地所有者である地方自治体	当初提案に加え、公有地の拡大の促進に関する法律第17条第2項で規定する地方公共団体の委託に基づき取得する土地(工業団地)についても企業に買付できるようにする。	自治体からの委託事項については、土地開発公社から直接買付することができない。	総務省	0400650		
1458	1458010	20	長野県	20000	病床規制適用除外特区	01	病床規制の適用除外				○ 病院を開設するときは、医療法に基づく県知事の開設許可が必要になる。 ○ 病院の病床は、医療法に基づき県の医療計画で定められた医療圏ごとの基準病床数の範囲内で設置が許可される。 ○ 基準病床数を超えた病床の設置許可は制限される。 医療法第7条 病院の開設許可 第7条の2 公的医療機関に係る病院の開設許可の制限 第30条の3 医療計画による基準病床数の設定 第30条の7 都道府県知事の中止勧告	地域医療計画による病床規制を行わず、申請に応じて病床の設置を許可する。	基準病床数による病床規制により、基準病床数に達していない地域では、病院の新規参加ができない。	厚生労働省			
1459	1459010	20	長野県	20000	IP電話特区	01	①IP電話番号の割り当てに際して、自治体等(NPO)へも割り当てを認める。 ②割り当て対象者として、電気通信事業者のみならず多様な事業者を認める。 ③割り当ての際の通信品質基準の適用を緩和する。				IP電話により県内IP網内の通話が無料となり、IP電話利用者が飛躍的に増加することにより、IP電話機器(PDA端末)の需要やネットワークビジネスが創出され、県内IT関連企業のビジネスチャンスの拡大を図るため。	①IP電話番号の割り当て条件として、電気通信事業法上の事業者に限定していること。 ②IP電話の品質において、総合品質基準を満たすこととしていること。	①IP電話番号の割り当ては総務省が権限を有しているが、自治体等へも割り当て権限を認める。 ②割り当て対象者として、電気通信事業者以外の無線LAN提供者、CATV事業者等も認める。 ③割り当ての際には通信の総合品質基準を定めているが、特区においては通信品質基準の適用を緩和する。	IP電話番号の割り当てについて、電気通信事業者に限定しており、自治体等が利用できない。	総務省	0405210	
1460	1460010	20	長野県	20000	どぶろく特区	01	酒税法の緩和				酒類の製造免許の規制を緩和し、農産物の活性化を図ることができる。	酒税法の製造免許に係る製造数量規制の緩和	酒税法における、製造免許に係る数量規制の緩和により、農業者等が地域の自然環境等を活かした醸造を可能とする。 (例：現行は最低醸造量の地酒でも6半リットルに達しないと製造免許を交付してはならないが、その数量規制を1キロリットル程度に緩和する。) 祭り等の催事に用いるため、100リットル程度の少量の醸造については、無許可又は届出のみとなるよう規制を緩和する。	大規模製造業者以外酒類を製造することが出来ない。	財務省	0700140	
1461	1461010	20	長野県	20000	一級河川管理特区	01	・河川管理に関する指定区域制度の改正 ・河川管理に関する国の認可を無くす				・地方独自の管理を行えるようにする。 ・機動的・迅速な執行を行えるようにする。	・河川法第9条により国の指定を受けた一級河川は、県管理とされ、本川の一部と支流が県管理となっている。 ・河川法第79条により一級河川の計画を策定する場合、国土交通大臣の認可が必要とされている。	一級河川の本川は、全て国管理とする。 ・本川へ流れ込む支流のうち、下流に著しい負荷を与える恐れのあるものを除き県管理とし、国の認可を不要とする。 ・準用河川等に関する業務は、県独自の基準を新たに策定し、国が行っていた認可業務を県が行うこととする。	・準用河川は、県の認可とする。 一級河川は、国の統一した管理下におかれているため、地方の実状に合わせた管理業務が難しい。	国土交通省	1204120 1204130 1204140	
1462	1462010	20	長野県	20000	水利権調整特区	01	河川法第23条(流水の占用の許可)(水利権調整事業)				発電用水と消法電用水に限り例外的に認められている農水水利権について、不安定的な取水の権利であることを前提に、その権利の拡大を図る。	河川法第23条における流水の占用の許可の緩和	流水の占用の許可の緩和	基準排水水量を超える部分については、発電用水と消法電用水を除き許可されない。	国土交通省	1204070	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2005	2005120	17	NPO法人申請中 I・H・H・Sグループ	50080	国民の健康回復と、医療費の縮小	12	30兆円/年の医療費を、3兆円/年に縮小するクリスタルーム建設運営の許可がほしい。				温泉利用型健康増進施設の認定の緩和	健康増進施設認定規定第4条	国民が病気にならなくなり、医療費が縮小することは、本当に良いことで、実現できれば、画期的なことだ。		国民が健康回復し、健康保険医療費が縮小すれば、素晴らしいことだ。	厚生労働省	
2005	2005130	17	NPO法人申請中 I・H・H・Sグループ	50080	10万人のE・F・Aの学校の開校	13	10万人のE・F・Aは、仕事ができる委員の育成の機関の許可がほしい。				私立の大学でもなく、専門学校でもなく、高等教育機関であるため、設置の許可がほしい。	特区の特例措置を認めてほしい	10万人の学生は、とんでもない数だが、「日本が再び、物づくりに対しても良いのでは、仕事をしながら勉強するシステムが、珠洲市しか出来ない。		特区の目玉は、優秀な人材の確保だが、石川県・岐阜県・静岡県だけでなく良いのでは、仕事をしながら勉強するシステムが、珠洲市しか出来ない。	文部科学省	
2005	2005140	17	NPO法人申請中 I・H・H・Sグループ	50080	10万人のE・F・Aの学校の開校	14	珠洲市から能登空港経由で、金沢市まで30分以内、120kmの地下:100mに建設する地下高速道路の建設を許可してほしい。				珠洲市は、石川県でも、東端に位置し、道越地区だが、金沢までの交通アクセスを改善すれば、石川県は、発展します。	特区の特例措置を認めてほしい	地下トンネルで、120kmの長さのトンネル建設は、前代未聞だが、「雪も多い、北陸の環境改善には、素晴らしい方法である。」		とんでもない考え方が、実現すれば、国土利用上、素晴らしいことである。	国土交通省	1208020
2005	2005150	17	NPO法人申請中 I・H・H・Sグループ	50080	10万人のE・F・Aの学校の開校	15	10万人のE・F・Aの学校の開校				温度差発電を行うために、『海洋深層水が必要で、無限の資源を使用するため、許可がほしい。』	特区の特例措置を認めてほしい	本当に無尽の資源『海洋深層水』が利用できれば、ダムで水を貯める方法は、不要になるね。		日本海の海洋深層水を探取するために、珠洲市を選定したようだが、「飲み水、高エネルギー水、	【保留】	
2005	2005180	17	NPO法人申請中 I・H・H・Sグループ	50080	医療の分野では、24時間稼働の1000床の高機能病院の設置	16	10万人の学生と、世界1000箇所を90階建ての住人の健康をやる拠点として、活動出来る1000床の高機能病院の許可がほしい。				医療法では、道越地区に、大病院を建てられないことになっているが、『NPOの法人申請中 I・H・H・Sグループの企業病院として、委員の健康管理向上のために、必要です。』	特区の特例措置を認めてほしい	構造改革特区の特例で、認可するしか、方法がないが、本当に、1000床の高機能病院が不可欠であるかどうか、調査が不可欠である。特区関係者以外の人が、診察を受けられることを防止するシステムは、完成しています。		構造改革特区として、発展するために、高機能病院は、必要だが、他の地区の医療機関との調整が不可欠になる	厚生労働省	
2006	2006010	7	学校法人有明学園 専修学校日本高等学校	50030	少人数制高等教育のための基準緩和と特区	1	全日制高等学校設置に関する校地面積基準の緩和				高等学校の設置に際し、校地、校舎等の面積規定があるために、全日制高等学校普通科と比べて、同等の教育を実施している学校法人立大学受給資格付与の資格を有する高等専修学校が、高等学校の設置認可申請が受けられない状況にあり、生徒をはじめとし、あらゆる場面で不利な状況に陥っているから。	高等学校設置基準第十七条第二号表による、全日制高等学校を設置するための校地、校舎等の面積制について	全日制高等学校の設置基準における校地、校舎等の面積の制限を、指定員数など学校規模に応じたものとする。特に「全面積は1000㎡を下らない」という制限を外すほか、生徒一人当たり「必要とする運動場面積、校地面積等の基準を、根本から見直す。また、平常授業に支障のない範囲で、公共の運動施設などが確保できれば運動場面積等の制限から外すなど、制限を大幅に緩和し、物理的なものよりも教育の質を優先させる。	全日制高等学校と同等の教育内容を実施していることを証明する資料の提出義務	全日制高等学校と同等の教育内容を有する高等専修学校が、この制限部分があることで高等学校の設置認可申請を出すことができない。これに対し、専修制高等学校では、高等学校設置基準第七号で、「最低必要とする校舎面積は1200㎡を下ってはならない。」と定められているものの、同規程第四号で、「最低収容定員が500人を下らないものとする。」と定められているにもかかわらず、生徒の収容定員数の上限規制がないため、専修制高等学校では、最低の校舎面積さえしていれば、在籍生徒数にかかわらず高等学校としての扱いを受けられることができるなどの不合理的な状況に陥っている。また、専修制高等学校の生徒一人当たりの必要面積よりも少なくてもよいという矛盾がある。	文部科学省	
2007	2007010	40	株式会社麻生情報システム	50020	脳神経医療情報ビジネス特区	1	診療録等の保存場所の要件の緩和と、カルテの外部保存化	9225	C-2	規制改革の実施は、個人情報保護の全国的枠組みを整備した上で検討することであるが、厚生労働省が掲げるグランドデザインにおける電子カルテシステム、平成18年までに全国の400床以上の病院の6割以上に普及、全診療所の6割以上に普及という目標を達成するためには、電子カルテの医療情報外部保存を容認し、診療情報のネットワーク利用の拡大を早期に図る必要がある。その観点から、特区において本規制改革を先行的に実施して、全国実施に際して必須となる技術・組織・運営・サービス等を早く確立したいとするもの。	「電子カルテの外部保存規制」の特例を導入することにより、最新のセキュリティを確保した民間のデータセンターに地域の診療録情報を関係医療機関、自治体等と共有し、地域医療の質の向上と診療効率の向上を可能とする。あわせて、地域における新産業の創出と雇用の拡大を促すこと。	厚生労働省平成14年3月29日通知(医政発第0329003号)「診療録等の保存を行う場所について」において、診療録等の外部保存を行う際の基準として、電子媒体により外部保存を行う場合は、病院又は診療所その他これに準ずる医療法人等が適切に管理する場所に置かれるものと定められている事項について	当該規制を撤廃し、民間のデータセンターに、診療録等を電子媒体により外部保存することを容認する。	◆電子カルテを民間のIDC(クラウド/クラウドセンター)に外部保存する ◆クラウド/クラウドセンターの運営は、医師会、民間企業・団体、都道府県などが参加/支援する非営利団体(NPO)が行う ◆クラウド/クラウドセンターのセキュリティ基準 ◆MEDIS診療録等の外部保存に関するガイドライン ◆ISMS認証基準JIS X 5080 ◆個人情報保護規格JIS Q 15001 ◆電子カルテの管理責任は、医療機関との委託契約の元によりクラウド/クラウドセンターの運営責任者が負う	平成14年3月29日通知「診療録等の保存を行う場所について」により、電子化された診療録の保存場所は、病院、診療所の医療機関、および医師会など医療法人の管理する場所等に限定されており、電子カルテデータセンターなど医療情報システムからのASPが事実上できない。	厚生労働省	
2008	2008010	12	千歳みらい農業協同組合	50070	千歳千歳(地産地消)推進農協特区	1	◎都市計画法第29条 開発行為の許可 ○JA千歳みらいが市街化調整区域内において行なう開発行為の適用除外			◎都市計画法第29条 開発行為の許可 ○JA千歳みらいが市街化調整区域内において直売所を設置する開発行為は適用除外とする	◎都市計画法第29条 開発行為の許可 ○同条2項にJA千歳みらいは該当組合とする	◎JA千歳みらいが市街化調整区域内において直売所を設置する事が可能となる	◎都市計画法第29条2項 ○JA千歳みらいは直接農産物に落ちないで条文に適合しない		◎都市計画法第29条2項 ○JA千歳みらいは直接農産物に落ちないで条文に適合しない	国土交通省	1200150
2008	2008020	12	千歳みらい農業協同組合	50070	千歳千歳(地産地消)推進農協特区	2	◎都市計画法第43条 建築等の制限 ○JA千歳みらいが開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限の適用除外			◎都市計画法第43条 建築等の制限 ○JA千歳みらいが開発許可を受けた土地以外の土地に直売所を建築する事が可能となる	◎都市計画法第43条 建築等の制限 ○同条1項の公共団体とJA千歳みらいは同様とみなす	◎JA千歳みらいが開発許可を受けた土地以外の土地に直売所を建築する事が可能となる	◎都市計画法第43条1項 ○JA千歳みらいは条文の公共団体と同様には該当しない		◎都市計画法第43条1項 ○JA千歳みらいは条文の公共団体と同様には該当しない	国土交通省	1200150
2008	2008030	12	千歳みらい農業協同組合	50070	千歳千歳(地産地消)推進農協特区	3	◎農業振興地域の整備に関する法律 第15条15 ○JA千歳みらいが農用地区域内において行なう開発行為の適用除外			◎農業振興地域の整備に関する法律 第15条15 ○JA千歳みらいが農用地区域内において直売所を設置する開発行為の適用除外	◎農業振興地域の整備に関する法律 第15条15 ○同条1項の公共団体とJA千歳みらいは同様とみなす	◎JA千歳みらいが農用地区域内において直売所を設置する事が可能となる	◎農業振興地域の整備に関する法律 第15条15 ○JA千歳みらいは条文の公共団体と同様には該当しない		◎農業振興地域の整備に関する法律 第15条15 ○JA千歳みらいは条文の公共団体と同様には該当しない	農林水産省	1000810
2009	2009010	34	社会福祉法人白寿会	50050	21世紀型ふるさと安心健康タウン構想	1	市街化調整区域の開発行為の許可基準の緩和				市街化調整区域については、厳しい開発規制があるため、安心健康ハウスの設置を前提とした「ふるさと安心健康タウン」の建設はできない。	都市計画法第34条の許可基準の緩和	「ふるさと安心健康タウン」建設のため、区域内に安心健康ハウス(住宅)、ショッピング施設等を設置する。	市街化区域への変更	市街化調整区域の開発については、都市計画法第34条により、農業、林業等の用に供する建築物等しか認められておらず、安心健康ハウスの設置はできないこととなっている。	国土交通省	1200150
2009	2009020	34	社会福祉法人白寿会	50050	21世紀型ふるさと安心健康タウン構想	2	介護保健施設の必要人員総数(大都市圏)の削減				介護保健施設の必要人員総数は、都道府県に定められた規定となっているため、深刻度を増す大都市圏の要介護高齢者の地方(ふるさと)施設での受け入れ介護に対応できないことから。	介護保健施設第116条~第118条において、都道府県内各圏域毎に必要人員総数を定める規程について。	圏域毎に規制されている必要人員総数を特区内の「ふるさと安心健康タウン」においては、都道府県を越えて調整できる仕組みにする。(一部圏域外設置を認める)	介護保健施設の必要人員総数は、圏域毎に定められており、大都市において深刻な施設不足が危惧されているにも関わらず、都道府県を越えた需給不足に対応できない。	厚生労働省		
2010	2010010	11	NPO法人教育ルネッサンス	50080	川越「NPO法人学校の「教壇校」を創る会	1	学校設置主体の要件の緩和	8002 8411	C-1		「少人数の学校」という曖昧な人数制限があるために、教員採用及び賃金補給といった学校経営計画が立てにくいことから。	特区番号801において、「収容定員が少人数である場合」と定められている事項について	具体的な上限設定による制約を設けないこととする。		不登校児童生徒対象学校設置事業については、特区番号801において、「収容定員が少人数である場合」と定められており、少人数という曖昧な基準だと経営計画が立てられない。	文部科学省	
2010	2010020	11	NPO法人教育ルネッサンス	50080	川越「NPO法人学校の「教壇校」を創る会	2	学校設置主体の要件の緩和	8002 8411	C-1		対象を義務教育の児童生徒のみとする制限があるために大検指導の事業ができないことから。	特区番号801・803において、「児童生徒のみを対象とする」と定められている事項について	高校生も対象とする。		不登校児童生徒対象学校設置事業については、特区番号801・803において、「義務教育の児童生徒のみとする」と定められており、高校生に大検指導が出来ない。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2010	2010030	11	NPO法人教育ルネッサンス	50080	川越にNPO法人学校の「新課程」を創る会	3	学校設置主体の要件の緩和	8002 8411	C-1	不登校児童生徒を対象としたIT学習活動事業で場所を「適応指導教室等」という要件をはずすことで、自宅学習によるIT学習が出席扱いにならないことから、	場所を「適応指導教室等」とする制限があるために、引きこもり状態にある生徒がIT自宅学習を行っても出席扱いにならないことから、	特区番号805において、「適応指導教室等」と定められている事項について	自宅学習も認める。		不登校児童生徒を対象としたIT学習活動事業については、特区番号805において、「適応指導教室等」と定められており、引きこもり状態にある生徒がIT自宅学習を行っても出席扱いにならない。	文部科学省	
2011	2011010	13	浅野 耕路	50010	新理事業増大促進化対策と雇用環境の改善策	1	職業安定法第4条の求人求職の紹介の地新規事業情報交流の特例化			職業安定法第4条(定義)において職業紹介は求人求職に限定され、日常別に必要な自立自営希望者のための新規事業情報交流が出来ず、結果的に雇用環境改善が進まないこと。	職業安定法第4条①項の求人求職の紹介にあつては雇用関係に基いて雇用関係の相互情報交流と相互リスクを削減させる契約関係成立のための紹介あつては業務を通ずる。	(目的)・(対象)と同様	特別措置実施が困難な場合、その新事業は経済産業省で代替すること。	職業安定法第4条①項の規定により職業の紹介、あつては雇用関係成立のみ対象となっていること。	厚生労働省 経済産業省	1105050	
2012	2012010	27	大阪に新しい学校を創る会	50110	多様性教育特区	1	学校法人が私立学校を設置する際の条件の緩和	8407	B	構造改革特区推進のためのプログラムの別表2の804では、特別措置の対象が「大学等」となっており、小・中・高校が含まれているかどうかが曖昧である。	私立学校設置の要件を緩和し、私立学校の設立を容易にするため	私立学校法25条、小学校設置基準、中学校設置基準において定められている、学校法人が設置する学校に必要な施設及び設備の自己所有や学校経営に必要な財産の保有等の条件について	構造改革特区の特別措置によって設置する私立の小・中・高等学校については、私立学校法25条等で規定している学校設置に必要な施設・設備・設備に必要財産等の条件を緩和する(施設・設備は備用でよい、教育上問題なければ基準以下でもよい、初年度の収支計画が赤字でなければよい)。	現行の規定では、学校設置の要件が厳しく、新しく私立学校を設立することが、甚だ困難である。	文部科学省		
2012	2012020	27	大阪に新しい学校を創る会	50110	多様性教育特区	2	特定の種類の学校を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和			構造改革特区推進のためのプログラムの別表1の801では、特別措置の対象が不登校児童生徒のみを対象とする学校となっているが、不登校児以外の学校不適応児に拡大すべきである。	私立学校設置の要件を緩和し、特色ある教育を目的とする私立学校の設立を容易にするため	文部科学省の通知(私立学校法の施行について、小学校設置基準及び中学校設置基準の制定等について)によって規定されている、学校法人が設置する学校に必要な施設及び設備の自己所有の条件について	構造改革特区において特定の種類の学校を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和の特別措置を、不登校児童生徒を対象とした学校だけでなく、多様な教育ニーズを持つ子どもに応じた多様な教育を行う学校にも適用する。	学校設置の要件が厳しく、新しく私立学校を設立することが困難である。不登校児のみを対象とする学校を設置することは、不登校児差別に繋がり倫理的に問題がある。	文部科学省		
2012	2012030	27	大阪に新しい学校を創る会	50110	多様性教育特区	3	私立学校の寄付行為並びに設置廃止等に関する私立学校審議会への諮問義務の緩和			私立学校の寄付行為並びに設置廃止等に関する私立学校審議会への諮問義務の緩和	私立学校設置の要件を緩和し、私立学校の設立を容易にするため	私立学校法第31条2項並びに第8条において定められている、所轄庁が学校法人の寄付行為や私立学校の設置を認可する際に、私立学校審議会の意見を問わなければならないという規定について	構造改革特区の特別措置によって設置する私立学校の寄付行為及び私立学校の設置を認可する際に、私立学校審議会の意見を問わなければならないという規定を外す。	私立学校審議会の代りに、利害関係の少ない有識者からなる特区学校審議会を設け、これに諮問を要する。	現行の規定では、私立学校関係者が私立学校審議会の委員の大半を占めるため、都市部では新規の学校設立が阻まれている。	文部科学省	
2012	2012040	27	大阪に新しい学校を創る会	50110	多様性教育特区	4	学校修業年限の弾力化(小・中・高等学校)	8006-001	A	構造改革特区推進のためのプログラムの別表1の802では、この特別措置は特区研究開発学校制度によって認定された学校しか適用されない。	小・中学校の修業年限に関する規定を緩和し、特色ある教育を可能とするため	学校教育法第19条、第37条により定められている、小学校と中学校の修業年限について	多様な教育ニーズを持つ子ども(勉学意欲に乏しく学業不振な子ども、個性豊かで学校教育の枠からはみ出す子、心理的な問題を抱え特別な配慮を必要とする子どもなど)に応じた多様な教育を行う学校が小・中一貫で教育できるようにする。	修業年限を小学校と中学校のそれぞれの年限を合わせた9年とする。	同一年齢であっても児童生徒の知的・情動的発達速度はそれぞれ異なるので、同一の教科内容を同一の速度で教えることは難しい。	文部科学省	
2012	2012050	27	大阪に新しい学校を創る会	50110	多様性教育特区	5	教科の自由な設定(小・中・高等学校)	8007	A	構造改革特区推進のためのプログラムの別表1の802では、この特別措置は特区研究開発学校制度によって認定された学校しか適用されない。	小・中学校の教科に関する規定を緩和し、特色ある教育を可能とするため	学校教育法第20条、第38条により定められている、小学校と中学校の教科に関する事項について	多様な教育ニーズを持つ子ども(勉学意欲に乏しく学業不振な子ども、個性豊かで学校教育の枠からはみ出す子、心理的な問題を抱え特別な配慮を必要とする子どもなど)に応じた多様な教育を行う学校が、教科を自由に設定できるようにする。	個人のペースで学べる個別化学習と共通課題に取り組み参加学習を基本とした独自の教科構成を行う。	同一年齢であっても児童生徒の知的・情動的発達速度はそれぞれ異なるので、同一の教科内容を同一の速度で教えることは難しい。	文部科学省	
2012	2012060	27	大阪に新しい学校を創る会	50110	多様性教育特区	6	教科用図書制度の弾力化(小・中・高等学校)	8008	A	構造改革特区推進のためのプログラムの別表1の802では、この特別措置は特区研究開発学校制度によって認定された学校しか適用されない。	検定教科書の使用義務の規定を緩和し、特色ある教育を可能とするため	学校教育法第21条、第40条により定められている、小学校と中学校における検定教科書の使用義務について	多様な教育ニーズを持つ子ども(勉学意欲に乏しく学業不振な子ども、個性豊かで学校教育の枠からはみ出す子、心理的な問題を抱え特別な配慮を必要とする子どもなど)に応じた多様な教育を行う学校が、検定教科書以外の教科書として独自に選定できるようにする。	検定教科書以外の図書も教科書として選定する。教科書・教材を独自に製作する。	同一年齢であっても児童生徒の知的・情動的発達速度はそれぞれ異なるので、同一の教科内容を同一の速度で教えることは難しい。	文部科学省	
2012	2012070	27	大阪に新しい学校を創る会	50110	多様性教育特区	7	教育課程の弾力化(小・中・高等学校)	8032	A	構造改革特区推進のためのプログラムでは、この特別措置は特区研究開発学校制度(別表1の802)によって認定された学校が、不登校児童生徒対象学校(別表1の803)しか適用されない。	小・中学校の教育課程に関する規定を緩和し、特色ある教育を可能とするため	学校教育法施行規則第24条の1及び2、第25条、第53条、第54条の1及び2により定められている、小学校と中学校における教育課程の編成・授業時間数の基準等について	多様な教育ニーズを持つ子ども(勉学意欲に乏しく学業不振な子ども、個性豊かで学校教育の枠からはみ出す子、心理的な問題を抱え特別な配慮を必要とする子どもなど)に応じた多様な教育を行う学校が、教育課程・授業時間数を学習指導要領によらずに独自に編成できるようにする。	個人のペースで学べる個別化学習と共通課題に取り組み参加学習を基本とした独自の教育計画を作成する。	同一年齢であっても児童生徒の知的・情動的発達速度はそれぞれ異なるので、同一の教科内容を同一の速度で教えることは難しい。	文部科学省	
2012	2012080	27	大阪に新しい学校を創る会	50110	多様性教育特区	8	教育公務員の長期研修の容認			教育公務員の研修制度の運用を弾力化し、公立学校教員の特区による学校での長期研修を容易にするため	教育公務員特例法第20条3項に定められている、教育公務員の長期研修に関する事項について	特区の特別措置によって設置された学校が研修先である場合は、任命権者が公立学校教員の長期間(1年以上)の研修を優先的に認めるものとする。	現行では、学校以外の施設が研修先の場合は、長期間の研修が認められやすいが、学校の場合は認められないケースが多い。	文部科学省			
2013	2013010	17	珠洲にラスベガスを創る研究会	50110	能登国際観光カジノ産業特区	1	カジノに係る賭博関係規則の適用除外又は特別法の整備			国際観光カジノを開設できる	「刑法 第185条~187条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 第3条」の改正	「刑法 第185条~187条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 第3条」の改正	「刑法第35条(正当行為)」を模範とし、「刑法第185条から187条」の違法性を阻却する特区地域指定特別法(カジノ・ゲーミング法)の立法	カジノ開設に係る行為は、刑法第23条(賭博及び富くじに関する罪)に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である	法務省 総務省	0100030 0402140 0500900	
2013	2013020	17	珠洲にラスベガスを創る研究会	50110	能登国際観光カジノ産業特区	2	カジノに係る現金、商品等の提供規制の適用除外又は特別法の整備			国際観光カジノを開設できる	「刑法 第185条~187条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 第3条」の改正	「刑法 第185条~187条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 第3条」の改正	「刑法第35条(正当行為)」を模範とし、「刑法第185条から187条」の違法性を阻却する特区地域指定特別法(カジノ・ゲーミング法)の立法	カジノ開設に係る行為は、刑法第23条(賭博及び富くじに関する罪)に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である	法務省 総務省	0100030 0402140 0501000	
2013	2013030	17	珠洲にラスベガスを創る研究会	50110	能登国際観光カジノ産業特区	3	カジノに係る現金、商品等の提供規制の適用除外又は特別法の整備			国際観光カジノを開設し、収益に目的(少子対策)を置いて、深刻な社会問題である少子高齢化対策として、多額の奨励や子育て支援の目的で青年年金を創設する。	「刑法 第185条~187条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 第3条」の改正	「刑法 第185条~187条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 第3条」の改正	「刑法第35条(正当行為)」を模範とし、「刑法第185条から187条」の違法性を阻却する特区地域指定特別法(カジノ・ゲーミング法)の立法	カジノ開設に係る行為は、刑法第23条(賭博及び富くじに関する罪)に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である	厚生労働省		
2014	2014010	27	大阪貿易会 会長長橋孝義	50110	特別自由貿易地域(FTZ)の拡大	1				経済産業省と外資(製造業)の日本進出を促進するための現行指定フリーゾーン(Free Zone)(全国2ヵ所)を自由貿易地域(Free Trade Zone)(FTZ)に制度改正。	・国際物流企業・輸出入商社・製造加工企業	現行FAZをFTZに制度化	FAZについては平成4年3月の時限立法で制度化されているため、FTZは制度改正して法制化しなければ制度化は不可	経済産業省 農林水産省 国土交通省	1002070 1170020 1200180		
2015	2015010	22	浜松ホトニクス株式会社	50020	光産業創成大学院大学特区	1	教育方法の拡大(起業行為を教育として認める)			当社が目指す大学院大学は、形式知ではなく暗黙知を身につける教育として実際に起業させることを目指しており、ベンチャー起業自体を教育として認めることで、新しい産業の創成等が期待され、ひいては日本経済の興隆につながると考えられる。	大学院設置基準第11条に規定される大学院の教育について	授業科目の授業と学位論文以外にベンチャー起業も教育の一環として認める。	授業や学院論文作成といった受動的な事項のみが教育として定義されている。	文部科学省			
2016	2016010	13	日本乳がんセンターの新設	50040	日本初の国立第一級乳がんセンターの新設	1	国立として公有地に設立、建築する。特定機能病院の認可のもと運営は自動努力する			国立乳がんセンター、専門病院、特定機能病院 公的な乳癌臨床、研究を行い国民の福祉に貢献する。	紹介された乳癌患者に限定 乳癌専門医志望の若い生徒			現在我が国においては総合がんセンターはある。今後ますます増加する乳癌に対しての第一級癌の臨床研究センターは存在していない。	厚生労働省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代償措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2017	2017010	5	秋田スギの利活用を考える会	50070	秋田スギ利活用推進特区	1	高齢者福祉施設等厚生労働省関連施設整備基準の緩和				・秋田県の高齢化比率は全国的にも極めて高く、特別養護老人ホームや介護老人保健施設など高齢者福祉施設の量的な整備はもとより、入居者の居住性の向上等質的な改善が求められている。特に、入居者の居住性の向上に対しては、秋田スギ等木製品による、入居者に優しい、健康的な癒し空間の提供が非常に有効であると考える。しかしながら、高齢者福祉施設等厚生労働省関連施設は、耐火、非耐火構造にすることが求められ、鉄筋コンクリート造りの建物ほとんどという現状であり、木造躯体の施設整備が困難な状況にある。そこで、広い敷地の確保、平屋建て、より安全な避難口・避難通路の確保など一定の条件を満たした場合には、耐火、非耐火構造という設置基準を緩和することにより、人に優しい、環境に配慮した秋田スギを活用した木造構造物の建設を促進し、木材関連企業等地産産業の活性化を図る。	・高齢者福祉施設等厚生労働省関連施設整備基準の緩和が、 ①「特別養護老人ホーム」(厚生省令第46号11条)、②「養護老人ホーム」(厚生省令第19号11条)、③「介護老人保健施設」(厚生省令第40号4条)、④「身体障害者更生施設」(厚生省令第54号3条の2)⑤「知的障害者支援施設」(厚生省令第57号3条)⑥「精神障害者社会復帰施設」(厚生省令第7号3条)⑦「救護施設、更生施設、教育施設及び宿泊施設」(厚生省令第18号10条)が耐火・非耐火建築物のみとなっている事項について	・高齢者福祉施設等厚生労働省関連施設整備基準中の耐火・非耐火構造以外の敷地の確保、平屋建て、より安全な避難口・避難通路の確保など一定の条件を満たした場合には、耐火・非耐火建築物のみとなっている事項について	・平屋建ての施工のみに限定するとも、により安全な避難口・避難通路の確保など、建物に住む人達の安全性を確保する。	・高齢者福祉施設等厚生労働省関連施設整備基準の緩和が、 ①「特別養護老人ホーム」(厚生省令第46号11条)、②「養護老人ホーム」(厚生省令第19号11条)、③「介護老人保健施設」(厚生省令第40号4条)、④「身体障害者更生施設」(厚生省令第54号3条の2)⑤「知的障害者支援施設」(厚生省令第57号3条)⑥「精神障害者社会復帰施設」(厚生省令第7号3条)⑦「救護施設、更生施設、教育施設及び宿泊施設」(厚生省令第18号10条)が耐火・非耐火建築物のみとなっている事項について	厚生労働省	
2018	2018010	21	河合ゼミナー	50020	教育関連特区	01	不登校児童生徒を対象とした、民間運営による新しいタイプの学校設置			特区において、民間運営が実現されるところであるが、株式会社運営の学校の直接運営を行うことができない状況にあるため、	学校法人取得は意思疎通が困難なため、学校法人以外の民間主体の直接運営を行うことのできる1状況にあるため、	学校教育法2条1項により、学校の設置者が国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人に限定されていることについて、	学校教育法2条1項に規定するものによる学校の直接運営の認可、	生徒の対象を都内に住所を有する不登校児童及びそれに関する生徒のみとする。	学校教育法2条1項により民間主体による学校の設置運営はできない。	文部科学省	
2019	2019010	43	熊本流通団地協同組合	50070	多角的事業促進特区	1	都市計画法の見直しによる「市街化調整区域」の指定の緩和、および「準工業地」から「商業地」への変更規制の緩和、都市法に定める建築可能な施設の種類			①都市計画法に基づく イ、「市街化調整区域」に指定される建築物が制限されているため ロ、商業地の指定が「準工業地」になっており建ぺい率、容積率が制限されており商業化が困難な状況にあることから ②流通業務市街地の整備に関する法律第5条においての可能な施設について	① イ、都市計画法第7条第3項において開発が抑制されている制限について ロ、用途指定が「準工業地」から「商業地」へ変更について ②流通業務市街地の整備に関する法律第5条においての可能な施設について	① イ、指定を緩和する ロ、建築物の高層化が出来るようになる ②規制を緩和する	① イ、都市計画法による「市街化調整区域」指定により建築物が制限されており地域の開発が出来ない ロ、用途指定が「準工業地」のため建ぺい率、容積率の制限があり建築物の高層化が出来ない ②流通法の規制により小売店舗などの施設が設置が出来ない	国土交通省	1203320 1203560		
2020	2020010	1	西山昌弘	50010	高速道路における速度制限の気象、路面状況に応じた	1	道路交通法における速度制限			物流、交通アクセスの効率化と市町村道の事故防止や道路橋の負担軽減のため、気象・路面状況に応じた高速道路の速度制限を緩和し、自己責任走行とする。	道路交通法における速度制限	物流、交通アクセスの面で、高速道路を自己責任走行することによって、道路の体系的な利用促進、交通安全、市町村道の保全、流通コストの軽減、北海道経済の活性化を図る。	高速道路の利用に経済的なメリットが少ない、	警備庁 公安委員会	0100070		
2021	2021010	20	吉田興産株式会社	50020	バイオ・ディーゼル特区	1	農業生産法人以外の法人の農業への参入の容認範囲の拡大			現在法人が農地を借地することは容認されているが、農地の使い方については当該借地主の責任でその時々に応じて追加していく想定され、借地である場合、貸主である地主に何を作付けするかを一概に了解を得ることが出来ない場合も想定される。農業も大規模化、効率化、生産性向上が求められており、農地の使い方については借地主となる法人の意志がそのまま生産に反映できるようにするために農地を取得することが必要	構造改革特別地域法第16条(農地の特別)——地域公共団体又は農地保有者 農業生産法人が農地につき使用借借による権利または賃借権を設定することについて 農業生産法人以外の法人が農地取得できない農地法第3条において(構造改革特区において実施可能な特例措置で、農業生産法人以外の法人の参入は一部容認された)	実施可能な特例措置(構造改革特別地域法)に「農地取得ができる」と加える	投資目的の農地取得にならないように、及び宅地等へ転用できないように、転売・転用禁止事項を盛り込む	構造改革特区において実施可能な特例措置で参入は容認されたが(構造改革特別地域法第16条)、使用借借や賃借権の場合のみで取得は引き続きできない	農林水産省	1000120	
2021	2021020	20	吉田興産株式会社	50020	バイオ・ディーゼル特区	2	農地の収集運搬業、処分業の許可の適用緩和			バイオディーゼルの原料である廃食用油を多方面、多業種から小口でも良いからスムーズに専門体制でなく誰でも収集、運搬、移動できる体制とする	廃食用油の処理及び清浄に関する法律の施行について、 第3条(2)において、「もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、古紙、くず鉄、あかびん類、古繊維に限定していることについて 廃食用油の処理及び清浄に関する法律施行規則第2条の12の4(五)「燃料として使用される再製品を定めるものではないこと」について	「もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物」に、「食用油」を加える 「燃料として使用される再製品を定めるものではないこと」を削除する	許可がなければ廃食用油を回収移動させることができない	環境省	1300410		
2021	2021030	20	吉田興産株式会社	50020	バイオ・ディーゼル特区	3	バイオ燃料と軽油の混合割合による軽油に対する混合割合に応じた軽油引取税課税			環境に良いバイオディーゼルの使用促進のためバイオディーゼルの非課税化	地方税法第7百条の二の三の二の軽油引取税が課せられる引取が行われる前に炭化水素油以外のものを混入した場合には、その混入が生じたものを前項第一号の軽油とみなす。について	二酸化炭素の排出が少ないバイオディーゼルの軽油に混入した場合、軽油部分にのみ、軽油引取税が課税できるよう、都道府県が決定できるようにする	軽油と混入した場合全量に対して軽油引取税が課税される	総務省	0403140		
2022	2022010	13	特定非営利法人トライアル	50080	新しい商業スタイルのゾーニングの特典	1	首都高速道路高架下の占用許可要件の緩和			新しい商業スタイルのゾーニングづくりのために、首都高速道路高架下の「床・トップ」商業利用の許可を得、管見で小規模な自由商業活動が活発に展開できる条件を整備することを目的とする。	道路法第3節・第32条(道路の占用許可)の内、第一項、第二項、第五項、第六項、第七項及び施行令第7条の工作物、物件について、道路管理者の許可要件	首都高速道路高架下で新しい商業スタイルのゾーニングづくりに必要な道路、店舗、看板等の工作物、物必要設備の設置を可能にする。	首都高速道路公園、板橋区及び地元住民との協議を行う。	現状では、首都高速道路高架下で商業活動が許可されているケースはない。	国土交通省	1205090	
2023	2023010	12	長野 正	50010	川根・茶葉(ちやらむ)特区	1	証券取引法2条1項、同2条2項の有価証券に知的財産権(申請済み特許権を含む)を加える			安全で「健康でおいしい、ほんものの飲料(茶等)の開発と提供を全国へ発信する」(pure drink運動)を展開するに当たり、技術的支援に加え資金面での支援を容易にするため	証券取引法2条1項、同2条2項	有価証券の規定に知的財産権(申請済み特許権を含む)を加える。知的財産権は権利は、従来の権利の範囲に基づき信頼し、投資家にその実績予測値が妥当なものか判断を委ねる。	有価証券に知的財産権は含まれない	金融庁			
2023	2023020	12	長野 正	50010	川根・茶葉(ちやらむ)特区	2	証券投資信託法2条1項の不特定かつ多数の者について大幅に緩和(例 一人百万円まで、5,000名まで)とする。			安全で「健康でおいしい、ほんものの飲料(茶等)の開発と提供を全国へ発信する」(pure drink運動)を展開するに当たり、技術的支援に加え資金面での支援を容易にするため	証券投資信託法2条1項	不特定かつ多数の者について大幅に緩和(例 一人百万円まで、5,000名まで)とする。	不特定かつ多数の者に厳しい制限がある	金融庁			
2024	2024010	13	NPO法人東京賞治の学校	50080	教育改革特区「新しいタイプの学校の創設」	01	学校法人を設立しようとする者は、設立準備時点で特別免許状の申請が行なえるように措置する			特別免許状の申請は、地方自治体および学校法人が申請できるが、学校法人をこれから設立しようとする者は申請できない。不登校児童・生徒を主として対象とする学校法人を設立する場合、すでに申請が存続している。これらの指導者が特別免許状を取得することによって、これらの学校の設立が可能になるために、認可申請の時点で特別免許状を都道府県に申請することが必要であるから。	特別免許状の申請は、教育職員免許法第5条3項、及び教育職員免許法施行規則第65条の7に「教育職員免許法第5条の3項に規定する教育職員検定の申請者は、特別免許状の授与を行うことができるもの、当該者を教育職員に任命し、又は任用しようとするもの推薦を添えて行われなければならない」となっており、推薦者は地方自治体および学校法人しかならない事について、	教育職員免許法第5条の2項3項、及び教育職員免許法施行規則第65条の7、特別免許状の申請時における「当該者を教育職員に任命し、又は任用しようとするもの推薦」に「構造改革特区研究開発学校の申請を受理した時点より特別免許状の推薦者」となれるよう措置する。	特別免許状の申請時には、教育職員免許法第5条3項より、当該者を教育職員に任命し、又は任用しようとするもの推薦が必要であるが、これら学校法人を設立しようとするものは推薦ができない。不登校児童・生徒等を対象とする学校を設立しようとするものが、特別免許状を学校設立後に、特別免許状を申請するものを推薦できないとする、現在、不登校児童・生徒等の指導者を当該の学校で教育職員として採用できない。	文部科学省			
2024	2024020	13	NPO法人東京賞治の学校	50080	教育改革特区「新しいタイプの学校の創設」	02	「構造改革特区研究開発学校」の申請を学校法人設立認可申請時点で行うことの容易			不登校児童・生徒を対象とした「新しいタイプの学校」を創設する場合に、「構造改革特区研究開発学校」の創設を利用することによって、特長ある新しいタイプの学校を創設することができない。一方で学校を設立するにあたり、学校の設立認可申請を行う際、通常では私学審議会が教育課程、学習等を私学審議会が審査するにあり、指導要領等の法令、法令、省令などによって行われなければならない。従って、指導要領に準った教育課程をとり、私学審議会での審査を行ってもらうために、「構造改革特区研究開発学校」と「学校法人認可申請」を同時期に行うことができるようにしたい。	通常、文部科学省の「研究開発学校」の申請は、実施年度の前年の12月である。しかし、この時点では学校の認可申請に必要な教育課程の内容の審査はすでに終わっている。従って「構造改革特区研究開発学校」の申請が、設立認可申請中の学校法人が申請を行うことについて	「構造改革研究開発学校」は国の政策であり、学校法人の設立認可及び学校の設置認可は都道府県知事の許可事項である。国及び都道府県の異なる行政機関に「構造改革特区研究開発学校」の申請を学校法人の設置認可及び学校の設置認可を平行して行うことができないと、新しいタイプの学校の創設することができない。従って、国と都道府県の両者が調整が行うことができ、なおかつ構造改革特区研究開発学校の申請と学校法人の設置認可及び学校の設置認可が平行して行えること。	新たに学校法人を設立し、新しいタイプの学校の創設するには、都道府県への学校法人の設立認可及び学校の設置認可を行うことと、構造改革特区研究開発学校の指定を併せて受けなければならない。国及び都道府県行政機関の異なることによって、申請等が円滑に行われない可能性があること。	文部科学省			
2024	2024030	13	NPO法人東京賞治の学校	50080	教育改革特区「新しいタイプの学校の創設」	03	学校法人の設置認可及び私立学校の設置について長期の借地権のついた借地、及び借家での学校の設置を認可するよう措置すること			校地及び校舎は自己所有であることが、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の設置基準で決められている。不登校児童・生徒等を対象とした「新しいタイプの学校」の創設を行う場合には、校地及び校舎は自己所有の要件を緩和し、20年以上の長期の借地、借家契約のある場合には、学校の設置を認めると。	私立学校法第25条「学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない」ということについて	校地及び校舎は自己所有という原則を、不登校児童・生徒等を対象とした「新しいタイプの学校」の創設を行う場合には、20年以上の長期の借地、借家契約のある場合には容認する。	学校設置にあたっては、私立学校法第25条において、校舎、校地の自己所有が定められており、長期の借地、借家契約があっても学校の設置はできない。	文部科学省			

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2024	2024040	13	NPO法人東京貨物の学校	50080	教育改革特区「新しいタイプの学校の創設」	04	小規模の学校を設置する際、校地、校舎の基準面積の緩和				不登校児童・生徒を対象とした「新しいタイプの学校の創設」は、一学級の人数が20名以下の人数であることが一般的である。「東京貨物の学校」においても、一学級の人数を20名以下とし、各学年一学級として学年で小学校で120名、中等教育学校では同様に120名と考えている。このような場合校地及び校舎の基準面積を現行の2分の1として、学校の設置を認めること。	平成14年3月29日文科省令第14号では、小学校設置基準は、第8条の別表イに校舎の面積が「1人以上40人以下は500㎡、41人以上480人以下は500㎡+5㎡×(児童数-40人)、481人以上は2700㎡+3㎡×(児童数-480人)」、第19号では中学校基準は「1人以上40人以下は800㎡、41人以上480人以下は800㎡+6㎡×(生徒数-40人)、481人以上は3240㎡+4㎡×(生徒数-480人)」、別表ロに運動場の面積が「1人以上240人以下は2400㎡、241人以上720人以下は2400㎡+10㎡×(児童数-240人)、721人以上は2200㎡」、中学校設置基準では「1人以上240人以下は3600㎡、241人以上720人以下は3600㎡+10㎡×(生徒数-240人)、721人以上は38400㎡となっている事項について	校地及び校舎の基準面積を、不登校児童・生徒等を対象とした「新しいタイプの学校の創設」を行う場合には、基準面積を2分の1として学校の設置をする。	特になし	小学校、中学校の設置基準は現行の指導要領に基づく教育を行うことを前提に定められていると思われるが、不登校児童・生徒等を対象とした「新しいタイプの学校」では、少人数であること、指導要領による教育課程とは異なることにより、設置基準上の面積より狭くとも教育が可能であること、なら「構造改革特区研究開発学校」として新しい教育を実施していくのに、現行の基準面積で設置することが不可能であること。	文部科学省	
2024	2024050	13	NPO法人東京貨物の学校	50080	教育改革特区「新しいタイプの学校の創設」	05	不登校児童・生徒とともに入校児童・生徒もこの学校に入学、転学することの許可				不登校児童・生徒等を対象とした「新しいタイプの学校の創設」は、原則として不登校児童・生徒等に限定することを原則としているが、非不登校児童・生徒もこの「新しいタイプの学校」に入学、転学することを認めることにより、不登校児童・生徒の教育の可能性を広げることと容認すること。	不登校児童・生徒等を対象とした「新しいタイプの学校の創設」を行い、合わせて非不登校児童・生徒の入学、転学を容認する。	特になし	不登校児童・生徒等を対象とした「新しいタイプの学校」を構造改革特区の推進で可能としても、非不登校児童・生徒が参加しない特定の集団では、教育効果が限定される。不登校児童・生徒と非不登校児童・生徒がともに学ぶ環境があることにより、不登校児童・生徒と非不登校児童・生徒が幅広い教育が実践できるという環境をつくります。	文部科学省		
2025	2025010	13	株式会社フジタ環境創造事業本部 首都圏住宅事業部	50020	細街路開発特区	1	①公道(または部分公道)を開発行為の要件から除外し、建築基準法のみで敷道可能とする。②公道であっても道路のまま当該道路の路線幅で払い下げられるものとする。				①例えば、再開発敷地内に行き止まり私道の敷道があるというだけの理由で開発行為の対象となり、ワンルームも含めて住戸数の3分の1の駐車場を求められたり(自置区)、2項道路のセクタックを中心線から3mにせきられたり(三車路)、建築基準法に抵触を免れなければならない(敷区)等の制限を受け、事業に多くの負担を強いられる。これにより、私道の敷道を含まない開発計画へ移行したり、開発を断念するケースがある。②公道に至っては、敷道の種別(歩道)や各期間をいれずと半年以上のロスがある上、普通資産に上うえ払い下げられる事情から価格を事前決定(想定)したがらない自治体がある。そのため、民間では事業性が薄かったり、事業を行っても価格決定に際してトラブルとなるので、公道を含めた国土の有効利用が進まない。	都市計画法において、開発区域が500mを超えていて敷道を行なう場合は、開発行為の許可を要する。開発行為にかけず、道路法と建築基準法それぞれに道路制限を解除する作業は現状では殆ど用いられていない。また、自治体の考え方では公的な道路の状態が私下に応じるということはないと思われる。	①敷道(または部分敷道)を開発行為の要件とせず、建築基準法に規定を設けて処理する。建築基準法では敷道(または部分敷道)に該当する土地所有者の同意のみを要件とし、100メートル以内(同等の機能を有する道路があることや当該敷道(または部分敷道)により再建築不可となる土地建物所有者がいないことを条件に継続的に処理する。当座、一体の位置指定申請(または協定道路)のうち一部の敷道についても位置指定申請(協定)者全員の同意を必要としない。②公道の敷道(または部分敷道)についても建築基準法に違反し、事前明示性を持たせる。	特になし	不要な道路の敷道があるだけで開発行為をせき止る。貫通道路の敷道に際して周辺同意とのかかわりが不明確。部分敷道において明らかに影響を及ぼさなくても敷道の推進の反対だけで計画が頓挫する。公道は普通財産にするための期間も普通財産としての価格も不透明な場合があり、事業を行なう上で計算が立たない。	国土交通省	120070 120510
2026	2026010	33	原田 茂	50010	離島振興地区交通規制緩和特区	1	道路占有使用時の規制緩和				離島振興指定地区でのモーターサイクル(自動車)等のイベントにおいて公共道路での移動走行が、法律上困難なため。	道路交通法による車両運行の規制について	道路交通法内での特殊車両(競技車両)の移動走行許可	地域限定(指定地区)離島などのみでの適用	一般道路(市道)などの占有使用時の道路交通法	警察庁	0100180
2027	2027010	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	1	学校設置者以外の学校管理・運営の容認	8101	C-1	「公の施設」の管理受託者の範囲の拡大要請に対して、文科省は「地方自治法第244条の2第3項の規定により、地方公共団体が公の施設を委託する場合は委託先として、地方公共団体が設置している法人、公共団体、公共的団体に限られており、…」と回答し、認められないことと理由としているが、同じ点に照して総務省は、「特定非常勤活動人については、一般的には、地方自治法第244条の2第3項で定める公共的団体に該当し、現行制度の下においても、公の施設の管理受託者に限り得ず、との回答を寄せている。であるから、その点に関しては問題ない」と考える。また、「代替措置」にあげた「公設民営学校審議会(仮称)」のような機関が、運営法人の審査や運営状況の監督を行うことで、学校運営が行政のコントロール下に置かれるため、「すべてを任せ」ることには避けられるものと思われる。	特色のある学校を、種でも通える「公立」学校として創り、市民のアイデアと熱意で運営しているようにするため	学校教育法 第5条で、学校の設置者以外に管理・運営を認めていない点	公立学校の運営(業務)をNPO法人等に委託する	「学校法人又は教育の振興を目的とするNPO法人若しくは公益法人であって、一定の基準に適合すると認められるもの」のうち、その申請に基づき、学校の管理運営主体として地方公共団体の長により指定された法人に公立学校の運営(業務)を委託することが出来るものとする。自治体の首長に「公設学校審議会(仮称)」を置き、この機関が首長に代わって法人の審査等を行う。公立学校の運営(業務)委託に際し、自治体の首長は、3年以上5年以内の期間を定め「指定を行うもの」とし、期間の終了時に学校の管理運営に関する指定法人の業務を委託して、指定の変更を行うことが出来ないと判断する。指定の変更を行う場合、指定法人の業務を委託して、指定の変更を行うものとする。なお、期間内であっても、指定法人における法令違反等、学校の管理運営を継続させない重大な事由があると認められるときは、指定を取り消すことができることとする。	学校教育法 第5条で、学校の設置者以外に管理・運営を認めていない点で、特色のある学校を、種でも通える「公立」学校として創り、NPO法人等が運営することができない。	文部科学省	
2027	2027020	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	2	教職員免許状授与権者の拡大(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	C-1	「代替措置」にあげたように、実質的な権限を「公設学校審議会(仮称)」が持つようにすれば、文科省の回答にある「個人的な価値判断や特定の学派的影響力から中立性を確保し、安定性、継続性の確保を担保する制度」ということと考える。この「公設学校審議会(仮称)」は、公設民営学校の制度化において、運営団体を審査するものと不可分のものであるから、この学校(システム)から生じる様々な業務を(教育委員会が担当せず)この機関が受け持つことは問題がないと思われる。	免許状を持っていない者が、容易に特別免許状を取得できるようにするため	教育職員免許法 第5条の6で、都道府県の教育委員会だけが授与権者になっている点	特別免許状の授与権者に、地方自治体の首長を加える	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置する。「公設学校審議会(仮称)」は、学校等の推薦により、各学校の特別な教育内容を鑑みながら、教職員の勤務審査を行う。地方自治体の首長は、特別免許状の授与にあたっては、この「公設学校審議会(仮称)」の決定を最大限尊重する。	教育職員免許法 第5条の6で、都道府県の教育委員会だけが授与権者になっている点で、特色のある学校の教員が必要とする特別免許状の取得が容易でない。	文部科学省	
2027	2027030	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	3	特別非常勤講師の担当可能範囲の拡大	8203		文科省は、「全職種を担任する場合には、特別免許状の授与と対応することができるとしているが、教職員が特別免許状を取得しようとする場合には採用(任命)しようとする者の推薦が必要で、特区制度を利用して新規に学校を作る場合は、学校ができる前に推薦を出すことができない(従来)に照して、それを補う意味で、最初しばらくの間は特別非常勤講師が全員の担当と担任をできるようにすべきである。	学校が求める人物が、免許状を持っていないでも学校で教えられるようにするため	教育職員免許法 第3条の2で、特別非常勤講師(免許状を持たない講師)が担当できる範囲が一部に限定されている点	特別非常勤講師の担当可能範囲を広げ、担任も可とする	特区制度を利用した新しいタイプの学校ができた場合、一部の教員が特別免許状を取得するまでのしばらくの期間のみ、これを認める。	教育職員免許法 第3条の2で、特別非常勤講師(免許状を持たない講師)が担当できる範囲が一部に限定されている点で、免許状を持っていない優秀な人材が、十分に学校で教えられる。	文部科学省	
2027	2027040	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	4	教職員の採用権者の拡大				校長(学校)が求める人材を教職員に採用できるようにするため	教育公務員特例法 第13条で、教員を採用する際の選考を、校長と教育委員会の教育長が行うことになっている点	校長が(単独で)一部教職員の採用を行えるようにする	教育公務員特例法 第13条で、教員を採用する際の選考を、校長と教育委員会の教育長が行うことになっている点	教育公務員特例法 第13条で、教員を採用する際の選考を、校長と教育長で行うことになっている点で、校長独自の「学校」に適した教職員の採用が行えない。	文部科学省	
2027	2027050	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	5	県費負担教職員の任命権者の拡大				校長(学校)が求める県費負担教職員を任命できるようにするため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 34条で、教員を教育委員会が任命するとしている点	県費負担教職員に関しては、まず「公募」を行い、その中から校長が任命できるようにする	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 34条で、教員を教育委員会が任命することができない。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 34条で、教員を教育委員会が任命することになっている点で、校長が学校に適した教職員の任命ができない。	文部科学省	
2027	2027060	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	6	県費負担教職員の任命権者の拡大				校長(学校)が求める県費負担教職員を任命できるようにするため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 37条で、県費負担教職員の任命権は、都道府県委員会に属している点	県費負担教職員に関しては、まず「公募」を行い、その中から校長が任命できるようにする	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 37条で、県費負担教職員の任命権は、都道府県委員会に属している点	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 37条で、県費負担教職員の任命権は、都道府県委員会に属している点で、校長が学校に適した教職員の任命ができない。	文部科学省	
2027	2027070	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	7	県費負担教職員の任命権者の拡大				県費負担教職員の任免等を学校(長)が決定できるようにするため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 61条で、県費負担教職員の任免等を市町村の教育委員会が行うとしている点	県費負担教職員の任免等を学校(長)が決定できるようにする	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 61条で、県費負担教職員の任免等を市町村の教育委員会が行うことになっている点	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 61条で、県費負担教職員の任免等を市町村の教育委員会が行うことになっている点で、最終決定を下す権限が学校(校長)にない。	文部科学省	
2027	2027080	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	8	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大				構造改革特区研究開発学校として認められやすくなるため	学校教育法施行規則 第26条の2で、教育課程に關し、文部科学大臣が認める場合は、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定にないこととができる点	構造改革特区研究開発学校(仮称)の認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則 第26条の2で、教育課程に關し、文部科学大臣が認める場合のみ、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定にないこととができる点で、「構造改革特区研究開発学校(仮称)」「(小学校)に認定されることが容易でない。	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2027	2027090	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	9	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大			構造改革特区研究開発学校として認められやすくなるため	学校教育法施行規則 第65条で、第26条の2の規定を中学校に準用するとしている点	「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校」の認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則 第65条で、第26条の2の規定を中学校に準用することになっているので、「構造改革特区研究開発学校(仮称)」「(中学校)に認定されることが容易でない。	文部科学省			
2027	2027100	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	10	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大			構造改革特区研究開発学校として認められやすくなるため	学校教育法施行規則 第65条の5第1項で、第26条の2の規定を中等教育学校の前期課程に準用するとしている点	「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校」の認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則 第65条の5第1項で、第26条の2の規定を中等教育学校の前期課程に準用することになっているので、「構造改革特区研究開発学校(仮称)」「(中等教育学校)に認定されることが容易でない。	文部科学省			
2027	2027110	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	11	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大			構造改革特区研究開発学校として認められやすくなるため	学校教育法施行規則 第67条の3で、教育課程に關し、文部科学大臣が認める場合は、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定によらないことができる点	「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校」の認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則 第67条の3で、教育課程に關し、文部科学大臣が認める場合は、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定によらないことができる点	文部科学省			
2027	2027120	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	12	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大			構造改革特区研究開発学校として認められやすくなるため	学校教育法施行規則 第65条の5第2項で、第67条の3の規定を中等教育学校の後期課程に準用するとしている点	「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校」の認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則 第65条の5第2項で、第67条の3の規定を中等教育学校の後期課程に準用することになっているので、「構造改革特区研究開発学校(仮称)」「(中等教育学校)に認定されることが容易でない。	文部科学省			
2027	2027130	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	13	教育委員会の権限の委譲(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	C-1	公設民営型の学校を作る場合、運営団体を審査する機関がどうしても必要であろうし、その機関が定期的に(認可)指定の更新も担当することになると考えられる。であるならば、その機関が(教育委員会に代わって)日常的な監督も行うのが適切であると考え、この「公設学校審議会(仮称)」の業務の多くは、従来の教育委員会がやっていたものであるため、新しい機関を作ってやっていったほうがうまくいくと思われる。	公設民営型の学校の設置をスムーズに行っていくため	学校教育法第4条で、市町村立の高等学校、中等教育学校の設置に都道府県の教育委員会が必要としている点	公設民営学校設置の認可権を「公設学校審議会(仮称)」に委譲する	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置し、この機関が従来の教育委員会の役割と、特区制度による新しい学校(システム)全般に關する業務を担う。	学校教育法第4条で、市町村立の高等学校、中等教育学校の設置に都道府県の教育委員会の認可が必要となっているので、公設民営学校の設置に余分な手続きが必要になる。	文部科学省	
2027	2027140	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	14	教育委員会の権限の委譲(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	C-1	公設民営型の学校を作る場合、運営団体を審査する機関がどうしても必要であろうし、その機関が定期的に(認可)指定の更新も担当することになると考えられる。であるならば、その機関が(教育委員会に代わって)日常的な監督も行うのが適切であると考え、この「公設学校審議会(仮称)」の業務の多くは、従来の教育委員会がやっていたものであるため、新しい機関を作ってやっていったほうがうまくいくと思われる。	公設民営型の学校運営をスムーズに行っていくため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 32条で、大学以外の学校を教育委員会が所管するとしている点	公設民営学校の所管を「公設学校審議会(仮称)」に委譲する	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置し、この機関が従来の教育委員会の役割と、特区制度による新しい学校(システム)全般に關する業務を担う。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 32条で、大学以外の学校を教育委員会が所管することになっているので、公設民営学校の設置に余分な手続きが必要になる。	文部科学省	
2027	2027150	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	15	教育委員会の権限の委譲(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	C-1	公設民営型の学校を作る場合、運営団体を審査する機関がどうしても必要であろうし、その機関が定期的に(認可)指定の更新も担当することになると考えられる。であるならば、その機関が(教育委員会に代わって)日常的な監督も行うのが適切であると考え、この「公設学校審議会(仮称)」の業務の多くは、従来の教育委員会がやっていたものであるため、新しい機関を作ってやっていったほうがうまくいくと思われる。	公設民営型の学校運営をスムーズに行っていくため	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第4条で、学級編制は教育委員会が行うとしている点	公設民営学校の学級編成の認可権を「公設学校審議会(仮称)」に委譲する	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置し、この機関が従来の教育委員会の役割と、特区制度による新しい学校(システム)全般に關する業務を担う。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第4条で、学級編制は教育委員会が行うことになっているので、学校独自の学級編成ができない。	文部科学省	
2027	2027160	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	16	教育委員会の権限の委譲(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	C-1	公設民営型の学校を作る場合、運営団体を審査する機関がどうしても必要であろうし、その機関が定期的に(認可)指定の更新も担当することになると考えられる。であるならば、その機関が(教育委員会に代わって)日常的な監督も行うのが適切であると考え、この「公設学校審議会(仮称)」の業務の多くは、従来の教育委員会がやっていたものであるため、新しい機関を作ってやっていったほうがうまくいくと思われる。	公設民営型の学校運営をスムーズに行っていくため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 23条で、学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に關して教育委員会が管理・執行することとしている点。	公設民営学校の教育課程の編成と変更の認可権を「公設学校審議会(仮称)」に委譲する	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置し、この機関が従来の教育委員会の役割と、特区制度による新しい学校(システム)全般に關する業務を担う。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 23条で、学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に關して教育委員会が管理・執行することになっているので、学校独自の運営ができない。	文部科学省	
2028	2028010	8	株式会社日本経産研究所	50020	常盤中央新幹線建設	1	現在新幹線の計画のない常盤線と中央線への新幹線建設			①現在新幹線計画のない常盤線と中央線への新幹線建設 ②特別無利子日額引受の取償を発行。返済は、新幹線開業後の、売上から、発給額の1%づつを毎年、100年間で返済する。 ③特別無利子日額引受で対応する。	JR常磐線新幹線とJR中央線新幹線とする。	現在、新幹線計画のない、常盤線と中央線への新幹線建設。及び特別無利子日額引受取償を発行して、建設資金とすること。	国土交通省	1207040			
2029	2029010	13	下山田芳子	50010	地域の中の日本語学校	1	新規日本語学校の設置基準の緩和(非学校法人の認定)			新規日本語学校に関する学校法人規制があるために日本語学校ができず、効果的に日本語教育事業を行うことができない状況にあるから	学校法人規制が利用可能であるとされている設置基準について	法人格外まで上限を引き下げる	現状、日本語学校の設立要件については、学校教育法第1条において、その設置者が、地方公共団体又は学校法人に限定されているところ	文部科学省			
2029	2029020	13	下山田芳子	50010	地域の中の日本語学校	2	学校施設の空施設の活用(校地校舎の自己所有要件の緩和)			当地のモンゴル文化交流といった特性から、文化交流事業を行う場合、個人自己所有を用いることは必ずしも効果的かつ低コストで実現できるものではなく、むしろ空施設を導入することが適切であることから	学校施設利用の許可に関する政令第44条において社会教育とされている上層の制限について	国際文化交流事業まで上限を引き下げる	学校の施設を利用については、社会教育法第6章44条において社会教育のためのみとされている	文部科学省			
2029	2029030	13	下山田芳子	50010	地域の中の日本語学校	3	日本語学校設置を目的とした学校を設立する際の申請手続きの簡素化(認定許可にかかる期間の短縮)			日本語学校設立申請に対して申請後1年間の審査期間があり、校舎、設備等の運営困難のため	設置廃止等の認可に関する政令第4条において、監督庁の認可とされている	学校法人外まで上限を引き下げる	日本語学校設立申請については、認定期間の審査規定により、認定許可期間1年間で定められている	文部科学省			
2029	2029040	13	下山田芳子	50010	地域の中の日本語学校	4	補助金交付の制限緩和(学生に対する補助金)			補助金交付に関する学校法人規制があるためにに在学する学生に係る修学上の経済的負担の適正化を図ることができず、効果的に日本語教育事業を行うことができない状況にあるため	交付金に関する私立学校振興助成法第3条において、学校法人とされている上層の制限について	学校法人外まで上限を引き下げる	補助金交付については、私立学校振興助成法第3条により、学校法人と定められており、教育水準の向上を待たれない	文部科学省			
2029	2029050	13	下山田芳子	50010	地域の中の日本語学校	5	補助金交付の制限緩和(日本語学校の経常的経費についての補助)			補助金交付に関する学校法人規制があるためにに学校における教育又は研究に係る経常的経費について、補助金交付ができず、効果的に学校運営を行うことができない状況にあるから	交付金に関する私立学校振興助成法第3条において、学校法人とされている上層の制限について	学校法人外まで上限を引き下げる	補助金交付については、私立学校振興助成法第4条により、学校法人と定められており、学校を継続的・安全的に運営できない	文部科学省			
2029	2029060	13	下山田芳子	50010	地域の中の日本語学校	6	適切な申請書類において既存校・新規校間の入管ビザ採択率の格差是正			適切な申請書類に関する採択率は均等化になるように	出入国管理及び難民認定法施行規則において、留学・就学及び研修等を目的とする外国人の入国・在留に関する省令	均等化することを容認する	現在、入管ビザ採択の均等化に関する入管規制については、該当する法令、条項はない	法務省	0500690		
2029	2029070	13	下山田芳子	50010	地域の中の日本語学校	7	外国人教師の採択の緩和			国際理解の必要性と言った特性から、日本語教育活動を行う場合、日本人教育者のみを用いることは必ずしも効果的かつ低コストで実現できるものではなく、むしろ外国人日本語教師を導入することが適切であるから	外国人教師に関する入管法第9条第3項において本邦の大学もしくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育を活動とされている上層の制限についてまた教育職員は、教育職員免許上の各相当の免許状を有する者でなければならない規定について	日本語学校まで上限を引き下げる	外国人教師については、入管法第9条第3項により高等専門学校においてよりと定められており、国際教育機関としての運営困難のため	法務省	0500700		
2029	2029080	13	下山田芳子	50010	地域の中の日本語学校	8	信用保証協会による融資保証制度の対象拡大			再建事業のために必要とする資金や開業後の事業を行うために必要とする資金が融資受けられず、効果的に再建事業を行うことができない状況にあるから	民生生活金融公庫、区産業融資において休業事業者においては1年未満又は新規事業者と定められている事項について	休業も新規事業とみなすことを容認する	現状、新規・起業家についてとされている	金融庁 財務省 経済産業省	0701010 1104010		
2030	2030010	12	三菱地所株式会社	50020	国際人材育成・賃付文庫特区	1	学校教育法第1条(学校の範囲)の拡大(インターナショナルスクールを「学校」とみなす)			インターナショナルスクールが学校とみなされることにより、学生の安心感が得られるとともに、公的助成を受けられることから授業料を低額に抑えることができ、在日外国人の子供にとどまらず、インターナショナルスクールで学習したいという日本人のニーズを満たすことにつながるため	学校教育法第1条(学校の範囲)について	インターナショナルスクールが学校であることを容認する	高額授業料並びに立地の面から、ある限られた人しか教育の機会がない	文部科学省			

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2030	2030020	12	三菱地所株式会社	50020	国際人材育成・技術交流特区	2	学校設置主体の要件の緩和(株式会社等による学校経営)				多様なニーズに対応するとともに、経営の効率化を行うことにより、教育サービスの向上を図るため	学校教育法第2条学校設置主体の要件について	株式会社等が学校経営主体であることを容認する	独自の第三者機関の設置により公共性を担保する	新規参入が困難である	文部科学省	
2030	2030030	12	三菱地所株式会社	50020	国際人材育成・技術交流特区	3	外国人の在留資格要件(10年の実務経験)の緩和				特区内で活動する外国人研究者及び技術者の在留資格を、本人の知識や技術の詳細により、弾力的に付与できるようにし、交流を活発に行うため	出入国管理及び難民認定法別表第1の2の在留資格の技術・技能に關して	在留資格に係る基準に、研究機関・技術機関等の推薦も含めて容認する		在留資格に係る基準は、大学卒業または10年以上の実務経験が必要とされている	法務省	0500460
2030	2030040	12	三菱地所株式会社	50020	国際人材育成・技術交流特区	4	外国人の在留資格要件(研修受入れ機関の条件)の緩和				特区内で研修を受ける外国人技術者の在留資格を、弾力的に付与できるようにし、交流を活発に行うため	出入国管理及び難民認定法別表第1の4の在留資格の研修に關して	研修生の人数が受入れ機関の常勤職員の総数の20分の1以上を容認する		研修生の人数が受入れ機関の常勤職員の総数の20分の1以内	法務省	0500530
2031	2031010	13	株式会社ゼクスコミュニケーションズ	50020	特別養護老人ホーム設置の規制緩和	1	特別養護老人ホームを設置することの出来る法人に関する規制の緩和	9302			特別養護老人ホーム入所待機者の早期入所のためには、社会福祉法人以外の出来る法人に関する規制の緩和により、特別養護老人ホームを建設できる法人を増やすことを目指す。	老人福祉法第15条第4項において規定されている特別養護老人ホームを設置できる法人の規制に關して	特別養護老人ホームを設置できる法人について株式会社をこれに加える。		株式会社については「老人福祉法15条4項」により「社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。」と定められており、株式会社では設置できない。	厚生労働省	
2032	2032010	14	日本テック株式会社	50020	電気保安特区	1	保安管理の実施主体の拡大				電気事業法施行規則第52条第2項より、不選任による自家用電気工物の保安管理の実施主体は、指定法人(財団法人の保安協会)と電気管理技術者(個人事業主として電気保安管理業務を営む電気主任技術者)に限定されているが、本資格者のうち一部の者に限定することは必ずしも合理的かつ低コストで実現できるものではない。しかし、本資格者を雇用している民間企業が、競争原理の下で保安管理業務を委託し行うことが適切であるので、電気保安における独占的既得権を排除するためには民間企業の参入推進が必要である。	昭和63年通商産業省告示第191号「電気事業法施行規則第52条第2項の委託契約の相手方の要件等」第2条において、経済産業大臣が指定する法人として掲げられていることについて。	当該要件を撤廃し、株式会社等の民間企業が実施することを容認する。	二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合には経済産業大臣に、一の都道府県の区域内に営業所を設けて事業を行うとする場合には都道府県知事に、法人名、法人代表者氏名、本拠所在地ならびに事業所所在地を届け出ること。	自家用電気工物の保安管理の代表的形態として、選任と不選任の二通りがある。選任は、原業者が経済産業省の許可を得て、相応の電気知識・技能を有する従業者(電気主任技術者免状の有無は問わない)を管理責任者に任命するもので、一方の不選任は、指定法人や電気管理技術者に対して委託契約を締結して保安管理を行わせる形態である。不選任制度を利用して委託契約を締結できる相手は、指定法人と電気管理技術者に限定しているため、不選任において管理できる者の総数は限られるので市場内での競争原理は有効に作用せず、技術者間で資格やサービス・技術品質の競争が発生している。	経済産業省	1160020
2032	2032020	14	日本テック株式会社	50020	電気保安特区	2	「保・工分離の原則」慣習の撤廃				本提案書の提案事項番号01「保安管理の実施主体の拡大」が容認(民間参入)された場合、自家用電気工物において電気主任技術者と電気工事士の双方を雇用する企業であれば、保安管理業務と電気工事業務を一括して委託することは可能とすべきである。特に、電気主任技術者と電気工事士の双方を多く雇用しているのは電気工事会社であるが、自家用電気工物における事故・故障発生時の安全確保および復旧作業においてはより迅速な対応が可能となるため、電気工事会社による保安管理は有効である。よって、実施主体の拡大(民間参入)に併せて「保・工分離の原則」慣習を撤廃することは必須である。	関係法令等において明文化されていない慣習によって、電気保安と電気工事の分業が強制されていることについて	当該要件を撤廃するとともに、保安管理の実施主体の拡大に合わせて電気主任技術者と電気工事士の双方を雇用する企業が保安管理業務を委託して、雇用する電気主任技術者に保安管理を行わせることを容認する。	保・工分離の原則とは、「保安を行う者は工事を行えない、工事をを行う者は保安を行えない」とする慣習で、保安を行う者が工事を行えば職員が確保できないと指摘。工事を受託する事業者が工事を代行しかねないとの大義名分が挙げられている。しかし、自家用電気工物の必要家は選任による自主保安が基本であり、不選任して管理を委託する機会でも自己責任が求められる。保・工分離の原則(慣習)が維持したまま民間参入が容認された場合には、電気主任技術者と電気工事士を雇用している企業に保安と工事を一括して委託するとは不可能であるから、自主保安・自己責任を前提としている必要家が委託先を自由に選択できないことは不条理である。	経済産業省	1160100	
2032	2032030	14	日本テック株式会社	50020	電気保安特区	3	受託件数制限の撤廃				自家用電気工物の設備規模に応じて受託できる件数に制限が設けられており、価格やサービス・技術品質の競争がないため、合理的な保安管理を行うことができない状況にあるから。	電気事業法施行規則第52条第2項についての運用方針を示した「通達」主任技術者制度の運用について(7頁公第418号)により定められた、受託事業棟の上限の制限について。	当該要件を撤廃し、受託者の責任において上限無く保安管理業務を受託できることを容認する。	高圧受電設備の規模に応じて換算係数が設定されており、受託する1件ごとの係数の和が定められた上限を超えてはならないので、受託件数に上限が設けられていることと併せて、上限件数はアクリル・レス・トランや工場など一般規模の場合で50件程度に相当する。	経済産業省	1160030	
2032	2032040	14	日本テック株式会社	50020	電気保安特区	4	法令点検の頻度指定の撤廃				自家用電気工物において発生する電気事故のうち、近隣地域へ電力供給支障を及ぼす波及事故は事故全体の大多数を占めているものの、その件数および割合ともに年々減少している。このことから、電気設備の信頼性および信頼性は向上しているものと言えるため、必ずしも定期的な法令点検を行う必要はないから。	通達「主任技術者制度の運用について」(7頁公第418号)Ⅱ.1.(1)において、委託契約の相手方(指定法人または電気管理技術者)が定期的に点検を行う必要があると定められている事項について。	当該要件を撤廃し、保安管理業務の委託者(需要家)と受託者(法人または電気管理技術者)との協議により、法令点検の実施頻度ならびに実施時期を決定することを容認する。	監視装置(漏電、電圧降下、漏れ電圧低下、停電、最大消費電力量(デマンド)を監視できる装置)を設置して、有人の監視センター等にて稼働状況を常時監視すること。さらに、電気事故または設備故障及び重大な異常発生時には時間を問わず緊急応答を行うこと。	自家用電気工物においては、300kVA以上の大規模設備と64kVA未満の小規模設備で同じ高圧の電圧を帯電しているが、複数の安全装置がある大規模設備は年12回(毎月1回)の点検であるに限らず、安全装置が一つしかたない小規模設備は年4回とされており、設備規模と指定法人という措置により定められた制度であり、設備の安全性は度外視されている。	経済産業省	1160040
2032	2032050	14	日本テック株式会社	50020	電気保安特区	5	実務経験年数の撤廃				電気管理技術者が保安管理を行うとする場合、電気工物の工事・維持又は運用に関する実務に従事した期間に関する定めがあるため、合理的に保安管理を行うことができない状況にあるから。	昭和63年通商産業省告示第191号「電気事業法施行規則第52条第2項の委託契約の相手方の要件等」第1条第2項により、実務経験が必要な要件であると定められている事項について	当該要件を撤廃し、電気主任技術者免状取得者であれば実務経験を問わず保安管理業務を受託することを容認する。	国家資格である電気主任技術者の免状交付を受けているにも関わらず、指定法人に雇用される場合は実務経験は不要であるが、電気管理技術者として保安管理業務を営むには最低3年最高5年の実務経験が必要となっている。また、選任制度においては、設備業者が経済産業省の許可を得て、相応の電気知識・技能を有する従業者(電気主任技術者免状の有無は問わない)を管理責任者に任命することができる。もし仮にどうも実務経験が必要であるとすれば、国家資格取得の要件は必ずしも実務経験がないと合格できないような資格試験内容とすべきであって、指定法人の雇用者であるか否かで差をつけることは非合理的差別であると同時に、電気主任技術者という資格試験の意義が疑わしいものとなっている。	経済産業省	1160050	
2032	2032060	14	日本テック株式会社	50020	電気保安特区	6	機械器具の保有義務の撤廃				自家用電気工物の保安管理に要する機械器具については、電気管理技術者が自らの判断により業務上不都合が生じない限り必要に応じて保有するものであるから、機械器具の保有義務を撤廃する。	昭和63年通商産業省告示第191号「電気事業法施行規則第52条第2項の委託契約の相手方の要件等」により、電気管理技術者が個々に指定された機械器具を有しなければならない規制について	当該要件を撤廃し、電気管理技術者が業務上必要に応じて保有することを容認する。	電気管理技術者は指定された機械器具を少なくとも各1台は取り揃えることが義務付けられているが、本来は、保安管理を行う設備の規模や状況に応じた機械器具を電気管理技術者が業務上必要であるから揃えるものである。さらに、電流計・電圧計で測った場合、電圧・電流ともに測定が可能な一体型が用意されているが、個別に電圧計・電流計を揃えなければならないため、機械器具メーカーにおいてはそうした多機能型計測器は多くの需要が見込めないため、開発力や技術力の向上を妨げることもつながる。	経済産業省	1160060	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2033	2033010	1	北見商工会議所、北見市商店街振興組合連合会	50070	中心市街地活性化特区	1	道路法、道路交通法、食品衛生法		13	道路等の公共空間を公的に活用する際の各法の弾力的運用により、中心市街地での新たな魅力を創出し、活性化のための様々な活動の舞台となる仕組みをつくる。	限定された区域内において、公共空間の新しい活用の可能性を求め、道路を活用した賑わい創出のための活性化事業を行い、地方小都市の魅力を高め、活力を創出し、様々な活動が行える舞台としての利用を促進する。 (主な項目) 1. イベント事業等の各種許可目的の拡大 2. イベント事業等の手続きの簡素化 3. 反復使用の許可制度の新設 4. 交通規制の短期的変更及び試行的運用 5. 路上パーキングメーター設置許可の緩和と季節的運用	道路法、道路交通法、食品衛生法	限定された区域内において、現状の形態を要せず、公共空間の新しい活用の可能性を求め、交通規制の一時解除を行い、各種イベントなど実験的な活性化事業を展開し、地域の魅力を高め活性化を図る。 (主な活用項目) 1. おまつりを含む各種イベント会場への活用 2. オープンカフェの設置 3. パワールーム等の開設 4. 歩行者専用道路への一時的車両の乗り入れ 5. 路上パーキングメーターの設置		・許可の手續きに一定の期間を要することから、機動的に対応できない。また、占用許可については短期的なものに限り許可されており、反復の使用許可はなされていない。現下では、許可権者の判断も画一的にならざるを得ないことから、市民及び地域住民の様々なイベント等の公的活用の確保に資する。また、路上パーキングメーターについては、都市の人口規模、付近駐車場の供給状況、道路幅などの制限がある。	国土交通省 厚生労働省 警察庁	0100250 0100260 0100270 1205040
2034	2034010	9	首都圏電気電子機器リサイクル市民協会の協同組合	50070	首都圏電気電子機器リサイクル市民協会の協同組合	1	リサイクル家電4品目リサイクル処理の市民7mハイリサイクル参加、メーカー主導システムとの連携補完を目的とするための拡大解釈			リサイクル家電4品目規制にふれることと、市民の自由意志による家電リサイクル7mハイ参加に、組合(もっぱら業主組合員)NPO(地域連携実行)地域大学連携協定と、メーカー主導システムの補完事業目的が家電リサイクル法の立法趣意、4品目、5品目を施行する1品目を拡大解釈するに認められたいと云われているが法の拡大解釈ではない。	家電リサイクル法の前では平等であり、業種の差別はないと保証されています。組合(もっぱら業主・自由業組合員・許認可取得者等)が市民(所有者の自由意志)NPO、大学連携の市民運動的リサイクル手分け処理と3R運動と投下労働環境の再生産化を目的とするPAPADKGM-SHIFTへのPIONEERと云える。リサイクル、リユース(95%UP)が目標	1.家電4品目以外にリサイクル対象は10種ある。2.市民家電4品目以外の自治体リサイクル負担は大きく、節税からも市民リサイクルの協力が必須。3.組合、市民、NPO、大学の連携リサイクルはリサイクル率95%、3R運動・労働環境の再生産化、市民消費倫理の高揚、エコロジーの活性化、4.労働環境改善処理における変性処理費支払義務から市民負担費用支自己解消法(7mハイ)導入、5.中高年齢者、婦人、身障者の雇用創出促進。	リサイクル処理の合法適正を図るため組合実行の地域処理サービス新発案を、市民の自発自由意志により購入する。(支払処理費用負担)処理の監視、監督権取得(7mハイ参加)抽選権併用と7mハイ参加権利を確保出来る。	リサイクル法(法2条4項施行第1条等、法2条第5項、法5条)の規定により、引取引渡によりリサイクル処理する以外の者がリサイクル処理することは認められていない。	経済産業省 環境省	1101010 1300690	
2035	2035010	27	財団法人、大阪クワイア療法協会、NPO法人、日本保養地、保養地医療連携	50060	健康特区	1	調整地域に関する商業施設の設置の緩和。(飲食・宿泊・ショップ)			調整区域の為、事業の制限があるが、基準をパスした商業施設の設置を可能にする。クアパークの整備、観光景観等の整備、公益事業の維持の為に「保養地」の新設を望む。保養地医療の質を確保する為、ドクター・オーダー等と同様な追加資格(医師)の取得の義務付けを、より一層の推進と同等の医療の質が確保され、国民に質の高い品質保証された医療が提供される。医療の質を確保する本プロジェクトが実施されれば、医療不信が蔓延している現在の風潮を刷新できる。将来的には経済的効果として医療・健康の市場が3-ロケットと共有できる。			医師・理学療法士に対し、クアドクター及び療法士の研修制度の導入。日本の制度は医師は〇〇をしてはいけないという規制が無い。見よう見真似で治療行為をしても罰則がない。保養地医療の分野では、ドクターと同様の追加資格を義務付け、グローバルな医療資格としたい。	国土交通省 厚生労働省	1200150		
2036	2036010	20	長野に新しい学校を創る会	50110	市民がつくる学校設立特区	1	「公設民営学校(仮称)」を開設するため、学校設置主体の緩和	8002	C-1	「学校は、『公の性質』を有するものであり(教育基本法第6条)、その設置と運営は、国家、社会として責任を持って取り組むべき、極めて公共性の高いものと考えている。(中略)また、学校法人制度は、学校運営に求められる公共性の確保、安定的・継続的な学校教育の提供等を保証するために特別に設けられたものであり、学校法人に求められる要件を充たさない民法法人等に学校の設置を認めることについても、特区に限ったとしても適切ではない。」と回答されているが、公共性、安定性、継続性を確保し、民間主体が地方公共団体と連携した学校を運営する制度を新たに創設すべきではないか。	地域社会の新しい教育ニーズに応え、公と民でつくる「公設民営」方式による学校を運営するため。	学校教育法第2条において、「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる」とされていることについて。	民間非営利団体も地方公共団体の支援を受け、学校を設置できるようにする。	あらかじめ地方公共団体の長が任命した有識者による「特区公設民営学校審議会(仮称)」を設置する。審議会は、学校設置の目的、設置の認可を審議する。審議会はその学校が目的を達成しているかどうか、継続的に安定して学校経営が可能かどうかに関して、たとえば、3年ごとに審議し、未達成、あるいは不可能と判断した場合には廃校とする。	国土交通省	1200150	
2036	2036020	20	長野に新しい学校を創る会	50110	市民がつくる学校設立特区	2	「特区公設民営学校審議会(仮称)」の新設			特区に設置する「公設民営学校」の公共性、安定性、継続性を審議するため。	「公設民営学校」は私立学校の範疇にはないが、私立学校法第9条に、「この法律の規定により権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く」とあることについて。	地方公共団体の長の下に、「特区公設民営学校審議会」を創設する。	学校教育法第17条、第35条、第41条、及び第51条第2項に定める学校の目的を達成するものとする。有識者による「特区公設民営学校審議会」を設置し、上記の目的が達成されているかどうかを審議する。	現行制度にはない。	文部科学省		
2036	2036030	20	長野に新しい学校を創る会	50110	市民がつくる学校設立特区	3	特色ある教育プログラムを持つ教育課程を編成	8007 8032 8045	A	「学習指導要領にない教育課程の編成については、研究開発学校制度の弾力的な運用により対応する。」と管理コードのすべてに答えられているが、たとえ導入されると言われている「特区研究開発学校制度」においても、学習指導要領の範疇から認められるものと考えられ、現在の教育ニーズに対応した特色ある、ユニークな教育プログラムを持った学校は認可されないと思われる。	地方公共団体の長の下に創設された、「特区公設民営学校審議会」に学校の教育課程に関して認可要件を持たせるため。	学校教育法第20条、第38条、第43条および小・中・高等学校の学習指導要領に教育内容が定められていることについて。	「特区公設民営学校審議会」に学校の教育課程に関して認可要件を与える。	児童・生徒が各学校の終了時点で、各種課題団体が行う客観的な試験を受けることとし、たとえば、読み、書き、計算する能力の向上が見られることとする。	特区研究開発学校制度は、学習指導要領を基準として許可がなされるのではないかと。	文部科学省	
2036	2036040	20	長野に新しい学校を創る会	50110	市民がつくる学校設立特区	4	学校修学年限の弾力化(小・中・高)	8006-001	A	各学段段階の修学年限の弾力化に言及されていない。今日の児童・生徒の成長発達に調和した年数設定が必要と考えられる。	学校教育法が校種別に記述されているため、小・中学校及び、小・中・高等学校の教育に一貫性を持たせたい状況にあることから。	小中学校4～5年、中学校3～4年、高等学校4年の学校制度をつくる。	途中での転校、編入する児童・生徒には、一定時間の補習等を実施する。	6-3-3制と制度が固定化されている。	文部科学省		
2036	2036050	20	長野に新しい学校を創る会	50110	市民がつくる学校設立特区	5	一部、専任職員員の任命権を「公設民営学校」に付与			現在、「公設民営学校」が存在しない状況にあることから。	適用する法令はない。	一定数の専任職員員の採用を「公設民営学校」が行う、新しい規定をつくる。	「公設民営学校」が存在しない。	文部科学省			
2036	2036060	20	長野に新しい学校を創る会	50110	市民がつくる学校設立特区	6	小・中・高等学校に通制課程を設ける	8046	A	「引きこもり状態にある不登校児童生徒を対象として」と回答されているが、年間30日以上欠席をしなければ不登校として認められないのであれば、この制度を活用して学習指導を行う対応が求められることになる。そもそも、年度当初から登校できない児童・生徒もおり、より柔軟にすべきではないか。	学校を欠席した小・中学校の児童・生徒がすみやかに、代替的教育を受けるため。	小・中学生に対し、適用する法令はない。	小・中学校に登校できないことを児童・生徒が表明した段階で、すみやかに、通信教育課程で学習できるものとする。	小・中学校については現行制度にはない。	文部科学省		
2037	2037010	35	(株)向学社	50020	教育特区	1	私学助成金の適用拡大			現状の公立学校では、生徒の多面的な教育要求に対応できていない。これらを継続的・安定的に行い、適切な学習に即えるために、運営経費の助成を求めたい。	私立学校法第59条において、教育費負担が必要と認められる場合には私立学校に助成をすることが出来ることとなっているが、助成対象が私立学校に限定されている事項について	助成対象を、一定の基準を満たした教育事業者とする特定の目的をもった教育にも、助成の対象とする	私立学校法第59条により助成対象が学校法人に限定されておりそれ以外支給対象となっていない	文部科学省			

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2037	2037020	35	(株)向学社		教育特区	01-02	株式会社主体の学校設立を認める				現行制度での学校設置基準とは別に、独自の教育効果を求める教育事業者による学校を認める	現行制度では、国、地方公共団体及び私立学校法に基づく学校法人のみが学校を設置でき、それ以外を認めていない	継続的・安定的に資金、保有または借用できる施設があることを前提条件とし、通常の公共教育では実現困難な教育効果の実現を目的とした教育事業者に、事業参加の機会を考える。		現行制度では、国、地方公共団体及び私立学校法に基づく学校法人のみが学校を設置でき、それ以外を認めていないため、特別の人材育成を教育事業者が事業参加できない	文部科学省	
2037	2037030	35	(株)向学社		教育特区	01-03	学校設立の認可者を地方公共団体の長にする				多様化するニーズに対応すると共に教育の活性化をめざし、許認可権を市町村にも認める	私立学校設置に関する学校教育法第4条及び私立学校法第5条第1項において「都道府県の承認を受けなければならない」とされている事項について事項について	特区においては学校設置の許可者を地方自治体の長とする		現行制度での県認可の基準では、その条件が制約的なため新設が困難である。設置促進のために、市町村長にも許認可権をもたせる	文部科学省	
2038	2038010	13	マイクロソフト アジアリミテッド	50020	インターネット 電話番号番号振り 割り振り 番号振り 割り振り 番号振り 割り振り 番号振り 割り振り	1	IP電話に電話番号を割り振る条件として一定の品質基準を定めている事業用電気設備規則第35条の6の適用除外			現在IPネットワークを保有又は管理する電気通信事業者のみが行う発着電話番号IP電話サービスインターネットを利用するIP電話サービスにも拡大し、IP電話サービスの市場を拡大し、さらにインターネットの特性を生かした新たなIP電話サービスを創設する。	IP電話の番号付与に関して音声の一定の品質を条件を設けている事業用電気設備規則第35条の6を除外し、現在専用のIPネットワークを保有又は管理する電気通信事業者のみのサービスに与えられているIP電話の電話番号をインターネットを利用するIP電話(いわゆるインターネット電話)にも振り振りすること		インターネットを利用するIP電話は事業用電気設備規則第35条の6の6の規制による音声の品質を基準をクリアできないので、電話番号が振り振られない	総務省	0405230		
2039	2039010	1	札幌農工会議所	50060	サマータイム 特区	1	時間規定に関する特例 (北海道サマータイム制の導入)				北海道の自然環境に合わせたサマータイムを導入することで、地域の経済の活性化を図り、内外に北海道をアピールする	標準時に関する勅令第167号(明治28年公布)	4月の第1日曜日から9月の最終日曜日まで6ヶ月間、北海道のみ日本標準時より2時間時計を早める	事前に一般から意見聴取を図る。併せて、北海道、市町村、商工会議所などによる導入実験、啓蒙活動などを通じ、住民に内容の理解を求める。	勅令第167号では、明石を標準時とし、全国同一とされており、一地方のみの時間変更は出来にくい		3000020
2040	2040010	33	学校法人 朝日学園	50030	教育特区	1	寄附行為とその変更の認可を特区認定の地方公共団体の長に拡大				学校の新設認可にあたっては学校法人の寄附行為があるいはその変更認可が必要であるが、この認可権を御津町長に認めていただきたい	寄附行為の認可に関する私立学校法第30条あるいは寄附行為変更認可に関する私立学校法第45条において「所轄庁の認可を受けなければならない」とされている事項について	特区に於いては学校法の寄附行為あるいはその変更の認可者を地方公共団体の長とする		岡山県の寄附行為あるいはその変更の審査基準では認可する際の条件が制約的であり認可を受けることが困難である	文部科学省	
2040	2040020	33	学校法人 朝日学園	50030	教育特区	2	私立学校の認可を特区認定された地方公共団体の長に拡大				特区想定地域の御津町の教育の活性化・地域の振興のため私立中学校の新設しようとするが、県知事認可では審査基準が認可制であり、政府や文部科学省の指導する私学の設置促進の方向に迅速に対応できないため認可権を町長にも認めていただきたい。その代償として、町長と学校は認可された学校の運営・教育結果についての責任を負う	私立学校の設置に関する学校教育法第4条第1項及び私立学校法第5条第1項において「都道府県知事の認可を受けなければならない」とされている事項について	特区に於いては学校設置の許可者を地方公共団体の長とする		岡山県の私立認可の審査基準では県知事が学校の設置を認可する際の条件が制約的であり、新設が困難である	文部科学省	
2041	2041010	34	NTT都市開発 株式会社 中国支店	50020	広島基町 街区	1	広島センタービル北側の斜線制限の緩和				・隣接ビル間との既存連絡通路(3階、6階)は通行量の増加に対し狭路であるがビル間連絡通路の増設を行う場合、広島センタービルの8階より上層部は建築基準法第56条(建築物の各部分の高さ)二項に基づき建築物の高さの制限を受けることから8階～10階への連絡通路の設置が不可能となっている。	建築基準法第56条(建築物の各部分の高さ)二項により商業地域において、建物高さ31mを超える部分にかかる建築物の各部分の高さの制限について	ビル間連絡通路を増設する部分(6階～10階)のみについての高さの制限の緩和を緩和する。		建築物の各部分の高さについて建築基準法第56条二項により商業地域において建築物高さ31mを超える部分について高さの制限を受けるため8階より上層部には隣接ビルへの連絡通路設置ができない。	国土交通省	1203510
2041	2041020	34	NTT都市開発 株式会社 中国支店	50020	広島基町 街区	2	NTTクレド基町ビル敷地容積率の緩和				・隣接ビル間との既存連絡通路(3階、6階)は通行量の増加に対し狭路であるがビル間連絡通路の増設を行う場合、NTTクレド基町ビル敷地の延べ床面積の敷地面積に対する割合の制限を超えるため設置が不可能となっている。	都市計画法第9条(地域地区)により広島市が当該地域において定めた建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合の制限について	建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合の制限を越えた部分を容認する。		都市計画法第8条に基づき該敷地は建築物の延べ床面積に対する割合が64.3/10までと定められており隣接ビルへの連絡通路の改良改善・増設ができない。	国土交通省	1203510
2042	2042010	33	谷口商會	50020	入札参加 資格 審査 制度 の 廃止 ないし 条件 緩和 特区	1	物品購買入札における参加資格審査制度の廃止ないし条件緩和特区				入札資格審査の要件として、製品の性能、供給能力とは関係の薄い事項が扱われているため、新製品による入札に参加できない。	地方自治法234条の2等および同法施行令167条の5 167条の5の2等に基づいて、各地方自治体の長の定める一般競争入札資格について	全面廃止 ないし製品の性能や供給能力の判断に必要不可欠ではない要件は撤廃する。		合理性の高い入札要件条件として、ベンチャー企業の新製品紹介 拡販が妨げられており新規事業者の育成の阻害となっている。	総務省	0400370
2043	2043010	4	台町商店街 振興組合	50110	商店街自動 車天国特区	1	商店街全体の道路を無料駐車場等として活用する規制の特例				現在の商店街は、モータリゼーションに対応した構造にはなっておらず、大きな問題として無料駐車場の確保が重要な要素である。そこで、商店街に活用する道路を駐車場として活用することにより、商店街への集客力の向上が図られるので、駐車禁止や道路使用許可等道路交通法の特例をお願したい。	道路交通法第46条の停車又は駐車を禁止する場所の特例について 道路交通法第77条の道路使用許可事項について	特例地区に商店街を指定する。 無料駐車場として活用する目的に道路使用許可を認める。	通行量が減少し、かつ安全が確保される地域に限定する。	道路交通法46条の停車又は駐車を禁止する場所の特例に商店街の無料駐車場という目的が記載されていない。また、道路交通法第77条の道路使用許可の項目に無料駐車場の使用目的が定められていない。	警察庁	0100000
2044	2044010	1	伊藤清勝	50010	農業協同組合 を株式会社 特区	1	農業協同組合を株式会社に特例				農業団体の運営役員は農家から選出されているが、これが組織の疲弊を招いている。優秀な人材が活かされるよう、経営陣を従業員の中から選出する。(株式会社) 但し、農家の自立を支援する組織は政府主導で新たに立ち上げる(緊急時の組織として必要)。	農業団体すべて	現状の組織を分社して株式会社とし、他の民間組織と同条件で経営させ、場合によっては淘汰もやむを得ない。高付加価値食料を開発、農家に委託生産させて世界に輸出できる商品開発をさせる。 政府主導で農家と自立できる組織を別途作る。		組織に問題がある為、従業員が活力が失われ、責任重た人が埋没している。	農林水産省	1001210
2045	2045010	14	NPO法人ライ ナスの会	50080	要配慮児童 及び不登校児童 生徒後の学校 特区	1	学校設置主体の要件の緩和	8002 8411	C-1	要配慮児童及び不登校児童生徒は教育法上の位置付けがなく、その多くは小規模企業もしくはNPO法人を主体とした民間組織・機関で教育支援・指導を受けている。教育に資する教員・指導・人材の確保は、保護者の負担であり、不足分は寄付とボランティアでまかなわれる現状では、資金面・施設面から学校法人に認可取得は不可能である。	要配慮児童及び不登校児童生徒の教育支援・指導を行なう企業やNPO法人が学校事業者として認可されるようにするため。	学校教育法第2条における学校の設置者について企業やNPO法人に範囲を拡大することについて	特区認定された地方公共団体の長が認可した事業者(学校事業者)は企業・NPO法人であっても学校を設置できることとする。	校長は学校の目的・目標を定め、国が設置する評価機関に、目的・目標に応じた教育成果報告書を出す。評価機関は報告書に基づき、学校の目的・目標に応じた教育成果及び学習指導要領に基づく教育成果に関する評価を行い、これを公表する。	学校教育法第2条第1項に「学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる」とあり、企業、NPO法人は学校を設置できない。	文部科学省	
2045	2045020	14	NPO法人ライ ナスの会	50080	要配慮児童 及び不登校児童 生徒後の学校 特区	2	学校設置の認可基準の特例	8431-001	D	要配慮児童及び不登校児童生徒の教育支援・指導を行なう企業やNPO法人が学校事業者として認可される場合、その目的・規模・資産に応じた適切な施設・設備、人材・プログラムを導入できるようにするため。	要配慮児童及び不登校児童生徒の教育支援・指導を行なう企業やNPO法人が学校事業者として認可される場合、その目的・規模・資産に応じた適切な施設・設備、人材・プログラムを導入できるようにするため。	学校教育法第2条において、学校事業者として認可された企業やNPO法人について	以下の設置基準をもって学校設置の認可基準とする。 ①設置する学校の目的に応じて必要な施設及び設備若しくはこれらに資する資金を有するが、又はこれらを借用する見込みがあること。 ②設置する学校の収入及び支出予算を立て、支出が収入を上回らないこと。 ③設置基準に係る機関法や・条例、省令に、特区学校に適用しない旨旨の通知事項を加える。	以下の事項をもって、法的責任を担得する。 ①校長は学校教育法の目的・目標を遵守するとともに、設置する学校の目的・目標を定め、これを履行すること、学校の目的・目標を達成し、これを公表する。 ②校長は所轄庁に対し、毎年、学校事業に係る事業報告書・財務報告書・事業計画書・収支予算書を出す。これが実質的な認可基準となっている。 資産の少ない、小規模企業・NPO法人では、求められる施設・設備整備は不可能である。また、要配慮児童・不登校児童生徒の教育目標・個性に配慮した施設・設備を要するため、適用は困難である。	学校教育法第3条(設置基準)、また文部科学省令及び各都道府県が定める小・中・高等学校ごとの学校設置基準により、設備・資産・教員資格・学費及び教科書について一元的な規定が存在し、これが実質的な認可基準となっている。 資産の少ない、小規模企業・NPO法人では、求められる施設・設備整備は不可能である。また、要配慮児童・不登校児童生徒の教育目標・個性に配慮した施設・設備を要するため、適用は困難である。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2045	2045030	14	NPO法人ライナスの会	50080	要配慮時及び不登校児童生徒後の学校特区	3	教科の自由な設定(小・中・高等学校)	8007	A	弾力化する学習指導内容について文部科学省が研究開発校制度により認可するのではなく、要配慮児・不登校児童生徒の場合、必要な学習内容を学期・週・日単位で流動的に教育機関が見直しが必要がある。	要配慮児・不登校児童生徒の個々の特性と日々の状態把握に応じた学習を行うため。	教科課程の適用について	学校事業者による学校において、自由、弾力的な教育プログラムの導入を認める。	提案事項番号02と同じ	学校教育法により小・中・高等学校及び中等教育学校の教科(第20条、第38条、第43条、第51条の7、第51条の9)、学校教育法施行規則により教育課程(第24条、第24条の2。)が、また省令及び各都道府県が小・中・高等学校ごとに定める学校設置基準により、学科及び教科等について一元的な規定が存在する。要配慮児・不登校児童生徒の教育指導・支援には特別な指導・支援プログラムを要し、生徒の特性・状態から1日単位でプログラムとクラス編成を見直すため、適用は困難である。	文部科学省	
2045	2045040	14	NPO法人ライナスの会	50080	要配慮時及び不登校児童生徒後の学校特区	4	教育職員の教育職員免許法上の各担当の免許状を有する者でなければならない規定の緩和	8201	D	要配慮児・不登校児童生徒の教育支援・指導では福祉・医療その他の専門的人材が必要であり、教育職員の資格には特別な配慮が必要である。	福祉・医療その他の専門的人材による特別なクラス編成による教育プログラムを実施するため。	教育職員は、教育職員免許法上の各担当の免許状を有する者でなければならない規定について	学校事業者による学校において、教育職員は免許状を振与されないことも、教科担任、学級担任になることができる旨を認める。	提案事項番号02と同じ	教育職員免許法により教育職員の資格(第3条)が定められているが、要配慮児・不登校児童生徒の教育支援・指導には、福祉・心理その他の学識・経験を備えたスタッフが特別な配慮のもと、教科担任、学級担任を行う必要があるため、教育免許制度の適用は困難である。	文部科学省	
2045	2045050	14	NPO法人ライナスの会	50080	要配慮時及び不登校児童生徒後の学校特区	5	教科用図書制度の弾力化	8008	D	要配慮児・不登校児童生徒については、その特性と状態に応じて教科用図書その他の教材の使用を選択する必要がある。	要配慮児・不登校児童生徒の指導は学習指導要領を踏まえて実施するが、その児童生徒の特性と状態により教科用図書の使用が困難あるいは不適切と考えられる場合、教科用図書その他の教材の使用を選択するため。	小・中・高等学校において、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作の教科書の使用範囲について	学校の目的・目標と児童生徒の教育目標・個性に配慮した教材を使用するために、教科用図書の使用を義務としない。	提案事項番号02と同じ	教科用図書の使用が義務づけられ、その他の教材は補助的なものとして、併用することが認められている。教科用図書の使用が困難又は不適当な生徒児童についての配慮が必要である。	文部科学省	
2045	2045060	14	NPO法人ライナスの会	50080	要配慮時及び不登校児童生徒後の学校特区	6	私立学校振興助成法の特例			私立学校振興助成法の特例	私立学校振興助成法第2条の中について	私立学校振興助成法 第2条(定義)に学校事業者の規定を追加する。	提案事項番号02と同じ	私立学校振興助成法では「学校事業者(NPO法人・企業)による学校」に関する規定がなく、助成対象とならない。	文部科学省		
2046	2046010	12	医療法人 鉄橋会 亀田総合病院	50040	亀川医療特区	1	外国人医師の医療行為を可能とするため、日本の医師免許を持たないとしても可能「臨床研修制度」の適用拡大	9213	B	規制改革の内容に「医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行われる教授」とあるが、この教授の身中に外国人医師が行う医療行為が含まれているのかが不明確なため。	医療に関する知識及び技能の普及を目的として、海外の高度・先進医療技術を持つ医師を招致し、その者が日本の指導医と協力して医療教育及び医療行為を行うことができるようにする。	「医師法第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。」「医師法第2条 医業にならざる者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。」「について	外国の医師免許を持っていて、一定の要件を満たした者であれば、厚生労働大臣はその外国人に日本の特定施設において医療行為を行うことについて許可をする。	特例の対象となる範囲を臨床研修指定病院のみに限定する。	「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床研修に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律」では、医療の知識と技能を日本で修得するとを目的として入国した外国医師のための法律であり、日本医師を教授する目的で入国した外国医師には適用されない。	厚生労働省	
2046	2046020	12	医療法人 鉄橋会 亀田総合病院	50040	亀川医療特区	2	医師の指導下における看護師等による医療行為の範囲拡大	9420	C-1	例えば、アメリカでは、手術室において麻酔医の指導のもと熟練した麻酔看護師が患者に麻酔をかける任にあつてはいる。このような専門的な看護師の養成は、看護大学の4年を卒業した後、2年間のマスターコースを義務づける方法で資格をおさえている。日本ではこのようなことは許容されておらず、麻酔医の絶対数も不足しているため、麻酔医の足りない病院では、手術執刀医が麻酔をかけた手術を行っている。大変危険な事が行われている。このような、看護師等に対する医療行為の範囲の規制についての緩和を図り、専門的な看護師及びコメディカル等を養成する。	特区において先行的に、看護師等に対する医療行為の範囲の規制について緩和し、高度な臨床教育プログラムを構築することを目的とする。そして今後の領域の拡大を図り、専門的な看護師及びコメディカル等を養成する。	「医師法第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。」について、一定の水準の資質を持った看護師やコメディカルの専門職に一定範囲の医療行為を認める。	看護師等の医療行為の範囲拡大をするには、臨床研修プログラムを構築し、指導医のもとで修練する必要がある。そのプログラムを実施するためには、医療行為の範囲の規制緩和が不可欠である。	特例の対象となる範囲を臨床研修指定病院のみに限定する。	「医師法第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。」とされており、医師以外に医療行為はほとんど認められていない。	厚生労働省	
2047	2047010	20	小川に手作り学校をつくる会	50110	子ども地域全体で育ちあふ学校教育特区	1	教科用図書制度の弾力化			地域と一体化して、豊かな自然や農業技術を生かした教育を行うためには、教科の自由な設定がなされなければ、地域の独自の知識と技能を教えることが難しい状況にある。	学校教育法21条、40条、51条に規定する教科用図書を使用しては、豊かな自然や農業技術を生かした教育の推進は不可能となる。	教科用図書を使用しないで、地域の専門家が独自の教材を用いて生活体験を教えることができるようにする。また、教科書使用の弾力化にあたっては、NPO法人が所在する都道府県知事がその認定を行う	教育成果の地域への報告。	教科書、教育課程、学習指導要領、学年制などが全国的に定められており、子どもたちの個別の状況に応じたきめ細かい教育が実現できない	文部科学省		
2047	2047020	20	小川に手作り学校をつくる会	50110	子ども地域全体で育ちあふ学校教育特区	2	学業就業年限の弾力化(幼・小・中一貫教育)	8006-001	A	学校修業年限の弾力化については、小・中・高に関しては認められ、柔軟な小中高一貫教育が可能となっているが、幼・小の一体化について措置がなされていないため、提案するもの	地域と一体化して、豊かな自然や農業技術を生かした教育を行うためには、就業年限が規定されているにもかかわらず進みたい等、子どもの個性を十分に引き出すことが難しい。	そのため、学校教育法19条(小学校)、37条(中学校)に規定する就業年限及び第80条(幼稚園入園資格)並びに幼稚園設置基準第4条(幼稚園の学級編成)を弾力化することにより、	年齢別のクラスではない形での教育が可能となる。また、学習指導要領の弾力化にあたっては、NPO法人が所在する都道府県知事がその認定を行う	教育成果の地域への報告。	教科書、教育課程、学習指導要領、学年制などが全国的に定められており、子どもたちの個別の状況に応じたきめ細かい教育が実現できない	文部科学省	
2047	2047030	20	小川に手作り学校をつくる会	50110	子ども地域全体で育ちあふ学校教育特区	3	教育課程の弾力化	8032	A	教育課程の弾力化については、小・中・高に関しては認められ、柔軟な小中高一貫教育が可能となっているが、幼・小の一体化について措置がなされていないため、提案するもの	地域と一体化して、豊かな自然や農業技術を生かした教育を行うにあたっては、教育課程にこだわらず教育することが必要であり、教育課程が厳密に規定されているだけではしっくろく進みたい等、子どもの個性を十分に引き出すことが難しい。	そのため、学校教育法施行規則24条～25条(小学校)、53条～55条(中学校)、76条(幼稚園)に規定する教育課程を弾力化した教育を幼少期から実施することにより、	子どもたちの個性を十分に引き出す教育が可能となる。また、学習指導要領の弾力化にあたっては、NPO法人が所在する都道府県知事がその認定を行う	教育成果の地域への報告。	教科書、教育課程、学習指導要領、学年制などが全国的に定められており、子どもたちの個別の状況に応じたきめ細かい教育が実現できない	文部科学省	
2047	2047040	20	小川に手作り学校をつくる会	50110	子ども地域全体で育ちあふ学校教育特区	4	学習指導要領の弾力化・学科の自由な設定	8007 8045	A	学習指導要領の弾力化・強化の自由な設定については、小・中・高に関しては認められ、柔軟な小中高一貫教育が可能となっているが、幼・小の一体化について措置がなされていないため、提案するもの	地域と一体化して、豊かな自然や農業技術を生かした教育を行うにあたっては、	学習指導要領にこだわらず、生きる知恵を育む教育の推進は、各様実地体験と各種調べごとを実施することを目指す。また、学習指導要領等の弾力化にあたっては、NPO法人が所在する都道府県知事がその認定を行う	教育成果の地域への報告。	教科書、教育課程、学習指導要領、学年制などが全国的に定められており、子どもたちの個別の状況に応じたきめ細かい教育が実現できない	文部科学省		
2047	2047050	20	小川に手作り学校をつくる会	50110	子ども地域全体で育ちあふ学校教育特区	5	学校の設置者・運営者の拡大			新しい教育を推進する学校は、現行の公教育では実施不可能であり、現行の国、地方公共団体及び学校法人が設置、運営するに加えてNPO法人を設置・運営事業者として拡大することが必要であるため。	学校教育法第2条及び私立学校法第3条に規定する学校法人が学校を設置することができる事項について	特区認定された地方公共団体の長(都道府県知事)がNPO等を学校事業者として認可し、当該地方公共団体の長(都道府県知事)が学校の設置・運営を認可する。	学校教育法に学校事業者認可と学校認可を記述し、事業者による教育目標を定め、それを満たす。	学校設置者は地方自治体や学校法人と定められている。	文部科学省		
2047	2047060	20	小川に手作り学校をつくる会	50110	子ども地域全体で育ちあふ学校教育特区	6	特区学校の設置認可			NPO法人等の特区学校の学校事業者が新規に参入することができるため	特区学校の設立認可にあつては、私立学校法第8条から第17条の規定を準用することにより、	特区の学校事業者による学校の設置認可は、地方公共団体の長(都道府県知事)に委ねる	教育効果についての目標を定め、それを満たす場合に認可し、遵守できていない場合は廃校もある。	現行では制度が存在しない	文部科学省		
2047	2047070	20	小川に手作り学校をつくる会	50110	子ども地域全体で育ちあふ学校教育特区	7	私立学校振興助成法の対象を拡大			私学助成の範囲を拡大してより効率的に事業を実施することができるようにするため。	私立学校法59条、私立学校振興助成法第8条～同第11条及び同15条の助成の事項についてを、特区内のNPO学校にも適用し、	特区内NPO学校に私学助成を拡大することを容認する	教育効果についての目標を定め、それを満たす場合に認可し、遵守できていない場合は廃校もある。	私学助成は学校法人しか認められていないが、これでは特区学校の効率的な運営が難しい	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2047	2047080	20	小川に手作りの学校をつくる会	50110	子どもと地域全体で育ちあふ学校教育特区	8	学校事業者の認可基準の緩和又は撤廃				新しい教育を推進する学校の認可基準は、使館・設備と経営に必要な財源に関する事項や幼稚園設置基準、文部省通知「幼稚園教育の振興について」などにある設備の所有基準、面積基準、幼稚園の配置基準などを	私立学校法第25条に規定する施設・設備及び経営に必要な財源に関する事項や幼稚園設置基準、文部省通知「幼稚園教育の振興について」などにある設備の所有基準、面積基準、幼稚園の配置基準などを	撤廃、又は緩和することにより、幼・小・中一貫教育学校を実現する。	施設・設備は保有する必要はなく借用でよい。また、基本財源の有無でなく、開校年度の予算の健全さとサーバー・インターネットの整備で対応する。	学校法人認可において資産基準が厳しく、特区学校の設立ができない。	文部科学省	
2048	2048010	27	堺商工会議所	50060	国際美市産業特区	1	事業用定期借地権の期間設定の自由化				現在の事業用定期借地権の存続期間が10年以上20年以下と限定されているが、企業立地促進の立場から、設備償却期間とのミスマッチが生じることなくするため	借地借家法第24条(事業用定期借地権)の期間設定(10年以上20年以下)	事業用定期借地権の存続期間が、当事者間で任意に定められるよう緩和する	事業用定期借地権期間設定の自由化	事業用定期借地権については借地借家法第24条において10年以上20年以下という期間設定がされており、期間を超える設定ができない	法務省	0500040
2048	2048020	27	堺商工会議所	50060	国際美市産業特区	2	工業再配置促進法の撤廃	11231	E-1		企業が現地で事業転換等をすることの妨げになっているとともに、「工場等の制限に関する法律」が廃止されたが、依然として本市産業の空洞化が問題となっているため	工業再配置促進法	事業転換等を容易にし、空洞化対策の拡充として、工業再配置促進法を撤廃する		この法律は、「移転支援法」であり、企業が現地で事業転換等をすることの妨げになっているとともに、産業の空洞化に伴い、雇用機会が縮小している	経済産業省	1110090
2048	2048030	27	堺商工会議所	50060	国際美市産業特区	3	国際会議等の誘致にかかる規制緩和				国際会議等のコンベンション事業をより積極的に実施するため	「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化による国際観光の振興に関する法律」第5条第1項第3号により、国際会議等のコンベンション事業を実施する際の条件として、実施する機関など、業務を的確に遂行するに足りる体制整備が必要とされている	認定後における体制整備が確保できる場合においては、認定条件を満たすものとみなす	認定後における事業計画書の作成・提出を義務付ける	左記の法律 第5条第1項第3号により、国際会議等の誘致等は、事前の体制整備がなされていないれば認定されない	国土交通省	1200300
2048	2048040	27	堺商工会議所	50060	国際美市産業特区	4	カジノの合法化	1800/1801	C-1		本市の観光誘客の増大による新たな観光振興につながるのと同時に、雇用の確保や消費の拡大等、地域経済の活性化のため	刑法第185条・第186条ならびに風営法第2条第1項第8号・第23条	刑法における禁止事項において、カジノに関する例外規定の設置、または、合法化措置を講ずる等の法整備を行う	「特定遊技施設」として、導入地域を限定する	カジノに係る行為は、刑法に規定する罪の構成要件に該当する行為である	法務省 警察庁 総務省	0100040 0402140 0500910
2048	2048050	27	堺商工会議所	50060	国際美市産業特区	5	私立大学の設置認可にかかる規制緩和				すでに経営基盤が確立していると判断される学校法人が新たに私立大学を設立する場合において、完成年度までの各年度の経常経費の財源に、一定の基準を満たす借入金を用いることができるものと、もって産学官による連携事業を推進するため	「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」により、私立大学の開設に際しては、申請時において、自己資金による財源の確保が求められている	自治体による誘致等で、官民協力により新規設立を志す学校法人で、過去の実績により、経営基盤が確保されていると判断される学校法人については、その新設財源につき、一定基準の範囲内で借入金を認める	借入金にかかる返済計画を明確にし、計画書を提出する	「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」により、私立大学の開設に際しては、自己資金による財源の確保が求められる	文部科学省	
2049	2049010	13	遼寧中医药大学	50200	漢方産業特区	1	保険認定漢方1490処方に関する生薬加減の保険適用化				医療費の削減には国民全員が健康になればよい。漢方薬は患者さんの症状に合わせて処方することがベスト。そのために現在の漢方1490処方中、それを構成する生薬の加減なしの場合も保険適用とし、さらに予防のためにもそれらの漢方薬を使うようにする。	療担規則及び重担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める提示事項等 第7 医薬品の使用に係る厚生労働大臣が定める場合 日本で承認を受けていない医薬品を医師が個人的に輸入し、患者に処方した場合、当該診療は健康保険制度の対象とならない。 日本で承認を受けている生薬の加減を保険適用とする	療担規則及び重担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める提示事項等 第7 医薬品の使用に係る厚生労働大臣が定める場合 日本で承認を受けていない医薬品を医師が個人的に輸入し、患者に処方した場合、当該診療は健康保険制度の対象とならない。 日本で承認を受けていない医薬品の場合は保険制度の対象とならない。 日本で承認を受けている生薬の加減を保険適用とする	生薬の加減を医師の認定が必要となる。その認定団体を日本東洋医学会の中に置くか、国際中医師A級保持者を準用するかなどの措置が必要となる	保険が適用される生薬がある。それを保険が適用される処方に加味すると保険が適用されなくなる。	厚生労働省	
2050	2050010	13	特定非営利活動法人東京シュール	50080	NPO法人による新しいタイプの学校設置特区	1	学校設置主体の要件の緩和				NPO法人が新たに学校法人を設立しなくても学校を設置できるようにするため、	学校教育法第2条2項において私立学校の設置者が定められているところについて、	「所轄庁が認定する特定非営利活動法人」を加える。	フリースクール等を運営するNPO法人に限定する。	私立学校の設置者は、学校教育法第2条2項により、学校法人のみとなっているため、NPO法人が学校を設置できない。	文部科学省	
2050	2050020	13	特定非営利活動法人東京シュール	50080	NPO法人による新しいタイプの学校設置特区	2	運動場・体育館の保有要件の緩和				該当物件を適切に確保することの困難が予想されるため、	文部科学省令14号の小学校設置基準ならびに同省令15号の中学校設置基準において運動場・体育館を備えることが定められていることについて、	当該事業を「特別の事情」と認め、運動場・体育館を保有しないことを容認する。	廃校等の安価な活用を促進する。	運動場・体育館を備え、かつ適地にある賃借できる物件が実際上存在するかどうかを考えたとき、廃校等を除いては、ほとんどあり得ないと考えられる。また、フリースクールを運営するNPO法人にとって、校舎と同様に運動場・体育館の保有を可能にするための資金を準備することは、非常に困難である。	文部科学省	
2050	2050030	13	特定非営利活動法人東京シュール	50080	NPO法人による新しいタイプの学校設置特区	3	校舎面積の特例				面積基準を満たす建物を賃借するためには経常費を大幅に増額する必要がある。開設準備資金を増額しなければならないため、	文部科学省令14号の小学校設置基準ならびに同省令15号の中学校設置基準の別表において定められている校舎面積の基準について、	当該事業を「特別の事情」と認め、校舎面積の基準を満たさないことを容認する。	廃校等の安価な活用を促進する。	学校設置のための資金準備額は、NPO法人の現実からすると、校舎・校舎の自己所有を前提としたとしても非常に高額である。公共性のある学校の安定・継続性の確保については、単に資金を潤沢に準備すべきであるとの判断だけでなく、如何に限られた資源を有効利用するかという判断も加えるべきである。	文部科学省	
2050	2050040	13	特定非営利活動法人東京シュール	50080	NPO法人による新しいタイプの学校設置特区	4	特別免許状制度の資格要件の緩和				フリースクール職員としての経験や実績を積んだ者が等しく働けるようにするため、	教育職員免許法第5条について、	高等学校を卒業しない者であっても、特別免許状を授与することができるようにする。さらに、第3項の要件について「次の各号のいずれにも該当する者」と「次の各号の一に該当する者」とする。	任免権者の推薦があること。	不登校の子どものためのいきどいた配属を担保するものは学歴ではなく、経験や実績等である。とくに、フリースクールを卒業して職員となり、経験と実績を積んだ者が学校設置以降に不利益を得ないよう、配慮すべきである。	文部科学省	
2050	2050050	13	特定非営利活動法人東京シュール	50080	NPO法人による新しいタイプの学校設置特区	5	特別免許状制度の効力期間の特例				フリースクール職員としての経験や実績を積んだ者が等しく働けるようにするため、	教育職員免許法第9条2項について、	「5年以上10年以内」とある効力期間を、とくに期間を定めないものとする。	任免権者の推薦があること。	不登校の子どものためのいきどいた配属を担保するものは学歴ではなく、経験や実績等である。とくに、フリースクールを卒業して職員となり、経験と実績を積んだ者が学校設置以降に不利益を得ないよう、配慮すべきである。	文部科学省	
2050	2050060	13	特定非営利活動法人東京シュール	50080	NPO法人による新しいタイプの学校設置特区	6	不登校の子どものための学校に教育課程を弾力化した高等部(高等学校)を併設すること				中学卒業後の不登校の子どもに対する支援は極めて重要であるため、	学校教育法施行規則第57条の1および第57条の2について	同法57条の3を適用して、前2条の規定によらない高等部を併設することとするものとする。	文部科学大臣が特区の特例として認めること。	中学卒業後の不登校の子どもに対する支援は極めて重要であり、就労や進学を支援する上でも、高等部(高等学校)の併設は重要な課題である。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2051	2051010	20	大同にあたら しい学校をつ くる会	50110	地域と共につ くる学校教育 特区	1	教科用図書制度の弾力化			地域と一体化して、豊かな自然や農業技術を生かした教育を行うためには、教科の自由な設定がなれない限り、地域の独自の知恵と技術を生かして教育が行われることが難しい状況にある。	学校教育法21条、40条、51条に規定する教科用図書を使用している、豊かな自然や農業技術を生かした教育の推進は不可能となる。	教科用図書を使用しなくて、地域の専門家が独自の教材を用いて生活体験を教えることができるようになる。 また、教科書使用の弾力化にあたっては、NPO法人が所在する都道府県知事がその認定を行う	教育成果の地域への報告。	教科書、教育課程、学習指導要領、学年制などが全国画的に定められており、子どもたちの個別の状況に応じたきめ細かい教育が実現できない	文部科学省		
2051	2051020	20	大同にあたら しい学校をつ くる会	50110	地域と共につ くる学校教育 特区	2	学業従事年限の弾力化(幼・小・中一貫教育)	8006-001	A	地域と一体化して、豊かな自然や農業技術を生かした教育を行うための、学業従事年限の弾力化については、小・中・高に関しては認められ、柔軟な小中高一貫教育が可能となっているが、幼・小の一体化については措置がなされていないため、提案するもの	そのため、学校教育法19条(小学校)、37条(中学校)に規定する従事年限及び第80条(幼稚園入園資格)並びに幼稚園設置基準第4条(幼稚園の学級編成)を弾力化することにより、	年齢別のクラスでない形での教育が可能となる。 また、学習指導要領の弾力化にあたっては、NPO法人が所在する都道府県知事がその認定を行う	教育成果の地域への報告。	教科書、教育課程、学習指導要領、学年制などが全国画的に定められており、子どもたちの個別の状況に応じたきめ細かい教育が実現できない	文部科学省		
2051	2051030	20	大同にあたら しい学校をつ くる会	50110	地域と共につ くる学校教育 特区	3	教育課程の弾力化	8032	A	地域と一体化して、豊かな自然や農業技術を生かした教育を行うにあたっては、教育課程にこだわず教育することが必要であり、教育課程が厳密に規定されていない限り、調べるに依り、子どもたちの個性を十分に引き出すことが難しい。	そのため、学校教育法施行規則24条～25条(小学校)、53条～55条(中学校)、76条(幼稚園)に規定する教育課程を弾力化した教育を幼少期から実施することにより、	子どもたちの個性を十分に引き出す教育が可能となる。 また、学習指導要領の弾力化にあたっては、NPO法人が所在する都道府県知事がその認定を行う	教育成果の地域への報告。	教科書、教育課程、学習指導要領、学年制などが全国画的に定められており、子どもたちの個別の状況に応じたきめ細かい教育が実現できない	文部科学省		
2051	2051040	20	大同にあたら しい学校をつ くる会	50110	地域と共につ くる学校教育 特区	4	学習指導要領の弾力化・学科の自由な設定	8007 8045	A	学習指導要領の弾力化・強化の自由な設定については、小・中・高に関しては認められ、柔軟な小中高一貫教育が可能となっているが、幼・小の一体化については措置がなされていないため、提案するもの	地域と一体化して、豊かな自然や農業技術を生かした教育を行うにあたっては、	幼少期から学習指導要領等にこだわらず教育することが必要であり、	学習指導要領にこだわらず、生きる知恵を育む教育の推進は、各履次地体験と各種調べごとを実施することによる。 また、学習指導要領等の弾力化にあたっては、NPO法人が所在する都道府県知事がその認定を行う	教育成果の地域への報告。	教科書、教育課程、学習指導要領、学年制などが全国画的に定められており、子どもたちの個別の状況に応じたきめ細かい教育が実現できない	文部科学省	
2051	2051050	20	大同にあたら しい学校をつ くる会	50110	地域と共につ くる学校教育 特区	5	学校の設置者・運営者の拡大			新しい教育を推進する学校は、現行の公教育では実施不可能であり、現行の国、地方公共団体及び学校法人が設置、運営するにNPO法人を設置・運営事業者として拡大することが必要であるため、	学校教育法第2条及び私立学校法第3条に規定する学校法人が学校を設置することができる事項について	特区認定された地方公共団体の長(都道府県知事)がNPO等を学校事業者として認可し、当該地方公共団体の長(都道府県知事)が学校の設置・運営を認可する。	学校教育法に学校事業者認可と学校認可を記述し、事業者による教育目標を定め、それを満たす。	学校設置者は地方自治体・学校法人と定められている。	文部科学省		
2051	2051060	20	大同にあたら しい学校をつ くる会	50110	地域と共につ くる学校教育 特区	6	特区学校の設置認可			NPO法人等の特区学校の学校事業者が新規に参入することができやすくなるため、	特区学校の設立認可にあたっては、私立学校法第8条から第7条の規定を準用することにより、	特区の学校事業者による学校の設置認可は、地方公共団体の長(都道府県知事)に委ねる	教育効果についての目標を定め、それを満たす場合に認可し、遵守できない場合は廃校もある。	現状では制度が存在しない	文部科学省		
2051	2051070	20	大同にあたら しい学校をつ くる会	50110	地域と共につ くる学校教育 特区	7	私立学校振興助成法の対象を拡大			私立学校助成の範囲を拡大してより効率的に事業を実施することができるようにするため、	私立学校法59条、私立学校振興助成法第8条～同第11条及び同15条の助成の事項についてを、特区内のNPO学校にも適用し、	特区内NPO学校に私立助成を拡大することを容認する	教育効果についての目標を定め、それを満たす場合に認可し、遵守できない場合は廃校もある。	私立助成は学校法人しか認められていないが、これでは特区学校の効率的な運営ができない。	文部科学省		
2051	2051080	20	大同にあたら しい学校をつ くる会	50110	地域と共につ くる学校教育 特区	8	学校事業者の認可基準の緩和又は 撤廃			新しい教育を推進する学校は、使途・設備と経営に必要な財産などに厳しい要件があるため、	私立学校法第25条に規定する施設・設備及び経営に必要な財産に関する事項及び施設設置基準、又即各通知(幼稚園教育の振興)について、などに設備の所有基準、面積基準、幼稚園の配置基準などを	撤廃、又は緩和することにより、幼・小・中一貫教育学校を実現する。	施設・設備は保有する必要はない(借用)でよい。また、基本財産の有無や開校年度の予算の健全さとセーフティネットの整備が対応する。	学校法人認可において資産基準が厳しく、特区学校の設立が難しい。	文部科学省		
2052	2052010	11	株式会社 ゼリアエコ テック	50020	次世代環境 増リサイク ル特区	1	科学的な見地から「廃棄物の種類(定義)」を整理することにより、処理施設設置及び処理業許可の際に、同一技術で処理できる廃棄物を一括申請で申請できる。また、変更許可申請時と同様の取扱いとする。			廃棄物の種類を科学的見地から分類し直すことにより、処理施設設置及び処理業許可の際に、同一技術で処理できる廃棄物を一括して申請ができるよう特例を設け、許可申請手続きを効率的に行えるように整理する。併せて、同一廃棄物(一括廃棄物)と感温性廃棄物(特別管理産業廃棄物)は処理科目での受入、照会防止厳守、確かな高温処理が処理施設等の要件であり、これらを一括申請できることにより、申請手続きの迅速化を図る。また変更申請時も同様の取扱いとする。	「 <u>廃棄物の種類(定義)</u> 」：廃排法、第2条(廃棄物の定義) 廃排法施行令、第1条(特別管理一般廃棄物)、第2条1項(産業廃棄物)、第2条4項(特別管理産業廃棄物) 廃棄物処理施設設置許可、廃排法、第5条1項、第15条4項、第14条4項4号 産業廃棄物処理業許可、廃排法、第14条4項4号、第14条4項4号 科学的見地から見直すことによる、 <u>廃棄物処理施設設置許可及び一般廃棄物処理業許可の併進化</u> については、	廃棄物の定義及び種類を処理物の特性や性状により科学的見地から分類し、産業廃棄物処理施設等の設置申請及び処理業申請の際に、同一技術で処理できる廃棄物を一括して申請手続きができることにより、申請手続きの迅速化を図る。また変更申請についても同様の取扱いとする。	産業廃棄物処理施設の設置や処理業の許可を得るためには、廃排法第6条1項2号、産業廃棄物処理法15条1項4号に従い、廃棄物の種類を指定して申請する必要がある。多種類の廃棄物の種類を申請するためには事務手続きが煩雑となり、業務効率が悪い。また、変更申請についても同様である。	環境省	1300290		
2052	2052020	11	株式会社 ゼリアエコ テック	50020	次世代環境 増リサイク ル特区	2	新規電気抵抗式溶融施設の原理に適合した「廃棄物処理業の許可の基準、施設の技術上の基準」を特例として設ける。			新規技術である「電気抵抗式溶融」は焼却やガス化装置方式の焼却とは処理原理が異なるにもかかわらず、処理施設の技術上の基準には、便宜的に焼却施設としての基準が求められる。電気抵抗式溶融処理の原理を充分反映した「廃棄物処理業の許可の基準、処理施設の技術上の基準」を特例として設け、迅速な許可手続きを要望する。	「 <u>廃棄物処理業の種類</u> 」：廃排法施行令第5条1項1号、同4条1項、廃棄物処理施設の技術上の基準(廃排法施行規則第4条1項7号、8号、同12条2項5号、6号)に新規技術である電気抵抗式溶融施設の種類が存在しないことについて、	新規技術である電気抵抗式溶融施設の原理に適合するように「 <u>廃棄物処理業の許可の基準</u> と <u>処理施設の技術上の基準</u> 」を特例として設けることにより、新規の処理施設の許可を迅速に行う。	「 <u>廃棄物処理業の種類</u> 」に関して新しい技術である電気抵抗式溶融施設の種類が存在せず、焼却施設、またはガス化装置方式の焼却施設の基準が求められる。	環境省	1300670		
2053	2053010	13	安藤建設 株式会社	50020	阿佐ヶ谷住宅 団地再生特 区	1	団地内建物の一括建築決議に関する敷地共有要件の緩和			団地内敷地を団地建物所有者の共有とする要件があるために、全62棟毎に建築決議を実施することが必要となり、2～9戸で1つの棟を成すものが多数ある当該団地においては、あるく少数の区分所有者の同意が足りず、団地全体の建築事業の実施が危ぶまれる状況にあることから、	建物の区分所有法等に関する法律第70条において、団地内建物の敷地が当該団地内建物の区分所有者の共有に属する場合と制約されていることについて、	阿佐ヶ谷住宅管理組合(区分所有法第65条に規定される団地建物所有者の団体の会合)において、当該団地内建物の区分所有者及び議決権の5分の4以上の多数で、一括建築決議を実施するよう、団地内敷地を当該建物所有者の全員が共有する要件を緩和する。	団地建物所有者全員にて共有する全体共有地を有し、且つ団地管理組合等により団地内の土地、附属施設等の管理を行っている団地に限る。	団地内建物の一括建築決議については、区分所有法第70条に団地内建物の敷地が当該団地内建物の区分所有者の共有に属する場合と制約されているため、団地内土地に全体共有地を有するにのみならず、テラス等専有地・中層共有地も有する必要があるため、適用できない。	法務省	0500050	
2054	2054010	26	特定非営利 活動法人京 都カンセン ンゲセンター	50080	京都府公設 民営学校特 区	1	民間事業者の学校経営への参入など学校経営主体の緩和	8002	C-1	学校は「公的性質」を有するものであり(憲法第6条)、設置と運営は、国家、社会として責任を持って担いねばならず、極めて公共性の高いものである。中、併し、また、学校法人制度は学校経営に求められる公共性の確保、安定的、継続的な学校教育を保障するために特別に設けられたものであり、学校法人に求められる要件を満たさない。民営法人等学校の設置を認めることについても、特区に限ったとしても適宜ではない。と回答されているが、公教育の公共性・安定性・継続性を確保できる新しい制度を創設し、民間事業者の参入を可能にする方策も考えるべきではないか。	地域社会の新しい教育のニーズに応えた、公と民で共同して創る「公設民営」方式による学校を創るため、	民間事業者(NPO法人)も公の支援を得て、学校が設置できる。	地方公共団体の長のもとに学校教育の公共性・安定性・継続性を確保するために、有識者から構成される「特区公設民営学校審議会(仮称)」を設け、学校の設置の目的、設置の認可を審議する。審議会にはそれぞれの学校が目的を達成しているかどうか、継続的に安定して学校教育の目的、設置の認可を審議し、達成あるいは不可能と判断した場合は廃校とする。	国、地方公共団体及び学校法人が設置できない。	文部科学省		
2054	2054020	26	特定非営利 活動法人京 都カンセン ンゲセンター	50080	京都府公設 民営学校特 区	2	特区公設民営学校審議会の創設			特区内に設置する公設民営学校の公共性、安定性、継続性を審議するために、	公設民営学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に、「この法律の規定により権限に属せしめられた事項を審議させるため都道府県に、私立学校審議会を置く」とあることについて、	都道府県の首長の下に「特区公設民営学校審議会」を創設する。	学校教育法第17条、第35条、第41条、及び第52条第2項に定めてある学校の目的に達成するものとする。有識者による「特区学校審議会」を設置し、上記の目的が達成されているかどうかを審議する。	現行制度にはない。	文部科学省		
2054	2054030	26	特定非営利 活動法人京 都カンセン ンゲセンター	50080	京都府公設 民営学校特 区	3	特定ある教育プログラムを特教育 課程の編成	8007 8032 8045	A	「学習指導要領に示されていない教育課程の編成については、研究開発学校制度の弾力的な運用により対応する。」と管理コードすべてに答えているが、たとえ、導入されたとされている「特区研究開発学校制度」においても、学習指導要領の範疇から認可されるものと考えられ、現代的な教育ニーズに対応した特色ある、ユニークな教育プログラムをもつ学校は許可されるものと思わない。	都道府県の首長の下に構成される「特区公設民営学校審議会」に学校の教育課程に関して許可権をわたせるため、	特区公設民営学校審議会に学校の教育課程の許可権を与える。	児童生徒が各学年段階の終了時点で、各種体験活動が行う系統的な試験を受けること、特に、読み、書き、計算する力の維持・向上が見られるものとする。	学習指導要領を基準として許可がなされると予想される特区研究開発学校制度の導入ではないか。	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要項事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2054	2054040	26	特定非営利活動法人京都カウンスラーセンター	50080	京都府公設民営学校特区	4	英語による教化等の指導	8007 8008	A	「小学校段階から国語を除く全ての教科の授業を英語で行うなどの取り組みを含む計画については、国語能力の習得、英語で行う教科の内容の理解について問題が生じる事から、児童生徒の発達段階に応じて、適切な代替措置が担保される事が、実施の前提条件として求められる。」としているが、国語と英語の二語を学習し、英語で他の教科を学ぶ場合、一般の学校で期待される習得レベルとは異なるものと考えられ、現段階ではそれぞれの学校が独自習得レベルを定めるべきである。	英語による教科指導を行う学校では、国語と英語の習得レベル及び他の教科の習得レベルを学校が独自に定める事が出来るようにする。	学習指導要領に示されている学年配当内容について、	英語による教科指導を行う各学年は、国語、英語その他の教科の習得レベルを設定する。	英語による教科指導を行う学校が多くなれば、共同してかきょうかの習得レベルを統一して定めることは可能であるが、現状では各学校で定める事とする。その結果を公表するものとする。また、英語による教科指導は、テスト問題とテスト結果について公表するものとする。	学習指導要領が示している学年、配当内容を守らなければならない。	文部科学省	
2054	2054050	26	特定非営利活動法人京都カウンスラーセンター	50080	京都府公設民営学校特区	5	学校修学年限の弾力化(小・中・高)	8006	A	各学校段階の修学年限の弾力化に及ばない。今日の児童生徒の発達成長に際した年履区分が必要であると考ええる。	学校教育法が校種別に記述されているため、小・中学校及び、小・中・高等学校の教育に一貫性を保たせない状況にあることから、	学校教育法第1条に「学校とは小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び、幼稚園とすることを、	小学校4～5年、中学校3～4年、高等学校4年の学校を創る。	6-3-3制と制度が固定化されている。	文部科学省		
2054	2054060	26	特定非営利活動法人京都カウンスラーセンター	50080	京都府公設民営学校特区	6	一部、県費負担職員の任命権を公設民営方式による学校法人に付与			第三セクター方式と書いても良い、公設民営校が存在しない状況にあることから、	適応する法令はない。	一定数の県費負担職員の採用を可能とする新しい規定を作る。	自治体と第三者の共同で設立する学校法人は、公立学校と同様、高い公益性を有すると考える。	公設民営学校が存在しない。	文部科学省		
2054	2054070	26	特定非営利活動法人京都カウンスラーセンター	50080	京都府公設民営学校特区	7	高校入学資格の緩和			インターナショナルスクール(中学校)の卒業者の高校への入学も期待されるが、学校として設定されていないため、入学させられない状況にあることについて、	学校教育法第1条について、	学校教育法第1条に「インターナショナルスクール(国際学校)(仮称)	国際学校とは、国際学校ヨーロッパ協議会認定とする。	インターナショナルスクール(中学校)は学校法人として認知されていない。	文部科学省		
2054	2054080	26	特定非営利活動法人京都カウンスラーセンター	50080	京都府公設民営学校特区	8	普通教員免許の授与要件の緩和			英語によるバイリンガル教育をめざす公設民営学校は外国人教師を雇用せざるを得ないが、外国人教師の免許状が認められず、学級担任や教師担任として任用できない状況に有る事について、	外国の教員免許状を有する者は都道府県教育委員会の行う教職員検定を受けなければならない事について、	「教職員検定の際、外国における免許状と授与された免許状の種類に基づき判断される」と文部科学省は回答しているが、検定試験は英語(母国語)で行われるようにする。	英語によって教授する事を本務とする教師である事を条件とする。	外国人教師の持つ免許状が認知されていない。	文部科学省		
2054	2054090	26	特定非営利活動法人京都カウンスラーセンター	50080	京都府公設民営学校特区	9	校長、教頭、教諭、その他の職員			教職員について「校長、教頭、教諭、講師、養護教諭、事務職員、養護所教諭」という規定があり、子どもの心理を取り扱い学校カウンセラーや寄附生学校では不可欠な看護士が採用できない状況にあることについて、	学校教育法第28条の規定について、	学校カウンセラー及び看護士を加算する。			文部科学省		
2055	2055010	25	エコ村ネットワーク	50110	小舟木エコ村特区	1	農産物以外の緩和			計画地が農村地域工業等導入実施計画地区であることから、当該計画地区の取上を行った後に農産物以外の緩和が必要であり、事業が円滑にできないことから、	農業振興地域の整備に関する法律施行令第7条第3号について	農業振興地域の整備に関する法律施行令第7条第3号に都市再生特別措置法を追加する。	エコ村の工房、住宅等の複合施設であり農業振興地域ではない。	農林水産省	1000760		
2055	2055020	25	エコ村ネットワーク	50110	小舟木エコ村特区	2	農地転用の緩和			計画地が優良農地であり農地転用が必要であり、事業が円滑にできないことから、	農地法施行令第1条の8第1項について	農地法施行令第1条の8第1項に都市再生特別措置法を追加する。	エコ村の工房、住宅等の複合施設であり優良農地ではない。	農林水産省	1000770		
2055	2055030	25	エコ村ネットワーク	50110	小舟木エコ村特区	3	開発行為の許可の緩和			計画地が市街化調整区域であり事業が円滑にできないことから、	都市計画法第29条第1項について	都市計画法第29条第1項に都市再生特別措置法による開発事業を追加する。	早急な事業展開が図れない。	国土交通省	1200140		
2056	2056010	13	株式会社竹中工務店	50020	都心活性化・居住環境整備特区	1	居室の採光規制の緩和			採光の基準を緩和することにより、住宅への用途変換を進めやすくするため	建築基準法第二十八条において、住宅の居室の採光面積が指定されている点について	自治体の数値で地区を限定して、有効採光規定を除外できるものとする。	入居者に従来の住宅の居室と異なることを明確にするため、「準居室」の名称を明記する。	採光規制のために、非住宅用途から住宅用途へ転換しにくい状況になっている。	国土交通省	1206270	
2056	2056020	13	株式会社竹中工務店	50020	都心活性化・居住環境整備特区	2	住宅への用途変更に関する申請・確認の簡素化			住宅への用途変更の際に必要な提出書類の簡素化、確認項目の簡素化により、住宅への用途変換を進めやすくするため	建築基準法第八十七条において、建築物の用途を変更して特殊建築物とする場合には第六条の規定を準用するとされている点について	住宅への用途変換の場合には、自治体において独自簡素化した手続き及び確認の方法を指定できるものとする。例えば、用途変更の際に提出すべき資料、適合すべき法令について、自治体独自の基準を作成できるものとする。	用途変更の際にも申請申請と同様もしくはそれ以上の書類の提出が求められる、手続が煩雑である。また変更と直接関係ない部分に対しても、建築以後に施行された法令、条例への適合を求められる。	国土交通省	1206150		
2056	2056030	13	株式会社竹中工務店	50020	都心活性化・居住環境整備特区	3	住宅取得に対する不動産取得税の税率軽減対象の拡大			新築による住宅供給と用途転換による住宅供給について、課税上の条件を同一にすることにより、住宅への用途変換を進めやすくするため。	地方税法附則第十一條の二において、特例の対象が住宅を取得した場合に限定されている点について	建物取得後一定期間内に住宅へ用途転換した場合は、住宅を取得したものとみなして、特例を適用できるようにする。	建物取得に対する不動産取得税の税率軽減の特例は住宅の場合にのみ適用され、非住宅を取得して住宅とする場合には適用できない。	総務省	0403150		
2056	2056040	13	株式会社竹中工務店	50020	都心活性化・居住環境整備特区	4	土地取得に対する不動産取得税の減額対象の拡大			新築による住宅供給と用途転換による住宅供給について、課税上の条件を同一にすることにより、住宅への用途変換を進めやすくするため。	地方税法附則第十一條の三において、特例の対象が住宅が新築された場合は住宅があった場合に限定されている点について	既存建築物を住宅へ用途転換した場合は対象として追加する。	土地取得に対する不動産取得税の減額特例は、住宅新築の場合に限定され、用途転換の場合は適用できない。	総務省	0403160		
2057	2057010	20	特定非営利活動法人どんぐり向方塾(むかがたじゅく)	50080	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	1	教科用図書制度の弾力化			地域と一体化して、小中学生及び高校生に農業やモ/作りなど生活体験を主体としたプロジェクト教育を推進するためには、教科の自由な設定が必要となれば、各種プロジェクトを継続的に高齢者あるいは専門家の独自の知恵と技能を教えることが難しい状況にある。	学校教育法21条、40条、51条に規定する教科用図書を使用しては、高齢者及び各種専門化による農業やモ/作りを主体としたプロジェクト教育の推進は不可能となる。	教科用図書を使用しないで、地域の高齢者やその道の専門家が独自の教材を用いて生活体験を教えることができるようにする。	プロジェクト教育を推進する地域に限定し、プロジェクト教育に関する成果の報告。	教科用図書の使用が規定されていてプロジェクト教育の推進ができない。	文部科学省		
2057	2057020	20	特定非営利活動法人どんぐり向方塾(むかがたじゅく)	50080	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	2	学業就業年限の弾力化を行う			プロジェクト教育を推進するにあたって、年齢にこだわらず教育することが必要であり、国語算数(数学)等の進捗が遅い生徒や、子どもの個性を十分に引き出すことが難しい。	学校教育法19条、37条、46条に規定する就業年限は、生活の知恵と技術・技能の伝授を主体とするプロジェクト教育には不要である。	生きる力・知恵を育むプロジェクト教育の推進は、国語算数の基礎学力の充実と各種生活実地体験と関係なく実施するから、年齢の異なる生徒が同時に各種プロジェクト教育の課程を学習し、それぞれの課程が完了することをもちって課程終了と判断する。	プロジェクト教育の課程終了時に公開の発表会を行う。	現状の就業年限は、各学年ごとの同年齢クラス単位が基本であるが、同年齢クラスだけでなく学年の異なる生徒が一輪に学習することにより生きる力をより効果的に学ぶ事ができる。	文部科学省		
2057	2057030	20	特定非営利活動法人どんぐり向方塾(むかがたじゅく)	50080	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	3	教育課程の弾力化を行う			プロジェクト教育を推進するにあたって、教育課程にこだわらず教育することが必要であり、教科内容、時間数など教育課程が厳密に規定されていると引き出すことが難しい。	学校教育法施行規則24条～25条、53条～55条、57条の1～3に規定する教育課程は、生活の知恵と技術・技能の伝授を主体とするプロジェクト教育には不要である。学校教育法施行規則の上記条文以外の緩和も必要である。	生きる知恵を育むプロジェクト教育の推進は、国語算数の基礎学力の充実と各種生活実地体験と関係なく実施し、各種プロジェクト教育の課程が完了することをもちって課程終了と判断する。	プロジェクト教育の課程終了時に公開の発表会を行う。	学校教育法施行規則の第24条、25条等の規定では十分な生きる力を育む教育の実施が困難である。その他、同規則の該当する条文的緩和が必要である。	文部科学省		
2057	2057040	20	特定非営利活動法人どんぐり向方塾(むかがたじゅく)	50080	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	4	学習指導要領の弾力化を行う			プロジェクト教育を推進するにあたって、学習指導要領にこだわらず教育することが必要であり、国語算数(数学)等の進捗が遅い生徒や、子どもの個性を十分に引き出すことが難しい。	学習指導要領に重きを置くことができない。	学習指導要領に重きを置くことができない。	プロジェクト教育の課程終了時に公開の発表会を行う。	学習指導要領に従った場合には、当該プロジェクト教育の推進が不可能となる。	文部科学省		
2057	2057050	20	特定非営利活動法人どんぐり向方塾(むかがたじゅく)	50080	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	5	学校の設置者・運営者の拡大			プロジェクト教育を推進する学校は、現行の公教育では実施不可能であり、現行の国、地方公共団体及び学校法人が設置、運営するに加えてNPO法人を設置・運営事業者として拡大することが必要。	学校教育法第2条及び私立学校法第3条に規定する学校法人が学校を設置することができる事項について	特区認定された地方公共団体の長がNPO等を学校事業者として認可し、当該地方公共団体の長が学校の設置、運営を認可する。	学校教育法に学校事業者認可と学校認可を記述し、事業者による教育目標を定め、それを満たす。	学校設置者は地方自治体か学校法人と定められている。	文部科学省		
2057	2057060	20	特定非営利活動法人どんぐり向方塾(むかがたじゅく)	50080	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	6	特区学校の設置認可の緩和について			特区学校等の学校事業者が新規に参入することができやすいため	特区学校の設立認可にあたっては、私立学校法第8条から第17条の規定を準用することにより、学校事業者を認可し施設・設備、経常経費基準などの緩和について、	特区の学校事業者による学校の設置認可は、地方公共団体の長に委ねる	教育効果についての目標を定め、それを満たす場合に認可し、遵守できていない場合は廃校もある。	学校は、国、地方公共団体、及び学校法人が設置することができ、知事が学校法人を認可し、学校設置を認可するとなっている。	文部科学省		
2057	2057070	20	特定非営利活動法人どんぐり向方塾(むかがたじゅく)	50080	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	7	私立学校振興助成法の対象を拡大			私学助成の範囲を拡大してより効果的に事業を実施することができるようにするため。	私立学校法59条、私立学校振興助成法第8条～同第11条及び同15条の助成の事項についてを、特区学校にも適用し、特区学校の効果的な事業の推進が可能な措置が必要である。	特区学校に私学助成を拡大することを容認する	教育効果についての目標を定め、それを満たす場合に認可し、遵守できていない場合は廃校もある。	私学助成は学校法人しか認められていないが、これは特区学校の効果的な事業ができない。	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2057	2057080	20	特定非営利活動法人とんぼり南方面(むかがたじゅく)	50080	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	8	学校事業者の認可基準の緩和又は撤廃について			プロジェクト教育を推進する学校の認可基準は、使途・設備と経営に必要な財産などに厳しい要件があるため、当該規定の撤廃が必要。	私立学校法第25条に規定する施設・設備及び経営に必要な財産に関する事項について	私立学校法25条資産の規定、学校法人認可基準の撤廃。	施設・設備は保有する必要はなく借借でよい。また、基本財産の有無でなく開校年度の予算の健全さとセーフティネットの整備で対応する。	学校法人認可において資産基準が厳しく、特区学校の設立ができない。	文部科学省		
2058	2058010	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	1	学校設置者以外の学校管理・運営の容認	8101	C-1	「公の施設」の管理受託者の範囲の拡大要請に対して、文科省は「地方自治法第44条の2第3項の規定により、地方公共団体が公の施設を委託する場合の委託先として、地方公共団体が出身している法人、公共団体、公共的団体に限られており、…」と回答し、認められないこととの理由としているが、同じ点に関して財務省は、「特定非営利活動法人については、一般的には、地方自治法第244条の2第3項で定める『公共的団体』に該当し、現行制度の下においても、公の施設の管理受託者になり得ます。」との回答を寄せている。であるから、その点に関しては問題ないと考えられる。	特色のある学校を、誰でも通える「公立」学校として創り、市民のアイデアと熱意で運営していけるようにするため	学校教育法第5条で、学校の設置者以外に管理・運営を認めていない点	公立学校の運営(業務)をNPO法人等に委託する	「学校法人又は教育の振興を目的とするNPO法人若しくは公益法人であって、一定の基準に適合すること認められるもの。その中に含まれる、学校の管理運営主体として地方公共団体の長により指定された法人に公立学校の運営(業務)を委託することが出来るものとする。自治体の首長(長)は、公立学校審議会(仮称)を置き、この機関が専断に付て法人の審査を行う。公立学校の運営(業務)委託により、自治体の首長は、3年以上5年以内の期間を定めて指定を行うものとし、期間の終了時に学校の管理運営に関する指定法人の業務を承継し、指定の更新を行うことが不適切と判断される場合には、指定の更新を行わないものとする。なお、期間中でも、指定法人における法令違反等、学校の管理運営を継続させない重大な事由があると認められるときは、指定を取り消すことができることとする。	学校教育法第5条で、学校の設置者以外に管理・運営を認めていないので、特色のある学校を、誰でも通える「公立」学校として創り、NPO法人等が運営することができない。	文部科学省	
2058	2058020	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	2	教職員免許状授与権者の拡大(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	C-1	「代替措置」にあげたように、実質的な権限を「公設学校審議会(仮称)」が持つようになれば、文科省の回答にある「個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保し、安定性、継続性の確保を担保する制度」となりうる。この「公設学校審議会(仮称)」は、公設民営型の学校の制度化において、運営団体を審査する為などに不可欠のものであるから、この学校(システム)から生じる様々な業務を(教育委員会が担当せずに)この機関が受け持つことは問題がないと思われる。	免許状を持っていない者が、容易に特別免許状を取得できるようにするため	教育職員免許法第5条の6で、都道府県の教育委員会だけが授与権者になっている点	特別免許状の授与権者に、地方自治体の首長を加える	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置する。「公設学校審議会(仮称)」は、学校等の権限により、各学校の特別な教育内容を鑑みながら、教職員の個別審査を行う。地方自治体の首長は、特別免許状の授与にあたっては、この「公設学校審議会(仮称)」の決定を最大限尊重する。	教育職員免許法第5条の6で、都道府県の教育委員会だけが授与権者となっているので、特色のある学校の教員が必要とする特別免許状の取得が容易でない。	文部科学省	
2058	2058030	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	3	特別非常勤講師の担当可能範囲の拡大	8203		文科省は、「全領域を担当する場合には、特別免許状の授与で対応することができる」としているが、教職員が特別免許状を取得し、よとする場合には採用(任命)しようとする者の推薦が必要で、特区制度を利用して新規に学校を作る場合は、学校ができる前に推薦を出すことはできない(提案09に関連して)、それを補う意味で、最初しばらくの間は特別非常勤講師が全員の担当と担任をできるようにすべきである。	学校が求める人物が、免許状を持ってなくても学校で教えられるようにするため	教育職員免許法第3条の2で、特別非常勤講師(免許状を持たない講師)が担当できる範囲が一部に限定されている点	特別非常勤講師の担当可能範囲を広げ、担任も可とする	特区制度を利用した新しいタイプの学校ができた場合、一部の教員が特別免許状を取得するまでのしばらくの期間のみ、これを認める。	教育職員免許法第3条の2で、特別非常勤講師(免許状を持たない講師)が担当できる範囲が一部に限定されているので、特色のある学校の教員が必要とする特別免許状の取得が容易でない。	文部科学省	
2058	2058040	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	4	教職員の採用権者の拡大			校長(学校)が求める人材を教職員に採用できるようにするため	教育公務員特例法第13条で、教員を採用する際の選考を、校長と教育委員会の教育長が行うことになっている点	校長が(単独で)一部教職員の採用を行えるようにする	教育公務員特例法第13条で、教員を採用する際の選考を、校長と教育委員会の教育長が行うことになっている点	教育公務員特例法第13条で、教員を採用する際の選考を、校長と教育委員会の教育長が行うことになっているので、校長独自の(学校に選した)教職員の採用が行えない。	文部科学省		
2058	2058050	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	5	教職員の配置の裁量権の拡大			教職員の配置の裁量を、公設民営学校に持たせるため	市町村立学校職員給与負担法第1条で、教職員の給料等を都道府県が負担することになっている点	公設民営学校が、独自の裁量で、教職員の一部を雇用することができるようにする	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置する。「公設学校審議会(仮称)」は、公設民営学校で独自に雇用しようとする教職員の認可を行う。公設民営学校では、こうした学校の運営に関わる費用を補填するために、寄付金を集めたり、意欲事業を行ったりすることができるものとする。	教職員の給料等を都道府県と国が負担している現状では、財政の逼迫等の理由で、公設民営学校独自の教職員(数)の配置が難しい。	文部科学省		
2058	2058060	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	6	県費負担教職員の任命権者の拡大			校長(学校)が求める県費負担教職員を任命できるようにするため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条で、教員を教育委員会が任命するとしている点	県費負担教職員に関しては、まず「公募」を行い、その中から校長が任命できるようにする	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条で、教員を教育委員会が任命することになっているので、校長が学校に選した教職員の任命ができない。	文部科学省			
2058	2058070	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	7	県費負担教職員の任命権者の拡大			校長(学校)が求める県費負担教職員を任命できるようにするため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条で、県費負担教職員の任命権は、都道府県委員会に属するとしている点	県費負担教職員に関しては、まず「公募」を行い、その中から校長が任命できるようにする	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条で、県費負担教職員の任命権は、都道府県委員会に属することになっているので、校長が学校に選した教職員の任命ができない。	文部科学省			
2058	2058080	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	8	県費負担教職員の任命権者の拡大			県費負担教職員の任免等を学校(長)が決定できるようにするため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第61条で、県費負担教職員の任免等を市町村の教育委員会が行うとしている点	県費負担教職員の任免等を学校長が決定できるようにする	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第61条で、県費負担教職員の任免等を市町村の教育委員会が行うことになっているので、最終決定を下す権限が学校(校長)にない。	文部科学省			
2058	2058090	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	9	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大			構造改革特区研究開発学校として認められやすくなるため	学校教育法施行規則第26条の2で、教育課程に關し、文部科学大臣が認める場合は、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定によらないことができるとしている点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」)の認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則第26条の2で、教育課程に關し、文部科学大臣が認める場合のみ、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定によらないことができることになっているので、「構造改革特区研究開発学校(仮称)」(小学校)に認定されることが容易でない。	文部科学省			
2058	2058100	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	10	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大			構造改革特区研究開発学校として認められやすくなるため	学校教育法施行規則第55条で、第26条の2の規定を中学校に準用するとしている点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」)の認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則第55条で、第26条の2の規定を中学校に準用することになっているので、「構造改革特区研究開発学校(仮称)」(中学校)に認定されることが容易でない。	文部科学省			
2058	2058110	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	11	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大			構造改革特区研究開発学校として認められやすくなるため	学校教育法施行規則第65条の5第1項で、第26条の2の規定を中等教育学校の前期課程に準用するとしている点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」)の認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則第65条の5第1項で、第26条の2の規定を中等教育学校の前期課程に準用することになっているので、「構造改革特区研究開発学校(仮称)」(中等教育学校)に認定されることが容易でない。	文部科学省			

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2058	2058120	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	12	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大			構造改革特区研究開発学校として認められやすくなるため	学校教育法施行規則 第67条の3で、教育課程に關し、文部科学大臣が認める場合は、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定によらないことができる点	「構造改革特区研究開発学校(仮称)」の認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則 第67条の3で、教育課程に關し、文部科学大臣が認める場合は、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定によらないことができる点	文部科学省			
2058	2058130	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	13	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大			構造改革特区研究開発学校として認められやすくなるため	学校教育法施行規則 第65条の5第2項で、第67条の3の規定を中等教育学校の後期課程に準用している点	「構造改革特区研究開発学校(仮称)」の認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則 第65条の5第2項で、第67条の3の規定を中等教育学校の後期課程に準用している点	文部科学省			
2058	2058140	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	14	教育委員会の権限の委譲(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	C-1	公設民営型の学校を作る場合、運営団体を審査する機関がどうしても必要であろうし、その機関が定期的に(認可)指定の更新も担当することになると考えられる。であるならば、その機関が(教育委員会に代わって)日常的な監督も行うのが適切であると考える。この「公設学校審議会(仮称)」の業務の多くは、従来の教育委員会がやってきていないものであるため、新しい機関を作ってやっていったほうがうまくいくと思われる。	公設民営型の学校の設置をスムーズに行っていくため	学校教育法第4条で、市町村立の高等学校、中等教育学校の設置に都道府県の教育委員会の認可が必要としている点。	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置し、この機関が従来の教育委員会の役割と、特区制度による新しい学校(システム)全般に關する業務を担う。	学校教育法第4条で、市町村立の高等学校、中等教育学校の設置に都道府県の教育委員会の認可が必要となっているので、公設民営型学校の設置に余分な手続きが必要になる。	文部科学省		
2058	2058150	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	15	教育委員会の権限の委譲(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	C-1	公設民営型の学校を作る場合、運営団体を審査する機関がどうしても必要であろうし、その機関が定期的に(認可)指定の更新も担当することになると考えられる。であるならば、その機関が(教育委員会に代わって)日常的な監督も行うのが適切であると考える。この「公設学校審議会(仮称)」の業務の多くは、従来の教育委員会がやってきていないものであるため、新しい機関を作ってやっていったほうがうまくいくと思われる。	公設民営型の学校運営をスムーズに行っていくため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 32条で、大学以外の学校を教育委員会が所管するとしている点	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置し、この機関が従来の教育委員会の役割と、特区制度による新しい学校(システム)全般に關する業務を担う。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 32条で、大学以外の学校を教育委員会が所管することになっているので、公設民営型学校をよわがっていない教育委員会の所管では、学校運営がスムーズに行かないと思われる。	文部科学省		
2058	2058160	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	16	教育委員会の権限の委譲(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	C-1	公設民営型の学校を作る場合、運営団体を審査する機関がどうしても必要であろうし、その機関が定期的に(認可)指定の更新も担当することになると考えられる。であるならば、その機関が(教育委員会に代わって)日常的な監督も行うのが適切であると考える。この「公設学校審議会(仮称)」の業務の多くは、従来の教育委員会がやってきていないものであるため、新しい機関を作ってやっていったほうがうまくいくと思われる。	公設民営型の学校運営をスムーズに行っていくため	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第4条で、学級編制は教育委員会が行うとしている点。	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置し、この機関が従来の教育委員会の役割と、特区制度による新しい学校(システム)全般に關する業務を担う。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第4条で、学級編制は教育委員会が行うことになっているので、学校独自の学級編制ができない。	文部科学省		
2058	2058170	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	17	教育委員会の権限の委譲(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	C-1	公設民営型の学校を作る場合、運営団体を審査する機関がどうしても必要であろうし、その機関が定期的に(認可)指定の更新も担当することになると考えられる。であるならば、その機関が(教育委員会に代わって)日常的な監督も行うのが適切であると考える。この「公設学校審議会(仮称)」の業務の多くは、従来の教育委員会がやってきていないものであるため、新しい機関を作ってやっていったほうがうまくいくと思われる。	公設民営型の学校運営をスムーズに行っていくため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 23条で、学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に關して教育委員会が管理・執行することとしている点。	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置し、この機関が従来の教育委員会の役割と、特区制度による新しい学校(システム)全般に關する業務を担う。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 23条で、学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に關して教育委員会が管理・執行することになっているので、学校独自の運営ができない。	文部科学省		
2058	2058180	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	18	高等学校設置基準の緩和			公設民営型の高等学校の設置を容易にするため	学校教育法の第3条で、学校を設置する際に、文部科学大臣の定める設備、編制その他に關する設置基準に従わなければならないとされている点。	小中学校の設置基準と同様に、「ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない」という一文を加える。	高等学校の設置基準は、(小中学校と異なり)校地・校舎・運動場、施設・設備、特別な教職員、等に關して厳格な規定があるので、作ることが難しい。	文部科学省			
2059	2059010	14	学校法人初音丘学園	50030	学童保育モデル幼稚園	1	幼稚園施設を活用した学童保育			幼稚園施設を活用した学童保育への要望があるため	児童福祉法第7条「児童福祉施設」の項の「児童厚生施設」の一部拡充	幼稚園を活用した学童保育	学童保育は児童福祉法による児童厚生施設のひとつである。現在は放課後児童対策事業として位置づけている	児童厚生部			
2060	2060010	13	全国ろう児をもつ親の会	50110		1	新設する私立聾学校等に対する私立学校振興助成法適用要件の緩和			私立聾学校等の設立・認可には学校法人の設立こそ要求されないが(学校教育法102条)、学校教育法施行規則第1条の要件を満たすことは要求されている。ところが都市部においては不動態は高価であり、そのことが学校設立を過度に困難としている。そこで一定期間内に私立学校として認可を受けることを停止条件として、設立準備段階から私立学校振興助成法10条に基づいて学校施設等の公共財を借り受け契約を予め締結して認可を可能とすることによって、教育の継続性を担保しつつ、適切な範囲で学校設立の可能性を開くことができる。	(私立学校振興助成法附則第2条)第3条、第9条、第10条及び第12条から第15条までの規定中の学校法人を、各分の間、学校教育法第102条第1項の規定により私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を含むものとする。	一定期間内に私立学校として認可を受けることを停止条件として私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を設立しようとする者が私立学校助成法第10条所定の助成を享受決定をする。または私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園、並びに私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を設立しようとする者がその責任の範囲に、一定期間内に私立学校として認可を受けることを解除条件とすること。	既に学校設立の認可を受けていることが私学助成の条件とされているため、私立聾学校等の設立が過度に困難である。	文部科学省			
2060	2060020	13	全国ろう児をもつ親の会	50110		2	学校の設備要件の緩和			都市部において不動産は高価であり、そのことが学校設立を過度に困難としている。地方近年の児童数の減少等によって現存する学校設備等の一部は必ずしも再別に用いられていない状況が存在する。そこで私立学校がこれらの設備の一部を借用し、又は他の学校と設備の一部を共同で利用することを可能とすることによって、適切な範囲で学校設立の可能性を開き、他方で公共財の有効な利用に繋がる。	(学校教育法施行規則第1条1項)学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。	学校教育法施行規則第1条1項の規定は、複数の学校が校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を共同で使用することを妨げない。	複数の学校が校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けることが必要とされており、これらを複数の学校が共同利用することを許す制度がない。	文部科学省			
2061	2061010	13	競糸町南口地方競馬誘致の会代表 山田昇	50110	全国地方競馬場外競馬投票券売所開設特区構想	1				全国地方競馬の投票券をすべて一つの場外売所で購入が可能にするにはどうしが必要	競馬法においては競馬主催者自身しか場外投票券を発売する事ができない。	売得金(売上)の総額を主催者に集約できれば他の主催者でも可能	地方競馬が衰退する馬産地にも大きく影響する	農林水産省	1002050		
2062	2062010	20	横浜観光株式会社	50020	無線LANによる高速インターネット回線の設置	1	山岳地域およびその周辺地域での第2種電気通信事業者による無線LANの使用距離制限の緩和			北アルプスの山岳地域の高速通信インフラ整備を特例により低コストで行い、この地域のIT化を進め、観光、防災、遠隔医療等の様々な分野に役立てる。	長距離の無線アクセスサービスは第一種電気通信事業者の免許が必要。	第二種電気通信事業者でも長距離の無線アクセスサービスができるようにする。	第二種電気通信事業者は5km以上の距離で無線アクセスサービスができない。	総務省	0405240		
2062	2062020	20	横浜観光株式会社	50020	無線LANによる高速インターネット回線の設置	2	山岳地域およびその周辺地域での無線LANの出力制限の緩和			北アルプスの山岳地域の高速通信インフラ整備を特例により低コストで行い、この地域のIT化を進め、観光、防災、遠隔医療等の様々な分野に役立てる。	無線LANの電力は10mW/MHz以下であること。	山岳地域および周辺地域では、現行の2倍以上出力の無線LANの使用を許可する。	無線LANの電力は10mW/MHz以上以上できない。	総務省	0405250		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2063	2063010	13	特定非営利活動法人 IWC/IAC 国際市民の会	50080	教育特区	1	「NPO法人」等に公立学校の運営を委託することができる。			NPO法人の特色と実績を活用し、高質なインターナショナルスクール等に留学できない、在日外国人の児童も包含した国際理解教育を旨とした学校運営のため。	「学校教育法 第五条」における学校設置者による学校の管理を、地方公共団体の長が適合すると認められたNPO法人に管理の委託を可能にする。		教育の振興を目的とするNPO法人若しくは公益法人の申請により、地方公共団体の長が適合すると認められた法人に「教育チャーター」を発行し、そのNPO法人を学校の管理運営主体として指定し、公立学校の教員およびスタッフの任命、かつこれらの管理運営権を含めた運営(業務)を委託することができるものとする。又、NPO法人に学校の管理運営を委託した地方公共団体の長は、「学校教育法」に定められた設置基準と同等の設備等を、対象児童に合わせて同NPO法人に無料で見学する、同学校の規模等の拡充・拡大にあたっては、地方公共団体の長の審査と許可を受けるものとする。	公立学校の運営(業務)委託にあたり、自治体等は、3年以上5年以下の期間を定めて指定するものとする。期間の終了時に学校の管理運営に関する指定法人の業務を審査し、指定の更新が不適切と判断される場合は、指定の更新を行わないものとする。なお、期間内であっても、指定法人における法令違反等、学校の管理運営を継続させない重大な事由があると認められるときは、指定を取り消すことができるものとする。	現状は、日本人児童を想定した学校運営のため、在日外国人を含めた国際理解教育を目指す、NPO法人の特色と実績を活かした管理運営が出来ない。	文部科学省	
2063	2063020	13	特定非営利活動法人 IWC/IAC 国際市民の会	50080	教育特区	2	教育職員は、教職免許法による免許状を有する者に限定しない。			多国に亘る児童を対象とした国際理解教育等の独自性を十分に発揮するためには、過去の実績・理念・教育方針を考慮し、学識に加法経験・経歴を活かす且つ日本語と外国児童の母国語に堪能なボランティアも含め、幅広い分野から人材を求めなければならない。	教職免許法により、教育職員は教職免許状を有する者に限られているが、教職免許状を有しない者も可能にする。		その学校の理念・教育方針に賛同し、教職免許法第五条三、六項に該当しない者で、管理運営主体の長が適切と認め且つ教育委員会を含めた理事会の審査と許可を得た者を教育職員として充てられるものとする。又、労働時間等については公務員の条件に従う。	公立学校の運営(業務)の委託を受けた指定法人は、1年の期間を定めて教職員を採用し、期間の終了時に教職員に関する成果を審査し、更新が不適切と判断される場合は、更新を行わないものとする。なお、期間内であっても、法令違反等、学校の管理運営を継続させない重大な事由があると認められるときは、採用を取り消すことができるものとする。	「教職免許法第三条」により、教職員は教職免許状を有する者に限定され、日本語ならびに在日外国人児童の母国語に精通し、その学校の理念・教育方針を具現化するための人材の活用が困難である。	文部科学省	
2063	2063030	13	特定非営利活動法人 IWC/IAC 国際市民の会	50080	教育特区	3	小学校の教育課程については、学校教育法施行規則に定められている小学校学習指導要領に限定しない。			多国に亘る児童を対象とした国際理解教育等の独自性を十分に発揮するためには、小学校学習指導要領の精神に反しない範囲で、独自の教育課程を設定できるように必要がある。	学校教育法施行規則により、教育課程は小学校学習指導要領によるものとされているが、在日外国人児童の日本語の理解度を考慮にいれ、独自に教育課程を設定できるものとする。		小学校学習指導要領の精神に反しない範囲で、独自の国際理解教育に関する教育課程を設定することができる。	事前に地方公共団体の長の審査および認可を受けなければならない。	現行の小学校の教育課程は、日本人児童を想定した小学校学習指導要領にのっとっているため、多国に亘る児童の国際理解教育に対応しきれない。	文部科学省	
2063	2063040	13	特定非営利活動法人 IWC/IAC 国際市民の会	50080	教育特区	4	中学校の教育課程については、学校教育法施行規則に定められている中学校学習指導要領に限定しない。			多国に亘る児童を対象とした国際理解教育等の独自性を十分に発揮するためには、中学校学習指導要領の精神に反しない範囲で、独自の教育課程を設定できるように必要がある。	学校教育法施行規則により、教育課程は中学校学習指導要領によるものとされているが、在日外国人児童の日本語の理解度を考慮にいれ、独自に教育課程を設定できるものとする。		中学校学習指導要領の精神に反しない範囲で、独自の国際理解教育に関する教育課程を設定することができる。	事前に地方公共団体の長の審査および認可を受けなければならない。	現行の中学校の教育課程は、日本人児童を想定した中学校学習指導要領にのっとっているため、多国に亘る児童の国際理解教育に対応しきれない。	文部科学省	
2063	2063050	13	特定非営利活動法人 IWC/IAC 国際市民の会	50080	教育特区	5	小学校の教育科目に関する事項は学校教育法に定められている規定に限定しない。			多国に亘る児童を対象とした国際理解教育等の独自性を十分に発揮するためには、学校教育法の規定の精神に反しない範囲で、独自の教育科目を設定できるように必要がある。	学校教育法により、小学校の教育科目は文部科学大臣がこれを定めることになっているが、在日外国人児童の日本語の理解度を考慮にいれ、独自に教育科目を設定できるものとする。		学校教育法の規定の精神に反しない範囲で、独自の国際理解教育に関する教育科目を設定することができる。	事前に地方公共団体の長の審査と認可を受けなければならない。又、地方公共団体で実施する学力テスト(品川区学力一斉テスト)で平均値以上の水準を維持する。	現行の小学校の教育科目は、日本人児童を想定した学校教育法の規定にのっとっているため、多国に亘る児童の国際理解教育に対応しきれない。	文部科学省	
2063	2063060	13	特定非営利活動法人 IWC/IAC 国際市民の会	50080	教育特区	6	中学校の教育科目に関する事項は学校教育法に定められている規定に限定しない。			多国に亘る児童を対象とした国際理解教育等の独自性を十分に発揮するためには、学校教育法の規定の精神に反しない範囲で、独自の教育科目を設定できるように必要がある。	学校教育法により、中学校の教育科目は文部科学大臣がこれを定めることになっているが、在日外国人児童の日本語の理解度を考慮にいれ、独自に教育科目を設定できるものとする。		学校教育法の規定の精神に反しない範囲で、独自の国際理解教育に関する教育科目を設定することができる。	事前に地方公共団体の長の審査と認可を受けなければならない。又、地方公共団体で実施する学力テスト(品川区学力一斉テスト)で平均値以上の水準を維持する。	現行の中学校の教育科目は、日本人児童を想定した学校教育法の規定にのっとっているため、多国に亘る児童の国際理解教育に対応しきれない。	文部科学省	
2063	2063070	13	特定非営利活動法人 IWC/IAC 国際市民の会	50080	教育特区	7	小学校の中心教科用図書は学校教育法で定められている。文部科学大臣の検定を経るか、文部科学省が著作の名義を有するものに拘らない。			多国に亘る児童を対象とした国際理解教育等の独自性を十分に発揮するためには、学校教育法の規定の精神に反しない範囲で、独自の教科用図書を設定できるように必要がある。	学校教育法により、小学校においては、教科用図書の基本は文部科学大臣の検定を経るか、文部科学省が著作の名義を有するものとされているが、在日外国人児童の日本語の理解度を考慮にいれ、独自に教科用図書を設定できるものとする。		学校教育法の規定の精神に反しない範囲で、独自の国際理解教育に関する教科用図書を設定することができる。	事前に地方公共団体の長の審査と認可を受けなければならない。又、地方公共団体で実施する学力テスト(品川区学力一斉テスト)で平均値以上の水準を維持する。	現行の小学校の教科用図書は、日本人児童を想定した学校教育法の規定にのっとっているため、母国語の違い、日本語の理解力の違いにより学力、計算力等を発揮できない。	文部科学省	
2063	2063080	13	特定非営利活動法人 IWC/IAC 国際市民の会	50080	教育特区	8	中学校の中心教科用図書は学校教育法で定められている。文部科学大臣の検定を経るか、文部科学省が著作の名義を有するものに拘らない。			多国に亘る児童を対象とした国際理解教育等の独自性を十分に発揮するためには、学校教育法の規定の精神に反しない範囲で、独自の教科用図書を設定できるように必要がある。	学校教育法により、中学校においては、教科用図書の基本は文部科学大臣の検定を経るか、文部科学省が著作の名義を有するものとされているが、在日外国人児童の日本語の理解度を考慮にいれ、独自に教科用図書を設定できるものとする。		学校教育法の規定の精神に反しない範囲で、独自の国際理解教育に関する教科用図書を設定することができる。	事前に地方公共団体の長の審査と認可を受けなければならない。又、地方公共団体で実施する学力テスト(品川区学力一斉テスト)で平均値以上の水準を維持する。	現行の中学校の教科用図書は、日本人児童を想定した学校教育法の規定にのっとっているため、母国語の違い、日本語の理解力の違いにより学力、計算力等を発揮できない。	文部科学省	
2063	2063090	13	特定非営利活動法人 IWC/IAC 国際市民の会	50080	教育特区	9	校長及び教員の資格に関する事項は、文部科学大臣の定められない。			多国に亘る児童を対象とした国際理解教育等の独自性を十分に発揮するためには、過去の実績・理念・教育方針を考慮し、学識に加法経験・経歴を活かす且つ日本語と外国児童の母国語に堪能なボランティアも含め、幅広い分野から人材を求めなければならない。	学校教育法により、校長及び教員に関する事項は文部科学大臣が定めることになっているが、教育委員会を含めた委託法人内の理事会も定めるようにする。		地方団体の長から委託を受けたNPO法人は教育委員会を含めた理事會を組織し、その審査・許可により校長および教員に関する事項を定めることができる。	学校教育法第八條により、校長および教員に関する事項は文部科学大臣の定めるところによる。在日外国人児童の教育・育成に長年、学校の管理運営を継続させたい重大な事由があると認められるときは、採用を取り消すことができるものとする。校長の任期は3年、教員の任期は一年とする。	わが国は世界人権宣言、子どもの権利条約を批准しているが、学校教育法は国・地方自治体・学校法人に対してのみ学校設置を認め、それらの学校にのみ就学を義務づけ、国際条約と矛盾している。代替教育を認可する。	文部科学省	
2064	2064010	9	未来資産研究会	50110	1条校に就学しない児童・生徒を対象とした代替教育のための教育切符制度	1	1条校に就学しない児童・生徒を対象とした代替教育の適用除外			1条校に就学しない児童・生徒に対しては、憲法26条より、普通教育を受ける権利を実現するため、幅広い代替教育を認めることを目的とする。	1条校のみを対象とする学校教育法第22条に関する就学義務の対象から、何らかの理由で1条校に就学しない児童の保護者が代替教育に就学させる場合に對する除外の特例		保護者は、家庭で学習を行う。又は集団的に教育者を定め学習を行う等、代替教育への対応を行うものとする。自治体、教育委員会、保護者でつくる代替教育協議が代替教育を認可する。	わが国は世界人権宣言、子どもの権利条約を批准しているが、学校教育法は国・地方自治体・学校法人に対してのみ学校設置を認め、それらの学校にのみ就学を義務づけ、国際条約と矛盾している。代替教育を認可する。	文部科学省		
2064	2064020	9	未来資産研究会	50110	1条校に就学しない児童・生徒を対象とした代替教育のための教育切符制度	2	1条校に就学しない児童・生徒を対象とした代替教育の適用除外			1条校に就学しない児童・生徒に対しては、憲法26条より、普通教育を受ける権利を実現するため、幅広い代替教育を認めることを目的とする。	1条校のみを対象とする学校教育法第39条に関する就学義務の対象から、何らかの理由で1条校に就学しない児童の保護者が代替教育に就学させる場合に對する除外の特例		保護者は、家庭で学習を行う。又は集団的に教育者を定め学習を行う等、代替教育への対応を行うものとする。自治体、教育委員会、保護者でつくる代替教育協議が代替教育を認可する。	わが国は世界人権宣言、子どもの権利条約を批准しているが、学校教育法は国・地方自治体・学校法人に対してのみ学校設置を認め、それらの学校にのみ就学を義務づけ、国際条約と矛盾している。代替教育を認可する。	文部科学省		
2064	2064030	9	未来資産研究会	50110	1条校に就学しない児童・生徒を対象とした代替教育のための教育切符制度	3	1条校に就学しない児童・生徒を対象とした代替教育の適用			1条校に通っていない児童・生徒に対しては、憲法26条より、普通教育を受ける権利を実現するため、幅広い代替教育を認めることを目的とする。	憲法第26条で「義務教育は、これを無償とする」としており、学校教育法の1条校の就学義務から除外した代替教育においてもこれを保障する。		自治体、教育委員会、保護者でつくる代替教育協議において、代替教育の認可を受けるものとする。自治体、教育委員会、保護者でつくる代替教育協議が代替教育を認可する。	憲法第26条で「義務教育は、これを無償とする」としているが、フリースクール等の代替教育に通う児童・生徒に対しては、何ら教育費の助成がなく、税金と学費で二重の負担を強いられている。代替教育切符を発行する。	文部科学省		
2065	2065010	26	柳京都建設検査機構	50020	建築行政の民間開放(街づくり)特区	01	建築行政サービスの指定確認検査機関への移行			官は、有する行政権限を用いて建築規制の実効性の確保に努める。一方、民は、建築主のニーズに即したサービスを創生工夫して迅速に提供する。このために行政権限を民へ委譲し、官民差別を無くすべきである。民間委託による民間による様々な制約があるためにユーザーに対してのサービスが出来る迅速かつ効果的な確認、検査を行うことが出来ない。	建築基準法第77条の24により指定確認検査機関は確認検査を行うときは確認検査員が委任した社員が確認検査を実施することを認める		指定確認検査機関において確認検査員(建築基準適合判定資格者)が委任した社員が確認検査を実施することを認める	確認検査員(建築基準適合判定資格者)の監督のもと社員を検査員として委任する	官であれば建築基準法第74条に定める通り建築主(建築基準適合判定資格者)より委任した社員が確認検査を行うことができるが民間では不可	国土交通省	1206570

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2065	2065020	26	東京都建設局	50020	建築行政の民間開放(街づくり)特区	01-02	建築行政サービスの指定確認検査機関への移行				官は、有する行政権限を用いて建築規制の実効性の確保に努める。一方、民は、建築主のニーズに即したサービスを創意工夫して迅速に提供する。このために行政権限を民へ委譲し、官民差別を撤すべきである。指定確認検査機関に対して建築基準法等による様々な制限があるためにユーザーに対してのサービスが出来る迅速かつ効果的な確認、検査を行うことが出来ない。	建築基準法施行規則第4条の20の4の一により建築基準適合判定資格者が昇降機以外の建築設備について検査を行うと定められている事項について	指定確認検査機関において確認検査員(建築基準適合判定資格者)が委任した社員が確認検査を実施することを容認する	確認検査員(建築基準適合判定資格者)の監督のもと社員を検査員として委任し、確認検査員が検査の実施に必要な指導を行ったもの		国土交通省	1206580
2065	2065030	26	東京都建設局	50020	建築行政の民間開放(街づくり)特区	01-03	建築行政サービスの指定確認検査機関への移行				官は、有する行政権限を用いて建築規制の実効性の確保に努める。一方、民は、建築主のニーズに即したサービスを創意工夫して迅速に提供する。このために行政権限を民へ委譲し、官民差別を撤すべきである。指定確認検査機関に対して建築基準法等による様々な制限があるためにユーザーに対してのサービスが出来る迅速かつ効果的な確認、検査を行うことが出来ない。	建築基準法施行規則第4条の20の7の一により建築基準適合判定資格者が昇降機以外の建築設備について検査を行うと定められている事項について	指定確認検査機関において確認検査員(建築基準適合判定資格者)が委任した社員が確認検査を実施することを容認する	確認検査員(建築基準適合判定資格者)の監督のもと社員を検査員として委任し、確認検査員が検査の実施に必要な指導を行ったもの		国土交通省	1206590
2065	2065040	26	東京都建設局	50020	建築行政の民間開放(まちづくり)特区	1					建築基準法に基づく指定資格検定機関等に照する法令第28条の三のハにより確認検査員(建築基準適合判定資格者)が実地に行うことと定められている事項について	指定確認検査機関において確認検査員(建築基準適合判定資格者)が委任した社員が確認検査を実施することを容認する	確認検査員(建築基準適合判定資格者)の監督のもと社員を検査員として委任し、確認検査員が検査の実施に必要な指導を行ったものが実地に行い、確認検査員に報告等を行う		国土交通省	1206570	
2065	2065050	26	東京都建設局	50020	建築行政の民間開放(まちづくり)特区	2					旧建設省住宅局長通達 指定確認検査機関指定準則第3の三に補助員が行う業務は補助的なものに限る、補助員単独で確認検査を行ってはならないと定められている事項について	指定確認検査機関において確認検査員(建築基準適合判定資格者)が委任した補助員の場合、官の建築主事(建築基準適合判定資格者)が委任した職員と同等に扱うとする	確認検査員(建築基準適合判定資格者)が適格に能力を判断したうえで委任し、かつ委任した補助員を監督する		国土交通省	1206600	
2066	2066010	13	長谷川一也	50010	三宅島エコアイランド特区	1	事業用地の指定の一部解除				三宅島「富士箱根伊豆国立公園内に位置し、自然公園法の指定の解除及び区域の変更」の制限があるため効率的、早急な三宅島復興事業が展開できないことから。	自然公園法 第11条(指定の解除及び区域の変更)において国立公園の指定を解除し、またはその区域を変更使用する場合の制限について	「事業用地の指定の一部解除」等	富士箱根伊豆国立公園内の三宅島については、自然公園法の規定で復興事業を効率的、早急な対応ができない。	環境省	1300010	
2067	2067010	40	個人	50010	離島経済特区	1	海上運送法の運用の緩和				海上運送法による旅客不定期航路事業の乗合不許可の条項があるため本土と離島、離島と離島間の効率的な海上旅客運送ができない状況にあるため	海上運送法第21条の2の旅客船における、乗合旅客運送が不許可とされていることについて	特区内において除外項目に『本土と離島、離島と離島間の運送』を加え、届出制に移行する。	海上運送法第21条では、旅客13人以上の旅客を乗合として届出制で運送することができない。	国土交通省	1209020	
2068	2068010	20	松本子どもの輝き小・中・高等学校を創る会	50110	軽度発達障害児のための個別教育特区	1	学校教育法への軽度発達障害児のための教育を位置づけ				子ども全体の6~10%を占めると言われる軽度発達障害児に対する教育の充実のために、	学校教育法に軽度発達障害児の目的、学科など	必要な事項を盛り込む。ただし、その法的規制は必要最小限とし、学年制、教科や教育課程においては、無学年制による小・中・高一貫教育を可能にする措置や自然体験教育、職業教育、芸術教育などを大幅に取り入れることが可能にする教科書・教科・教育課程の規定とする。これらの措置により、これまでの普通教育・特殊教育におお、学校設置者の自己責任により、これまでの民間ノウハウを最大限に生かしたカリキュラム等を立案可能とする。	現状においては、軽度発達障害児に対する特別支援教育的に措置されていない	文部科学省		
2068	2068020	20	松本子どもの輝き小・中・高等学校を創る会	50110	軽度発達障害児のための個別教育特区	2	軽度発達障害児のための個別学習指導計画立案の義務化				軽度発達障害児は一人一人が持つ個性・能力が異なるため、個性を伸ばす教育を一貫性を持って実現するために、	教育基本法施行規則に、児童精神科医・心理学者・教育学者などによる個別指導計画(OEP)立案を義務付け、	個々のニーズに沿った教育を可能とする。	現状においては、個別指導計画について必要な措置はとられていない。	文部科学省		
2068	2068030	20	松本子どもの輝き小・中・高等学校を創る会	50110	軽度発達障害児のための個別教育特区	3	公設民営型学校の設立				軽度発達障害児のための学校を設置するにあたっては、これまで10年以上にわたって各種民間団体が研究・教育方法の確立に取り組んできたノウハウを生かすために、	新しいタイプの公設民営型学校を学校教育法第2条に定義することにより、	民間の教育ノウハウを最大限生かしたカリキュラムを持つ学校の設立を可能とする。	現行制度は存在しない	文部科学省		
2068	2068040	20	松本子どもの輝き小・中・高等学校を創る会	50110	軽度発達障害児のための個別教育特区	4	特区公設民営型学校審議会の創設				特区内に設置する公設民営型学校の公共性、安定性、継続性を審議するため、	公設民営型学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に、「この法律の規定により機関に属せしめられた事項を審議するため都道府県に、私立学校審議会を置く」という規定を準用し、	都道府県の下に特区公設民営型学校審議会を創設し、その認可を都道府県知事が行うようにする。	学校教育法第17条、第35条、第41条、及び第52条第3項に定められている学校の目的を達成するものとする。有識者による「特区学校審議会」を設置し、上記の目的が達成されているかどうかを審議する。	現行制度では都道府県の首長の下に私学審議会があるにすぎない。	文部科学省	
2068	2068050	20	松本子どもの輝き小・中・高等学校を創る会	50110	軽度発達障害児のための個別教育特区	5	義務教育費国庫負担法の特例				軽度発達障害児のための教育を行う公設民営型学校の公共性の高さを鑑み、	義務教育費国庫負担法の対象として、	軽度発達障害児のための教育を行う公設民営型学校の教職員に対する給与を加えることにより、学校経営の安定化をはかる。		文部科学省		
2068	2068060	20	松本子どもの輝き小・中・高等学校を創る会	50110	軽度発達障害児のための個別教育特区	6	公立学校教職員の研修の特例				軽度発達障害児は子どもたちの6~10%と多く、その教育の中心は普通の公立学校などから、公立学校教諭の軽度発達障害児に対する知識の向上、学習指導・生活指導方法の習得が必要となるため、	教育公務員特例法第20条(研修)の規定をもって、	公立学校教諭が、公設民営型の軽度発達障害児学校において長期研修を受けることを可能とする。		文部科学省		
2069	2069010	13	日本電信電話株式会社	50020	情報通信機器を使った最先端の医療とどき大環境で実施できる特区	1	対面診療に関する規制緩和				対面診療に関する規制緩和により、情報通信機器を用いた高度な遠隔医療や遠隔操作による検査を行う。最終的にはユビキタス健康センサーを用いた自動検査・投薬を目指し、いつでもどこでも最先端な医療を提供できる環境を提供する。この環境を離島や僻地に提供する場合、再診のための提供であることは、効率的ではなく、初期においても適用することが望まれる。	平成9年12月24日健政第1075号 2 留意事項 (1)初診及び急性期の疾患に対しては、原則として直接の対面診療とすること。	なし	平成9年12月24日健政第1075号では、医師法20条の解釈変更により再診などでテレビ電話等の情報機器を利用することが認められるようになったが、初診については原則直接の対面診療を必要としており、遠隔医療の対象とできない。	厚生労働省		
2070	2070010	13	私立大学教育ビジョン研究会	50110	高度専門教育拠点形成特区	1	複数の学校法人が連合して大学院を設置する事業主体に関する大学院設置基準、学校法人会計基準の緩和				複数の学校法人が連合し、かつ独立した運営を図る大学院を設置し、教育研究分野の多様化・高度化に柔軟かつ効果的に対応するとともに、学校法人の負担軽減を図る	学校法人会計基準 -複数の学校法人を母体とする「(仮称)特別学校法人」の取扱い 大学院設置基準	複数の学校法人が連合して大学院を設置し、各々の学校法人を母体としながら独立した運営を図り、教育研究分野の多様化・高度化に柔軟かつ効果的に対応することが必要である。そのため、各々の学校法人が連合する「(仮称)特別学校法人」により、連合大学院設置を行う。「(仮称)特別学校法人」に対して、各学校法人の教員の業務、校地面積基準の緩和、自己所有ではない民間施設使用を認める。	複数の学校法人が連合して大学院を設ける場合の会計処理上の取扱いが不明確である。交通利便性の高い立地では、設置基準を満足させることは物理的、資金負担面で制約が大きい。	文部科学省		
2070	2070020	13	私立大学教育ビジョン研究会	50110	高度専門教育拠点形成特区	2	学校法人の民間資金受け入れに関する学校法人会計基準の緩和				学校法人の経営基盤強化のための、民間資金の受け入れ等資金調達の多様化	学校法人会計基準 -第二章 -第三章 -第四章 第二節~第三節	学校法人の経営基盤の強化を図るために、「(仮称)特別学校法人」に対する民間企業、個人からの出資を認める。また、自己所有する校地における未利用容積の特区内の第三者等への移転を可能とするともに、その対価を資産として取り扱う	企業、個人の資金は、寄付もしくは学校債に限られている。寄付については不安定であり、学校債については借入金であるため、長期的、安定的な資金の受け入れができないのが実情である。	文部科学省		
2071	2071010	27	吹田チャータースタッフ研究会	50110	発達と学習環境によるタイムリーカリキュラムの構築に応える幼小中一貫11年制学校特区	01	非営利の民間教育団体の学校経営への参入など学校設置主体の緩和				学校は「公の性質」を有するものであり(教育法第6条)、設置と運営は、国家、社会として責任を持って取り組むべきで、極めて公共性の高いものとする。…中略…また、学校法人制度は学校経営等に求められる公共性の確保、安定的・継続的な学校教育等を保証するために特別に認められたものであり、学校法人に求められる要件を定めないで民法法人制に学校の設置を認めることについても、特認に留めたとしても適切ではない。」と回答されているが、公教育の公共性・安定性・継続性を確保できる新しい制度を創設し、非営利の民間教育団体の参入を可能にする方途も考えるべきではないか。	学校教育法第2条で「学校は国、地方公共団体及び学校法人のみが設定でき」としていることについて、	非営利の民間教育団体も公の支援を得て、学校が設置できる。	地方公共団体の首長のもとに学校教育の公共性、安定性・継続性を確保するために、有識者から構成される「特区公設民営型学校審議会」を設け、学校の設置の目的、設置、廃止の認可を審議する。審議会はそれぞれの学校が目的を達成しているかどうか、継続的に安定して学校経営が可能かどうかに関して、例えば、3年ごとに審議し、来年度あるいは不可能と判断した場合は廃校とする。	国、地方公共団体及び学校法人しか学校が設置できない。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要項事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2071	2071020	27	吹田チャータースタッフ研究会	50110	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	02	特区公設民営学校審議会の創設			特区内に設置する公設民営学校の公共性、安定性、継続性を確保するため、	公設民営学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に、「この法律の規定により権限に属せしめられた事項を審議させるため都道府県に、私立学校審議会を置く」とあることに関連して、	都道府県の首長の下に「特区公設民営学校審議会」を創設する。	学校教育法第17条、第35条、第41条、及び第52条第2項に定められている学校の目的に達成するものとする。有識者による「特区学校審議会」を設置し、上記の目的が達成されているかどうかを審議する。	国、地方公共団体及び学校法人しか学校が設置できない。	文部科学省		
2071	2071030	27	吹田チャータースタッフ研究会	50110	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	03	特色ある教育プログラムを持つ教育課程の編成	8007 8032 8045	A	学習指導要領によらない教育課程の編成については、研究開発学校制度の弾力的な運用により対応する。」と管理コードのすべてに答えているが、たとえ、導入されると言われている「特区研究開発学校制度」においても、学習指導要領を基準として認可されるものと考えられ、現代社会の多様な教育ニーズに対応した特色ある、ユニークな教育プログラムをもった学校は許可されないと思われる。	都道府県の首長の下に構成される「特区公設民営学校審議会」に学校の教育課程に関して認許可権をさせるため、	学校教育法第17～20条、第36～38条、第17～第41～43条および小・中・高等学校の学習指導要領に教育内容が定められていることについて、	特区公設民営学校審議会に学校の教育課程の認許可権を与える。	児童生徒が各学校段階の終了時点で、各種試験団体が行う客観的な試験を受けること、特に、読み、書き、計算する能力の維持・向上が見られること(許認可の条件)とする。	学習指導要領が示している学年、配当内容を守らねばならない。	文部科学省	
2071	2071040	27	吹田チャータースタッフ研究会	50110	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	04	英語による教科等の指導	8007 8008	A	「小学校段階から国語を除く全ての教科の授業を英語で行うなどの取り組みを含む計画については、国語能力の習得、英語で行う教科の内容の理解に付いて問題が生じることから、児童生徒の発達段階に応じて、適切な代替措置が採られることが実地の前条件として求められる」としているが、国語と英語の二言語を学習し、英語での教科を学ぶ場合、一般の学校で期待される習得レベルとは必ずしも違ってくるものと考えられ、現段階ではそれぞれの学校が独自に習得レベルを定めるべきである。	英語による教科指導を行う学校では、国語と英語の習得レベル及び他の教科の習得レベルが独自に定めることができるようにするために、	学習指導要領に示されている学年配当内容について、	英語による教科指導を行う各学校は、国語、英語その他の教科の習得レベルを自ら設定する。	英語による教科指導を行う学校が多くれば、共同して各教科の習得のレベルを統一して定めることは可能であるが、現時では各学校で定めることとする。但し、1児童生徒は検定試験や英語検定を受け、その結果を公表するものとする。また、英語による教科テストはテスト問題とテスト結果について公表するものとする。	学習指導要領が示している学年、配当内容を守らねばならない。	文部科学省	
2071	2071050	27	吹田チャータースタッフ研究会	50110	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	5	学校修業年限の弾力化(幼・小・中・高)	8006	A	各学校段階の修業年限の弾力化に普及されていない。今日の児童生徒の発達成長に調和した年限区分が必要であると考え、規制の特例を幼稚園レベルまで入れる必要があると考える。	学校教育法が枚挙に記述されているため、幼・小・中学校の教育に一貫性をもたせにくい状況にあることから、	学校教育法第1条に「学校とは小学校、中学校、高等学校、…中略…幼稚園」とあることについて、	幼稚園(4歳児、5歳児)から小学校2年生までを初等教育、小学校3年生から6年生を初等教育などの学校制度を創る。	6-3-3制と制度が固定化されている。	文部科学省		
2071	2071060	27	吹田チャータースタッフ研究会	50110	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	06	一部、府県負担職員の任命権を特区公設民営学校審議会に付与			第三セクター方式と言っても良い、公設民営学校が存在しない状況にあることから、	適用する法令はない。	公設民営学校が一定数の府県負担職員を採用することが可能な新しい規定を作る。	自治体と第三者の共同で設立する学校法人は、公立学校と同様、高い公共性を有すると考える。	現行制度はない。	文部科学省		
2071	2071070	27	吹田チャータースタッフ研究会	50110	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	07	高校入学資格の緩和			インターナショナルスクール(中学校)の卒業生が高校への入学も期待されるが、学校として認定されていないため、入学させられない状況にあることについて、	学校教育法第1条について、		国際学校とは、国際学校ヨーロッパ協議会(The European Council of International schools)認定校とする。	国際学校は1条校として認められていない。	文部科学省		
2071	2071080	27	吹田チャータースタッフ研究会	50110	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	08	普通教員免許状の授与要件の緩和	8209	D	「外国の教員免許状を有する者には、都道府県教育委員会の行う教育職員検定において、その修得した単位及び基礎教育等に基づき、日本の普通免許状を授与することができるが、授与する免許状の種類についてはすべての教科に対応した免許状の授与が可能である。」と書かれているが、しかし、教育職員検定は英語(母語)で行われていないと思われる。	英語によるバイリンガル教育をめざす公設民営学校は外国人教師を雇用せざるを得ないが、外国人教師の免許状が認められず、学級担任や教科担任として雇用できない状況にあることについて、	外国の教員免許状を有する者は都道府県教育委員会の行う教育職員検定を受けなければならないことについて、	「教育職員検定に際し、外国における免許状や授与された免許状の種類に基づき判断される」ことに関して、検定試験は英語(母語)で行われるようにする。	英語によって教授することを本務とする教師であることを条件とする。	教育職員検定で用いられる言語が明確ではない。	文部科学省	
2071	2071090	27	吹田チャータースタッフ研究会	50110	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	09	「校長、教頭、教諭、その他の職員」の拡大			教職員について「校長、教頭、教諭、講師、養護教諭、事務職員、養護助教諭」という規定があり、子どもの心理を取り扱い学校カウンセラーや高層制学校では不可欠な看護婦(士)が雇用できない状況にあることについて	学校教育法第28条の規定について、	学校カウンセラー及び看護婦(士)を加筆する。	学校カウンセラー及び看護婦(士)は学校の職員にならない。	文部科学省			
2072	2072010	27	大阪チャータースクール研究会	50110	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	01	非営利の民間教育団体の学校経営への参入など学校設置主体の緩和	8002	C-1	学校は「公の性質」を有するものであり(教基法第6条)、設置と運営は、国家、社会として責任を持って取り組むべきで、極めて公共性の高いものと考え、…中略…また、学校法人制度は学校経営等に求められる公共性の確保、安定的・継続的な学校経営等を保証するために特別にもうけられたものであり、学校法人に求められる要件を充たさない民法法人等に学校の設置を認めることについても、特区に限ったとしても適切ではない。」と回答されているが、公教育の公共性・安定性・継続性を確保できる新しい制度を創設し、非営利の民間教育団体の参入を可能にする方法も考えるべきではないか。	地域社会の新しい教育のニーズに応え、公と民で共同して創る「公設民営」方式による学校を創るため、	学校教育法第2条で「学校は国、地方公共団体及び学校法人のみが設定できるとしていることについて、	非営利の民間教育団体も公の支援を得て、学校が設置できる。	地方公共団体の首長のもとに学校教育の公共性、安定性・継続性を確保するために、有識者から構成される「特区公設民営学校審議会」を設置し、学校の設置の目的、設置の認許可を審議する。審議会はそのそれぞれの学校が目的を達成しているかどうか、継続的に安定して学校経営が可能かどうかに関して、例えば、3年ごとに審議し、承認されるは不可能と判断した場合は廃校とする。	国、地方公共団体及び学校法人しか学校が設置できない。	文部科学省	
2072	2072020	27	大阪チャータースクール研究会	50110	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	02	特区公設民営学校審議会の創設			特区内に設置する公設民営学校の公共性、安定性、継続性を確保するため、	公設民営学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に、「この法律の規定により権限に属せしめられた事項を審議させるため都道府県に、私立学校審議会を置く」とあることに関連して、	都道府県の首長の下に「特区公設民営学校審議会」を創設する。	学校教育法第17条、第35条、第41条、及び第52条第2項に定められている学校の目的に達成するものとする。有識者による「特区学校審議会」を設置し、上記の目的が達成されているかどうかを審議する。	国、地方公共団体及び学校法人しか学校が設置できない。	文部科学省		
2072	2072030	27	大阪チャータースクール研究会	50110	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	03	特色ある教育プログラムを持つ教育課程の編成	8007 8046	A	学習指導要領によらない教育課程の編成については、研究開発学校制度の弾力的な運用により対応する。」と管理コードのすべてに答えているが、たとえ、導入されると言われている「特区研究開発学校制度」においても、学習指導要領を基準として認可されるものと考えられ、現代社会の多様な教育ニーズに対応した特色ある、ユニークな教育プログラムをもった学校は許可されないと思われる。	都道府県の首長の下に構成される「特区公設民営学校審議会」に学校の教育課程に関して認許可権をさせるため、	学校教育法第17～20条、第36～38条、第17～第41～43条および小・中・高等学校の学習指導要領に教育内容が定められていることについて、	特区公設民営学校審議会に学校の教育課程の認許可権を与える。	児童生徒が各学校段階の終了時点で、各種試験団体が行う客観的な試験を受けること、特に、読み、書き、計算する能力の維持・向上が見られること(許認可の条件)とする。	学習指導要領が示している学年、配当内容を守らねばならない。	文部科学省	
2072	2072040	27	大阪チャータースクール研究会	50110	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	04	英語による教科等の指導	8007 8008	A	「小学校段階から国語を除く全ての教科の授業を英語で行うなどの取り組みを含む計画については、国語能力の習得、英語で行う教科の内容の理解に付いて問題が生じることから、児童生徒の発達段階に応じて、適切な代替措置が採られることが実地の前条件として求められる」としているが、国語と英語の二言語を学習し、英語での教科を学ぶ場合、一般の学校で期待される習得レベルとは必ずしも違ってくるものと考えられ、現段階ではそれぞれの学校が独自に習得レベルを定めるべきである。	英語による教科指導を行う学校では、国語と英語の習得レベル及び他の教科の習得レベルが独自に定めることができるようにするために、	学習指導要領に示されている学年配当内容について、	英語による教科指導を行う各学校は、国語、英語その他の教科の習得レベルを自ら設定する。	英語による教科指導を行う学校が多くれば、共同して各教科の習得のレベルを統一して定めることは可能であるが、現時では各学校で定めることとする。但し、1児童生徒は検定試験や英語検定を受け、その結果を公表するものとする。また、英語による教科テストはテスト問題とテスト結果について公表するものとする。	学習指導要領が示している学年、配当内容を守らねばならない。	文部科学省	
2072	2072050	27	大阪チャータースクール研究会	50110	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	5	学校修業年限の弾力化(幼・小・中・高)	8006	A	各学校段階の修業年限の弾力化に普及されていない。今日の児童生徒の発達成長に調和した年限区分が必要であると考え、規制の特例を幼稚園レベルまで入れる必要があると考える。	学校教育法が枚挙に記述されているため、幼・小・中学校の教育に一貫性をもたせにくい状況にあることから、	学校教育法第1条に「学校とは小学校、中学校、高等学校、…中略…幼稚園」とあることについて、	幼稚園(4歳児、5歳児)から小学校2年生までを初等教育、小学校3年生から6年生を初等教育などの学校制度を創る。	6-3-3制と制度が固定化されている。	文部科学省		
2072	2072060	27	大阪チャータースクール研究会	50110	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	06	一部、府県負担職員の任命権を特区公設民営学校審議会に付与			第三セクター方式と言っても良い、公設民営学校が存在しない状況にあることから、	適用する法令はない。	公設民営学校が一定数の府県負担職員を採用することが可能な新しい規定を作る。	自治体と第三者の共同で設立する学校法人は、公立学校と同様、高い公共性を有すると考える。	現行制度はない。	文部科学省		
2072	2072070	27	大阪チャータースクール研究会	50110	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	07	高校入学資格の緩和			インターナショナルスクール(中学校)の卒業生が高校への入学も期待されるが、学校として認定されていないため、入学させられない状況にあることについて、	学校教育法第1条について、		国際学校とは、国際学校ヨーロッパ協議会(The European Council of International schools)認定校とする。	国際学校は1条校として認められていない。	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2072	2072080	27	大阪チャータースクール研究会	50110	英語と学習通識によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年	08	普通教員免許状の授与要件の緩和	8209	D	「外国の教員免許状を有する者には、都道府県教育委員会の行う教育職員検定において、その修得した単位及び基礎資格等に基づき、日本の普通免許状を授与することができるが、授与する免許状の種類についてはすべての教科に対応した免許状の授与が可能である。」とされているが、しかし、教育職員検定は英語(母語)で行われていないと思われる。	英語によるバイリンガル教育をめざす公認授業料は外国人教師を雇用せざるを得ないが、外国人教師も免許状が認められず、学級担任や教科担任として雇用できない状況にあることについて、	外国の教員免許状を有する者は都道府県教育委員会の行う教育職員検定を受けなければならないことについて、	「教育職員検定に際し、外国における免許状や授与された免許状の種類に基づき判断されることに関して、検定試験は英語(母語)で行われるようにする。	英語によって教授することを本務とする教師であることを条件とする。	教育職員検定で用いられる言語が明確ではない。	文部科学省	
2072	2072090	27	大阪チャータースクール研究会	50110	英語と学習通識によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年	09	「校長、教頭、教諭、その他の職員」の拡大			教職員について「校長、教頭、教諭、講師、養護教諭、事務職員、養護教諭、教諭」という規定があり、子どもの心理を取り扱う学校カウンセラーや寄宿学校では不可欠な看護婦(士)が採用できない状況にあることについて	学校教育法第28条の規定について、	学校カウンセラー及び看護婦(士)を加筆する。	学校カウンセラー及び看護婦(士)を加筆する。	学校カウンセラー及び看護婦(士)は学校の職員にならない。	文部科学省		
2073	2073010	13	財団法人パブリックヘルスリサーチセンター	50060	産学協同TR支援特区	1	行政財産の貸付許可要件の緩和			東京医科大学研究所に隣接している旧国立衛生院建物とその敷地(東京都港区白金台4 土地面積11703㎡、現建物面積15000㎡厚生労働省所管一般会計所属の行政財産)を当該研究所の資源を利用し新規医療産業を創出するために早急に利用したいと考えているが、行政財産を利用するためには、国が所管する行政財産の貸付が必要であるが、その許可要件が限定的であるため、利用することができない状況にある。	国有財産法第18条第3項の規定による行政財産の許可要件について	公共性の高い産学共同で行う研究を行うために使用する場合には、許可を可能とする。		行政財産の使用許可については、国有財産法第18条第3項において、その用途又は目的を妨げない程度において、使用又は収益を許すことができることとしており、当該行政財産を公共性の高い研究のために使用することができない。	財務省 厚生労働省	0700470	
2073	2073020	13	財団法人パブリックヘルスリサーチセンター	50060	産学協同TR支援特区	2	行政財産の廉価使用			東京医科大学研究所に隣接している旧国立衛生院建物とその敷地(東京都港区白金台4 土地面積11703㎡、現建物面積15000㎡厚生労働省所管一般会計所属の行政財産)を当該研究所の資源を利用し新規医療産業を創出するためにコストを低減し、事業を早期に実施するため、	当該国有地の使用について		廉価で使用することを容認する		地方公共団体、特別の法律により設立された法人等が道路等の用に供する場合に限り廉価でしようできるとされており、行政財産を当該行政財産を公共性の高い産学共同で行う研究を行うために廉価使用することができない。	財務省 厚生労働省	0700480
2073	2073030	13	財団法人パブリックヘルスリサーチセンター	50060	産学協同TR支援特区	3	特定国有財産整備特別会計に属する国有財産の貸付け及び随意契約による買い受け			東京医科大学研究所に隣接している旧国立衛生院建物とその敷地(東京都港区白金台4 土地面積11703㎡、現建物面積15000㎡厚生労働省所管一般会計所属の行政財産)は平成15年度末を目途に一般会計から特定国有財産整備特別会計へ所管移し、その後民間へ売払いが予定されているが、当該研究所の資源を利用し新規医療産業を創出するため、	当該国有地について		公共性の高い産学共同で行う研究を行うために使用することも可能とする。事業が軌道に乗るまでの間は引き続き使用し、その後、買い受けを使用することを可能とする。		特定国有財産整備特別会計に属する国有財産については、その処分が行われるまでの間、引き続き一般会計で使用される場合を除き、貸付けを受けることはできない。また、競争入札が原則としており一定期間の借受けの後、買取を行うということができない。	財務省	0700490
2073	2073040	13	財団法人パブリックヘルスリサーチセンター	50060	産学協同TR支援特区	4	特定国有財産整備特別会計に属する国有財産の貸付けによる廉価使用			東京医科大学研究所に隣接している旧国立衛生院建物とその敷地(東京都港区白金台4 土地面積11703㎡、現建物面積15000㎡厚生労働省所管一般会計所属の行政財産)は平成15年度末を目途に一般会計から特定国有財産整備特別会計へ所管移し、その後民間へ売払いが予定されているが、コストを低減して、当該研究所の資源を利用し新規医療産業を創出するため、	当該国有地の使用について		廉価で使用することを容認する		特定国有財産整備特別会計に属する国有財産については、その処分が行われるまでの間、引き続き一般会計で使用される場合を除き、貸付けを受けることはできない。	財務省	0700500
2074	2074010	14	学校法人国際学園	50030	不登校児童・生徒対象の小規模小中一貫校の設置	1	小規模小中学校の通学形態に対する通信制高等学校の基準の準用			不登校生においては、日常的な通学は困難ではあるが、回数や時間によって通学から始めることは可能であることから、個々の状況に応じて通学形態、カリキュラムに柔軟性を付し、様々なフレキシブルな体制を可能にすることを目的とする。また、小規模校であることからクラス運営においても柔軟性が求められる。	学校教育法施行規則第24条の2、第25条、第54条、54条の2で規定されている時数、教育課程の考え方について、第17条の学級数の規定について、	今回の「構造改革特区」の制度の中での不登校児童・生徒に対する小中学校の施設・設備」に関して、小規模校に限り、現行の制度化されている「全日制高等学校に対する通信制高等学校」の基準を準用する。また、学級数についてもクラス単位の設置を可能とする。		不登校児童・生徒を対象とする小規模小中学校としては、個々の状況に応じて、登校日数、カリキュラムに柔軟性をもちたことが不可欠であり、現在の時数、教育課程の基準がその障害になりうる。	文部科学省		
2074	2074020	14	学校法人国際学園	50030	不登校児童・生徒対象の小規模小中一貫校の設置	2	小規模小中学校設置基準に対する技能教育施設の基準の準用			不登校生には、より自由な雰囲気での教育環境を提供することにより、「学校に対する拒否反応」を知らげることにより、必要な義務教育課程を完了できるよう配慮が必要であること、生徒数も既存の小・中学校に比べ、全体、クラスあたりも少人数であることから、従来の小・中学校設置基準に合わせた施設設備にとられない運用を可能にするため。	文部科学省令第15号 第8条、8条の2で規定されている校舎、運動場の面積の下限の制限および場所について、第9条、第10条で規定されている備えるべき施設について、	今回の「構造改革特区」の制度の中での不登校児童・生徒に対する小中学校の施設・設備」に関して、後期中等教育において制度化されている「全日制高等学校に対する通信制高等学校」の基準を準用する。また、学級数についてもクラス単位の設置を可能とする。		文部科学省令第15号、運動場の面積基準、特別教室、図書室、原則としての体育館などの施設基準が設けられているが、現在、不登校状態に陥っている児童・生徒に準拠して対応するための小規模の小・中学生対象教育施設としては、必ずしも対応に必要不可欠な施設設備とはいえない。	文部科学省		
2075	2075010	46	歴史久島電機株式会社	50020	クリーンエネルギー社会型久島モデル形成特区	1	燃料電池自動車の水素ステーション(ガス製造施設)に関する、ガソリンスタンドとの併設の容認	4801 4802	B	歴史久島で燃料電池自動車の水素ステーション(ガス製造施設)に関する、ガソリンスタンドとの併設の容認	ガソリンスタンドと水素ステーションの併設が可能となるようにする。	水素スタンドを設置する場合、給油所(ガソリンスタンド)との併設が不可能。(前同に同じ)	給油取扱所には、給油書又はこれに付する業務のための用途に供するもの以外の建築物等を設けないこととしており、水素ステーションのガソリンスタンドへの併設は認められていない。(前同に同じ)	水素ステーションを設置する場合、給油取扱所(ガソリンスタンド)との併設が不可能。(前同に同じ)	総務省(消防庁)	0404040	
2075	2075020	46	歴史久島電機株式会社	50020	クリーンエネルギー社会型久島モデル形成特区	2	水素燃料電池自動車を日本へ持ち込む場合の検査の簡素化	11634	D	バスの場合、液体水素燃料自動車の場合について燃料電池自動車と同等にすること。	書類検査等の簡素な検査での輸入手続を希望する。	水素燃料電池自動車を日本へ持ち込む場合の検査の簡素化(前同に同じ)	水素燃料電池自動車は、型式毎の検査等事前評価申請が必要であり、特に、米国や欧州等海外で走行している水素燃料電池自動車は、相互認証等により欧米諸国と円滑に取引できるようにする。(前同に同じ)	欧米等と同等にしたい。(前同に同じ)	外国の水素自動車等を日本に持ち込む際、車体から燃料容器を取り外して検査を行わなければならない。(前同に同じ)	経済産業省	1150120
2076	2076010	21	東北ビル管理株式会社	50020	老人介護福祉特区	1	入管法に関する在留基準(研修)の一部緩和			入管法に関する研修の在留基準の中に、習得しようとする技術、技能または知識が同一の作業の反復のみによって習得できるものではないこととありこれまでは介護にまつ研修は、補助的雑務であり、単純労働とみなされ外国人による研修への取得が不可能とされていた。しかしながら日本の介護技術は、介護福祉士資格、国家資格(介護福祉士)を要するまでの特殊技能職へと変遷を遂げ、昨今、海外の地でも多量に求められるようになった介護施設でも、日本での技能習得向上を求めているが、その高度介護技術を、外国人介護士が習得することを可能とするため。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令において申請人が習得しようとする技術、技能、または、知識が同一の反復のみによって習得できるものではないことと定められている事項について出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令において		介護にまつ研修のみ入国、在留を容認する		外国人研修生受け入れに関する基準について出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令において、申請人が習得しようとする技術、技能、または、知識が同一の作業の反復のみによって習得できるものではないことと定められている事項が、同一の作業の反復のみによって習得できるものではないことと定められており、介護研修により入国、在留ができない	法務省 厚生労働省	0500370 0501030
2077	2077010	12	行政法務共同組合	50070	道休農地有効転換利用による付託	01	農地の転用に関する許可要件の緩和			農地を農地以外の目的に転用するためには転用制限があるため一度農地と宣言しても転用が必要であること以上の大臣許可であること又は再転換調整区域の農地転用許可基準が厳しい。	農地法第4条の自己転用許可基準である第1種農地転用制限を緩和する。	一次産業農士の転用は(漁業と農業)無条件とする。	都市計画法の地区計画内を条件とする。	農地転用許可制について大規模開発の場合、多額の資金証明が要する負担。	農林水産省	1006610	
2078	2078010	27	大阪夢づくり協議会	50110	大阪夢サーク(公道サーキット取扱いによる夢づくり)	1	公道レースを行う現行の法律の緩和及び改正			大阪府岸和田まつりのようにある一定期間車両、人を通行規制し事業を行っている。同様に公道サーキット事業も容認することが必須	大阪府岸和田まつりのようにある一定期間車両、人を通行規制し事業を行っている。同様に公道サーキット事業も容認することが必須	公道レースを行う現行の法律の緩和及び改正	公道レースを行う現行の法律の緩和及び改正	大阪府岸和田まつりのようにある一定期間車両、人を通行規制し事業を行っている。同様に公道サーキット事業も容認することが必須	「現行法制上、公道によるカーレース、バイクレースなど道路交通法に違反し、違法であり公道レースは現状は出来ない。	警察庁 国土交通省	0100230 1208010
2079	2079010	14	厚木ゼミナール	50020	教育特区「自然科学体験を活用した小中一貫校の設置」運営	1	学校設置にあたり、地方自治体、文部科学省、学校法人の他に「学校事業者(仮称)」による認可を行う。			現行制度下においては、学校設置の基準が高く、設立を困難にしている。新たな社会が求める学校の設立にあたっては現行制度の緩和と認可するのではなく、また現行の認可期間のみによる認可により、「学校事業者」が自ら設立しようとする学校を認可すること。「学校事業者」はその運営や教育成果において責任を負うものとする。	学校教育法第2条において、「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置できる。」となっているが、その他の「教育事業者」について	学校教育法第2条に以下の2項を追加する。第4項「第1項の規定にかかわらず、構造特区認定を受けた地方公共団体の長が認可した学校事業者(以下「学校事業者」という)は、学校を設置することができる。」「前項に掲げる認可は、次に掲げる事項を満たしている場合にのみ認められるものとする。一 設置する学校に必要となる施設及び設備は、これらに必要とする資金を有するか、またはこれを借借する見込みがあること。二 前年度に於いてその設置する学校の収支の予定が立っており、継続的に運営ができる見込みがあること。	「学校事業者」による学校は、設置認可にあたり学校教育法第18条、36条、42条等の教育目標を満たし、独自の教育方針に對し客観的定量的な指標を定め神奈川県に對して責任を負い、遵守できないときは神奈川県は廃校にすることが出来るものとす。	学校教育法第2条の「学校の設置者」に於いては設置基準が厳しすぎ、特別な教育を行う「学校事業者」が事業参入できない。	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2079	2079020	14	厚木ゼミナール	50020	教育特区「自然科学体験を活用した小・中一貫校の設置・運営」	2	「学校事業者」に私学助成金の交付を適用				学校事業者が学校を運営する場合、地域の環境や社会との接点が必要であり、体験活動を含む多様なプログラムが求められる。それらを成果とするには通常の学校運営とは異なる経費が必要とされる。私学助成金が交付され、設立の目的に照らして教育に活用されれば、利用しやすい学費で教育を受け、また教育の成果も高いものとなるため。	私立学校法59条。「国又は、地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に必要な助成金を交付することができる。」に關して、助成金の交付先を学校法人の私立学校に限定している事項について。	私立学校法18、第四条第二号、第五号、第六号、第八号第一項、第九号第二項、第十一号及び第五十九条の規定中の「私立学校」は、当分の間、学校教育法第二十条第一項の規定により学校法人以外のものとして設立された私立の学校(以下「学校法人以外の私立の学校」という。を含むものとし、第五十九条の規定中で学校法人には当分の間、学校法人以外の私立の学校を設置するものを含むものとする。)、に学校教育法第二条第四項を付け加える。	学校教育法第二条第四項を追加することにより、憲法89条の「公の支配に属するもの」と判断できる。	私立学校法59条において、学校法人に対してだけ私学助成金が交付される制度になっており、学校法人以外支給対象になっていない。	文部科学省	
2079	2079030	14	厚木ゼミナール	50020	教育特区「自然科学、社会体験学習を中心に据えた新しいタイプの小中学校の運営に対する一部規制の適用を除外」	3	自然科学、社会体験学習を中心に据えた新しいタイプの小中学校の運営に対する一部規制の適用を除外				自然科学、環境、社会などに強い関心と学習意欲を持つ生徒を小学生段階から教育する新しいタイプの学校の運営にあたっては ①設備内容(施行規則第1条) ②教員資格(学校教育法8条及び教育職員免許法) ③教科書(学校教育法20条、38条、43条、51条の7) ④教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9) ⑤職員組織(学校教育法28条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)等の諸規制があるために個別の生徒に対応した柔軟な教育、学校運営を妨げられるため、等外法規の撤廃、改善を求めると。	関連法規 ①設備内容(施行規則第1条) ②教員資格(学校教育法8条及び教育職員免許法) ③教科書(学校教育法20条、38条、43条、51条の7) ④教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9) ⑤職員組織(学校教育法28条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)について。	特区に於いては、 ①設備内容(施行規則第1条) ②教員資格(学校教育法8条及び教育職員免許法) ③教科書(学校教育法20条、38条、43条、51条の7) ④教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9) ⑤職員組織(学校教育法28条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)の規制を適用しないものとする。	「学校事業者」による学校は、設置認可に あたり学校教育法18条、39条、42条等の教育目標を満たし、独自の教育効果に対し客観的定量的な指標を定める神奈川県に対し責任を負い、遵守できないときは神奈川県は廃校にすることが出来るものとする。	自然科学や社会科学に興味関心を持つ生徒を対象に行う理科実験、自然観察、社会体験学習に置き置いた学校運営において、現行制度上では規制が多すぎて教育成果をあげることが困難である。	文部科学省	
2080	2080010	27	藤原学園実験教育研究所	50020	教育特区「理科実験体験教育を重点におく小・中一貫校設置・運営」	1	学校設置にあたり、地方自治体、文部科学省、学校法人の他に「学校事業者(仮称)」による認可を行う。				現行制度下においては、学校設置の基準が高く、設立を困難にしている。新たな社会が求める学校の設立にあたっては現行制度の緩和と認可する学校法人のみが、これを設置できる。となっており、その他の「教育事業者」による認可を行う。	学校教育法2条において、「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置できる。」となっているが、その他の「教育事業者」について。	学校教育法2条に以下の2項を追加する。第4項「第1項の規定にかかわらず、構造特区認定を受けた地方公共団体の長が認可した学校事業者(以下「学校事業者」という)は、学校を設置することができる。」 第5項「前項に掲げる認可は、次に掲げる事項を満たしている場合にのみ認められるものとする。一 設置する学校に必要な施設及び設備もしくはこれらに要する資金を有するか、またはこれらに備用する見込みがあること。二 前年度においてその設置する学校の収支の予定が立っており、継続的に運営ができる見込みがあること。」	「学校事業者」による学校は、設置認可に あたり学校教育法18条、39条、42条等の教育目標を満たし、独自の教育効果に対し客観的定量的な指標を定める大阪府に対して責任を負い、遵守できないときは大阪府は廃校にすることが出来るものとする。	学校教育法2条の「学校の設置者」に於いては設置基準が厳しすぎ、特別な教育を行う「学校事業者」が事業参入できない。	文部科学省	
2080	2080020	27	藤原学園実験教育研究所	50020	教育特区「理科実験体験教育を重点におく小・中一貫校設置・運営」	2	「学校事業者」に私学助成金の交付を適用				学校事業者が学校を運営する場合、地域の環境や社会との接点が必要であり、体験活動を含む多様なプログラムが求められる。それらを成果とするには通常の学校運営とは異なる経費が必要とされる。私学助成金が交付され、設立の目的に照らして教育に活用されれば、利用しやすい学費で教育を受け、また教育の成果も高いものとなるため。	私立学校法59条。「国又は、地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に必要な助成金を交付することができる。」に關して、助成金の交付先を学校法人の私立学校に限定している事項について。	私立学校法18、第四条第二号、第五号、第六号、第八号第一項、第九号第二項、第十一号及び第五十九条の規定中の「私立学校」は、当分の間、学校教育法第二十条第一項の規定により学校法人以外のものとして設立された私立の学校(以下「学校法人以外の私立の学校」という。を含むものとし、第五十九条の規定中で学校法人には当分の間、学校法人以外の私立の学校を設置するものを含むものとする。)、に学校教育法第二条第四項を付け加える。	学校教育法第二条第四項を追加することにより、憲法89条の「公の支配に属するもの」と判断できる。	私立学校法59条において、学校法人に対してだけ私学助成金が交付される制度になっており、学校法人以外支給対象になっていない。	文部科学省	
2080	2080030	27	藤原学園実験教育研究所	50020	教育特区「理科実験体験教育を重点におく小・中一貫校設置・運営」	3	自然科学、環境、社会などに強い関心と学習意欲を持つ生徒を小学生段階から教育する新しいタイプの学校の運営にあたっては ①設備内容(施行規則第1条) ②教員資格(学校教育法8条及び教育職員免許法) ③教科書(学校教育法20条、38条、43条、51条の7) ④教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9) ⑤職員組織(学校教育法28条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)等の諸規制があるために個別の生徒に対応した柔軟な教育、学校運営を妨げられるため、等外法規の撤廃、改善を求めると。				関連法規 ①設備内容(施行規則第1条) ②教員資格(学校教育法8条及び教育職員免許法) ③教科書(学校教育法20条、38条、43条、51条の7) ④教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9) ⑤職員組織(学校教育法28条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)について。	特区に於いては、 ①設備内容(施行規則第1条) ②教員資格(学校教育法8条及び教育職員免許法) ③教科書(学校教育法20条、38条、43条、51条の7) ④教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9) ⑤職員組織(学校教育法28条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)の規制を適用しないものとする。	「学校事業者」による学校は、設置認可に あたり学校教育法18条、39条、42条等の教育目標を満たし、独自の教育効果に対し客観的定量的な指標を定める大阪府に対して責任を負い、遵守できないときは埼玉県は廃校にすることが出来るものとする。	自然科学や社会科学に興味関心を持つ生徒を対象に行う理科実験、自然観察、社会体験学習に置き置いた学校運営において、現行制度上では規制が多すぎて教育成果をあげることが困難である。	文部科学省		
2081	2081010	11	武蔵丘学院	50020	教育特区「自然科学・社会体験学習を重点に据えた小・中一貫校設置・運営」	1	学校設置にあたり、地方自治体、文部科学省、学校法人の他に「学校事業者(仮称)」による認可を行う。				現行制度下においては、学校設置の基準が高く、設立を困難にしている。新たな社会が求める学校の設立にあたっては現行制度の緩和と認可する学校法人のみが、これを設置できる。となっており、その他の「教育事業者」による認可を行う。	学校教育法2条において、「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置できる。」となっているが、その他の「教育事業者」について。	学校教育法2条に以下の2項を追加する。第4項「第1項の規定にかかわらず、構造特区認定を受けた地方公共団体の長が認可した学校事業者(以下「学校事業者」という)は、学校を設置することができる。」 第5項「前項に掲げる認可は、次に掲げる事項を満たしている場合にのみ認められるものとする。一 設置する学校に必要な施設及び設備もしくはこれらに要する資金を有するか、またはこれらに備用する見込みがあること。二 前年度においてその設置する学校の収支の予定が立っており、継続的に運営ができる見込みがあること。」	「学校事業者」による学校は、設置認可に あたり学校教育法18条、39条、42条等の教育目標を満たし、独自の教育効果に対し客観的定量的な指標を定める埼玉県に対して責任を負い、遵守できないときは埼玉県は廃校にすることが出来るものとする。	学校教育法2条の「学校の設置者」に於いては設置基準が厳しすぎ、特別な教育を行う「学校事業者」が事業参入できない。	文部科学省	
2081	2081020	11	武蔵丘学院	50020	教育特区「自然科学・社会体験学習を重点に据えた小・中一貫校設置・運営」	2	「学校事業者」に私学助成金の交付を適用				学校事業者が学校を運営する場合、地域の環境や社会との接点が必要であり、体験活動を含む多様なプログラムが求められる。それらを成果とするには通常の学校運営とは異なる経費が必要とされる。私学助成金が交付され、設立の目的に照らして教育に活用されれば、利用しやすい学費で教育を受け、また教育の成果も高いものとなるため。	私立学校法59条。「国又は、地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に必要な助成金を交付することができる。」に關して、助成金の交付先を学校法人の私立学校に限定している事項について。	私立学校法18、第四条第二号、第五号、第六号、第八号第一項、第九号第二項、第十一号及び第五十九条の規定中の「私立学校」は、当分の間、学校教育法第二十条第一項の規定により学校法人以外のものとして設立された私立の学校(以下「学校法人以外の私立の学校」という。を含むものとし、第五十九条の規定中で学校法人には当分の間、学校法人以外の私立の学校を設置するものを含むものとする。)、に学校教育法第二条第四項を付け加える。	学校教育法第二条第四項を追加することにより、憲法89条の「公の支配に属するもの」と判断できる。	私立学校法59条において、学校法人に対してだけ私学助成金が交付される制度になっており、学校法人以外支給対象になっていない。	文部科学省	
2081	2081030	11	武蔵丘学院	50020	教育特区「自然科学・社会体験学習を重点に据えた小・中一貫校設置・運営」	3	自然科学、環境、社会などに強い関心と学習意欲を持つ生徒を小学生段階から教育する新しいタイプの学校の運営にあたっては ①設備内容(施行規則第1条) ②教員資格(学校教育法8条及び教育職員免許法) ③教科書(学校教育法20条、38条、43条、51条の7) ④教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9) ⑤職員組織(学校教育法28条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)等の諸規制があるために個別の生徒に対応した柔軟な教育、学校運営を妨げられるため、等外法規の撤廃、改善を求めると。				関連法規 ①設備内容(施行規則第1条) ②教員資格(学校教育法8条及び教育職員免許法) ③教科書(学校教育法20条、38条、43条、51条の7) ④教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9) ⑤職員組織(学校教育法28条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)について。	特区に於いては、 ①設備内容(施行規則第1条) ②教員資格(学校教育法8条及び教育職員免許法) ③教科書(学校教育法20条、38条、43条、51条の7) ④教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9) ⑤職員組織(学校教育法28条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)の規制を適用しないものとする。	「学校事業者」による学校は、設置認可に あたり学校教育法18条、39条、42条等の教育目標を満たし、独自の教育効果に対し客観的定量的な指標を定める埼玉県に対して責任を負い、遵守できないときは埼玉県は廃校にすることが出来るものとする。	自然科学や社会科学に興味関心を持つ生徒を対象に行う理科実験、自然観察、社会体験学習に置き置いた学校運営において、現行制度上では規制が多すぎて教育成果をあげることが困難である。	文部科学省		
2082	2082010	14	株式会社 秀学	50020	教育特区	1	学校設置にあたり、地方自治体・学校法人の他に「学校事業者」による学校による認可を行う。				現行制度下では学校設置の基準が高すぎ、フレキシブルに対応する学校を認めようとしても、そのハードが嵩高いた。特別な学校の設置にあたり、現行制度を緩和するのではなく、新たな概念として「学校事業者」による学校を認める。その代償として、学校は運営・教育結果に責任を負う。	学校教育法2条において、学校は「国・地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる。」となっているが、それ以外を認めない「事項」について。	学校教育法2条に以下の2項を追加する。第4項「第1項の規定にかかわらず、構造改革特区の認定を受けた地方公共団体の長が認可した「事業者(以下「学校事業者」という)は学校を設置することができる。」 第5項「前項に掲げる認可は、次に掲げる事項を満たしている場合にのみ認められるものとする。一、その設置する学校に、必要な施設及び設備もしくは、これらに要する資金を有するか、またはこれらに備用する見込みがあること。二、前年度において、その設置する学校の収入、支出予定が立っており、支出が収入をうけ回らないこと。」	「学校事業者」による学校は、設置認可に あたり、学校教育法18条、39条、42条等の教育目標を満たし、独自の教育効果に対し、客観的、定量的な指標を定め、神奈川県に対し責任を負い、遵守できないときは神奈川県は廃校にすることが出来るものとする。	学校教育法2条の「学校の設置者」に於いては、設置基準が厳しすぎ、特別な教育を行う「学校事業者」が事業参入できない。規則法律「学校教育法2条2号	文部科学省	
2082	2082020	14	株式会社 秀学	50020	教育特区	2	「学校事業者」への私学助成金の拠出				不登校児童生徒対応の新しいタイプの学校運営においては、個別に対応した柔軟な運営が必要であり、多様なニーズや社会体験学習を実施するには通常の学校運営以上の経費が必要とされるため、私学助成金が得られれば、学費を利用しやすい金額で提供することが出来るため。	私立学校法59条において、国または地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に必要な助成金を交付することができる。となっており、助成金が学校法人の私立学校に限定している事項について。	一、私立学校法18、第2条、第5条、第6条、第8条第1項、第9号、第2項、第11条、及び第59条の規定中、私立学校には、当分の間、学校教育法第102条第1項の規定、学校法人以外のものにより、設置された私立の学校(以下「学校法人以外の私立の学校」という)を含むものとし、第59条規定中、学校法人には当分の間、学校法人以外の私立学校を設置するものを含むものとする。二、学校教育法第2条第4項を付け加える。	学校教育法第2条第4項を追加することにより、憲法89条の「公の支配に属するもの」と判断できる。	私立学校法59条に於いて、学校法人に対してだけ私学助成金が支給される制度になっており、学校法人以外支給対象になっていない。	文部科学省	
2082	2082030	14	株式会社 秀学	50020	教育特区	3	不登校児童生徒対応の新しいタイプの学校運営における一部規制の廃止				不登校児童生徒対応の新しいタイプの学校運営において、設備内容(施行規則第1条)、教員資格(学校教育法8条及び教育職員免許法)、教科書(学校教育法20条、38条、43条、51条の7)、教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)等の規制があるため、個別状況に応じた柔軟な学校運営ができないため。	設備内容(施行規則第1条)、教員資格(学校教育法8条、及び教育職員免許法)、教科書(学校教育法20条、38条、43条、51条の7)、教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)を廃止しないものとする。	特区に於いては、設置内容(施行規則第1条)、教員資格(学校教育法8条、及び教育職員免許法)、教科書(学校教育法20条、38条、43条、51条の7)、教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)を廃止しないものとする。	「学校事業者」による学校は設置認可に あたり、「学校事業者」による学校は、設置認可に あたり、学校教育法18条、39条、42条等の教育目標を満たし、独自の教育効果に対し、客観的、定量的な指標を定める、神奈川県に対し責任を負い、遵守できないときは、神奈川県は廃校にすることが出来るものとする。	不登校児童・生徒を対象とした、特別な学校運営において現行制度では、規制が多すぎて、教育成果をあげることができない。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード	
2083	2083010	13	(株)間組	50020	水路上橋建設緩和特区	1	公共水面上部の利用権の開放				橋の建設が、公共の必要性を前提とした許認可制になっているため、交通の利便性が向上しにくくなっている。	河川法26条の審査基準	審査基準の緩和	人口密集地域に限り、橋の建設基準の緩和、許認可を届け出制への緩和	河川法26条により、主に私利利用と見なされる橋を建設することができない。	国土交通省	1204150	
2084	2084010	13	(株)間組	50020	線路敷上空使用促進特区	1	鉄道財団の権利の解放および上空利用の誘導				鉄道財団の地上権が強いため、線路敷上空利用が進んでいない。	鉄道法における、鉄道財団に属する規定	鉄道財団を構成する地上権の緩和	鉄道財団の利用計画の無い、都市部の場外部分に限り、上空権の放棄・地上権の緩和を行う。	鉄道法第3条により、鉄道財団の権利が明確なため、第3条による上空利用が難しい状況にある。	国土交通省	1207020	
2085	2085010	13	(株)間組	50020	使用期限限定建築物の外力緩和特区	1	建築基準法の外力規定の緩和運用				建築基準法の外力規定が、建築物の使用期間に関係なく最低基準が定められており、使用期限の短いものについて過剰な仕様になっている。	建築基準法の外力規定	規定緩和	建築主が使用期限を限定した建物について、外力の法定を使用期間に応じて緩和する。	建築基準法第20条により、使用期限に関わらず、外力の法定下限が一律である。	国土交通省	1206200	
2086	2086010	12	北條硝子	50010	高度先進歯科医療の臨床応用特区	1					「完結診療」(10年以上よく噛めるようにする歯科診療)を主体とする診療と、スタッフの育成を行う歯科臨床研修センターの開設と運営を目的とする。「完結診療」は高齢者における、あらゆる病気の発生を減少せしめ、医療費の減少を期待できる。しかし、現在の保険診療制度のもとでは「きざし診療所」も各自治体でも実現できない。		国と自治体は「歯科臨床研修センター」で行われる社会保険診療の対象とならない「完結診療」に対して、補助を行うこと。「完結診療」は将来において医療費の減少が期待できるものであり、先行投資的な性格を持つものであるから、センターの設立と運営が必要である。さらに、スタッフの技術習得は通常の診療では不可能であり、センターでの研修が不可欠である。		厚生労働省			
2087	2087010	14	横浜にシユタイナー学園をつくる会	50110	NPO法人学校特区	1	学校設立に関する法人の種類緩和	80028411	C-1	学校は「公の性質」を有するものであり(教育基本法第4条)、その設置と運営は、国家、社会として責任を持って取り組むべき、きわめて公共性の高いものである。審判目的の株式会社等はもちろん、民法法人等に学校の設置を認めることについても、特区に限ったとしても適当ではないとの回答であるが、非営利の法人であれば、立派に公共性を保っているのではないかと考えられる。	学校法人でないNPOなどの非営利法人の設立する特色ある学校を、法的に「学校」と認めてもらうため	学校教育法第2条:学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる。	特区認定された地方公共団体の長の認可を要するNPO法人などの非営利法人による学校の設置を、特区学校として許可する。自治体の首長の下に「特区学校審議会(仮称)」を置き、この機関が首長に代わって法人の審査等を行う。	現状では、学校法人以外の学校設立が認可されておらず、それでは、既存の学校でないところに、学校として通うことができない。	文部科学省			
2087	2087020	14	横浜にシユタイナー学園をつくる会	50110	NPO法人学校特区	2	学校設置者以外の学校管理・運営の容認	8101	C-1	「公の施設」の管理委託者の範囲の拡大事項に対して、文部科学省は「地方自治法第24条の2、第3項の規定により、地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体に限られており、...」と回答しているが、同じ点に関して総務省が「特定非営利活動法人については、一般的には、地方自治法第24条の2、第3項で定められる公共的団体に該当し、現行制度の下においても、公の施設の管理運営者になり得ます。」との回答を寄せているから、問題ないと思われる。	学校法人でないNPOなどの非営利法人の設立する特色ある学校を、「公設民営学校」として運営するため	学校教育法第5条で、学校の設置者以外に管理・運営を認めていない点。	特区認定された地方公共団体の長の認可を要するNPO法人などの非営利法人による学校の設置と管理ができるようにして欲しい。	現状では、学校設置者以外の管理・運営を認めていないので、公立学校をNPO法人などが管理・運営することによって特色のある学校にすることができない。	文部科学省			
2087	2087030	14	横浜にシユタイナー学園をつくる会	50110	NPO法人学校特区	3	特区学校審議会の創設				特区にNPOなどの非営利法人の設立する学校の公共性、安定性、継続性を確保するため	特区学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に「この法律の規定により権限に属せしめられた事項を審議させるため都道府県に私立学校審議会を置く」とあることについて	地方自治体の首長の下に「特区学校審議会」を創設する。	特区認定された地方公共団体の長の認可を要するNPO法人などの非営利法人による学校の設置と管理を、特区学校として許可する。自治体の首長の下に「特区学校審議会(仮称)」を置き、この機関が首長に代わって法人の審査等を行う。	現行制度にはない。	文部科学省		
2087	2087040	14	横浜にシユタイナー学園をつくる会	50110	NPO法人学校特区	4	学校認可に関する施設、設備の条件緩和				莫大な資金力なくとも、学校が設立できるようにするため	私立学校法25条:施設、設備またはこれに有する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。	施設や設備の自己保有は、学校の質とは直接には関係しない。重要なものは、それとずべて安定して使用できるか否かである。	自己保有する必要はなく、借入の見込みがあれば、学校を認可できるもの。公立学校でもなく私立学校でもない、特区学校として位置付ける。	自己保有条件がついていると、現実的に経済面で、学校を設立することは不可能になる。	文部科学省		
2087	2087050	14	横浜にシユタイナー学園をつくる会	50110	NPO法人学校特区	5	学校認可に関する施設、設備の条件緩和				莫大な資金力なくとも、十分な広さと教室の数のある校舎と運動場などが確保できるようにし、子どもたちによりよい条件をあたえることができるようにするため。	私立学校法25条:施設、設備またはこれに有する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。	地方公共団体の小中高の廃校などを無償で貸与して欲しい。	当該地方自治体に申請し、設立する学校の内容に関して地方自治体の長、首長の下に「特区学校審議会」を創設し、上記の目的が達成されているかどうかを審議する。	自己保有条件がついていると、現実的に経済面で、学校を設立することは不可能になる。	文部科学省		
2087	2087060	14	横浜にシユタイナー学園をつくる会	50110	NPO法人学校特区	6	小中高一貫教育、教育課程の弾力化、教科の自由な設定など、特色のある教育プログラムに関する緩和	800780328045	A		「学習指導要領によらない教育課程の編成については、研究開発学校制度の弾力的な対応により対応する」と答えているが、たとえば「特区研究開発学校制度」であらうと、文部科学省の許認可を結ぶ必要があるという場合は、学習指導要領の範疇から大きく外れることはないであらうと予測されるため。	学習指導要領から全く離れた教育でも認可され、現地の幅広い教育ニーズを十分に満たし、シユタイナー教育のよさを特色のある教育を行うための支障がないようにするため。	学校教育法第17-20条、第30-38条、第41-43条、第51条第7項、及び小中高の学習指導要領に教育内容が定められていることについて。	12年間一貫教育を前提とした、学校独自のカリキュラムで教えることができるものとする。	小学校、中学校、高校を卒業するまでの全過程で学習する学習範囲を当該地方自治体の長に申請し、特区学校審議会の承認を得ることを必要とする。	現行では、独自の特色ある教育をすることができない。	文部科学省	
2087	2087070	14	横浜にシユタイナー学園をつくる会	50110	NPO法人学校特区	7	教職員免許状授与権者の拡大(地方公共団体の長の権限の拡大)	830483058307	C-1		特区学校審議会にその権利を委任することにより、文部科学省の回答にある「個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保し、安定性、継続性の確保を担保する制度」となりうることを考えるため。	既に教員免許状を持ってなくても、シユタイナー教育における教員免許状を持っていないが、免許状を持っていない状態で教えられるようにするために、	教育職員免許法第5条の6で、都道府県の教育委員会だけが授与権者になっていることについて。	地方自治体の首長の下に特区学校審議会を創設し、そこで各学校の特別な教育内容を鑑みながら、学校の推薦により、教員の個別審査を行う。	都道府県の教育委員会だけが授与権者となっている現状では、特色のある学校の教員が必要とする特別免許状の取得が容易ではない。	文部科学省		
2087	2087080	14	横浜にシユタイナー学園をつくる会	50110	NPO法人学校特区	8	特別非常勤講師の担当可能範囲の拡大	8203			文部科学省は、「全領域を担当する場合には、特別免許状の授与と対応することができ」としているが、教職員が特別免許状を取得しようとする場合には採用(任命)しようとする者の推薦が必要で、特区制度を利用して新規に学校を作る場合は、学校ができる前に推薦を出すことが出来ないため、それを補うために、最初ほらの間は、特別非常勤講師が全員の担当と担任ができるようにすべきである。	学校の必要とする人材が、免許状を持っていないでも教えられるようにするために、	教育職員免許法第3条の2で、特別非常勤講師の担当可能範囲が限定されているため。	特別非常勤講師の担当可能範囲を広げ、担任も可とする。	特区学校において、特別免許状を取得するまでの暫定期間、これを認める。	現状では、免許状を持っていない、その学校と必要とされる優秀な人材が教員として教えることができない。	文部科学省	
2087	2087090	14	横浜にシユタイナー学園をつくる会	50110	NPO法人学校特区	9	教職員の採用権者の拡大				学校が求める人材を、独自に教職員に任命できるようにする。	教育公務員特例法第13条で、教員を採用する際の選考を、校長と教育委員会の教育長が行うことになっている点。	校長が単独で教職員の採用決定をできるようにする。	校長は、当該地方自治体の特区学校審議会に対して、新規の教職員に関するレポートを提出し、審査、最終的に十分であることを説明するものとする。	現行では、真に学校に必要な教職員を十分に採用することができない。	文部科学省		
2087	2087100	14	横浜にシユタイナー学園をつくる会	50110	NPO法人学校特区	10	私学助成に関する条件緩和				経済的に困窮することなく、必要な教育を行うことができるようにするため。	私立学校法59条:国又は地方公共団体は、...学校法人に対し、私立学校に私立学校でなく、特区学校に対しても私学助成を行って欲しい。	地方公共団体の特区学校審議会に対して、公共性のある教育であることを説明して認可を得ること。	公立でも私立でもない特区学校に関する助成の規則がない。	文部科学省			

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2088	2088010	13	東京大学医学部附属病院	50040	健康づくり特区	1	高度先進医療制度の見直し ①特定療養制度の対象の拡大 ②特定承認医療機関の承認要件等の高度先進医療制度の見直し	9209	B	「薬事法の改正により、医師主導の治験に承認の薬剤、器具機軸を提供することを可能とする。」とされているが、右記の具体的な運用に関しての特例を要望する。	①現在の医療保険制度においては医薬品、医療材料は薬事法による認可が前提。薬価収載されるまでの間は当該薬品を投与した際、実費徴収が可能となっているが、これを治験終了後から認可の期間にも拡張し、治験に参加して先進的な治療の恩恵を受けることができた患者に対して継続的な提供を可能としたい。 ②患者の希望で先進医療を提供することを目的として治験を行う場合、その責任を患者が自己負担することによって、医師側の治験開始に対する負担が軽減し、治験の対象も拡大すると考えられる。また、患者側にとってもより多くの治療の機会が得られることにつながる。 ③各施設では包括診療において医療レベルを下げずに、いかに医療材料費を下げるかが大きな問題となっている。そのため、内外価格差の問題を解決することは大きなハードルであると考えられる。一定の条件を満たし、海外での使用実績のあるもの、治験中のもの、または認可申請中のものについては、包括医療を導入した病院に経済的なインセンティブを付与する必要があると考えられるので、現在、包括点数から特定療養費の対象とならない部分を控除した額を支給対象とされているものを、控除しない額を支給対象としていただきたい。	健康保険法の関連規則である「保険医療機関及び保険医療費負担規則」の関連各条である「負担額及び業指別並びに償還基準に基づき厚生労働大臣が定める給付事項等」の解釈趣旨において、右記の①に関しては、認可後から薬価収載の間の使用が認められている。②に関しては、費用負担者についての定めはない。③に関しては、包括点数からの控除が通知されている。	①治験終了後から承認までの間の継続使用を保障診療と並行して可能とし、治療の対象となった薬剤、材料に関しては患者に実費請求可能とする。 ②医師が自主的に行う医薬品、医療材料の全ての治験において、治験に資した費用の実費を患者に請求可能とする。 ③特区では包括点数から特定療養費に含まれない部分を差し引かず、包括点数を支給対象とする。	院内に選考委員会を設置し、国と同レベルの審査機能を維持する。(当該医師の多くが医事審議会のメンバーである)	治験が終了した時点で、先進的な医薬品を利用することその他の保険診療は全て自由診療となり、治療途中の患者の不利が大きい。また、医師主導の治験で医療材料を患者の希望に応じて使用する際の医師への負担が大きい。	厚生労働省	
2088	2088020	13	東京大学医学部附属病院	50040	健康づくり特区	2	看護師等による診療の補助を超えた医療行為の容認	9420	C-1	看護師等に限定するのではなく、広く医師法の容認が求められている具体的な事例の再提案する。	①米国においては緊急時の一般人による合法的な自動装置による電気的除細動が認められており、救命率が上昇しているという報告がある。一方で我が国では、医師以外の者による電気的除細動の実施は医療行為にあたるとして制限されているが、適切な指導を受ければ一般人による電気的除細動は救命率の上昇に寄与すると考えられる。 ②米国のペースアラウドリフターに典型的に現れているように、諸外国では医師以外の職種による医療行為が我が国に比べて広く認められている。例えば、看護師については4年生制大学の看護師は増加傾向にあり、看護師の医学知識が向上しているという事実を踏まえ、医師以外の医療スタッフが医療行為を行うことにより、医師がルーティンワークから開放され、医療全体の質が向上すると考える。	医師法17条によって、医師でなければ医療をしなければならないと定められている。	①特区のある自治体において、一定の研修を経た者であれば緊急時対応として自動装置による電気的除細動の実施を可能とする。また、主要駅等、人の集まる地点に電気的除細動を設置し、緊急時に備える。 ②医師以外の医療スタッフが医療行為の一部を実施できるよう特別を認めたいが、例えば、看護師が外来の再来患者に対する処方箋を発行できるような特例は許容してよいと考える。	①医療に関する教育を受けていない地域住民等に対して、実際に処置可能となるように指導を行う。 ②医師以外の医療スタッフが医療行為を安全に実施するための教育・研修を実施する。	諸外国に比較して、医師以外者に対する医療行為実施の範囲が狭い。	厚生労働省	
2088	2088030	13	東京大学医学部附属病院	50040	健康づくり特区	3	侵襲性が低い新規医療器具や医薬品の本人承認による迅速な使用	9237	B	医療材料の海外との価格差(いわゆる内外価格差)に限定して、再提案する。	医療材料の輸入が品目別・事業者別の承認となっていることで医療材料の価格が海外と比較して高く設定されている。輸入を促進させるための特例によって安価な医療材料の使用を可能とし、内外価格差を小さくさせ、ひいては医療費の大幅な削減につなげたい。	薬事法23条によって、品目別・事業者別に輸入の承認を得なければならないことになっている。	医療材料の輸入に関しては、製品別・事業者別の認可となっている。そのため、一度承認を得た医療材料については事実上独占となることが多く、海外で販売されている価格と比較して高い価格が設定されている。特区では、海外で既に認可されており、国内への輸入開始から半年が経過しており、かつ一定の条件が満たされた医療材料については、承認を得た輸入事業者でなくとも輸入し、使用できるものとする。	院内に選考委員会を設置し、国と同レベルの審査機能を維持する。(当該医師の多くが医事審議会のメンバーである)	製品別・事業者別の認可となっているため、一度承認を得た医療材料については事実上独占となることが多く、海外よりも高い価格が設定されている。	厚生労働省	
2089	2089010	18	日本システムハウス(株)	50020	地域通貨に準じる前払証票発行と、その流通特区	1	国府庁「認定NPO法人」認定基準の緩和			NPO法人として2年以上の活動実績がなくとも、国府庁認定NPO法人(認定特定非営利活動法人)の認定申請ができようことにより、NPO法人の立ち上げ時の準備金を寄付金により、容易に調達できるようにする	特例特別措置法施行令第39条の22(2)(法第66条の11の2第2項)第8項において、2年以上の期間の経過が必要な要件の事項と定められていることについて、	当該法人が、法第66条の11の2第2項の認定を受けている法人である場合は、当該認定に係る認定2年度年度の最後の事業年度の翌事業年度開始の日又は最後の年度の年の1月1日以後2年以上の期間が経過していること。	2年間の実績活動を伴わずとも、特定NPO法人の申請を可能とする	寄付金控除の対象となる特例措置が講じられない場合、NPO法人の立ち上げ資金・運営経費等を寄付金で調達する手段が狭小になる。	財務省	0700670	
2089	2089020	18	日本システムハウス(株)	50020	地域通貨に準じる前払証票発行と、その流通特区	2	所得税法における非課税所得対象の追加			介護支援ボランティアに従事する者に対して、その対価として前払証票を給付。通常の介護保険では充当できない、きめこまやかなサービスを提供でき、市民の間に互助制度の意識の活性化、仕組みを復元させること。	所得税法第2章第9条(非課税所得)において、次に掲げる所得については、所得税を課さないことと定められていることについて、	所得税を課さない所得の対象を定めていること。	介護支援ボランティアに従事する者に関して実施する前払証票で受ける給付に所得税を課さないこと。	介護支援ボランティアへの対価が一定額以上を超えた場合、所得税が課せられることにより、介護支援ボランティアを仲介するNPO法が実施する前払証票で受ける給付に所得税を課さないこと。	財務省	0700680	
2090	2090010	12	原田浩二	50010	雨水調整池特区	1	行政財産の多目的利用			雨水調整池上部空間の多目的ホールの建設	行政財産の使用制限	行政財産(雨水調整池)の多目的使用の許可	行政財産の使用制限	総務省	0400250		
2091	2091010	13	特定非営利活動法人東京ジョーナス国際青少年育成協会	50080	教育特区	1	①学習指導要領によらない多様なカリキュラムの編成 ②学校設置に係る校地・校舎の特定非営利活動法人の所有原則の緩和 ③教育施設法第63条の緩和 ④教育職員免許法の緩和 ⑤学校設立にかかわる法律要件の緩和			東京都といった地域の特性を活かし、社会的弱者や社会復帰を必要とする青少年の教育環境を地域社会参加型の公益活動の拠点施設という方法で設立の実現とあわせて学習指導要領にない多様なカリキュラムの編成と学校設置に係る校地・校舎の特定非営利活動法人の所有原則の緩和と教育施設法第63条の緩和と教育職員免許法の緩和と学校設立にかかわる法律要件の緩和とを推進実施でき、かつ、自律教育が不登校の解決手段にも役立つ。	①学習指導要領によらない多様なカリキュラムの編成 ②学校設置に係る校地・校舎の特定非営利活動法人の所有原則の緩和 ③教育施設法第63条の緩和 ④教育職員免許法の緩和と学校設立にかかわる法律要件の緩和	①社会的弱者や社会復帰を必要とする青少年の教育環境を地域社会参加型の公益活動の拠点施設という新しいタイプの学校設置と教育の弾力化を伴う特区として、②教育施設法の高校地位を柔軟に緩和することとする。(例、生涯学習科目など)の取次	社会的弱者や社会復帰を必要とする青少年の教育環境を整えた公共性のある学校法人の設立は、NPO法人設立することは不可能である。学校立用件等の緩和	文部科学省			
2092	2092010	13	維パ/バディ	50020	高齢者の笑顔ふれるブレイクア特区	1	介護保険法における介護給付項目制限の緩和			介護の現場における遊び(ブレイクア)、レクリエーションの必要性と現場で起きている問題点の解決の為、1. 情報不足 何となくで遊ばないか解らない 2. マネリ化 外に回る、悩みに悩んでいる 3. 予算 何かやるにしても予算がないに等しい この3つの問題点を解決する為、介護保険の適用範囲内に、(遊び)ブレイクアを入れて、ケアプランの段階で活用できるようなプログラムを整えるため。	介護保険法第3章、第3節、41条における項目制限について、遊び(ブレイクア)の項目を追加し、ケアプラン作成の段階で、遊び(ブレイクア)を取り入れた内容ができる様に、介護保険の適用範囲として活用できるようにする。 特区において、ブレイクアを実施する人材はブレイクア・マネージャーの育成、講義の実施、使用器材(玩具やその他遊び)の貸与ができるインフラを整える。この管理等は民間、財団法人等で行うことが可能。	現状の介護保険法、第3章、第3節介護給付、第41条の項目の中に、コミュニケーション促進や遊び(ブレイクア)等に関する項目がなく、盛り込まれていない状態です。これは、項目に入っていない為には前提されている部分と予算がないから後回しにされているということがあります。	厚生労働省 千葉県健康福祉部医療整備課				
2093	2093010	13	三井住友海上火災保険株式会社	50020	高度土地利用特区	1	容積率の緩和 建物高さの緩和			テナントビル市況の低迷により、不動産投資事業が停滞し都市機能更新が遅延する現状を打破し、不動産投資事業を推進し、都市の活性化を図るべく、容積率の緩和と建物高さの緩和をお願いしたい。	東京都港区での再開発事業	「総合設計制度」、「特定街区」、「地区計画」等の緩和と制度があるが、別途様々な適用条件や特許条件が厳格に課せられている。一度に認められているため、法基準そのものの容積率の緩和と建物高さの緩和を要望。	建物の容積率、建物高さの制限があるため、事業採算にのる建物の建設が行えない。	国土交通省	1203520		
2094	2094010	12	財団医療法人 磐石堂病院	50040	財団・医療法人の認可保育園の増設の為の資産貸与の特例	1	財団・医療法人の認可保育園(土地)の一部を認可保育園開設の為に提供すること。	財団・医療法人の資産の一部貸与の特例。		認可保育園の設置によって、入園待機児童対策の一助とする。また、保育園のすべしに医師がおり、病児保育も実施し、働く女性にとって安心と便宜を提供する。	医療法 第42条。	財団・医療法人の病院内の余裕地の一部を認可保育園に貸与し、認可保育園を開設して、社会に貢献し、資与する。	医療法人が行える事業として、現在は医療法によって、医療行為に関わる事業しか認められていない。	厚生労働省 千葉県健康福祉部医療整備課			
2095	2095010	23	財団法人 2005年日本国際博覧会協会	50060	愛・地球博外国出張促進特区	1	消防法第8条の3に規定する防災対象物品に係るISO基準の適用			愛知県では2005年日本国際博覧会(愛・地球博)が開催されますが、これに伴い博覧会会場内外で外国から多くの出展がなされる予定です。外国参加者は防災対象物品を自国から持ち込む可能性が高く、それらについて消防法で定める基準に適合するかどうかを判断する場合、一時的な試験の増加による試験機関の不足や遅れが生じることにより、博覧会準備が間に合わないことが懸念されます。そこで、ISO基準を代替的に認めることにより、博覧会出展準備の円滑化を図るものです。	博覧会会場内外及び愛知県全域に開催される関連事業について、消防法第8条の3により防災対象物品の使用が定められている事項についてを対象とします。	国際基準であるISO基準を導入し円滑・迅速な審査が可能となります。	ISO基準試験結果の提出	消防法で定める基準とISO基準は、試験方法が異なり、統一した判断ができません。	総務省	0404030	
2095	2095020	23	財団法人 2005年日本国際博覧会協会	50060	愛・地球博外国出張促進特区	2	建築基準法第37条に規定する建築材料に係るISO基準の適用			愛知県では2005年日本国際博覧会(愛・地球博)が開催されますが、これに伴い博覧会会場内外で外国から多くの出展がなされる予定です。外国参加者は建築材料を自国から持ち込む可能性が高く、それらについて建築基準法で定める基準に適合するかどうかを判断する場合、一時的な試験の増加による試験機関の不足や遅れが生じることにより、博覧会準備が間に合わないことが懸念されます。そこで、ISO基準を代替的に認めることにより、博覧会出展準備の円滑化を図るものです。	博覧会会場内外及び愛知県全域に開催される関連事業について、建築基準法第144条の3第4号及び第5号により建築材料の使用が定められている事項についてを対象とします。	国際基準であるISO基準を導入し円滑・迅速な審査が可能となります。	ISO基準試験結果の提出	建築基準法で定める基準とISO基準は、試験方法が異なり、統一した判断ができません。	国土交通省	1206300	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代置措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2096	2096010	23	財団法人 2005年日本国際博覧会協会	50060	2005年日本国際博覧会においてICチップ内蔵型入場券を活用し(地域通貨(エコマネー))と連携させた前売り券発行事業	1	「前払式証券の規制等に関する法律」における発行保証金の供託業務等に関する規制の撤廃又は緩和				地域通貨の中には現金と引き換えに地域通貨を発行するケースがある。これは地域通貨を現金で購入し、後にその地域通貨を商品、サービスの購入に充てることのできるから、地域通貨が前払い証券に該当することが問題となる。「前払式証券の規制等に関する法律」の中でも特に同法13条1項の発行者に対する未使用残高の2分の1以上の発行保証金の供託業務が問題となる。現在の運営者とは異なる事業者として、第2条(定義)「1」発行の日から半年以内で一定の期間内に限り使用できるものを除くに着目して有効期限を6ヶ月以内とすることで同法の適用を免れる対応をとっている状況の改善が必要であるため。	「前払式証券の規制等に関する法律」第13条1項による保証金の供託業務等の制限について。	「前払式証券の規制等に関する法律」の地域通貨の発行者に対する適用を排除し、地域通貨を現金で購入し、後に商品やサービスの購入を行う場合でも、前払式証券の保証金の供託業務を撤廃又は緩和する。		前払式証券の規制等に関する法律第13条1項により、地域通貨発行者は発行保証金の供託業務を行わなければならない可能性がある。	金融庁	
2096	2096020	23	財団法人 2005年日本国際博覧会協会	50060	2005年日本国際博覧会においてICチップ内蔵型入場券を活用し(地域通貨(エコマネー))と連携させた前売り券発行事業	2	「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律」に関する規制の撤廃又は緩和				地域通貨の中には発行時に対価を受け取り、また未使用分を換金するケースがある。これは「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律」第2条1項による規制の撤廃又は緩和が必要であるため。	「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律」第2条1項による規制の撤廃又は緩和について。	銀行以外の者でも、地域通貨の発行時に対価を受け取り、また、未使用分を換金できるような場合でも、前払式証券の発行に「出資の受け入れ、預り金等の取扱いに関する法律」の制限の撤廃又は緩和を行う。		地域通貨の発行時に対価を受け取り、また、未使用分を換金できるようにした場合、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律」第2条1項に抵触する可能性がある。	金融庁 法務省	0500920
2096	2096030	23	財団法人 2005年日本国際博覧会協会	50060	2005年日本国際博覧会においてICチップ内蔵型入場券を活用し(地域通貨(エコマネー))と連携させた前売り券発行事業	3	「銀行法」における銀行が行える業務あるいは付随業務に関する制限の撤廃又は緩和				銀行の業務は「銀行法」で定められているところ、地域通貨関連業務が同法10条2項の銀行が行える業務、あるいは付随業務に該当する可能性があることからその点を明確化することが必要である。	「銀行法」第10条2項により銀行が営むことができる業務、あるいは付随する業務の範囲について。	地域通貨関連業務が銀行が行える業務あるいは付随業務に関する制限を緩和して銀行が業務として行えることを明確にする。		銀行法10条2項により、地域通貨が銀行の業務、あるいは付随業務にあたりないと判断された場合には銀行が地域通貨の発行を行えない可能性がある。	金融庁	
2096	2096040	23	財団法人 2005年日本国際博覧会協会	50060	2005年日本国際博覧会においてICチップ内蔵型入場券を活用し(地域通貨(エコマネー))と連携させた前売り券発行事業	4	銀行が地域通貨を貯金として受け入れる場合、見合い分の保険料や準備金の積み立ての撤廃又は緩和				銀行が貯金等を受け入れる場合には、その貯金額を算定基準とした保険料や準備金を積み立てなければならないことから、地域通貨が貯金等として受け入れる場合には、見合い分の保険料や準備金の積み立ての撤廃又は緩和が必要である。	「貯金保険法」による保険料、「準備金制度に関する法律」による準備金の積み立てについて。	銀行が地域通貨を貯金として受け入れる場合には、見合い分の保険料や準備金の積み立てを不要とする。		銀行が地域通貨を貯金として受け入れた場合、それに見合う保険料や準備金を積み立てなければならない可能性がある。	金融庁 財務省	
2096	2096050	23	財団法人 2005年日本国際博覧会協会	50060	2005年日本国際博覧会においてICチップ内蔵型入場券を活用し(地域通貨(エコマネー))と連携させた前売り券発行事業	5	「無線設備規則」における構内無線局でのリーダーの周波数ホッピングの容認				「無線設備規則」において、周波数ホッピングが認められていない構内無線局について、特性にばらつきがあるRFID及びリーダーの読み取り性能を安定させるため周波数ホッピングを可能にする必要がある。	構内無線局の無線設備として掲げる条件として周波数ホッピングが認められていない点について。	RFID及びそのリーダーには特性にばらつきがある。特にRFID側がその位置を正確に特定する必要があるため、RFID側とリーダーとの周波数ホッピングを出力201mW～300mWの構内無線局のリーダーにも適用させる。これにより読み取り性能が上がる。		RFID及びそのリーダーには特性にばらつきがあり、それを修正する解決策としての周波数ホッピングが構内無線局のタイプでは、できないため読み取り精度が低い。	総務省	0405260
2096	2096060	23	財団法人 2005年日本国際博覧会協会	50060	2005年日本国際博覧会においてICチップ内蔵型入場券を活用し(地域通貨(エコマネー))と連携させた前売り券発行事業	6	「電波法施行規則」における構内でのリーダーに関する移動についての制限の緩和及びオープンスペースでの使用の容認				エコマネーのポイントのやりとり等、リーダーを使用する際に、「電波法施行規則」における構内無線局においてリーダー移動及び、構内使用に限定せず、オープンスペースでの柔軟な利用を可能にする必要がある。	「電波法施行規則」での構内無線局において、現状ではピンポイントでの設置を認められているリーダーの移動制限及びオープンスペースでの使用が禁止されている点について	「電波法施行規則」において構内無線局の構内一度設置したリーダーを移動、またオープンスペースで使用できるように制限の範囲を拡大する。		「電波法施行規則」において構内無線局の構内のリーダー設置には詳細な位置の申請が必要であり、また、オープンスペースでの使用が制限されており、商店街の小売店やイベント等での設置促進の弊害となる。	総務省	0405270
2096	2096070	23	財団法人 2005年日本国際博覧会協会	50060	2005年日本国際博覧会においてICチップ内蔵型入場券を活用し(地域通貨(エコマネー))と連携させた前売り券発行事業	7	「無線設備規則」におけるリーダーアンテナ利得制限の緩和				特定小電力のリーダーは最大送信距離が150m程度と短く、大量の移動体のタグの読み取りは限界があるので、最大送信距離を伸ばして使い勝手を、向上させる必要がある。	無線設備規則では送信空中線は、その絶対利得が二〇デシベル以下であること。無線設備規則第49条の14第二項 送信空中線は、その絶対利得が六デシベル以下でなくてはならないという制限について。	電波法における特定小電力のリーダーアンテナ利得制限を上げる		現状では簡易申請が無く使い勝手のよい特定省電力のリーダーだが、最大送信距離が150m程度と短く、大量の移動体タグの読み取りには限界がある。	総務省	0405280
2097	2097010	25	長浜医療院 カイロプラクティック・オフィス	50020	医療・開こり特区	1	レントゲン・MRI・超音波・核種検査などデータ利用の自由化				医療・開こりの研究には、人体のデータが必要不可欠であります。医師以外の利用は禁じられており、総合的な研究の進展になっていません。	医師法 第17条	レントゲン、MRI、などの検査は、医療機関で行います。基本的には検査データのみの利用します。		医師以外利用できない。	厚生労働省	
2097	2097020	25	長浜医療院 カイロプラクティック・オフィス	50020	医療・開こり特区	2	レントゲン・MR・超音波・核種検査など検査依頼の自由化				医療・開こりの研究には、人体のデータが必要不可欠であります。医師以外の依頼は禁じられており、総合的な研究の進展になっていません。	医師法 第17条	レントゲン、MRI、などの検査は、医療機関で行います。検査方法(方向など)は、依頼できるようにする。		医師以外依頼できない。	厚生労働省	
2097	2097030	25	長浜医療院 カイロプラクティック・オフィス	50020	医療・開こり特区	3	低放射線量ポータブルレントゲン撮影の自由化				医療・開こりの研究には、世界に遅れを取っているレントゲン特殊撮影の研究・開発が必要不可欠であります。	医師法 第17条 放射線技術法	被曝の心配のない低放射線量ポータブルレントゲン撮影装置のみを自由化。		医師、放射線技師以外は、できない。	厚生労働省	
2098	2098010	43	高木 徹	50010	予算を毎年5%削減できる方法	1	予算の執行に関する規制の緩和				予算を必ずその年度に使い切らなければならないと考えていることから起こる無駄を省くため	基本的にすべての部署	予算の執行を前部署にまかせ(指定業者だけでなくリサイクル業者や空売り専門店などから物品を調達できるようにする)、予算のあまりがた場合、その半分以上を返還し、その残り半分を予算を余らせた部署に与える。翌年の予算配当では、予算を余らせた部署をその部署に保障する。(こうしないとその部署は、執行額を減らすことになり、)返還額で1割の削減ができた場合、翌年の予算は5%減で組むこと		同じ事業をできるだけ安くというのが通常の考え方が、予算に未執行に部分が多分だと、次年度の予算が削られるという発想で、無理矢理、予算を消化してしまおうとしているところが問題。少ない金額で事業を行ったことに対して評価される制度にしなければならぬ。	財務省	0700020
2099	2099010	12	寺田 悦子	50010	教育特区	1	《学校設置基準の緩和》				学校設置にあたり、国、地方公共団体と法人に加えて、「教育事業者による学校」の認可のため	学校教育法第2条において、「学校は国・地方公共団体・学校法人のみ設置できる」という規定に	「第1項の規定に限らず、特区認定を受けた教育事業者は教育事業者による学校」を設立できるようにする」を追加する。	独自の教育内容による教育結果に対して、設置者は設置地域の地方公共団体に対し責任を負い、地方公共団体に客観的・定量的な数量を求め、不適切と見られた場合、その地方公共団体はこれを廃校にすることができる。	学校の設置基準が厳しすぎて、特別な教育を目的とする学校が設置しにくい。	文部科学省	
2099	2099020	12	寺田 悦子	50010	教育特区	2	《私学助成金の適用》				優秀だが経済的に修学の困難な外国人学生に対して、質の高い教育をより利用しやすい費用で受けられるように、また教育事業者の安定的・継続的運営のために	私立学校教育法59条において学校教育の助成金の交付を「学校法人の私立学校」に限定している規定を	「学校法人及び一定基準を満たす教育事業者」とする。	助成金を受けることにより、憲法80条の「公の支配に属するもの」となる。	学校法人に対してのみ助成金が交付されており、学校法人以外は支給対象になっていない。	文部科学省	
2099	2099030	12	寺田 悦子	50010	教育特区	3	《現行の施設の活用》				質の高い教育をより利用しやすい費用で受けられるように、	私立学校教育法25条において学校法人は設置する私立学校に必要な施設・設備を有しなければならないという規定を	設備・施設を借用できるまたは借用の見込みがあればよいとする。	借用できるという証明書の提出を義務化する。	学校の設置にかかる費用を回収する為、現行では授業料を高くせざるを得ない。その一方で少子化により廃校となった学校が教室を空けて残っている。	文部科学省	
2099	2099040	12	寺田 悦子	50010	教育特区	4	《学生の身分保障》				現行の法制度では、就学生は留学生に比べ法的な規制が多い。これは、あらゆる面で外国人学生の学業達成に影響を及ぼすものであるため	出入国管理及び難民認定法2条の2別表第一の「在留資格・留学」において、「専修学校の専門課程」と定義されているものを	「専修学校の専門課程(特区認定を受けた日本語学校も含む)」と追加する。		現行の法制度では、就学生への「通学定期発行」が認められていないなどの制限がある。	法務省	0501040
2100	2100010	12	寺田 悦子	50010	国際教育開発特区	1	《学校設置基準の緩和》				新たな社会が求める学校の設立にあたって、現行で認められていない教育事業者による学校を設置するために、	学校教育法2条において学校は国・地方公共団体・学校法人のみ設置できるという規定を	教育事業者を行っている民間団体にも設置できるようにする。	独自の教育内容に対して設置者は設置地域の地方公共団体に対し責任を負い、地方公共団体に客観的・定量的な数量を求め、不適切と見られた場合、その地方公共団体は廃校にする事が出来る。	学校の設置基準が厳しすぎて特別な教育を目的とする学校が設置しにくい。	文部科学省	
2100	2100020	12	寺田 悦子	50010	国際教育開発特区	2	《私学助成金の適用対象の拡大》				より利用しやすい学費で教育を享受でき、また教育の成果を質の高いものにするため	私立学校教育法59条において学校教育の助成金の交付を「学校法人の私立学校」に限定している規定を	「学校法人及び一定基準を満たす教育事業者」とする。	助成金を受けることにより、公の支配に属することとなる。	学校法人に対してのみ助成金が交付されており、学校法人以外は支給対象になっていない。	文部科学省	
2100	2100030	12	寺田 悦子	50010	国際教育開発特区	3	《現行の施設の活用》				質の高い教育をより利用しやすい費用で受けられるように、	私立学校教育法25条において学校法人は設置する私立学校に必要な施設・設備を有しなければならないという規定を	設備・施設を借用できるまたは借用の見込みがあればよいとする。	借用できるという証明書の提出を義務化する。	学校の設置にかかる費用を回収する為、現行では授業料を高くせざるを得ない。その一方で少子化により廃校となった学校が教室を空けて残っている。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(分類コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2100	210040	12	寺田 悦子	50010	国際教育開発特区	4	小・中学校における就学年齢の緩和				留学をする事で国内における学習が同学年の生徒より遅れたり、下の学年に編入したりすることがないように留学準備段階で前もって先の学年の学習過程へ進めるため。	学校教育法第22条・第39条においてそれぞれ満12歳まで・満16歳までと規定されている就学させる義務を	それぞれ満11歳まで・満13歳までとする。	満16歳までは2年制高等学校もしくは海外の現地校などで必ず就学する事とする。	現行では就学年齢が決められており、年齢に達しないと上の学校に進学する事ができない。	文部科学省	
2101	2101010	12	株式会社 東進 代表取締役 寺田 悦子	50020	公設民営型 英才幼保園	1	《学校設置基準の緩和》				新たな社会が求める学校・幼稚園の設立にあたって、現行で定められていない株式会社による幼稚園を設置するために	学校教育法第2条において学校は国・地方公共団体・学校法人のみ設置できるという規定を	教育事業を行っている一定基準を満たす株式会社にも設置できるようにする。	独自の教育内容に対して設置者は設置地域の地方公共団体に対し責任を負い、地方公共団体に客観的な質量を求め、不適切と見られた場合、その地方公共団体はこれを廃校にすることができる。	学校の設置基準が厳しすぎて特別な教育を目的とする学校・幼稚園が設置しにくい。	文部科学省	
2101	2101020	12	株式会社 東進 代表取締役 寺田 悦子	50020	公設民営型 英才幼保園	2	《私学助成金の適用対象の拡大》				質の高い保育をより利用しやすい費用で受けられるように	私立学校法第59条において学校教育の助成金の交付を『学校法人の私立学校』に限定している規定を	『学校法人及び一定基準を満たす教育事業者』とする。	助成金を受けることにより、公の支配に属することとなる。	学校法人に対してのみ助成金が交付されており、学校法人以外は支給対象になっていない。	文部科学省	
2101	2101030	12	株式会社 東進 代表取締役 寺田 悦子	50020	公設民営型 英才幼保園	3	《旅行の幼稚園・保育園施設の活用》				質の高い保育をより利用しやすい費用で受けられるように、	私立学校法第25条において学校法人は設置する私立学校に必要な施設・設備を有しなければならないという規定を、	設備・施設を借用できるまたは借用の見込みがあればよいとする。	借用できるという証明書の提出を義務化する。	学校の設置にかかる費用を回収する為、現行の私立幼稚園では保育料を高くせざるを得ない。その一方で少子化により廃校となる園が数箇所あましている。	文部科学省	
2102	2102010	12	特定非営利活動法人 アジア教育開発研究所	50080	公設民営型 インターナショナルスクール (国際教育開発特区)	1	学校設置基準の緩和				新たな社会が求める学校の設立にあたって、現行で定められていない教育事業者による学校設置をするため	学校教育法第2条において学校は国・地方公共団体・学校法人のみ設置できるという規定を	教育事業を行っている民間団体にも設置できるようにする。	独自の教育内容に対して設置者は設置地域の地方公共団体に対し責任を負い、地方公共団体に客観的な質量を求め、不適切と見られた場合、その地方公共団体は廃校にすることが出来る。	学校の設置基準が厳しすぎて特別な教育を目的とする学校が設置しにくい。	文部科学省	
2102	2102020	12	特定非営利活動法人 アジア教育開発研究所	50080	公設民営型 インターナショナルスクール (国際教育開発特区)	2	私学助成金の適用対象の拡大				より利用しやすい学習費で教育を享受でき、また教育の成果を質の高いものにするため	私立学校法第59条において学校教育の助成金の交付を『学校法人の私立学校』に限定している規定を	『学校法人及び一定基準を満たす教育事業者』とする。	助成金を受けることにより、公の支配に属することとなる。	学校法人に対してのみ助成金が交付されており、学校法人以外は支給対象になっていない。	文部科学省	
2102	2102030	12	特定非営利活動法人 アジア教育開発研究所	50080	公設民営型 インターナショナルスクール (国際教育開発特区)	3	標準授業時数の適用除外				異文化理解・言語習得への関心と学習意欲を持つ生徒を小学生段階から教育する新しいタイプの学校の運営に当たっては	学校教育法施行規則第24条の2において定められている「各教科、道徳及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業数を標準とする。」に	「また、この授業数は特区認定された『学校設置者による学校』に対しては、適用しない」と追加する。	総授業時数を標準時数以下にせず、公の学校卒業者と基礎的な学力格差が生じないよう措置する。また、独自の教育内容に対して設置者は設置地域の地方公共団体に対し責任を負い、地方公共団体に客観的な質量を求め、不適切と見られた場合、その地方公共団体は廃校にすることが出来る。	別表第一での授業時数では、他言語を使用した教育を行う場合、十分な成果を得られる学習を実施できない恐れがある。	文部科学省	
2103	2103010	3	三洋電機(株)	50020	ITを核とした産業連携特区	1	患者の居住宅等との間で行う遠隔医療等についての医師法20条の制限緩和				医師法20条及び歯科医師法20条の解釈において、患者の居住宅等との間で行われる遠隔診療についても概ね認めない、との特例を設ける。	医師法20条に関する(旧)厚生省通達(健政発第107号、平成9年12月24日)の中で、「(一)前文略)患者の居住宅等との間で行われる遠隔診療については、医師法20条等との関係が問題となると表記されている事項について	患者の居住宅等との間で行われる遠隔医療についても容認	患者の居住宅等との間で行われる遠隔診療については、医師法20条等との関係が問題となると表記され、制限がある	厚生労働省		
2104	2104010	18	ティーシー通商	50020	環日本海加工物流特区(拡充)	1	輸出品販売業者が居住者に対しても消費税を免除できるような緩和				消費税法では、非居住者に対して免税のメリットがあるが、居住者に対しても行うことにより、大規模な消費と輸出の拡大を図る。	輸出品販売業者における「非居住者」を「居住者」と読み替える。	消費税法第8条第1項、第2項における「非居住者」を「居住者」と読み替えることにより、敦賀港の輸出拡大と港湾の活性化に寄与するのみならず、県内外の「寝たきりマネー」の回り起こしの起爆剤となる。	輸出品販売業者の所轄税務署長への報告を義務付け。	居住者は出国時又は入国時にしか免税の対象にならない。	財務省	0700690
2104	2104020	18	ティーシー通商	50020	環日本海加工物流特区(拡充)	2	対象となっていない「居住者」に対する手続等の緩和				「居住者」に対する消費・購入の手続の迅速化・簡易化を図る。	非居住者に対する旅券等の提示義務があることについて	居住者に対しては、免許証、身分証明書等の提示により、確認する。	同上	居住者に対する手続規定がない。	財務省	0700700
2105	2105010	13	株式会社 ベネッセ コーポレーション	50020	バイリンガルIT教育特区	1	多様な学校設置者の容認(株式会社による学校設置・運営)	8002-001 8411	C-1	株式会社による学校経営が教育の活性化につながる	現行では学校教育法第2条で学校設置者となれない株式会社を学校事業者として学校設置を可能とする	学校教育法2条の学校設置者には含まれない株式会社を対象を拡大する	特区認定された地方公共団体の長が「安定性・継続性」を観点に学校事業者を認可するとともに、学校設置を認可する	事業計画、収支報告を認可地方公共団体に対し行い、公開性を確保する	株式会社は学校教育法2条により学校を設置・運営できない	文部科学省	
2105	2105020	13	株式会社 ベネッセ コーポレーション	50020	バイリンガルIT教育特区	2	多様な学校運営者の容認(公設民営型)の学校運営)	8002-002 8101 8411	C-1	株式会社による学校運営が教育の活性化につながる	現行では学校教育法5条で学校管理者となれない設置者以外の株式会社を学校運営事業者として学校管理を可能とする	学校教育法5条で設置者以外には認められていない学校管理を株式会社へ委託する	特区認定された地方公共団体の長が「安定性・継続性」を観点に学校事業者を認可するとともに、学校管理を委託する	事業計画、収支報告を認可地方公共団体に対し行い、公開性を確保する	学校設置者以外に学校管理ができない	文部科学省	
2105	2105030	13	株式会社 ベネッセ コーポレーション	50020	バイリンガルIT教育特区	3	学習指導要領の弾力化	8007 8032 8045	A	学習指導要領の範囲を超えるプログラムを導入できない	学習指導要領の内容をナショナルミニマムとして、よりハイレベルな学習内容を付加していく	学校教育法、学校教育法施行規則の教科、学習指導要領の適用について除外する	特区認定された地方公共団体の長に学習内容を報告する	学習内容を認可地方公共団体に報告し公開性を確保する	教科の概念、学習指導要領の学年、配当内容を遵守することが求められる	文部科学省	
2105	2105040	13	株式会社 ベネッセ コーポレーション	50020	バイリンガルIT教育特区	4	教科用図書制度の弾力化(小・中・高等学校)		D	学習指導要領の範囲を超えるプログラムを導入できない	学習指導要領の内容をナショナルミニマムとして、よりハイレベルな学習内容を付加していく際、検定教科書以外の図書を教科書として使用する	使用義務のある教科書が検定を経た教科書	特区認定された地方公共団体の長に使用教科書を報告する	学習内容を認可地方公共団体に報告し公開性を確保する	検定済み教科書の使用義務がある	文部科学省	
2105	2105050	13	株式会社 ベネッセ コーポレーション	50020	バイリンガルIT教育特区	5	株式会社が運営する学校についての学費徴収				特別なプログラムにより発生する費用を受益者負担の観点から学費として徴収する	学校教育法6条で「国立又は公立の小中学校および中学校、これらに準じる盲学校等における義務教育については、これを徴収することができない」とされる	株式会社による学校はこれらに該当しないため徴収が可能			文部科学省	
2105	2105060	13	株式会社 ベネッセ コーポレーション	50020	バイリンガルIT教育特区	6	株式会社が運営する学校についての私立学校振興法の適用				学校事業者が設置・運営する学校に安定性・継続性を持たせるための財源を確保する	私立学校振興助成法第2条に株式会社による学校が定義されていない	私立学校振興助成法第2条に株式会社による学校の規定を加える			文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(分限コード)	規制の特例事項(分限番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2105	2105070	13	株式会社ベネッセコーポレーション	50020	バイリンガルIT教育特区	7	都道府県教育委員会による免許状の授与権を市町村教育委員会に付与	8208	C-1	授与権を市町村に権限委譲することで機動的な外国人教師の確保が容易になる	プログラムの実施に必要な外国人教師の確保	教育職員免許法5条による付与権	特区認定された地方公共団体の長に付与権を委譲する		普通免許状の付与権が都道府県教員にしかない	文部科学省	
2106	2106010	47	沖電電力株式会社	50020	電波特区	1	ホットスポット用無線LAN機器設置技術基準の緩和			第一種電気通信事業者が、レストラン等でホットスポットサービス実施の為に機器設置にあたり、停電等障害発生時などの「電気通信設備の確保かつ安定的な運用を確保する」設備設置義務がある。設置場所の制約を受けかつ低コストでの実現が出来ない状況であることから。	電気通信事業法第四十一条2項ならびに第四十三条にある、電気通信設備の維持・管理規定に定められている総務省令第七〇号第二章第一節第一条(停電対策)蓄電池の設置に関して。	停電等障害発生時などの対策機器(無停電電源等)設置義務を免除する。		第一種電気通信事業者が、レストラン等でホットスポットサービス実施の為に機器設置にあたり、停電等障害発生時などの「電気通信設備の確保かつ安定的な運用を確保する」設備設置義務がある。設置場所の制約を受けかつ低コストでの実現が出来ない。	総務省	0405290	
2107	2107010	47	沖電電力株式会社	50020	電波特区	1	電力線搬送通信設備の高周波利用許可基準の緩和			現状の規定においては、高周波数の利用に制限があり、実証実験のフィールドが少ない為、実用化の検証促進に水をさす要因の一つとなっている状況にあるから。	電波法第百条一項より、十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる設備設置に、総務大臣の許可が必要と定められている事項に関して。	欧米・アジアの諸外国で採用されている10~30MHz帯での電力線搬送通信ができるようになる。		電力線搬送通信に関する十キロヘルツ以上の高周波利用に関しては、電波法第百条一項において、総務大臣の許可が必要であり、高周波(10~30MHz帯)での利用ができない。	総務省	0405300	
2108	2108010	14	旭化成株式会社 川崎支社	50020	新エネルギー普及モデル特区	1	石油化学コンビナート事業所における実験設備の変更工事に関する研究施設等実験設備の規制緩和			石油化学コンビナート事業所における実験設備の変更工事について、高圧ガス保安法の規制を緩和することにより、事業者は許可取得に要する負担が軽減されるとともに、実験設備の変更が容易になることから様々な実験方法を試みることで研究開発の促進につながる。	高圧ガス保安法第14条第1項により、製造のための施設等の変更について、都道府県知事の許可を要すると定められているものについて、高圧ガス保安法第14条第2項により、軽微な変更工事について、届出を要すると定められているものについて	構造改革特区において、都道府県知事が高圧ガスの保安上支障がないと認められた研究施設等の実験設備の変更工事について、許可を要するものは事後届出とし、届出を要するものは届出を不要とする。	実験設備の変更は小規模工事で対応しているが、高圧ガス保安法では設備プランドを対象とした大規模工事と同じ基準で許可をしているため、実験設備の変更をする場合、事業者は許可取得のために多大な負担を負っている。	経済産業省	1150050		
2109	2109010	13	特定非営利活動法人日本中	50080	中国語学校特区	1	中国語教育を主とした小中学校の一貫教育校の設置			NPO法人が設置する小中学校を補助する(日本の国際化、高校利用による国際協力や地域活性化、未就学児童問題の解決)	学齢児童	普通の小中学校と同じように、NPO法人が設置する小中学校にも補助して頂く。	NPO法を適用する。	学校教育法により、学校法人でなければ、学校の設立はできない。	文部科学省		
2110	2110010	13	高木伸子	50010	学種と指導要領に東洋系を認めない、並に不登校児を対象とした学校の設立	1	区域外就学に関する規定の緩和			区域外就学の規定が案想と合っていないため、区域外就学は希望制とする	学校教育法施行令第8条、第9条区域外就学の規定項目を削除	区域外就学を希望制とし、理由を問わない。また、手続きは簡素化する。			文部科学省		
2110	2110020	13	高木伸子	50010	学種と指導要領に東洋系を認めない、並に不登校児を対象とした学校の設立	2	教育課程編成の緩和			教育課程編成を現行の内容に捕らわれない	学校教育法施行規則第24条、第53条の教科の規定に限定されない教育課程を認める	学校独自の教育課程編成を認める。			文部科学省		
2111	2111010	1	大規模長期食糧備蓄基地構想推進協議会	50110	雪氷冷熱活用特区	1	貯雪氷庫に関する建築基準法上の建ぺい率および容積率の規制緩和			産廃ガス発生の際、再生可能な雪氷冷熱エネルギーを活用するに冬季間の雪氷を夏季まで貯蔵する貯雪氷庫が必要であるが、建ぺい率、容積率、の制約から雪氷エネルギー導入が困難なケースが発生している事から、規制の緩和を申請する。	建築基準法第52条で規制されている容積率及び建築基準法53条で規制されている建ぺい率の制限について	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法で指定される雪氷冷熱を活用するための貯雪氷庫を建築基準法上の建ぺい率、容積率に算入しない。	貯雪氷庫については、建築基準法上容積率、建ぺい率緩和の規定が無い。	国土交通省	1206450		
2112	2112010	26	NPO法人京都教育文化研究所	50080	教育改革特区	1	学校設置主体の要件の緩和	8002 8411	C-1	営利企業または民間教育産業による学校教育へ参入することにより、新たな教育ニーズの創出、また学校教育事業における競争が生まれ、進歩の選択や学校の活性化を産み出したとするもの。	学校教育法第2条の学校設置者となれない株式会社やNPO法人が学校事業者として学校設置できるようにする。	学校教育法第2条における学校の設置者の対象拡大について	①特区自治体に各年ごとの学校経営総括及び事業計画と資金繰り状況の報告すること ②「学校事業者」として認可し、同じ公地方公共団体の長が「学校事業者」による学校の設置を認可する。 ③組織した場合は公立学校へ編入できることとする。	学校教育法 第2条(学校の設置者、国立・公立・私立)において学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる。株式会社やNPO法人に対しての学校の設置を認めていない。	文部科学省		
2112	2112020	26	NPO法人京都教育文化研究所	50080	教育改革特区	2	学校指導要領の弾力化	8045	A	文部科学省の認可が必要な研究開発校制度、特区研究開発校制度ではなく、自治体に対して教育効果について宣言し、それに対する報告書を提出することを持つて学習指導要領に関する規制を不要としたいとするもの。	学校教育において、学校指導要領を含めた上で、より高度で詳細な学習、授業を展開していくため。	教育課程としての学習指導要領の適用について	特区自治体にハイレベルな学力習得と有為な人材育成の実施を宣言し、その結果を報告し、結果が達成できていない場合は柔軟にもゆるめ、厳しい処分とする。	学校教育法施行規則第25条において学習指導要領が教育課程の基準として制定されており、学校においてそれを逸脱して教育することができない。	文部科学省		
2112	2112030	26	NPO法人京都教育文化研究所	50080	教育改革特区	3	教科用図書制度の弾力化(小・中・高等学校)	8008	D	自治体に対して教育効果について宣言し、それに対する報告書を提出することを持つて教科用図書制度に関する規制を不要としたいとするもの。	学校教育において、学校指導要領を含めた上で、より高度で詳細な学習、授業を展開していくため。	学校教育法21・40・51条の小・中・高等学校においては文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作の教科書の使用義務があることの内容について	特区自治体にハイレベルな学力習得と有為な人材育成の実施を宣言し、その結果を報告し、結果が達成できていない場合は柔軟にもゆるめ、厳しい処分とする。	補助教材として検定教科書等以外の図書を使用することは可能であるが、「教科書」として検定教科書等以外の図書を導入することは認められていない。	文部科学省		
2112	2112040	26	NPO法人京都教育文化研究所	50080	教育改革特区	4	小学校設置基準の緩和(校舎・運動場の面積)	8432	D	自治体に対して教育効果について宣言し、それに対する報告書を提出することを持つて小学校設置基準の緩和をしていきたいとするもの。	小学校設置基準を緩和し、設置を容易にするため。	小学校設置基準第8条において定められている小学校設置の最低基準の内容について	小学校設置基準に満たない場合でも、その学校の目的、状況を考慮した上で、小学校が設置できるようにする。	特区自治体にハイレベルな学力習得と有為な人材育成の実施を宣言し、その結果を報告し、結果が達成できていない場合は柔軟にもゆるめ、厳しい処分とする。	特別な事情があり、かつ教育上支障がない場合を除いては校舎及び運動場に関して最低限の基準が定められている。	文部科学省	
2112	2112050	26	NPO法人京都教育文化研究所	50080	教育改革特区	5	中学校設置基準の特例(校舎・運動場の面積)	8433	D	自治体に対して教育効果について宣言し、それに対する報告書を提出することを持つて中学校設置基準の緩和をしていきたいとするもの。	中学校設置基準を緩和し、設置を容易にするため。	中学校設置基準第8条において定められている中学校設置の最低基準の内容について	中学校設置基準に満たない場合でも、その学校の目的、状況を考慮した上で、中学校が設置できるようにする。	特区自治体にハイレベルな学力習得と有為な人材育成の実施を宣言し、その結果を報告し、結果が達成できていない場合は柔軟にもゆるめ、厳しい処分とする。	特別な事情があり、かつ教育上支障がない場合を除いては校舎及び運動場に関して最低限の基準が定められている。	文部科学省	
2112	2112060	26	NPO法人京都教育文化研究所	50080	教育改革特区	6	教育職員は、教育職員免許法上の各担当の免許状を有する者でなければならない規定の緩和	8201	D	自治体に対して教育効果について宣言し、それに対する報告書を提出することを持つて教育職員は、教育職員免許法上の各担当の免許状を有する者でなければならない規定の緩和をしていきたいとするもの。	(教育職員免許を有していない場合でも)幅広い素養を持った人材を教育職員として採用し、教育効果を高めるため。	教育職員免許法第9条1項において、原則として教育職員は各担当の免許状を有していないとできないとする内容について	教育職員免許を有しない者についても採用し、教育職員として学校に勤務できるようにする。	特区自治体にハイレベルな学力習得と有為な人材育成の実施を宣言し、その結果を報告し、結果が達成できていない場合は柔軟にもゆるめ、厳しい処分とする。	教育職員免許法第3条1項において、原則として教育職員は各担当の免許状を有していなければならないと定められている。	文部科学省	
2112	2112070	26	NPO法人京都教育文化研究所	50080	教育改革特区	7	校長及び教員の資格要件の緩和	8003	D	自治体に対して教育効果について宣言し、それに対する報告書を提出することを持つて校長及び教員の資格要件の緩和をしていきたいとするもの。	(教員免許を有していない場合でも)幅広い素養を持った人材を校長、教員として採用し、教育効果を高めるため。	学校教育法第8条に定められている校長及び教員の資格要件について	(いわゆる)民間人の校長、教員を採用し、教育職員として学校に勤務できるようにする。	特区自治体にハイレベルな学力習得と有為な人材育成の実施を宣言し、その結果を報告し、結果が達成できていない場合は柔軟にもゆるめ、厳しい処分とする。	学校教育法第8条において、校長及び教員の資格要件について定められている。	文部科学省	
2112	2112080	26	NPO法人京都教育文化研究所	50080	教育改革特区	8	授業料を徴収することのできる学校の範囲の拡大	8313	C-1	特区の学校に入学することによって得られる教育効果を明確にし、それに伴う授業料にも了した上で入学させるため、授業料の徴収をしたいとするもの。	私立学校と同様に安定的、継続的な学校運営を可能とするため(私立学校と同等の助成をしない「安定性・継続性がない」と言ふのは論理矛盾)	学校教育法第6条の授業料徴収の不可の内容について	特区事業者による学校において、授業料が徴収できるようにする。	特区自治体にハイレベルな学力習得と有為な人材育成の実施を宣言し、その結果を報告し、結果が達成できていない場合は柔軟にもゆるめ、厳しい処分とする。	学校教育法第6条において国立又は公立の小中学校については授業料を徴収することができないとされているため、現状で学校事業者による特区学校において授業料を徴収してよいのかの確認を必要とする。	文部科学省	
2112	2112090	26	NPO法人京都教育文化研究所	50080	教育改革特区	9	学校事業者による特区学校における私立学校振興助成法の適用			私立学校と同様に安定的、継続的な学校運営を可能とするため。	私立学校振興助成法第2条の中に特区学校の定義がないことについて	私立学校振興助成法 第2条(定義)に「特区学校」の規定を追加する。	特区自治体に対してハイレベルな学力習得と有為な人材育成を行うことを宣言し、その結果を報告し、結果が達成できていない場合は柔軟にもゆるめ、厳しい処分とする。	私立学校振興助成法について学校事業者による特区学校に関する定義がないため、現状では助成金を受け取ることができない。	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代償措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2113	2113010	44	阪本喜代志	50010	花野果ランド	1	・電力会社の電気供給約款は届出制であるが、国より電力会社へ要望できるようにする。				食料自給率45%達成の推進、農業の活性化	農業用電力の契約のあり方	余剰電力(深夜電力)を適用して時間を20:00~8:00の12時間とし、併用契約も出来るものとし生産から出荷まで認め。	適用範囲が狭く活性化につなげるに乏しい	経済産業省	1130100	
2113	2113020	44	阪本喜代志	50010	花野果ランド	2	・新たな電気供給約款地球温暖化防止に寄与するものであれば、国はこれを認め、これを証券化し債権とする。				余剰電力の活用及び運用に対する地球温暖化防止の寄与を認め、証券化する。	農業用余剰電力(深夜電力)	余剰電力で農業に供した電力量の扱い	地球温暖化防止に寄与する事を国が認め、電力会社に証券化させる。	経済産業省	1105010	
2114	2114010	14	学校法人緑ヶ丘学院	50030	中学校教育の私学委託制度	1	公立小から私立中に公的資金で進学できる				左記の条項に公立中学しか指定できないので、私立中学への委託事業ができる	当該指定校が公立中学だけである制限を取る	当該指定校に私立中学を含める	一定の所得制限を設ける。私学の定員の2.3割程度を上限とする。	公立小から公立中学進学する場合と同じ費用で私立中学の教育が受けられない	文部科学省	
2114	2114020	14	学校法人緑ヶ丘学院	50030	中学校教育の私学委託制度	2	公立小から私立中に公的資金で進学できる				左記条項に区域の公立中学しか指定できないので、区域外で	当該指定区域内とする制限を取る	当該指定の区域を市内の私立中学の指定ができるようにする	一定の所得制限を設ける。私学の定員の2.3割程度を上限とする。	公立小から公立中学進学する場合と同じ費用で私立中学の教育が受けられない	文部科学省	
2115	2115010	13	株式会社イデア・イメージ研究所	50020	滞在型天候観シニア支援センター特区	1	農地法第4条の許可を可能とする				農圃、農用地に農業関連施設を整備するにあたって、農地法第4条の許可手続きが速く済むことを希望	許認可にかかる時間を短縮し、整備の促進を図る	農地法第4条の一部を行政指導によって、容認を希望します。	農圃を除く、農用地自己転用にかかる時間の短縮。	農林水産省	1000620	
2115	2115020	13	株式会社イデア・イメージ研究所	50020	滞在型天候観シニア支援センター特区	2	農地法第4条の許可を可能とする				農圃、農用地に厚生労働省所管(社会福祉法人)の施設を整備することが可能となる措置を希望	利用顧客のニーズの変化に対応した高度なサービスの整備を図る。	行政指導によって、条件を付与して容認を希望します。	補助事業内容の時代対応を考慮され、施設利用の促進のための施設内用の自由量を増加。	農林水産省	1000630	
2116	2116010	19		50030		1	理学療法士及び作業療法士に関する施設規制の撤廃				介護保険の本来の目的は在宅での自立支援であり、リハビリが最も重要である。しかし、厚労省の統計によると、訪問介護・入浴等と比べ訪問リハビリは種類が少ない。その主な理由は理学療法士(PT)、作業療法士(OT)が医師の指示の下に作業を行う点である。しかし医師の指示は事実上形骸化しつつある。そこでPT、OTに開業権を与え、必要に応じ医師と連携し相談しつつ、医師の指示なく在宅リハビリサービス等を施行可能な地域を設定する。	理学療法士及び作業療法士 第一章2条3項、4項(改正平成11法160)中の医師の指示の下に、1部分削除。	介護分野等において医師の指示を受けることなく、独自に理学療法士、作業療法士が業務を行えるよう規制を撤廃することになり、訪問リハビリテーションセンターなどの独自開業が可能となり、在宅での自立支援という介護保険の本来の目的がより一層達成される。ひいては介護・医療保険料の低減につながる。	介護分野等において医師の指示を受けることなく、独自に理学療法士、作業療法士が業務を行えるようになれば、訪問リハビリテーションセンターなどの独自開業が可能となり、在宅での自立支援という介護保険の本来の目的がより一層達成される。ひいては介護・医療保険料の低減につながる。	厚生労働省		
2116	2116020	19		50030		2	理学療法士及び作業療法士の開業に関する施設基準の設定				介護保険の本来の目的は在宅での自立支援であり、リハビリが最も重要である。しかし、厚労省の統計によると、訪問介護・入浴等と比べ訪問リハビリは種類が少ない。その主な理由は理学療法士(PT)、作業療法士(OT)が医師の指示の下に作業を行う点である。しかし医師の指示は事実上形骸化しつつある。そこでPT、OTに開業権を与え、必要に応じ医師と連携し相談しつつ、医師の指示なく在宅リハビリサービス等を施行可能な地域を設定する。	開業に関する施設基準の設定	介護分野等において医師の指示を受けることなく、独自に理学療法士、作業療法士が業務を行えるようになれば、訪問リハビリテーションセンターなどの独自開業が可能となり、在宅での自立支援という介護保険の本来の目的がより一層達成される。ひいては介護・医療保険料の低減につながる。	介護分野等において医師の指示を受けることなく、独自に理学療法士、作業療法士が業務を行えるようになれば、訪問リハビリテーションセンターなどの独自開業が可能となり、在宅での自立支援という介護保険の本来の目的がより一層達成される。ひいては介護・医療保険料の低減につながる。	厚生労働省		
2118	2118010	13	医療法人財団河北総合病院	50040	丸の内における国際医療事業	1	海外療養費支給申請の国内への適用				患者の選択において選ばれた治療方法が海外のものも含めて国内で可能とするため、現在の海外で医療を受けた場合の保険料からの給付を適用する。従来診療の範囲内は自費扱いとなる。この事業自体に「海外療養費支給申請」を適用させる。	基本的には、海外療養費支給申請が適用となれば、適用の範囲外は自己負担となることであるが、健康保険法44条(特定療養費制度)が今回の高度先進医療制度の見直しにおいて特定療養費制度の対象の拡大がどこまで図られるか、この範囲に入らなければ、自己負担が増え結果として保険と自費の混合診療となってしまう。	この事業で行われる外国の医療について、各保険者による「海外で医療を受けた場合の給付」を国内における同様の医療にも適用する。(海外療養費支給申請)	治療が日本で終わる場合には日本人医師と外国人医師の協議のもとで行われる	海外療養費支給申請が海外在住中、旅行中の負傷や疾病を対象としている。健康保険法44条により特定療養費が定められておりこれ以外は認められない、よって混合診療となる	厚生労働省	
2118	2118020	13	医療法人財団河北総合病院	50040	丸の内における国際医療事業	2	医療法人の運営に関する規制緩和				金融機関の閉鎖金融に加え、他の法人から直接出資を求める。その場合運営支援の面からも出資法人の役員を医療法人の有給役員とする。	医療法第42条の業務の範囲、医療法第54条の剰余金配当の禁止、医療法第2章第7条5号を目的とした開設などの法律により他の法人からの出資の受け入れが事実上出来ない。	剰余金の配当を可能とする、業務範囲の拡大、	医療法54条の剰余金配当の禁止などにより金融機関以外からの資金調達が出来ない	厚生労働省		
2118	2118030	13	医療法人財団河北総合病院	50040	丸の内における国際医療事業	3	外国人医師の診断と治療への協賛				外国の免許を持つ外国人医師による的確な診断を可能とするための診療行為	医師法等により日本の医師免許を受けていないと診療できない。問診や検査もできない。違法行為になってしまう。	外国人医師による医療行為を可能とする	日本人医師も日常の診療に携わることで医師法により日本の医師免許を受けたものでなければ医療行為ができない	厚生労働省		
2118	2118040	13	医療法人財団河北総合病院	50040	丸の内における国際医療事業	4	高度先進医療と代替医療による統合医療の実施				高度先進医療を実施するにあたり、その後において代替医療を行うとき、この一連の診療行為を混合診療とみなさない。	保険医療費担当規則及び健康保険法第44条等医療保険制度で一度患者に対する一連の診療行為において保険診療と自由診療の併用の原則禁止により混合診療となってしまう。	特定療養費制度の緩和	保険医療機関においては代替医療に関する説明は出来て実際の処方や治療が出来ない、患者負担が様々な面で増える	厚生労働省		
2118	2118050	13	医療法人財団河北総合病院	50040	丸の内における国際医療事業	5	広告規制の撤廃				現在のポジティブ・リスト(広告してよい事項)からネガティブ・リスト(広告してはいけない事項)原則自由の広告規制へ	医療法第69条により、広告できる事項が決まっているため、患者は医療機関を医師しない医療内容を比較できない。	広告規制を撤廃するかネガティブ・リストへ変更	医療法69条により広告できることが限られている	厚生労働省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2119	2119010	26	荒瀬新造	50010	貸切バス事業の道路運送法20条の適用除外制度	1	特区における貸切バス事業者の道路運送法20条の適用除外制度				・港湾や空港を有しない府県(特に国際観光都市京都)の交通アクセスの充実 ・阪神大震災以後制 ・貸切バス事業者の活性化をはかるため。 ・多様化した顧客ニーズに対応するため。 ・バス利用者にバス会社選択の機会を与えるため。 ・高速道路の延伸により旅行形態の多様化に対応するため。	貸切バス事業者が道路運送法20条で禁止行為としている区域において営業するとの規定	特区において貸切バス事業者に対し道路運送法20条の適用を除外するとの規定	直ちに施行が無理であれば施行期間を設けてバス協会等に状況を調査させてはどうか。また、顧客の要請に応じる場合は(利害関係者の承認を要する)特例として認める等の規定	・港湾や空港を有しない府県(特に国際観光都市京都)の交通アクセスの多様化 ・阪神大震災以後制 ・貸切バス事業者の活性化 ・バス利用者によるバス会社の選択の幅の拡大 ・高速道路の延伸による旅行形態の多様化 以上により現行制度では対応できない。	国土交通省	1208110
2120	2120010	23	中根正通	50010	万博特区	1	市街化調整区制限の緩和				万博開催まで時間がないので要する手続きを簡素化し、迅速に対応できるように		当該要件を撤廃し、地方自治体に権限を委譲する。	事前の住民からの意見聴取を求める。	高圧電線下の安全性の確認	国土交通省	1200100
2121	2121010	40	福岡チャータータスクール研究会	50110	福岡バイリンガルスクール特区	1	学校設置主体の要件の緩和	8002	C-1	学校は「公の性質」を有するものであり(教基法第6条)、設置と運営は、国家、社会として責任を持って取り組むべきで、極めて公共性の高いものとする。…中略… また、学校法人制度は学校教育等に認められる公共性の確保、安定性・継続的な学校教育等を保証するために特別にもけられたものであり、学校法人に求められる要件を充たさない民法法人等に学校の設置を認めることについても、特区に限らずとも適切ではない。と回答されているが、公教育の公共性・安定性・継続性を確保できる新しい制度(公設民営学校制度等)を創設し、非営利の民間教育団体の参入を可能にする方途も考えるべきではないか。	地域社会の新しい教育的ニーズに応えた、「公設民営」方式による学校を非営利の民間教育団体が公の支援を得て創るため、	学校教育法第2条で「学校は国、地方公共団体及び学校法人のみが設定できるとしていることについて、	非営利の民間教育団体も公の支援を得て、学校が設置できる。	地方公共団体の首長のもとに学校教育の公共性・安定性・継続性を確保するために、有識者から構成される「特区学校審議会」を設け、学校の設置の目的、設置、廃止の認証を審議する。審議会はそれぞれの学校が目的を達成しているかどうか、継続的に安定して学校経営が可能かどうかに関して、例えば、3年ごとに審議し、未達成あるいは不可能と判断した場合は廃校とする。	国、地方公共団体及び学校法人しか学校が設置できない。	文部科学省	
2121	2121020	40	福岡チャータータスクール研究会	50110	福岡バイリンガルスクール特区	2	特区学校審議会の創設				特区内に設置する公設民営学校の公共性、安定性、継続性を確保するため、	公設民営学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に、「この法律の規定により権限に置せられた事項を審議するため都道府県に、私立学校審議会を置く」とあることに関連して、	特区地方公共団体の首長の下に「特区学校審議会」を創設する。	学校教育法第17条、第35条、第41条、及び第52条第2項に定める学校の目的に適合するものとする。有識者による「特区学校審議会」を設置し、上記の目的が達成されているかどうかを審議する。	私立学校に対してのみ審議会が存在する。	文部科学省	
2121	2121030	40	福岡チャータータスクール研究会	50110	福岡バイリンガルスクール特区	3	特色ある教育課程の編成	8007 8032 8045	A	学習指導要領によらない教育課程の編成については、「研究開発学校制度の弾力的な運用により対応する。」と管理コードのすべてに書かれている。導入される言われない「特区研究開発学校制度」においても、学習指導要領を基準にして認可されるものと考えられ、現代社会の多様な教育ニーズに対応した特色ある、ユニークな教育課程をもった学校は許可されないと思われる。	特区地方公共団体の首長の下に構成される「特区学校審議会」に学校の教育課程に関して認可権をもたせるため、	学校教育法第17～20条、第36～38条、第17～第41～43条および小・中・高等学校の学習指導要領に教育内容が定められていることについて、	特区学校審議会に学校の教育課程の認可権を与える。	児童・生徒が各学校段階の終了時点で、各種試験団体が行う客観的な試験を受けることとし、特に、読み、書き、計算など能力の維持・向上が見られること(許認可の条件)とする。	学習指導要領が示している学年配当内容を守らなければならない。	文部科学省	
2121	2121040	40	福岡チャータータスクール研究会	50110	福岡バイリンガルスクール特区	4	英語による教科等の指導	8007 8008	A	「小学校段階から国語を除く全ての教科の授業を英語で行うなどの取り組みを含む計画については、国語能力の習得、英語で行う教科の内容の理解に付いて問題が生じることから、児童生徒の発達段階に応じて、適切な代替措置が担保されることが実地の前提条件として求められる。」としているが、国語と英語の二言語を学習し、英語で他の教科を学ぶ場合、一般の学校で期待される習得レベルとは自ずから違ってくるものと考えられ、現段階ではそれぞれの学校が独自に習得レベルを定めるべきである。	英語による教科指導を行う学校が、国語と英語の習得レベル及び他の教科の習得レベルを独自に定めることができるようにするため、	学習指導要領に示されている学年配当内容および総授業時間数について、	英語による教科指導を行う各学校は、国語、英語その他の教科の習得レベルを自ら設定する。	英語による教科指導を行う各学校は、国語、英語その他の教科の習得レベルを自ら設定する。	学習指導要領が示している学年配当内容および総授業時間数を守らなければならない。	文部科学省	
2121	2121050	40	福岡チャータータスクール研究会	50110	福岡バイリンガルスクール特区	5	学校修学年限の弾力化(小・中・高)	8006	A	今日の児童生徒の発達成長に調和した新しい年限区分が必要であると考え、	学校教育法に校種別に修学年限が規定されているため、小・中学校及び、小・中・高等学校の教育に「個性をもたせたい状況にあることから、	学校教育法第19条、第37条、第45条が各学校段階の年限を定めていることについて、	小学校4～5年、中学校3～4年、高等学校4年の学校制度(4-4-4、5-3-4制)を創る。	6-3-3制と制度が固定化されている。	文部科学省		
2121	2121060	40	福岡チャータータスクール研究会	50110	福岡バイリンガルスクール特区	6	一部、県費負担職員の任命権を特区学校審議会に付与				第三セクター方式と言っても良い、公設民営校が存在しない状況にあることから、	適用する法令はない、	特区学校が一定数の県費負担職員の採用を可能とする新しい規定を作る。	非営利の民間教育団体が公の支援を得て設立する特区学校は、公立学校と同様、高い公共性を有すると考える。	現行制度はない。	文部科学省	
2121	2121070	40	福岡チャータータスクール研究会	50110	福岡バイリンガルスクール特区	7	普通教員免許状の授与要件の緩和	8209	D	「外国の教員免許状を有する者には、都道府県教育委員会の行う教員職歴判定において、その修得した単位及び基礎資格等に基づき、日本の普通免許状を授与することができ、授与する免許状の種類についてはすべての科目に対応した免許状の授与が可能である。」と書かれるが、しかし、教員職歴判定は英語(母語)で行われていないと思われる。	英語によるバイリンガル教育をめざす公設民営学校は外国人教師を雇用せざるを得ないが、外国人教師の免許状が認められず、学級担任や教科担任として雇用できない状況にあることから、	「教育職員検定に際し、外国における免許状や授与された免許状の種類に基づき判断されることに関して、検定試験は英語(母語)で行われるようにする。	英語によって教授することを本務とする教師であることと条件とする。	教育職員検定で用いられる言語が明確ではない。	文部科学省		
2121	2121080	40	福岡チャータータスクール研究会	50110	福岡バイリンガルスクール特区	8	授業料の徴収および私学助成の対象の拡大				特区学校が経済的に困難することなく、必要十分な教育が行えるようにするため、	私立学校法第59条:国又は地方公共団体は、学校法人に対して、必要な助成をすることができることとしていることについて、	私立学校だけでなく公設民営方式による特区学校も、県費負担職員分を助成した上で、一部授業料の徴収ができ、かつ、一部私学助成が得られるようにする。	特区学校はその経理を公表し、特区学校審議会の承認を得ることとする。	私立学校だけが授業料を徴収でき、かつ、私学助成を得られる。	文部科学省	
2122	2122010	28	神戸チャータータスクール研究会	50110	神戸バイリンガルスクール特区	1	学校設置主体の要件の緩和	8002	C-1	学校は「公の性質」を有するものであり(教基法第6条)、設置と運営は、国家、社会として責任を持って取り組むべきで、極めて公共性の高いものとする。…中略… また、学校法人制度は学校教育等に認められる公共性の確保、安定性・継続的な学校教育等を保証するために特別にもけられたものであり、学校法人に求められる要件を充たさない民法法人等に学校の設置を認めることについても、特区に限らずとも適切ではない。と回答されているが、公教育の公共性・安定性・継続性を確保できる新しい制度(公設民営学校制度等)を創設し、非営利の民間教育団体の参入を可能にする方途も考えるべきではないか。	地域社会の新しい教育的ニーズに応えた、「公設民営」方式による学校を非営利の民間教育団体が公の支援を得て創るため、	学校教育法第2条で「学校は国、地方公共団体及び学校法人のみが設定できるとしていることについて、	非営利の民間教育団体も公の支援を得て、学校が設置できる。	地方公共団体の首長のもとに学校教育の公共性・安定性・継続性を確保するために、有識者から構成される「特区学校審議会」を設け、学校の設置の目的、設置、廃止の認証を審議する。審議会はそれぞれの学校が目的を達成しているかどうか、継続的に安定して学校経営が可能かどうかに関して、例えば、3年ごとに審議し、未達成あるいは不可能と判断した場合は廃校とする。	国、地方公共団体及び学校法人しか学校が設置できない。	文部科学省	
2122	2122020	28	神戸チャータータスクール研究会	50110	神戸バイリンガルスクール特区	2	特区学校審議会の創設				特区内に設置する公設民営学校の公共性、安定性、継続性を確保するため、	公設民営学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に、「この法律の規定により権限に置せられた事項を審議するため都道府県に、私立学校審議会を置く」とあることに関連して、	特区地方公共団体の首長の下に「特区学校審議会」を創設する。	学校教育法第17条、第35条、第41条、及び第52条第2項に定める学校の目的に適合するものとする。有識者による「特区学校審議会」を設置し、上記の目的が達成されているかどうかを審議する。	私立学校に対してのみ審議会が存在する。	文部科学省	
2122	2122030	28	神戸チャータータスクール研究会	50110	神戸バイリンガルスクール特区	3	特色ある教育課程の編成	8007 8032 8045	A	学習指導要領によらない教育課程の編成については、「研究開発学校制度の弾力的な運用により対応する。」と管理コードのすべてに書かれている。導入される言われない「特区研究開発学校制度」においても、学習指導要領を基準にして認可されるものと考えられ、現代社会の多様な教育ニーズに対応した特色ある、ユニークな教育課程をもった学校は許可されないと思われる。	特区地方公共団体の首長の下に構成される「特区学校審議会」に学校の教育課程に関して認可権をもたせるため、	学校教育法第17～20条、第36～38条、第17～第41～43条および小・中・高等学校の学習指導要領に教育内容が定められていることについて、	特区学校審議会に学校の教育課程の認可権を与える。	児童・生徒が各学校段階の終了時点で、各種試験団体が行う客観的な試験を受けることとし、特に、読み、書き、計算など能力の維持・向上が見られること(許認可の条件)とする。	学習指導要領が示している学年配当内容を守らなければならない。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2122	2122040	28	神戸チャータータスクール研究会	50110	神戸バイリンガルスクール特区	4	英語による教科等の指導	8007 8008	A	「小学校段階から国語を除く全ての教科の授業を英語で行うなどの取り組みを含む計画については、国語能力の習得、英語で行う教科の内容の理解に付いて問題が生じることから、児童生徒の発達段階に応じて、適切な代替措置が担保されることが実施の前提条件として求められる。」としているが、国語と英語の二言語を学習し、英語で他の教科を学ぶ場合、一般の学校で期待される習得レベルとは自ずから違ってくるものと考えられ、現段階ではそれぞれの学校が独自に習得レベルを定めるべきである。	英語による教科指導を行う学校が、国語と英語の習得レベル及び他の教科の修得レベルを独自に定めることができるようにするため、	学習指導要領に示されている学年配当内容および総授業時間数について、	英語による教科指導を行う各学校は、国語、英語その他の教科の習得レベルを自ら設定する。	英語による教科指導を行う学校が多くれば、共同して各教科の習得のレベルを統一して定めることは可能であるが、現状では各学校で定めることとする。但し、児童生徒は漢字検定試験や英語検定試験を受け、その結果を公表するものとする。また、英語による教科テストはテスト問題とテスト結果について公表するものとする。	学習指導要領が示している学年配当内容および総授業時間数を守らなければならない。	文部科学省	
2122	2122050	28	神戸チャータータスクール研究会	50110	神戸バイリンガルスクール特区	5	学校修学年限の弾力化(小・中・高)	8006	A	今日の児童生徒の発達成長に調和した新しい年限区分が必要であると考え、	学校教育法に校種別に修学年限が記述されているため、小・中学校及び、小・中・高等学校の教育に一貫性を果たすべく状況にあることから、	学校教育法第19条、第37条、第45条が各学校段階の年限を定めていることについて、	小学校4～5年、中学校3～4年、高等学校4年の学校制度(4-4-4、5-3-4制)を創る。	6-3-3制と制度が固定化されている。	文部科学省		
2122	2122060	28	神戸チャータータスクール研究会	50110	神戸バイリンガルスクール特区	6	一部、県費負担職員の任命権を特区学校審議会に付与				第三セクター方式と言っても良い、公設民営校が存在しない状況にあることから、	適用する法令はない、	特区学校が一定数の県費負担職員の採用を可能とする新しい規定を作る。	非営利の民間教育団体が公の支援を得て設立する特区学校は、公立学校と同様、高い公共性を有すると考える。	現行制度はない、	文部科学省	
2122	2122070	28	神戸チャータータスクール研究会	50110	神戸バイリンガルスクール特区	7	普通教員免許状の授与要件の緩和	8209	D	「外国の教員免許状を有する者には、都道府県教育委員会の行う教育職員検定において、その修得した単位及び基礎資格等に基づき、日本の普通免許状を授与することができるが、授与する免許状の種類についてはすべての教科に対応した免許状の授与が可能である。」と書かれているが、しかし、教育職員検定は英語(母語)で行われていないと思われる。	英語によるバイリンガル教育をめざす公設民営学校は外国人教師を雇用せざるを得ないが、外国人教師のもつ免許状が認知されず、学級担任や教科担任として雇用できない状況にあることから、	外国の教員免許状を有する者は都道府県教育委員会の行う教育職員検定を受けなければならないことについて、	「教育職員検定に際し、外国における免許状や授与された免許状の種類に基づき判断されることに関して、検定試験は英語(母語)で行われるようにする。	英語によって教授することを本務とする教師であることを条件とする。	教育職員検定で用いられる言語が明確ではない、	文部科学省	
2122	2122080	28	神戸チャータータスクール研究会	50110	神戸バイリンガルスクール特区	8	授業料の徴収および私学助成の対象の拡大				特区学校が経済的に困窮することなく、必要十分な教育が行えるようにするため、	私立学校法第59条、国又は地方公共団体は、学校法人に対して、必要な助成をすることができることについて、	私立学校だけでなく公設民営方式による特区学校も、県費負担職員分を徴収した上で、一部授業料の徴収ができ、かつ、一部私学助成が得られるようにする。	特区学校はその経理を公表し、特区学校審議会の承認を得ることとする。	私立学校だけが授業料を徴収でき、かつ、私学助成を得られる。	文部科学省	
2123	2123010	13	東京チャータータスクール研究会	50110	東京バイリンガルスクール特区	1	学校設置主体の要件の緩和	8002	C-1	学校は「公の性質」を有するものであり(教基法第6条)、設置と運営は、国家、社会として責任を持って取り組むべきで、極めて公共性の高いものとする。…中略…また、学校法人制度は学校経営等に求められる公共性の確保、安定的・継続的な学校教育等を保証するために特別にもうけられたものであり、学校法人に求められる要件を充たさない民法法人等に学校の設置を認めることについても、特区に限らずたしても適切ではない。」と回答されているが、公教育の公共性・安定性・継続性を確保できる新しい制度(公設民営学校制度等)を創設し、非営利の民間教育団体の参入を可能にする方途も考えるべきではないか。	地域社会の新しい教育的ニーズに応えた、「公設民営」方式による学校を非営利の民間教育団体が公の支援を得て創るため、	学校教育法第2条で「学校は国、地方公共団体及び学校法人のみが設定できる」としていることについて、	非営利の民間教育団体も公の支援を得て、学校が設置できる。	地方公共団体の首長のもとに学校教育の公共性、安定性・継続性を確保するために、有識者から構成される「特区学校審議会」を設け、学校の設置の目的、設置、廃止の認可を審議する。審議会はそれぞれの学校が目的を達成しているかどうか、継続的に安定して学校経営が可能かどうかに関して、例えば、3年ごとに審議し、未達成あるいは不可能と判断した場合は廃校とする。	国、地方公共団体及び学校法人しか学校が設置できない、	文部科学省	
2123	2123020	13	東京チャータータスクール研究会	50110	東京バイリンガルスクール特区	2	特区学校審議会の創設				特区内に設置する公設民営学校の公共性、安定性、継続性を審議するため、	公設民営学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に、「この法律の規定により権限に置せられた事項を審議させるため都道府県に、私立学校審議会を置く」とあることに関連して、	特区地方公共団体の首長の下に「特区学校審議会」を創設する。	学校教育法第17条、第35条、第41条、及び第52条第2項に定められている学校の目的に達成するものとする。有識者による「特区学校審議会」を設置し、上記の目的が達成されているかどうかを審議する。	私立学校に対してのみ審議会が存在する。	文部科学省	
2123	2123030	13	東京チャータータスクール研究会	50110	東京バイリンガルスクール特区	3	特色ある教育課程の編成	8007 8032 8045	A	学習指導要領による教育課程の編成については、「研究開発学校制度の弾力的な運用により対応する。」と管理コードのすべてに書かれている。導入される言われている「特区研究開発学校制度」においても、学習指導要領を基準にして認可されるものと考えられ、置かれた多様な教育ニーズに対応した特色ある、ユニークな教育課程をもった学校は許可されないと思われる。	特区地方公共団体の首長の下に構成される「特区学校審議会」に学校の教育課程に関して認可を認めるため、	学校教育法第17～20条、第36～38条、第17～第41～49条および小・中・高等学校の学習指導要領に教育内容が定められていることについて、	特区学校審議会に学校の教育課程の認可権を与える。	児童・生徒が各学校段階の終了時点で、各種試験団体が行う客観的な試験を受けることとし、特に、読み、書き、計算する能力の維持・向上が求められること(許認可の条件)とする。	学習指導要領が示している学年配当内容を守らなければならない、	文部科学省	
2123	2123040	13	東京チャータータスクール研究会	50110	東京バイリンガルスクール特区	4	英語による教科等の指導	8007 8008	A	「小学校段階から国語を除く全ての教科の授業を英語で行うなどの取り組みを含む計画については、国語能力の習得、英語で行う教科の内容の理解に付いて問題が生じることから、児童生徒の発達段階に応じて、適切な代替措置が担保されることが実施の前提条件として求められる。」としているが、国語と英語の二言語を学習し、英語で他の教科を学ぶ場合、一般の学校で期待される習得レベルとは自ずから違ってくるものと考えられ、現段階ではそれぞれの学校が独自に習得レベルを定めるべきである。	英語による教科指導を行う学校が、国語と英語の習得レベル及び他の教科の修得レベルを独自に定めることができるようにするため、	学習指導要領に示されている学年配当内容および総授業時間数について、	英語による教科指導を行う各学校は、国語、英語その他の教科の習得レベルを自ら設定する。	英語による教科指導を行う学校が多くれば、共同して各教科の習得のレベルを統一して定めることは可能であるが、現状では各学校で定めることとする。但し、児童生徒は漢字検定試験や英語検定試験を受け、その結果を公表するものとする。また、英語による教科テストはテスト問題とテスト結果について公表するものとする。	学習指導要領が示している学年配当内容および総授業時間数を守らなければならない、	文部科学省	
2123	2123050	13	東京チャータータスクール研究会	50110	東京バイリンガルスクール特区	5	学校修学年限の弾力化(小・中・高)	8006	A	今日の児童生徒の発達成長に調和した新しい年限区分が必要であると考え、	学校教育法に校種別に修学年限が記述されているため、小・中学校及び、小・中・高等学校の教育に一貫性を果たすべく状況にあることから、	学校教育法第19条、第37条、第45条が各学校段階の年限を定めていることについて、	小学校4～5年、中学校3～4年、高等学校4年の学校制度(4-4-4、5-3-4制)を創る。	6-3-3制と制度が固定化されている。	文部科学省		
2123	2123060	13	東京チャータータスクール研究会	50110	東京バイリンガルスクール特区	6	一部、県費負担職員の任命権を特区学校審議会に付与				第三セクター方式と言っても良い、公設民営校が存在しない状況にあることから、	適用する法令はない、	特区学校が一定数の県費負担職員の採用を可能とする新しい規定を作る。	非営利の民間教育団体が公の支援を得て設立する特区学校は、公立学校と同様、高い公共性を有すると考える。	現行制度はない、	文部科学省	
2123	2123070	13	東京チャータータスクール研究会	50110	東京バイリンガルスクール特区	7	普通教員免許状の授与要件の緩和	8209	D	「外国の教員免許状を有する者には、都道府県教育委員会の行う教育職員検定において、その修得した単位及び基礎資格等に基づき、日本の普通免許状を授与することができるが、授与する免許状の種類についてはすべての教科に対応した免許状の授与が可能である。」と書かれているが、しかし、教育職員検定は英語(母語)で行われていないと思われる。	英語によるバイリンガル教育をめざす公設民営学校は外国人教師を雇用せざるを得ないが、外国人教師のもつ免許状が認知されず、学級担任や教科担任として雇用できない状況にあることから、	外国の教員免許状を有する者は都道府県教育委員会の行う教育職員検定を受けなければならないことについて、	「教育職員検定に際し、外国における免許状や授与された免許状の種類に基づき判断されることに関して、検定試験は英語(母語)で行われるようにする。	英語によって教授することを本務とする教師であることを条件とする。	教育職員検定で用いられる言語が明確ではない、	文部科学省	
2123	2123080	13	東京チャータータスクール研究会	50110	東京バイリンガルスクール特区	8	授業料の徴収および私学助成の対象の拡大				特区学校が経済的に困窮することなく、必要十分な教育が行えるようにするため、	私立学校法第59条、国又は地方公共団体は、学校法人に対して、必要な助成をすることができることについて、	私立学校だけでなく公設民営方式による特区学校も、県費負担職員分を徴収した上で、一部授業料の徴収ができ、かつ、一部私学助成が得られるようにする。	特区学校はその経理を公表し、特区学校審議会の承認を得ることとする。	私立学校だけが授業料を徴収でき、かつ、私学助成を得られる。	文部科学省	
2124	2124010	20	長野県公設民営学校連合会	50110	長野県公設民営学校特区	01	非営利の民間教育団体の学校経営への参入など学校設置主体の緩和	8002	C-1	学校は「公の性質」を有するものであり(教基法第6条)、設置と運営は、国家、社会として責任を持って取り組むべきで、極めて公共性の高いものとする。…中略…また、学校法人制度は学校経営等に求められる公共性の確保、安定的・継続的な学校教育等を保証するために特別にもうけられたものであり、学校法人に求められる要件を充たさない民法法人等に学校の設置を認めることについても、特区に限らずたしても適切ではない。」と回答されているが、公教育の公共性・安定性・継続性を確保できる新しい制度を創設し、民間事業者の参入を可能にする方途も考えるべきではないか。	地域社会の新しい教育的ニーズに応えた、公と民間共同で創る「公設民営」方式による学校を創るため、	学校教育法第2条で「学校は国、地方公共団体及び学校法人のみが設定できる」としていることについて、	非営利の民間事業者も公の支援を得て、学校が設置できる。	地方公共団体の首長のもとに学校教育の公共性、安定性・継続性を確保するために、有識者から構成される「特区公設民営学校審議会」を設け、学校の設置の目的、設置、廃止の認可を審議する。審議会はそれぞれの学校が目的を達成しているかどうか、継続的に安定して学校経営が可能かどうかに関して、例えば、3年ごとに審議し、未達成あるいは不可能と判断した場合は廃校とする。	国、地方公共団体及び学校法人しか学校が設置できない、	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(分類コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2124	2124020	20	長野県公設民営学校連合会	50110	長野県公設民営学校特区	02	特区公設民営学校審議会の創設			特区内に設置する公設民営学校の公共性、安定性、継続性を確保するため、	公設民営学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に、「この法律の規定により権限に属せしめられた事項を審議させるため都道府県に、私立学校審議会を置く」とあることに関連して、	都道府県の首長の下に「特区公設民営学校審議会」を創設する。	学校教育法第17条、第35条、第41条、及び第52条第2項に定められている学校の目的に達成するものとする。有識者による特区学校審議会を設置し、上記の目的が達成されているかどうかを審議する。	国、地方公共団体及び学校法人が設置できない。	文部科学省		
2124	2124030	20	長野県公設民営学校連合会	50110	長野県公設民営学校特区	03	特色ある教育プログラムを持つ教育課程の編成	8007 8032 8045	A	学習指導要領によらない教育課程の編成については、研究開発学校制度の弾力的な運用により対応する。」と管理コードのすべてに答えているが、たとえ、導入されると言われている「特区研究開発学校制度」においても、学習指導要領を基準にして認可されるものと考えられ、現代社会の多様なニーズに対応した特色ある、ユニークな教育プログラムをもった学校は許可されないと思われる。	都道府県の首長の下に構成される「特区公設民営学校審議会」に学校の教育課程に関して認可をたせるため、	学校教育法第17～20条、第36～38条、第17～第41条および小・中・高等学校の学習指導要領に教育内容が定められていることについて、	特区公設民営学校審議会に学校の教育課程の認可を認める。	児童生徒が各学校段階の終了時点で、各種試験団体が行う客観的な試験を受けることとし、特に、読み、書き、計算する能力の維持・向上が見られること(許可の条件)とする。	学習指導要領が示している学年、配当内容を守らねばならない。	文部科学省	
2124	2124040	20	長野県公設民営学校連合会	50110	長野県公設民営学校特区	04	英語による教科等の指導	8007 8008	A	「小学校段階から国語を除く全ての教科の授業を英語で行うなどの取り組みを含む計画については、国語能力の習得、英語で行う教科の内容の理解に付いて問題が生じることから、児童生徒の発達段階に応じて、適切な代替措置が担保されることが実地の前提条件として求められるとしているが、国語と英語の二言語を学習し、英語で他の教科を学ぶ場合、一般の学校で期待される習得レベルとは必ずしも違ってくるものと考えられ、現段階ではそれぞれが各自に習得レベルを定めるべきである。	英語による教科指導を行う学校では、国語と英語の習得レベル及び他の教科の習得レベルが各自に定めることができるようにするために、	学習指導要領に示されている学年配当内容について、	英語による教科指導を行う各学校は、国語、英語その他の教科の習得レベルを自ら設定する。	英語による教科指導を行う学校が多くれば、共同して各教科の習得のレベルを統一して定めることは可能であるが、現段階では各学校で定めることとする。但し、児童生徒は漢字検定試験や英語検定試験を受け、その結果を公表するものとする。また、英語による教科テストはテスト問題とテスト結果について公表するものとする。	学習指導要領が示している学年、配当内容を守らねばならない。	文部科学省	
2124	2124050	20	長野県公設民営学校連合会	50110	長野県公設民営学校特区	05	学校修業年限の弾力化(小・中・高)	8006	A	各学校段階の修業年限の弾力化に言及されていない。今日の児童生徒の発達成長に調和した年限区分が必要であると考え。	学校教育法が校種別に記述されているため、小・中学校及び、小・中・高等学校の教育に一貫性をたせにくい状況にあることから、	学校教育法第1条に「学校とは小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び、幼稚園」とあることについて、また、第19、37、46条に各学校段階の修業年限が決められていることについて、	小学校4～5年、中学校3～4年、高等学校4年の学校制度(4-4-4制、5-3-4制)を創る。	6-3制と制度が固定化されている。	文部科学省		
2124	2124060	20	長野県公設民営学校連合会	50110	長野県公設民営学校特区	06	一部、重要負担職員の任命権を特区公設民営審議会に付与			第三セクター方式と言っても良い、公設民営校が存在しない状況にあることから、	適用する法令はない。	一定数の重要負担職員の採用を可能とする新しい規定を作る。	地方公共団体と第三者の共同で設立する公設民営学校は、公立学校と同様、高い公共性を有すると考える。	現行制度はない。	文部科学省		
2124	2124070	20	長野県公設民営学校連合会	50110	長野県公設民営学校特区	07	高校入学資格の緩和			インターナショナルスクール(中学校)の卒業生の高校への入学も期待されるが、学校として認定されていないため、入学させられない状況にあることについて、	学校教育法第1条について、	学校教育法第1条に「インターナショナル・スクール(国際学校)」(仮称)という言葉を加筆する。	国際学校とは、国際学校コロシアム協議会(The European Council of International schools)認定校とする。	国際学校は1校として認められていない。	文部科学省		
2124	2124080	20	長野県公設民営学校連合会	50110	長野県公設民営学校特区	08	普通教員免許状の授与要件の緩和	8209	D	「外国の教員免許状を有する者には、都道府県教育委員会の行う教員免許状決定において、その修得した単位及び基礎資格等に基づき、日本の普通免許状を授与することができるが、授与する免許状の種類についてはすべての教科に対応した免許状の授与が可能である。」と言われるが、しかし、教員免許状は英語(母語)で行われていないと思われる。	英語による「インターナショナル」教育をめざす公設民営学校は外国人教師を雇用できるを得ないが、外国人教師のもつ免許状が認知されず、学級担任や教科担任として雇用できない状況にあることについて、	外国の教員免許状を有する者は都道府県教育委員会の行う教員免許状を受けなければならないことについて、	「教員免許状決定に際し、外国における免許状や授与された免許状の種類に基づき判断される」とことに関して、検定試験は英語(母語)で行われるようにする。	英語によって教授することを本務とする教師であることを条件とする。	教員免許決定で用いられる言語が明確ではない。	文部科学省	
2124	2124090	20	長野県公設民営学校連合会	50110	長野県公設民営学校特区	09	校長、教頭、教諭、その他の職員の拡大			教職員について「校長、教頭、教諭、講師、養護教諭、事務職員、養護助教諭」という規定があり、子どもの心理を取り扱い学校カウンセラーや寄宿制学校では不可欠な看護婦(士)が採用できない状況にあることについて	学校教育法第28条の規定について、	学校カウンセラー及び看護婦(士)を加筆する。	学校カウンセラー及び看護婦(士)は学校の職員にならない。	文部科学省			
2125	2125010	13	(株)大林組	50020	都市再生推進特区	1	駐車場設置義務の緩和			都心部オフィスビルの建築計画の自由度を増し、有効率を高めることにより、事業採算性の向上を図り、建設投資を促進するため。	駐車場法第20条により駐車場整備地区内における、特定用途の当該規模以上の建築物については駐車場を設けなければならないと定められていることについて、	都心部のオフィスビルにおける駐車場設置義務を緩和するため、商業施設やホテルとは異なる算定基準とし、附属すべき駐車台数を現行規制の半分程度とする。	周辺にも充分に駐車場が確保され、マストに整備された交通利便性の高い場所に限る。	オフィスビルの建設の場合も商業施設やホテルと同様の算定基準に基づく駐車場を確保する必要があり、公共交通機関の利便性が低い都心部では駐車場は十分活用されていない。また、駐車場を地下に設けることが多いが、建築コスト高につながる。	国土交通省	1203060	
2126	2126010	13	(株)大林組	50020	市街地再開発事業推進特区	1	市街地再開発事業の補助対象の緩和			都市再生の観点から、市街地再開発事業の計画物件の事業化を促進するため。	市街地再開発事業に対する補助制度の対象が「2号施設」のみとなっていることについて、	補助制度の対象を「2号施設」のみではなく、総事業費の50%程度まで緩和する。	市街地再開発事業に対する補助制度の対象が「2号施設」のみと限定的なため、事業化のインセンティブにならない。	国土交通省	1203290		
2127	2127010	13	(株)大林組	50020	優良建築物等整備推進特区	1	優良建築物等整備事業の補助対象の拡大等			良好な市街地環境整備の観点から、優良建築物等整備事業の計画物件の事業化を促進するため。	優良建築物等整備事業における補助制度の対象が建築ガイドラインなどにより限定的であり、高齢者対象、単身者住宅、小規模集合住宅が対象とされない。また補助額が地方公共団体の財政状況の影響を受け、上限額が設定されることにより、事業化へのインセンティブとなるほどの補助金が得られない。補助金申請のための資料作成が煩雑であること、	補助制度の対象として高齢者対象・単身者住宅、小規模集合住宅が対象とするなどの見直しを行う。国が地方自治体の補助額にかかわらず一定の補助率での補助を行い、また国の補助率を2/3へ引き上げを図る。さらに「一定の要件を満たした建物に対しては総事業費の30%の補助を行う」などの制度の簡素化を進める。	優良建築物等整備事業における補助制度の対象が限定的であること、また、補助額が地方公共団体の財政状況の影響を受けることから、有効に機能していない。	国土交通省	1206610		
2128	2128010	13	(株)大林組	50020	法定外公共物私下げ特区	1	里道・水路等の法定外公共物の公用用途廃止・私下げ手続の簡素化・迅速化			里道・水路などの法定外公共物が開発エリアに含まれる開発事業において、事業スケジュールの短縮・事業コストの低減を図り、民間開発事業者の事業意欲を増進させるため。	国有財産法20条、28条、29条において普通財産の売り払い、譲与を規定しているが、法定外公共物についてその手続が定められた法令等がないことについて、	里道・水路の公用用途廃止・私下げ手続の簡素化・迅速化を図る。たとえば申請がされてから行政より回答を行うまでの期間を3ヶ月などに短縮する。公用用途廃止の手続と公用地払い下げの手続を一体のものとして行う。また関係者同意の手続は行政機関によって行うなど。	里道・水路が大規模に運搬されることにより事業コストを増加させ、民間開発事業者の負担増となる。また民間事業者の希望通りの期間での事業化が行えないことから、開発意欲を減退させている。	国土交通省			
2129	2129010	13	(株)大林組	50020	介護医療特区	1	老人保健施設経営主体の緩和			介護老人保健施設の運営に競争原理を導入し、質の高い介護老人保健施設の立地を促進することにより、入居者満足度の向上を図るため。	介護保険法第94条により、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生大臣が定める者以外は介護老人保健施設開設の許可を受けることができないことについて、	株式会社介護老人保健施設開設を容認する。	公平で、継続的・安定的サービスの提供を促すため、業務適正化の推進(併合)法人その他厚生大臣が定める者以外は介護老人保健施設開設の許可を受けることができないため、株式会社は介護老人保健施設を開設することができない。	厚生労働省			
2130	2130010	13	(株)大林組	50020	都市再生推進特区	1	大規模都市開発における環境影響評価、大規模小売店立地法等の重複予測項目の一本化			大規模都市開発における民間事業者の負担コスト軽減と手続き期間短縮を図り、都市開発事業を促進するため。	環境影響評価法第11条及び大規模小売店立地法第4条により、騒音予測及び商業開発予測について同様の手続きを求められていることについて、	大規模都市開発において、環境影響評価に基づく計画全体を対象にした予測を完了している場合は、大規模小売店立地法の同様の予測については、その手続きを簡素化する。	環境影響評価法および大規模小売店立地法の双方の対象事業に該当する場合、環境影響評価で計画全体に対する騒音予測、商業開発予測を完了しているにも関わらず、大規模小売店立地法で、店舗部分だけを対象にした騒音及び商業開発の予測作業を行う必要があり、予測にかかるコスト及び期間が民間事業者の大きな負担となっている。しかも、店舗部分だけを対象にした予測は実質的な意味がない。	環境省 経済産業省	1103020 1300160		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2131	2131010	14	NPO法人構の木学園	50080	NPO法人学校特区	7	教職員の採用権者の拡大			学校が求める人材を独自に教職員に任命できるようにするため。	教育公務員特例法第13条で、教員を採用する際の選考を、校長と教育委員会の教育長が行うことになっている点。	校長が専断で教職員の採用決定をできるようにする。	校長は当該地方自治体の特区学校審議会に対して、新規の教職員に關する文書提出をふくみ、実質、経験ともに十分であることを説明するものとする。	現行では、独自の特色ある教育をすることができる。真に学校に必要な教職員を十分に採用することができる。	文部科学省		
2131	2131020	14	NPO法人構の木学園	50080	NPO法人学校特区	8	私学助成に関する条件の緩和			経済的に困難することなく、必要な教育を行うことができるようにするため。	私立学校法59条:国又は地方公共団体は、…学校法人に対し、私立学校に關し必要な助成をすることができる。	私立学校でなく、特区学校に対しても私学助成を行って欲しい。	地方自治体の特区学校審議会に対し、公共性のある教育であることを説明して許可を得る。	公立でも私立でもない特区学校に關する助成の規則がない。	文部科学省		
2131	2131030	14	NPO法人構の木学園	50080	NPO法人学校特区	01	養護学校設立に関する条件の緩和		D	学校法人でない非営利活動法人の設立する特色ある学校を、法的に「学校」と認めてもらうため。	学校教育法第2条:学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる。	学校法人以外のNPO法人を初めとする公益法人にも、正式に学校設立権を与えてほしい。	特区認定された地方公共団体の長の認可を経たNPO法人を初めとする公益法人による学校の設置を、特区学校として許可する。自治体の首長の下に「特区学校審議会(仮称)」を置き、この機関が首長に代わって法人の審査等を行う。	現状では、学校法人以外の学校設立が認可されておらず、保護者は多大な経済的負担を強いられる。	文部科学省		
2131	2131040	14	NPO法人構の木学園	50080	NPO法人学校特区	02	学校設置者以外の学校管理・運営の容認	8101	c-1	学校法人でない非営利活動法人の設立する特色ある学校を、「公設民営学校」として運営するため	学校教育法第5条で、学校の設置者以外に管理・運営を認めていない点。	学校設置者以外にも、学校設置者の認可するNPO法人などによる学校の運営と管理ができるようにしてほしい。	特区認定された地方公共団体の長の認可を経たNPO法人を初めとする公益法人による学校の運営と管理を、特区学校として許可する。自治体の首長の下に「特区学校審議会(仮称)」を置き、この機関が首長に代わって法人の審査等を行う。	現状では、学校設置者以外の学校管理、運営を認めていないので、公立学校をNPO法人などが管理、運営することによって、特色のある学校にすることができる。	文部科学省		
2131	2131050	14	NPO法人構の木学園	50080	NPO法人学校特区	03	特区学校審議会の創設			特区内にNPOなどの非営利法人の設立する学校の公共性、安定性、継続性を確保するため	特区学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に「この法律の規定により権限に關せしめられた事項を審議させるため都道府県に私立学校審議会を置く」とあることについて	地方自治体の首長の下に「特区学校審議会」を創設する。	学校教育法第17条、第35条、第41条、および第52条第2項に定められている学校の目的に達するものとする。有識者による「特区学校審議会」を設置し、上記の目的が達成されているかどうかを審議する。	現行制度はない。	文部科学省		
2131	2131060	14	NPO法人構の木学園	50080	NPO法人学校特区	04	学校認可に関する施設、設備の条件の緩和			莫大な資金力なくとも、学校が設立できるようにする。	私立学校法25条:施設、設備またはこれに有する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。	施設や設備の自己保有が如何は、学校の質とは直接には関係ない。重要なのは、それをずっと安定して使用できるか否かである。	自己保有する必要はなく、借用の見込みがあれば、学校を認可できるものとし、公立学校でもなく、私立学校でもない、特区学校として位置づける。	自己保有条件がついていると、現実的に経済面で学校を設立することは不可能になる。	文部科学省		
2131	2131070	14	NPO法人構の木学園	50080	NPO法人学校特区	05	小中高一貫教育、教育課題の弾力化、教科の自由な設定など、特色のある教育プログラムに関する緩和	8007 8032 8045	A	「学習指導要領によらない教育課程の編成については、研究開発学校制度の弾力的な対応により対応する」と考えられているが、たとえ「特区研究開発学校制度」であろうと、文部科学省の許認可を必要とする必要があることは、学習指導要領の範疇から大きく外れることにはならないであろうと予測されるためいづれ規制をまぬがれないと考える。	必ずしも学習指導要領にとらわれることなく、程度の差を持つ子どもに合わせた特色のある教育を行うのに支障がないようにするため。	学校教育法第17～20条、第36～38条、第41～43条、第51条第7項、及び小・中学校の学習指導要領に教育内容が定められていることについて。	中学校、高校を卒業するまでの全課程で学習する学習期間を当該地方自治体の長に申請し、特区学校審議会の承認を得ることを必要とする。	現行では、独自の特色ある教育をすることができる。	文部科学省		
2131	2131080	14	NPO法人構の木学園	50080	NPO法人学校特区	06	教職員免許状授与権者の拡大(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	c-1	特区学校審議会にその権限を委託することにより、文部科学省の回答がある「個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保し、安定性、継続性の確保を担保する制度」となり得ると考えるため。	既成の教職員免許状を持っていないでも、程度免状講習の教育に従事し、経験を積み、それを特別免許状の取得条件とすることができるようにするため。	特別免許状の授与権者に、地方自治体の長を加える。首長の下に置かれる特区学校審議会では、十分な理由と学校の権限があれば、既存の教職員免許状を持っていないでも、特別免許を授与するものとする。	地方自治体の首長の下に特区学校審議会を設置し、そこで、各学校の特別な教育内容をみながら、学校の推薦により、教員の個別審査を行う。	都道府県の教育委員会だけが、授与権者になっている現状では、特色のある学校の教員が必要とする特別免許状の取得が容易でない。	文部科学省		
2132	2132010	1	北斗国際交流事業協同組合	50070	中国人研修実習受入れ特区	1	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の規制緩和			法務省告示第567号7のホ研修生の受入れ人数部分、当地区における企業は受入れ機関の常勤の職員数は200人以下の企業が殆どであり、研修生を一人でも多く受け入れ、企業の活性化と国際交流の発展を図りたい。	法務省告示第567号7のホ研修生の受入れ人数部分、常勤職員の総数50人以下、研修生の人数3人の部分を改正し、より多くの研修生を受け入れられ、企業の活性化と国際交流の発展をはかる。	法務省告示第567号7のホ研修生の受入れ人数部分、常勤職員の総数50人以下、研修生の人数3人の部分を改正し、10人以内の研修生を受け入れられることを可能にし、現在以上に企業の活性化と国際交流の発展を図りたい。	外国人受入れについては、入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の5号の特例を定める件により定められており、研修生を多く受け入れることができない。	法務省	0500530		
2133	2133010	13	東京医科歯科大学大学院 医療経済学分野	50030	包括的医療特区「文京医療クラスター」	1	診療用放射線同位元素を備える届出を複数の病院で一括することの容認			現行は、病院が診療用放射線同位元素を備える届出は各病院が個別に行うべきことを、PET診断に不可欠なFDG製剤の共同管理、共同利用を容易ならしめるために、一括して届出できるように規制緩和を要望する。	医療法第15条第3項の「病院又は診療所の管理者は、…届け出なければならない。」のくぐりに、特区においては複数の病院の一括届け出を容認する規定を加えることを要望する。	病院に診療用放射線同位元素を備えるには、病院の管理者が都道府県知事に届出なければならない。しかし、サイクロトロン、FDG製剤装置を共同利用するにあたり、放射線同位元素を共同管理する必要あることから、届出を個々の病院の管理者が行うのではなく、一括して行うことが、管理運営上、合理的である。	病院に診療用放射線同位元素を備えるに当たっては、医療法第15条第3項および同施行規則第28条第2項により、病院の管理者が届出ると規定されており、複数の病院が一括して届出ることができない。	厚生労働省			
2133	2133020	13	東京医科歯科大学大学院 医療経済学分野	50030	包括的医療特区「文京医療クラスター」	2	共同製剤されたFDG製剤を複数の病院に供給することの容認			共同製剤施設で大量生産された低コストのFDG製剤を、本構想に参画する病院に供給可能とすることを目的として、当該事項を明文化する必要がある。	薬事法による医薬品の製造・販売に関する規制は存在するが、共同製剤されたFDG製剤を複数の病院に供給することについては容認も否認されていない。	共同製剤されたFDG製剤を複数の病院に供給することについて、明確に容認するよう明文化することを要望する。	共同製剤されたFDG製剤を複数の病院に供給することについては、明文規定がない。	厚生労働省			
2133	2133030	13	東京医科歯科大学大学院 医療経済学分野	50030	包括的医療特区「文京医療クラスター」	3	共同製剤されたFDG製剤を保険診療において用いることの容認			共同製剤施設で製剤された、すなわち院外で製剤されたFDG製剤を、保険診療で用いることができるように、明文化することを要望する。	保険医療機関及び保健医療担当規制により、院内製剤された薬物以外の医薬品については、厚生労働大臣が定めるもの以外、保険診療で用いることができないが、共同製剤されたFDG製剤については明文化されていない。	院内製剤された薬物以外の医薬品については、厚生労働大臣が定めるもの以外、保険診療で用いることができないが、共同製剤されたFDG製剤は、共同製剤施設を利用する医療機関に限り、共同製剤された薬物とみなして使用できるようにすることを要望する。	共同製剤されたFDG製剤を保険診療で用いるか否かに関しては、明文規定がない。	厚生労働省			
2134	2134010	13	東京医科歯科大学歯学部、歯学部附属病院	50030	「歯学総合医療センター」特区	1	一定の訓練を受けた歯科医師が、歯科医療以外の医療を行うことの容認			歯科医療と一般医療の境界にわたる疾病治療を効率化するため	医師法第17条より、医師のみが医療を行うことができることについて	一定の訓練を受けた歯科医師が、高度の歯科医療を提供できる医療機関において、歯科と内科の境界領域の疾患について医療を行うことを容認する。	一定の条件の下で、医師が歯科医療をなすようにする。	歯科医師免許と医師免許が明確に区別されているため、歯科と内科の境界の疾患の治療が必ずしも円滑に行われていない。	厚生労働省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2134	2134020	13	東京医科歯科大学歯学部・歯学部附属病院	50030	「歯学総合医療センター」特区	2	高度医療期間における病床数の増加に関する協議と同意から届け出制への変更				病床数を弾力的に増減して、先端的医療を迅速に臨床応用できるようにするため	医療法第30条の3などにより、病床過剰地域における増床は、高度医療機関が集中する地域においても、厚生労働大臣と協議し、その増床数について同意を得なければならないことについて	厚生労働大臣への届け出に変更する		厚生労働大臣との協議およびその同意を必要とするため、病床数の増減を迅速に行うことができない。	厚生労働省	
2134	2134030	13	東京医科歯科大学歯学部・歯学部附属病院	50030	「歯学総合医療センター」特区	3	歯科医師に対する2年間の医学教育課程の実現				医師と歯科医師の両資格を有する医療人を輩出し、歯科医療と医療の境界領域における医学・歯学の進歩と発展のため	学校教育法第55条の22により、歯科医師に医師国家試験の受験資格を与えるためには、3年以上の医学教育を受けさせなければならないことについて	歯科医師が2年間の医学教育を受けることにより、医師国家試験の受験資格を得ることを容認する。	医師が2年間の歯学教育を受けることにより、歯科医師国家試験の受験資格を得ることを容認する。	医師と歯科医師の両免許を取得するためには、長い年月を要するため、両資格を備える医療人が排出しがたい。	文部科学省 厚生労働省	
2134	2134040	13	東京医科歯科大学歯学部・歯学部附属病院	50030	「歯学総合医療センター」特区	4	大学院新専攻の開設に係る大学院設置基準に関する教員数と校舎面積の規制の緩減				時代のニーズに適合した新たな大学院専攻の開設・運営にあたり、大規模な設備投資と多額の人員費を要することなく可能なため	大学院の設置には、一定数の教員を置き、一定の面積を満たす校舎を用意しなければならないことについて	客員教員や既設専攻の教員による兼任、既設校舎の有効利用を図ることを条件に、教員数および校舎面積の制限を緩減する。	教員数と設備に関する当該特例が適性かつ有効に機能しているか、多角的な評価が必要である。	大学院設置基準の定めにより、新専攻の開設には設備投資や人員費など多額の資金が必要である。	文部科学省	
2134	2134050	13	東京医科歯科大学歯学部・歯学部附属病院	50030	「歯学総合医療センター」特区	5	新技術および新材料について保険診療での自由な使用の容認				新技術および新材料の臨床試験、臨床評価をより迅速に行うため	新技術および新材料の使用は、業法で定める治療の連続の下、または高度先進医療の承認の下でのみ認められていることについて	新材料および新技術を用い、治療および高度先進医療の特にとらわれず、保険診療で自由に使用できるようにする。		新材料および新技術を保険診療において自由に使用することは認められていない。	厚生労働省	
2134	2134060	13	東京医科歯科大学歯学部・歯学部附属病院	50030	「歯学総合医療センター」特区	6	初診・再診に係る選定療養に関する適用拡大で、歯学部附属病院への適用拡大				歯学部附属病院に多数受診する、セカンドオピニオンを求めている患者への対応に要する時間に見合う収入を確保するため	現在、200床以上の病院と特定機能病院に認められている初診・再診に係る選定療養について	200床を満たす、特定機能病院でもない歯学部附属病院にも適用する。		本学歯学部附属病院は病床数が60床であり、特定機能病院でもなため、初診・再診に係る選定療養の適用がない。	厚生労働省	
2135	2135010	34	ひろしま青年円卓会議	50080	リサイクル特区	1					物性の似通った廃棄物を排出する排出企業が、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業と協力をし、組合として再資源化商品生産工場を建設することで個別企業の負担を軽減化する。	排出企業が排出する特別管理産業廃棄物の処分について自らが行う場合、特別管理産業廃棄物の処分を必要としない要項を物性の似通った廃棄物を排出する企業と、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業が設立する事業協同組合に適用していただきたい。	非営利団体ひろしま青年円卓会議は、排出される廃棄物の再資源化による物質循環の効率化による物質投入量の低減化を目指す。物性の似通った廃棄物を排出する企業及び同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業に呼びかけ、共通の問題意識を持つ事業協同組合の設立を行う。	排出企業には、排出する廃棄物を環境負荷の低い処分コストを「資産」計上する報告書の作成を義務付ける。また、資産として特定された排出物をバーコード等を使用した資源管理システムにより物量値・質物値・成分値・安全値を表示し、適性使用又は処分されるまでを管理する。	個別企業による取り組みは投資負担が大きく、量の確保も不安定なことから、再資源化商品ユーザーのニーズに答え難いことから自ら処理を行う企業は少ない。	環境省	1300350
2135	2135020	34	ひろしま青年円卓会議	50080	リサイクル特区	01	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2章一般廃棄物 第2節一般廃棄物処理業第7条の1の1 一般廃棄物の収集又は運搬				物性の似通った廃棄物を排出する排出企業が、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業と協力をし、組合として再資源化商品生産工場を建設することで個別企業の負担を軽減化する。	排出企業が排出する一般廃棄物の収集・運搬について自らが行う場合、一般廃棄物の収集及び運搬の業の許可を必要としない要項を物性の似通った廃棄物を排出する企業と、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業が設立する事業協同組合に適用していただきたい。	非営利団体ひろしま青年円卓会議は、排出される廃棄物の再資源化による物質循環の効率化による物質投入量の低減化を目指す。物性の似通った廃棄物を排出する企業及び同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業に呼びかけ、共通の問題意識を持つ事業協同組合の設立を行う。	排出企業には、排出する廃棄物を環境負荷の低い処分コストを「資産」計上する報告書の作成を義務付ける。また、資産として特定された排出物をバーコード等を使用した資源管理システムにより物量値・質物値・成分値・安全値を表示し、適性使用又は処分されるまでを管理する。	個別企業による取り組みは投資負担が大きく、量の確保も不安定なことから、再資源化商品ユーザーのニーズに答え難いことから自ら処理を行う企業は少ない。	環境省	1300500
2135	2135030	34	ひろしま青年円卓会議	50080	リサイクル特区	02	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2章一般廃棄物 第2節一般廃棄物処理業第7条の1の1 一般廃棄物の処分				物性の似通った廃棄物を排出する排出企業が、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業と協力をし、組合として再資源化商品生産工場を建設することで個別企業の負担を軽減化する。	排出企業が排出する一般廃棄物の処分について自らが行う場合、一般廃棄物の処分を必要としない要項を物性の似通った廃棄物を排出する企業と、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業が設立する事業協同組合に適用していただきたい。	非営利団体ひろしま青年円卓会議は、排出される廃棄物の再資源化による物質循環の効率化による物質投入量の低減化を目指す。物性の似通った廃棄物を排出する企業及び同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業に呼びかけ、共通の問題意識を持つ事業協同組合の設立を行う。	排出企業には、排出する廃棄物を環境負荷の低い処分コストを「資産」計上する報告書の作成を義務付ける。また、資産として特定された排出物をバーコード等を使用した資源管理システムにより物量値・質物値・成分値・安全値を表示し、適性使用又は処分されるまでを管理する。	個別企業による取り組みは投資負担が大きく、量の確保も不安定なことから、再資源化商品ユーザーのニーズに答え難いことから自ら処理を行う企業は少ない。	環境省	1300500
2135	2135040	34	ひろしま青年円卓会議	50080	リサイクル特区	03	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3章産業廃棄物 第3節産業廃棄物処理業第14条の1の1 産業廃棄物の収集又は運搬				物性の似通った廃棄物を排出する排出企業が、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業と協力をし、組合として再資源化商品生産工場を建設することで個別企業の負担を軽減化する。	排出企業が排出する産業廃棄物の収集・運搬について自らが行う場合、産業廃棄物の収集及び運搬の業の許可を必要としない要項を物性の似通った廃棄物を排出する企業と、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業が設立する事業協同組合に適用していただきたい。	非営利団体ひろしま青年円卓会議は、排出される廃棄物の再資源化による物質循環の効率化による物質投入量の低減化を目指す。物性の似通った廃棄物を排出する企業及び同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業に呼びかけ、共通の問題意識を持つ事業協同組合の設立を行う。	排出企業には、排出する廃棄物を環境負荷の低い処分コストを「資産」計上する報告書の作成を義務付ける。また、資産として特定された排出物をバーコード等を使用した資源管理システムにより物量値・質物値・成分値・安全値を表示し、適性使用又は処分されるまでを管理する。	個別企業による取り組みは投資負担が大きく、量の確保も不安定なことから、再資源化商品ユーザーのニーズに答え難いことから自ら処理を行う企業は少ない。	環境省	1300500
2135	2135050	34	ひろしま青年円卓会議	50080	リサイクル特区	04	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3章産業廃棄物 第3節産業廃棄物処理業第14条の1の4 産業廃棄物の処分				物性の似通った廃棄物を排出する排出企業が、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業と協力をし、組合として再資源化商品生産工場を建設することで個別企業の負担を軽減化する。	排出企業が排出する産業廃棄物の処分について自らが行う場合、産業廃棄物の処分を必要としない要項を物性の似通った廃棄物を排出する企業と、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業が設立する事業協同組合に適用していただきたい。	非営利団体ひろしま青年円卓会議は、排出される廃棄物の再資源化による物質循環の効率化による物質投入量の低減化を目指す。物性の似通った廃棄物を排出する企業及び同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業に呼びかけ、共通の問題意識を持つ事業協同組合の設立を行う。	排出企業には、排出する廃棄物を環境負荷の低い処分コストを「資産」計上する報告書の作成を義務付ける。また、資産として特定された排出物をバーコード等を使用した資源管理システムにより物量値・質物値・成分値・安全値を表示し、適性使用又は処分されるまでを管理する。	個別企業による取り組みは投資負担が大きく、量の確保も不安定なことから、再資源化商品ユーザーのニーズに答え難いことから自ら処理を行う企業は少ない。	環境省	1300500
2135	2135060	34	ひろしま青年円卓会議	50080	リサイクル特区	05	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3章産業廃棄物 第3節産業廃棄物処理業第14条の4の1 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬				排出企業が排出する廃棄物において収集・運搬及び処分について自らが行う場合、特別管理産業廃棄物の収集及び運搬の業の許可を必要としない要項を物性の似通った廃棄物を排出する企業と、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業が設立する事業協同組合に適用していただきたい。	排出企業が排出する特別管理産業廃棄物の収集・運搬について自らが行う場合、特別管理産業廃棄物の収集及び運搬の業の許可を必要としない要項を物性の似通った廃棄物を排出する企業と、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業が設立する事業協同組合に適用していただきたい。	非営利団体ひろしま青年円卓会議は、排出される廃棄物の再資源化による物質循環の効率化による物質投入量の低減化を目指す。物性の似通った廃棄物を排出する企業及び同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業に呼びかけ、共通の問題意識を持つ事業協同組合の設立を行う。	排出企業には、排出する廃棄物を環境負荷の低い処分コストを「資産」計上する報告書の作成を義務付ける。また、資産として特定された排出物をバーコード等を使用した資源管理システムにより物量値・質物値・成分値・安全値を表示し、適性使用又は処分されるまでを管理する。	個別企業による取り組みは投資負担が大きく、量の確保も不安定なことから、再資源化商品ユーザーのニーズに答え難いことから自ら処理を行う企業は少ない。	環境省	1300500
2136	2136010	23	全国食品リサイクル事業協同組合	50070	食品廃棄物リサイクル特区	1					食品関連企業から排出される食品廃棄物の再資源化において食品廃棄物排出企業が協力をし、組合を設立し、再資源化商品を生産する工場を建設することで、個別企業の投資負担を軽減し、量の確保を図り、再資源化商品ユーザーに安定的に飼料等生産品を供給する事業を行う。	食品関連企業が排出する廃棄物において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法」において自ら処理を行う場合、一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可を必要としない要項を食品関連企業と食品廃棄物の再資源化商品である飼料のユーザーである一次産業者が協力をし、組合を設立して適用していただきたい。	食品関連企業は、排出される食品廃棄物の再資源化による物質循環の効率化による物質投入量の低減化を目指す。食品関連企業と食品廃棄物の再資源化商品である飼料のユーザーである一次産業者が協力をし、組合を設立して適用していただきたい。	組合に参加する食品廃棄物排出企業に排出物の環境負荷の低い処分コストを「資産」計上する報告書の作成を義務付ける。また、資産として特定された排出物をバーコード等を使用した資源管理システムにより物量値・質物値・成分値・安全値を表示し、適性使用又は処分されるまでを管理する。	個別企業による取り組みは投資負担が大きく、量の確保も不安定なことから、再資源化商品ユーザーのニーズに答え難いことから自ら処理を行う企業は少ない。	環境省	1300380

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代議措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2136	2136020	23	全国食品リサイクル事業協同組合	50070	食品廃棄物リサイクル特区	2				食品関連企業から排出される食品廃棄物の再資源化において食品廃棄物排出企業が協力をし、再資源化商品を生産する工場を建設することで、個別企業の投資負担を軽減し、再資源化商品ユーザーに安定的に飼料等生産品を供給する事業を行う。	食品関連企業が排出する廃棄物において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において自ら処理を行う場合、一般廃棄物の処分許可を必要としない事項を食品関連企業と食品廃棄物の再資源化商品である飼料のユーザーである一次産業者が協力をし設立する事業協同組合に適用していただきたい。	食品廃棄物リサイクル事業において、食品廃棄物排出企業が自ら一次産業に使用する飼料を生産する再資源化事業を行うこと、今後求められている食の安全と安心が確保され、再資源化事業を再資源化商品ユーザーが参加した組合事業として行うことで、再資源化事業を行う排出企業の負担を軽減し、食の安全を確保し、適性により又は処分されるまでを管理する。	組合に参加する食品廃棄物排出企業に排出物の環境負荷のない処理コストを「資産」として計上する報告書の作成を義務付ける。又、資産として特定された排出物をバーコード等を使用した資源管理システムにより、物量・質・管理・成分・安全値を表示し、適性により又は処分されるまでを管理する。	個別企業による取り組みは投資負担が大きい量の確保も不安定なため、再資源化商品ユーザーのニーズに答え難いことから、自ら処理を行う企業は少ない。	環境省	1300360	
2136	2136030	23	全国食品リサイクル事業協同組合	50070	食品廃棄物リサイクル特区	3				食品関連企業から排出される食品廃棄物の再資源化において食品廃棄物排出企業が協力をし、再資源化商品を生産する工場を建設することで、個別企業の投資負担を軽減し、再資源化商品ユーザーに安定的に飼料等生産品を供給する事業を行う。	食品関連企業が排出する廃棄物において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において自ら処理を行う場合、産業廃棄物の処分許可を必要としない事項を食品関連企業と食品廃棄物の再資源化商品である飼料のユーザーである一次産業者が協力をし設立する事業協同組合に適用していただきたい。	食品廃棄物リサイクル事業において、食品廃棄物排出企業が自ら一次産業に使用する飼料を生産する再資源化事業を行うこと、今後求められている食の安全と安心が確保され、再資源化事業を再資源化商品ユーザーが参加した組合事業として行うことで、再資源化事業を行う排出企業の負担を軽減し、食の安全を確保し、適性により又は処分されるまでを管理する。	組合に参加する食品廃棄物排出企業に排出物の環境負荷のない処理コストを「資産」として計上する報告書の作成を義務付ける。又、資産として特定された排出物をバーコード等を使用した資源管理システムにより、物量・質・管理・成分・安全値を表示し、適性により又は処分されるまでを管理する。	個別企業による取り組みは投資負担が大きい量の確保も不安定なため、再資源化商品ユーザーのニーズに答え難いことから、自ら処理を行う企業は少ない。	環境省	1300390	
2136	2136040	23	全国食品リサイクル事業協同組合	50070	食品廃棄物リサイクル特区	4				食品関連企業から排出される食品廃棄物の再資源化において食品廃棄物排出企業が協力をし、再資源化商品を生産する工場を建設することで、個別企業の投資負担を軽減し、再資源化商品ユーザーに安定的に飼料等生産品を供給する事業を行う。	食品関連企業が排出する廃棄物において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において自ら処理を行う場合、産業廃棄物の処分許可を必要としない事項を食品関連企業と食品廃棄物の再資源化商品である飼料のユーザーである一次産業者が協力をし設立する事業協同組合に適用していただきたい。	食品廃棄物リサイクル事業において、食品廃棄物排出企業が自ら一次産業に使用する飼料を生産する再資源化事業を行うこと、今後求められている食の安全と安心が確保され、再資源化事業を再資源化商品ユーザーが参加した組合事業として行うことで、再資源化事業を行う排出企業の負担を軽減し、食の安全を確保し、適性により又は処分されるまでを管理する。	組合に参加する食品廃棄物排出企業に排出物の環境負荷のない処理コストを「資産」として計上する報告書の作成を義務付ける。又、資産として特定された排出物をバーコード等を使用した資源管理システムにより、物量・質・管理・成分・安全値を表示し、適性により又は処分されるまでを管理する。	個別企業による取り組みは投資負担が大きい量の確保も不安定なため、再資源化商品ユーザーのニーズに答え難いことから、自ら処理を行う企業は少ない。	環境省	1300360	
2137	2137010	46	宇宙開発事業団	50060	宇宙開発特区	1	人工衛星打上射場の探検工場への指定			人工衛星等の輸入の際には輸入消費税が課せられ、最終的には運付されるものの一時的に顧客の負担が大きいため、鹿児島県に射場を置くための人工衛星打上射場事業は競争上不利な状態に陥っている現状を是正するため	輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第13条において免税とされるものに人工衛星等を追加する。	人工衛星等の輸入消費税を免税とし、日本の打上げサービス事業者の競争上の不利益を解消する。	人工衛星として打ち上げに供されることを証明する。	宇宙関係物品は関税暫定措置法により関税のみが免税とされている	財務省	0700370	
2137	2137020	46	宇宙開発事業団	50060	宇宙開発特区	2	高圧ガス保安法の特別充填許可・特別認定の一般制度化			打上げに供される物品についても原則として汎用品と同等の製造上の規制が課せられるが、打上げ用物品はその性質に応じた規制を用いることが適切であることから	高圧ガス保安法第3条において適用除外とされる事項に宇宙関連物品を追加する。	海外と比して負担の大きい高圧ガス保安法関連の申請の手続きを、宇宙用物品に適したものにする。	宇宙用物品であっても他の分野には用いられないことを証明する。海外においてASMAに規制を受ける可能性がある場合は互換性を認める。	宇宙関係物品は軽量化の要請から通常の安全率とれないことが明確である。使用目的、場所及び使用者が限定されているため、再資源化商品ユーザーのニーズに答え難いことから、自ら処理を行う企業は少ない。	経済産業省	1150130	
2137	2137030	46	宇宙開発事業団	50060	宇宙開発特区	3	電波法に基づく無線局免許の対象外に見直し			日本で打上げ予定で海外で製造される人工衛星の電波法上の手続きが複雑であるため、負担感が大きい。打上げ射場内に影響が限定される場合は、その性質に応じた規制を用いることが適切であることから	電波法第4条第1項第3号に定める無線局免許の対象外のものに追加する。	遠隔地に置かれた射場の建物内における電波の発着はスビルオーバーがイーストプロレベルであり、他の無線局の運用を阻害するような電波その他の妨害を及ぼすものではないため、免許の対象外とする。	スビルオーバーがイーストプロレベルであり、他の無線局の運用を阻害するような電波その他の妨害を及ぼすものではないため、免許の対象外とする。	総務省	0405310		
2137	2137040	46	宇宙開発事業団	50060	宇宙開発特区	4	電波法に基づく異免許人間通信の許可			実験局と実用局の異免許人間通信は認められないなどにより手続きが複雑化しているが、打上げ射場内に影響が限定される場合は、その性質に応じた規制を用いることが適切であることから	実験局と実用局の通信が異免許人間通信として認められないが、例外とすること。	実験局とされる地上局・ロケットと実用局とされる商業衛星間の通信に異免許人間通信として認められないが、例外とすること。	地上設備・ロケットは実用局、商業衛星は異免許人間通信として認められず、打上げ作業時のために重複した免許が必要。	総務省	0405320 0405330		
2137	2137050	46	宇宙開発事業団	50060	宇宙開発特区	5	労働安全衛生法のクレーン等の運転の資格緩和			日本で打上げ予定で海外で製造される人工衛星の日本における整備作業等において、製造企業の訓練を受けた作業員がクレーン等の運転をできるようにすることが適切であることから	労働安全衛生法第61条に定める技能講習及び71条に定める免許について、海外における同様の資格と互換性を認める	衛星作業の専門家が実施するのが適例である衛星関係の特殊な場合、日本でも海外と同様に衛星の専門家が実施できるようにする。	海外において同様の資格を持っていることおよび限定された領域の限定された作業であることを確認する。	人工衛星は特殊な取り扱いを要することから専門の作業員が作業するのが合理的であるが、現行規定では日本語で研修を受ける必要があるなど合理的でない。	厚生労働省		
2137	2137060	46	宇宙開発事業団	50060	宇宙開発特区	6	税制上の優遇			人工衛星打上げサービス事業は多額の投資を要することから、特区で実施する人工衛星打上げサービス事業のための投資を誘発するために、税制上の優遇措置を講じることが望ましいことから	人工衛星打上げサービス事業の用に供する設備で1000万円を超える設備の新設または増設、あるいは研究開発投資に当分の間、税制上の優遇措置を講じる	人工衛星打上げサービス事業の用に供する設備で1000万円を超える設備の新設または増設、あるいは研究開発投資を行った場合、特別償却費としての経費参入または設備償却または投資額の一定比率を法人税から控除できるものとする。	多額の投資が必要である人工衛星打上げサービス事業への投資への誘因がない	財務省	0700710		
2137	2137070	46	宇宙開発事業団	50060	宇宙開発特区	7	人工衛星打上げサービス用インフラの廉価での利用			人工衛星打上げサービス用インフラは独立行政法人化が予定されている宇宙開発事業団が保有しているが、独立行政法人としての収入確保の観点から廉価での利用を定める可能性はあることから	人工衛星打上げサービス用インフラの使用の対価を定める際の廉価での利用が可能となるよう、独立行政法人宇宙航空研究開発機構への所要の代替措置を講じる	人工衛星打上げサービス用インフラの使用の対価を定める際の廉価での利用が可能となるよう、独立行政法人宇宙航空研究開発機構への所要の代替措置を講じる	民間企業による人工衛星打上げサービスの成功が、必ずしも独立行政法人宇宙航空研究開発機構の存続につながらない限り、機構への誘因がない	文部科学省			
2137	2137080	46	宇宙開発事業団	50060	宇宙開発特区	8	人工衛星に関する輸入消費税の免税			人工衛星等の輸入の際には輸入消費税が課せられ、最終的には運付されるものの一時的に顧客の負担が大きいため、鹿児島県に射場を置くための人工衛星打上げサービス事業は競争上不利な状態に陥っている現状を是正するため	輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第13条において免税とされるものに人工衛星等を追加する。	人工衛星等の輸入消費税を免税とし、日本の打上げサービス事業者の競争上の不利益を解消する。	人工衛星として打ち上げに供されることを証明する。	宇宙関係物品は関税暫定措置法により関税のみが免税とされている	財務省	0700720	
2137	2137090	46	宇宙開発事業団	50060	宇宙開発特区	9	人工衛星打上げサービスへの輸出免税の適用			人工衛星打上げサービスは、人工衛星という荷物を宇宙という日本の主権の及ばない地域へ運ぶものであり、国際輸送と解釈することが妥当であることから	消費税法第7条第1項第3号に定める輸出免税に該当することの確認	人工衛星打上げサービスは、人工衛星という荷物を宇宙という日本の主権の及ばない地域へ運ぶものであり、国際輸送と解釈して消費税の免税対象とすることが妥当である。	人工衛星打上げサービスの性質について統一した解釈がなされていない	財務省	0700730		
2138	2138010	13	新潟鍼灸院 飯沼浩江	50010	東京都のアレルギー疾患を安全・定量的に治す治療法・治療者募集と検証	1	医師法及び関係法規広告の制限			アトピー性皮膚炎を安全・定量的に治すことを目的にNPOiCEBM判定依頼。併せて東京都においてモデル事業として医療広告の制限の一部解除願。	東京都内在住アトピー性皮膚炎患者	現在は鍼灸治療での研究完成者がNPOの審査を受け、アトピー性皮膚炎の治療過程を継続し、所轄省庁へ報告書を提出して許可願に提出する。NPOが治療者を募集し審査する。	NPO審査は自発的に実行する。	医療、広告の制限は、すぐれた治療開発をした場合、進歩をさまたげない。	厚生労働省		
2139	2139010	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	1	学校設置主体の要件の緩和(株式会社等学校法人以外による学校設置および経営等)	8002 8411	C - 1	学校法人制度は学校経営等に求められる公共性の確保、安定性、継続的な学校教育等を確保するために特別に設けられたものであり、学校法人に求められる要件を満たさない現法人等への学校設置を認める事については、特に慎重な検討が必要である。この点については、特に慎重な検討が必要である。また、安定性・継続性についても学校法人制度以外にも担保する方法があると考えられる。	学校教育法第2条における、学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置する事が出来る、という点に関する事。	「学校事業者」による学校は、設置認可に当たり学校教育法16条・36条・42条等の教育目標達成と独自の教育効果に対し客観的定量的な指標を定め、責任を負い、遵守できない時は廃校にすることを要する事。2. 設置年度に於ける収入を上限とする事。	「学校事業者」による学校は、設置認可に当たり学校教育法16条・36条・42条等の教育目標達成と独自の教育効果に対し客観的定量的な指標を定め、責任を負い、遵守できない時は廃校にすることを要する事。2. 設置年度に於ける収入を上限とする事。	学校教育法第2条の「学校の設置者」に於いては設置基準が厳しすぎ、多様なニーズに対応できる特別な教育を行う「新しいタイプの学校」の設立が極めて困難である。	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	規制の特例事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2139	2139020	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	2	学校設置主体の緩和(「学校事業者による学校を私立学校に準じる存在」として認可)				「学校事業者による学校」を私立学校法に定める私立学校に準じる存在として認めてほしい。	私立学校法第2条第3項において、「私立学校」が、学校法人の設置する学校であるという規定について。	私立学校法第2条第3項に次のように追加する。「この法律において「私立学校」とは、学校法人又は学校事業者の設置する学校をいう。」	「学校事業者」による学校は、設置認可にあり学校教育法18条・36条・42条等の教育目標を満たし独自の教育効果に対し香川の定量的な指標を定め所轄庁に対し責任を負い、遵守できない時は所轄庁は廃校にする事が出来るものとする。	私立学校を設立できるのは、学校法人に限られている。	文部科学省	
2139	2139030	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	3	私立学校法における「学校事業者」の定義の追加。				私立学校法における「学校事業者」の定義を確認したい。	私立学校法第3条において、「学校事業者」の定義がなされていないことに関して。	私立学校法第3条 第2項以下を追加。「この法律において学校事業者とは、私立学校の設置を目的として、構造改革特別区法律に基づき特区認定を受けた地方公共団体により認可された株式会社、NPO等の法人を言う。」	私立学校法において「学校事業者」の定義が無い。	文部科学省		
2139	2139040	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	4	私立学校法における「学校事業者および学校事業者による学校」の所轄庁の確認				私立学校法における「学校事業者および学校事業者による学校」の所轄庁を確認したい。	私立学校法第4条における所轄庁の規定に関して。	私立大学及び私立高等専門学校 二 番号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専門学校及び私立各種学校 三 第一号に掲げる私立学校を設置する学校法人 四 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第六十四条第四項の法人 五 第一号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校、私立専門学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人 六 特区における学校事業者およびその設置する学校	「学校事業者」による学校は、設置認可にあり学校教育法18条・36条・42条等の教育目標を満たし独自の教育効果に対し香川の定量的な指標を定め所轄庁に対し責任を負い、遵守できない時は所轄庁は廃校にする事が出来るものとする。	私立学校法における「学校事業者による学校」の所轄庁が無い。	文部科学省	
2139	2139050	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	5	「学校事業者による学校」に対する所轄庁の権限の確認				私立学校法における「学校事業者による学校」の所轄庁の権限を確認したい。	私立学校法第5条において、所轄庁は、私立学校について学校教育法第4条第1項及び第13条の規定にかかわらず、次に掲げる権限を有する。事について。	私立学校法第5条に第3項として以下を追加する。「学校事業者による私立学校については、所轄庁は「課程」についての権限は有しない。」	「学校事業者」による学校は、設置認可にあり学校教育法18条・36条・42条等の教育目標を満たし独自の教育効果に対し香川の定量的な指標を定め所轄庁に対し責任を負い、遵守できない時は所轄庁は廃校にする事が出来るものとする。	「学校事業者による学校」を所轄する所轄庁権限の規定が無い。	文部科学省	
2139	2139060	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	6	「学校事業者による学校」に対して私立学校審議会に関する規定の適用除外。				学校事業者による全く新しいタイプの学校の設立および運営等に関して、既存の私立学校審議会より諮問は発生する恐れがあるので、適用除外して欲しい。	私立学校法 第8条から第17条における私立学校審議会等の規定について。	私立学校法第8条から17条の私立学校審議会についての規定は、学校事業者の設置する私立学校に対しては、適用しないものとする。	「学校事業者」による学校は、設置認可にあり学校教育法18条・36条・42条等の教育目標を満たし独自の教育効果に対し香川の定量的な指標を定め所轄庁に対し責任を負い、遵守できない時は所轄庁は廃校にする事が出来るものとする。	「学校事業者による学校」は新しいタイプの学校の運営であるため、既存の私立学校審議会による対応には問題が生じる恐れがある。	文部科学省	
2139	2139070	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	7	学校教育法上の学校設置基準からの適用除外				「学校事業者による学校」は全く新しいタイプの学校として、結果責任を特区に認定された自治体の長に対して取っているため、設置基準の緩和ではなく、学校法人としての設置基準は適用しないで欲しい。	学校教育法第3条において、「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、監督庁の定める設置、編成その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない」という事について。	学校教育法第3条に第2項として以下を追加。「第2条第4項において、学校事業者と規定された者に対しては、前項を適用しない。」	「学校事業者」による学校は、設置認可にあり学校教育法18条・36条・42条等の教育目標を満たし独自の教育効果に対し香川の定量的な指標を定め所轄庁に対し責任を負い、遵守できない時は所轄庁は廃校にする事が出来るものとする。	現行の学校設置基準が適用されず、	文部科学省	
2139	2139080	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	8	学校教育法上の学校設置・廃止等に関する規定の適用除外				「学校事業者による学校」は特区認定自治体の長が認定するため、現行の監督庁の監督対象には該当しないので、適用除外して欲しい。	学校教育法第4条、「国立学校及びこの法律によって設置義務を負う者の設置する学校の他、(中略)設置廃止、設置の変更その他法令で定める事項は監督庁の認可を受けなければならない。」事について。	「学校事業者」による学校は、設置認可にあり学校教育法18条・36条・42条等の教育目標を満たし独自の教育効果に対し香川の定量的な指標を定め所轄庁に対し責任を負い、遵守できない時は所轄庁は廃校にする事が出来るものとする。	「学校事業者による学校」は特区認定自治体の長が認定するため、現行の監督庁の監督対象に該当しない。	文部科学省		
2139	2139090	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	9	「学校事業者による学校」への私学助成金の適用				不登校や障害を持つ児童生徒など、多様なニーズの子も通を受け入れることを目指した新しいタイプの学校運営に於いては、個別に対応したきめ細かな運営が必要であり、多様なコミュニティや地域活動を実施するには通常の学校運営以上に経費が必要とされることが想定される。そのため、既存の私立学校と同等程度の私学助成金が得られるようにし、それによりより公共性の高い学校経営を目指す。	私立学校法59条において、国又は、地方公共団体は、教育の振興上必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に必要な助成をする事が出来る。ということに関して。	私立学校法第59条を以下のように追加する。「国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、学校法人及び学校事業者に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。」	特区の認定を受けた自治体の長により認定された「学校事業者」であり、学校教育法および私立学校法において、既存の学校法人ならびに私立学校に準じる存在であるとの規定を受けることにより、学校事業者による私立学校への助成適用を可能とする。	私立学校法59条において、現行制度上の学校法人に対してのみ私学助成金が支給される制度になっており、学校法人以外は支給対象になっていない。	文部科学省	
2139	2139100	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	10	「学校事業者による学校」における授業料徴収				「学校事業者による学校」においても、私立学校として義務教育課程の授業料徴収ができるものとする。	学校教育法第6条において、「学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、これに準ずる盲学校、聾学校及び養護学校又は中等教育学校の前期過程における義務教育については、これを徴収することができない。」ということについて。	学校教育法第6条を以下のように明記する。「学校及び第2条第4項において、学校事業者と規定された者により設置された学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、これに準ずる盲学校、聾学校及び養護学校又は中等教育学校の前期過程における義務教育については、これを徴収することができない。」	「学校事業者」による学校は、設置認可にあり学校教育法18条・36条・42条等の教育目標を満たし独自の教育効果に対し香川の定量的な指標を定め所轄庁に対し責任を負い、遵守できない時は所轄庁は廃校にする事が出来るものとする。	「学校事業者による学校」は特区認定自治体の長が認定するため、現行の監督庁の監督対象に該当しない。	文部科学省	
2139	2139110	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	11	私立学校振興助成法における学校事業者による学校の定義				以下の私立学校振興助成法 第2条(定義)に関して。 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第1条並びに学校教育法第2条第4項、第5項で規定する学校をいう。 この法律において「学校法人」とは、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)第三条に規定する学校法人をいう。 この法律において「私立学校」とは、私立学校法第2条第三項に規定する学校をいう。 4 この法律において「所轄庁」とは、私立学校法第4条に規定する所轄庁をいう。	これに対しては、すでに、私立学校法第2条第3項をこの法律において「私立学校」とは、学校法人又は学校事業者の設置する学校をいう。」と規定することにより、適用対象とする。	憲法89条問題(公金その他の公の財産は、公の支配に属しない教育事業に支出し、又はその利用に供してはならない)については、「学校法人以外の私立の学校」「公の支配に属する教育事業」と言えることを意味し、「学校事業者による学校」についても同様の規定を置けば、憲法89条問題はクリアされるのではないか。	学校法人および私立学校以外の学校には私立学校助成金が支給されない。	文部科学省		
2139	2139120	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	12	私立学校法附則の確認				私立学校法附則18、第4条第2項、第5条、第6条、第8条第1項、第9条第2項、第11条及び第59条の規定中、私立学校には、当分の間、学校教育法第102条第1項の規定により学校法人以外のものをもって設置された私立の学校(以下「学校法人立以外の私立の学校」という。)を含むものとし、第59条の規定中、学校法人には当分の間、学校法人立以外の私立学校を設置する者を含むものとする。事について。	私立学校法附則18、を以下のように追加する。第四條第二項、第五條、第六條、第八條第一項、第九條第二項、第十一條及び第五十九條附則中私立学校には、当分の間、学校教育法第百二條第一項及び学校教育法第百二條第四項、五項の規定により学校法人以外のものをもって設置された私立の学校(以下「学校法人立以外の私立の学校」という。)を含むものとし、第五十九條の規定中学校法人にはmと異なる間、学校法人立以外の私立学校を設置する者を含むものとする。	私立学校法附則18、を以下のように追加する。第四條第二項、第五條、第六條、第八條第一項、第九條第二項、第十一條及び第五十九條附則中私立学校には、当分の間、学校教育法第百二條第一項及び学校教育法第百二條第四項、五項の規定により学校法人以外のものをもって設置された私立の学校(以下「学校法人立以外の私立の学校」という。)を含むものとし、第五十九條の規定中学校法人にはmと異なる間、学校法人立以外の私立学校を設置する者を含むものとする。	私立学校法の附則で確認がなされていない。	文部科学省		
2139	2139130	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	13	学校施設および設備の借用に関する基準緩和の拡大		8412	B	別途、学校教育法2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校が、増加しつつある不登校や障害などを持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育環境を整備するために小学校、中学校、高校における敷地および設備等の借用を全面的に認めて欲しい。	私立学校法25条における、私立学校に必要な施設及び設備等、経費に必要な財産を有しなければならない。という規定について	別途、学校教育法2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校においては、第1項の規定に限らず、その施設および設備等についても借用も可能とする。	借用可能に関しては、特区法により認定された地方自治体の長により別途定められた学校設置基準に従うものとする。	私立学校法25条において、施設等を有しなければいけないという基準により、特に都市部での、多様な学校の新規設置が困難となった学校設置基準に従うものとする。	文部科学省	
2139	2139140	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	14	学校施設および設備に関する基準の弾力化				別途、学校教育法2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校が、増加しつつある不登校や障害などを持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育環境を整備するために小学校、中学校、高校における敷地および設備等の設置条件を緩和して欲しい。	学校教育法施行規則第1条に規定する、学校設置の諸条件について。	別途、学校教育法2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校においては、第1項の規定に限らず、その施設および設備等についても借用も可能とする。	設置認可に関しては、特区法により認定された地方自治体の長により別途定められた学校設置基準に従うものとする。	学校教育法施行規則第1条により、一律に学校設備等が定められていることは、地域特性に応じた独自の学校設置を目指す特区内の学校においては、障害となりうる。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(分類コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード	
2139	2139250	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	25	教員の配置基準の弾力化				別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校が、増加しつづける不登校や障害などを持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育成果をあげるために、特区内中等教育学校における教員配置の選定を学校ごとの独自の認定基準を設け、判断認定できるようにしてほしい。独自の教員配置を可能とすることは、教育内容および成果の向上を目指すため、教科設定や教科用図書等の独自選定とあわせて、特区内学校において、一連の教育活動として不可欠の要素である。なお、教員配置の基準については、特区認定の自治体の長の認定に基づいた定量的な指標を定め、その遵守義務を負うことにより、教育委員会の判断とは別に定めるものとする。	学校教育法第51条に準用される、高等学校での教員配置について。	第2項として以下を追加する。「第1項の規定に関わらず、学校教育法第2条に新たに規定を設ける学校事業者による私立学校においては、特区に認定された地方自治体の長の認可にもとづき、別途教員配置の認定基準を定めるものとする。」	教員配置認定に際しては、特区法により認定された地方自治体の長により別途定められた基準に従うものとする。	学校教育法第51条により、高等学校の教員配置が一律に定められることは、特区学校における多様なニーズおよび地域特性に応じた教育内容を実現するためには障害となりうるものであり、特区ごと、特区内の学校における教育内容および成果が図られるように柔軟性を高めることが重要である。	文部科学省		
2139	2139260	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	26	教員の配置基準の弾力化				別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校が、増加しつづける不登校や障害などを持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育成果をあげるために、特区内中等教育学校における教員配置の選定を学校ごとの独自の認定基準を設け、判断認定できるようにしてほしい。独自の教員配置を可能とすることは、教育内容および成果の向上を目指すため、教科設定や教科用図書等の独自選定とあわせて、特区内学校において、一連の教育活動として不可欠の要素である。なお、教員配置の基準については、特区認定の自治体の長の認定に基づいた定量的な指標を定め、その遵守義務を負うことにより、教育委員会の判断とは別に定めるものとする。	学校教育法第51条の規定する、中等教育学校での教員配置について。	第2項として以下を追加する。「第1項の規定に関わらず、学校教育法第2条に新たに規定を設ける学校事業者による私立学校においては、特区に認定された地方自治体の長の認可にもとづき、別途教員配置の認定基準を定めるものとする。」	教員配置認定に際しては、特区法により認定された地方自治体の長により別途定められた基準に従うものとする。	学校教育法第51条の1により、中等教育学校の教員配置が一律に定められることは、特区学校における多様なニーズおよび地域特性に応じた教育内容を実現するためには障害となりうるものであり、特区ごと、特区内の学校における教育内容および成果が図られるように柔軟性を高めることが重要である。	文部科学省		
2139	2139270	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	27	教員の配置手続きの弾力化				別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校が、増加しつづける不登校や障害などを持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育成果をあげるために、特区内中等教育学校における教員配置の選定を学校ごとの独自の認定基準を設け、判断認定できるようにしてほしい。独自の教員配置を可能とすることは、教育内容および成果の向上を目指すため、教科設定や教科用図書等の独自選定とあわせて、特区内学校において、一連の教育活動として不可欠の要素である。なお、教員配置の基準については、特区認定の自治体の長の認定に基づいた定量的な指標を定め、その遵守義務を負うことにより、教育委員会の判断とは別に定めるものとする。	学校教育法第10条に規定する、校長の届け出手続きについて。	第2項として以下を追加。「第1項の規定に関わらず、学校教育法第2条に新たに規定される学校事業者による私立学校においては、校長を定め、特区の所轄長たる地方自治体の長へ届け出るものとする。」	教員配置認定に際しては、特区法により認定された地方自治体の長により別途定められた基準に従うものとする。	学校教育法第10条により、校長の認可が、特区に認定された地方自治体の長より独自の教員配置の選定が認められ、特区内の学校における教育内容および成果が図られるように柔軟性を高めることが重要である。	文部科学省		
2139	2139280	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	28	校長および教員の資格要件の緩和	8003	D	8201	より多様な児童・生徒のニーズや地域特性に対応するため、特区に認定された自治体の長が認可する学校事業者による私立学校においては、学校教育法および教育職員免許法による、独自の教員資格を定め、その認定基準については、別途特区に認定された地方自治体の長の定めるところによるものとする。教育内容および成果の向上を目指すため、教科設定や教科用図書等の独自選定とあわせて、独自の教員資格基準を設定できるようにすることは、特区内学校において、一連の教育活動として不可欠の要素である。なお、教員資格の基準については、特区認定の自治体の長の認定に基づいた定量的な指標を定め、その遵守義務を負うことにより、教育委員会の判断とは別に定めるものとする。	別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校が、増加しつづける不登校や障害などを持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育成果をあげるために、特区内中等教育学校における教員配置を、学校ごとの独自の教員資格基準を設け、判断認定できるようにしてほしい。	学校教育法第8条に規定される、校長および教員の資格に関して。	第2項として以下を追加。「第1項の規定に関わらず、学校教育法第2条に新たに規定される学校事業者による私立学校においては、校長ならびに教員は必ずしも教員免許状を有することを要しない。」	教員資格認定に際しては、特区法により認定された地方自治体の長により別途定められた基準に従うものとする。	学校教育法第8条により、教育内容に関わらず、教員資格が一律に定められることは、特区学校における多様なニーズおよび地域特性に応じた教育内容を実現するためには障害となりうるものが想定され、よって特区内学校に対しては、当該特区に認定された地方自治体の長による独自の教員資格の適用が認められ、特区内の学校における教育内容および成果が図られるように柔軟性を高めることが重要である。	文部科学省	
2139	2139290	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	29	校長および教員の資格要件の緩和	8003	D	8201	より多様な児童・生徒のニーズや地域特性に対応するため、特区に認定された自治体の長が認可する学校事業者による私立学校においては、学校教育法および教育職員免許法による、独自の教員資格を定め、その認定基準については、別途特区に認定された地方自治体の長の定めるところによるものとする。教育内容および成果の向上を目指すため、教科設定や教科用図書等の独自選定とあわせて、独自の教員資格基準を設定できるようにすることは、特区内学校において、一連の教育活動として不可欠の要素である。なお、教員資格の基準については、特区認定の自治体の長の認定に基づいた定量的な指標を定め、その遵守義務を負うことにより、教育委員会の判断とは別に定めるものとする。	別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校において、増加しつづける不登校や障害などを持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育成果をあげるために、特区内中等教育学校における教員配置を、学校ごとの独自の教員資格基準を設け、判断認定できるようにしてほしい。	教育職員免許法第2条に規定される教員の資格および所轄庁に関して。	第3項として以下を追加。「第1項の規定に関わらず、学校教育法第2条に新たに規定される学校事業者による私立学校においては、特区に認定された自治体の長により、別途教員資格の認定基準を設けるものとする。」	教員資格認定に際しては、特区法により認定された地方自治体の長により別途定められた基準に従うものとする。	教育職員免許法第2条により、教育内容に関わらず、教員資格が一律に定められることは、特区学校における多様なニーズおよび地域特性に応じた教育内容を実現するためには障害となりうるものが想定され、よって特区内学校に対しては、特区に認定された地方自治体の長により独自の教員資格の適用が認められ、特区内の学校における教育内容および成果が図られるように柔軟性を高めることが重要である。	文部科学省	
2139	2139300	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	30	校長および教員の資格要件の緩和	8003	D	8201	より多様な児童・生徒のニーズや地域特性に対応するため、特区に認定された自治体の長が認可する学校事業者による私立学校においては、学校教育法および教育職員免許法による、独自の教員資格を定め、その認定基準については、別途特区に認定された地方自治体の長の定めるところによるものとする。教育内容および成果の向上を目指すため、教科設定や教科用図書等の独自選定とあわせて、独自の教員資格基準を設定できるようにすることは、特区内学校において、一連の教育活動として不可欠の要素である。なお、教員資格の基準については、特区認定の自治体の長の認定に基づいた定量的な指標を定め、その遵守義務を負うことにより、教育委員会の判断とは別に定めるものとする。	別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校が、増加しつづける不登校や障害などを持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育成果をあげるために、特区内中等教育学校における教員配置を、学校ごとの独自の教員資格基準を設け、判断認定できるようにしてほしい。	教育職員免許法第3条に規定される、教員の免許状に関して。	第5項として以下を追加。「第1項の規定に関わらず、学校教育法第2条に新たに規定される学校事業者による私立学校においては、特区に認定された自治体の長により、別途教員資格の認定基準を設け、免許状を付与するものとする。」	教員資格認定に際しては、特区法により認定された地方自治体の長により別途定められた基準に従うものとする。	教育職員免許法第3条より、教育内容に関わらず、教員資格が一律に定められることは、特区学校における多様なニーズおよび地域特性に応じた教育内容を実現するためには障害となりうるものが想定され、よって特区内学校に対しては、特区に認定された地方自治体の長により独自の教員資格の適用が認められ、特区内の学校における教育内容および成果が図られるように柔軟性を高めることが重要である。	文部科学省	
2139	2139310	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	31	教育公務員の業業許可の基準の緩和		D	8601	より多様な児童・生徒のニーズや地域特性に対応するため、特区に認定された自治体の長が認可する学校事業者による私立学校においては、教育内容設定や教科書の選定とあわせて教員の確保に際しても、柔軟に独自の対応ができること、一連の教育活動として不可欠の要素である。優秀な教員を採用するために、現職教育公務員の研修または業業を前提とし、学校事業者による学校への採用戸を広げることが重要であり、その基準については、特区認定の自治体の長の認定にもとづき、独自の定量的な指標を定め、その遵守義務を負うことにより、教育委員会の判断とは別に定めるものとする。	別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校が、増加しつづける不登校や障害などを持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育成果をあげるために、特区内学校における教員採用を、学校ごとの独自の教員資格基準を設け、判断認定できるようにしてほしい。	教育公務員特例法第21条に規定される教員公務員の業業について。	第3項として以下を追加。「上記の規定に関わらず、特区に認定された自治体の長の認可にもとづき、学校教育法第2条に新たに規定される学校事業者による私立学校の教員の職を兼ねることができるとする。」	教員業認定に際しては、特区法により認定された地方自治体の長により別途定められた基準に従うものとする。	教育公務員特例法第21条に規定されている、教育公務員の業業が特区内学校に於いても認められることにより、より優秀な教員の確保が可能となり、特区内学校における教育内容および成果の向上が図られるように柔軟性を高めることが重要である。	文部科学省	
2139	2139320	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	32	教育公務員の研修許可の基準の緩和				別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校が、増加しつづける不登校や障害などを持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育成果をあげるために、特区内学校における教員採用を、学校ごとの独自の教員資格基準を設け、判断認定できるようにしてほしい。より多様な児童・生徒のニーズや地域特性に対応するため、教育内容設定や教科書の選定とあわせて教員の確保に際しても、柔軟に独自の対応ができること、一連の教育活動として不可欠の要素である。優秀な教員を採用するために、現職教育公務員の研修を前提とし、学校事業者による学校への採用戸を広げることが重要であり、その基準については、特区認定の自治体の長の認定にもとづき、独自の定量的な指標を定め、その遵守義務を負うことにより、教育委員会の判断とは別に定めるものとする。	別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校が、増加しつづける不登校や障害などを持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育成果をあげるために、特区内学校における教員採用を、学校ごとの独自の教員資格基準を設け、判断認定できるようにしてほしい。	教育公務員特例法第20条に規定される教員公務員の研修について。	第4項として以下を追加。「上記の規定に関わらず、特区に認定された自治体の長の認可にもとづき、学校教育法第2条に新たに規定される学校事業者による私立学校を研修先として認定することができるものとする。」	教育研修先認定に際しては、特区法により認定された地方自治体の長により別途定められた基準に従うものとする。	教育公務員特例法第20条に規定されている、教育公務員の研修が特区内学校に於いても認められることにより、より優秀な教員の確保が可能となり、特区内学校における教育内容および成果の向上が図られるように柔軟性を高めることが重要である。	文部科学省	
2140	2140010	32	比婆山のロマンを探究する会	50110	イザナミ特区	1	文化財保護を目的とした地域振興に関する規制の緩和				イザナミ神御陵有力地という地域の特性を、未来への文化遺産として継承すること。	特区指定区域内の山、道、畑田、井出、石陣石仏等	専門的な文化財調査を急いで頂かねば、具体的な場所の設定が難しいが、歴史ある風土をこれ以上損なわないでほしい。	国などの認定がなければ、まだ歴史的価値の認識は薄く後継者不足がもたらす風土が損なわれる事業が起きている。	文部科学省			

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要項事項(目的)	(対象)	(内容)	代償措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2141	2141010		伊藤樹	50010	国際医師修練特区	1	外国医師に対する医師国家試験受験資格認定に関する要件の改正				在日外国人への医療サービス提供のためには、国籍を問わず当該国の言語や事情に精通した医師が診療に従事することが一希望ですが、外国で医師の資格を持つ者でも日本の医師免許を持たない者の活動は、「臨床研修」や「二か国間協定」に基づく限定等な活動しか許されていない。日本在住の外国人を対象とする診療に従事する外国医師に対する特例として、本特区において医師臨床研修を優秀な成績で修了し、かつ日本語での診察能力も十分であると認められる者には、出身国(卒業国)を問わず医師国家試験の受験資格を与えることを目的とする。	医師法第11条第2項及び第3項、同第12条において定める。外国医師の国家試験受験資格認定	医師国家試験受験資格認定に際し、本特区での臨床研修を修了した外国医師は日本の医学部を卒業した者同等以上の学力及び技能を有するか、かつ、適当として医師国家試験の受験資格を認定する	臨床研修修了証の提出	外国人医師への門戸開放が第1次募集でも地方自治体等からの要望が多寄せられた背景には、就労目的で入国する外国人の増加に伴い、言語等の問題により研修の医療機関や制度では対応し難い事態が急増しているからである。しかし現行の受験資格認定審査は専らその出身国(卒業国)における国家試験制度の有無を審査の重点に置いており、公平さ欠く。	厚生労働省	
2141	2141020		伊藤樹	50010	国際医師修練特区	2	平成16年度以降の医師臨床研修制度への外国医師参加の容認				在日外国人への医療サービス提供においても日本の医療従事者・医療機関等との連携が不可欠であるが、現行の外国医師等臨床研修制度では専門的な技能等の習得にカリキュラムの重点が置かれており、そのようなニーズに対応できない。平成16年度より義務として実施される医師臨床研修制度を、日本在住の外国人を対象とする診療に従事する希望する外国医師にも適応させ、より広く日本の医療制度などを研修させると共に、当該外国人に対する診療行為を行わせる。	医師法第16条2項において、診療に従事する医師は2年以上の臨床研修を義務化されているが、日本で診療に従事することを目的とする外国医師への適用拡大	本特区指定を受けた臨床研修指定病院において、外国医師が日本人医師と共に診療を受けることを受け入れ、かつ、臨床研修の一環として外国人への診療を行う	主たる言語以外に日本語での診察能力を確認するための語学試験の実施	現在外国医師に認められている臨床研修は処方箋の交付ができず、無報酬という点でも明らかなように、純粋に特定の専門技術の修得のみを目的としているので、医業ではない。	厚生労働省	
2142	2142010	13	株式会社ネオテニ	50020	無線LAN特区	1	無線LANシステムにおける出力基準の緩和				基地局からカバーできるエリアを拡大することにより、山間部における無線LANを利用したブロードバンドサービスの推進	電波法施行規則第6条第4項第4号及び無線設備規則第49条の2(ロ)における小電力データ通信システムの出力の基準が、10mW/MHz、空中線利得が12.14dBiと規定されていることについて。	フェーズドアンテナの利用を認めるとともに上限出力を米国並み(無指向性4Wなど)まで認める。		無線LANの有効活用を促す	総務省	0405340 0405350
2143	2143010	13	株式会社ネオテニ	50020	セグウェイ特区	1	道路交通法に関する歩行者規定の緩和				道路交通法に定められた自転車および原動機付き自転車の基準では、体量移動による容易な操作を可能としたセグウェイ・ヒューマンバランスポーターを日本国内で導入し、移動手段のレンタル提供事業を行うことができないので、	道路交通法2条3項 について	歩行者の一部としてセグウェイを認める条項を付け加える。		現行の道路交通法では、「自転車」とみなした場合は人力による動力補助が必要となってしまう。また「原動機付き自転車」とみなした場合は機軸基準が多くなってしまい、また「動力のみを動力とし極めて簡単な構造であるセグウェイ」の特徴が発揮できない。セグウェイを国内導入するためには「原動機を用いる身体障害者用の車いす」と同様「歩行者」とみなす必要があるが、現行では道路交通法2条第3項の「歩行者」の定義にセグウェイは該当しない。	警察庁 国土交通省	0100280 1208240
2144	2144010	13	株式会社ネオテニ	50020	電話番号特区	1	電気通信番号の基準の緩和				電気通信番号の基準があるために、電話番号の柔軟な利用ができない状況にあるため。	電気通信事業法第48条の2及び電気通信番号規則第4条において、電気通信番号が適合しなければならないとされる基準について。	都道府県(又はその指定する法人、「番号管理団体」)がその区域内に所在する事業者及び個人に対して電気通信番号を配分・使用する場合は適用除外とする。		国による一律の基準、一律の指定手続きのため、電話番号の柔軟な利用を促す	総務省	0405360
2144	2144020	13	株式会社ネオテニ	50020	電話番号特区	2	電気通信番号の指定の申請義務の緩和				総務大臣の指定する番号を使用することになっているため、電気通信番号の基準と相まって、柔軟な利用ができない状況にあるため。	電気通信番号規則第4条第5号及び第15条において規定される電気通信番号の指定に係る手続きについて。	都道府県(又はその指定する法人、「番号管理団体」)がその区域内に所在する事業者及び個人に対して電気通信番号を配分・使用する場合は適用除外とする。		国による一律の基準、一律の指定手続きのため、電話番号の柔軟な利用を促す	総務省	0405370
2144	2144030	13	株式会社ネオテニ	50020	電話番号特区	3	電気通信設備に関する総合品質の規制の緩和				総合品質に関する基準をクリアしないとIP電話用の060から始まる電話番号を付与されない状況になっているため。	事業用電気通信設備規則第35条の6、事業用電気通信設備規則の細目を定める件第4条及びIP電話の総合品質とIP電話番号申請のためのガイドライン2の(2)において規定される電話番号指定の前提となる総合品質の基準について。	都道府県(又はその指定する法人、「番号管理団体」)がその区域内に所在する事業者及び個人に対して電気通信番号を配分・使用する場合は適用除外とする。		国による一律の基準、一律の指定手続きのため、電話番号の柔軟な利用を促す	総務省	0405380
2145	2145010	13	(株)東京リーガルマインド	50020	専門資格者増員特区	1	弁護士以外の法律事務の取り扱いの改正				弁護士でない一般職の国家公務員(一種)が交流派遣された先で法律事務を行えるようにするため。	弁護士法第七十二条本文の適用除外を広げる。			現状、弁護士法第七十二条により原則として非弁護士は法律事務を行ってはいけないこととなっている。	法務省	0500220
2145	2145020	13	(株)東京リーガルマインド	50020	専門資格者増員特区	2	交流派遣された法律事務の業務を相当期間経過後一般職の国家公務員(一種)に弁護士となる資格を付与する。				交流派遣された法律事務の業務を相当期間経過後一般職の国家公務員(一種)に弁護士となる資格を付与する。	弁護士法第五条の改正			現状、弁護士法第五条に見られるように弁護士となる資格を取れる方法が限られている。	法務省	0500230
2145	2145030	13	(株)東京リーガルマインド	50020	専門資格者増員特区	3	弁護士となる条件の緩和				弁護士となる資格を有した一般職の国家公務員(一種)が法律事務を取り扱えるようにするため。	弁護士法第八条の廃止			現状、弁護士法第八条に見られるように弁護士となる資格を有しても弁護士名簿に登録しないと弁護士になれない。	法務省	0500240
2145	2145040	13	(株)東京リーガルマインド	50020	専門資格者増員特区	4	公認会計士でない者の業務の制限の緩和				公認会計士でない一般職の国家公務員(一種)が交流派遣された先で公認会計士の業務を行えるようにするため。	公認会計士法第四十七条の二の適用除外を作る。			現状、公認会計士法第四十七条の二により、非公認会計士は公認会計士の業務を行えない。	金融庁	
2145	2145050	13	(株)東京リーガルマインド	50020	専門資格者増員特区	5	交流派遣された公認会計士業務の業務を相当期間経過後一般職の国家公務員(一種)に公認会計士となる資格を付与する。				交流派遣された公認会計士業務の業務を相当期間経過後一般職の国家公務員(一種)に公認会計士となる資格を付与する。	公認会計士法第五条第三項の改正			現状、公認会計士法第五条第三項に見られるように公認会計士となる資格を有する者が限られている。	金融庁	
2145	2145060	13	(株)東京リーガルマインド	50020	専門資格者増員特区	6	公認会計士となる条件の緩和				公認会計士となる資格を有した一般職の国家公務員(一種)が公認会計士業務を行えるようにするため。	公認会計士法第十七条の改正			現状、公認会計士法第十七条に見られるように公認会計士となる資格を有しても公認会計士となるには公認会計士名簿に登録しなければならない。	金融庁	
2145	2145070	13	(株)東京リーガルマインド	50020	専門資格者増員特区	7	弁護士の兼業禁止の緩和				弁護士が一般職の国家公務員(一種)として働けるようにするため。	弁護士法第三十条の改正			現状、弁護士法第三十条により弁護士は原則として報酬ある公務を兼ねることができない。	法務省	0500250
2145	2145080	13	(株)東京リーガルマインド	50020	専門資格者増員特区	8	一般職の国家公務員が弁護士業務・公認会計士業務を兼業することを容易にするため。				一般職の国家公務員が弁護士業務・公認会計士業務を兼業することを容易にするため。	国家公務員法第百三十三条第三項の「承認」の要件について。			現状、弁護士業務・公認会計士業務の兼業が「承認」されるか否かは、不透明である。	【人事院】	200130
2145	2145090	13	(株)東京リーガルマインド	50020	専門資格者増員特区	9	一般職の国家公務員が弁護士業務・公認会計士業務を兼業することを容易にするため。				一般職の国家公務員が弁護士業務・公認会計士業務を兼業することを容易にするため。	国家公務員法第百四十四条の「許可」の要件について。			現状、弁護士業務・公認会計士業務の兼業が「許可」されるか否かは、不透明である。	総務省	0400030
2146	2146010	13	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	1	行政書士の業務範囲の拡大				行政書士も法律相談業務を行えるようにするため	行政書士法第一条で規定されている業務に加え			行政書士法第一条の三第三号により、行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずることしかできません。	総務省 法務省	0403900 500810

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2146	2146020	13	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	2	不動産鑑定士の業務範囲の拡大				不動産鑑定士も法律相談業務を行えるようにするため	不動産の鑑定評価に関する法律で規定されている業務に加え	特例法により法律相談業務も行えるようになります(特例法の内容は添付資料に記載)。		不動産鑑定士の業務内容については、法律上明確でなく、範囲法律相談業務を行うことはできないと考えられます。	国土交通省 法務省	0500780 1220020
2146	2146030	13	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	3	マンション管理士の業務範囲の拡大				マンション管理士も法律相談業務を行えるようにするため	マンションの管理の適正化の推進に関する法律で規定されている業務に加え	特例法により法律相談業務も行えるようになります(特例法の内容は添付資料に記載)。		マンション管理士の業務内容については、法律上明確でなく、範囲法律相談業務を行うことはできないと考えられます。	国土交通省 法務省	0500790 1220030
2146	2146040	13	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	4	宅地建物取引主任者の業務範囲の拡大				宅地建物取引主任者も法律相談業務を行えるようにするため	宅地建物取引業法で規定されている業務に加え	特例法により法律相談業務も行えるようになります(特例法の内容は添付資料に記載)。		宅地建物取引主任者の業務内容については、法律上明確でなく、範囲法律相談業務を行うことはできないと考えられます。	国土交通省 法務省	0500800 1220010
2146	2146050	13	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	01	非弁護士の法律事務取扱い禁止の緩和				非弁護士が法律相談業務を行えるようにするため	弁護士法第七十二条について	特例法により適用を除外します(特例法の内容は添付資料に記載)。		非弁護士の法律事務の取扱等の禁止事項が包括的であるため、非弁護士が法律相談業務を行うことができません。	法務省	0500850
2146	2146060	13	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	02	非弁護士の法律事務取扱い禁止規定の撤廃				非弁護士が法律相談等を実質的に行うためには、その旨の表示をすることが必要になってくることから	弁護士法第七十四条第二項について	特例法により適用を除外します(特例法の内容は添付資料に記載)。		非弁護士は、利益を得る目的で、法律相談その他法律事務を取り扱う旨の標示又は記載をなすことはできません。	法務省	0500860
2146	2146070	13	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	03	司法書士の業務範囲の拡大				司法書士も法律相談業務を行えるようにするため	司法書士法第三条で規定されている業務に加え	特例法により法律相談業務も行えるようになります(特例法の内容は添付資料に記載)。		司法書士法第三条第一項第五号により、行える相談業務は正当業務に基づく相談のみに限定されています。	法務省	0500770
2146	2146080	13	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	04	税理士の業務範囲の拡大				税理士も法律相談業務を行えるようにするため	税理士法第二条で規定されている業務に加え	特例法により法律相談業務も行えるようになります(特例法の内容は添付資料に記載)。		税理士法第二条第一項第三号により、行える相談業務としては税務相談しかあげられていません。	財務省 法務省	0500820 0700860
2146	2146090	13	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	05	弁理士の業務範囲の拡大				弁理士も法律相談業務を行えるようにするため	弁理士法第四条で規定されている業務に加え	特例法により法律相談業務も行えるようになります(特例法の内容は添付資料に記載)。		弁理士法第四条第三項より、正当業務に基づく相談しか受けられません。	経済産業省 (特許庁) 法務省	0500830 1140040
2146	2146100	13	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	06	社会保険労務士の業務範囲の拡大				社会保険労務士も法律相談業務を行えるようにするため	社会保険労務士法第二条で規定されている業務に加え	特例法により法律相談業務も行えるようになります(特例法の内容は添付資料に記載)。		社会保険労務士法第二条第一項第三号労働に関する事項及び労働により、社会保険法に基づき社会保険に関する事項についてしか相談に応じられません。	厚生労働省 法務省	0500840
2147	2147010	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	1	株式会社設立に関する最低資本金要件の不適用				現在の株式会社設立に関する最低資本金要件があるために、民間企業が株式会社の形態で就業体験法人を設立する場合に容易に行うことができないから。	商法第六十八條の四において、資本の額は1000万円を下ることができないとされている下限の制限について	就業体験法人においてはこの制限を不適用とする。		株式会社の設立については、商法第六十八條の四により、資本の額は1000万円を下ることができないと定められており、容易に設立ができない。	法務省	0500170
2147	2147020	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	2	有限会社設立に関する最低資本金要件の不適用				現在の有限会社設立に関する最低資本金要件があるために、民間企業が有限会社の形態で就業体験法人を設立する場合に容易に行うことができないから。	有限会社法第九条において、資本の額は300万円を下ることができないとされている下限の制限について	就業体験法人においてはこの制限を不適用とする。		有限会社の設立については、有限会社法第九条により、資本の額は300万円を下ることができないと定められており、容易に設立できない。	法務省	0500170
2147	2147030	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	3	雇用保険法の適用除外				雇用保険法では、原則として労働者が雇用される事業が適用事業とされるために、民間企業が就業体験法人を運営する場合、使用者負担分の保険料納付を義務づけられ、容易な法人設立を妨げることとなるから。	雇用保険法第六条における、雇用保険法の適用除外規定について	適用除外の対象を就業体験法人にも広げる。		雇用保険法第五条により、労働者が雇用される事業が適用事業となるが、長期間の雇用が予定されていない就業体験法人の労働者にとって、雇用保険への加入は不要である。	厚生労働省	
2147	2147040	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	4	労働基準法の解雇制限の緩和				労働基準法には、解雇後の就職活動を保護するための解雇制限の規定があるが、円滑な労働移動を妨げることとなるから。	労働基準法第十九条第一項における、解雇制限の規定について	就業体験法人においては解雇制限を緩和もしくは撤廃する。		労働基準法第十九条により、業務上の原因により休業する期間とその後の30日間、産前産後休業期間とその後の30日間は原則として解雇が制限されているが、就業体験を主目的とする就業体験法人の労働者にとって、これらの保護は不要である。	厚生労働省	
2147	2147050	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	5	労働基準法の休業手当規定の適用除外				休業手当規定があるために、就業体験法人に過大なリスクを背負わせることとなるから。	労働基準法第二十六条における、休業手当の規定について	就業体験法人においては適用除外とする。		労働基準法第二十六条により、使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合は、使用者に休業手当支払いの義務が生じるが、就業体験を主目的とする就業体験法人にそこまで負担を負わせるべきでない。	厚生労働省	
2147	2147060	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	6	法人税の免除				公益法人等と同様に法人税の免税措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため。	法人税第七條における、内国公益法人等の非収益事業等の非課税について	就業体験法人を公益法人と同等に扱うものとする。		法人税法第七條により、公益法人等の非収益事業等から生じた所得については、法人税を課さないとされているが、社会的意義の大きい就業体験法人の設立を促すため、就業体験法人についても公益法人と同等に扱うことが望ましい。	財務省	0700740
2147	2147070	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	7	法人税の軽減				公益法人等と同様に法人税の軽減措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため。	経済社会の活性化等に対応して早急に課すべき所得税および法人税の負担軽減措置に関する法律第十六條における、法人税の税率について	就業体験法人を公益法人と同等に扱うものとする。		経済社会の活性化等に対応して早急に課すべき所得税および法人税の負担軽減措置に関する法律第十六條により、公益法人等に對して課する所得に対する法人税の税率が軽減されているが、社会的意義の大きい就業体験法人の設立を促すため、就業体験法人についても公益法人と同等に扱うことが望ましい。	財務省	0700750
2147	2147080	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	8	道府県民税の適用除外				公益法人等と同様に道府県民税の免税措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため。	地方税法第二十五條における非課税規定について	就業体験法人も追加する(例:「別に法律の定めるところにより、構造改革特区認定を受けた地域における就業体験法人」)。		地方税法第二十五條で道府県民税が非課税となる団体が列挙されているが、社会的意義の大きい就業体験法人はこれら団体と同様に扱うことが望ましい。	総務省	0403180
2147	2147090	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	9	市町村民税の適用除外				公益法人等と同様に市町村民税の免税措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため。	地方税法第二百九十六條における非課税規定について	就業体験法人も追加する(例:「別に法律の定めるところにより、構造改革特区認定を受けた地域における就業体験法人」)。		地方税法第二百九十六條で市町村民税が非課税となる団体が列挙されているが、社会的意義の大きい就業体験法人はこれら団体と同様に扱うことが望ましい。	総務省	0403190
2147	2147100	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	10	法人事業税の適用除外				公益法人等と同様に法人事業税の免税措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため。	地方税法第七十二條の五における法人事業税の非課税規定について	就業体験法人も追加する(例:「別に法律の定めるところにより、構造改革特区認定を受けた地域における就業体験法人」)。		地方税法第七十二條の五で法人事業税が非課税となる団体が列挙されているが、社会的意義の大きい就業体験法人はこれら団体と同様に扱うことが望ましい。	総務省	0403200

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2147	2147110	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	11	不動産取得税の適用除外				公益法人等と同様に不動産取得税の免税措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため	地方税法第七十三条の四における不動産取得税の非課税規定について	就業体験法人も追加する(例:同条第一項三十四号として「別に法律の定めにより、構造改革特区認定を受けた地域における就業体験法人」を加える)。		地方税法第七十三条の四で不動産取得税が非課税となる団体が限定されているが、社会的意義の大きい就業体験法人はこれら団体と同等に扱うことが望ましい。	総務省	0403210
2147	2147120	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	12	固定資産税の適用除外				公益法人等と同様に固定資産税の免税措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため	地方税法第三百四十八条における固定資産税の非課税規定について	就業体験法人も追加する(例:同条第二項三十六号として「別に法律の定めにより、構造改革特区認定を受けた地域における就業体験法人」を加える)。		地方税法第三百四十八条で固定資産税が非課税となる団体が限定されているが、社会的意義の大きい就業体験法人はこれら団体と同等に扱うことが望ましい。	総務省	0403070
2147	2147130	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	13	給与所得に課せられる所得税の免除				就業体験法人で働く労働者の給与所得に課せられる所得税を免除することにより、労働者の生活を保障し、また、就業体験法人にフリーター・若年失業者が集まるようにするため。	所得税法第二十八条における、給与所得の規定について	就業体験法人からの給与所得については、非課税とする。		所得税法第五条により、居住者には所得税を納める義務があると定められているが、就業体験法人で働くことを魅力あるものにするため、就業体験法人の給与所得については非課税とすることが望ましい。	財務省	0700760
2147	2147140	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	14	給与所得に課せられる所得税の軽減				就業体験法人で働く労働者の給与所得に課せられる所得税を軽減することにより、労働者の収入を確保し、また、就業体験法人にフリーター・若年失業者が集まるようにするため。	所得税法第八十九条における、税率の規定について	就業体験法人からの給与所得については、その税率を軽減する。		所得税法第八十九条により、課税総所得金額に応じた税率が定められているが、就業体験法人で働くことを魅力あるものにするため、就業体験法人の給与所得については、その税率を軽減することが望ましい。	財務省	0700770
2148	2148010	13	(株)東京リーガルマインド	50020	再チャレンジ支援特区	1	契約の効力に関する民法の規定の特例				中小企業の経営者がすでに負っている債務を一定範囲で免除されるように	民法第三編第二章第二款について	経営者の生活の拠点となる土地・家屋は債務の弁済に充てられないような特例法を新設する。		現状、中小企業が倒産するとその経営者が自分の家屋・土地も強制執行されてしまうことが多いので、当該経営者は再起業することが極めて困難になる。	法務省	0500020
2149	2149010	13	(株)東京リーガルマインド	50020	公立保育所運営一括民間委託特区	1	公立保育所の運営業務の委託方法の特例				区市町村に存在する公立保育所の一括運営委託を可能にするため。	平成13年3月30日・雇保法第10号・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知の拡大解釈。	平成13年3月30日・雇保法第10号・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知は、公立保育所の一括運営委託も可能であることを前提としていると解釈すること。		既に保育事業に携わっている保育士等の身分労働条件等が、地方公務員として法律により厚保されている。	厚生労働省	
2150	2150010	13	精東リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	1	学校設置者要件の拡大				社会福祉法人、株式会社、NPOに幼稚園設置を可能とし、保育所・幼稚園・放課後児童健全育成事業の機能を兼ね備えた子育て施設の設置を可能とするため	学校教育法第二条による規制の緩和	子育て支援総合施設設置を可能とするため、一定の条件を満たした団体に限りは学校の設立を認める	子育て支援総合施設のための代替基準を創設	現状では、国、地方公共団体及び学校法人以外の学校の設置を認めていない	文部科学省	
2150	2150020	13	精東リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	2	学校教育法規定の幼稚園の規定を拡充				学校教育法規定の目的にとらわれず、幅広い分野からの保育を可能とするため	学校教育法第七十七条の目的規定を拡充	目的規定を緩和することにより、子育て支援総合施設の設置を可能とする		本条の規定により保育の手段が規制されてしまっている	文部科学省	
2150	2150030	13	精東リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	3	学校管理者設置の要件緩和				施設管理者を一本化するため	学校教育法第八十一条による園長設置要件の緩和	施設管理者を一本化し、責任の明確化を図る。また、手続の煩雑さを回避する		現状では、幼稚園設置の際に管理者を置かなければならない	文部科学省	
2150	2150040	13	精東リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	4	幼稚園の教職員免許取得要件を緩和				子育て支援総合施設において、保育士による幼児園教育を充実させるため	教職員免許法第五条の免許取得要件の緩和	保育士資格取得者に対して、緩やかな基準のもと幼稚園教職員免許を付与する		幼稚園教職員免許取得には、大学における単位取得または教職員試験に合格しなければならないため資格取得が困難となる	文部科学省	
2150	2150050	13	精東リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	5	放課後児童健全育成事業の目的を拡充				児童福祉法が定める放課後児童健全育成事業に該当する児童の育成のみに限定せず、多様な目的による入所を可能とするため	児童福祉法第六条の二第六項による「保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」という対象児童の規制を緩和	「保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」という児童の対象を拡大し、原則的に希望者は全員入所できるように目的規定の緩和を行う	希望者が定員を超えた際には、家庭の事情を考慮する	児童福祉法は同法に規定されている児童の受け入れを指示しており、その他の児童の入所は難しい	厚生労働省	
2150	2150060	13	精東リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	6	「保育に欠けるその乳児又は幼児」という入所要件の緩和				本条で定められた事件以外の乳幼児にも施設利用できるようにするため、両親の育児負担軽減のため。	児童福祉法第二十四条による要件の原則除外	原則的に希望した乳幼児は入所可能とする。しかし、入所定員を超えた場合、児童福祉法第二十四条対象者を優先入所させる。	定員を超えた際には、児童福祉法第二十四条規定の者を優先入所する	保育所入所には「保育に欠ける」という要件が存在しており、両親の労働状況等により差別化されている	厚生労働省	
2150	2150070	13	精東リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	7	児童福祉法第三十九条規定の保育目的を拡充				児童福祉法規定の目的にとらわれず、幅広い分野からの保育を可能とするため	児童福祉法第三十九条による保育所の目的規定の拡充	原則として入所を希望した乳幼児であれば保育可能とする	人数的制約等止むを得ない事情のある場合は児童福祉法第三十九条を優先適用する	「保育に欠ける乳幼児を保育」という目的規定のため、幅広い活動が制限される	厚生労働省	
2150	2150080	13	精東リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	8	保育所設置基準の緩和				「保育所」機能を兼ね備えた子育て支援総合施設設置を容易にするため	児童福祉法第四十五条の設置要件の緩和	現在「幼稚園」または「放課後児童健全育成事業」の施設を運営している者は、同条による設置基準が緩和される	子育て支援総合施設のための代替基準を創設	保育所設置には、厚生労働省令によりさまざまな要件が規定されており、困難となっている	厚生労働省	
2150	2150090	13	精東リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	9	幼稚園の一字級あたりの定員の緩和				子育て支援総合施設の実現にあたって保育所の職員一人あたりの乳幼児数を一致させるため	幼稚園設置基準第三条の定員を緩和	子育て支援総合施設内において幼稚園設置基準の定員を緩和し、保育所の職員一人あたりの乳幼児数を一致させ保育を円滑化させる		現状では、一字級あたりの幼児数は、三十五人以下を原則としている	文部科学省	
2150	2150100	13	精東リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	10	教員配置規定の緩和				子育て支援総合施設において、職員一人あたり子供数を統一させ、円滑な保育を図るため	幼稚園設置基準第五条の教員配置規定の緩和	教員配置規定を緩和することにより、保育所の配置基準との統一性を持たせ制度矛盾を解消する	子育て支援総合施設のための代替基準を創設	現状では、幼稚園・保育所各々職員配置基準が設けられている	文部科学省	
2150	2150110	13	精東リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	11	放課後児童健全育成事業開始のための基準の緩和				放課後児童健全育成事業の機能を兼ね備えた子育て支援施設設置を容易にするため	児童福祉法施行令第一条の要件緩和	「幼稚園」または「保育所」既設者は、新規開始事業者より緩やかな基準の下で、放課後児童健全育成事業を開始できる		現状では、放課後児童健全育成事業開始に関して同一的な基準が設けられており、新規事業開始が困難である	厚生労働省	
2150	2150120	13	精東リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	12	児童福祉施設設置の最低基準の緩和				保育所の機能を兼ね備えた子育て支援総合施設設置を容易にするため	児童福祉施設設置最低基準第三十二条の要件緩和	幼稚園又は放課後児童健全育成事業運営団体は優遇された基準で保育所運営を開始できる	子育て支援総合施設のための代替基準を創設	他の児童保育施設運営者であっても新たな保育所設置のためには、同条規定の基準を満たさなければならない	厚生労働省	
2150	2150130	13	精東リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	13	保育士配置基準の緩和				子育て支援総合施設設置のため、職員一人あたりの担当子供数を統一する	児童福祉施設設置最低基準第三十三条の要件緩和	子育て支援総合施設内において児童福祉施設の職員一人あたりの子供数を統一させ、保育を円滑化させる	子育て支援総合施設のための代替基準を創設	現行規定では職員職員一人あたりの子供数が幼稚園と保育所では一致していない	厚生労働省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2150	2150140	13	株式会社リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	14	子育て支援総合施設設置者への補助制度を拡充				社会福祉法人以外の形態による団体にも社会福祉法人と同様の補助制度を施す	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)の適用を拡充	社会福祉法人以外であっても子育て支援総合施設を運営している団体に補助制度を適用する		現状では、社会福祉法人への補助制度を規定している	厚生労働省	
2151	2151010	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	1	学校設立要件の緩和について				現状では、株式会社やNPO団体など(以下、学校事業者)は、学校法人としての認可を受けなければ、学校を設置・管理することができないので、これを改める。	学校教育法第二条一項	学校教育法第二条第四項として、株式会社・NPO団体などが独自に学校を設置・管理できるような規定を設ける(添付資料に条文例を記載)		学校教育法第二条第一項は国、地方公共団体及び学校法人のみが、学校を設置することができる規定している。	文部科学省	
2151	2151020	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	2	学校事業者の認可権者について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められた場合に、認可を行う者が誰であるかを明確化しておく必要がある。	学校教育法第四条第一項第三号	認可権者が都道府県知事であることを明文化する(添付資料に条文例を記載)		特にはない(提案事項01が実現した際に検討すべき点であるため)	文部科学省	
2151	2151030	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	3	学校事業者が届け出るべき事項について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められた場合に、認可を行う場合の基準を法定する必要がある。	学校教育法第四条	第二項・第三項に、学校事業者に対する認可を行う際の基準を設ける(既存の第二項・第三項は繰り下げる。添付資料に改正例を記載)		特にはない(提案事項01が実現した際に検討すべき点であるため)	文部科学省	
2151	2151040	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	4	学校事業者が届け出る際の細目について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められた場合に、申請に関して提出すべき細目事項を提出しなくしていくようにする。	学校教育法施行令第二十八条	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に改正例を記載)		学校設置の際に提出しなければならない書類などが多く、多大な手間がかかる。	文部科学省	
2151	2151050	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	5	都道府県知事の学校事業者に対する差正命令について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められたとしても、その学校に対し差正命令を出せる者を定めたほうが適切であると思われる。	学校教育法第十四条	学校事業者に関しては都道府県知事が差正命令を出せることを明文化する(添付資料に改正例を記載)		特にはない(提案事項01が実現した際に検討すべき点であるため)	文部科学省	
2151	2151060	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	6	学校設置基準に関する適用除外について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められたとしても、組織・施設等について必要規制が数多く存在するため、これを緩和する必要がある。	学校教育法第三条	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に改正例を記載)		学校設置の際に、あまりに多くの必要規制が存在し、学校の設置を困難にしている。	文部科学省	
2151	2151070	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	7	大学に関する組織の必要規制の適用除外について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められたとしても、組織・施設等について必要規制が数多く存在するため、これを緩和する必要がある。	学校教育法第五十八条・第五十九条	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に改正例を記載)		学校設置の際に、あまりに多くの必要規制が存在し、学校の設置を困難にしている。	文部科学省	
2151	2151080	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	8	学校の建築基準の適用除外について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められたとしても、施設を建築する際に規制が数多く存在するため、これを緩和する必要がある。	建築基準法施行令	学校を建設する際に求められる上乗せ規制を廃止する(施行令中の「学校」について適用除外規定を設ける。)		学校設置の際に、あまりに多くの必要規制が存在し、学校の設置を困難にし、コストを押し上げている。	国土交通省	1206260
2151	2151090	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	9	大学の修業年限の適用除外について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められたとしても、大学の修業年限について詳細な定めがあるため、これを緩和する必要がある。	学校教育法第五十五条	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に改正例を記載)		卒業資格について原則として四年以上の在学を義務付けており、自由なカリキュラムの設定上問題が多い。	文部科学省	
2151	2151100	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	10	大学院修士認定の適用除外について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められたとしても、修士認定について規制があり、国家資格取得者について修士認定を行うことが容易でない現状を変える必要がある。	学校教育法第六十八条の二	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に改正例を記載)		修士認定について、文部科学大臣の定める要件に従わなければならない。	文部科学省	
2151	2151110	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	11	教員資格の適用除外について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められたとしても、教員資格について文部科学大臣が規定する旨定めており、自由な教員採用が行えるようにする必要がある。	学校教育法第八条	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に改正例を記載)		文部科学大臣が定める教員要件によって、自由な教員採用が困難になっている。	文部科学省	
2151	2151120	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	12	教育職員免許状制度の適用除外について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められたとしても、教員資格について免許状制度が規定されており、自由な教員採用が行えるようにする必要がある。	教育職員免許法第三条	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に改正例を記載)		教育職員免許状制度によって、自由な教員採用が困難になっている。	文部科学省	
2151	2151130	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	13	私学助成金の適用除外について				特区内において学校法人との競争条件を均等にするため、特区内において私学助成金交付を廃止する。	私立学校法第五十九条、私立学校振興助成法	私立学校法第五十九条及び私立学校振興助成法の適用除外を明文化する(添付資料に私立学校法第五十九条の二を新設する例を記載)	ヴァンチャー制度創設や奨学金制度の拡充など、「生徒層々に対する教育補助」の姿勢を明確化する。	私学助成金及び税制上の優遇措置によって、学校法人と学校事業者が対等の条件で競うことができない。	文部科学省	
2151	2151140	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	14	行政財産の処分制限の適用除外について				学校などの行政財産処分を簡易に行うために、規制緩和を行う必要がある。	地方自治法第二百三十八条の四	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に第二百三十八条の四第七項を新設する例を記載)		廃校などの行政財産を学校事業者などが譲り受けことが困難である。	総務省	0400230
2151	2151150	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	15	行政財産の処分制限の適用除外について				学校などの行政財産処分を簡易に行うために、規制緩和を行う必要がある。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条、同法施行令第十四条一項	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に施行令第十四条第一項第三号を新設する例を記載)		廃校などの行政財産を学校事業者などが譲り受けことが困難である。	財務省 文部科学省	0701070
2151	2151160	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	16	学校評議員制度の大学における利用について				大学の授業内容等に対する第三者評価を適切に行う必要がある。	学校教育法施行規則	大学に対する第三者評価制度を、義務教育における学校評議員制度を利用する(添付資料に学校教育法施行規則第二十三条の三を利用して第六十六条の三を新設する例を記載)		現行制度上、大学に対する第三者評価制度は十分でない。	文部科学省	
2152	2152010	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	1	学校の設置主体の要件の緩和(株式会社等による学校経営)				高校の知識偏重教育の弊害を排除し、高校生への勤労意欲と労働能力の向上を図り就職率を高めるために、弊社は、就業体験法人併設高校(ビジネス・ハイスクール)設置を目下検討している。株式会社たる弊社が、学校を設置できるようにするため。	学校設置主体に関する学校教育法第二条一項及び三項において、学校設置主体が、国・地方公共団体・学校法人・放送大学等に限定されている点について、	例外規定を新設することにより、株式会社やNPO法人も学校設置主体になれるようにする。	学校設置主体に関する学校教育法第二条一項及び三項において、学校設置主体が、国・地方公共団体・学校法人・放送大学等に限定されており、株式会社やNPO法人が設置主体となれない。	文部科学省		
2152	2152020	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	2	学校事業者の認可権者について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められた場合に、認可を行う者が誰であるかを明確化しておく必要がある。	学校教育法第四条第一項第三号	認可権者が都道府県知事であることを明文化する(添付資料に条文例を記載)		特にはない(提案事項01が実現した際に検討すべき点であるため)	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要項事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2152	2152030	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	3	学校事業者が届け出るべき事項について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められた場合に、認可を行う場合の基準を法定する必要がある。	学校教育法第四条	第二項に、学校事業者に対する認可を行う際の基準を設ける(既存の第二項・第三項は繰り下げ、添付資料に改正例を記載)		特にはない(提案事項01が実現した際に検討すべき点であるため)	文部科学省	
2152	2152040	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	4	学校事業者が届け出る際の細目について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められた場合に、申請に関して提出すべき細目事項を提出しなくしてよいとする。	学校教育法施行令第二十八条	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に改正例を記載)		学校設置の際に提出しなければならない書類などが多く、多大な手間がかかる。	文部科学省	
2152	2152050	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	5	都道府県知事の学校事業者に対する是正命令について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められた場合に、その学校に対し是正命令を出せる者を定めたほうが適切であると思われる。	学校教育法第十四条	学校事業者に関しては都道府県知事が是正命令を出せることを明文化する(添付資料に改正例を記載)		特にはない(提案事項01が実現した際に検討すべき点であるため)	文部科学省	
2152	2152060	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	6	学校設置基準に関する適用除外について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められたとしても、組織・施設等について必要規制が数多く存在するため、これを緩和する必要がある。	学校教育法第三条	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に改正例を記載)		学校設置の際に、あまりに多くの必要規制が存在し、学校の設置を困難にしている。	文部科学省	
2152	2152070	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	7	教員資格の適用除外について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められたとしても、教員資格について文部科学大臣が規定する旨であり、自由な教員採用が行えるようにする必要がある。	学校教育法第八条	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に第八條第二項を新設する例を記載)		文部科学大臣が定める教員要件によって、自由な教員採用が困難になっている。	文部科学省	
2152	2152080	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	8	教育職員免許状制度の適用除外について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められたとしても、教員資格について免許状制度が規定されており、自由な教員採用が行えるようにする必要がある。	教育職員免許法第三条	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に第三条の三を新設する例を記載)		教育職員免許状制度によって、自由な教員採用が困難になっている。	文部科学省	
2152	2152090	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	9	教育課程の弾力化(高等学校)				高校に併設された就業体験法人における勤務時間を教育課程に取り込むため、	学校教育法施行規則別表第三および高等学校学習指導要領によって編成されている高等学校の教育課程を	大幅に自由化する。		現在の高等学校の教育課程は、学問道徳を重視したものとなっているため、社会との連続性ある自由なカリキュラムで教育活動を行うことが出来ない。	文部科学省	
2152	2152100	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	10	修了単位数の削減				就業体験法人における勤務時間を教育課程に取り込み、ビジネス・ハイスクールの卒業生に高校卒業と同等の資格を付与するため、	現在、高等学校修了に最低限必要な74単位を	50単位未満に削減する。		就業体験法人における勤務時間を教育課程に取り込んだ場合、現行の単位数では修了が極めて困難になる。	文部科学省	
2152	2152110	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	11	私学助成金の適用除外について				特区内において学校法人との競争条件を均等にするため、特区内において私学助成金交付を廃止する。	私立学校法第五十九条、私立学校振興助成法	私立学校法第五十九条及び私立学校振興助成法の適用除外を明文化する(添付資料に私立学校法第五十九条の二を新設する例を記載)	ブライチャール制度創設や奨学金制度の拡充など、「生徒等に対する教育補助」の姿勢を明確化する。	私学助成金及び規制上の優遇措置によって、学校法人と学校事業者が対等の条件で競うことができない。	文部科学省	
2152	2152120	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	12	行政財産の処分制限の適用除外について				学校などの行政財産処分を簡易に行うために、規制緩和を行う必要がある。	地方自治法第二百三十八条の四	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に第二百三十八条の四第七項を新設する例を記載)		廃校などの行政財産を学校事業者などが譲り受けことが困難である。	総務省	0400230
2152	2152130	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	13	行政財産の処分制限の適用除外について				学校などの行政財産処分を簡易に行うために、規制緩和を行う必要がある。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二條、同法施行令第十四條一項	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に施行令第十四條第一項第三号を新設する例を記載)		廃校などの行政財産を学校事業者などが譲り受けことが困難である。	財務省 文部科学省	0701080
2152	2152140	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	14	株式会社設立に関する最低資本要件の不適用				現在の株式会社設立に関する最低資本要件があるために、民間企業が株式会社の形態で就業体験法人を設立する場合に容易に行うことができないから、	商法第六十八條の四において、資本の額は1000万円を下ることができないとされている下限の制限について	就業体験法人においてはこの制限を不適用とする。		株式会社の設立については、商法第六十八條の四により、資本の額は1000万円を下ることができないと定められており、容易に設立ができない。	法務省	0500170
2152	2152150	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	15	有限会社設立に関する最低資本要件の不適用				現在の有限会社設立に関する最低資本要件があるために、民間企業が有限会社の形態で就業体験法人を設立する場合に容易に行うことができないから、	有限会社法第九條において、資本の額は300万円を下ることができないとされている下限の制限について	就業体験法人においてはこの制限を不適用とする。		有限会社の設立については、有限会社法第九條により、資本の額は300万円を下ることができないと定められており、容易に設立ができない。	法務省	0500170
2152	2152160	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	16	雇用保険法の適用除外				雇用保険法では、原則として労働者が雇用される事業が適用事業とされるために、民間企業が就業体験法人を運営する場合、使用者負担分の保険料納付を義務づけられ、容易な法人設立を妨げることとなるから、	雇用保険法第六條における、雇用保険法の適用除外規定について	適用除外の対象を就業体験法人にも広げる。		雇用保険法第五條により、労働者が雇用される事業が適用事業とならば、長期間の雇用が予定されていない就業体験法人の労働者にとって、雇用保険への加入は不要である。	厚生労働省	
2152	2152170	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	17	労働基準法の解雇制限の緩和				労働基準法には、解雇後の就職活動を保護するための解雇制限の規定があるが、円滑な労働移動を妨げることとなるから、	労働基準法第十九條第一項における、解雇制限の規定について	就業体験法人においては解雇制限を緩和もしくは撤廃する。		労働基準法第十九條により、業務上の傷病により休業する期間とその後30日間、産前産後休業期間とその後30日間は原則として解雇が制限されているが、就業体験を主目的とする就業体験法人の労働者にとって、これらの保護は不要である。	厚生労働省	
2152	2152180	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	18	労働基準法の休業手当規定の適用除外				休業手当規定があるために、就業体験法人に過大なリスクを背負わせることとなるから、	労働基準法第二十六條における、休業手当の規定について	就業体験法人においては適用除外とする。		労働基準法第二十六條により、使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合は、使用者に休業手当支払いの義務が生じるが、就業体験を主目的とする就業体験法人にそのまゝ負担を負わせるべきでない。	厚生労働省	
2152	2152190	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	19	法人税の免除				公益法人等と同様に法人税の免除措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため、	法人税第七條における、内閣府公益法人等の非課税等について	就業体験法人を公益法人等と同等に扱うものとする。		法人税第七條により、公益法人等の非課税等から生じた所得については、法人税を課さないとされているが、社会的意義の大きい就業体験法人の設立を促すため、就業体験法人についても公益法人等と同等に扱うことが望ましい。	財務省	0700780
2152	2152200	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	20	法人税の軽減				公益法人等と同様に法人税の軽減措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため、	経済社会の進化等に対応して早急に課すべき所得税および法人税の負担軽減措置に関する法律第十六條において、公益法人等に對して課する所得に対する法人税の税率が軽減されているが、社会的意義の大きい就業体験法人の設立を促すため、就業体験法人についても公益法人等と同等に扱うことが望ましい。	就業体験法人を公益法人等と同等に扱うものとする。		経済社会の進化等に対応して早急に課すべき所得税および法人税の負担軽減措置に関する法律第十六條において、公益法人等に對して課する所得に対する法人税の税率が軽減されているが、社会的意義の大きい就業体験法人の設立を促すため、就業体験法人についても公益法人等と同等に扱うことが望ましい。	財務省	0700780
2152	2152210	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	21	道府県民税の適用除外				公益法人等と同様に道府県民税の免除措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため、	地方税法第二十五條における非課税規定について	就業体験法人も追加する(例「別に法律で定めることにより、構造改革特区認定を受けた地域における就業体験法人」)。		地方税法第二十五條で道府県民税が非課税となる団体が列挙されているが、社会的意義の大きい就業体験法人はこれら団体と同等に扱うことが望ましい。	総務省	0403220

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(分類コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2152	2152220	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	22	市町村民税の適用除外			公益法人等と同様に市町村民税の免税措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようになるため	地方税法第二百九十六条における非課税規定について	就業体験法人も追加する(例:別に法律の定めるところにより、構造改革特区認定を受けた地域における就業体験法人)。	地方税法第二百九十六条で市町村民税が非課税となる団体が列挙されているが、社会的意義の大きい就業体験法人はこれら団体と同等に扱うことが望ましい。	総務省	0403230		
2152	2152230	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	23	法人事業税の適用除外			公益法人等と同様に法人事業税の免税措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようになるため	地方税法第七十二条の五における法人事業税の非課税規定について	就業体験法人も追加する(例:同条第一項十三号として「別に法律の定めるところにより、構造改革特区認定を受けた地域における就業体験法人」を加える)。	地方税法第七十二条の五で法人事業税が非課税となる団体が列挙されているが、社会的意義の大きい就業体験法人はこれら団体と同等に扱うことが望ましい。	総務省	0403240		
2152	2152240	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	24	不動産取得税の適用除外			公益法人等と同様に不動産取得税の免税措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようになるため	地方税法第七十三条の四における不動産取得税の非課税規定について	就業体験法人も追加する(例:同条第一項三十四号として「別に法律の定めるところにより、構造改革特区認定を受けた地域における就業体験法人」を加える)。	地方税法第七十三条の四で不動産取得税が非課税となる団体が列挙されているが、社会的意義の大きい就業体験法人はこれら団体と同等に扱うことが望ましい。	総務省	0403250		
2152	2152250	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	25	固定資産税の適用除外			公益法人等と同様に固定資産税の免税措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようになるため	地方税法第三百四十八条における固定資産税の非課税規定について	就業体験法人も追加する(例:同条第二項三十六号として「別に法律の定めるところにより、構造改革特区認定を受けた地域における就業体験法人」を加える)。	地方税法第三百四十八条で固定資産税が非課税となる団体が列挙されているが、社会的意義の大きい就業体験法人はこれら団体と同等に扱うことが望ましい。	総務省	0403080		
2152	2152260	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	26	給与所得に課せられる所得税の免除			就業機会の提供という教育目的に配慮する必要があるため	所得税法第二十八条における、給与所得の規定について	就業体験法人からの給与所得については、非課税とする。	所得税法第五条により、居住者には所得税を納める義務があると定められているが、就業体験法人で働くことを能力あるものにするため、就業体験法人の給与所得については非課税とすることが望ましい。	財務省	0700800		
2152	2152270	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	27	給与所得に課せられる所得税の軽減			就業機会の提供という教育目的に配慮する必要があるため	所得税法第八十九条における、税率の規定について	就業体験法人からの給与所得については、その税率を軽減する。	所得税法第八十九条により、課税総所得金額に応じた税率が定められているが、就業体験法人で働くことを能力あるものにするため、就業体験法人の給与所得については、その税率を軽減することが望ましい。	財務省	0700810		
2153	2153010	27	㈱ウィン	50020	教育関連特区	1	日本語教育施設の運営に関する基準の緩和			日本語学校は、自社物件だけでしか認可されない学校舎の追加も認められない。また、分校、姉妹校の開設についても新たに申請する必要があるため迅速な事業拡大が難しい	「日本語教育施設の運営に関する基準」に定められている認可対象施設の基準緩和および指導内容の拡大。	中心となる施設が認可できれば、日本語以外の知識を指導する施設の認可は必要ないものとする。また、生徒数の増加に伴う分校・姉妹校の開設についても申請は必要ないものとする。	文部科学省				
2153	2153020	27	㈱ウィン	50020	教育関連特区	2	教育訓練給付制度中の雇用保険を5年以上かけているものを対象としている部分を緩和する。			教育訓練給付制度中の雇用保険を5年以上かけているものを対象としている部分を緩和する。	教育訓練給付制度中の雇用保険を5年以上かけているものを対象としている部分を緩和する。	教育訓練給付制度中の雇用保険を5年以上かけているものを対象としている部分を、若年層は短くする事によって、若年層の教育訓練が円滑を受けて受講できるようにする。	厚生労働省				
2154	2154010	27	㈱ウィン	50020	児童教育特区	1	不登校児童を対象とした、新しいタイプの学校の設置による教育課程の弾力化			児童の個々の状態に合わせた指導を行い、それ自身が履修単位として学校の設置による教育課程の弾力化	児童の個々の状態に合わせた指導を行い、それ自身が履修単位として学校の設置による教育課程の弾力化	学校教育法において定められている指導要領の内容や指導する場所の規定の緩和	不登校児一人ひとりに合わせた指導内容、指導形態を通常の学校での履修と同等に認める	文部科学省			
2154	2154020	27	㈱ウィン	50020	教育関連特区	2	不登校児童を対象とした、新しいタイプの学校の設置による教育課程の弾力化			運営主体が株式会社であっても認可を迅速かつ容易にし、不登校児に対するケアの提供の時間を早めることが必要	学校教育法の認可を取得すること、新しいタイプの学校を設立・運営することができる環境を創出するため	学校教育法2条1項において、学校の設置者が、国・地方公共団体および私立学校法3条に規定する学校法人に限定されていること等の規制緩和	国・地方公共団体および学校法人以外の団体(企業)による小学校の直接運営の認可	文部科学省			
2155	2155010	28	木村 成年	50010	沖縄観光特区	1	沖縄観光特区ペットアインランド			海外からの観光客のペットの検疫検査のスピード化	全てのペット類	海外からの観光客が、安心し、ペットと宿泊又は、預けられる施設など、沖縄経由での、日本観光が、ペットを安心して沖縄に預けられる町作り、それらにより、国内の観光客も、沖縄経由での海外旅行などの用途が考えられます。	検疫検査のスピード化	入国時の検疫検査の必要なカルテなどの明確な告知又は、検疫検査の結果試用時間	農林水産省 厚生労働省	1002044	
2156	2156010	7	社団法人福島県建設業協会	50060	有料老人ホーム、ショートステイ、グループホーム、デイサービス等の規制を緩和し、高齢者介護及び高齢者の健康増進を図るため、小・中学校校舎及び公民館・集会所等の空き室・空きスペースを社団法人が積極的に活用できるよう規制を緩和する特区	1	有料老人ホーム等運営に公益法人等が進出出来る条件の緩和			県内一円に存在する建設業者が福祉・介護事業に進出出来れば、中山間過疎地でも多くの高齢者が恩恵を受けられ、元気な高齢者づくり、又介護サービスの充実に貢献出来る。	老人福祉法、介護保険法等で公益法人・民間企業者が事業主となる場合の規制及びグループホーム、デイサービスなどで特に中山間地での人数や施設の基準の緩和等	中山間地では施設が少ないため同原親族が老老介護している状況にあるが、身近に施設があればグループ化により元気な老人づくりに役立つこと、及び介護保険の適用	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省 文部科学省			
2156	2156020	7	社団法人福島県建設業協会	50060	有料老人ホーム、ショートステイ、グループホーム、デイサービス等の規制を緩和し、高齢者介護及び高齢者の健康増進を図るため、小・中学校校舎及び公民館・集会所等の空き室・空きスペースを社団法人が積極的に活用できるよう規制を緩和する特区	2	福祉施設として小・中学校等の空きスペースを活用する条件の緩和			中山間地に新規に介護関連施設等を建設すると費用負担が大になり、運営希望者が限定されるが、小・中学校等の空きスペースを活用出来れば費用負担も少なく、しかも集落の中心に存在するため便利である。	幼稚園や小・中学校等の施設を福祉・介護関連施設として活用する場合の規制緩和	中山間地等地方における特別養護老人ホーム、ケアハウス、介護有料老人ホーム、高齢者賃貸住宅等老人福祉施設の職員数と資格等配置基準及び施設の中核についての規制緩和		文部科学省			
2157	2157010	40	特定非営利活動法人長谷穂顕彰会	50080	(原)構造改革特区国語つづりかた指導研究開発センター	1	「国語に関する教科の自由な設定」- 現行制度では国語の授業が不足がちなので国語のつづりかたの指導領域をつくらなければならない。すべての子供が国語つづりかたの能力を向上させるとにより、他のすべての教科にもよい影響を与えるという効果がある。			小学校教員で芥川賞を受賞した長谷穂の著作(例えば「口頭表現より文字表現への過渡時代の指導」など)をつかって福山市教育委員会の後援で研究会を開き、小学校に案内、参加が得られるようにする。「教育課程の弾力化」「教科の自由な設定」「学習指導要領の弾力化」がこの国語つづりかた指導研究開発の事業実施に欠くことができない。	学校教育法施行規則第24条第25条で定められた授業時数と教育課程の基準を国語つづりかた指導に重点をおく必要があるので第25条の2の規定により緩和することが不可欠となる。	授業時数と授業時数の規定(第24条の2)については国語つづりかた指導研究開発のために特例を設ける必要がある。教育課程の基準(第25条)について学習指導要領の弾力化をはかる必要がある。	代替措置は必要なし	国語つづりかた指導については、学校教育法施行規則第24条により教育課程の構成は「国語」と定められており「国語つづりかた」の規定がない。	文部科学省		
2157	2157020	40	特定非営利活動法人長谷穂顕彰会	50080	(原)構造改革特区国語つづりかた指導研究開発センター	2	「教員免許交付の簡素化」- 国語つづりかた指導は低・中・高学年ごとの専門性を必要とするので、教員の不足がちなことには臨時採用し、確保できるようにする効果がある。									文部科学省	
2157	2157030	40	特定非営利活動法人長谷穂顕彰会	50080	(原)構造改革特区国語つづりかた指導研究開発センター	3	「市負担の教員任用の制度化」- 自治体独自の判断により地域の特性に応じた教員の任用を可能にすることにより目的を達成できる。									文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	規制の特例事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2158	2158010	10	倉田恵美子	50010	北関東特区	1	小中学校義務教育課程において柔軟性のある高度な授業を展開するための規制緩和。				学校が創造的な授業を実施できるよう教科書使用に関する規制を緩和する。	義務教育諸学校の教科書用図書は無償措置に関する法律第13条2項により、より創造的な授業が出来ない。	実験校において複数の教科書を使用することを容認する。	***	教育の硬直化。高度な創造的授業が実施できない。	文部科学省	
2159	2159010	28	QOL研究所ひまわり	50020	21世紀型モデルタウン構想	1	介護保険事業法			介護保険事業の事業主体	介護保険事業の実施主体に制限があるために、学校で介護保険事業ができない。	介護保険の事業主体	介護保険事業を地域の学校で施設設備を利用し行う。		介護保険法では、学校等が介護保険事業を実施できない。	文部科学省 厚生労働省	
2160	2160010	15	佐渡市町村会	50110	佐渡ヶ島朱鷺特区～朱鷺が舞う自然豊かな佐渡ヶ島の再生と活性化	1	漁港施設の用途に対する規制の緩和				漁港施設の用途に対する規制があるために、漁港の区域内に漁港類の加工施設等を設置することできず、海藻等の資源利用が効率的に出来ない状況にあることから、	漁港整備法第38条において、漁港施設の利用方法などが制約される事項について	利用方法に制約を受けないようにする。	利用方法に関する報告書の提出を義務付ける。	漁港整備法第38条において、漁港施設の利用方法などが制約され、海藻類の研究、加工等の施設の設置ができない。	農林水産省	1004070
2160	2160020	15	佐渡市町村会	50110	佐渡ヶ島朱鷺特区～朱鷺が舞う自然豊かな佐渡ヶ島の再生と活性化	2	農地の権利移動要件の緩和				漁港類を中山間地の耕作放棄地等を復活させたとトープでの朱鷺の食餌や有機肥料に活用し、朱鷺の野性化と有機農業の発展を目指したいが、民間企業等による農地の取得・利用が困難な状況にあることから、	農地法の権利移動の制限第3条において、農地の所有権を移転する場合には、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないとされていることについて	農業委員会の許可を必要としないようにする。	簡易な書類の提出を義務付ける。	農地法の権利移動の制限第3条により、民間企業等による農地の取得・利用ができない。	農林水産省	1000130
2161	2161010	47	株式会社 自立型オキナワ経済発展機構(OKIDO)	50020	医療資格特区	1	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和				畜産市にある総合専門学校医療系の国家資格認可学科を7学科有する総合専門学校という特性を持ち、医療国家資格を併せて取得出来る体制にあり、より高度な医療専門職業人の育成が可能であることから、単位認定制度の制限や、各職種ごとの取得年限の規定に関する規制緩和を求め、幅広く医療国家資格者の輩出を行いたい。	専修学校設置基準に関する省令第9条第1項により、高等課程の授業科目履修について、当該高等課程の修了に必要な総授業時間数の2分の1以下の制限について。	医療国家資格がすべて単位制に移行していないことから、大規模化による単位移行措置がなされた医療職種に限り医療国家資格において単位制の導入による緩和措置を検討していただきたい。		医療国家資格の単位互換認定教育校の設置については、専修学校設置基準第9条第12項、第10条第24項、第11条第4項に定める履修単位の制限及び健康政策六法の看護師等養成所運営に関する指導要領第五-5(2)-イ、看護士学校養成施設指定規則第2条第2項、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設指定規則第2条第2項の修業年限が3年以上、救急救命士学校養成施設指定規則第4条第2項より修業年限は2年以上であること、と定められており、実施できない。	文部科学省 厚生労働省	
2161	2161020	47	株式会社 自立型オキナワ経済発展機構(OKIDO)	50020	医療資格特区	2	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和					専修学校設置基準に関する省令第9条第2項の専門課程の授業科目履修について、当該専門課程の修了に必要な総授業時間数の2分の1以下の制限について。	①専門学校設置基準法での履修単位の制限(認定は履修全教科の1/2までしか認めない)について医療系国家資格単位においては、高等教育課程(大学・短大・専門学校等)での取得単位及び医療系国家資格保持者の取得単位および単位取得履修中途者(他医療職種取得見込み在校生)の履修した単位については専門学校設置基準法での履修単位の制限の規定によらず単位を認めるとして欲しい。但し単位は取得日より有効期間3年までを有効限度とする。		文部科学省 厚生労働省		
2161	2161030	47	株式会社 自立型オキナワ経済発展機構(OKIDO)	50020	医療資格特区	3	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和					専修学校設置基準に関する省令第10条第2項により、当該高等課程の修了に必要な総授業時間数の2分の1以下の制限について。	②各医療国家資格の法律で規定された単位をすべて取得した場合は、修業年限の規定によらず国家試験を受験できるよう緩和していただきたい。(修業年限の制限一部解除及び取得年数の短縮認可)		文部科学省 厚生労働省		
2161	2161040	47	株式会社 自立型オキナワ経済発展機構(OKIDO)	50020	医療資格特区	4	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和					専修学校設置基準に関する省令第10条第4項により、当該高等課程の修了に必要な総授業時間数の2分の1以下の制限について。	③ダブルライセンス取得を目指す者への授業科目を認めて欲しい。(所属学科以外の科目の受講ならびに在学中における他学科の単位取得認可)		文部科学省 厚生労働省		
2161	2161050	47	株式会社 自立型オキナワ経済発展機構(OKIDO)	50020	医療資格特区	5	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和					専修学校設置基準に関する省令第11条第4項により、当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時間と合わせて当該専門課程に修了に必要な総授業時間数の二分の一以下の制限について。			文部科学省 厚生労働省		
2161	2161060	47	株式会社 自立型オキナワ経済発展機構(OKIDO)	50020	医療資格特区	6	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和					健康政策六法の看護師等養成所運営に関する指導要領第五-5(2)-イにより、修業年限を3年6ヶ月以上とした規定について。			厚生労働省 文部科学省		
2161	2161070	47	株式会社 自立型オキナワ経済発展機構(OKIDO)	50020	医療資格特区	7	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和					看護士学校養成施設指定規則(省令)第2条第2項より、修業年限を3年以上の規定について。			厚生労働省 文部科学省		
2161	2161080	47	株式会社 自立型オキナワ経済発展機構(OKIDO)	50020	医療資格特区	8	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和					あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設指定規則(省令)第2条第2項より、修業年限を3年以上として規定について。			厚生労働省 文部科学省		
2161	2161090	47	株式会社 自立型オキナワ経済発展機構(OKIDO)	50020	医療資格特区	9	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和					保健師助産師看護師学校養成施設指定規則第4条第2項より修業年限は3年以上であること。			厚生労働省 文部科学省		
2161	2161100	47	株式会社 自立型オキナワ経済発展機構(OKIDO)	50020	医療資格特区	10	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和					救急救命士学校養成施設指定規則第4条第2項より修業年限は2年以上であること。			厚生労働省 文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2162	2162010	40	社会福祉法人 柚の木福祉会	50050	道の駅特区	1	道の駅に関する運営主体の拡大			広域的産業創出による地域限定ではない連携が可能な社会福祉法人が管理委託できる道の駅を推進するため	地方自治法第244条の2第3項により出資法人のみが実施できると定められている事項について	複数の市町村協同による社会福祉法人が管理委託・運営することを容認する	管理・運営に関する報告書の提出	現状では、地方自治法第244条の2第3項に規定する普通地方自治体が出資している法人しかできない	総務省	0400330	
2162	2162020	40	社会福祉法人 柚の木福祉会	50050	福祉バス特区	2	公共交通機関の福祉施設への巡回バス運営緩和			総合福祉施設へ乗合バス運営を社会福祉法人と民間バス企業の協働に拡大し、効率的に事業を行うことができるように	道路運送法第80条に基づく自治体運営の自家用自動車の有償バス運営規定に定められている規制	社会福祉法人と民間バス企業が安全運行を協議し、協同して管理・運営することを義務付ける	安全と運行管理・運営に関する報告書の提出義務	現状では、道路運送法第80条に基づく自治体運営の自家用自動車の有償バス運営規制がある	国土交通省	1208230	
2162	2162030	40	社会福祉法人 柚の木福祉会	50050	放置車両特区	3	放置車両の福祉施設への容認			地球環境を目指す、福祉法人が産業廃棄物である放置車両を部品ネットリサイクルできるように	産業物処理法第15条第2項における許可要件規制の緩和	社会福祉法人が産業物処理が実施することを容認する	産業物(産業車両)に関する報告書の提出	産業物処理法第15条第2項における許可要件により規制がある	環境省	1300310	
2162	2162040	40	社会福祉法人 柚の木福祉会	50050	フリースクール特区	4	フリースクール(不登校対策)の運営緩和			「生きかた福祉教育」を取り入れた不登校対策を実施するために、施設人材を活用した不登校フリースクールのNPO法人を運営できるように	NPOと社会福祉事業法第22条の収益に関する規制の緩和	社会福祉事業法とNPO法人の設置規制の緩和と容認	学校・教育委員会との連携及び報告	社会福祉事業法第22条の収益に関する規制がある	厚生労働省		
2162	2162050	40	社会福祉法人 柚の木福祉会	50050	脚用聞き特区	5	福祉施設と商工会のタイアップによる脚用聞き制度の採用			高齢者・障害者の生活を守るために、商工会と協同で施設の職員と団体の教育を含めた、人材を活用した「脚用聞き」制度を実施する	社会福祉事業法第22条の収益に関する規制の緩和	地元商工会の発展と社会福祉事業法人の人材活用と活性化	活用する人材と方法を証明する	社会福祉事業法第22条の収益に関する規制がある	厚生労働省		
2163	2163010	27	EMSデータ株式会社	50020	美容整形外科産業集積による大規模輸出計画	1	渡航者に対する渡航条件の緩和			外国人が手軽に日本で美容整形外科治療を受けられる。またその後、余剰があれば、手軽に出発からして、日本の国内に観光にかけられるようにする。	ビザの必要性とその発給手続きに関連した法律	特区内でビザなしでの長期滞在を認め、また、顧客の要望に応じてビザをすぐ発行できるように手続きの簡素化を促す。		法務省 外務省	0500570 0600170		
2164	2164010	13	(株)インフォート	50020	検診病院特区	1	疾病予防の検査を高度医療機器を用いた行なう病院づくり(株式会社による経営)資金調達が可能となる			疾病予防の検査を高度医療機器を用いた行なう病院づくり(株式会社による経営)資金調達が可能となる	医師以外による病院経営	高度の医療機器を用いた検査専門病院のために資金調達が難しい為	医療法人による経営	病院経営が医師または歯科医師以外見とめられない点	厚生労働省		
2165	2165010	13	西松建設株式会社	50020	生産緑地特区	1	生産緑地特区内における建築行為制限の緩和			土地活用整理事業による基礎整備を前倒しに市街化編入する予定の地区について、事業実施に向けての地権者の合意形成を図る為、営農希望者が積極的に事業に参画できる特例措置が必要である。	生産緑地法第8条において、市町村長の許可を受けなければ、建築物等の新築、改装又は増築をしてはならないとする制限事項と、同条2項の市町村長は許可申請があつた場合、許可に期限その他必要な条件を付けることができるとする制限事項について	生産緑地特区内において、市町村長への届出のみで建築行為等ができるようにする。また、建築行為を認めるにあたっての期限等を付与する。また、建築行為を認めるにあたっての期限等を付与する。また、建築行為を認めるにあたっての期限等を付与する。	土地活用整理事業の予定地区で、営農希望者が後地取得する生産緑地地区	生産緑地地区の指定を受けると、営農者、更にはその相続人が、将来的に土地利用転換を阻まれる。	国土交通省	1203210	
2166	2166010	14	株式会社 エドベック	50020	教育特区	1	小学校での英語科設置による、小学校英語指導の実現及びその指導形式の標準化			現行の「総合的な学習の時間」の中での「英語活動」ではなく、教科としての「英語科」の設置。現行「総合的な学習の時間」で行われている「英語活動」を「英語科」として教科化し、内容やカリキュラム・教材を均質化・定型化し、あわせて担任教師による英語科授業実施のため、民間の英語教育に関する期間を利用した研修を実施する。	学校教育法施行規則 第2章 第2節 及び 第24条 に「英語科」が含まれていないことについて	小学校の「総合的な学習の時間」の内容の定型化。「総合的な学習の時間」のうち「英語活動」を「英語科」として教科化し、内容やカリキュラム・教材を均質化・定型化し、あわせて担任教師による英語科授業実施のため、民間の英語教育に関する期間を利用した研修を実施する。	小学校の「総合的な学習の時間」の内容現状。「総合的な学習の時間」に任されている。この状況では、英語指導の均質化・定型化は不可能。そこで、教科としての「英語科」の設置をするために、カリキュラム及び総合的な学習の時間を含めた教科の時間数の見直し。	文部科学省			
2167	2167010	8	(有)板倉工業	50020	自然水源の水質浄化及び飲用精製装置の整備	1	水質浄化と非常時の飲料水確保における関係諸法令の緩和			河川・湖沼の水質浄化、及び災害発生等非常時に、精製水を飲用として速やかに供給する為、水道法をはじめとする関係諸法令の緩和を要する。	河川法、水道法及び水質汚濁防止法により、非常時の河川・湖沼水の採取、及びこれらの精製水の飲用提供を制限する条項について	河川・湖沼水の採取を可能とし、浄化・精製の後、一定の基準を満たせば飲用提供ができるよう緩和する。	使用する浄化装置には、事前に一定の検査を義務付ける。	現状、河川・湖沼水の採取、及びこれらの浄化水の飲用供給は制限されており、非常時に緊急な飲料水提供の体制をとることができない。	国土交通省 厚生労働省	1204040	
2168	2168010	14	三菱重工業(株)	50020	道路運送法の小型特殊自動車規定及び運転免許規定の規制緩和	1	道路運送法の小型特殊自動車規定及び運転免許規定の規制緩和			道路運送法施行規則の小型特殊自動車の高さは2mから2.8m以下、及び総排気量は総乗平均6年運輸命令第6号の規制緩和が図られたが、道路運送法施行規則第2条の小型特殊自動車の「高さ2m以下、総排気量1.5リットル以下」の見直しはされていない。従って、高さ2m超、又は総排気量1.5リットル超の小型特殊自動車を運転する場合は大型特殊自動車免許が必要となり規制緩和の効果が十分に発揮できていない。	運転免許に係る道路運送法施行規則第2条の「小型特殊自動車」規定を、道路運送法施行規則第2条の「小型特殊自動車」規定と整合性を図り、道路運送法施行規則第2条の「小型特殊自動車」規定と整合性を図る。又、道路運送法第65条第1種免許に規制緩和に係る安全運転の担保として小型特殊自動車免許の取り直しを追加検討したい。	道路運送法施行規則第2条(自動車の種類)の欄の「小型特殊自動車」の規定を、道路運送法施行規則第2条(自動車の種類)の欄の「小型特殊自動車」の規定を、道路運送法施行規則第2条(自動車の種類)の欄の「小型特殊自動車」の規定と整合性を図る。又、道路運送法第65条第1種免許に規制緩和に係る安全運転の担保として小型特殊自動車免許の取り直しを追加検討したい。		規制の特例事項(再提案理由)欄と同じ	警察庁	0100290	
2169	2169010	13	三菱重工業株式会社	50020	企業法務経験者の司法試験受験資格の緩和	1	企業法務経験者の司法試験6条各項に規定する受験科目の軽減			企業法務経験者が司法試験を受験する負担を減少させ、産業界の実務を経験した法曹人口の増加を計り、企業が法曹に関する経営問題を迅速かつ適切な処理で、経営のスピードを創出する。	司法試験法第6条第1項から第3項に定める司法試験の第二次試験での受験科目	司法試験法第6条第1項から第3項までのうち、企業法務経験者(例えば5年以上)に関しては、実務上利用することが多い民法、商法、民事訴訟法を受験を免除できるように法律を改正する。	企業が作成する受験者本人の経歴書を添付すれば、司法試験の第二次試験での受験科目の一部の受験を免除する。	現状の司法試験制度では、企業に勤務する者が司法試験を受験する際の負担が大きい。産業界から法曹界への人材流動が行われず、産業界が望む迅速な法的紛争及び法的問題の処理が進まない傾向にある。	法務省	0500210	
2169	2169020	13	三菱重工業株式会社	50020	会社定款による事業目的特制限の撤廃	2	商法・商業登記法における会社の事業目的特制限の撤廃			商法・商業登記法を改正し、会社定款による事業目的の特を撤廃して、企業が新規事業に進出しやすくなる。	商法第166条及び商業登記法・商業登記規則による会社の事業目的の会社定款及び商業登記簿への記載義務	商法166条及び商業登記法・商業登記規則を改正し、会社定款及び商業登記簿への記載義務を廃止する。	商法及び商業登記法を改正し、会社定款の事業目的の特に関する制限を撤廃する。	現在の商法・商業登記法に定める要件では、企業が新規事業に参入する際には株主総会による定款変更が必要となり、企業が新規事業に進出するスピードと意欲を減じさせるばかりか、一方では現状の事業と多少なりとも関連性があれば、判例では新規事業を行うことがたがいに定款違反とはならないため、商法の規定が有名無実化しつつある。	法務省	0500180	
2171	2171010	13	三菱重工業株式会社	50020	会社定款による事業目的特制限の撤廃	2	商法・商業登記法における会社の事業目的特制限の撤廃			商法・商業登記法を改正し、会社定款による事業目的の特を撤廃して、企業が新規事業に進出しやすくなる。	商法第166条及び商業登記法・商業登記規則による会社の事業目的の会社定款及び商業登記簿への記載義務	商法166条及び商業登記法・商業登記規則を改正し、会社定款及び商業登記簿への記載義務を廃止する。	商法及び商業登記法を改正し、会社定款の事業目的の特に関する制限を撤廃する。	現在の商法・商業登記法に定める要件では、企業が新規事業に参入する際には株主総会による定款変更が必要となり、企業が新規事業に進出するスピードと意欲を減じさせるばかりか、一方では現状の事業と多少なりとも関連性があれば、判例では新規事業を行うことがたがいに定款違反とはならないため、商法の規定が有名無実化しつつある。	法務省	0500180	
2172	2172010	13	東京大学工学部助教 藤末健三	50010	電波特区	1	実験無線局の開設要件の緩和			実験無線局の審査が適度に行われているため、無線技術の自由な実用を阻害していることを改善したい。	無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第12号)第六条第四号が示す「合理的な見地のあるものであること」について、	無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第12号)第六条第四号を削除すること。	必要になると思えない。	実験無線局の、事業的な合理性を総務省は審査しているが、事業的な合理性は実験段階では不確定であり、かつ総務省が判断できるものではないこと。	総務省	0405390	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2174	2174060	13	NPO法人東京シユタイナージュール	50080	NPO法人教育施設公設民営型学校化特区	6	公設学校審議会(仮称)の創設(教育委員会との新たな協働を目的とする規制の緩和)			(新規提案理由)学力を確認するのに知識の量を問う学力テストという従来の方式とは異なる方法を、親と教師の協働・納得の下、現代の子供たちに示すことは、教育課題の解決に大きな一歩を示すこととなる。しかし、「数値化できない学力」の重要性が認知されているにもかかわらず、それを学力評価基準の一つとして採用できない現状がある。このように「数値化できない学力」を教育目標としている教育実践主体をモデルとして、普遍的な認定基準を創案していくことは、責務の所在にある「教育の中立性の確保」につながる。教育委員会が従来の公教育の枠組みから外れて、こうした概念を評価基準とすることが難しい以上、自治体の首長権限においてこれを行うことは既存の権限と異なった機能を持つことであり、非合理的なことではないと考えられる。また「同様の教育事務を所管する執行機関の存在」は互いの長き点・短き点を補完しあうことに加え、協議の合理性を確保すると思われる。モデルケースの存在が「誰もこのままで良いとは思っていない」教育現場(子供、教師、親)を改革してゆく根本的な改革の先鞭となることを確信する。	「公設学校審議会(仮称)」を設けそこに教育委員会(NPO法人私立学校)の場合、都道府県知事と私立審議会の権限を委譲し、地方自治体の長が認定する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められていることについて、公立義務教育諸学校の学級生及び教員定数の標準に関する法律について	特区においてはこれを適用しない	文部科学省は特区における教育機関型学校の推進の基盤の確保を担い、(1)公教育推進型学校の推進の基盤の確保を担い、(2)教育予算の原案作成の監督が「公設学校審議会(仮称)」が行う。また教育委員会の機能は教育基本法第10条に定められているように本来は各教育機関の制度的平準を補助、助成を与える機能を第一とすべきである。そのモデルとして「公設学校審議会(仮称)」を検討するのが妥当である。	現状では特区公設民営型学校が存在しないので、教育委員会の現状の問題点を検討し、新しい公教育推進型学校の現状の運営を考慮した形のもの(公設学校審議会(仮称))では必要とする。ここでは教育委員会の現状の問題点をあげ、教育委員会の組織(1)公教育推進型学校の推進の基盤の確保を担い、(2)教育予算の原案作成の監督が「公設学校審議会(仮称)」が行う。また教育委員会の機能は教育基本法第10条に定められているように本来は各教育機関の制度的平準を補助、助成を与える機能を第一とすべきである。そのモデルとして「公設学校審議会(仮称)」を検討するのが妥当である。	文部科学省	0701900
2174	2174070	13	NPO法人東京シユタイナージュール	50080	NPO法人教育施設公設民営型学校化特区	7	学校教育法によらない新しい形の学校運営方式			学校教育法によらない新しい教育法のもと、多様な子ども達に合わせた教育を、教師、親が自由に創造できる制度を実現する。	学校教育法	多様な子ども達に柔軟に対応できる弾力的な教育制度を、既存の教育法体系に組み込む。学校教育法に並ぶ新しいタイプの教育法「学園教育法(仮称)」に基づき教育行政を、既存の教育行政と連携させるがスタート地点、多様な教育を行う。	「学園教育法(仮称)」の骨格案を資料として添付した。	現行制度の下で、規制緩和をすすめて新しいタイプの学校を創ることは、学校がつかない担保、国の税金を使用するための担保等、クリアするのが難しい問題が数多くあるため、非常に難しい状況にある。特に義務教育期間中の国の責任を法律で定められているため、責任をもてる体制(重要な管理体制)のもとで学校運営をやらざるをえない状況にある。子どもの教育に対する責任を国が負うことは、誰かが放棄しづらくは重要な責務であった。しかし、今の教育現場では、子ども達に新しい教育を創出しようとする意欲を育てていく制度を設けることが急がれる。	文部科学省		
2175	2175010	13	NPO法人東京シユタイナージュール	50080	生産緑地利用特区	1	生産緑地地区内における行為の制限事項の緩和			公共性、必要性が高い目的で利用する場合、NPO法人などに生産緑地を貸与できるようにする。具体的には、NPO法人教育施設が首都圏において適切な広さの運動場を確保することを容易にすること。	生産緑地法第二条、公共施設等 公園、緑地その他の政令で定める公共の用に供する施設及び学校、病院その他の公益性及び認められる施設で政令で定めるものをいう。第七条(生産緑地の管理)生産緑地について使用又は収益をする権利を有する者は、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。第八条(生産緑地地区内における行為の制限)生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公共施設等の設置又は管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際に着手した行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。	NPO法人団体の事業目的が周辺の環境にとって特段不適切ではないと認められる場合、自治体の首長の権限により、生産緑地貸付および建築物その他の工作物の新築、改築又は増築の許可を与えることができるようにするもの。都市計画法等が利用することができるように、固定資産税の税率優遇と賃貸収入によって土地所有者に有利であるばかりか、貸付によって得られる収入に課する所得税によって自治体にも経済的な効果をもたらす。	生産緑地法 第2条の第2号公共施設等の部分の趣旨を拡大する	都市部における生産緑地の保全は重要ではあるが、実質的な生産活動が行われているとは思えない設置された生産緑地も多々見られる。生産緑地法により、生産緑地は、基本的(農地として管理しなければならず、賃借権の設定、建築物などについて厳しい規制がある。担い手の不足によって農地を維持することが難しくなる。規制のもとで生産活動以外の収益活動を行うことも制限される。教育現場の手のかからない果樹栽培、遊園用樹木栽培などを行うつつも、充分な収益をあげることができず、相続税に手放すことになり、結果的に生産緑地が失われていく現状がある。NPO法人の運営する教育施設については、公益性の一般的認知が未だ微妙なところなので、特区において明確な対象となることを盛り込む必要がある。	国土交通省	1203220	
2176	2176010	12	こんな学校にしたい会	50110	浦安にチャータースクールを創ろう	1	民間事業者の学校経営への参入など学校設置主体の緩和	8002	c-1	「学校は公の性質を有するものであり(憲法第6条)、設置と運営は、国家、社会として責任を持って取り組むべきで、極めて公共性の高いものとする。…中略…また学校法入制度は学校経営に求められる公共性の確保、安定的・継続的な学校教育等を保証するために特別にもつけられたものであり、学校法人に求められる要件を満たさない民法法人等に学校の設置を認めることについても、特別に限ったとしても適切ではない」と回答されているが、公教育の公共性・安定性・継続性を確保できる新しい制度を創設し、民間事業者の参入を可能にする方法も考えるべきではないか。	地域社会のニーズに応えた、公と民が共同して創る「公設民営」方式による学校を創るため。	学校教育法第2条で「学校は国、地方公共団体及び学校法人のみが設置できる」としていることについて	民間事業者(学校事業者)も公の支援を得て、学校が設置できる。	地方公共団体の長のもとに学校教育の公共性、安定性・継続性を確保するために、有識者から構成される「特区公設民営学校審議会」を設け、学校の設置の目的、設置の許可を審議する。審議会はそれぞれの学校が目的を達成しているかどうか、継続的に安定して学校経営が可能かどうかに関して、例えば、3年ごとに審議し、未達成あるいは不可能と判断した場合は廃校とする。	国、地方公共団体及び学校法人しか学校が設置できない。	文部科学省	
2176	2176020	12	こんな学校にしたい会	50110	浦安にチャータースクールを創ろう	2	学校設置者以外の学校管理・運営の容認	8101	c-1	「公の施設」の管理受託者の範囲の拡大案に対して、文科省は「地方自治法第244条の2第3項の規定により、地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体に限られており、…」と回答し、認められないことの理由としているが、同じように回答は、「特定非営利活動法人については、一般的には、地方自治法第244条の2第3項で定め「公共的団体」に該当し、現行制度のもとにおいても、公の施設の管理受託者になります。」との回答を寄せている。であるから、その点に関しては問題ないと考える。また、「代替制度」にあげた「公設民営学校審議会」のような機関が、運営法人の事業や運営状況の監督を行うことで、学校運営が行政の監督下に置かれることになると思われる。	特色のある学校を、誰でも通える「公立」学校として、市、市のアイデアと熱意で運営していくようにするため	学校教育法第5条で、学校の設置者以外に管理運営を認めない点	民間事業者(学校事業者)も学校の管理運営を行うことができる。	地方公共団体の長のもとに学校教育の公共性、安定性・継続性を確保するために、有識者から構成される「特区公設民営学校審議会」を設け、それぞれの学校が目的を達成しているかどうか、継続的に安定して学校経営が可能かどうかに関して、例えば、3年ごとに審議し、未達成あるいは不可能と判断した場合は廃校とする。	学校教育法第5条で、学校の設置者以外に学校の管理運営を認めていない。	文部科学省	
2176	2176030	12	こんな学校にしたい会	50110	浦安にチャータースクールを創ろう	03	特区公設民営学校審議会の創設			特区に設置する公設民営学校の公共性、安定性、継続性を審議するため	公設民営学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に、「この法律の規定により権限に属せしめられた事項を審議させるため地方自治体に、私立学校審議会を置く」とあることについて	地方自治体の首長の下に「特区公設民営学校審議会」を創設する。	学校教育法第17条、第35条、第41条、及び第52条第2項に定められている学校の目的を達成しているかどうか、継続的に安定して学校経営が可能かどうかに関して、例えば、3年ごとに審議し、未達成あるいは不可能と判断した場合は廃校とする。	現行制度にはない。	文部科学省		
2176	2176040	12	こんな学校にしたい会	50110	浦安にチャータースクールを創ろう	04	特色ある教育プログラムを持つ教育課程に編成	8007 8032 8045	A	「学習指導要領によらない教育課程の編成については、研究開発学校制度の弾力的な運用により対応する。」と管理コードのすべてに答えているが、たとえ、導入されるのであれば「特区研究開発制度」においても、学習指導要領の範囲から許可されるものと考えられ、現代の教育ニーズに対応した特色ある、ユニークな教育プログラムを持った学校は許可されないと思われる。	地方自治体の首長の下に構成される「特区公設民営学校審議会」に学校の教育課程に関して認可権を持たせるため	学校教育法第17～20条、第36～38条、第41～43条および小・中・高等学校の学習指導要領に教育内容が定められていることについて	特区公設民営学校審議会に学校の教育課程の認可権を与える。	児童生徒が各学校の終了時点で、各種試験団体が行う客観的な試験を受けること、特に、読み、書き、計算する能力の維持向上が見られることとする。	学習指導要領を基準として許可がなされると予想される特区研究開発制度の導入ではないか。	文部科学省	
2176	2176050	12	こんな学校にしたい会	50110	浦安にチャータースクールを創ろう	05	学校修業年限の弾力化(小・中・高)	8006	A	各学校段階の修業年限の弾力化に言及されていない。今日の児童生徒の発達成長に即した年限区分が必要であると考え。	学校教育法が特別に記述されているため、小・中学校及び、小・中・高等学校の教育に一貫性をとせたい状況にあることから	学校教育法第1条に「学校とは小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、及び、幼稚園とする。」とあることについて	小学校4～5年、中学校3～4年、高等学校4年の学校制度を創る。	6-3-3制と制度が固定化されている。	文部科学省		
2176	2176060	12	こんな学校にしたい会	50110	浦安にチャータースクールを創ろう	06	一部県費市費負担職員の任命権を公設民営方式による学校法人に付与				第3セクター方式といってもよい、公設民営学校が存在しない状況にあることから	適用する法令はない	一定数の県費市費負担職員の採用を可能とする新しい規定を創る。	自治体と第三者の共同で設立する学校法人は、公立学校と同様、高い公共性を有すると考える。	公設民営学校が存在しない。	文部科学省	
2176	2176070	12	こんな学校にしたい会	50110	浦安にチャータースクールを創ろう	07	高校入学資格の緩和				インターナショナルスクール(中学校)の卒業者の高校への入学も期待されるが、学校として認定されていないため、入学させられない状況にあることについて	学校教育法第1条について	学校教育法第1条に「インターナショナル・スクール(国際学校)」(仮称)という言葉を加算する。	国際学校とは、国際学校ヨーロッパ協議会(The European Council of International schools)認定校とする。	インターナショナル・スクールは、学校として認定されていない。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード			
2176	2176080	12	こんな学校にしたい会	50110	浦安にチャータースクールを創ろう	08	校長、教頭、教諭、その他の職員				教職員について「校長、教頭、教諭、講師、養護教諭、事務職員、養護教諭」という規定があり、子どもの心理を取り扱う学校カウンセラーや看護科学校では不可欠な看護士が採用できない状況にあることについて	学校教育法 第28条の規定について	学校カウンセラー及び看護士(士)を加筆する。		学校カウンセラー及び看護士(士)は教職員ではない。	文部科学省				
2176	2176090	12	こんな学校にしたい会	50110	浦安にチャータースクールを創ろう	09	教職員の採用権者の拡大				校長(学校)が求める人材を教職員に採用できるようにするため	教育公務員特例法第13条で、教員を採用する際の選考を、校長と教育委員会の教育長が行うことになっている点	校長(学校)が一部教職員の採用を行えるようにする。		教員を採用する際の選考を、校長と教育長で行うことになっていない。校長独自では行えない。	文部科学省				
2177	2177010	13	構想日本	50110	多様な考え方や方法に基づいた教育を行う公立小・中学校特区	1	現在、都道府県教育委員会が持つ教職員(県費負担教職員)の人事権を、学校ごとに設置する「学校運営委員会(仮称)」に付与することの容認				教育現場に携わる責任者が、各学校や各地域の状況に応じた学校運営をできるようにするため。	地方教育行政法37条により、県費負担教職員の任命権は、都道府県教育委員会に属する事項	教職員人事権を、校長・教員代表、保護者代表・地域住民代表などからなる「学校運営委員会(仮称)」に付与する。		地方教育行政法37条により、県費負担教職員の任命権は、都道府県教育委員会に属しているため、「学校運営委員会(仮称)」が教育に関する理念や方法をともにする教職員を任命できない。	文部科学省				
2177	2177020	13	構想日本	50110	多様な考え方や方法に基づいた教育を行う公立小・中学校特区	2	現在、都道府県教育委員会のみ認められている特別免許状の授与権を、市町村教育委員会にも付与することの容認				市町村教育委員会が、各学校や各地域の状況に応じた者を採用できるようにするため。	教育職員免許法第5条の6により、免許状の授与者が都道府県教育委員会に限定されている事項	特区法第13条によって任用する教職員の特別免許状を市町村教育委員会も、授与することを容認する。	市町村教育委員会が教育職員検定を行う。	教育職員免許法5条の6により、免許状の授与者が都道府県教育委員会に限定されているため、都道府県教育委員会と市町村教育委員会の意見の相違があった場合、免許状が授与されない。	文部科学省				
2178	2178010	13	デジタルハリウッド	50020	(つくば・東海・知都) 学校設置主体の要件緩和(株式会社等による学校経営)	1	学校設置主体の要件緩和(株式会社等による学校経営)	8002	C-1	産利追求する企業体における先端の技術だけに、それを必要とする企業が多く存在し、同時に、その技術を有さないために創業できない者が現社会に多く存在する等の実態により、その一部の新技术を高度かつ専門的に教育することは、意欲追求するだけに必要とされるスピードとそのノウハウを持つ企業により、一部実現するものと思われる。企業形態のまま教育事業者となることで、産業界の技術革新のスピードと教育内容の拡充・変化に対応しうると考える。大学や専門学校が経営破たんする中、必要とされる専門技術分野をより高度に教育することは、産	株式会社等の運営形態を醸成したまま、企業経営と産業界における新技术の追求を実現し、その新技术のノウハウをいち早く習得・習熟させることで、修学意欲の向上および、産業界の更なる発展と雇用促進につなげることを目的とする	学校教育法第2条において、学校設置・運営を株式会社等へ認めない点	学校教育法第2条において、学校設置・運営を株式会社等へ認めない点		学校教育法第2条において、学校設置・運営を株式会社等へ認めない点	学校教育法第2条において、学校設置・運営を株式会社等へ認めない点	学校教育法第2条において、学校設置・運営を株式会社等へ認めない点	学校教育法第2条において、学校設置・運営を株式会社等へ認めない点	文部科学省	
2178	2178020	13	デジタルハリウッド	50020	(つくば・東海・知都) 認証評価機関の認証大臣規定の柔軟化	2	認証評価機関の認証大臣規定の柔軟化				認証評価機関の認証大臣に限り、専門職大学院の対象とする職業を所管する都道府県庁の長(又は特区の認定を受けた地方公共団体の長)により認証可能とすることにより、認証評価の適応性を高めることを目的とする	学校教育法第69条の4により、文部科学省大臣を規定している点	上記項目を参照		学校教育法第69条の4において、専門の見識と産業界とのつながりがあることも、関連省庁の長による認証を認めていない点	文部科学省				
2178	2178030	13	デジタルハリウッド	50020	(つくば・東海・知都) 大学(大学院)設置基準	3	大学(大学院)設置基準				教育研究の質は、常勤教員の数やその学生比率、不動産に係る外形的要素によって一面的に決まるものではないことを動かし、設置基準に照らさない多様な教育研究の促進を図る	学校教育法第3条	上記認証評価を受けた者については「教育研究の質が確保されたものであるため」、大学(大学院)設置基準に照らさない学校の設置を認めるという項を加える		少人数制やマスプロ、ネットの活用など様々な教育手法が存在する一方で、学校の設置についてはこれらの多様性が一部しか認められていない点	文部科学省				
2178	2178040	13	デジタルハリウッド	50020	(つくば・東海・知都) 私立学校助成制度の緩和	4	私立学校助成制度の緩和				株式会社等の運営する学校事業者の場合であっても、私学助成制度を受けることを可能とし、学校経営の安定化を目的とする	私立学校振興助成法第2条により、学校を特定している点	私立学校振興助成法第2条において、特区により規定される学校を含まれる項を加える		私立学校振興助成法第2条において、特区学校であっても学校を特定されない点	文部科学省				
2178	2178050	13	デジタルハリウッド	50020	(つくば・東海・知都) 学校法人会計基準の緩和	5	学校法人会計基準の緩和				株式会社等の学校事業者による会計基準を変更しなくても、私学助成制度を受けることを可能とすることを目的とする	学校法人会計基準第1条により、私学振興助成法との関連において、特別の会計経理を定めている点	学校法人会計基準第1条において、特区により規定される学校の会計基準を変更しなくてもよい項を加える		学校法人会計基準第1条において、会計基準を変更しなければ、私学助成制度を受けることが出来ない点	文部科学省				
2179	2179010	13	大成建設株式会社	50020	新宿駅東口周辺商業活性化特区	1	大規模小売店舗立地法・指針に基づく駐車場設置なしの特例				新宿駅東口周辺の老朽化した商業施設等の建て替えを促進し、商業活性化を図る	該当法令第4条(指針)における駐車場必要台数の算定式について	府閉き車両を除く駐車場設置義務を免除する	新宿区が中心となり、民間企業と協力して、特区周辺部でのフリッジパークを配置(朝日通り・明治通り下部の活用)	新宿駅東口周辺は、公共交通機関が発達し、トランジットモール化を目指しているにも関わらず、大規模小売店舗立地法第4条指針により画一的な駐車場確保が義務づけられ、事実上、老朽化した商業施設建て替えが困難となり、商業活性化を助長している。	経済産業省	1103030			
2180	2180010	13	大成建設株式会社	50020	河川上空利用フリー特区	1	河川の上空に自由に建築物を構築可能とする特区の創設				都市内河川については、近年、環境的配慮から親水護岸整備や水質改善等の施策が進められており、都市環境としてはより良い方向で整備が行われているが、経済的観点から見ると、相当のポテンシャルを持った空間を有効活用できない状況と思われる。また、空間利用を規制する法律の趣旨である「流水の安全性」については、近年のハード技術では十分に対応可能で、法と現実のギャップも認められるものと思われる。	河川法第26条、第29条に規定する河川区域内の工作物等についての許可基準について	河川の機能を損なわず、一定の安全性を持つ建築の構築を認め、河川上空を利用した街づくりを行う。		現行法では、「河川の適正な利用を促すため、河川及びその付近の自然的及び社会的環境を損ない、又は河川の管理に支障を及ぼす行為と認められるものについては許可しない」とされている。	国土交通省	1204170			
2181	2181010	13	大成建設株式会社	50020	段階型再開発特区	1	先行再開発地区外からの転入権利者への所得税・法人税の減免				先行再開発地区外の権利者が当該再開発地を取得する場合、保留床を取得する場合もしくは買い替え特例としての税の減免措置しか認められないが、権利取得者と同等の減免効果を生じ、権利移転を自由にできるようにするため。	租税特別措置法第33条の3第1項および同法第60条第1項第5項に記載された「第一種市街地再開発事業により権利取得し、保留床を取得した場合、もしくは第二種市街地再開発事業により取得された対価として施設建築物の取得の一部を取得する場合、個人は譲渡がなかったものとし、法事については任意取得を認める」という所得税・法人税の特例について	当該特例措置に、「特区内に資産を有する権利者が当該資産の買い替えにより先行再開発地を取得する場合」を追加する。			財務省				
2181	2181020	13	大成建設株式会社	50020	段階型再開発特区	2	先行再開発地区外からの転入権利者への不動産取得税の減免				先行再開発地区外の権利者が当該再開発地を取得する場合、保留床を取得する場合もしくは買い替え特例としての税の減免措置しか認められないが、権利取得者と同等の減免効果を生じ、権利移転を自由にできるようにするため。	地方税法第73条の14第9項に記載された「市街地再開発事業に伴う権利取得により不動産を取得した場合、当該不動産の内従前の資産を越える価格に対応する部分のみ不動産取得税を課する」という不動産取得税の特例措置について	当該特例措置に、「特区内に資産を有する権利者が当該資産の買い替えにより先行再開発地を取得する場合」を追加する。			総務省	0403170 0700820			

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2181	2181030	13	大成建設株式会社	50020	段階型再開発特区	3	先行再開発地区外からの転入権利者への事業所税の減免				先行再開発地区外の権利者が当該再開発地を取得する場合、保留床を取得する場合もしくは買い替え特例としての税の減免措置が認められないが、権利取得者と同等の減免効果を生じ、権利移転を自由に行えるようにするため。	地方税法第701条の3第4項の反対解釈による再開発による権利取得の場合の非課税」という事業所税の特例措置について	当該特例措置に、「特区内に資産を有する権利者が当該資産の買い替えにより先行再開発地を取得する場合」を追加する。			総務省	0403120
2181	2181040	13	大成建設株式会社	50020	段階型再開発特区	4	先行再開発地区外からの転入権利者への特別土地保有税の減免				先行再開発地区外の権利者が当該再開発地を取得する場合、保留床を取得する場合もしくは買い替え特例としての税の減免措置が認められないが、権利取得者と同等の減免効果を生じ、権利移転を自由に行えるようにするため。	地方税法第587条第1項に記載する「権利変換により権利床を取得するときは土地の取得及び保有(保有については従前土地が非課税土地であった場合に限り)に対する特別土地保有税を非課税とする」という措置について	当該特例措置に、「特区内に資産を有する権利者が当該資産の買い替えにより先行再開発地を取得する場合」を追加する。			総務省	0403050
2181	2181050	13	大成建設株式会社	50020	段階型再開発特区	5	先行再開発地区外からの転入権利者への固定資産税の減免				先行再開発地区外の権利者が当該再開発地を取得する場合、保留床を取得する場合もしくは買い替え特例としての税の減免措置が認められないが、権利取得者と同等の減免効果を生じ、権利移転を自由に行えるようにするため。	地方税法附則第6条第5項に記載された「権利床については5年分、一定の居住用住宅宅地は2/3、非住宅は1/3固定資産税が減額される」という措置について	当該特例措置に、「特区内に資産を有する権利者が当該資産の買い替えにより先行再開発地を取得する場合」を追加する。			総務省	0403060
2181	2181060	13	大成建設株式会社	50020	段階型再開発特区	02	先行再開発地区外からの転入権利者への所得税・法人税の減免				先行再開発地区外の権利者が当該再開発地を取得する場合、保留床を取得する場合もしくは買い替え特例としての税の減免措置が認められないが、権利取得者と同等の減免効果を生じ、権利移転を自由に行えるようにするため。	租税特別措置法第33条の3第1項および同法第60条第1項第5項に記載された「第一種市街地再開発事業により権利変換で権利床を取得した場合、もしくは第二種市街地再開発事業により取得された対価として施設建築物の床の一部を取得する場合、個人は譲渡がなかったものとし、法事については圧縮債権を認める」という所得税・法人税の特例について	当該特例措置に、「特区内に資産を有する権利者が当該資産の買い替えにより先行再開発地を取得する場合」を追加する。		財務省		
2182	2182010	24	ケイエスケイ進学塾株式会社	50020	亀山土曜学校	1	公立学校に関する施設、設備等の使用条件の規制緩和				公立学校の土曜日使用。学習指導要領以上の授業、土曜教育/パワチャー	義務教育就学者	最低基準という学習指導上の授業、土曜教育/パワチャーの適用		公立学校施設、設備等の使用について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第35条、学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程(亀山市教育委員会別令第2号)第2条により、学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他の学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会権限を変更するものとする。とり、また、管理に属する建物、施設設備又は敷地の直接管理及び1日以内の目的外使用の許可に関する事項は学校その他の教育機関の長に委任されており、継続的かつ機動的に活用できない。	文部科学省 三重県教育委員会 亀山市教育委員会	0700950
2183	2183010	13	株式会社アットマーク・ラーニング	50020	「海外の学習指導要領を用いたインターネット・ハイスクール」卒業生の大学入学・受験機会の拡大	1	大学入学資格の緩和/学校教育法第56条(入学資格) 大学受験資格要件の緩和/学校教育法施行規則第69条(高校卒業者と同等以上の学力と認められる者)	●大学入学資格の緩和/管理コード8041、8043 ●大学受験資格の緩和/管理コードなし			●大学入学資格の要件の緩和/管理コード8041、8043 学校教育法第56条(入学資格)の箇所では、病弱子女や遠隔地で海外の教育課程を修了した者の規定が明確でない。また付随条件として監督官の定めるところにより、という項目が規制になっている。 ●大学受験資格の緩和/学校教育法施行規則第69条(高校卒業者と同等以上の学力と認められる者)第1項として、外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者、となっており、海外での在任規定と文部科学大臣の指定、という項目が規制になっている。	●大学入学資格の要件の緩和/管理コード8041、8043 学校教育法第56条(入学資格)の箇所には下記を追加する。なお、構造改革特区で認められた特区学校の課程を修了した者で、これと同等以上の学力があると認められた者も含まれる。 ●大学受験資格の緩和/学校教育法施行規則第69条(高校卒業者と同等以上の学力と認められる者)第5項として下記を追加構造改革特区で認められた特区学校の課程を修了した者で、これと同等以上の学力があると認められた者	当スクール在籍中に得た「学習ポートフォリオ(学習履歴)」「成績証明書」「アサープメント(時間記録)」の提出義務	インターネットが教育手段として当たり前と考えられるようになってくる時代の中で、受験者本人の主体性よりも、海外に居る人しか方法がなかったことが重視されている。	文部科学省		
2183	2183020	13	株式会社アットマーク・ラーニング	50020	「海外の学習指導要領を用いたインターネット・ハイスクール」卒業生の大学入学・受験機会の拡大	2	学校設置主体の要件の緩和/8002 <学校教育法>2条(設置可能な主体)に下記を追加 一 第四項 第一項の規定にかかわらず、構造改革特区認定を受けた地方公共団体の長が、認可した学校事業者は、学校を設置する。その学校事業者とは、教育の振興を目的とする株式会社やNPOも含めるものとする。	学校設置主体の要件の緩和/8002		株式会社による学校運営が制限されている	学校設置主体の要件の緩和/8002 <学校教育法>2条(設置可能な主体)に下記を追加 一 第四項 第一項の規定にかかわらず、構造改革特区認定を受けた地方公共団体の長が、認可した学校事業者は、学校を設置する。その学校事業者とは、教育の振興を目的とする株式会社やNPOも含めるものとする。					文部科学省	
2183	2183030	13	株式会社アットマーク・ラーニング	50020	「海外の学習指導要領を用いたインターネット・ハイスクール」卒業生の大学入学・受験機会の拡大	3	学校設置基準の緩和 <学校教育法>2条	学校設置基準の緩和/ <学校教育法>2条		株式会社による学校運営が制限されている	学校設置基準の緩和 <学校教育法>2条に下記を追加 一 第五項 前項の認可は、次に掲げる事項を満たしている場合にされるものとする。 一 地方自治体の長の下に設けられる「特区学校審議会(仮称)」により審議 二 設置認可を受ける基準として以下のことが考慮されるものとする ・教育活動に対する目標 ・学校経営の経営・中期計画 ・理事会や評議会や取締役会などの自主管理機構の存在と運用規定 三 但し、長期的な認可基準の指標については、各「特区学校審議会(仮称)」にて定められるものとする 四 一定期間の終了時に、上記の基準の遵守状況を「特区学校審議会(仮称)」は審査し、認可の更新が不適切と判断される場合には、認可の取り消しがなされるものとする。なお、期間内であっても、法令違反、社会通念上許されざる重大な事由があると判断される場合には、認可の取り消しがなされるものとする。					文部科学省	
2183	2183040	13	株式会社アットマーク・ラーニング	50020	「海外の学習指導要領を用いたインターネット・ハイスクール」卒業生の大学入学・受験機会の拡大	4	●大学入学資格の要件の緩和/管理コード8043	●大学入学資格の要件の緩和/管理コード8043		入学資格の制限の緩和	●大学入学資格の要件の緩和/管理コード8043 学校教育法第56条(入学資格)の箇所に下記を追加する。なお、構造改革特区で認められた特区学校の課程を修了した者で、これと同等以上の学力があると認められた者も含まれる。					文部科学省	
2184	2184010	14	学校法人東海大学	50030	医学部臨床研修推進特区	1	外国医師の臨床研修に関する許可規定の緩和				アメリカ合衆国の医師免許取得者で日本の医師として卓越した技能を有するものが東海大学付属病院内で実施の診療行為を日本人医師へ研修させるため	外国人医師臨床研修許可規定を特定の医療機関内に限定して許可制ではなく日本医師会に人当り数ヶ月と多くする領域にわたる研修を比較的年月で行って実現する	特になし	・外国医師自身の臨床研修が目的である ・許可交付に要する月数が長い	厚生労働省		
2185	2185010	15	丸正ニットファクトリー(株)	50020	国際デザイン交流特区	1	外国人デザイン研究者の資格範囲の拡大				デザイン交流特区において外国人デザイン研究者の共同研究を推進する為	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項	研究業務における在留資格において、特区内におけるデザインの研究活動のみならず芸術や、デザイン業務に関わる活動全般に広げて資格外活動許可を認める。	同法については、外国人研究者の「研究」資格では、デザイン全般の活動範囲に制限がある。	法務省	0500330	
2185	2185020	15	丸正ニットファクトリー(株)	50020	国際デザイン交流特区	2	外国人デザイン研究者の在留期間の延長				デザイン交流特区において外国人デザイン研究者の共同研究を推進する為	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項と、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2	該当する外国人デザイン研究者の在留期間を5年間まで延長する。	出入国管理及び難民認定法については、外国人研究者の在留期間は3年とされている。	法務省	0500340	
2185	2185030	15	丸正ニットファクトリー(株)	50020	国際デザイン交流特区	3	外国人デザイン研究者の在留資格要件の緩和				デザイン交流特区において外国人デザイン研究者の共同研究を推進する為	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号	特区内においては、アート・デザイン業務に関わる外国人研究者は、外国人の在留資格要件を緩和する。「研究」の在留資格に係る基準に適用されない。	同法については、「研究」資格について、10年の実務経験要件があり、若く柔軟で優秀なデザイナーを広く集める事ができない。	法務省	0500340	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特別の具体的要請事項(目的)	(対象)	(内容)	代償措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2186	2186010	13	社団法人農村資源開発協会	50060	農村資源開発センター構想(産業先端技術集積特区)	1	<ul style="list-style-type: none"> a.農地転用許可不要施設範囲の拡大及び許可不要面積の引き上げ 農産物以外に関しても、a同様、一定範囲まで不要とする b.農業生産法人の事業・構成員・業務執行役員要件を緩和し、種苗・園芸資材・食品・流通企業等が農業参入しやすくする c.前記企業が農地を保有し得る様、農地の権利移動要件を緩和する d.最低経営面積制限等各種取得制限の緩和により新規参入を容易にする e.認定農業者の農業融資制度の審査基準緩和 f.事業上の利用制限の緩和 g.農業用施設のための開発にかかわる場合の規制緩和 h.農業用施設に拘る建築基準を緩和 			<ul style="list-style-type: none"> a.先端技術による農業用施設(展示実証、農業技術者要請施設等を含む)の建設の為 b.種苗・園芸資材・食品・流通企業等の参入の為 c.新規参入者を参加させる為 d.必要な資金調達をスムーズにさせるため e.土地利用に際し、区割等を適切に行い、有効な配置にさせる為 f.国際的基準に照らし、過剰投資をさせない為 	<ul style="list-style-type: none"> a.先端技術による農業用施設(展示実証、農業技術者要請施設等を含む) b.種苗・園芸資材・食品・流通企業等 c.新規参入者 	<ul style="list-style-type: none"> a.先端技術による農業用施設(展示実証、農業技術者要請施設等を含む)の建設の為 b.種苗・園芸資材・食品・流通企業等の参入の為 c.前記企業が必要とする農地の確保の為 d.新規参入者を参加させる為 e.必要な資金調達をスムーズにさせるため f.土地利用に際し、区割等を適切に行い、有効な配置にさせる為 g.国際的基準に照らし、過剰投資をさせない為 		<ul style="list-style-type: none"> a.農地転用の基準が昭和46年課長通知に基づくものであり、現状に必ずしも適合しない面がある b.先端技術を取り入れた農業団地の開発等に際し、新たな区割等ができず旧法体系になっている c.農業関連企業や新規参入者が農業に参入しづらい法体系になっている d.農業基盤整備事業や整備したものをいじれないことから、それが新たな計画の際の障害になることがある e.農業用施設を一般の建築基準に照らし建設をした場合、農業用施設の国際的基準(IECの農業先進地)と比較すると大幅な過剰投資となっている 	農林水産省 財務省 国土交通省	1000380 1000390 1000400 1000410 1200060 1208180 1208350	
2187	2187010	18	個人	50010	夢ポイント情報基地	1	農産物表示法第3条の撤廃			ハズレ宝くじのサービスポイントに対する資金を確保することを目的とする	農産物表示法第3条に明記されている農産物単価の上限撤廃	1000万円まで上限を引き上げる		ポイントは値引きであると明記しながら、別の条項で30万円以上は農産物となる事に対する矛盾点	総務省 公取委	0402130 0406200 0701150	
2187	2187020	18	個人	50010	夢ポイント情報基地	2	宝くじの収益配分方法の見直し								宝くじの収益金の配分方法	総務省	0402120
2188	2188010	1	北海道経済連合会	4811	産学官連携促進特区	1	国立大学の施設・敷地等の民間企業による使用の手続きの簡素化(行政制度の使用・収益の許可要件)	7402	A	<ul style="list-style-type: none"> ・大学の知的資産を有効活用して地域及びわが国産業の発展を図っていくためには、海外のサイエンスパークのように産学官(公益的)施設が隣接し、交流施設等(食堂や喫茶ルーム等)において先生、学生、研究者、企業経営者など、産学官のメンバーによるFace to Faceの交流・連携によって共同研究や起業が促進される施設整備と仕組みの構築が必要である。 ・現在、北海道では北海道大学北キャンパスエリアに研究開発(リサーチ)から事業化(ビジネス)までを一貫して推進しているための施設整備と仕組みを構築して「つくし」北リサーチパークをビジネスパーク構想(資料添付)が道の産学官の連携によって推進中であり、その実現のため国有地へのインキュベーション施設、企業研究施設、産学官連携促進支援施設の設置がぜひとも必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 国有財産法第18条「……ただし、行政財産である土地について、国が地方公共団体若しくは政令で定められた一種の建物地区区分して所有するたこのら者に当該土地を貸付し、又は地方公共団体若しくは政令で定める法人がその経営する鉄道、道路その他政令で定める施設のように供する場合にはこれらの者のために当該土地に地上権を設定するときは、この限りではない。」および第3項「行政財産は、その用途又は目的を妨げない範囲において、その使用又は収益を許可することができる。」の適用対象者の拡大。 	国立大学の敷地や施設の利用は、特定の大学教授との共同研究の実施が条件であり、不特定多数の教員との連携が必要なインキュベーション施設、企業研究施設、産学官連携促進支援施設等の設置は認められていない。	文部科学省				
2189	2189010	13	東京大学 国際・産学協同研究センター(共同提案者: 東京大学医学部付属眞病院(文京区))	50030	遠隔医療電波特区	1	①無線LANの出力基準の緩和(2.4GHz帯)	4603-001	D	<ul style="list-style-type: none"> ・特区内で、2.4GHz帯の無線LAN機器を利用して医療用動画伝送受信システムを構築するために、送信出力規制が現在のままであれば多数の基地局のカーブエリアが狭く、インフラ構築に多大なコストを要するため。 	<ul style="list-style-type: none"> 電波法及び電波法施行規則、無線設備規則により、免許を要しない2.4GHz帯無線LAN(高度化小電力データ通信システム)の最大空中線電力及び空中線電力が制限されており、それを超えた無線機を利用することは出来ないため、この基準を緩和し、システム構築コストを低減するため。 	2.4GHz帯を使用する無線LANによる高度化小電力データ通信システムにおいて、免許を受ける必要無く、その最大空中線電力は1Wまで認め、無指向性空中線の利得は6dBiまで認めること。		電波法により、無線機の免許不要条件が空中線電力0.01W以下であることとなっている。また、無線設備規則により2.4GHz帯無線LAN(高度化小電力データ通信システム)の最大空中線電力は10mW/MHz、無指向性空中線の利得は2.14dBiと定められている。	総務省	0405410	
2189	2189020	13	東京大学 国際・産学協同研究センター(共同提案者: 東京大学医学部付属眞病院(文京区))	50030	遠隔医療電波特区	2	②無線LAN等の周波数帯域の拡大(5GHz帯の更なる利用拡大)	4610-002	B	<ul style="list-style-type: none"> ・一次提案では、5.25～5.35GHzの屋内利用、5.470～5.725GHz帯の屋外利用について、2003年の閣議合議で前記が実現すれば検討するとの回答であったが、時期が分らないで、特で前向き実施したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 電波法及び電波法施行規則、周波数割当計画により、割当可能な周波数が規定されており、それを超えた無線機を利用することは出来ないため、安価な高速無線通信システムを前向きに実現可能となる。 	5.25～5.35GHz及び5.47～5.725GHz帯域は現在レーダーシステム等でのみ利用されており、無線LAN等の他の用途に利用できない状況にある。		5.25～5.35GHz及び5.47～5.725GHz帯域は現在レーダーシステム等でのみ利用されており、無線LAN等の他の用途に利用できない状況にある。	総務省	0405420	
2189	2189030	13	東京大学 国際・産学協同研究センター(共同提案者: 東京大学医学部付属眞病院(文京区))	50030	遠隔医療電波特区	3	③無線LAN等の周波数帯域の拡大(電気通信事業者以外の許可)	4610-003-1	A	<ul style="list-style-type: none"> ・一次提案では、電気通信事業者以外のものに割当てるとして、同一構内通信や公共施設間通信などに限るとしているが、医療情報伝送システムとして医療機関が設置する場合は良いのか不明であるため。 	<ul style="list-style-type: none"> 電波法施行規則、無線設備規則、周波数割当計画により、5GHz帯無線アクセスシステムの免許は電気通信事業者に限られているが、これを緩和することにより、医療法人が自らの敷地内などに自由に基地局を設置することを可能とする。 	5GHz帯無線アクセスシステムについて、医療法人が高度救急医療等に活用する場合には、免許を可能とする。		5GHz帯無線アクセスシステムの免許は電気通信事業者に限られており、また特区の一次提案では、公共施設間や同一構内の通信に限り認められることとなった。	総務省	0405430	
2189	2189040	13	東京大学 国際・産学協同研究センター(共同提案者: 東京大学医学部付属眞病院(文京区))	50030	遠隔医療電波特区	4	④無線LAN等の周波数帯域の拡大(5GHz帯の屋外利用)	4610-001	D	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、4.9～5.0GHz帯は電気通信事業者が固定通信に利用しており、利用できる場所と条件が限られてしまっているため。 	<ul style="list-style-type: none"> 電波法に基づく免許付与の審査基準として、電気通信事業者のマイクロ波固定通信の周波数帯域に影響を与えない設計となっていることが求められており、固定回線が混み合っている場合には免許が付与されない可能性がある。 	4.9～5.0GHz帯を利用しての固定マイクロ波無線の光ファイバー化など他のシステムへの移行を先行的に進め、無線アクセスシステムに優先的に免許を与えることとする。		電波法に基づく免許付与の審査基準として、電気通信事業者のマイクロ波固定通信回線に影響を与えない設計とする必要があり、免許が付与されない可能性がある。	総務省	0405440	
2189	2189050	13	東京大学 国際・産学協同研究センター(共同提案者: 東京大学医学部付属眞病院(文京区))	50030	遠隔医療電波特区	5	⑤無線LAN等の固定通信利用の許可(5GHz帯)			<ul style="list-style-type: none"> ・5GHz帯無線アクセスシステムの基地局同士の通信や、同じシステムを持った固定通信を可能とするにより、医療用動画伝送受信システムを低コストかつスピーディに実現するため。 	<ul style="list-style-type: none"> 電波法施行規則、無線設備規則、周波数割当計画により、5GHz帯無線アクセスシステムの免許は基地局及び陸上移動局のみ考えられることとなり、固定局としての免許が与えられない。 	5GHz帯無線アクセスシステムについて、固定局免許を可能とする。		5GHz帯無線アクセスシステムの免許は基地局及び陸上移動局のみに与えられる。	総務省	0405450	
2189	2189060	13	東京大学 国際・産学協同研究センター(共同提案者: 東京大学医学部付属眞病院(文京区))	50030	遠隔医療電波特区	6	⑥無線LAN等の空中線利用条件の緩和(フェーズドアンテナの利用)			<ul style="list-style-type: none"> ・2.4GHz帯無線LAN及び5GHz帯無線アクセスシステムを利用した基地局で、指向性を電氣的に素早く変化するフェーズドアンテナの使用を認めることにより、患者への電波を最小限に抑えつつ、広範囲な通信を可能とし、種々かつ超高速の医療用動画伝送システムを構築するため。 	<ul style="list-style-type: none"> 無線設備規則に、空中線の指向性を定める条項があるが、電氣的に素早く指向方向を変化できるフェーズドアンテナを想定していないため、これを利用できない可能性がある。 	2.4GHz帯無線LAN及び5GHz帯無線アクセスシステムを利用した基地局で、指向性を電氣的に素早く変化するフェーズドアンテナの使用を可能とする。		フェーズドアンテナが利用可能かどうか不明である。	総務省	0405460	
2190	2190010	13	関西ビジネスコーポレーション	50020	保育特区	1	・保育所における宿泊を伴った保育の容認			<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が入院したり、家族の介護のため、単身者や高齢者など、育児を伴った形で預けられるようにするため、日々の要件を緩和して、宿泊保育が可能となるようにするため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第39条において、日々保護者の委託を受けて保育を実施することとなっている部分について 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の入院、家族の介護のため、育児が困難な場合に、宿舎の設備が整っている場合には、最長1週間程度の宿泊保育を認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所においては、日々、保護者からの委託を受けて児童を預かるものとし、宿泊保育は認められていない。 	厚生労働省			
2190	2190020	13	関西ビジネスコーポレーション	50020	保育特区	2	・児童福祉施設最低基準における保育所の内階段、外階段などの設置義務の見直し			<ul style="list-style-type: none"> ・役所、病院や官舎など、既存の建物内に保育所を設置する場合には、設置基準を満たすための改修工事が必須となるため、費用負担を軽減し、効率的に保育所が設置できるようにするため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設最低基準32条8号により、屋内階段以外にも、傾斜路または屋外階段の設置が義務づけられている部分について 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物に設置された屋内、屋外階段までの距離が、児童福祉施設最低基準第32条9項に規定される距離(30m以内)であれば認可保育所として容認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設最低基準を満たした施設以外は、認可外保育施設とされ、運営費補助が受けられない。 	厚生労働省			
2190	2190030	13	関西ビジネスコーポレーション	50020	保育特区	3	・児童福祉施設最低基準における保育士有資格者の定数緩和を緩和			<ul style="list-style-type: none"> ・若い母親に対するアドバイスやカウンセリングなどを実施できるよう、子供の養育経験のある者に一定の研修を条件に、保育に就任することを認めることにより、子育てを育んだ世代の知恵やノウハウを活用し、子育て支援を行えるようにするため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設最低基準33条2項において、保育士の数が定められている部分について 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の養育経験を要件として、一定の研修を終了した条件に、保育に就任することを認めるが、保育士の有資格者は、全体の3分の1以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度では、保育士資格を有する者しか保育に携わらず、それ以外の施設は、認可外保育施設とされ、運営費補助が受けられない。 	厚生労働省			

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード	
2190	2190040	13	関西ビジネスコーポレーション	50020	保育特区	4	施設を賃借して運営する民間法人の保育所に対する家賃補助の実施				1案:民改費の問題として取り上げる場合 ・都市部では、自前の土地、建物を確保することが難しく、賃借をせざるを得ない場合、施設補助が受けられない民間法人の場合 2案:施設補助と同様に家賃補助を提案する ・都市部での民間企業の参入を促進し、利用者負担を軽減するため、社会福祉法人に対してのみ行われている施設補助と同様に、土地や建物を賃借した場合には、家賃補助を行い、利用者の負担を軽減する必要がある。に利用者の負担を軽減するために必要。	・児童第299号(平成12年3月30日)において、保育所の土地・建物の賃借料等の費用部分が、民改費加算額を超えた場合には、民改費の加算が停止される部分について ・厚生事務次官通知(厚生省社第409号(平成3年11月25日))において、民法法人への社会福祉施設等施設・設備整備費補助金の交付対象を、既設施設の改修に限定している部分について	・保育所の土地・建物の賃借料に対し、家賃補助を行う ・民間企業が土地・建物を賃借して保育所を運営する場合に、家賃補助を行う。		・保育所の土地・建物の賃借料等の費用部分が、民改費加算額を超えた場合には、民改費の加算が停止される ・保育所を運営する民法法人へは、既設施設の改修に限り、社会福祉施設等施設・設備整備費補助金の対象としている。	厚生労働省		
2190	2190050	13	関西ビジネスコーポレーション	50020	保育特区	5	民間法人に対する施設整備費補助の実施				・民間企業の参入を促進し、利用者負担を軽減するため、社会福祉法人に対してのみ行われている施設整備費補助を、民間企業の保育所にも適用する必要がある	・厚生事務次官通知(厚生省社第409号(平成3年11月25日))において、民法法人への社会福祉施設等施設・設備整備費補助金の交付対象を、既設施設の改修に限定している部分について	・民法法人への社会福祉施設等施設・設備整備費補助金の交付対象を、既設施設の改修だけでなく、社会福祉法人と同様とする。		・保育所を運営する民法法人へは、既設施設の改修に限り、社会福祉施設等施設・設備整備費補助金の対象としている。	厚生労働省		
2190	2190060	13	関西ビジネスコーポレーション	50020	保育特区	6	国有財産法において大学、病院、官舎、公園などに保育所を設ける場合の国有財産の使途制限の緩和				・保育所不足を解消し、利用者のニーズに応えるため、国有財産関係があっても、より身近な場所に認可保育所を設置し、利用し易くするとともに、入院や介護時の宿泊保育や緊急時の一時預かり等を行えるようにするため	・国有財産法第19条において、貸付が禁止され、その用途または目的を妨げない限度において、使用、収益を許可することができることとされている部分について	・民間法人が、大学、病院、官舎、公園などに認可保育所を設置する場合に、国有財産の使途制限を緩和し、貸し付け可能とする。		・行政財産は、原則、貸付等が禁止され、「その用途または目的を妨げない限度において、」使用、収益を許可することができることとされている	文部科学省 厚生労働省 財務省		
2190	2190070	13	関西ビジネスコーポレーション	50020	保育特区	7	地方公務員の民間企業への出向・派遣の容認				・公立保育所の民間委託を進める中で、地方公務員である保育士が委託を受けた民間企業へ出向・派遣ができるようにすることで、引き続き、同じ保育所で働くようにするため		・公立の保育所が民間委託に変わった場合には、地方公務員である保育士が希望すれば、委託を受けた民間企業へ出向・派遣の形で引き続き、同じ保育所で働くことができるようにする		・現行法においては、地方公務員の民間企業への出向、派遣についての規定がなされていない。	総務省	0401110 0701050	
2191	2191010	34		50040	特区病院(仮)	1	診療所における病床数制限の引き上げ				既存の病院より合理化された従来の有床診療所が質的に病院と差の無い医療を、従来の有床診療所の診療報酬で行うことが出来るように診療所における病床数制限の緩和。	医療法第4条の第二項において診療所においての19床とされている病床数の上限について	特別措置として有床診療所におけるの病床数の上限を100床以内とする。		医療法第4条の第二項において診療所におけるの病床数の上限が19床になっており、制限されている。	厚生労働省		
2192	2192010	38	テイジン	50020	愛媛県素材型産業新生特区	1	工場が分社化した場合の一体管理(安全衛生管理組織)	9137	C-1		高圧ガス保安法では施設保安検査の認定保安検査実施者による検査認定にあたり個々の事業毎に保安管理部門を置く事になっているが、石油コンビナート特定事業所が分社化により複数の事業からなる工場となった場合に個々の事業に安全衛生管理組織(保安管理部門)を置く事は石油コンビナート等災害防止法により工場一体の安全防災組織を持つ事と整合性が取れないばかりか高次の機能を果たしていた安全衛生管理組織を分割し、新しいレベル底下を置くことになる。このようなケースでは分社化前の工場一体管理を継続し安全衛生管理レベルを高度に維持したいと言うもの。	コンビナート特定事業所が分社化された場合にも個々の事業毎に安全衛生管理組織(保安管理部門)を置く事は、各法律間の矛盾もあると認められ、従来の安全衛生管理組織を分割する事に際し、レベル底下を置くので従来どおり工場一体管理をする方が適切である事から、	高圧ガス保安法第35条第1項第2号による「認定保安検査実施者」について同法第39条の5で認定の基準が示され、これに基づきコンビナート等保安規則第43条の1別表7「高圧ガス保安法の認定保安検査実施者認定要件」が規程されている。これによる分社化された各社に保安管理部門を設置する必要があり、親会社が一括して保安管理を行う事が出来ない。	コンビナート特定事業所が分社化される場合には、分社化前の安全衛生管理組織を継続し、従来どおりの体制で親会社が一括して各分社全体の安全衛生管理を行えるようにする。高圧ガス保安法関係について言えば、親会社の保安管理部門が分社された子会社の保安管理部門の機能を分担出来るようにする。	保安管理、設備管理、運転管理の各部門に関して親会社、小会社の間で責任分担を明確にしておく。	高圧ガス保安法第35条第1項第2号、同第39条の5並びにコンビナート等保安規則第43条の1別表7「高圧ガス保安法の認定保安検査実施者認定要件」により、認定保安検査実施者に認定される為には分社化された各社に保安管理部門を設置する必要があり、親会社が一括して保安管理を行う事が出来ない。この為、分社化前は工場一体で行っていた保安管理を分割せざるを得ず、保安管理部門階層の分断を招き、工場全体の安全管理、保安管理を高次元に維持できなくなった。	経済産業省	1150070

財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	内閣府	防衛庁	内閣官房(特区室)

提案事項コード

管理コード

経済産業省番号

提案事項コード

管理コード

提案事項コード

管理コード

提案事項コード

管理コード

NO

提案事項コード

管理コード

No

提案事項コード

管理コード

提案事項コード

管理コード

提案事項コード

管理コード

提案事項コード

管理コード

提案事項
コード

管理コード

